

令和元年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

新たなタイプの意匠及び部分意匠の
審査に関する
調査研究報告書

令和2年2月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

要約

背景

平成30年8月から12月の産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会における将来の意匠制度に関する議論において、新しく画像や、建築物、施設の内装等を保護対象に加えることが提言され、また、組物の意匠や部分意匠制度に関しても検討を要する声があり、運用に当たってはユーザー一等の実務に即したものとなるよう検討を進める必要がある。

目的

- (1) 現在意匠法の未保護領域である①物品に化体しない画像意匠、②建築物の意匠、③内装意匠及び、④組物の意匠を中心に、今後の審査運用の検討における基礎資料とする。
- (2) 部分意匠制度に関する①手続補正の要件、②出願分割の要件、③優先権の主張の効果が認められるための要件（「意匠の同一」の考え方）を中心に、今後の検討における基礎資料とする。

国内外公開情報調査

- ①未保護領域に関する海外公開情報調査（米国、欧州共同体、中国、韓国における制度に関する調査及び審決例・裁判例に関する調査計20件以上）
- ②部分意匠に関する海外公開情報調査（同上、審決例・裁判例計5件以上）
- ③意匠権に関する国内裁判例、意匠権又は意匠制度に関する文献リスト

国内アンケート調査

- ・国内企業900者及び国内弁理士・弁護士事務所50者、未保護領域分野の業界団体に属する企業50社以上を対象とし、計1019社に送付

国内ヒアリング調査

- ・国内企業、国内弁理士・弁護士事務所その他有識者計15者を対象とした。

海外質問票調査

- ・米国、欧州共同体、中国及び韓国の知財庁、日本や対象国・地域に出願等の手続を受任している現地法律事務所等計16者を対象とした。

海外ヒアリング調査

- ・米国及び欧州の海外弁理士・弁護士事務所計4者を対象とした。

アドバイザー会合

- ・当該調査内容について専門的な知識及び経験を有する国内有識者、弁理士及び企業担当者により、7月、11月及び1月の計3回の会合を開催し、本調査研究に関する助言を得た。

I. 各国・地域の制度概要

1. 新たなタイプの意匠の制度概要

(1) 物品に化体しない画像意匠

米国、欧州、中国及び韓国のいずれの国・地域においても、ディスプレイ等に表示される画像の意匠を登録することが可能であるが、その登録の態様は各国・地域で異なる。

GUI を単独で物品として指定し、登録できるのは欧州のみであった。欧州では、GUI の登録にあたり、特に課された要件もなく通常の意匠と同様に登録することができる。立体的な GUI や動きを伴うものも、他の意匠において立体物や動きを表すのと同様にすればよい。

一方、米国及び韓国では部分意匠として、中国では全体意匠の要部として、GUI が何らかの表示媒体に表示されていることを表す必要がある。

米国では、表面装飾の一部として GUI を登録することができるが、GUI 単独では単なる絵として見なされる。このため、図面の表現としては GUI の周囲を破線で囲むなどし、明細書に部分意匠として登録する旨を記載する必要がある。なお、GUI を表示するディスプレイの形状などを図面に示す必要はなく、GUI の用途や機能などの記載も特に求められていない。

中国では、部分意匠制度がないため、GUI が表示されている態様をその表示媒体とともに全体意匠として図面に表す必要がある。この場合、製品名称(日本の制度でいう物品名)において、GUI の主要な用途と GUI を表示する物品名とを記載しなければならず、動きを伴うものである場合は「動的」の語を製品名称に含めなければならない。加えて概要説明の欄において、GUI の用途を説明しなければならない(専利審査指南第 1 部分第 3 章 4.4.1～4.4.3)。このため、GUI は単なる装飾を目的としているものは登録することはできず、装置とのインタラクションに無関係なものは登録対象から除かれている(専利審査指南第 1 部分第 3 章 7.4(11))。

韓国でも登録に物品性が求められており、物品の液晶表示画面等の表示部に表示されるものとして登録することができる。なお、表示部に表示されるのではなく光の投射によって表されるものは登録することはできない(画像デザイン審査指針 1, 2))。GUI に関して課されている要件は物品性のみであり、願書等への用途や機能の記載については特に触れられていない。なお韓国のみ動画を参考図面として提出することが可能となっている。

(2) 建築物の意匠

建築物の意匠を登録可能な国・地域は、米国、欧州及び中国であった。

米国及び欧州では、建築物は他の通常の意匠と同様に扱われており、特に課される要件等はない。図面や願書等の記載も同様である。

中国では、建築物は登録可能とは明記されていないが、登録できない例として、「特定の地理的条件によって決まるもので、繰り返して再現することのできない固定した建物、橋など。例えば、特定の山、河川を含む山水別荘」(専利審査指南第1部分第3章7.4(1))が挙げられている。

韓国では、不動産は意匠の「物品」には該当せず、不動産としての建築物は登録することができない。なお、工業的に生産が可能でありかつ移動できるものは登録が可能となっており、実際に橋などの登録例がある。

(3) 内装意匠

内装の意匠を登録可能な国・地域は米国及び欧州であった。中国及び韓国では登録することができない。

米国及び欧州では、建築物の意匠と同様に、内装の意匠は他の通常の意匠と同様に扱われており、特に課される要件等はない。図面や願書等の記載も同様である。

(4) 組物の意匠

米国、欧州、中国及び韓国のいずれの国・地域においても、組物(セット)の意匠を登録することが可能であるが、その登録の態様は各国・地域で異なる。

米国では、複数の物品からなる意匠の登録が認められている。複数の物品からなる意匠は物品の名称を「set of~」とし、「単一の製造実体(a single entity of manufacture)」であることが要件となっている。セットの種類は特に限定されておらず任意のセットで登録が可能であり、包装容器に入った製品の意匠のような登録例がある。また、部分意匠でもよい。

欧州でもセット意匠として登録が可能であり、物品名は「set of~」となる。なお、セットの意匠として登録する場合、その構成物品自体で単独の製品たり得るものでなければならず、構成物品が美的に関連し、機能的に補完するものであり、通常は一つの製品として一

緒に販売されるものである必要がある。また、構成物は一つのクラスに含むものでなければならない。そして、少なくとも一つの図面において、セットの意匠全体を示すものを提出しなければならない。(登録共同体意匠の出願の審査に係るガイドライン 5.2.8)

中国では、同一製品である場合、2 つ以上の類似意匠又は同一種類の製品をセットで販売、又は使用する製品の 2 つ以上の意匠を一つの出願とすることができる(専利法第 31 条 2 項)。中国では複数意匠のセットという捉え方となっており、開示された範囲内で一つの構成物品を分割出願することができる。

セットとして一出願できる要件は、国際意匠分類の大分類が同一である場合であって、慣習上同時販売又は同時使用されるものであり、かつ同一の設計思想を有することである(専利法実施細則第 35 条 2 項)。また、セットとして出願できる対象は特に定められておらず、自由な組み合わせで出願することができる。

韓国では、2 以上の物品から構成され、その一組全体として統一性を備える場合、その一組の意匠を一出願で登録することができる(デザイン保護法第 42 条)。組物として出願する場合、デザイン保護法規則別表 5 に定められた「一組の物品の区分」に掲げられた 93 種のいずれかに該当するものでなければならず、かつ構成物品も別表に掲げられたものである必要がある。なお、組物の意匠に関する部分は登録できない(デザイン審査基準第 4 部第 1 章 2) (4))。

2. 部分意匠制度の概要

(1) 補正の要件

出願当初の開示の範囲内で、部分意匠の位置や大きさ、範囲を変更するような比較的自由的な補正が可能であったのは米国のみであった。欧州、中国及び韓国のいずれも出願当初の意匠を変更する補正は認められておらず、部分意匠の位置や大きさ、範囲を変更する補正は認められない。

米国では、35USC§112(a)の記載要件を満たすことを条件に、最初に提出された書面の開示の範囲内でクレームする範囲を拡大又は縮小することができる(MPEP§1504.04 B)。なお、審査官が審査に着手した後の補正の可否は、審査官の裁量の範囲となり、再度サーチが必要となるような場合は分割出願や継続出願を行うよう指摘を受ける可能性が高い。な

お、出願当初に書面でサポートされていない事項を追加する補正は新規事項追加となり、認められない。

欧州では、意匠に関し補正可能な範囲は、補正の前後で意匠の同一性が保持される範囲のみである（CDIR§11(2)）。出願後に修正できる内容は、出願人の名称や住所、明白な誤りのみであり、出願後に意匠を変更するような内容の修正は行うことができない（CDIR§12(2)）。したがって、部分意匠の位置や大きさ、範囲を変更する補正はすることができない。また、庁が求めた場合以外は、図面の追加や図面の削除なども行うことができない（登録共同体意匠出願の審査に係るガイドライン 5.5）。

なお、EUIPO への出願時は方式要件と、出願に係る意匠が意匠の定義（CDR§3）に合致するか、公序良俗に反しないか（CDR§9）のみが審査され、これら理由に抵触する場合、審査官から拒絶理由が通知され、出願人には補正又は意見書を提出する機会が与えられる（CDIR§11(1), (2)）。このため、補正ができる機会は限定的である。

中国では、部分意匠の出願自体が認められていないため、部分意匠の位置や大きさ、範囲を変更する補正は行うことができない。ただし、外国からの優先権主張を伴う出願の場合、基礎出願が部分意匠である際は、破線の部分を実線にし、全体意匠として出願又は補正することが認められている。

韓国では、要旨を変更しない範囲で意匠の補正をすることができる。意匠出願における要旨変更とは、総合的に判断して、最初に出願された意匠と補正後の意匠との間に同一性が維持されないことをいう。このため、部分意匠の位置や大きさ、範囲を変更する補正は要旨変更となるため、することはできない。

（2）分割の要件

補正と同様に、親出願の出願当初に開示された範囲で分割出願できるのは米国のみであった。米国では、親出願の開示の範囲内で、任意の部分意匠や全体意匠を分割出願することができる。一方、欧州、中国及び韓国では、出願時に複数の意匠が含まれている場合のみ意匠単位で分割出願をすることができる。

米国では、35USC § 112(a)の記載要件を満たすことを条件に、親出願の出願当初の開示の範囲内で任意の位置、大きさ、範囲、又は全体意匠等を分割することができる。これらは補正と同様に考えることができる。分割出願は親出願とは別の出願として扱われるが、親

出願のクレーム範囲とは異なる範囲で権利化した場合には、継続出願を行うこともできる。この場合は親出願と別個の出願とは扱われない。

なお、新規事項を追加する場合は一部継続出願も行うことが可能であるが、追加した内容について、出願日の利益を引き継ぐことはできない。

欧州では、分割出願ができるのは、複合出願の場合であって、出願に係る意匠が2以上のロカルノ分類に属する場合のみである。また分割できるのは出願に含まれていた製品単位となり、部分意匠などを分割することはできない。

中国では、分割出願ができるのは、原出願に2以上の意匠が含まれている場合のみである。部分意匠の出願は認められていないため、全体意匠の一部を部分意匠として出願することはできない。

韓国でも、分割出願ができるのは、出願に係る意匠が2以上含まれていた場合のみであり、そもそも一意匠一出願の原則（デザイン保護法第40条）に合致した出願がされていた場合は、分割出願は認められない。このため、第40条の要件を満たす出願から、その一部を部分意匠として出願すると行ったことは認められない。

（3）優先権主張における意匠の同一の考え方

パリ条約による優先権主張を伴う出願をする場合、基礎出願に係る意匠と、後の出願に係る意匠とは同一性が求められる。これらは米国、欧州、中国及び韓国のいずれにおいても同じであった。中国のみ、制度の違いに対応するため、部分意匠の出願を基礎とする場合、その破線を実線に変更して全体意匠として出願することが認められている。

米国では、優先権主張における意匠の同一性について特に定める規定やガイドラインの記載は見当たらなかった。

欧州では、意匠の同一性は、審査段階では判断されず、無効審判などの審判段階で問題となる。原則として、基礎出願に係る意匠と出願に係る意匠とが何らの追加や削除もなく、同一でなければならない（CDR§41、登録共同体意匠出願の審査に係るガイドライン 6.2.1.1, p. 53）。ただし、重要でない細部（*immaterial details*）の部分のみが異なっている場合や、国により出願に係る要件を満たすための図面の表現の違いである場合、これらは同一とみなされる（CDR§5(2)、登録共同体意匠出願の審査に係るガイドライン 6.2.1.1, p. 53）。

中国でも、審査段階では大幅に異なる意匠が出願された場合を除き、意匠の同一性の有無は無効審判で問題となる。意匠の同一性が認められるには、製品が同一であることと、

基礎とした外国出願において、明確に示されていることが必要とされる（専利審査指南第4部分第5章9.2）。

なお、中国では部分意匠が認められていないため、基礎出願が部分意匠の場合、破線を実線に変更して全体意匠とした上で出願することが認められている。また、出願後に補正してもよい。

韓国では、原則として、優先権書類に表されたデザインと同一のデザインが韓国特許庁への出願に含まれていることが要求される。具体的には、物品と形態のそれぞれに求められる。物品の場合は、その用途・機能が実質的に同一であれば同一性が認められ、形態の場合は、登録を受けようとするデザインの形態が実質的に同一であればよい。このため、全体意匠から部分意匠、部分意匠の位置や範囲、大きさが異なるような態様で出願した場合、同一性は認められない。

3. 対比表

(1) 新しいタイプの意匠

項目	内容	US	EUIPO	CN	KR
画像	物品との関連	必要	不要	必要	必要
	装飾を目的とする画像の登録可否	○	○	× (製品の機能と無関係のものは登録不可)	明記なし
	用途、機能等の記載	特に要求されていない	特に要求されていない	製品名称に記載	特に要求されていない
	GUI 単独での登録の可否	不可	可	不可	不可
	GUI の登録態様	画面等に表示されたものであることを明記する必要がある	GUI 単独で登録可	GUI が表示される製品の全体図が必要	表示対象としての物品の形状を図示する必要がある
	図面の表現	GUI の周辺を破線で囲めば(部分意匠)、表示対象の図は不要	GUI の全体意匠として登録可	GUI が表示される製品の全体図が必要	部分意匠であっても、表示媒体を示す必要がある
	立体的な画像意匠の図面表現	出願人の任意で斜視図や異なる視点からの図面を提出	出願人の任意で斜視図や異なる視点からの図面を提出	6 面図など	出願人の任意で斜視図や異なる視点からの図面を提出
	動きや映像表現を伴う画像	一連の変化を図面で表現	一連の変化を図面で表現	一連の変化を図面で表現(製品の全体図に示さなくてもよい)	一連の変化を図面で表現、参考図面として動画を添付可
建築物	建築物の意匠の登録可否	○ -	○ -	○ 土地に固着した再現性のない建物等、自然環境を含むものは不可	× 不動産は不可、繰り返し生産可能かつ運搬可能であれば可
	どのようなものが「建築物」か	明記なし	明記なし	明記なし	-
	建築物特有の図面表現	特に指定なし	設計図面は不可	特に指定なし	-
	建築物周辺の付属物	登録例なし	登録例なし	登録例なし	-
内装	内装意匠の登録可否	○	○	×	×
	どこまで明らかになれば内装意匠と認められるか	明記なし	明記なし	-	-
	図面表現の在り方	指定なし	指定なし	-	-
	統一的な美感等の要件	なし	なし	-	-
	全体の統一を判断する上で考慮されるべき点	なし	なし	-	-

項目	内容	US	EUIPO	CN	KR
組物	複数物品からなる意匠の登録可否	○	○	○	○
	組物の部分意匠の登録可否	○	○	×	×
	組物の種類の指定	なし	なし	なし	あり (93種、構成物品の指定あり)
	追加要件（統一感他）	単一の製造実体(a single entity of manufacture)であること	<ul style="list-style-type: none"> ・構成物自体も単独の製品であること ・通常は一つの製品として一緒に販売等されること ・ロカルノ分類の一つのクラスに含まれるものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際意匠分類の大分類が同一 ・慣習上、同時販売・同時使用されるものであること ・構成物単独で使用価値があり、かつ組み合わせた場合に組合せ後の使用価値が現れるものであること ・同一の設計思想を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・2以上の物品から構成され、一組の物品として同時に使用され、全体として統一性があること
	包装と物品の組み合わせの登録可否	○ 登録例あり	-	-	-

(2) 部分意匠

項目	内容	US	EUIPO	CN	KR
部分	部分意匠出願の可否	○	○	×	○
部分/ 補正	出願当初の意匠を変更する 補正の可否	○	×	○ (外国出願を基礎とする場合)	×
	補正可能な範囲	出願当初の開示の範囲	意匠の同一性が保持される範囲	元の図面又は写真に示された 範囲	出願当初の願書、図面の 範囲であって、要旨変更に ならない範囲
	補正できる条件	<ul style="list-style-type: none"> 35U.S.C. §112(a)の要件を満たすこと 審査官による審査着手後の補正の可否の判断は審査官の裁量の範囲となり、再度サーチが必要となる補正は分割又は継続出願を要求される 	<ul style="list-style-type: none"> 出願人の名称や住所、明白な誤りがある場合のみ 庁が求めた場合のみ図面の追加/削除が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 外国出願を基礎とする場合、基礎出願が部分意匠であった場合、制度の違いに対応するため、全体意匠として出願する又は補正をすることが認められている 	<ul style="list-style-type: none"> 総合的に判断して、補正前後のデザインに同一性が維持されていれば可能
	全体意匠を部分意匠に変更する	○	×	×	×
	部分意匠の範囲を拡大、縮小する	○	×	×	×
	部分意匠の意匠登録を受けようとする部分の位置を変更する	○	×	×	×
	部分意匠を全体意匠に変更する	○	×	○	×
部分/ 分割	分割出願の可否	○	○	○	○
	分割可能な時期/条件	親出願の係属中	親出願が複合出願であり、2以上のロカルノ分類に属する場合のみ可能	親出願に2以上の意匠が含まれている場合のみ	一意匠一出願に反する場合のみ、補正可能な期間内に限り可能
	分割出願可能な範囲	出願当初の開示の範囲 (分割又は継続出願)	複合出願に含まれていた製品単位	親出願に示された範囲であって、親出願に含まれていた意匠単位で分割可能	親出願に示された範囲であって、親出願に含まれていた意匠単位で分割可能
	全体意匠から部分意匠を分割	○	×	×	×

項目	内容	US	EUIPO	CN	KR
	部分意匠から全体意匠を分割	○	×	×	×
	部分意匠で破線の部分を分割	○	×	×	×
	部分意匠から部品の意匠として分割	○	×	×	×
部分/ 優先権	優先権主張を伴う出願の同一性の範囲	原出願の意匠と同一	原出願の意匠と同一 (ただし、重要でない部分 (immaterial details)の差異は 同一の範囲内と認められる)	基礎とした外国出願において 明確に示されていること、製品 が同一であること	原出願の意匠と同一
	全体意匠を基礎として部分意匠を出願	×	×	×	×
	部分意匠を基礎として部品の意匠として出願	×	×	△ (原出願に明確に示されている 場合、認められる場合がある)	×
	部分意匠を基礎として、 基礎とは異なる部分を出願	×	×	×	×
	部分意匠を基礎として全体意匠を出願	×	×	○	×

(3) 方式、その他

国/地域 (知財庁略称)	項目	日本 (JPO)	米国 (USPTO)	欧州 (EUIPO)	中国 (SIPO)	韓国 (KIPO)
提出書面	提出書面の種類	・願書 ・図面 (写真、ひな形、見本)	・The Preamble ・Drawings ・The Oath or Declaration	・願書	・意匠特許請求書 ・図面 (写真)	・願書 ・図面 (写真、見本)
願書等記載 事項(書誌事 項除く)	必須事項	・意匠に係る物品	・The Title of the design ・The Figure Descriptions ・Claim (Single)	・製品の表示 ・意匠の表示 (図面)	・製品の名称 ・簡単な説明(デザインの ポイント、図の省略、製品 の使用方法 (用途)、色 彩等)	[願書に記載] ・出願の種類 ・物品名又は物品類の 名称 ・部分デザインの有無 [図面に記載] ・物品名又は物品類の 名称 ・デザインの説明 ・デザインの創作内容の 要点(300字以内)
	任意事項	・意匠に係る物品の説明 ・意匠の説明	その他必要に応じて明細書に 記載又は願書に添付してよい	・説明(100語まで)		・デザインの説明欄は、 物品の説明、図面の 説明、図面の省略、色彩 等場合に応じて記載
図面	必要な 図面	一組の6面図(基本)	出願人が十分に意匠を開示 していると考え任意の図(特 に指定なし)	出願人が十分に意匠を開 示していると考え任意の 図(特に指定なし)	6面図など	出願人が十分に意匠を 開示していると考え任意 の図(特に指定なし)
	図面の 省略	可	可	-	可	可
		・同一/対称に表れる図等 ・6面図で省略したものは 権利要求しないと見なされ る	・斜視図が提出されており、意 匠が明確に示されている場合 の他の図面、同一/対称に表 れる図面、底面で特に装飾 等がない場合など(明細書で その旨を明示)	-	・同一/対称に表れる図や デザインのポイントがない図 面は省略可 (意匠の簡単な説明欄にそ の旨を記載)	・同一/対称に表れる図 (デザインの説明欄にその旨 を記載)

国/地域 (知財庁略称)	項目	日本 (JPO)	米国 (USPTO)	欧州 (EUIPO)	中国 (SIPO)	韓国 (KIPO)
願書書式	用紙	A4 縦長	(1) 21.0×29.7 cm (DIN size A4), 又は (2) 21.6×27.9 cm (8 1/2 by 11 inches).	基本的に Web 上のフォームに直接入力	A4 (210mm×297mm)	A4 (横 210mm、縦 297mm)
	余白	上 6cm、左右下 2cm	少なくとも上 2.5cm、左 2.5cm、右 1.5cm、下 1.0cm		左・上 25mm、 右・下 15mm	上下 40 mm、左 25 mm、 下・右に 20 mm (下余白 中央にアラビア数字でページ番号)
	書式	・左横書き、36 文字/行 ・行間隔 4mm 以上 ・29 行以内/ページ	—		・一行高さ:3.5~4.5 mm ・行間:2.5~3.5 mm	—
	訂正表記	不可	—		—	—
	綴じ方	左とじ	—		—	—
	文字	10pt-12pt 日本工業規格 X0208 号	—		—	—
図面書式	用紙	願書と同じ	願書と同じ	A4(29.7cm×21cm)	—	願書と同じ
	余白	願書と同じ	願書と同じ	左側に少なくとも 2.5cm	—	願書と同じ
	線の太さ	・実線・破線:約 0.4mm ・切断面を表す平行斜線: 約 0.2mm ・斜線:約 0.2mm	・意匠の輪郭を表す線と、陰 影線や引出線の太さを変える	—	0.25mm から 0.5mm	—
	図のタイトル等	【正面図】、【背面図】、 【左側面図】、【右側面 図】、【平面図】及び【底面 図】他	Fig 1 など通し番号をつける	図面の番号をつける	【主要図】、【背面図】、 【左側面図】、【右側面 図】、【平面図】及び【底面 図】等の図面のラベル	[図面 1.1]、[追加図面 1.1]、[参考図面 1.1]、など
	図の大きさ	横 150mm、縦 113mm まで	・A4:17.0cm×26.2cm まで、 ・21.6×27.9cm の紙:17.6cm ×24.4cm まで(余白から計算)	最大 5000x5000pixels, (3D)490 x 315pixels まで (26.2cm × 17cm 以下 一図あたり 8cm × 16cm 以下に縮小又は拡大できる こと)	150×220mm まで	(写真):7×10cm から 10× 15cm まで

国/地域 (知財庁略称)	項目	日本 (JPO)	米国 (USPTO)	欧州 (EUIPO)	中国 (SIPO)	韓国 (KIPO)
	その他	—	<ul style="list-style-type: none"> 各図面には枠をつけてはならない 点描や陰影線で凹凸を表現する(線の太さは変える) 	<ul style="list-style-type: none"> 3D の場合、ズーム可能にすること 7 図面まで 訂正表記は不可 	—	<ul style="list-style-type: none"> 図面と写真の混在は不可(すべて写真) 1 出願で可能なデザインの数 は 100 まで 図の順番は、デザインを最もよく表すものから順に示す
電子出願時の出願フォーマット	PDF 他	HTML 形式	PDF	PDF	XML, PDF, DOC	XML, PDF(添付ファイル)
図面のファイルの種類	jpg 他	<ul style="list-style-type: none"> 線図 :PNG、BMP、GIF(モノクロ 2 値) カラー、写真その他:JPEG(フルカラー、JFIF 形式のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 線図 (白黒、カラー) 写真 (白黒、カラー) (PDF で提出) 	<ul style="list-style-type: none"> JPEG、3D dynamic view (OBJ、STL、X3D) 	<ul style="list-style-type: none"> JPEG, TIFF 	<ul style="list-style-type: none"> JPEG(カラー), TIFF(モノクロ) 3D の場合 : 3DS, DWG, DWF, IGES, 3DM ビデオ形式:SWF, MPEG, WMV, アニメーション GIF (画像アイコンの場合、2D 画像ファイルとビデオファイルの組み合わせ可)
図面ファイル仕様	サイズ等	<ul style="list-style-type: none"> 線図 :400dpi(mm 換算:150×113mm、ドット換算:2362×1779 ドット) カラー他:200dpi(mm 換算:150×113mm、ドット換算:1181×889 ドット) 	<ul style="list-style-type: none"> 解像度:300dpi 以上 	<ul style="list-style-type: none"> JPEG: 解像度 :72 ~ 300dpi、各ファイル 2MB まで (3D 画像の場合)OBJ, STL, X3D, 各ファイル 20MB まで 	<ul style="list-style-type: none"> 解像度:72~300dpi 	<ul style="list-style-type: none"> 解像度 :300dpi から 400dpi (300dpi 推奨) TIFF は白黒のみ ビデオ形式の場合は 640×480 で 1 秒あたり容量 600~700K/秒、 1 出願で計 200MB まで
イメージのカラー	白黒/カラー他	<ul style="list-style-type: none"> グレイ画像 : — カラー画像 : 可 	<ul style="list-style-type: none"> グレイ画像 : 可 カラー画像 : 可 	<ul style="list-style-type: none"> グレイ画像 : 可 カラー画像 : 可 (カラーの場合 CMYK も可 (RGB 変換)) 	<ul style="list-style-type: none"> グレイ画像 : 可 カラー画像 : 可 	<ul style="list-style-type: none"> グレイ画像 : 可 カラー画像 : 可

II. 国内アンケート調査結果の概要

1. 全体の概要

国内企業、国内弁理士、弁護士事務所、未保護領域分野の業界団体に属する企業、計 1,019 者に質問票を送付し、446 者から回答を得た。回収率は 43.8%であった。

質問内容は、業種等の基礎的事項の他、未保護領域分野として、物品に化体しない画像意匠、建築物の意匠、内装の意匠のそれぞれについて、デザインの実態や図面表現、審査の考え方等の質問を行った。加えて、部分意匠に関し、補正、分割出願、優先権主張を伴う出願それぞれについて、仮想事例を設定し、事例ごとの要望等の質問を設定した。

2. 新たなタイプの意匠

(1) 物品に化体しない画像意匠

様々な GUI の開発経験について質問を行った。GUI を現在又は過去に開発した経験のある者は、全体の約 30%程度であり、コンテンツを組み込んだ GUI は、20%の者に開発経験があった。また、インタラクティブな GUI の開発経験については、状況や情報に応じて変化する GUI が約 18%で最も多く、ユーザーの機器の状態（向きや動きなど）に応じて変化する GUI が 13%、仮想的な空間内に配置された GUI が約 10%程度の者が「ある」と答えた。

立体的な GUI を出願する際の図面表現については、最も多い回答が「様々な視点から見た複数の斜視図」が必要と約 50%の者が選択し、次いで六面図と回答した者が 20.0%であった。「その他」の回答としては、動画や 3D の画像などが挙げられるとともに、「提出図面を定めるのではなく、出願人にとって必要な図面を提出すればよい」といった意見もあった。

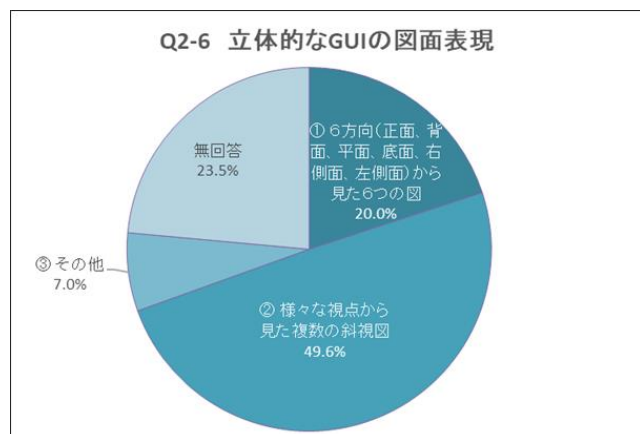


図 1 立体的な GUI の図面表現

(2) 建築物の意匠

建築物を意匠登録する際に、望ましい建築物の創作の単位について質問したところ、回答者全体では、「建物本体のみ」と回答した者は 34.3%であり、「建物本体に加えて付随する物も含む」と回答した者は 31.2%と、後者がやや多い程度であった。しかし、建設業の回答者のみで抽出したところ、建設業の回答者は 47 者とやや少ないが、前者を選択した者が 31.9%、後者を回答した者は 63.8%と大きな差があった。

また、「建物本体に加えて付随する物も含む」と回答した者に対し、建築物に含めるべき付随物について自由記載形式で質問したところ、「建物本体と一体的又は連続性を持たせてデザインされた範囲」や、「創作の単位で判断すべき」といった意見が多かった。

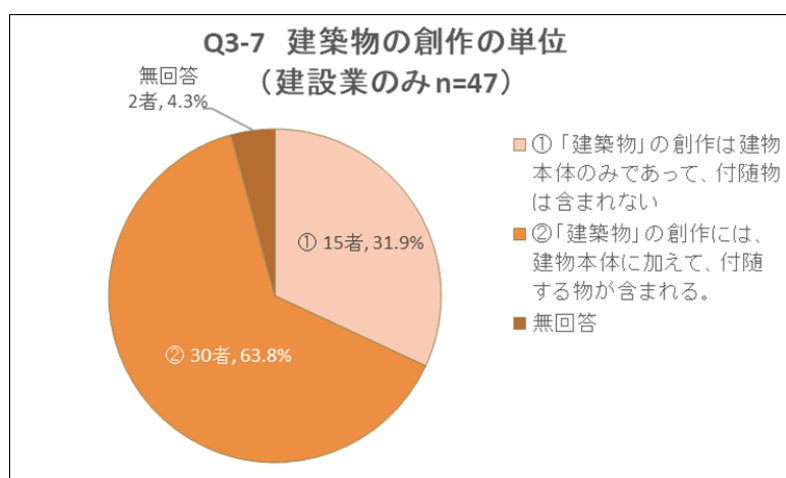


図 2 意匠登録する際の望ましい建築物の創作の単位 (建設業のみ)

登録すべきでない建築物の意匠について、自由回答形式で意見を収集したところ、新規性、容易に創作できるもの、公序良俗に反するものといった回答が多かった。容易に創作できるものとして、モチーフの組合せや、歴史的建造物を含む既存の建築物の要素を組み合わせたものなどが挙げられた。また、建築をする際に必須の構造を表したものや、建築に関する法律を遵守するために必須の構成を表したものなどは機能を実現するために必須の構成であるため、意匠権の範囲に含むべきでない、といった意見や、アニメやイラスト等、著作物として表されたものを元に建設されたものなども創作容易性がないとして登録すべきでないといった意見が挙げられた。

(3) 内装の意匠

モチーフ、色彩、素材、質感又は表面処理の共通性が内装全体の統一感にどの程度影響があるかについて質問した。影響が高いとされる要素は、「モチーフが共通」、「色彩が共通」、

「素材が共通」、「質感が共通」であり、いずれも「非常に影響する」又は「やや影響する」と回答した者が全体で約 60～40%、建設業で約 70～80%に達した。その中でも、「非常に影響する」の割合が高いのが「モチーフが共通」で、全体で 41.9%、建設業のみで 57.4%であった。次に高い割合であったのが「色彩が共通」であり、全体で 33.0%、建設業で 44.7%であった。

「素材が共通」と「質感が共通」については、「やや影響する」の回答の方が多く、両方とも同程度の傾向を示した。「表面処理が共通」は、「非常に影響する」と回答した者は、全体 8.7%、建設業のみで 17.0%であり、他の項目に比べると少なかった。

また、いずれの要素も「影響しない」と回答した者は建設業の回答者はいなかったが、全体では 0.7%～2.9%といずれも低い割合であった。

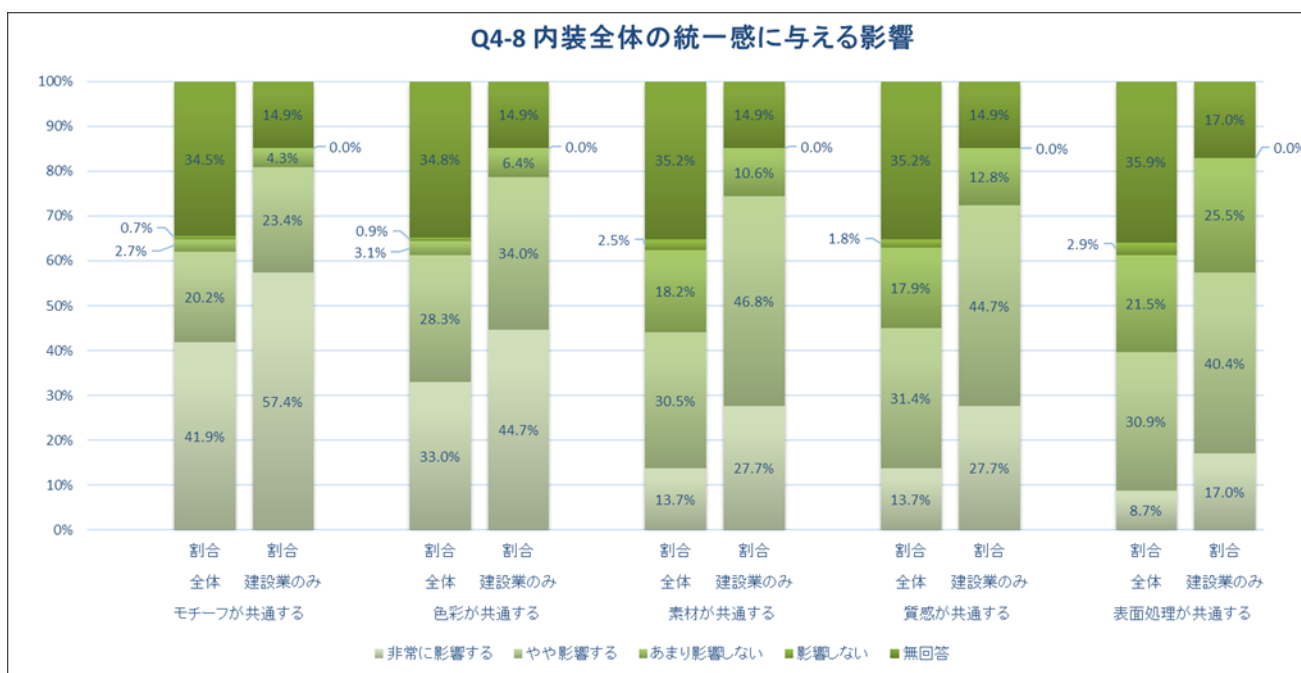


図 3 内装全体の統一感に与える影響

意匠登録をすべきでない内装の意匠については、内装の意匠も、建築物の意匠と同様の傾向であった。すなわち、モチーフの組合せや、歴史的建造物を含む既存の建築物の要素を組み合わせたものといった創作非容易性に関する意見が多く挙げられた。また、建築物として当然必要な柱や壁の位置や寸法など、機能を実現するために必須の構成であるため、意匠権の範囲に含むべきでないといった意見があった。

内装の意匠特有の意見としては、机や椅子等、市販のものや意匠登録済みのものを利用して内装の意匠を形成している場合は登録すべきでないといった意見があった。

特許庁が内装の意匠を行うにあたって留意すべき点について、全体として、建築物の意匠と同様に、創作非容易性を中心に厳格に審査をおこなってほしいといった意見が多く挙

げられた。また、内装は非公開が前提であることも多いことから、公知意匠の資料の収集を懸念する意見も多く見られた。その他、明確な審査基準や審査過程などの公開や、意匠権の範囲や侵害の態様などの例示といった要望があった。

(4) 組物の意匠

複数の物品を構成物として含むデザインの事例を挙げ、出願の要望の有無について質問した。

まず、いわゆるギフトセットに関しては、「一出願として出願したいと考えたことがある」と回答した者は 11.4%であった。さらに、どのような態様のものについて出願を検討したか自由記載方式で回答を求めたところ、いわゆる贈答用のギフトセットや複数の部品を組み合わせたものなどが挙げられた。

いわゆるブリスターパックについては、「一出願として出願したいと考えたことがある」と回答した者は 12.6%であった。さらに、どのような態様のものについて出願を検討したか自由記載方式で回答を求めたところ、包装容器と内容物との組み合わせや、陳列用のデザインなど、実際の販売態様の例が多く挙げられた。

また、今後新たに追加して欲しい組物について、物品や建築物関連、また画像関連など多岐にわたる例が挙げられた。全体的な意見としては、組物の範囲は明確にすべきだと考えるが、「時代や環境の変化に応じて、別表第 2 のリストについては適宜見直しを行うべき」といった意見や、「リストは例示とし、リスト以外のものも認める余地を残して欲しい」といった意見があった。

3. 部分意匠

(1) 補正について

部分意匠の意匠登録出願に関し、現行審査基準において要旨変更補正となる補正の要望があるか質問した。

回答者全体でみると、「特に思ったことはない」が最も多かったが、「意匠登録を受けようとする部分（以下、「実線」と表す）の一部を、意匠登録を受けようとする部分以外の部分（以下、「破線」と表す）にする」補正、及び「破線の一部を実線にする」補正をしたい

とする回答がそれぞれ 26.7%、24.2%あった。また、「実線の位置を変更する」補正、「部分意匠から部品の意匠」への補正の要望もそれぞれ 13.2%、12.3%であった。

さらに、国内又は海外への出願経験を有する者について、回答者の出願件数における部分意匠の出願の割合別にクロス集計を行った。

全体として、国内のみに出願経験を有する者よりも、国内及び海外に出願経験を有する者の方が、要旨変更補正への要望が高いという傾向を示した。また、さらに詳細にみると、国内及び海外に出願経験を有する者であって、部分意匠の出願の割合が高い者ほど要旨変更補正への要望が高く、国内のみの出願経験を有する者であって、部分意匠の出願の割合が低い者ほど要旨変更補正への要望が低いという傾向がみられた。

その他の補正としては、参考図などの図面の追加や外国出願を基礎とする出願の場合、不足する図面の追加等の要望があった。

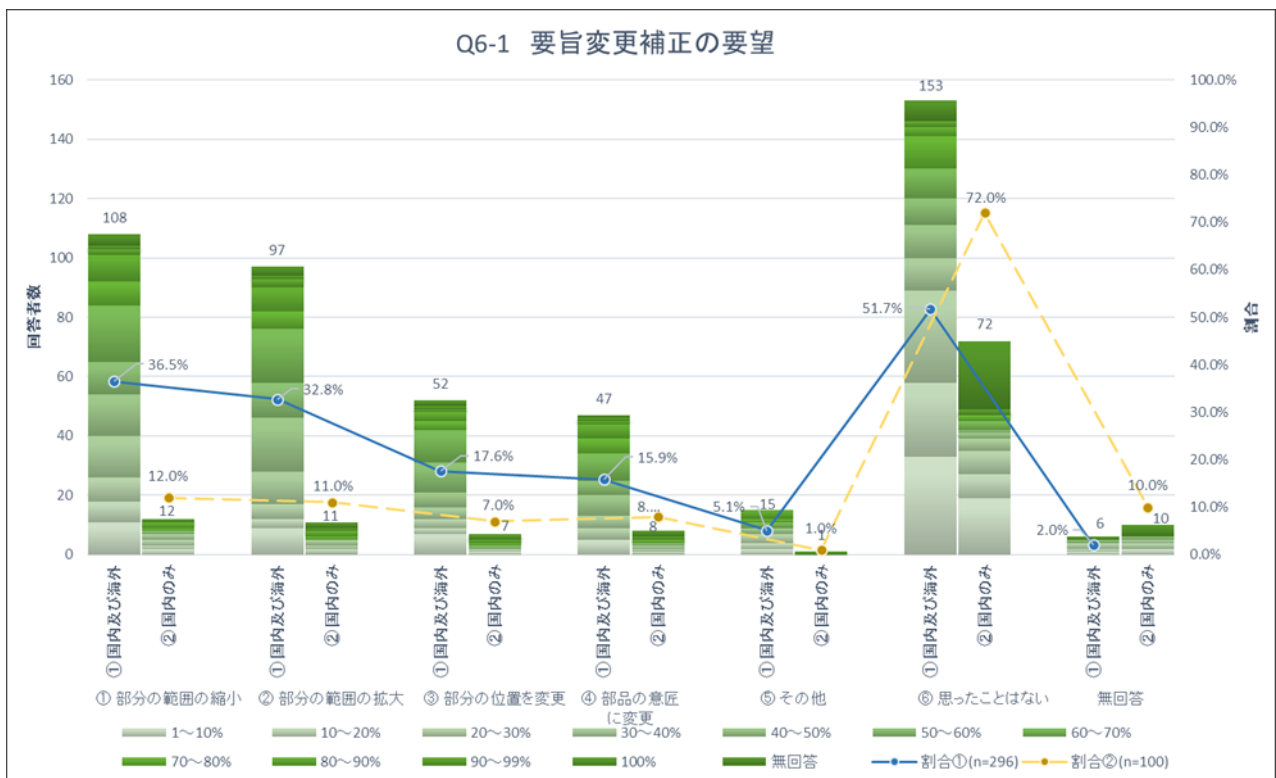


図 4 要旨変更補正の要望

(2) 分割出願について

部分意匠の意匠登録出願の分割出願に関し、現行審査基準では複数の意匠が含まれる場合のみが分割可能であるが、それ以外の態様で分割出願の要望があるか質問した。

回答者全体でみると、「特に思ったことはない」が最も多かったが、それ以外では、「全体意匠の出願から当該意匠の一部を抜粋し部分意匠として新たに出願する」が最も多く、25.1%の者が選択した。他の3つの選択肢を選択した者は、12～13%とほぼ同じくらいの割合であった。その他の分割出願の態様としては、参考図に表された意匠を分割出願する、動的意匠のある一態様について分割出願するといった要望があった。

さらに、国内又は海外への出願経験を有する者について、回答者の出願件数における部分意匠の出願の割合別にクロス集計を行った。

全体として、分割出願の要旨変更補正の回答よりも低い結果となったが、国内のみに出願経験を有する者よりも、国内及び海外に出願経験を有する者の方が、柔軟な分割出願への要望が高い傾向を示した。

さらに出願の割合別にみると、柔軟な分割出願を希望する者は、約30%～90%の広い範囲にわたって分布していた。なお、「特に思ったことはない」と回答した者が最も多くを占めたが、国内及び海外に出願経験がある者、国内のみに出願経験のある者の双方ともに、部分意匠の出願の割合が1～30%程度の範囲に回答した者に集中しており、「特に思ったことはない」と回答した者の約半数を占めていた。



図 5 分割出願の要望

(3) 優先権主張を伴う出願における意匠の同一性について

部分意匠の意匠登録出願に関し、パリ条約による優先権主張を伴う日本への意匠登録出願をする場合に、同一性が求められるが、「同一」と認める範囲に関しどのような要望があるか質問した。

「特に思ったことはない」が最も多かったが、それ以外では「全体意匠についての出願を基礎出願とする、一又は複数の部分意匠についての日本への意匠出願」が 9.0%、「部分意匠についての出願を基礎出願とする、全体意匠についての日本への意匠出願（破線を実線に変更して出願）」が 6.3%程度であり、他の 2 つの選択肢はいずれも 2%台にとどまった。その他の態様としては、中国などの部分意匠制度がない国の意匠出願に基づく場合に部分意匠として出願することを認めて欲しいといった要望があった。

Ⅲ. 国内ヒアリング調査

1. 全体について

国内企業、国内弁理士・弁護士事務所、その他有識者（建築や内装意匠、画像意匠の専門家等）15者に対し、国内ヒアリング調査を実施した。

物品に化体しない画像意匠、建築物の意匠、内装の意匠、組物、部分意匠のそれぞれについて数問ずつ質問を設定した。新たなタイプの意匠及び組物に関しては、手続面及び審査面の懸念事項を中心とし、部分意匠に関しては仮想事例を設定し、それに対する見解や意見を聞くものとした。

2. 新しいタイプの意匠

(1) 物品に化体しない画像意匠

今後予想される画像の表現については、インタラクティブ性のあるもの、360度切れ目のない画像、空気中に浮かび上がるように投影される画像などが挙げられた。保護の必要性については、ARやVRなどは著作権法の領域ではないかとの指摘もあったが、概ね意匠法で保護する必要があるとの意見であった。また、ゲーム内の操作画像はコンテンツであるとして登録できないが、例えばアプリの操作用画像として登録の可能性がある。この場合、権利行使される場合があるのかといった指摘があった。

今後の審査運用に関し、明確にして欲しい点等については、様々な意見が得られた。大きく分けて、願書の記載、図面、類否判断、クリアランスや権利範囲、その他、画像そのものに関する意見や検索に関する言及などがあった。その多くは、願書や図面など、具体的な出願を見据えた手続面に関する情報への要望や疑問点の表明といったものであった。また、類否判断や権利範囲等に関する意見も多く、様々な側面からの意見が得られた。

(2) 建築物の意匠

今後の審査運用に関し明確にして欲しい点等については、様々な意見が得られた。大きく分けて、出願の対象について、図面への表し方について、新規性や類否判断について、権利範囲や権利行使について、その他、組物に関する言及などがあった。多くは、内装と

共通するが、願書や図面など、実際に出願を行う際の疑問点や要望といったものであった。また、類否判断や権利範囲等に関しても言及があった。

法上の「建築物」に建物周辺の付属物を含むべきかについては、賛成意見と反対意見、どちらともいえない、のそれぞれの意見があった。また、プロジェクト等によって建物の周辺を含むかが異なるため、例えば敷地単位など、創作の範囲に応じて登録できるとよいという意見もあった。「建築物」の範囲については何らかの形で登録可能なものを明示すべきではないかとの意見があった。

登録すべきでない建築物の意匠について、現在の判断基準を画一的に当てはめるべきではない、用途との関連を考慮すべきではないか、多用途又は汎用的なものは登録されるべきではないといった意見があった。また、現在の判断基準で審査すると登録になるものはないのではないかと懸念もみられた。

(3) 内装意匠

内装のデザインにおける統一感の出し方としては、屋内に配置する什器等の形状や色、素材、質感などによるものが多く、その他、配置でも統一感を出すようにしているとの回答があった。また、最近のデザイン手法においては、あるコンセプトに基づいてデザインが行われることも多く、そのコンセプトや発注者の意向に沿ってデザインをすると自然と統一感が表れるといった回答があった。加えて、意匠の審査における統一感の判断については、画一的に判断すべきではないとの言及もあった。

審査基準に現在掲げられている創作非容易性の有無を判断する基準以外に留意すべきと挙げられたものとして、柱などの構造上必須の配置やデザインの目的に基づく当然の配置、既製品を使った内装デザイン、自己のデザインを取り入れた場合といったものがあった。また、建築物や内装の場合は、有名な作品をオマージュし、これらの一部を取り入れたデザインをする場合も多くみられ、その場合の登録要否及び侵害可能性への懸念などについての指摘があった。また創作非容易性のハードルについては高くしてほしいという意見と、低くてもよいという意見の両方があった。

現行判断基準で当てはまらない項目としては、一部構成の単なる削除や配置の変更、色彩や素材の変更、構成比率の変更、他業種の配置の転用が挙げられた。

今後の審査運用に関し明確にして欲しい点等については、大きく分けて、保護対象について、願書等の記載について、図面への表し方について、統一感について、レイアウト又は配置について、審査への懸念及び類否判断等について、先行意匠の資料収集について、権利範囲又は権利行使について、その他の意見や懸念に関する意見が得られた。

(4) 組物

デザインの統一感を出す手法については、構成物品に対し、色や材質、丸みなどの共通したデザインの構成要素を持たせたり、ロゴや名称を共通して構成物品に付すとといったものから、コンセプトに従ってデザインすることで、自然と統一感が出るといった意見があった。その他、統一感が無いことを理由に拒絶となった事案が見当たらないことから、あまり意識したことが無いという意見もあった。

組物の部分意匠に関して明確にして欲しい点等については、意匠登録を受けようとする部分と組物の要件となっている「統一」感との関係に関する質問が多かった。その他、「統一」感そのものに関する疑問や、要求レベルが高いのではないかという指摘があった。また、今後は組物の構成物品が自由になることから、今後利用を検討したいといった意見や、別表で指定された物品名に構成物がない場合の組物はどのように出願すべきなのかといった疑問も挙げられた。

今後出願したい組物や一意匠として認めて欲しい範囲について、ギフトセットやブリスターパックなど、通常セットものとして販売されるようなものや、包装と製品の組合せで一体としてデザインされたもの、家電製品など、一連のシリーズとしてデザインされたような一群の製品など、実際に販売されている態様で組物や一意匠の範囲として認めてほしいという意見があった。また、組物の場合、使用の場面に着目して使用場面が異なる場合などは議論が必要ではないか、組物の種類の制限を外してほしいなどの意見もあった。

3. 部分意匠

(1) 手続補正の要件緩和について

部分意匠に関し、補正を広く認めることについて概ね賛成の意見であった。しかし、出願当初全体意匠として出願していた意匠を部分意匠や部品の意匠に補正する場合、出願時

に部分や部品として創作していたのか不明であり、先願主義に抵触するのではないかとの意見もあった。また、「出願当初の範囲内」に関しては、どのような補正が減縮に当たるのかについて議論が必要であるという意見で一致していた。

補正の制限に関しては、審査の迅速性に影響が出る可能性があることから、拒絶理由通知後等に回数や範囲の制限が必要ではないかという意見があった。

(2) 分割出願の要件の緩和について

分割出願についても概ね賛成の意見であった。ただし、手続補正の要件緩和とともに行うべきとの意見も併せて得られた。ただし、全体意匠から部分又は部品の意匠を分割する場合には、出願当初に当該部分を創作していたとはいえ、法の趣旨に反するのではないかとの意見もあった。また、部品として分割出願する場合、物品名の変更については議論すべきとの意見もあった。

(3) 優先権主張を伴う出願における意匠の同一性が認められるための要件の緩和について

優先権主張においても、同様に概ね賛成の意見であった。ただし、補正や分割出願に関する要件緩和も併せて行うべき、外国と国内の出願人のそれぞれの利益のバランスに配慮すべきとの意見も同様に多かった。

IV. 海外質問票調査結果の概要

1. 全体について

米国、欧州共同体、中国、韓国の知財庁、我が国及び米国、欧州共同体、中国、韓国に対して意匠登録出願を行う海外企業、同出願手続を受任している現地法律事務所等の者、合計 16 者に対し、部分意匠に関する質問票を送付し回答を得た。知財庁に対しては制度、運用等について調査を行い、海外企業や現地法律事務所等の者に対してはニーズ・意見について調査を行った。

質問内容としては、全体意匠から部分意匠又はその逆への変更、部分意匠の範囲や大きさの変更する、部分意匠の位置の変更、部分意匠から部品の全体意匠へ変更を伴う補正や分割、優先権主張をすることができるか、その根拠規定に関するとした。

2. 補正の範囲について

米国では、基本的に当初の出願書類に明確に開示されており、その範囲内であれば部分意匠の位置、大きさ又は範囲などを変更する補正が可能との回答であった。なお、知財庁は、この補正も審査官が審査を開始した場合、補正を認めるか否かは審査官の裁量となるため、事案により異なると回答している。

欧州は、基本的に当初の出願書類の意匠を変更する補正は認められない。このため質問の選択肢のような補正はすることができないとして一致した。いずれの回答者も部分意匠のクレーム範囲や位置を変更するような補正の事例はなく、確定的なことはいえないとの付言があった。

中国では、部分意匠制度がないため、部分意匠に関する補正は一切することができないとの回答で共通した。なお、外国で部分意匠として出願された意匠を全体意匠に補正することは許容されている。これは、各国・地域の制度の違いに対応するためである。

韓国では、基本的に、部分意匠の位置や大きさ、範囲を変更するような、出願当初の意匠を変更するような補正は行うことができないという回答で一致した。

3. 分割出願について

提示した各仮想事例について分割出願が可能と回答したのは、米国のみであった。欧州、中国及び韓国はいずれも分割出願できないとの回答であった。欧州、中国及び韓国の場合、分割出願が可能な態様は限定的であり、基本的に複数の意匠を含む場合に限られる。このため、一意匠のみが含まれる出願について分割出願をすることはできない。米国では、分割対象の意匠が原出願時の書面に明示されていれば、これに基づき分割出願又は継続出願をすることができるとの回答であった。

4. 優先権主張を伴う出願における意匠の同一性について

米国については回答が分かれた。回答者 A は、クレームの範囲が異なるため同一性が認められないとの回答であったが、回答者 B は、補正や分割出願と同様に「クレーム保護対象が当初の出願の開示内容によって裏付けられているのか否かの問題に関係する」とし、開示内容により裏付けられていれば同一性が認められるとの回答であった。

欧州でも回答が分かれているが、回答者 A は出願手続係属中を想定した回答であり、EUIPO では、優先権主張を伴う出願に関し、出願の同一性は見ないため受理されると回答している。回答者 B 及び知財庁は、優先権主張を伴う出願の同一性は無効審判等で問題になる場合があるとし、これを想定した回答となっている。いずれも同一性は認められないとの回答であった。

中国では、部分意匠制度がないため、部分意匠の出願を基礎とする場合に、部分意匠の破線部分を実線にして全体意匠としても同一性は認められるとの回答であった。

韓国では、いずれの事例も同一性は認められないとの回答であった。

V. 海外ヒアリング調査の結果概要

1. 全体について

米国の法律事務所2者と、欧州のうち、ドイツとフランスの法律事務所各1者ずつの計4者についてヒアリング調査を行った。

質問内容は、海外質問票調査の回答を踏まえ、具体例を挙げてより詳細な運用等を聞くものとした。

2. 補正について

補正ができる根拠と補正ができる範囲について質問をした。

米国では、回答者2者とも共通して図面やクレーム、明細書を含む出願時に提出した書面に記載されている範囲内で補正が可能であるが、部分を特定するために新たな線を追加するようなことは許されないとの回答であった。ただし、この点について争われた事例がないため確定的なことはいえないとの付言があった。

なお、審査官が審査に着手した後に、部分意匠の位置や範囲を大幅に変更するような、再度サーチが必要な補正が行われた場合には、継続出願や分割出願をするよう求められるだろうとのことであった。

欧州では、基本的に出願後に意匠を変更するような補正は許可されていない。審査に係属している間に補正できる機会も制限されている。いくつか補正可能な例はあるが、全体意匠から部分意匠のように、意匠の外観に影響を与えるような変更は許されないだろうという回答であった。ただし、事例は見当たらないため、確定的なことはいえないとのことであった。

3. 分割出願について

分割出願に関しては、欧州では分割出願可能な場合が限定されているため、米国のみ質問をした。

いずれの回答者も、論点は補正と同様であり、補正と同様に考えてよいとの回答であった。すなわち、図面に明確に表され、35 U.S.C. §112 の要件を満たしていれば、明細書等の

記載がなくとも分割出願をすることができる。部分を特定するために新たな線を追加するなど、新たな要素を追加するような場合は一部継続出願を選択することになるが、新たな要素については出願日の優先的な地位は認められない。

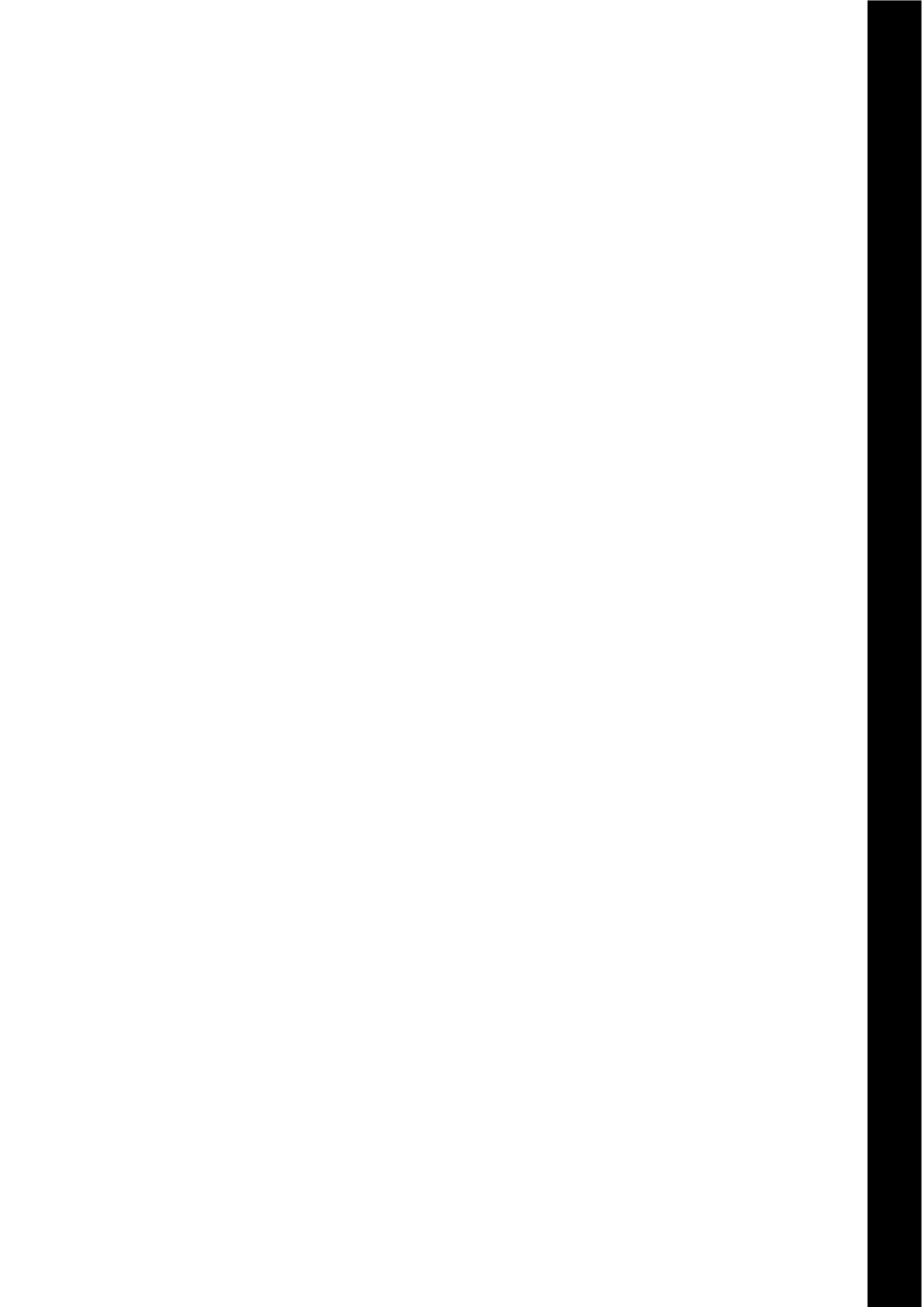
4. 優先権主張について

米国では、優先権主張を伴う出願において、出願が受理された後に原出願と異なる範囲の部分に補正することが可能であるか質問をした。こちらも考え方として補正と同様であるとの回答で共通した。すなわち、出願時に開示された範囲内で補正は可能であるが、審査官の審査が開始された後は、再度サーチが必要となるような大幅な変化を伴う補正は継続出願又は分割出願をするように求められるだろうとの回答であった。

欧州では、優先権主張を伴う出願において、EUIPO は実際にどのような審査を行うか、及び部分意匠と全体意匠との関係において、どの程度までの違いが許容されるのかについて質問をした。

優先権主張を伴う出願がされた際に、出願に係る意匠と原出願に係る意匠との同一性に関しては、EUIPO では審査時は判断されず、登録後の審判等で問題となる。出願時に EUIPO が審査するのは、出願人や時期的な要件のみであるとの回答であった。

優先権主張を伴う出願に関し、全体意匠と部分意匠間の違いがある事例はない。優先権主張を伴う意匠の同一性に関し、ガイドラインや条文上は厳しい基準が定められているが、実際には多少の幅があるとの回答であった。優先権が認められるには、原則として、原出願に係る意匠と同一の意匠を出願しなければならないが、完全な同一性が求められるわけではなく、「重要でない部分 (immaterial details)」が異なる場合でも同一性が認められる。





目次

要約.....	i
目次	
I. 調査内容及び調査研究方法	1
1. 調査研究の目的、必要性	1
2. 調査研究内容.....	3
(1) 調査研究内容	3
(i) 未保護領域の意匠の審査運用	3
(ii) 部分意匠制度	5
3. 調査研究実施方法	7
(1) 公開情報調査	7
(i) 国内公開情報調査	7
(ii) 未保護領域に関する海外公開情報調査	7
(iii) 部分意匠に関する海外公開情報調査	7
(2) 国内アンケート調査	7
(i) 国内アンケート対象者について	7
(ii) 質問内容について	8
(3) 国内ヒアリング調査	8
(i) ヒアリング対象者について	8
(ii) 質問内容について	9
(4) 海外質問票調査（海外制度調査及びニーズ・意見調査）	11
(5) 海外ヒアリング調査（ニーズ・意見調査）	11
II. 新たなタイプの意匠	13
1. 物品に化体しない画像意匠	13
(1) 米国の制度	13
(i) 基本事項	13
(ii) 登録の可否	14
(iii) アイコン等の登録に関する要求事項	16
(iv) VR、立体画像等の登録について	19
(2) 欧州共同体の制度	21
(i) 基本事項	21
(ii) 登録要件等	22
(iii) 物品に化体しない画像意匠	25
(3) 中国の制度	26

(i) 基本事項	26
(ii) 物品に化体しない画像意匠	28
(4) 韓国の制度	30
(i) 基本事項	30
(ii) 定義.....	30
(iii) 1 デザイン1 デザイン登録出願	31
(iv) 物品に化体しない画像意匠	33
(5) 国内アンケート結果	36
(i) 基礎情報について	36
(ii) GUI 等の操作画像及び表示画像について	41
(6) 国内ヒアリング結果	54
(i) 現在又は将来的に考えられ得る画像に係る意匠の表現について	54
(ii) 出願や審査に際しての懸念点について	55
(7) 審決例・裁判例	67
(i) 米国.....	67
(ii) 欧州.....	68
(iii) 中国.....	69
(iv) 韓国.....	74
2. 建築物の意匠.....	77
(1) 米国の制度	77
(2) 欧州共同体の制度	79
(3) 中国の制度	81
(4) 韓国の制度	81
(5) 国内アンケート結果	83
(i) 意匠設計の担当者の有無	83
(ii) 外注したデザインの権利等に関する取り決めの有無	83
(iii) 建築物のデザインを制限する法令等の有無	85
(iv) 情報収集	87
(v) 評価する建築物のデザインの有無	91
(vi) 建築物の外観デザインが模倣された経験	93
(vii) 建築物の創作の単位	94
(viii) 法上の「建築物」の範囲	98
(ix) 意匠登録すべきでない建築物の意匠	101
(x) 特許庁が収集すべき資料	104
(xi) 審査で留意すべきと考える点	106

(6)	国内ヒアリング結果	111
(i)	出願時や審査に際しての懸念点について	111
(ii)	意匠法上の「建築物」の範囲	114
(iii)	創作非容易性を判断する際の留意点	115
(iv)	登録すべきでない建築物の意匠について	116
(7)	審決例・裁判例	118
(i)	米国.....	118
(ii)	欧州.....	119
(iii)	中国.....	120
(iv)	韓国.....	121
3.	内装の意匠.....	123
(1)	米国の制度	123
(2)	欧州共同体の制度	125
(3)	中国の制度	125
(4)	韓国の制度	125
(5)	国内アンケート結果	127
(i)	内装デザインの担当者の有無	127
(ii)	外注した内装デザインの権利等に関する取り決めの有無	127
(iii)	内装デザインを制限する法令等の有無	129
(iv)	情報収集	131
(v)	評価する内装デザインの有無	134
(vi)	内装のデザインが模倣された経験の有無	136
(vii)	内装デザインの創作時における統一感	138
(viii)	内装全体の統一感	139
(ix)	意匠登録すべきでない内装の意匠	144
(x)	特許庁が収集すべき資料	147
(xi)	審査で留意すべきと考える点	148
(6)	国内ヒアリング結果	153
(i)	内装のデザインにおける「統一感」の表し方	153
(ii)	創作非容易性を判断する際の留意点	154
(iii)	出願時や審査に際しての懸念点について	157
(iv)	登録すべきでない内装の意匠について	165
(7)	審決例・裁判例	169
(i)	欧州.....	169
4.	組物の意匠.....	171

(1)	米国の制度	171
(2)	欧州共同体の制度	173
(3)	中国の制度	174
(4)	韓国の制度	177
(5)	国内アンケート結果	181
(i)	一意匠一出願に含まれず、出願を諦めたりした事例	181
(ii)	複数の物品を構成物として含むデザイン（ギフトセット）	186
(iii)	複数の物品を構成物として含むデザイン（ブリスターパック）	187
(iv)	登録可能な組物のリスト（別表第2について）	189
(6)	国内ヒアリング結果	193
(i)	デザインの統一感について	193
(ii)	組物の部分意匠に関する出願時又は審査に際しての懸念点について	194
(iii)	出願したい一意匠の範囲について	195
(7)	審決例・裁判例	198
(i)	欧州.....	198
(ii)	中国.....	201
(iii)	韓国.....	202
III.	部分意匠.....	205
1.	補正.....	205
(1)	米国の制度	205
(2)	欧州共同体の制度	206
(3)	中国の制度	209
(4)	韓国の制度	210
(5)	国内アンケート結果	213
(i)	要旨変更補正の要望	213
(ii)	回答理由	216
(6)	国内ヒアリング結果	229
(i)	補正の範囲の緩和について	229
(7)	海外アンケート調査結果	232
(i)	補正の可否について	232
(ii)	補正の時期及び内容の制限について	235
(iii)	補正の具体例について	239
(iv)	制限に反する補正をした場合の対応	243
(v)	日本における補正のニーズについて	245
(8)	海外ヒアリング調査結果	248

(i) 米国について	248
(ii) 欧州について	249
(9) 審決例・裁判例	251
(i) 米国.....	251
(ii) 欧州.....	253
(iii) 韓国.....	253
2. 分割出願の要件	257
(1) 米国の制度	257
(2) 欧州共同体の制度	260
(3) 中国の制度	263
(4) 韓国の制度	264
(5) 国内アンケート結果	266
(i) 分割出願の要望	266
(6) 国内ヒアリング結果	279
(i) 分割出願の範囲について	279
(7) 海外アンケート調査結果	281
(i) 分割出願の可否について	281
(ii) 分割の時期及び内容の制限について	283
(iii) 分割出願の具体例について	285
(iv) 制限に反する分割出願をした場合の対応	287
(v) 日本への出願に対する分割出願のニーズについて	289
(8) 海外ヒアリング調査結果	293
(i) 米国.....	293
(9) 審決例・裁判例	294
(i) 米国.....	294
3. 優先権主張における同一性	295
(1) 米国の制度	295
(2) 欧州共同体の制度	297
(3) 中国の制度	302
(4) 韓国の制度	304
(5) 国内アンケート結果	307
(i) 同一性を認めてほしい優先権主張を伴う出願の態様	307
(ii) 訂正について	313
(6) 国内ヒアリング結果	321
(i) 優先権主張における意匠の同一性について	321

(ii) その他	322
(7) 海外アンケート調査結果	324
(i) パリ優先権主張を伴う出願に係る意匠の同一性について	324
(ii) 出願後に補正した場合の同一性の判断について	327
(iii) 日本へ優先権主張を伴う出願のニーズについて	330
(8) 海外ヒアリング調査結果	333
(i) 米国.....	333
(ii) 欧州について	333
(9) 審決例・裁判例	335
IV. 資料編.....	341
1. 資料1：国内アンケート質問票	341
2. 資料2：海外アンケート質問票	366
3. 資料3：国内裁判例一覧	385
4. 資料4：国内参考文献等一覧	434
(1) 文献一覧	436
(2) 参考論文	475

調査にあたっては当該分野に精通した弁理士、産業界有識者及び学識経験者によるアドバイザー会合を編成した。アドバイザー会合では、本調査研究を実施するにあたり、専門家としての知見に基づく各種意見を得た。アドバイザー会合委員の弁理士、産業界有識者、学識経験者、オブザーバの方々及び事務局は以下のとおりである。

【アドバイザー会合委員(五十音順)】

青木 大也	大阪大学大学院法学研究科 准教授
中村 知公	小西・中村特許事務所 弁理士 マネージング・パートナー 吉備国際大学大学院 知的財産研究科(通信制) 教授
林 美和	TMI 総合法律事務所 弁理士
平林 篤哉	日本知的財産協会 意匠委員会 副委員長 (セイコーエプソン株式会社)
松井 宏記	レクシア特許法律事務所 弁理士 代表パートナー

【オブザーバ】

下村 圭子	特許庁 審査第一部 意匠課 意匠審査基準室長
久保田 大輔	特許庁 審査第一部 意匠課 意匠制度企画室長
大峰 勝士	特許庁 審査第一部 意匠課 意匠審査基準室 課長補佐
古賀 稔章	特許庁 審査第一部 意匠課 意匠制度企画室 課長補佐
原川 宙	特許庁 審査第一部 意匠課 意匠審査基準室
岩田 愛	特許庁 審査第一部 意匠課 意匠制度企画室

【事務局】

川上 溢喜	一般社団法人 日本国際知的財産保護協会国際法制研究所 所長
南 政江	一般社団法人 日本国際知的財産保護協会国際法制研究所 主任研究員(主担当)

<ご協力いただいた企業、事務所等>

調査にあたって次の関係機関・関係者（敬称略）に多大なるご協力・ご助言をいただきました。ここに改めて感謝の意を表する。

米国特許商標庁（USPTO）

欧州連合知的財産庁（EUIPO）

Oblon, McClelland, Maier & Neustadt, LLP

SUGHRUE MION, PLC

Bardehle Pagenberg

Cabinet Beau de Loménie

Hoffmann Eitle

Mewburn Ellis LLP

北京林達劉知識産権代理事務所

北京金信立方知識産権代理有限公司

北京銀龍知識産権代理有限公司

北京ユニ-インテル特許事務所

Kim & Chang（金・張法律事務所）

崔達龍国際特許法律事務所

金良銀商標事務所

特許法人 和友（Yoon & Yang）

大阪大学大学院高等司法研究科教授 茶園 成樹 先生

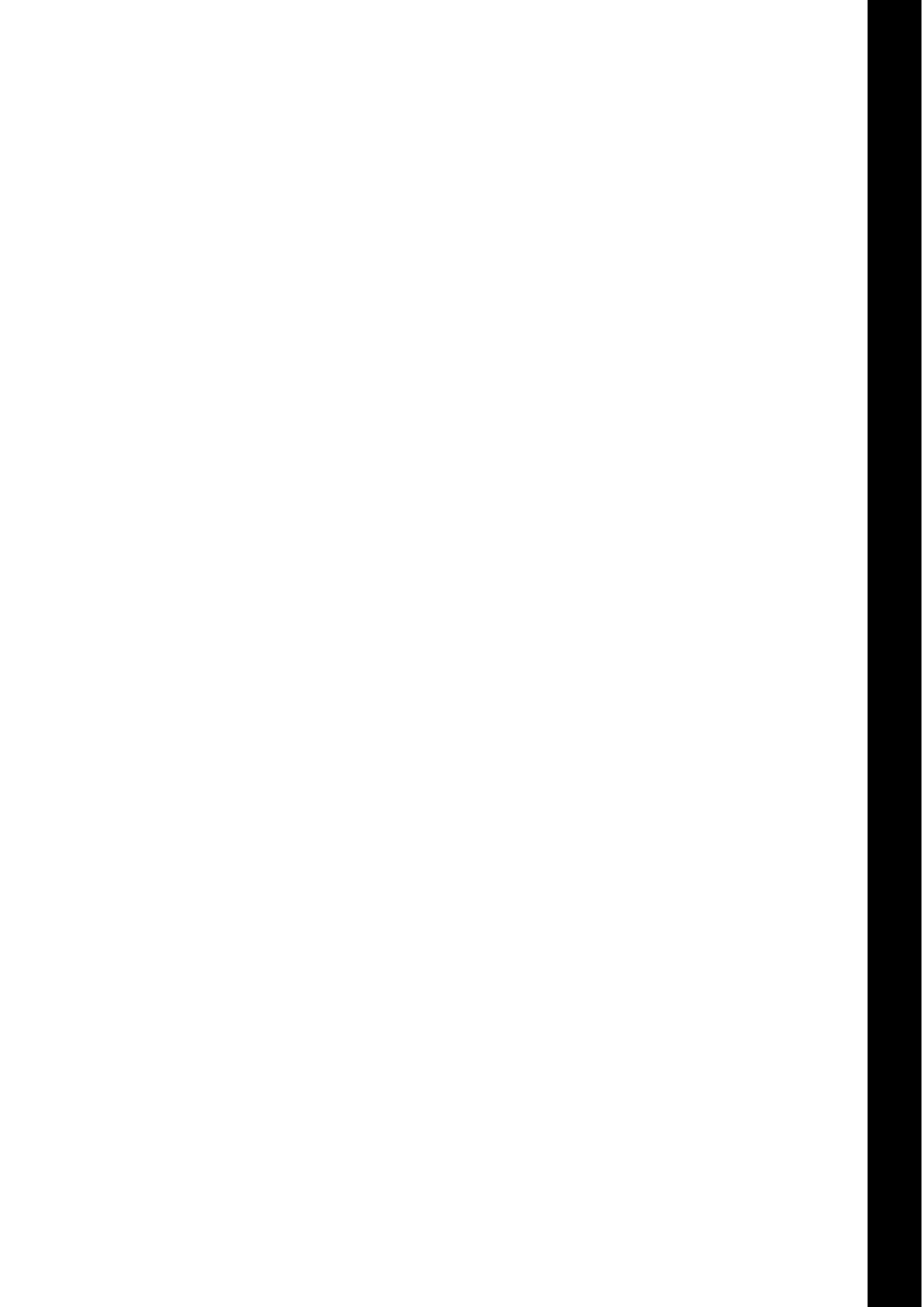
ソニー株式会社

株式会社コメダ

三菱電機株式会社

TOTO 株式会社

他 5 社





I. 調査内容及び調査研究方法

1. 調査研究の目的、必要性

平成30年8月から12月にかけて、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会において、将来の意匠制度についてなされた議論では、これまで意匠制度では保護対象としていなかった無体物としての画像や、建築物、施設の内装等を保護対象に加えることが提言された。また、組物の意匠について部分意匠を認めるべきとの提案もなされている。これら現在我が国の意匠制度で保護されていない対象を保護するにあたっては、これまでの物品の保護を前提とした審査運用以外に、図面表現や意匠の認定、類否判断等に関し、ユーザー等の実務に即したものとなるよう検討を進める必要がある。

また、平成10年に部分意匠制度が導入されて以来、「出願全体に占める部分意匠の出願件数の割合」は年々増加しており、平成26年以降、出願件数全体の約40%を占めている。こうした中、平成30年8月に上記小委員会が実施したパブコメ募集において、全体意匠を部分意匠に、又はその反対に部分意匠を全体意匠に変更することができる制度を導入することを希望する意見が、我が国ユーザーから提出された。また、平成30年に開催した意匠審査基準WGにおける議論を踏まえ、先願判断における現行運用を見直し、令和元年5月より全体意匠と部分意匠との間でも先願の規定を適用することが予定されている。この運用が開始されることによって、出願人は創作した意匠を権利化するにあたって、全体意匠と部分意匠との関係性を考慮した、従来以上に戦略的な出願を行うことが可能となる。これにより、例えば上記の意匠登録を受けようとする部分の範囲を変更する補正を認める制度の導入のような、部分意匠制度及び審査の在り方の見直しを求める声は、今後益々大きくなっていくものと考えられる。したがって、部分意匠制度の在り方について検討を行う必要がある。

更に、我が国においては、企業の事業活動の一層のグローバル化に加え、平成27年5月のハグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際出願についての運用開始、同年12月に創設されたID5（意匠五庁会合）¹に基づくプロジェクトの遂行、意匠法条約（DLT）²の制定に向けたWIPOにおける検討の動向に照らし、意匠制度について、国際協調を意識した見直しの必要性が高まってきている。このような状況を踏まえると、部分意匠を中心とした我が国の意匠制度を検討するに際し、主要国の意匠制度についても調査する必要がある。

したがって、本調査研究では、大きく分けて以下の（1）及び（2）の二つの内容につ

¹ 産業構造審議会知的財産分科会第5回意匠制度小委員会資料3「意匠五庁（ID5）会合を通じた国際連携の強化について」参照 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_shoi/document/05-shiryuu/06.pdf

² 「特許行政年次報告書2018年版」p.303 「③意匠 a. 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会（SCT）」参照 <http://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpen0302.pdf>

いて調査を行うこととした。

- (1) 現在意匠法の未保護領域である①物品に化体しない画像意匠、②建築物の意匠、③内装意匠及び、④組物の意匠を中心に、今後の審査運用の検討における基礎資料とすることを目的とし、審査運用上の論点に関するユーザーの意識を調査するとともに、現在の運用との整合性や諸外国における運用、裁判例・審決例の動向などの比較整理を行う。
- (2) 部分意匠制度に関する①手続補正の要件、②出願分割の要件、③優先権の主張の効果が認められるための要件（「意匠の同一」の考え方）を中心に、今後の検討における基礎資料とすることを目的とし、制度上の論点に関するユーザーの意識を調査するとともに、現在の制度との整合性や諸外国における制度、裁判例・審決例の動向などの比較整理を行う。

2. 調査研究内容

(1) 調査研究内容

本調査研究では、以下の (i) 及び (ii) について調査を行った。調査内容及び調査の趣旨は以下のとおりである。

(i) 未保護領域の意匠の審査運用

未保護領域の意匠の審査運用として、①物品に化体しない画像意匠、②建築物の意匠、③内装の意匠及び④組物の意匠に関し、審査運用に関する論点及びニーズの整理を行った。

① 物品に化体しない画像意匠

現在、我が国では物品の操作の用に供される画像等、画像意匠の一部を保護しているが、物品の一部としての保護となっている。物品から独立した画像意匠については、対象となる機器が特定されないことから、仮にこれらが意匠制度審議会における提言にあったように意匠法の保護対象となった場合、機器を特定したこれまでの画像意匠との類否判断の整理が必要である。

また、現在図面表現上平面的な画像を前提とした「画像図」による表示画像の特定がなされているが、昨今、プロジェクションマッピング技術の発展等により、立体的な物品や建築物上に画像を表示させることや、仮想現実 (Virtual Reality: VR) や拡張現実 (Augmented Reality: AR) の表現のために仮想的な立体形状を備える画像も一般化しており、このような、立体的な画像意匠の図面表現について今後整理が必要である。

あわせて、情報機器の処理能力の向上に伴い、レイアウトやアイコン等の大きさをユーザーが自由に変化できる画像や、動きや映像効果を伴う画像も広く普及していることから、これらの点が画像意匠の類否判断に及ぼす影響についてもユーザーの意識を知ることが望まれる。

また、他者のコンテンツを組み込む画像も多く存在していることから、コンテンツが組み込まれた意匠の認定上、意匠の創作とコンテンツの明確な峻別がなされているか、という点についてもユーザーの意識を知ることが望まれる。

② 建築物の意匠

現在、我が国では物品の意匠、すなわち有体物である動産のみを保護対象としており、不動産である建築物は保護対象となっていない。

意匠制度小委員会における提言にあったように、仮に建築物が意匠法の保護対象となった場合、建築物は土地に固着しており、地下室等があることや斜面に位置する建築物もあり、建物の固着した土地との境界も様々考えられることから、意匠法の保護対象として、その固着した土地等との関係を含め、どのようなものを建築物とすべきか、という点や、図面表現の在り方について整理が必要である。

また、現在の意匠制度において、動産として流通する倉庫や組立家屋等は物品として保護されているが、これらの中には流通時に物品である一方、土地に固着させることで建築物となるものもある。このような動産と建築物の類否判断についても整理が必要である。

③ 内装の意匠

内装の意匠を保護対象とする場合については、施設の内部の創作であるところ、図面表現上、床や壁、天井等、どこまでが明らかになれば内装の意匠と認められるか、という点について、その図面表現とあわせて整理が必要である。

また、内装の意匠として保護されるためには全体の統一が求められると考えられるところ、全体の統一を判断する上で考慮されるべき点について整理が必要である。

類否判断や創作性の判断に関し、什器の形状、色彩、素材、配置等が及ぼす影響について整理するとともに、特に配置については、これまで数多の配置が存在したであろうことを踏まえ、創作性の低い配置を過大評価することのないよう、広く知られた配置について整理することが必要である。

さらに、内装の意匠においては、施設に固着され施設の一部といえる部分と、任意に配置を変えることのできる物品たる什器が含まれるが、このような、固着したものと任意に配置を変えるものそれぞれについて、類否判断上の配置の特徴としてどう評価するか、という点についても整理が必要である。

他の未保護領域との関係では、建築物の部分意匠と内装の意匠とで重複する範囲もあることから、建築物と内装とで境界を設けるか否かを含め、どのような場合に建築物となり、どのような場合に施設となるか整理が必要である。

(ii) 部分意匠制度

部分意匠制度に関し、①手続補正の要件、②分割出願の要件、③優先権の主張の効果が認められるための要件（「意匠の同一」の考えた方）を中心に、部分意匠制度の各論点について、諸外国の制度及びユーザーニーズの調査・分析を行った。

① 補正の要件

現行の我が国意匠制度では、出願人がした補正が、出願意匠の要旨を変更するものであるとき、すなわち「意匠の同一」の範囲を越える補正であったときは、却下される。そのため、意匠登録を受けようとする部分の範囲を変更する（例えば、全体意匠を部分意匠に、又はその反対に部分意匠を全体意匠に変更する等）補正は認められない。しかし、米国の意匠制度や、我が国特許制度では柔軟な補正を認めており、我が国ユーザーの利便性向上に資する出願意匠の補正の在り方について検討すべきである。そこで、出願意匠の要旨を変更する補正（意匠登録を受けようとする部分の範囲を変更する、機能・用途を変更する、部分意匠（例えば、車のミラー部分）から部品意匠（例えば、ミラー）へ変更するもの等）を認めるべきか、また、仮に認めることとした場合に、補正の回数や目的等について制限を加えるべきか、という点について整理が必要である。

② 分割の要件

現行の意匠制度では、分割出願が認められるのは二以上の意匠が含まれる意匠登録出願に限られ、一意匠のみが含まれる意匠登録出願を二以上の部分意匠に分割出願することは認められない。我が国ユーザーの利便性を考えると、上記①に加え、出願当初に開示された意匠について、複数の部分意匠についての意匠登録出願に分割することを認めるべきか、整理する必要がある。また、仮に認めることとした場合に、分割出願の出願日を原出願の出願日に遡及させる、或いは、分割出願の出願日は遡及させないが新規性等の判断の基準日を原出願の出願日とする等が想定されるところ、どのような制度設計が適切であるか、という点についても整理が必要である。その他、原出願の取り扱いをどうすべきか（例えば、取り下げとみなすべきか等）についても整理が必要である。これらに関連する制度である米国の継続出願も参考としつつ、上記の各論点について整理を行う必要がある。

③ 優先権の主張の効果が認められるための要件（「意匠の同一」の考え方）

現行運用においては、我が国への優先権主張を伴う出願の意匠が、優先権の基礎となる出願の意匠と実質的に同一であることを求めている。このため、例えば、第一国に全体意匠であることが明らかである意匠を出願し、それを基礎として我が国に部分意匠を出願した場合に優先権主張が認められない。また、部分意匠出願が可能な国（米国、韓国等）に、例えば、自転車のサドルを部分意匠として出願し、それを基礎として我が国に自転車用サドルの全体意匠として出願した場合にも優先権主張が認められない。我が国ユーザーの利便性を考えると、上記①、②に加え、このようなケースにおいて意匠の同一性を認めるべきか、諸外国の制度・運用も参考としつつ検討を行う必要がある。

3. 調査研究実施方法

本調査研究では、公開情報調査、国内アンケート調査、国内ヒアリング調査、海外質問票調査、及び海外ヒアリング調査を実行した。詳細は以下のとおりである。

(1) 公開情報調査

(i) 国内公開情報調査

平成20年以降の、日本国内における、意匠権に関する裁判例、意匠権又は意匠制度を取り扱った文献、及び、意匠権又は意匠制度を取り扱った論文を網羅的に収集、整理し、リストを作成した。

(ii) 未保護領域に関する海外公開情報調査

上記I. 2. (1) (i) に挙げた論点に関する、出願人の手続き面を中心とした、米国、欧州共同体、中国、韓国の4か国・地域（官庁）の意匠登録出願（図面表現含む）、審査運用についての、法令、基準、ガイドライン等、書籍、論文、調査研究報告書、及びインターネット情報等の収集を行った。また、I. 2. (1) (i) に挙げた論点に関する、審決例・裁判例を、合計20件以上、調査・分析した。

(iii) 部分意匠に関する海外公開情報調査

米国、欧州共同体、中国、韓国の4か国・地域（官庁）の意匠制度、意匠登録出願（図面表現含む）、審査運用についての、法令、基準、ガイドライン等、書籍、論文、調査研究報告書、及びインターネット情報等の収集を行った。また、I. 2. (1) (ii) に挙げた論点に関する、審決例・裁判例を、合計5件以上、調査・分析した。

(2) 国内アンケート調査

(i) 国内アンケート対象者について

国内企業、国内弁理士、弁護士事務所、未保護領域分野の業界団体に属する企業、計1,019者に質問票を送付した。

内訳としては、未保護領域分野の業界団体として、日本オフィス家具協会、日本空間デザイン協会、日本インテリアデザイナー協会等、その他、情報サービス産業協会、コンピュータソフトウェア協会、コンピュータエンターテインメント協会等の所属企業、計 382 者を選択した。また、グッドデザイン賞受賞企業等、一般社団法人日本知的財産協会建設部会に属する企業も対象とした。業界団体等の選択については、知財に関する活動を行っている団体を中心に選択し、その他庁担当者と相談して決定した。業界団体等に属する企業については、デザイナー事務所を含み、また、後述の「国内企業」と重複する企業も含む。

その他の国内企業として、2016 年 1 月 1 日から 2018 年 12 月 31 日までの期間に公報が発行された意匠登録について、件数についてランキングを作成し、多い順に、上記業界団体等に属する企業と重複しない企業、計 587 者を選択した。国内企業には、日本の制度ユーザーから広く意見を求めるという観点から、日本にオフィスを有する外国企業を含み、加えて上記未保護領域分野の業界団体に属する企業とも重複する。以上により、未保護領域分野の業界団体に属する企業等 50 社以上及び国内企業 900 社以上を含む計 969 者とした。

国内弁理士、弁護士事務所は、同じく登録件数の多い順に上位 50 者を選択した。令和元年 7 月 19 日に、計 1,019 者に向けて送付し、回収期限を 8 月 23 日とした。郵送等の関係で期限後に受領したものも含め、446 者から回答を得た。回収率は 43.8%であった。

(ii) 質問内容について

業種等の基礎的事項の他、未保護領域分野として、物品に化体しない画像意匠、建築物の意匠、内装の意匠のそれぞれについて、I. 2. (1) (i) に挙げた各論点に関連する質問を用意した。加えて、部分意匠に関し、補正、分割出願、優先権主張を伴う出願それぞれについて、I. 2. (1) (ii) に挙げた論点に関し、同様の仮想事例を設定し、事例ごとの要望等を聞く質問を設定した。

(3) 国内ヒアリング調査

(i) ヒアリング対象者について

国内企業、国内弁理士・弁護士事務所、その他有識者（建築や内装意匠、画像意匠の専門家等）15 者に対し、国内ヒアリング調査を実施した。

対象者は、本調査研究の調査対象分野である、物品に化体しない画像意匠、建築物の意匠、内装の意匠、組物、部分意匠の各分野について偏りなく回答を得るため、それぞれの分野に対応する企業及び専門家等を選択した。対象者の内訳は以下のとおりである。

表 1 ヒアリング対象者内訳

対象者	数
弁理士	3
法律有識者	2
電気・情報通信	4
建築・内装(デザイン含)	4
小売・サービス	2
計	15

(ii) 質問内容について

物品に化体しない画像意匠、建築物の意匠、内装の意匠、組物、部分意匠のそれぞれについて数問ずつ質問を設定した。新たなタイプの意匠及び組物に関しては、手続面及び審査面の懸念事項を中心とし、部分意匠に関しては仮想事例を設定し、それに対する見解や意見を聞くものとした。具体的な質問内容は以下のとおりである。

表 2 ヒアリング質問項目

#	分野	質問
1	画像意匠①	現在、貴社・貴業務の関係で、保護対象となりうる「画像」はどのようなもの(表現)が考えられますか？また、「画像」の表現の態様として、現在又は今後、どのようなもの(表現)が現れてくるとお考えですか？また、それらについても意匠法で保護したほうが望ましいですか？
2	画像意匠②	今回の法改正で、物品に化体しない画像の意匠を出願しようとする場合、図面の表現や願書の記載などについて、明確にしてほしい点がありますか？また、出願や審査に際し、懸念点がありますか？
3	建築物①	建築物の意匠を出願しようとする場合、図面の表現や願書の記載などについて、明確にしてほしい点がありますか？また、審査における懸念点などがありますか？
4	建築物②	貴社が手掛ける建築物のデザイン手法についてご教示ください。また、意匠法上の「建築物」として保護を考える場合、建物本体のほか、どのような範囲まで含めるのが望ましいですか？
5	建築物③	現在の意匠審査では、出願前に公知となった構成要素や具体的態様を基礎として、それらをほとんどそのままか、「よく見られる改変」※ 2を加えた程度で、当該分野における「ありふれた手法」※ 1等により創作されたにすぎない意匠は、創作容易な意匠であると判断し、登録することはできないとしています。建築物の意匠の審査の場合、上記※ 1及び※ 2のほかに留意すべき観点がありますか？また、※ 1及び※ 2の各項目のうち、建築物の意匠にはあてはまらないと思う項目はありますか？
6	建築物④	このような建築物は拒絶されるべきである、登録されては困るというものがあればご教示下さい。また、その理由についてもお聞かせ下さい。
7	内装①	内装のデザインを意匠法で保護するには、「全体として統一的美感」が求められます。貴社が手掛ける内装デザインでは、どのように「統一感」を表しますか？

#	分野	質問
8	内装②	現在の意匠審査では、出願前に公知となった構成要素や具体的態様を基礎として、それらをほとんどそのままか、「よく見られる改変」※2を加えた程度で、当該分野における「ありふれた手法」※1等により創作されたにすぎない意匠は、創作容易な意匠であると判断し、登録することはできないとしています。内装の意匠の審査の場合、上記※1及び※2のほかに留意すべき観点はありますか？また、※1及び※2の各項目のうち、内装の意匠にはあてはまらないと思う項目はありますか？
9	内装③	内装の意匠を出願しようとする場合、図面の表現や願書の記載などについて、明確にしてほしい点はありますか？また、出願時や審査における懸念点などはありますか？
10	内装④	このような内装意匠は拒絶されるべきである、登録されては困るというものがあればご教示下さい。また、その理由についてもお聞かせ下さい。
11	組物①	セット物のデザインを貴社では手掛けていらっしゃるでしょうか？手掛けている場合、デザインの統一感をどのようにして表現されていますか？
12	組物②	組物の意匠の部分意匠を登録する場合、出願時又は審査において、懸念する点などはありますか？また、審査基準等で明確にして欲しい点はありますか？
13	一意匠一出願	このような創作の範囲まで、一つの出願として出願したいというものがあれば具体的に教えて下さい。
14	部分:補正	補正に関し、日本では、意匠の要旨変更とならない範囲で補正が可能とされています。一方、米国等、出願時の開示の範囲内であれば補正を認めるというように、新規事項が含まれていなければ許容するという考え方をとる国もあります。（御社にとっては）いずれの考え方が望ましいでしょうか？また、その他にお望みの考え方はあるでしょうか？その理由も合わせて教えてください。
15	部分:分割	現在、分割出願は、一つの出願に複数の意匠が含まれている場合のみ行うことができ、一の意匠について出願された場合に、その意匠の一部について、新たな分割出願（部分意匠、部品意匠）とすることはできません。こうした分割出願を認めることについて、どのように考えますか？理由とともに教えてください。
16	部分:優先権	現行の運用では、優先権主張を伴う出願の場合、基礎となる出願に係る意匠と実質的に同一であることが要件となっています。日本では、例えば、部分意匠の出願を基礎として、全体意匠の出願をすると、意匠の同一性は認められません。その逆も同じです。もし、このような場合でも同一性を認めるとしたら、どのような問題が生じると考えますか？（賛成ですか？反対ですか？理由とともに教えてください）

なお、ヒアリング対象者の業種等によって質問を取捨選択した。特に、新たなタイプの意匠及び部分意匠の各質問に関しては回答者数が偏らないよう配慮した。組物に関してはアンケート調査の結果から、比較的用户者が少ないと考えられたため、共通して質問を行った。実際のヒアリングでは、最も聞きたい内容の質問を優先してヒアリングを行い、時間が無い場合は省略した。各質問の回答者数は以下のとおりである。

表3 各質問の回答者数

#	質問	回答者数	#	質問	回答者数
1	画像意匠①	4	9	建築物③	4
2	画像意匠②	9	10	建築物④	9
3	内装①	7	11	組物①	9
4	内装②	7	12	組物②	14
5	内装③	12	13	一意匠一出願	14
6	内装④	12	14	部分:補正	10
7	建築物①	9	15	部分:分割	10
8	建築物②	4	16	部分:優先権	10

(4) 海外質問票調査（海外制度調査及びニーズ・意見調査）

米国、欧州共同体、中国、韓国の知財庁、我が国及び米国、欧州共同体、中国、韓国に対して意匠登録出願を行う海外企業、同出願手続を受任している現地法律事務所等の者、合計16者に対し、上記I. 2. (1) (ii) に挙げた論点についての情報収集を行った。知財庁に対しては制度、運用等について調査を行い、海外企業や現地法律事務所等の者に対してはニーズ・意見について調査を行った。

(5) 海外ヒアリング調査（ニーズ・意見調査）

米国及び欧州における海外企業、海外弁理士・弁護士事務所合計4者に対し、上記I. 2. (1) (ii) に挙げた論点についてヒアリング調査を実施した。

ヒアリング対象者は、上記I. 3. (4) の海外質問票調査の回答者の中から選択し、米国の法律事務所2者、欧州としてフランスとドイツの法律事務所からそれぞれ1者ずつに対してヒアリングを実施した。ヒアリング内容は、海外質問票の回答にもとづき、さらに論点となる点について事例を示しつつ具体的な質問をした。

II. 新たなタイプの意匠

1. 物品に化体しない画像意匠

(1) 米国の制度

(i) 基本事項

意匠特許の登録要件は、製造品 (article of manufacture) であること、新規性、独創性 (originality) 及び装飾性 (ornamentality) を有することとされている (35 U.S.C. 171(a)、United States Code Title 35, 以下、35 U.S.C.と表記する)。なお、特許で求められる有用性は求められておらず、機能的要素のみで構成される形態については意匠特許として保護されない。

また、「製造品 (又はその部分) に具現化され又は適用され」たものについてクレームされるのであって、製造品それ自体がクレームの主題ではない。そして、意匠は製造品の形状やその表面の装飾又は組合せであり、外観に表され、視認可能なものである。製造品と分離不可であって一体的な関係を持つとされており、表面装飾のみで単独に存在できないとされている (Manual of Patent Examining Procedure§1502, 以下、MPEP と表記する。)

35 U.S.C. 171 Patents for designs.³

- (a) IN GENERAL.—Whoever invents any new, original, and ornamental design for an article of manufacture may obtain a patent therefor, subject to the conditions and requirements of this title.
- (b) APPLICABILITY OF THIS TITLE.—The provisions of this title relating to patents for inventions shall apply to patents for designs, except as otherwise provided.
- (c) FILING DATE.—The filing date of an application for patent for design shall be the date on which the specification as prescribed by section 112 and any required drawings are filed. (Amended Dec. 18, 2012, Public Law 112-211, sec. 202(a), 126 Stat. 1535.)

第 171 条 意匠に関する特許⁴

- (a) 一般—製造物品のための新規、独創的かつ装飾的意匠を創作した者は、本法の条件及び要件に従い、それに関する特許を取得することができる。
- (b) 本法の適用性—発明に関する特許についての本法の規定は、別段の定めがある場合を除き、意匠に関する特許に適用する。
- (c) 出願日—意匠の特許出願の出願日は、第 112 条に定める明細書及び求められる図面が提出される日とする。

³ Consolidated Patent Laws - April 2019 update United States Code Title 35 - Patents, USPTO, URL: https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf [最終アクセス日: 2020年2月3日] (以下、第II部、第III部において同じ)

⁴ 「アメリカ合衆国 特許法 合衆国法典第 35 卷(35U.S.C)―特許 2015 年第 7 改正版, 2015 年 10 月施行」日本特許庁, URL: <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/usa-tokkyo.pdf> [最終アクセス日: 2020年2月3日] (改正箇所該当しない条文についてのみ引用、以下、条文の第II部、第III部において同じ)

MPEP § 1502 Definition of a Design [R-07.2015]⁵

In a design patent application, the subject matter which is claimed is the design embodied in or applied to an article of manufacture (or portion thereof) and not the article itself. Ex parte Cady, 1916 C.D. 62, 232 O.G. 621 (Comm'r Pat. 1916). "[35 U.S.C.] 171 refers, not to the design of an article, but to the design for an article, and is inclusive of ornamental designs of all kinds including surface ornamentation as well as configuration of goods." In re Zahn, 617 F.2d 261, 204 USPQ 988 (CCPA 1980).

The design for an article consists of the visual characteristics embodied in or applied to an article. Since a design is manifested in appearance, the subject matter of a design patent application may relate to the configuration or shape of an article, to the surface ornamentation applied to an article, or to the combination of configuration and surface ornamentation.

Design is inseparable from the article to which it is applied and cannot exist alone merely as a scheme of surface ornamentation. It must be a definite, preconceived thing, capable of reproduction and not merely the chance result of a method.

MPEP § 1502 意匠の定義 [R-07.2015]⁶

意匠特許出願において、クレームされている主題は、製造物品（又はその一部分）に具現化又は適用された意匠であって、その物品自体ではない。Ex parte Cady, 1916 C.D. 62, 232 O.G. 621 (Comm'r Pat. 1916)。

「特許法第 171 条は、物品の意匠ではなく、物品のための意匠に言及しており、かつ、物品の形態に加えて、表面装飾を含むあらゆる種類の装飾的な意匠を包括している。」Zahn, 617 F.2d 261, 204 USPQ 988 (CCPA 1980) 参照。

物品のための意匠は、物品に具現化又は適用された視覚的特徴からなる。意匠は外観で表現されるものであり、意匠特許出願の主題は、物品の形態又は形状、物品に適用された表面装飾又は形態と表面装飾との組合せにかかわるものであり得る。

意匠は、当該意匠が適用された物品から切り離すことができず、単に表面装飾の方策として単独で存在することができないものである。意匠は、明確であり、予め考えられた事物であって、再現可能でなければならず、ある方法の偶然的な結果にすぎないものであってはならない。

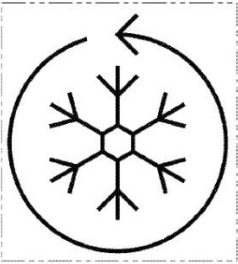
(ii) 登録の可否

意匠は、製造品 (an article of manufacture) の外観であり、製品からは不可分で単独では存在できない (MPEP § 1504)。したがって、アイコンそのものを単独で登録することはできないが、例えば、「ディスプレイスクリーン用の～」、「ディスプレイスクリーンのための～」のように、表示される媒体等をタイトルに記載し、図面においてアイコンの周囲を破線にすることで、実質的にアイコンの登録が可能になっている。

⁵ MPEP § 1502 Definition of a Design [R-07.2015], USPTO, URL: <https://mpep.uspto.gov/RDMS/MPEP/current#/current/d0e150156.html> [最終アクセス日：2020年2月3日]

⁶ 「アメリカ合衆国 特許審査便覧(MPEP) 第 1500 章 意匠特許 第 9 版 2015 年 11 月」日本語訳, 日本特許庁, URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/usa-shinsa_binran1500.pdf [最終アクセス日：2020年2月4日]

登録例

	Patent No.:	US D851,128 S
	Date of Patent:	Jun. 11, 2019
	Title:	DISPLAY SCREEN OR PORTION THEREOF WITH LOCK AND ALERT FROZEN GRAPHICAL USER INTERFACE

(関連規定)

MPEP § 1504.01 Statutory Subject Matter for Designs [R-07.2015]⁷

A picture standing alone is not patentable under 35 U.S.C. 171. The factor which distinguishes statutory design subject matter from mere picture or ornamentation, per se (i.e., abstract design), is the embodiment of the design in an article of manufacture. Consistent with 35 U.S.C. 171, case law and USPTO practice, the design must be shown as applied to or embodied in an article of manufacture.

A claim to a picture, print, impression, etc. per se, that is not applied to or embodied in an article of manufacture should be rejected under 35 U.S.C. 171 as directed to nonstatutory subject matter. The following paragraphs may be used.

1504.01 意匠に関する法定主題 [R-07.2015]

特許法第 171 条意匠に関する特許

(略)

絵画単独では、特許法第 171 条に基づいて、特許性を有さない。単なる絵画又は装飾から法定的な意匠の主題を識別する要因自体は（すなわち、抽象意匠）は、製造物品における意匠の実施態様である。意匠は、特許法第 171 条、判例法及び USPTO の実務に合致して、製造物品に適用又は具現化されるように示されなければならない。

製造物品に適用又は具現化されていない絵画、印刷、刻印などについてのクレーム自体は、非法定的な主題に関するものであるので、特許法第 171 条に基づき拒絶されるものとする。

¶ 15.43 Subject Matter of Design Patent

Since a design is manifested in appearance, the subject matter of a Design Patent may relate to the configuration or shape of an article, to the surface ornamentation on an article, or to both.

¶ 15.43 意匠特許の主題

意匠は外観で表現されるので、意匠特許の主題は、物品の形態若しくは形状、物品上の表面装飾又はそれらの両方にかかわるものであり得る。

¶ 15.44 Design Inseparable From Article to Which Applied

Design is inseparable from the article to which it is applied, and cannot exist alone merely as a scheme of ornamentation. It must be a definite preconceived thing, capable of reproduction, and not merely the chance result of a method or of a combination of functional elements (35 U.S.C. 171; 35 U.S.C. 112(a) and (b) or pre-AIA 35 U.S.C. 112, first and second paragraphs). See *Blisscraft of Hollywood v. United Plastics Co.*, 189 F. Supp. 333, 127 USPQ 452 (S.D.N.Y. 1960), 294 F.2d 694, 131 USPQ 55 (2d Cir. 1961).

⁷ MPEP§1504.01 Statutory Subject Matter for Designs [R-07.2015], USPTO, URL: <https://mpep.uspto.gov/RDMS/MPEP/current/#/current/d0e152237.html> [最終アクセス日：2020年2月3日]

¶ 15.44 適用される物品から不可分な意匠

意匠は、適用される物品から不可分であって、単に装飾の構成として、単独では存在できないものである。意匠は、機能的要素の組合せでなければならない⁸（特許法第 171 条；特許法第 112 条(a)及び(b)又は改正前特許法第 112 条，第 1 項及び第 2 項）。Blisscraft of Hollywoodv. United Plastics Co., 189 F. Supp. 333, 127 USPQ 452 (S.D.N.Y. 1960), 294 F.2d694, 131 USPQ 55 (2d Cir. 1961) g 参照。様式文例 15.38 及び 15.40 は、該当する場合は、2 回目以降の指令において使用され得る (MPEP§1504.02 参照)。

(iii) アイコン等の登録に関する要求事項

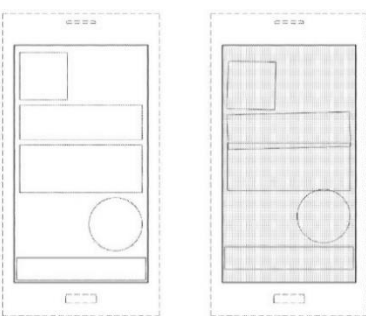
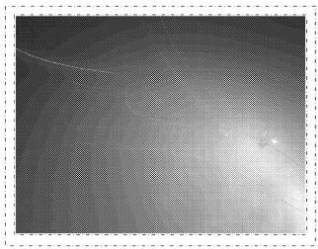
コンピュータのアイコンについては、特許法第 171 条に該当するか否かの判断基準が MPEP§1504.01 に下記のように記載されている (MPEP§1504.01 B.(A))。

- ① 製造品に適用されている (コンピュータの画面やモニター、その他の表示パネル又はそれらの一部に表示されている) ものであるか
- ② 名称 (Title) において、クレームされている主題が「アイコンを有するコンピュータの画面」、「アイコン画像を有するコンピュータ画面の部分」ということを明記していること
- ③ 明細書において、特徴が記載されている場合に、クレームされているアイコンが、コンピュータの画面やモニター、その他の表示パネル又はそれらの一部分に表示されたものであることが記載されていること

なお、日本のように、クレームされているアイコン等の画像が、製造品の用途や機能に関連するものであることといった要件は課されていない。また、画像やアイコンの記憶場所、ダウンロード等に関する制限もない。装飾目的の画像についても登録例がある。

⁸ 恐らく誤訳だと思われる。一般社団法人日本国際知的財産保護協会「平成 24 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国における移送の表現に関する調査研究報告書 参考資料 R1-103」(平成 25 年 2 月)では、同様の箇所について「意匠は、明確に予め考案されたもので、複製可能でなければならず、単に何らかの方法または機能的要素の組合せの偶然の結果であってはならない。」と訳されている。なおヘンリー幸田「米国特許法逐条解説第 5 版」p.245-246 では、「Definite preconceived thing」を「定形性」、「Capable of Reproduction」を「再生性」としている。

(登録例)

	Patent No.:	US D736,807 S
	Date of Patent:	Aug. 18, 2015
	Title:	DISPLAY OF A MULTIMEDIA TERMINAL WITH TRANSITIONAL GRAPHIC IMAGE
	Patent No.:	US D624,087 S
	Date of Patent:	Sep. 21, 2010
	Title:	COLOR IMAGE FOR A DISPLAY SCREEN

(関連規定)

MPEP § 1504.01(a) Computer-Generated Icons [R-07.2015]

To be directed to statutory subject matter, design applications for computer-generated icons must comply with the "article of manufacture" requirement of 35 U.S.C. 171.

1504.01(a) コンピュータ生成のアイコン [R-07.2015]

法定的主題を示すために、コンピュータ生成のアイコンに関する意匠出願は、特許法第 171 条の「製造物品」にかかわる要件に準拠するものでなければならない。

I. GUIDELINES FOR EXAMINATION OF DESIGN PATENT APPLICATIONS FOR COMPUTER-GENERATED ICONS

The following guidelines have been developed to assist USPTO personnel in determining whether design patent applications for computer-generated icons comply with the "article of manufacture" requirement of 35 U.S.C. 171.

I. コンピュータ生成のアイコンに関する意匠特許出願の審査についての指針

コンピュータ生成のアイコンに関する意匠特許出願が、特許法第 171 条の「製造物品」にかかわる要件に準拠するものであるか否かを判断することにつき、USPTO の職員を支援するために、次の指針が展開されてきた。

A. General Principle Governing Compliance With the "Article of Manufacture" Requirement

Computer-generated icons, such as full screen displays and individual icons, are 2-dimensional images which alone are surface ornamentation. See, e.g., *Ex parte Strijland*, 26 USPQ2d 1259 (Bd. Pat. App. & Int. 1992) (computer-generated icon alone is merely surface ornamentation). The USPTO considers designs for computer-generated icons embodied in articles of manufacture to be statutory subject matter eligible for design patent protection under 35 U.S.C. 171. Thus, if an application claims a computer-generated icon shown on a computer screen, monitor, other display panel, or a portion thereof, the claim complies with the "article of manufacture" requirement of 35 U.S.C. 171. Since a patentable design is inseparable from the object to which it is applied and cannot exist alone merely as a scheme of surface ornamentation, a

computer-generated icon must be embodied in a computer screen, monitor, other display panel, or portion thereof, to satisfy 35 U.S.C. 171. See MPEP § 1502.

"We do not see that the dependence of the existence of a design on something outside itself is a reason for holding it is not a design "for an article of manufacture." See *In re Hruby*, 373 F.2d 997, 1001, 153 USPQ 61, 66 (CCPA 1967) (design of water fountain patentable design for an article of manufacture). The dependence of a computer-generated icon on a central processing unit and computer program for its existence itself is not a reason for holding that the design is not for an article of manufacture.

A. 「製造物品」にかかわる要件の遵守を管理する一般的原則

全画面表示及び個別なアイコンのようなコンピュータ生成のアイコンは、単独で表面装飾となる二次元的な画像である。例えば、*Ex parte Strijl* 及び 26 USPQ2d 1259 (Bd. Pat. App. & Int. 1992) (コンピュータ生成のアイコンは、単独では、表面装飾にすぎないものである)。

USPTO は、製造物品に具現化されたコンピュータ生成のアイコンに関する意匠を、特許法第 171 条に基づく意匠特許保護に適格な法定的主題とみなす。よって、出願が、コンピュータの画面、モニター、その他の表示パネル又はそれらの一部分に示されたコンピュータ生成のアイコンをクレームしている場合は、当該クレームは、特許法第 171 条の「製造物品」にかかわる要件に準拠するものとなる。特許性を有する意匠は、当該意匠が適用される対象物品から不可分であって、単に表面装飾の構成として、単独で存在することができないものである。コンピュータ生成のアイコンは、特許法第 171 条を満足するためには、コンピュータの画面、モニター、その他の表示パネル又はそれらの一部分において具現化される必要がある。MPEP§1502 参照。

「我々は、意匠自体の外側のものへの当該意匠の存在にかかわる依存性は、「製造物品に関する」意匠ではないことを支持する根拠であるとは、理解しない。」*Hruby*, 373 F.2d 997, 1001, 153 USPQ 61, 66 (CCPA 1967) 参照 (製造物品に関する特許性を有する意匠である噴水式水飲み器に関する意匠)。コンピュータ生成のアイコンについて、中央処理装置及びコンピュータプログラムにおける当該アイコン自体の存在にかかわる依存性は、意匠が製造物品に関するものではないということを支持する根拠とはならない。

B. Procedures for Evaluating Whether Design Patent Applications Drawn to Computer-Generated Icons Comply With the "Article of Manufacture" Requirement

USPTO personnel shall adhere to the following procedures when reviewing design patent applications drawn to computer-generated icons for compliance with the "article of manufacture" requirement of 35 U.S.C. 171.

(A) Read the entire disclosure to determine what the applicant claims as the design and to determine whether the design is embodied in an article of manufacture.

Since the claim must be in formal terms to the design "as shown, or as shown and described," the drawing provides the best description of the claim. 37 CFR 1.153 or 1.1025.

(1) Review the drawing to determine whether a computer screen, monitor, other display panel, or a portion of any of those articles, is shown.

Although a computer-generated icon may be embodied in only a portion of a computer screen, monitor, or other display panel, the drawing must contain a sufficient number of views to constitute a complete disclosure of the appearance of the article.

(2) Review the title to determine whether it clearly refers to the claimed subject matter. 37 CFR 1.153 or 1.1067.

The following titles do not adequately describe a design for an article of manufacture under 35 U.S.C. 171: "computer icon"; or "icon." On the other hand, the following titles do adequately describe a design for an article of manufacture under 35 U.S.C. 171: "computer screen with an icon"; "display panel with a computer icon"; "portion of a computer screen with an icon image"; "portion of a display panel with a computer icon image"; or "portion of a monitor displayed with a computer icon image."

(3) Review the specification to determine whether a characteristic feature statement is present. If a characteristic feature statement is present, determine whether it describes the claimed subject matter as a computer-generated icon embodied in a computer screen, monitor, other display panel, or portion thereof. See *McGrady v. Aspenglas Corp.*, 487 F.2d 859, 208 USPQ 242 (S.D.N.Y. 1980) (descriptive statement in design patent application narrows claim scope).

B. コンピュータ生成のアイコンに関する意匠特許出願が「製造物品」にかかわる要件を遵守しているか否かについての評価のための手続

USPTO の職員は、特許法第 171 条の「製造物品」にかかわる要件の遵守に関して、コンピュータ生成のアイコンに関する意匠特許出願を検討するとき、次の手続に従うものとする。

(A) 出願人が意匠として何をクレームしているか、また、意匠が製造物品に具現化されているか否かについて判断すべく、開示全体を解読すること。クレームは、「図示されている、又は図示され、かつ、記述されている」意匠にとって正式な用語によるものでなければならないので、図面は当該クレームの最良な記述を提示するものである。特許規則 1.153 又は 1.1025。

(1) コンピュータの画面、モニター、その他の表示パネル又はそれら物品のいずれかの一部が示されているか否かについて判断すべく、図面を検閲すること。コンピュータ生成のアイコンは、コンピュータの画面、モニター又はその他の表示パネルの一部分のみに具現化できるが、図面は、「当該物品の外観の完全な開示を構成するために、十分な数の図を含んでいなければならない。」

(2) 名称がクレームされている主題を明瞭に言及しているか否かについて判断すべく、当該名称を検討すること。特許規則 1.153 又は 1.1067。次の名称は、特許法第 171 条に基づく製造物品に関する意匠について、適正に記述しているものではない: 「コンピュータアイコン」; 又は「アイコン」。他方、次の名称は、特許法第 171 条に基づく製造物品に関する意匠について、適正に記述しているものである: 「アイコンを有するコンピュータ画面」; 「アイコン画像を有するコンピュータ画面の部分」; 「コンピュータのアイコン画像を有する表示パネルの部分」; 又は「コンピュータのアイコン画像で表示されたモニターの部分」。

(3) 特色的特徴に関する陳述が存在しているか否かについて判断すべく、明細書を検討すること。特色的特徴に関する陳述が存在している場合には、当該陳述が、コンピュータの画面、モニター、その他の表示パネル又はそれらの一部分において具現化されたコンピュータ生成のアイコンとして、クレームされている意匠を記述しているか否かについて判断すること。McGrady v. Aspengl as Corp., 487 F.2d 859, 208 USPQ 242 (S.D.N.Y. 1980) 参照。

(意匠特許出願における説明的な陳述は、クレームの範囲を狭めるものである)。

(iv) VR、立体画像等の登録について

VR や AR 等の登録に関しても制限はなく、いくつかの登録例がある。また、立体画像に関しても登録したい (クレームされた) 意匠が特定できる画像であればよく、6 面図等も要求されていない。

(登録例) VR におけるユーザーインターフェースの登録例

Patent No.:	US D797,767 S
Date of Patent:	Sep. 19, 2017
Title:	DISPLAY SYSTEM WITH A VIRTUAL THREE -DIMENSIONAL GRAPHICAL USER INTERFACE

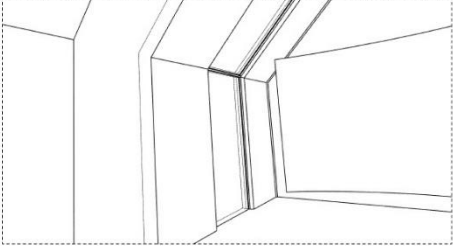


FIG. 1

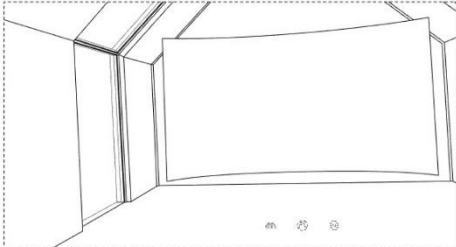


FIG. 2

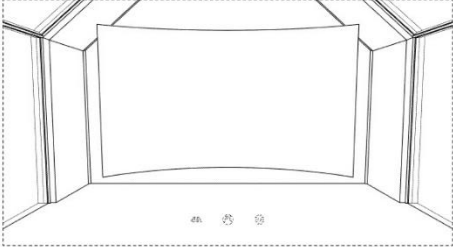


FIG. 3

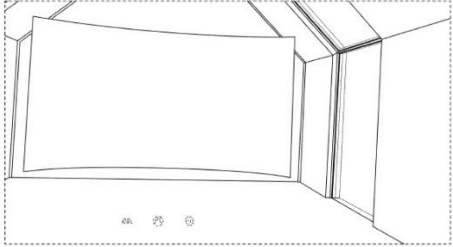


FIG. 4

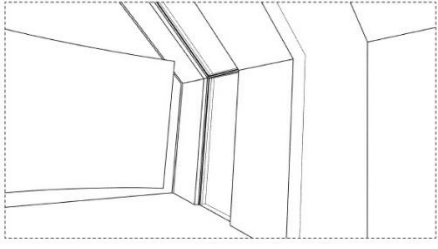


FIG. 5

(2) 欧州共同体の制度

(i) 基本事項

欧州共同体規則（CDR ; Community Design Regulation、以下、CDR と表記する。）では、「意匠」は製品（product）の外観であって、その全体又は一部を含み、その製品自体又は製品に施された装飾をいい、この装飾には、製品の素材自体の特徴からなるものも含む（CDR§3(a)）。

そして、「製品」は「工業又は手工業によるもの」であればよく、複合製品（complex product）に含まれることが意図される製品の部品等を含む。また、二次元のグラフィックシンボルや印刷の書体なども製品として認められている（CDR§3(b)） EUIPO のウェブサイトでは、様々な種類の製品の登録例が挙げられており、ある製品の部品、包装、アイコン、建築物、外装（Get-up、室内装飾アレンジメント等）、タイプフェイス、ロゴ、グラフィックデザインが示されている（下図参照）。ただし、コンピュータ・プログラムは「製品」とは認められない（CDR§3(c)）。

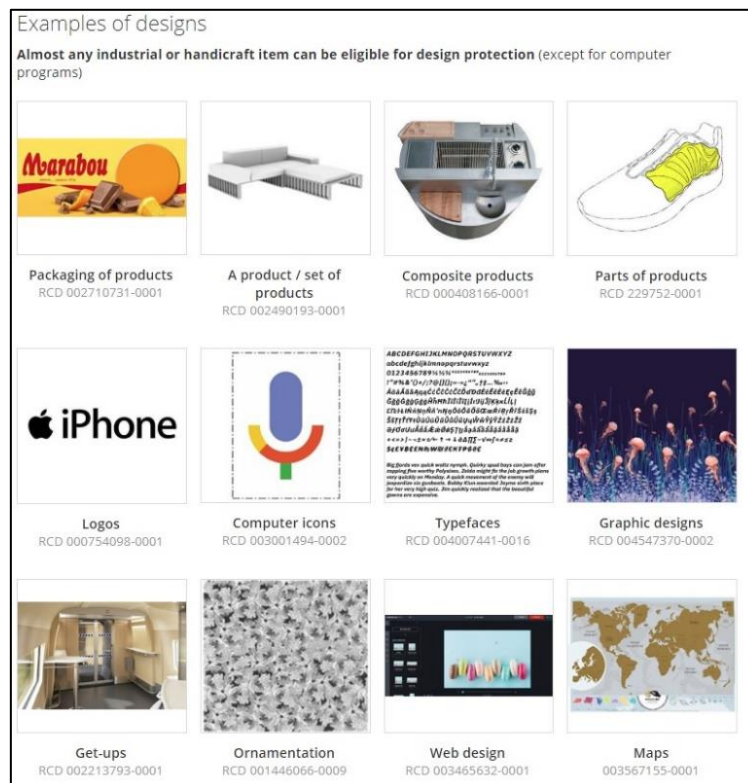


図 6 登録例⁹

⁹ Examples of designs, EUIPO, URL: <https://euipo.europa.eu/ohimportal/design-definition> [最終アクセス日：2020年2月3日]

・意匠の定義<欧州共同体規則>

<p>CDR Article 3 Definitions¹⁰ For the purposes of this Regulation:</p> <p>(a) "design" means the appearance of the whole or a part of a product resulting from the features of, in particular, the lines, contours, colours, shape, texture and/or materials of the product itself and/or its ornamentation;</p> <p>(b) "product" means any industrial or handicraft item, including inter alia parts intended to be assembled into a complex product, packaging, get-up, graphic symbols and typographic typefaces, but excluding computer programs;</p> <p>(c) "complex product" means a product which is composed of multiple components which can be replaced permitting disassembly and re-assembly of the product.</p> <p>第3条 定義¹¹ 本規則の適用上、</p> <p>(a) 「意匠」とは、製品の全体又は一部の外観であって、その製品自体及び／又はそれに係る装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方及び／又は素材の特徴から生じるものをいう。</p> <p>(b) 「製品」とは、工業又は手工芸による物品をいい、その中には、特に複合製品に組み立てることを目的とする部品、包装、外装、図形的表象、印刷書体を含むが、コンピュータ・プログラムは含まない。</p> <p>(c) 「複合製品」とは、交換することができ、分解及び再組立を可能にする複数の構成部品によって構成されている製品をいう。</p>
--

(ii) 登録要件等

EUIPO では、意匠の出願については、方式要件と、出願に係る意匠が意匠の定義 (CDR§3) に合致するか、公序良俗に反しないか (CDR§9) のみが審査され、新規性や独自性といった要件は審査されない (CDR§47)。これらは、無効理由となっており、登録後の無効審判で争われる (CDR§25)。

<p>CDR Article 4 Requirements for protection</p> <p>1. A design shall be protected by a Community design to the extent that it is new and has individual character.</p> <p>2. A design applied to or incorporated in a product which constitutes a component part of a complex product shall only be considered to be new and to have individual character:</p> <p>(a) if the component part, once it has been incorporated into the complex product, remains visible during normal use of the latter; and</p> <p>(b) to the extent that those visible features of the component part fulfil in themselves the requirements as to novelty and individual character.</p>
--

¹⁰ COUNCIL REGULATION (EC) No 6/2002 of 12 December 2001 on Community designs, EUIPO, URL: https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/law_and_practice/cdr_legal_basis/62002_cv_en.pdf [最終アクセス日：2020年2月3日] (以下、第II部、第III部において同じ)

¹¹ 「欧州連合 意匠理事会規則 共同体意匠に関する 2001年12月12日の理事会規則 No.6/2002, 2012年4月24日 L112/2012により改正 2013年7月1日統合版」日本特許庁, URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokui/ec6_02j.pdf [最終アクセス日：2020年2月3日] (以下、第II部、第III部において同じ)

3. "Normal use" within the meaning of paragraph (2)(a) shall mean use by the end user, excluding maintenance, servicing or repair work.

第4条 保護要件

- (1) 意匠が新規性及び独自性を有している限り、その意匠は、共同体意匠として保護するものとする。
- (2) 複合製品の構成部品である製品に適用され又は組み込まれた意匠は、次の条件を満たしている場合にのみ、新規性及び独自性を有しているものとみなす。
 - (a) 構成部品を複合製品に組み込んだ場合に、その構成部品が、複合製品の通常使用中に引き続き見ることができるものであること、及び
 - (b) 構成部品の可視的特徴それ自体が、新規性及び独自性の要件を満たしていること
- (3) (2)(a)の意味における「通常使用」とは、最終使用者による使用をいい、保守、整備又は修理作業を除く。

・新規性

CDR Article 5 Novelty

1. A design shall be considered to be new if no identical design has been made available to the public:
 - (a) in the case of an unregistered Community design, before the date on which the design for which protection is claimed has first been made available to the public;
 - (b) in the case of a registered Community design, before the date of filing of the application for registration of the design for which protection is claimed, or, if priority is claimed, the date of priority.
2. Designs shall be deemed to be identical if their features differ only in immaterial details.

第5条 新規性

- (1) 次の日より前に、同一意匠が公衆の利用に供されていない意匠は、新規であるとみなす。
 - (a) 無登録共同体意匠の場合は、保護を請求する意匠が初めて公衆の利用に供された日
 - (b) 登録共同体意匠の場合は、保護を請求する意匠に係る登録出願の出願日又は優先権が主張されているときは優先日
- (2) 複数の意匠の特徴が重要性のない細部においてのみ異なっている場合は、それらの意匠は同一であるとみなす。

・独自性

CDR Article 6 Individual character

1. A design shall be considered to have individual character if the overall impression it produces on the informed user differs from the overall impression produced on such a user by any design which has been made available to the public:
 - (a) in the case of an unregistered Community design, before the date on which the design for which protection is claimed has first been made available to the public;
 - (b) in the case of a registered Community design, before the date of filing the application for registration or, if a priority is claimed, the date of priority.
2. In assessing individual character, the degree of freedom of the designer in developing the design shall be taken into consideration.

第6条 独自性

- (1) 意匠が情報に通じた使用者に与える全体的印象が、次の日前に公衆の利用に供されていた他の意匠が当該使用者に与える全体的印象と異なっているときは、その意匠は独自性を有するものとみなす。
 - (a) 無登録共同体意匠の場合は、保護を請求する意匠が初めて公衆の利用に供された日

(b) 登録共同体意匠の場合は、登録出願の出願日又は優先権が主張されているときは優先日
 (2) 独自性を評価するときは、意匠創作者がその意匠の開発において有していた自由度を考慮しなければならない。

CDR Article 8 Designs dictated by their technical function and designs of interconnections

1. A Community design shall not subsist in features of appearance of a product which are solely dictated by its technical function.
2. A Community design shall not subsist in features of appearance of a product which must necessarily be reproduced in their exact form and dimensions in order to permit the product in which the design is incorporated or to which it is applied to be mechanically connected to or placed in, around or against another product so that either product may perform its function.
3. Notwithstanding paragraph 2, a Community design shall under the conditions set out in Articles 5 and 6 subsist in a design serving the purpose of allowing the multiple assembly or connection of mutually interchangeable products within a modular system.

第 8 条 技術的機能によって決定付けられる意匠及び相互連結の意匠

- (1) 共同体意匠は、専ら技術的機能によって決定付けられる製品外観の特徴には存在しないものとする。
- (2) 共同体意匠は、製品外観の特徴であって、その意匠が組み込まれているか又は適用されている製品を他の製品に機械的に連結するか又は他の製品の中、周囲若しくはそれに接して設置することにより、何れの製品もその機能を果たすことができるようにするために、必然的に正確な形状及び寸法で再現しなければならないものには存在しないものとする。
- (3) (2)に拘らず、共同体意匠は、モジュール・システムにおいて、相互に交換可能な製品の複合的組立又は連結を可能にする目的にかなう意匠には、第 5 条及び第 6 条に規定した条件の下で、存在するものとする。

専ら技術的機能によって決定づけられる外観の特徴には、意匠権は認められないが、さらにその例外として、一定の条件下において存在が可能である (CDR§8(3))。CDR§8(3)は「Lego 条項」と呼ばれ、法的保護への権利を有する連結部品を認めている。

また、一つの出願に、複数の意匠を含めることができる (複合意匠 : CDR§37 条)。

CDR Article 37 Multiple applications

1. Several designs may be combined in one multiple application for registered Community designs. Except in cases of ornamentation, this possibility is subject to the condition that the products in which the designs are intended to be incorporated or to which they are intended to be applied all belong to the same class of the International Classification for Industrial Designs.
2. Besides the fees referred to in Article 36(4), the multiple application shall be subject to payment of an additional registration fee and an additional publication fee. Where the multiple application contains a request for deferment of publication, the additional publication fee shall be replaced by the additional fee for deferment of publication. The additional fees shall correspond to a percentage of the basic fees for each additional design.
3. The multiple application shall comply with the conditions of presentation laid down in the implementing regulation.
4. Each of the designs contained in a multiple application or registration may be dealt with separately from the others for the purpose of applying this Regulation. It may in particular, separately from the others, be enforced, licensed, be the subject of a right in rem, a levy of execution or insolvency proceedings, be

surrendered, renewed or assigned, be the subject of deferred publication or be declared invalid. A multiple application or registration may be divided into separate applications or registrations only under the conditions set out in the implementing regulation.

第 37 条 複合出願

- (1) 複数の意匠を結合して、1 の登録共同体意匠の複合出願とすることができる。装飾の場合を除き、この結合は、意匠を組み込む予定又は適用する予定の製品の全てが、意匠に関する国際分類の同一のクラスに属している場合に行うことができる。
- (2) 複合出願をするためには、第 36 条(4)に記載した手数料の他に、追加登録手数料及び追加公告手数料を納付しなければならない。複合出願が公告延期の請求を含んでいる場合は、追加公告手数料は、追加公告延期手数料に代えるものとする。これらの追加手数料は、個々の追加意匠に対する基本手数料の比率に一致させるものとする。
- (3) 複合出願は、施行規則に定められている提出要件に従わなければならない。
- (4) 複合出願又は複合登録に含まれている個々の意匠は、本規則の適用上、他の意匠とは分離した取扱をすることができる。特に、個々の意匠は他の意匠と分離して、権利行使すること、ライセンス許諾をすること、又は対物的権利、強制執行若しくは支払不能訴訟手続の対象とすること、又は放棄、更新若しくは譲渡すること、又は公告延期の対象とすること、又は無効宣言の対象とすることができる。複合出願又は複合登録は、施行規則に定められている条件に基づく場合にのみ、個別の出願又は登録に分割することができる。

(iii) 物品に化体しない画像意匠

意匠の定義 (CDR§3(b)) によると、EUIPO では、グラフィックデザインやアイコンそのものなどといった、有体物ではないものも「製品」として認められている。また、画像の意匠については、日本のように「操作の用に供される画像」であること、「物品の機能が発揮された状態の画像」といった要件も課されていない。

EXAMINATION OF APPLICATIONS FOR REGISTERED COMMUNITY DESIGNS¹²

4.1.3 Icons

Designs of screen displays and icons and other kinds of visible elements of a computer program are eligible for registration (see Class 14-04 of the Locarno Classification).

登録共同体意匠出願の審査

4.1.3 アイコン

スクリーン表示のアイコン及びその他の種類のコンピュータ・プログラムの視認可能要素の意匠は登録適格性を有する (ロカルノ分類のクラス 14-04 参照)。

¹² Examination of applications for registered Community designs 4.1.3 Icons, Entry into force:01/02/2020, EUIPO, URL: <https://guidelines.euipo.europa.eu/1803316/1785348/designs-guidelines/4-1-3-icons> [最終アクセス日: 2020 年 2 月 4 日] なお、日本語訳は仮訳である。

(3) 中国の制度

(i) 基本事項

中国では、意匠は、「外観設計」として、特許等を規定する専利法に規定されている。専利法では、意匠は、「製品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す」と定義されており、部分意匠は認められていない。なお、複数の部材からなる組み立て製品については、各部材の正投影図を提出して登録を受けることができる。

専利法 第二条¹³
 本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。
 発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す。
 実用新案とは、製品の形状、構造又はその結合に対して行われ、実用に適した新たな技術方案を指す。
 意匠とは、製品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。

中国では、意匠の方式審査にあたる初歩審査のみで登録となり、いわゆる実体審査は行われない。

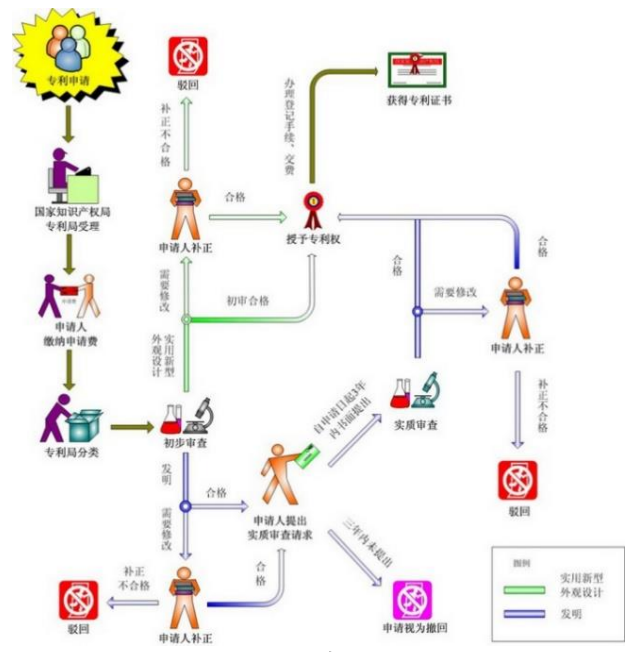


図 7 中国の審査の流れ¹⁴

¹³ 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京センター知的財産権部編「中華人民共和国専利法（改正）2009年10月1日施行」JETRO中国ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20091001rev.pdf [最終アクセス日：2020年2月4日]

¹⁴ 「審査流程图」CNIPAウェブサイト内、URL: http://www.cnipa.gov.cn/zhfwpt/zlsqzn_pt/zlsqspcxjs/zlsqspic/index.htm [最終アクセス日：2019年7月31日]

方式審査では、意匠に関しては、平面印刷物であって、図案、色彩又は両者の組合せによって作成され、主に表示を機能とする場合、専利権付与の対象から除かれる（専利法第25条）。

専利法 第二十五条¹⁵

以下に掲げる各号には特許権を付与しない。

- (一) 科学上の発見
- (二) 知的活動の規則及び方法
- (三) 疾病の診断及び治療方法
- (四) 動物と植物の品種
- (五) 原子核変換方法を用いて取得した物質
- (六) 平面印刷物の図案、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とする設計

専利審査指南 第一部分 第三章 意匠専利出願の方式審査¹⁶

6.2 専利法第25条1項(6)号に基づいた審査

専利法第25条1項(6)号に、平面印刷物の図案、色彩又は両者の組合せによって作成され、主に表示を機能とする意匠に対しては専利権を付与しない、と定めた。専利法実施細則第44条1項(3)号によると、意匠専利出願に対する方式審査で、意匠専利出願が専利法第25条1項(6)号の状況に明らかに該当するか否かについて審査すべきである、となっている。

1件の意匠専利出願が次に掲げる3要件を同時に満たしている場合、対象出願が、専利法第25条1項(6)号に定めた専利権を付与しない対象に該当すると判断する。

- (1) 意匠に係わる製品が平面印刷物に属する
- (2) 当該意匠が製品の図案、色彩又は両者の組み合わせによって作成されている
- (3) 当該意匠が主に表示を機能とする

前記の規定事項に依拠して意匠専利出願を審査する際、審査官は、まず出願の図面又は写真と簡単な説明に基づき、意匠に係わる製品が平面印刷物に該当するか否かを審査する。次に、対象の意匠が図案、色彩又は両者の組み合わせによって作成されているものか否かを審査する。形状要素を考慮しないため、全ての二次元製品に係わる意匠が、図案、色彩又は両者の組み合わせによって作成されているものと判断することができる。さらに、対象の意匠はその係わる製品にとって、主に表示を機能とするものか否かを審査する。主に表示を機能とするということは、対象意匠の主な用途が、これに係わる製品や役務の由来等を公衆が識別するためにあることを指す。

壁紙や紡績品は本条項に定めた対象に該当しない。

¹⁵ 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京センター知的財産権部編「中華人民共和国専利法（改正）2009年10月1日施行」JETRO中国ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20091001rev.pdf [最終アクセス日：2020年2月4日]

¹⁶ 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京センター知的財産権部編「専利審査指南2010 2010年2月1日改正」JETRO中国ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20100201.pdf [最終アクセス日：2020年2月4日] なお、専利審査指南は、2013年、2014年、2017年及び2019年にそれぞれ改訂されているが、改訂部分のみが都度公開されているため、2010年以降の改訂箇所該当しない部分について引用している。以下、第II部及び第III部において同じ。

(ii) 物品に化体しない画像意匠

2014年の専利審査指南の改訂でグラフィカルユーザーインターフェース（以下、GUI）が保護対象として認められるようになり、2019年の専利審査指南改訂で、GUIに係る意匠の定義規定が追加され（専利審査指南第1部分第3章4.4）、GUIを含む意匠の物品名の記載や（専利審査指南第1部分第3章4.4.1）、どのような図面を提出すべきかについても明確化された（専利審査指南第1部分第3章4.4.2）。

物品の名称には、GUIの主要用途とGUIを含む物品名を記載すると共に、「GUI」の語を含む必要がある。また、GUIが動きを伴うものである場合、「動的」の語を含む必要がある（専利審査指南第1部分第3章4.4.1）。

この製品全体の図は、GUIに複数の状態がある場合は、少なくとも一つの状態についてあればよく、他の状態についてはその表示画面の図面だけでもよい。

なお、どのようなGUIでも登録できるのではなく、装置とのインタラクション¹⁷と無関係な図案などが登録対象から除外されている（専利審査指南第1部分第3章7.4(11)）。

中国では、GUI画像意匠の要件として、「あらかじめ装置に記憶されていること」は積極的な要件として明記されていない。外部装置やインターネットと接続し、製品の出荷後にダウンロードしてインストールするようなものでも認められた事例がある¹⁸。

専利審査指南第一部分第三章¹⁹**4.4 グラフィカルユーザーインターフェースに係る製品意匠**

グラフィカルユーザーインターフェースに係る製品意匠とは、製品意匠の要部にグラフィカルユーザーインターフェースが含まれる意匠をいう。

4.4.1 製品名称

グラフィカルユーザーインターフェースを含む製品意匠名称は、グラフィカルユーザーインターフェースの主要な用途及びそれが応用される製品を示すものでなければならず、通常は「グラフィカルユーザーインターフェース」という文字のキーワードを有するものとし、動的グラフィカルユーザーインターフェースの製品名称には、「動的（中国語では「动态」）」という文字のキーワードを有しなければならない。例えば「温度制御グラフィカルユーザーインターフェースを搭載した冷蔵庫」、「携帯電話の天気予報動的グラフィカルユーザーインターフェース」、「動画操作・グラフィカルユーザーインターフェースを搭載したディスプレイスクリーンパネル」。

「ソフトウェア・グラフィカルユーザーインターフェース」、「オペレーティング・グラフィカルユーザーインターフェース」などのように、おおざっぱに「グラフィカルユーザーインターフェ

¹⁷ 専利審査指南第一部分第三章7.4 意匠専利権を付与しない場合」で改訂前に「(11)…ヒューマンコンピュータインタラクションと関係なく、又は製品機能の実現と無関係な…」とあったが、2019年の専利審査指南改訂で下線部分が削除されている。

¹⁸ 相澤良明「GUI画像デザインの中国での意匠特許保護と現状」知財管理 Vol.65 No.5, 2015年, p.757~767, 一般社団法人日本知的財産協会。2014年に4月に開催された国家知識産権局の改正説明会の資料において、対象となるGUIの例が挙げられており、その中に「ソフトウェア・アプリケーションのGUIをもつ製品」や「WebアプリケーションのGUIを持つ製品」といった例があり、実際に登録例もあると紹介されている。

¹⁹ JETRO 北京事務所「「専利審査指南」の改正に関する公告 日本語仮訳」, JETRO 中国ウェブサイト内, URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20190924_1.pdf [最終アクセス日: 2020年2月4日]

ース」の名称のみで製品名称としてはならない。

4.4.2 意匠の図面又は写真

グラフィカルユーザインターフェースを含む製品意匠は、本部第三章第 4.2 節の規定に合致しなければならない。意匠の要部はグラフィカルユーザインターフェースのみにある場合、少なくとも当該グラフィカルユーザインターフェースのディスプレイスクリーンパネルを含む正投影図 1 点を提出しなければならない。

最終製品におけるグラフィカルユーザインターフェース意匠のサイズ、位置及び比例関係を明確に示す必要がある場合、グラフィカルユーザインターフェースに係る面の最終製品正投影図 1 点を提出しなければならない。

グラフィカルユーザインターフェースが動的図案である場合、出願人は、少なくとも一つの状態のグラフィカルユーザインターフェースに係る面の正投影図を提出して正面図としなければならない。その他の状態については、グラフィカルユーザインターフェースキーフレームの図面のみを提出して変化状態図とすることができる。提出される図面は、動的図案における動画の完全なる変化過程を唯一に確定するものでなければならない。変化状態図に注記をつけるときは、動的変化過程における前後順序に従わなければならない。

投影装置の操作に用いるグラフィカルユーザインターフェースについては、グラフィカルユーザインターフェースの図面を提出するほか、少なくとも投影装置を明確に図示した図面 1 点を提出しなければならない。

4.4.3 概要説明

グラフィカルユーザインターフェースを含む製品意匠は、概要説明において、グラフィカルユーザインターフェースの用途を明確に説明し、かつ製品名称に反映された用途と対応しなければならない。当該グラフィカルユーザインターフェースを含むディスプレイスクリーンパネルの正投影図のみを提出する場合には、例えば「当該ディスプレイスクリーンパネルは、携帯電話、コンピューターに用いられる」というように、当該グラフィカルユーザインターフェースディスプレイスクリーンパネルが応用される最終製品を網羅的に列挙しなければならない。必要がある場合、グラフィカルユーザインターフェースの製品に位置するエリア、ヒューマンインタラクションの方式及び変化過程等を説明する。

専利審査指南第一部分第三章²⁰

7.4 意匠専利権を付与しない場合

専利法 2 条 4 項の規定に基づき、次に掲げる項目は意匠専利権を付与しない状況に該当する。

(略)

(11) ゲーム用インターフェース及び「ヒューマンインタラクションに関係しない」ディスプレイ装置で示される図案。例えば、電子画面の壁紙、スイッチ操作の画面、「ヒューマンインタラクションに関係しない」ウェブサイトページのグラフィクレイアウト。

²⁰ JETRO 北京事務所「「専利審査指南」の改正に関する公告 日本語仮訳」, JETRO 中国ウェブサイト内, URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20190924_1.pdf [最終アクセス日: 2020 年 2 月 4 日]

(4) 韓国の制度

(i) 基本事項

(ii) 定義

法上、「デザイン」は、物品及び物品の部分と字体の形状、模様、色彩又はこれらを結合したものであって、視覚を通じて美観を起こさせるものをいう（デザイン保護法第2条）。したがって、字体を除き、物品に化体していることが要件となっている。

デザイン保護法²¹**第2条（定義）**

この法で使用する用語の意味は、次の通りである。

1. "デザイン"とは、物品〔物品の部分（第42条は除く）及び字体を含む。以下同じ〕の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものであって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。
2. "字体"とは、記録や表示又は印刷等に使用するために共通的な特徴を有する形態で作られた一組の文字体（数字、文章符号及び記号等の形態を含む）をいう。
(後略)

物品は、「独立性を有する具体的な物品であり、有体動産を原則とする」とされており、不動産は登録の対象とならないが、繰り返して生産可能であり、かつ運搬できる場合は除かれている。

デザイン審査基準²²**第4部 デザイン登録の要件****第1章 成立要件**

2. デザインの成立要件

1) デザインの一般的な成立要件

デザインが次の各号の要件を備えられなかった場合には、法第2条（定義）第1号によるデザインの定義に合致しないものとみなす。

(1) デザインの物品性

法律上「物品」とは、独立性を有する具体的な物品であり有体動産を原則とする。従って、次に該当するものはデザイン登録の対象にならない。ただし、次の④及び⑤の場合は、部分デザインとして出願し、登録を受けることができる。

① 不動産。ただし、繰り返して生産が可能であって運搬ができる場合には例外とする。

① 物品性が認められない場合

²¹ 「デザイン保護法（一部改正 2019.01.08 法律第16203号）仮訳」JETRO ソウル事務所 URL: <http://www.choipat.com/menu31.php?id=23&category=0&keyword=> [最終アクセス日：2020年2月4日]

²² 日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 仮訳「デザイン審査基準 2019年1月1日（仮訳）」p.103-108, JETRO ソウル事務所 URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/law/design201901.pdf [最終アクセス日：2020年2月4日]

(例) 物品の材質、構造及び形状などに照し合わせ、現場施行により建築される不動産であって、工業的生産方法により量産され、運搬される可能性が希薄なもの（大法院 2007 フ 4311 判決を参考）

[部品名]汗蒸幕

[デザインの説明]

(イ) 材質は石材と黄土である。

(ロ) 内部層は、蓄熱及び遠赤外線放射性に優れた石と黄土を積層し、外部層は、花崗岩を積層して長時間、内部空間は一定の温度で維持される。

(ハ) 本製品は、重量体であるため、底面図は省略する。

㊦ 物品性が認められる場合

(例)バンガロー、公衆電話ボックス、移動販売台、防犯警備所、乗車台、橋梁、移動トイレ、組立家屋など

② 一定の形を持たないもの

(例) 気体、液体、電気、光、熱、音響及び電波など

③ 粉状物又は粒状物の集合からなるもの

(例) セメント、砂糖など

ただし、角砂糖、固型セメントなど定型化又は固型化した粉状物若しくは粒状物の集合体は、その集合単位としてその形体を備ると、デザイン登録の対象となる。

④ 合成物の構成各片。ただし、完成形が多様な組立玩具の構成各片のように、独立した取引の対象となっているものは、デザイン登録の対象となる。

⑤ 独立して取引の対象となることができない物品の部分

(例) 靴下のかかと、瓶の口など

⑥ 物品そのものの形態ではないもの

(例) ハンカチ又はタオルを畳むことで作られる花の形のように、物品を商業的に利用する過程で作られたデザインであって、その物品自体の形であるとみなされないもの

(iii) 1 デザイン 1 デザイン登録出願

韓国では、基本的に一意匠につき一出願の原則がある（デザイン保護法第 40 条）。例外として、複数デザイン登録出願があるが（デザイン保護法第 41 条）、これは、特定の物品区分で同一区分に属するものについては、100 以内のデザインを一つの出願とすることができるという制度である。その他、同時に使用され、全体として統一がある場合に、組物として出願することができる（デザイン保護法第 42 条）。

デザイン保護法²³

第 40 条 (1 デザイン 1 デザイン登録出願)

① デザイン登録出願は 1 デザインごとに 1 デザイン登録出願とする。

② デザイン登録出願をしようとする者は、産業通商資源部令で定める物品類区分に従わなければならない。

²³ 「デザイン保護法（一部改正 2019.01.08 法律第 16203 号）仮訳」JETRO ソウル事務所 URL: <http://www.choipat.com/menu31.php?id=23&category=0&keyword=> [最終アクセス日：2020 年 2 月 4 日]

第41条（複数デザイン登録出願）

デザイン登録出願をしようとする者は、第40条第1項にもかかわらず産業通商資源部令で定める物品類区分で同じ物品類に属する物品に対しては100以内のデザインを1デザイン登録出願（以下「複数デザイン登録出願」という）とすることができる。この場合、1デザインごとに分離して表現しなければならない。

第42条（一組の物品のデザイン）

- ①2以上の物品が一組の物品で同時に使用される場合、その一組の物品のデザインが一組全体として統一性がある時には1デザインでデザイン登録を受けることができる。
- ②第1項による一組の物品の区分は、産業通商資源部令で定める。

<デザイン審査基準²⁴>

第4部 デザイン登録の要件

第1章 成立要件

1. 1デザイン1デザイン登録出願の原則

デザイン登録出願が1デザイン1デザイン登録出願の要件を備えなかった場合は、法第40条(1デザイン1デザイン登録出願)1項に違反するため、登録を受けることができない。

1)デザイン登録出願は、1デザイン毎に1デザイン登録出願にしなければならない。

(1)1デザインとは、1物品に1形態をいう。

(2)1物品とは、物理的に分離されていない一つという概念ではなく、取引慣行上、独立した一つで取引できる物品を意味する。

(例)構成要素が分離されている「屋外用造形物」



2)1デザイン1デザイン登録出願とみなされない出願書及び図面の記載事項

(1)二つ以上の物品名をデザインの対象となる物品欄に並列して書いたもの

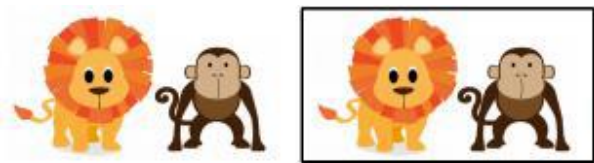
(例)瓶と瓶の栓、ラジオ兼用時計など。ただし、「時計が付置されているラジオ」のように一つの物品にほかの物品が付置されている[付設、付加又は付着]の場合は例外とする。付置されている物品が二つ以上である場合は「ボールペンなどが付置されたライター」のような方法で記載する。

(2)一つの物品について二つ以上のデザインを一つの図面に図示する、又は二つ以上の物品について各々のデザインを一つの図面に図示したもの

(例)「ステッカー」「転写紙」などのデザインにおいて分離されている2以上の構成要素を枠線に限定せず、一つの図面にそれぞれ図示したもの

(正しくない事例)

(正しい事例)



²⁴ 韓国特許庁「デザイン審査基準 2019年1月1日（仮訳）」p.103- JETRO ソウル事務所 URL: https://www.jetro.go.jp/external_images/world/asia/kr/ip/law/design201901.pdf [最終アクセス日：2019年6月29日]

(iv) 物品に化体しない画像意匠

「デザイン」として登録するには、物品性が求められる。物品は、「独立性を有する具体的な物品であり、有体動産を原則とする」とあり、例えば、不動産などは法上の物品とは認められない。また、模様のみ、形状のみといった、物品から離れたデザインは登録することができない。画像デザインであっても、同様に物品性を備えることが要件となっている。

画像デザインは、「物品の液晶画面等、表示部に表示される模様・色彩、又はこれらの結合（動く画像を含む）」と定義されており、登録の対象となるデザインが表示される表示部が特定されている必要がある。表示部がなく、光の投射（Projection）により具現される場合は物品性が認められない（画像デザイン審査指針 1), 2))。なお、投射される物品が特定されていれば物品性を有しているとみなされる（画像デザイン審査指針 1. 2) (2)例 4)。

なお、韓国では、「物品性」以外に特別な要件は課されていない。日本のように、「物品の機能を果たすために必要な画像であること」、「操作の用に供される画像であること」や、「物品に予め記録された画像であること」といった要件は課されていない。

画像デザイン審査指針 2016.1²⁵

1. 成立要件

1) 画像デザインの定義

物品の液晶画面等、表示部に表示される模様・色彩、又はこれらの結合（動く画像を含む）をいう。

※ 物品の「表示部」とは、文字又はイメージ等を視覚的に表すために存在する物理的な画面をいう。

2) 画像デザインの成立要件

デザインの一般的成立要件に従う。

(1) 画像デザインの物品性

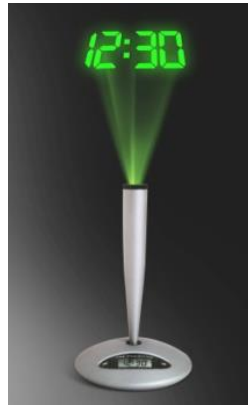
物品の表示部に一時的に具現されるものであっても、画像を表示した状態で物品性を有しているものとみなす。

(2) 画像デザインとして物品性を有していない場合

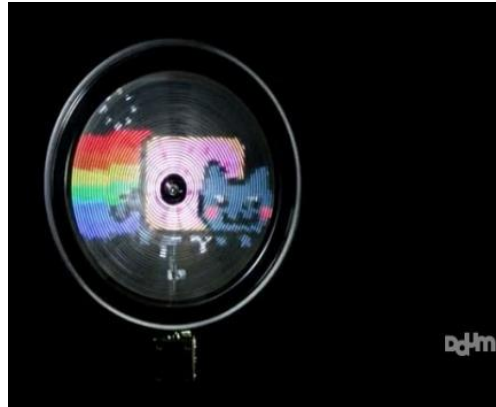
物品内に表示部を特定できず光の投射（Projection）により、(例 1) のように具現される場合には、物品性を有していないものとみなす。また、一時的に具現される画像であっても、(例 2) のように物理的な表示部が特定されない場合及び (例 3) のように画像が表示される物品が共に図示されない場合も、物品性を有していないものとみなす。ただし、(例 4) のように投射される物品及び物品の表示部を特定できる場合には、例外とする。

²⁵ 「画像デザイン審査指針 2016.1」, JETRO 韓国ウェブサイト, URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/la/w/gazoudesign.pdf [最終アクセス日: 2019年6月29日]

(例1) 物品内に表示部がなく、表示される対象を特定できず、投射により具現させる「キーボード」、物品内に表示部が特定されない「時計」



(例2) 電源を通じて表示される模様、色彩に当該するが、自転車の車輪に装着されたLEDランプを通じて演出されることのように、電源がない状態で物品の表示部が特定されない「自転車用車輪」

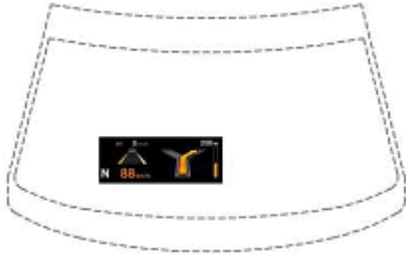


<LEDランプが装着された自転車の車輪（左）と車輪の回転を通じて演出される模様及び色彩（右）>

(例3) 画像が表示される物品の形状が図示されず、模様及び色彩のみからなっている「画像デザインが表示された携帯電話機」



(例4) 自動車走行のための情報を示すために、フロントガラスを特定してヘッドアップディスプレイ (head up display) される「画像デザインが表示された自動車用フロントガラス」



参考図面については、動画ファイル形式で提出が可能となっている（デザイン保護法施行規則、別紙第3号書式）。なお、再生できない場合などは、具体性がないため、デザイン保護法第33条第1項本文違反となり、登録を受けることができない（画像デザイン審査指針4.2）(12)。

(5) 国内アンケート結果

(i) 基礎情報について

基礎情報として、業種、企業規模、デザイン開発の有無、デザイン開発の分野、出願経験について質問した。

① 業種

業種は回答者の業種が複数ある場合もあったため、併せて主要業種として一つの業種を選択するようにした。下の表1は主要業種の回答結果である。回答者446者のうち、最も多いのは「その他の製造業」で52者(11.7%)、次が「電気機械器具製造業」で48者(10.8%)であった。また、「建設業」を主要業種としては選択した者は、38者(8.5%)、「デザイン業」を選択した者は14者(3.1%)であった。

表4 主要業種(単一回答)

業種	回答者数	割合	業種	回答者数	割合
① 農林水産業	0	0.0%	②⑥ 電気機械器具製造業	48	10.8%
② 鉱業	0	0.0%	②⑦ 情報通信機械器具製造業	8	1.8%
③ 建設業	38	8.5%	②⑧ 輸送用機械器具製造業	24	5.4%
④ 食料品製造業	5	1.1%	②⑨ その他の製造業	52	11.7%
⑤ 繊維工業	8	1.8%	③⑩ 電気・ガス・水道業	1	0.2%
⑥ パルプ・紙鉱業	4	0.9%	③⑪ 情報通信業	4	0.9%
⑦ 印刷業	2	0.4%	③⑫ 運輸業	0	0.0%
⑧ 医薬品製造業	3	0.7%	③⑬ 卸売業	20	4.5%
⑨ 総合化学工業	6	1.3%	③⑭ 小売業	10	2.2%
⑩ 油脂・塗料製造業	3	0.7%	③⑮ 金融・保険業	0	0.0%
⑪ ⑨⑩以外の化学工業	10	2.2%	③⑯ 不動産業	3	0.7%
⑫ 石油製品・石炭製品工業	1	0.2%	③⑰ 飲食・宿泊業	0	0.0%
⑬ プラスチック製品製造業	25	5.6%	③⑱ 特許事務所/法律事務所	35	7.8%
⑭ ゴム製品製造業	7	1.6%	③⑲ デザイン業	14	3.1%
⑮ 窯業	6	1.3%	④⑩ ⑩～⑳以外のサービス業	19	4.3%
⑯ 鉄鋼業	1	0.2%	④⑪ 教育機関(大学等)	0	0.0%
⑰ 非鉄金属製造業	11	2.5%	④⑫ 技術移転期間(TLO等)	0	0.0%
⑱ 金属製品製造業	37	8.3%	④⑬ 公的研究機関	0	0.0%
⑲ はん用機械器具製造業	8	1.8%	④⑭ ⑪～⑬以外の学術関連機関	0	0.0%
⑳ 生産用機械器具製造業	6	1.3%	④⑮ その他の業種	2	0.4%
㉑ 業務用機械器具製造業	8	1.8%	④⑯ ①～⑮に属さない個人	2	0.4%
㉒ 電子部品・デバイス製造業	12	2.7%	無回答	3	0.7%
			計	446	100.0%

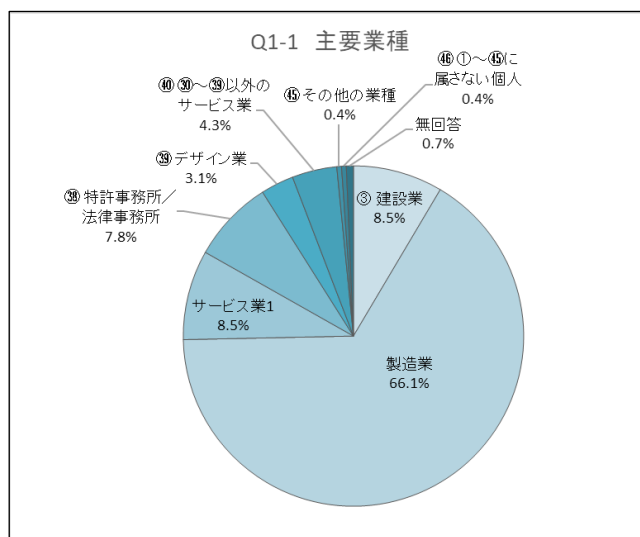


図 8 主要業種

上記表のうち、④～⑳を製造業、⑩～⑳をサービス業1としてまとめ、割合を表したのが上記グラフである。「建設業」が8.5%、「製造業」が66.1%、サービス業全体として、「サービス業1」が8.5%、「特許事務所等」が7.8%、「デザイン業」が3.1%、「その他サービス業」が4.3%、「その他の業種」が0.4%、「その他個人」が0.4%であった

なお、参考として、下記の表は、主要業種ではなく、複数の業種を選択した者の数を示したものである。複数回答可として「建設業」と回答した者は47者、回答者総数(446者)の10.5%であり、「デザイン業」と回答した者は25者(5.6%)であった。

表 5 回答者総数に基づく割合(複数選択)

業種	回答者数	回答者総数の割合(n=446)
① 農林水産業	2	0.4%
③ 建設業	47	10.5%
④～⑳ 製造業	425	95.3%
⑩～⑳ サービス業1	71	15.9%
⑩ 特許事務所/法律事務所	36	8.1%
⑩ デザイン業	25	5.6%
④⑩～⑳以外のサービス業	23	5.2%
④⑩～④⑩ その他、無回答	10	2.2%

② 企業規模（資本金）

企業規模として資本金について質問した。最も多いのは、「100 億円～1,000 億円未満」で 119 者（26.7%）であり、「1 億円～10 億円未満」が 72 者（16.1%）、「10 億円～100 億円未満」が 71 者（15.9%）であった。比較的大規模の企業が多いのは、回答者の選択において、意匠登録の件数が多い企業を多く選択していることによると考えられる。

表 6 企業規模（単一回答）

項目	回答者数	割合
① 1,000 万円未満	25	5.6%
② 1,000 万円～5,000 万円未満	58	13.0%
③ 5,000 万円～1 億円未満	46	10.3%
④ 1 億円～10 億円未満	72	16.1%
⑤ 10 億円～100 億円未満	71	15.9%
⑥ 100 億円～1,000 億円未満	119	26.7%
⑦ 1,000 億円以上	39	8.7%
無回答	16	3.6%
計	446	100.0%

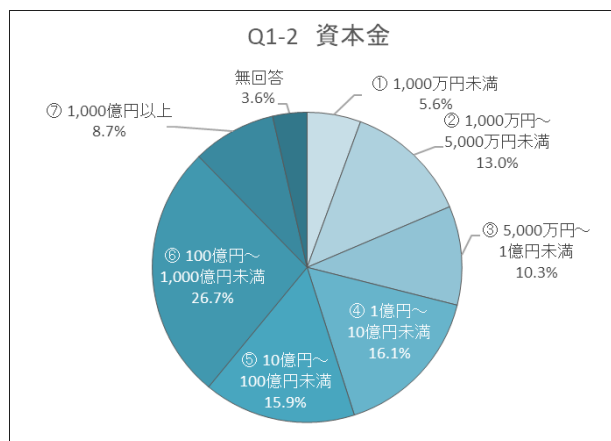


図 9 資本金

③ デザイナーの人数

デザイナーの人数について質問をした、「デザイナーはいない」と回答した者が 38.3%、「20 人以上」と回答した者が 22.9%であった。また「5 人未満」が 17.3%、「5 人～10 人未満」が 11.9%であった。

表 7 デザイナーの人数（単一回答）

項目	回答者数	割合
① デザイナーはいない	171	38.3%
② 5 人未満	77	17.3%
③ 5 人～10 人未満	53	11.9%
④ 10 人～15 人未満	21	4.7%
⑤ 15 人～20 人未満	12	2.7%
⑥ 20 人以上	102	22.9%
無回答	10	2.2%
計	446	100.0%

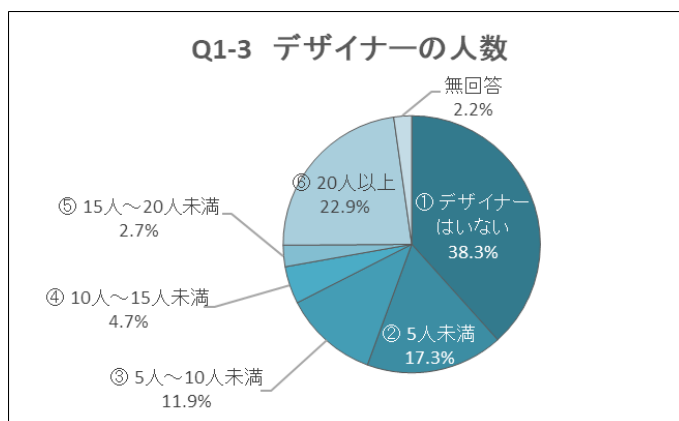


図 10 デザイナーの人数

④ デザイン開発の有無

デザイン開発をしているか、その場合外注であるか自社で内製しているかを質問した。「デザイン開発は内製と外注がある」と回答した者が最も多く、257 者 (57.6%) であった、また、「すべて内製している」と回答したものが 81 者 (18.2%) あり、「すべて外注している」と回答した者 (29 者 (6.5%)) よりも多かった。

表 8 デザイン開発の有無 (単一回答)

項目	回答者数	割合
① デザイン開発はすべて内製している	81	18.2%
② デザイン開発はすべて外注している	29	6.5%
③ デザイン開発は内製と外注がある	257	57.6%
④ デザイン開発を行っていない	65	14.6%
⑤ その他	7	1.6%
無回答	7	1.6%
計	446	100.0%

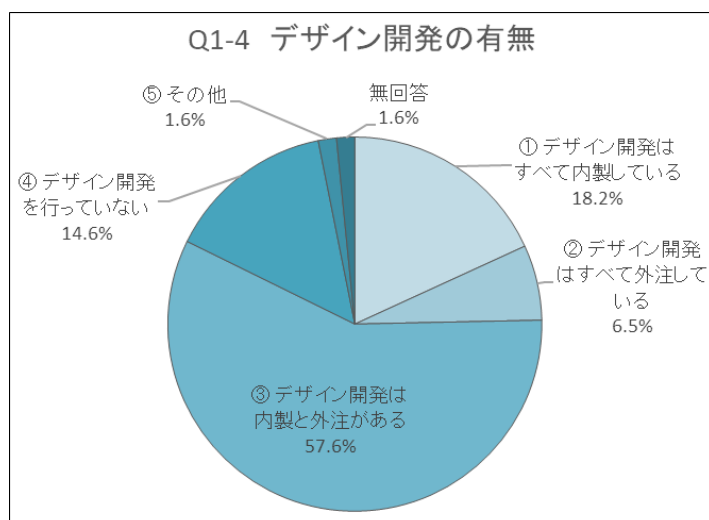


図 11 デザイン開発の有無

⑤ デザイン開発の分野

上記の「④デザイン開発の有無」の選択肢のうち、「①デザイン開発はすべて内製している」又は「③デザイン開発は内製と外注がある」のいずれかを回答した者に対し、さらに内製しているデザイン開発の分野について質問をした。

最も回答者数が多いのは「プロダクトデザイン」で 253 者であった。次点が「パッケージデザイン」で 113 者、次が「空間デザイン・インテリアデザイン」で 93 者であった。

II. 新たなタイプの意匠 1. 物品に化体しない画像意匠

表 9 デザイン開発の分野（複数回答）

項目	回答者数
① プロダクトデザイン	253
② クラフトデザイン	12
③ ファッションデザイン	8
④ パッケージデザイン	113
⑤ グラフィックデザイン	85
⑥ サインデザイン	39
⑦ インタフェースデザイン	66
⑧ WEBデザイン	71
⑨ 建築デザイン	64
⑩ 空間デザイン・インテリアデザイン	93
⑪ 照明デザイン	26
⑫ UXデザイン	35
⑬ サービスデザイン	20
⑭ その他のデザイン	7
無回答	2

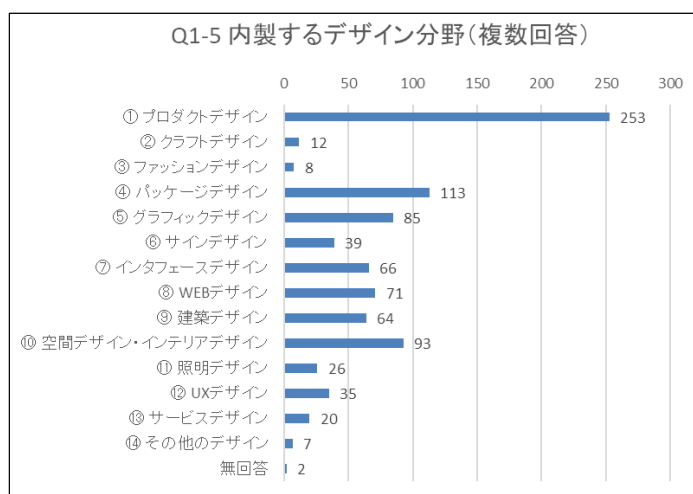


図 12 デザイン開発の分野（複数回答）

⑥ 出願経験の有無

意匠登録出願の出願経験の有無について質問をした。「国内も海外も意匠の出願をしたことがある」と回答した者が最も多く、296 者（66.4%）であった。「国内のみ出願経験がある」と回答した者は 100 者（22.4%）で、「国内も海外も出願経験がない」と回答した者が 48 者（10.8%）であった。「海外のみ出願経験がある」と回答した者はいなかった。

表 10 出願経験の有無（単一回答）

項目	回答者数	割合
① 国内も海外も意匠の出願をしたことがある。	296	66.4%
② 国内のみ出願をしたことがある。	100	22.4%
③ 海外のみ出願をしたことがある。	0	0.0%
④ 国内も海外も意匠の出願はしたことがない。	48	10.8%
無回答	2	0.4%
計	446	100.0%

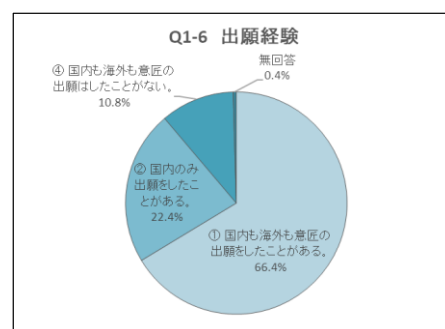


図 13 出願経験の有無（単一回答）

⑦ 部分意匠の出願の割合

前記「⑥出願経験の有無」で「国内も海外も意匠の出願をしたことがある」又は「国内のみ出願をしたことがある。」の選択肢を選択した回答者（396 者）に対し、部分意匠の出願の割合について質問した。

「1～10%」と回答した者が 17.9%と最も多く、次いで「10～20%」と回答した者が 11.4%、「20～30%」と回答した者が 14.4%であった。

表 11 部分意匠の出願の割合

割合	回答者数	割合
なし	33	8.3%
1～10%	71	17.9%
10～20%	45	11.4%
20～30%	57	14.4%
30～40%	34	8.6%
40～50%	34	8.6%
50～60%	28	7.1%
60～70%	35	8.8%
70～80%	23	5.8%
80～90%	17	4.3%
90～99%	6	1.5%
100%	4	1.0%
無回答	9	2.3%
計	396	100.0%

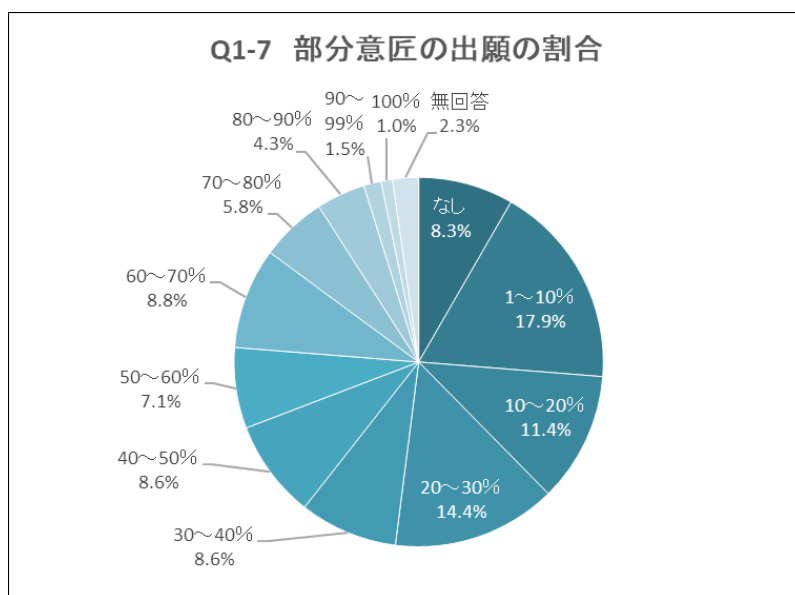


図 14 部分意匠の出願の割合（単一回答）

(ii) GUI 等の操作画像及び表示画像について

① GUI の開発経験

GUI の開発経験について質問した。「GUI を開発したことはない」と回答した者が最も多く、266 者 (59.6%) であった。また、「現在も開発している」と回答した者が 133 者 (29.8%) であり、「過去に開発していた」と回答した者が 11 者 (2.5%) であった。本アンケートの回答者のうち、約 3 割の者に GUI の開発経験がある。

表 12 GUIの開発経験（単一回答）

項目	回答者数	割合
① 現在も開発している	133	29.8%
② 現在は開発していないが、過去開発していた	11	2.5%
③ 現在も過去も GUI を開発したことはない	266	59.6%
無回答	36	8.1%
計	446	100.0%

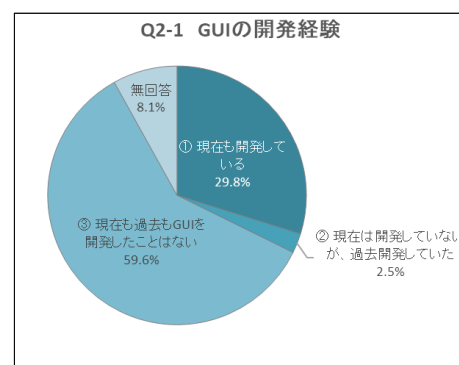


図 15 GUIの開発経験の有無

② コンテンツ等を組み込んだ GUI の開発経験

GUIの開発経験のうち、どのようなGUIの開発経験があるかについて質問した。開発経験がない又は無回答の者を除き、最も多かった選択肢は、「GUIの中に、コンテンツ（映画やカメラで撮影した動画又は写真等の静止画）を表示する箇所のあるもの」で、89者（20%）であった。

また、選択肢以外のコンテンツ等を組み込んだGUIについて、自由回答形式で回答を得たところ、「機器を動作させるためのボタンを組み込んだもの」、「外部センサー等で取得した情報を元に生成した画像等」といったものがあった。

加えて、選択肢5「その他」として自由回答形式で得た回答としては、「コンテンツを組み込んでいないもの」や「ソフトの操作画面や投影画像等を利用したGUI」等が挙げられた。

表 13 Q2-2 コンテンツ等を組み込んだGUI等の開発経験（複数回答）

項目	回答者数	割合 (n=446)
① GUIの中に、コンテンツ（映画やカメラで撮影した動画又は写真等の静止画）を表示する箇所のあるもの	89	20.0%
② 機器に備えたカメラで撮影した現実の映像と情報を組み合わせたGUI	60	13.5%
③ 機器に備えたカメラで撮影した現実の映像の一部又は全部を変化させた新たな動画又は静止画を作成するGUI	31	7.0%
④ 上記以外の、コンテンツ等を組み込んだGUI	14	3.1%
⑤ その他	15	3.4%
⑥ GUIの開発をしていない／したことがない	248	55.6%
無回答	75	16.8%

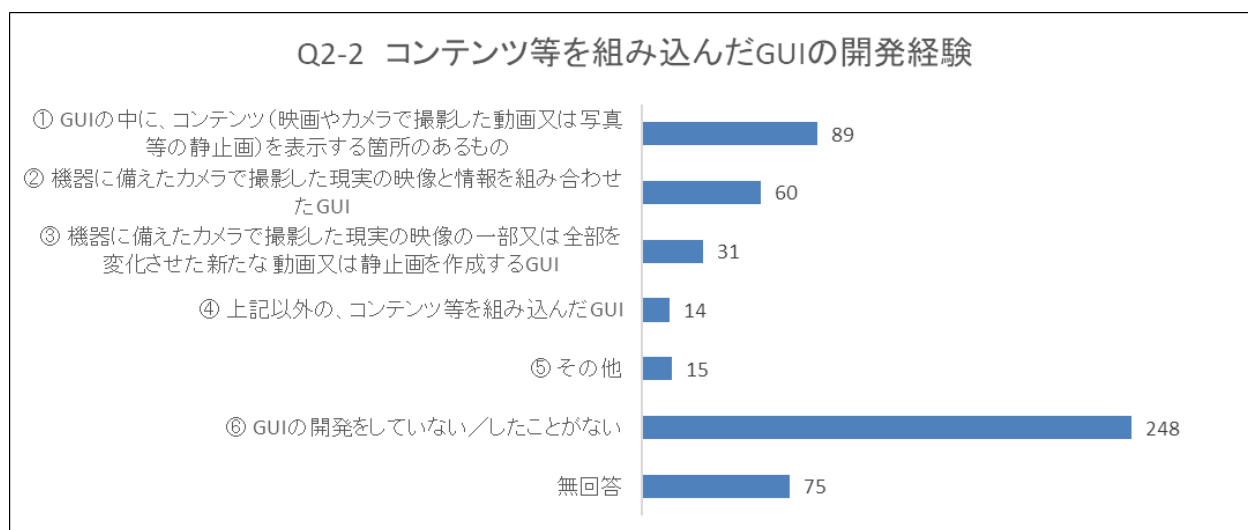


図 16 コンテンツ等を組み込んだ GUI の開発経験 (複数回答)

④ 「①～③以外のコンテンツ等を組み込んだ GUI」 の自由回答

- ・ イラスト、アニメーションによる動画、静止画
- ・ 機器を動作させるためのボタンを組み合わせたもの
- ・ ダウンロードした画像を表示
- ・ 地図
- ・ 点群データから生成した空間や物体の映像などセンサーで取得した情報をもとに処理して生成した CG 画像や映像"
- ・ 会社のホームページに製品カタログが表示される
- ・ テレビの番組選択画面、レコーダーの番組録画一覧画面、音楽プレーヤーのアルバムジャケット画像、ゲームタイトルジャケット画像など

⑤ 「その他」 の自由回答

- ・ コンテンツ等を組み込まない GUI
- ・ コンテンツは組み込んでいない
- ・ GUI の開発をしたことがあるが、コンテンツを表示するものは開発したことがない
- ・ カーナビゲーション画面
- ・ コンテンツを組み込まないメーターやコントローラ等
- ・ 操作画面等
- ・ 判断ソフト、解析ソフト
- ・ メーター内表示画像
- ・ VR/AR/MR におけるコンテンツ等を組み込んだ GUI や、プロジェクタ投影等による陰影を使ってリビングルーム等にとけこませたコンテンツ等を組み込んだ GUI、さらには開発提案に関するものであって高速ビジョンセンサーの応用例としてホッケーゲームをモチーフにしたコンテンツ等を組み込んだ GUI など。ただしコンテンツの定義については改めて明確にすることを要望
- ・ 開発はしていないが、出願依頼はされたことがある
- ・ 組み込んだものなし

③ コンテンツ等を組み込んだ GUI とコンテンツとを区別するための表現

出願時において、コンテンツ等を組み込んだ GUI と、コンテンツとを区別するために必要なものについて質問をした（複数回答）。「どの部分がコンテンツかを示す説明文書とコンテンツの箇所を示した説明図の両方が必要」と回答した者が最も多く、264 者であり、回答者数の約 6 割が両方とも必要と回答している。なお、複数回答可としているため「説明文書のみ」、「説明図のみ」も重複して選択している場合もある。

「その他」では、「コンテンツ以外の部分を説明する図や説明文」、「彩色による指定」などが挙げられたが、「どの部分がコンテンツであるかわかるのであれば特に説明文や説明図を求める必要がない」といった意見もあった。

表 14 コンテンツ等を組み込んだ GUI とコンテンツとを区別するための表現(複数回答)

項目	回答者数	割合 (n=446)
① GUI のどの部分がコンテンツか、という説明文章 (のみ)	47	10.5%
② コンテンツの箇所を図示や指示線で示した説明図 (のみ)	83	18.6%
③ 上記の①+②	264	59.2%
④ その他	17	3.8%
無回答	103	23.1%

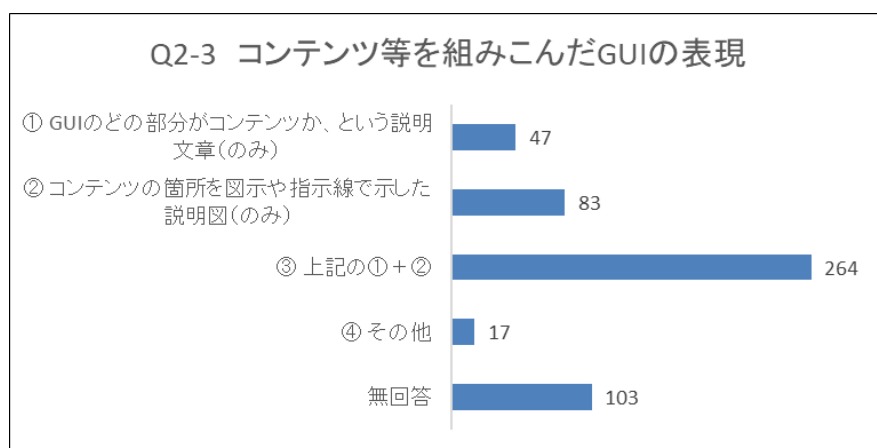


図 17 Q2-3 コンテンツ等を組み込んだ GUI とコンテンツとを区別するための表現 (複数回答)

「その他」の回答

- ・ ①②の何れか
- ・ ②③を原則としつつ、文章で十分明確に特定できる場合は①も可とする
- ・ 補足：コンテンツと創作した GUI が重なっている場合、①だけだと不十分の可能性はある。そして、クリアランスの観点からは、①だけだとわかりにくい場合があるため、②あるいは③を希望する
- ・ 1. コンテンツには、イメージデータ、音声データ、文字情報が含まれるので本質問はあいまいです
- ・ 2. 出願人が Disclaimer として「コンテンツは意匠登録を受けようとする部分ではない。」と表明することを原則とし、画像のどれがコンテンツか不明な場合のみ、①又は②で特定する

3. さらに、①も②も出願時に開示されていない多くの海外出願を救うためには、当該明示は補正可能とする

- ・コンテンツ以外の要素の用途や機能を説明する文章、または説明図
- ・コンテンツを色塗りするか、削除した図も提出させる
- ・コンテンツをぬいてすべき
- ・GUIのどの部分がコンテンツかが分かれば良い
- ・コンテンツ部分が明確に区別できれば説明の方法を特定する必要はない
- ・GUIのボタン等の外観だけでなく、その外様の定義もいれておいた方がいいかもしれない
- ・ボタン等の外観だけだと、侵害-非侵害の判断で大いに迷う事象が発生しそうな気がする
- ・ジャムアニメ等、動画や写真ではないですが、コンテンツに該当するのではないか
- ・意匠法の定義からして区別化困難である。具体的には区別困難である
- ・よくわからない

④ インタラクティブな GUI の開発経験

インタラクティブな GUI の開発経験について質問した（複数回答）。選択肢 3「状況や情報に応じてインタラクティブに変化する GUI」を選択した者が最も多く、80 者（17.9%）であった。また、選択肢 2「ユーザーの機器の状態（例えば、スマートフォンの向きや動き）に連動して変化する GUI」を選択した者が 58 者（13.0%）、選択肢 1「仮想的な 3 次元空間内に操作用のアイコン等が配された GUI」を選択した者が 42 者（9.4%）であった。

選択肢 4 の「その他」では、「設定用アイコンを任意に移動・配列」といったものがあつた。

表 15 インタラクティブな GUI の開発経験（複数回答）

項目	回答者数	割合 (n=446)
① 仮想的な 3 次元空間内に操作用のアイコン等が配された GUI	42	9.4%
② ユーザーの機器の状態（例えば、スマートフォンの向きや動き）に連動して変化する GUI	58	13.0%
③ 状況や情報に応じてインタラクティブに変化する GUI	80	17.9%
④ その他	6	1.3%
⑤ GUI の開発をしていない／したことがない	250	56.1%
無回答	87	19.5%

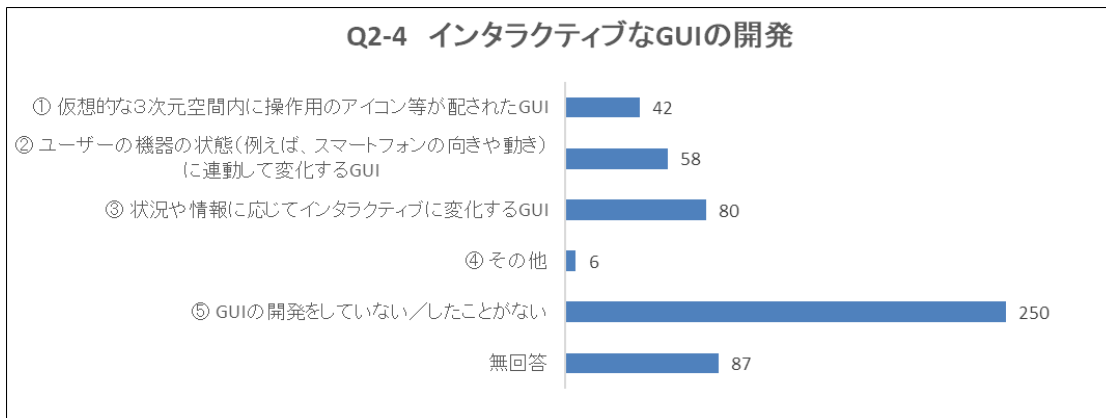


図 18 インタラクティブな GUI の開発経験（複数回答）

選択肢④のその他の回答

- ・ 設定用アイコンを任意に移動・配列
- ・ 上記いずれも海外からの出願依頼にあった。

⑤ インタラクティブな GUI の特徴を表現するために必要な情報

インタラクティブな GUI の特徴を表現するために必要な情報について質問した（複数回答）。前記（ii）③と同様の質問であり、集計結果も同様の傾向を示した。すなわち、変化を説明する説明文書と変化を示す図の両方が必要との回答が 6 割以上を占めた（280 者（62.8%））。

選択肢 4 の「その他」の自由記載では、「動画データ」との回答があり、また、「GUI がどのように変化するのかが図面等により理解できるのであればよい」といった回答があった。

表 16 インタラクティブな GUI の特徴を表現するために必要な情報（複数回答）

項目	回答者数	割合 (n=446)
① GUI がどのような情報や状況に応じて変化するか、という説明文章（のみ）	37	8.3%
② 状況に応じて変化した GUI の図（のみ）	65	14.6%
③ 上記の①+②	280	62.8%
④ その他	11	2.5%
無回答	106	23.8%

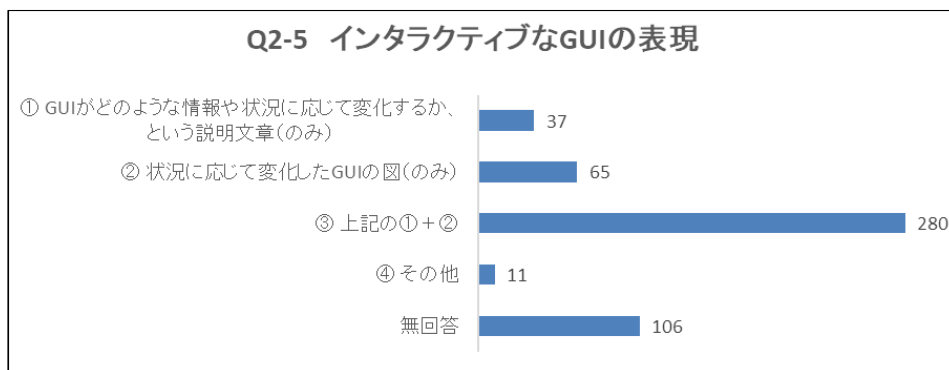


図 19 インタラクティブな GUI の表現に必要な情報（複数回答）

「その他」のコメント

- ・ 変化部分を含む動画データであって、特徴的な箇所を特定出来るもの（例えばしおり情報も含む等）
- ・ GUI の特徴を表現する動画、それでも過去の公知の技術とは同等に論ずることはできない。特許がソフトウェアを取り込まなかったのと同様に、扱うべきである
- ・ 音商標が実際の音で登録されるように、意匠を動画で登録する
- ・ (1) 画像が変化する、(2) 当該変化は操作者の指示に反応する、ということであれば、本来動画で受理、設定すべしと考えます。出願人に静止画で主たる画像のみ表記させたいとすれば、①又は②、かつ、出願時に開示されていない多くの海外出願を救うためには、当該明示は補正可能としてください
- ・ 参考図や試作品を撮影した写真、さらには動画を提出できると尚良い
- ・ ①②の何れか
- ・ GUI がどのような情報や状況に応じて変化するか分かれば良い
- ・ よくわからない

⑥ 立体的な GUI の表現に必要な図面

立体的に GUI を表現するために必要な図面について質問した（単一回答）。最も多い回答が選択肢 2 の「様々な視点から見た複数の斜視図」であり、221 者で約 5 割の者が選択した。選択肢 1 の 6 面図と回答した者は 89 者（20.0%）であった。

選択肢 3「その他」の回答としては、「動画」や「3D の画像」などが挙げられるとともに、提出図面を定めるのではなく、「出願人にとって必要な図面を提出すればよい」といった意見もあった。

表 17 立体的な GUI の表現に必要な図面（単一回答）

項目	回答者数	割合
① 6 方向（正面、背面、平面、底面、右側面、左側面）から見た 6 つの図	89	20.0%
② 様々な視点から見た複数の斜視図	221	49.6%
③ その他	31	7.0%
無回答	105	23.5%
計	446	100.0%

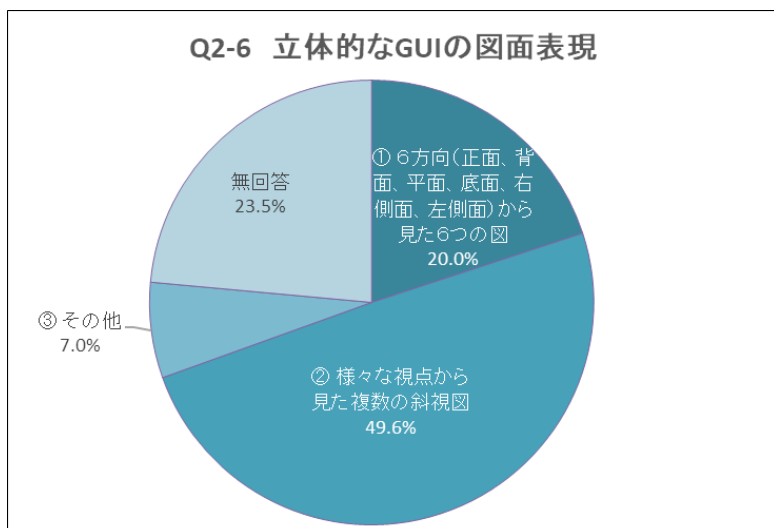


図 20 Q2-6 立体的な GUI の表現に必要な図面

選択肢 3「その他」の回答

- < 選択肢プラスアルファ >
- ・ ①に加えて変化図
 - ・ ①+②
 - ・ ①+少なくとも 1 以上の斜視図
 - ・ 上記①6 方向から見た 6 つの図+上記②のうち少なくとも 1 つ以上の斜視図
 - ・ ②+断面図 (必要に応じて)
 - ・ ①②を両方使い、わかりやすい説明図面
 - ・ 立体的に見えるようにシェーディングを施した 6 面図及び斜視図
 - ・ 6 面図と、様々な視点から見た複数の斜視図
 - ・ VR : VR ユーザーの視点からの 6 面図、AR : 従来の静止画像
- < 3D の画像 >
- ・ 3D 画像
 - ・ 3D-PDF の活用が考えられます
 - ・ 3D データ
 - ・ ユーザーフレンドリーの観点からは、①まで求めるのは行き過ぎのような気がしますが、一方で、立体感に創作性があるなら、いっそのこと韓国のように 3D モデリング図面での出願を認めて特定させる方法も有効と思います。3D モデリングのようなデータ提出の場合、公報もデータで公開するのはどうでしょうか
- < 動画又は操作により動かせる動画 >
- ・ GUI の特徴を表現する動画
 - ・ 図面だけでなく、マウス操作で動作する画面
 - ・ 3D の PDF ファイル等、色々な角度に動かして見れる 2 次元画像
- < 特に要件として設けるのではなく、意匠が明確に特定できる表現方法であればよい >
- ・ 図の数や図法を特に限定する必要は無いと考える
 - ・ 図面要件化せず、当該意匠の形状が特定可能かどうか具体的に判断できる図面が必要であると考える
 - ・ 正面、平面や斜視という形態に関らず、3D に見える方向から見え方を表現すべき
 - ・ どこにどのように表示されるか、ということではなく「目に映る状態、視覚で認識される状態が「意匠」と考えられる。したがって「目に映る状態」が明確に特定できる図面であることが必要。明確に特定できれば表現方法を特定する必要はない

・どのような GUI が分かれば良い

< 出願人が権利化したい態様の図面を提出するようにすればよい >

・ Singapore では、Non-Physical Products として、anything that dose not have a physical form を受容することになりました（2017 年改正法）。例として、virtual keyboard であれば、製品は keyboard であり、出願に際して、The keyboard as projected on a surface or into the air. を表示することになっています。出願人の画像が機器の全体を示していれば、全体の像を表した画像を、斜視図又は使用する正面又は平面に表れる特徴を権利化したなら、当該画像のみを提出するようにすれば良いと考えます

< GUI を仮想的に二次元の図面で表現していることを明示できるとよい >

・ 対象とする GUI によって異なるため、最適な表現を 1 つに特定することは難しい。また、網膜直描型 MR のようなものが登場してきており、スクリーンやメガネレンズに投影されている画像を図画表現するだけでは対応できないケースが出てきている。そのため、ユーザーが視覚的に認識している GUI そのものを仮想的に二次元の図面に落とし込んで表現していることを明示した形での出願態様も許容されることも希望する

< 対象が画像か空間かで表現も異なる >

・ 補足：画像自体を保護したいのか、あるいは空間自体を保護したいのかによって、必要図面が変わると考える。画像自体であれば、画像自体の 6 図面とその斜視図十分だと考えるが、空間の場合には、例えば空間の中心から、正面・背面のほか上下左右それぞれの方向を見た図面に加えて、空間に包み込まれているのを第三者的な視点で見ている図面を参考図で出願できると権利の特定がよりわかりやすくなると考える

< その他 >

- ・ 大変で負担大きい
- ・ 開発なし
- ・ よくわからない

⑦ 機能や用途を限定しない GUI の開発経験

機能や用途を限定しない GUI の開発経験について質問した。選択肢 5 の「GUI の開発経験なし」が最も多かったが、「経験がある」と回答した者は、選択肢 1 から 3 で 5.8%であった。

表 18 Q2-7 機能や用途を限定しない GUI の作成

項目	回答者数	割合
① よくある	2	0.4%
② ある	8	1.8%
③ 稀にある	16	3.6%
④ ない	80	17.9%
⑤ GUI の開発をしていない／したことがない	197	44.2%
⑥ わからない	69	15.5%
無回答	74	16.6%
計	446	100.0%

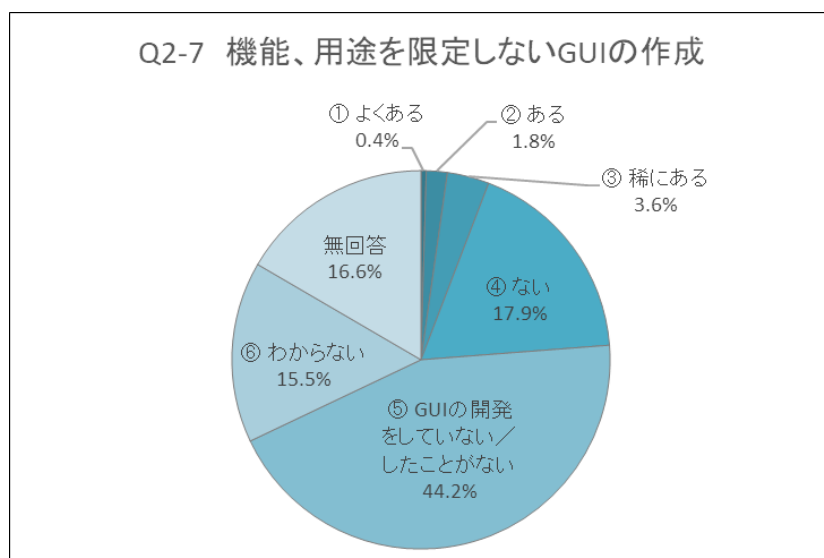


図 21 Q2-7 機能や用途を限定しない GUI の作成

⑧ 意匠登録すべきでない GUI

意匠登録をすべきでない GUI について、公知の GUI と同一又は類似の GUI、当業者であれば容易に創作できる GUI、公序良俗に反する GUI といった例を挙げ、どのようなものがあるか自由記載形式で回答を得た。

「現実世界にある物品やモチーフを表したにすぎないもの」、「悪質サイトに誘導するような他者に悪影響を与えることを目的とするもの」、「他者の権利と抵触するもの」などが挙げられた。また、「機能的な要素のみからなるもの」や、「機能が不明なもの」、「機能のない単なるイラスト」など、ユーザーが今後の審査で登録されるべきでないと考えられるものも多く挙げられた。

<公知の GUI と同一又は類似>

- ・公知の GUI と同一か類似した GUI
- ・「公知※1 の GUI と同一か類似した GUI」「公序良俗※3 に反する GUI」
- ・ある物品に既に用いられている GUI を、その物品とは非類似の物品に、用途機能類似する状態で設けたもの

<当業者が容易に創作できるもの、現実世界にある物品やモチーフを表したにすぎないもの>

- ・当業者であれば容易に創作できる GUI
- ・①GUI に限らず通常の意匠の審査であるような、公知の意匠の組み合わせ的な意匠は登録すべきではない
- ・丸や四角などの一般的図形を、整然と規則的にレイアウトしただけの GUI
- ・リアルの世界に存在する操作部の態様（特に配置）をそのまま GUI として表現したものは、2 項で拒絶すべき

- ・公知なデザインの組み合わせにすぎないものは登録すべきでない
- ・GUI 以外の、操作・表示図を示す物品（書籍や案内板のレイアウト等）で既に公知になっている意匠に基づき、新規性や創作容易性を欠く GUI
- ・共通認識で、共有できるイメージのもの
- ・人工知能（AI）によって自動生成・調整される GUI（当業者であれば、同様の GUI は容易に開発できると思う）

<新規性、創作非容易性がないものの具体例>

- ・GUI 開発に用いられる開発ソフトウェア/ツールで標準的に提供されている表現
- ・通常の PC ソフト利用の範囲で容易に作成できる表や入力ウィンドウ、スイッチの形状／配置は意匠登録すべきでない。先行文献の有無に拘らず、創作容易として拒絶すべき。GUI の全体表現（色相や形状など）が容易に作成できないもののみ権利を付与すべき
- ・アイコンや、スライドバー、スピンドボックス、ボタンなど GUI もしくは Web ツールなどは、デザインが氾濫しており、機能を体現したものという位置づけから、デザインが極めて類似する傾向が強い。権利を認めるとなると必然的に極めて狭い権利範囲とせざるを得ないことを考えると、個々のデザインパーツ類などは、対象外とした方がよい
- ・アイコン
- ・フレームやタブなど画面構成の基本となる要素
- ・携帯電話等の入力画面
- ・ATM の操作画面
- ・物品名が「GUI」とする意匠、何にでも権利が及び広すぎるため
- ・GUI を構成する個々の要素（例：矢印、ボタン、入力枠等）の形状が、公知ないし創作容易の範囲であり、その配色、数、配置方法（向きなど）を変更したに過ぎない GUI
- ・物品以外に投影される画像について、例えば、植物、動物、人体への反射画像など
- ・いたずらに実施を制限するもの（あまり広い権利を与えるべきではない）

<公序良俗に反するもの>

- ・公序良俗に反する GUI
- ・②破壊、解体のような GUI
- ・悪質サイトへの誘導・幻惑など「騙し」要素が含まれるもの
- ・差別、中傷などの意味合いがよみとれるもの
- ・個人のプライバシーに関わる GUI
- ・アクセシビリティや生命・身体の安全に影響を及ぼすような GUI（登録された意匠を回避することで、高齢者や障がい者の使い勝手に影響を及ぼすような GUI や、操作性が悪くなることで生命・身体の安全に影響を及ぼすような GUI）

<公知のマークや商標に類似したもの、著作物等、他者の権利と抵触するもの>

- ・地図記号等に酷似する GUI、著名商標に類似する GUI（当該商標の権利者除く）
- ・他人の商標権、著作権等の権利に抵触する GUI
- ・他人の業務に係る商品表示の顕著な特徴を模倣する GUI
- ・言語の代わり用いられ共通の意味を伝えるために引用物を模したマークやピクト、アイコン等
- ・フォントや文字形
- ・よくある基本的な図や形態の GUI
- ・GUI 中に他人の登録商標と同一または類似の標章を含む場合
- ・GUI 中に他人の著作権に係る著作物を含む場合
- ・業界団体が定めた標準図形、アイコン等、電源のようなもの、あるいは一般的になっているアイコン等、ホームボタンの家マーク
- ・他人の著名/周知な商標を構成するアイコンについては公序良俗違反としてもよいと考える。有名な商標の機能を希釈化させるべきではないため
- ・物品要件がない画像意匠については、著作権との重複保護を避けるため、公知の GUI だけでなく、公知の著作物に類似したものも登録すべきでない（例えば、スターウォーズ風のデザインの GUI）

<不明確なもの>

- ・登録を受けようとする範囲が不明瞭な GUI
- ・具体的な形状が特定できないもの（36 条的な考え方で）
- ・機能・目的・効果／効用等が明示的でないもの

<機能的な要素のみからなるもの、又は機能性の強いもの>

- ・機能性重視の GUI
- ・「機能的な要素のみから成る GUI」は意匠登録すべきではないとして、出願人が意匠登録可能と考える部分がどこかを説明するように義務付けた方が良いと思います。要部が不明となって他社の設計自由度が奪われないような配慮をお願いします
- ・デザイン性低く、機能的な GUI

<操作に無関係なもの、用途等の限定がないもの>

- ・機能、用途を限定しない、単なる絵としての画像からなる意匠
- ・GUI の用途や機能が不明な GUI 意匠は、権利範囲が不明瞭となるような気がいたしますので、意匠登録をすべきではないように思います
- ・画面レイアウトのみの GUI：GUI 画面は何らかのプログラムで GUI システムが動いている結果にすぎず、画面レイアウトのみで登録すべきではない
- ・GUI のうち、操作性に寄与しない部分は登録するべきではない

<従来どおりでよい、例示されたものすべて>

- ・従来の審査と同様の基準でよいと考える
- ・上記全て
- ・これらに該当しているものは登録すべきではないというのは同意します
- ・挙げられている GUI は全て意匠登録すべきでない
- ・上記のもの全て
- ・「公知※1 の GUI と同一か類似した GUI」「当業者※2 であれば容易に創作できる GUI」「公序良俗※3 に反する GUI」
- ・GUI= Graphical User Interface であることを前提にし、現在の意匠登録における画像の登録状況を照らすと、権利範囲又は類似範囲は極めて限られた範囲であると理解しています。その観点からは、質問に掲げられた範囲で十分かと考えます

<創作容易と判断されるハードルが低いのではないか>

- ・特許庁の審査において、公知の GUI との類似と判断される範囲や、また創作容易と判断される範囲が狭いと感じている。コンテンツ等の表示枠だけが記載されたような画面意匠も登録されており、このようなものは意匠登録すべきでないと考え

<改正法施行後の懸念>

- ・③物品そのもので有れば、ある程度その物品の機能からおのずと意匠は一定の範囲に限られるように思うが、GUI となれば何らの制限もないので意匠が制限なく多数になって権利が乱立し、類似範囲が不明確になったり、争いが頻繁に発生するのではないか
- ・このようなことを見越して、GUI の意匠を認めるのか、あるいは上記の問題が生じないように一定の制限（範囲）を設けることを十分に検討すべきと考える
- ・そもそも意匠登録では限界があり、無理だと思う

<審査に関する意見>

- ・「公序良俗に反する GUI」は、公序良俗違反か否かの判断をつけることは困難である。特許庁の審査体制まで変更する必要がある
- ・なお、改正後は画像に物品性は求められないので、用途・機能の類否をどのように解釈するのか明確な基準を示してほしい

- ・物品を特定しない以上、画像だけでなく、あらゆる物品（区分）の物理インターフェースと対比すべきであり、当業者も分野を限定すべきではない
- ・3条2項については、インターネットの画像も引例にできるようになりましたので、公開された日時の特典など、より一層、公開基準日の確定について明確化が必要かと思えます
また、今回新たに規定された5条2号、5条3号に規定された「他人の業務に係る画像」や「画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠」について、審査における判断基準やその具体的な事例について、審査基準の検討において明確にしていくべきかと考えます
さらに、改正前の意匠法で登録されていた物品の一部である画像と、改正後の意匠法で登録される画像について、先後願の関係をどのように運用するのか、それぞれの出願日が、施行前と施行後に分かれる場合と、ともに施行後になる場合に場合わけをして、審査基準を明確にすべきだと考えます

<よくわからない、特になし>

- ・よくわからない
- ・GUIに詳しくないので、不明
- ・現時点では判断つきません
- ・したことがないのでわかりません
- ・具体的 GUI の事例は思い当たりません
- ・今のところ思い当たるものはありません
- ・特になし

(6) 国内ヒアリング結果

(i) 現在又は将来的に考えられ得る画像に係る意匠の表現について

今後予想される画像の表現については、「インタラクティブ性のあるもの」、「360度切れ目のない画像」、「空気中に浮かび上がるように投影される画像」などが挙げられた。保護の必要性については、AR や VR などは著作権法の領域ではないかとの指摘もあったが、概ね意匠法で保護する必要があるとの意見であった。また、ゲーム内の操作画像はコンテンツであるとして登録できないが、例えばアプリの操作用画像として登録の可能性がある。この場合、権利行使される場合があるのかといった指摘があった。

【画像の表現について】**<表示される物品を問わない画像>**

- ・画像に係る意匠については、IoT 家電のように、これまではディスプレイ等の何らかの物品に表示されたものから、壁や机等に映し出されるようなものも物品とは関係なく登録できるようになると解している

<インタラクティブ性のある変化する画像>

- ・AI などを利用したインタラクティブな対話ができる機能を有するキャラクターを AR 等で示した画像
- ・表示するデバイスを限定せず、モノと投影されているものとのインタラクションをワンセットとして一つの機能を実現する
- ・これまでの情報の提示や操作をするための画像から、人の動きに応じて変化したり、機器から人間に働きかけたりするような画像表現に移行していくだろう
- ・ゲームのプラットフォームの画像など

<360度切れ目のない画像等、現行の図面様式では表現が難しい画像>

- ・VR や AR で表される画像を出願することを考える場合、360度の切れ目のない画像などがあり、現行の図面では表現しきれないと考えられる。将来的には動画等の現行の図面以外の方法による出願も考えていく必要がでてくると思う
- ・新たな保護対象として考えられるものは、以下のものが考えられる
 - －プロジェクションマッピングの投影による表示画像
 - －VR、AR の画像

<空中に投影等される立体的な画像>

- ・今後、現れてくると思われる画像としては、以下のような立体画像が考えられる
 - －蒸気や霧状の蟻（ロウ）への立体画像、加湿器付きの空間ディスプレイなど
 - －空中ディスプレイ（空中に画像が浮かんでいるように表示されるもの）
 - －空中に投影されたキータッチ入力用の画像
 - －個々のドローンをつ一つの画素とみなし、飛んでいる多数のドローンを制御して、立体画像のように表現したもの（中国などですでにある）

【保護の必要性について】**<意匠法で保護すべき>**

- ・一定の制限は必要であるが、意匠法で保護した方が望ましいと考える。法改正により壁面や路面等への投影画像が保護されるようになるのに対し、VRやAR等の画像がヘッドマウントディスプレイを通して表示される場合や、空中や空間に表される画像が保護されないとするのは矛盾する。投影される対象によって保護の可否が変わるのは問題があると考え

<VRやARは意匠法ではなく、著作権で保護すべき>

- ・VRやARの場合、これらはゴーグルを覗かないと見えないということもあり、著作権で保護すべき分野ではないか

<ゲーム内の操作画像は保護対象ではなく、権利行使もできないことを明確化すべき>

- ・ゲーム内の操作画像は保護対象ではないということだが、業界としても保護のニーズはない。ただし、ゲーム以外を目的とするものは登録が可能であるので、ゲーム内の操作画像には、権利行使されないことが明確であるとよい。また、意匠法の条文のどの文言に基づきゲームが除外されるのかを明確にしてほしい

(ii) 出願や審査に際しての懸念点について

様々な意見が得られた。大きく分けて、願書の記載、図面、類否判断、クリアランスや権利範囲、その他、画像そのものに関する意見や検索に関する言及などがあつた。その多くは、願書や図面など、具体的な出願を見据えた手続面に関する情報への要望や疑問点の表明といったものであつた。また、類否判断や権利範囲等に関する意見も多く、様々な側面からの意見が得られた。

① 願書の記載：用途と機能

願書の記載については、用途や機能の記載そのものに関する意見、用途の記載の粒度に関する意見、多用途の画像に関する意見が得られた。

最も意見が集中したのは、「用途」や「機能」の記載に関するものであつた。具体的には、記載そのものの要否や記載の粒度に関するものがあつた。特に、記載の粒度については、ある程度の記載は必要であるとしながらも、詳細な記載を求めるのは避けてほしい点や、記載の粒度による類否判断の範囲、権利範囲の解釈への影響について言及があつた。また、多用途の画像についてそのまま登録を認めるべきかといった問題提起も挙げられた。

【用途・機能の記載そのものに関する意見】**<何の用途を記載すべきか>**

- ・条文上、用途・機能の記載が求められているが、何の用途・機能を記載させるのか、また、その粒度が問題となると考える

< 「機器」の記載は必要か >

- ・願書には、用途のみを記載すれば足り、「機器」の記載は不要になるのか
- ・2条1項で「機器等」の用途・機能とあるが、機器も記載する必要があるのか、(6条1項3号の通り)画像の用途だけでいいのか

< 用途や機能は願書のどこに記載すればよいのか >

- ・この用途・機能の記載は、現行のいわゆる「物品名」に必要なのか、又は「意匠に係る物品の説明」欄に記載を要求しているのか。項目毎の役割分担になると考える。物品名の箇所にはメインの用途を記載することになると考えるが、実際には、物品の説明欄で記載することが多いと考える

< 用途や機能の願書への記載を要求する根拠規定を明確にすべき >

- ・意匠法上、願書への記載が要請されている事項は6条で規定されているが、このなかに「意匠に係る物品の説明」(以下、「物品の説明」とする)欄の記載は含まれていない。物品の説明欄の記載は施行規則で求められているものの、この位置付けはどうすべきか。仮に説明欄の記載に依存する場合、記載を求める法律上の根拠を明確にすべきではないか

< 用途等の記載がない場合、拒絶理由になるのか >

- ・用途の記載がない場合、拒絶になるのか。拒絶理由となる場合、その根拠やどのような場合に拒絶となるのか明確にして欲しい

< 用途不明な画像の意匠に係る出願が考えられる以上、画像の意匠特有の記載要件として用途等の記載を求めてもいいのではないか >

- ・他の物品や外国から入ってくる出願とのバランスも必要だが、用途が不明な画像が多用途の画像などが考えられる以上、画像の意匠だからという理由で願書へのある程度の記載を求めてもいいのではないか
- ・願書にどの程度の記載を求めるかは、意匠の類似をどの程度の範囲でみるかと関わってくるといえる。願書へのある程度の記載は求めてもいいと考える。条文でも用途・機能の機作は求められている。出願人に必要な権利を必要な範囲でとってもらうということを考えても、記載は必要だと考える

< 図面を見て用途等が理解できるものは記載がなくてもよいのではないか >

- ・図面に表された画像のみで用途・機能を理解できるものは、願書に記載しなくてよいのか。画像のみで用途や機能を理解できるものについては、その記載がなくとも認めて欲しい

< 用途や機能を説明できる手段が複数あるとよい >

- ・用途や機能を説明できる手段(特徴記載書など)は選択肢があるとよいが、必須にはしないで欲しい。必要図と参考図の関係もそのままよいと考える

【記載の粒度に関する意見】

< 記載の粒度を知りたい >

- ・用途・機能を願書に記載するとあるが、その粒度を知りたい
- ・願書の記載がどのようになるのか。これまでの物品名を記載する欄に、○○用の画像といった記載が必要になると考えるが、その用途はどこまで詳しく書けばよいのか

< 記載の粒度や記載すべき用途・機能について、多くの具体例を示してほしい >

- ・用途・機能の記載の粒度や記載方法はどのようになるのか。クリアランス調査などを考えると、これらの記載がまちまちであると検索や判断が非常にやりにくい。また、逆にどのような記載であれば特許庁は理解してもらえるのか。なるべく多く例を示してほしい

・「機器の操作の用に供されるもの」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」と条文中で限定されているが、機能の粒度がどのようなものか明示してほしい。例えば、ある画像をクリックするとそれが倒れる様子を表示するだけであっても、機器の何らかの機能が働いて動いた結果といえる。こういったものは対象外だと思われるが、対象とする機能を示してほしい

<用途等の記載の粒度が類否判断や権利範囲の解釈に影響するのは好ましくない>

・審査においては、用途の記載の粒度によって類否判断の範囲が変わるのは好ましくない。用途をある程度上位概念で書いた場合でも、詳細に用途を記載した場合であっても、一定のレベルで広めに類否判断をするようにしてほしい

<用途・機能の記載は権利範囲の解釈に影響するのか、影響するならどのように記載すべきか>

・現行では、パソコン等の操作画面等が前提であったが、物品名等に相当する記載で、用途や機能の記載が求められているが、どこまでどのような記載が求められるのか。例えば、EPのようになると、非常に広い権利が成立するのではないかと考える。あまりに広い権利になると、第三者の監視負担が大きくなり、また、実施に躊躇する場面も出てくるのではないかと考える。

・この画像の用途・機能は、説明で特定され権利範囲が限定されるのか、それとも理解のための記載となるのか。創作した意匠と、開示する意匠と、権利範囲が発生する意匠とを考えたとき、特許法の場合であれば、これらの関係を気にすることが多いが、例えば意匠法の場合は、物品の説明は法律の条文上必須ではない。改正で区分表が無くなり、物品の説明欄の記載方法やその役割に大きな影響が出ると思われるが、今回の画像意匠でも同様なことが生じると考える。物品名の原則論に加えて、用途や機能をどのように書けばよいのか

<権利範囲の明確化を考慮して、用途の記載はできるだけ具体的にすべき>

・用途・機能の記載は、権利範囲を明確にするという意味で、できるだけ具体的な記載が必要だと考える。審査基準等でこれらの記載の程度を例示し、具体的な記載を要求するようにしてほしい

<願書には、出願に係る意匠が理解できる程度の記載は必要>

・願書において、用途の記載が求められるが、要件として求められる以上、願書に記載することが好ましい。また粒度についても、出願にかかる意匠が理解できる程度の記載は必要だと考える

<詳細な記載を求めるのは避けてほしい>

・用途や機能を細かく記載することが要求されるのは避けたい。例えば、「選択用画像」があるとして、アンケート用なのか、ある操作のメニュー用なのかを区別できるような記載までは要求する必要はないのではないかと考える。個々のパーツか画像全体の用途・機能かは場合により異なる。ただし、画像を見れば理解できる場合もある。選択用画像で、個々のパーツに権利要求をするならば、それ専用に最適化されているはずであり、画像全体が重要ならば、その機能全体のために適した配慮がなされているはずである

<他の物品や海外制度とのバランスも考えるべき>

・用途等の記載に関して、現行では、他の物品に関しては用途等の記載を必須としていない。海外でも日本でも同様である。画像の意匠のみ用途等の記載を必須とするのも他の物品での出願や海外とのバランスが悪い。このため、従来のように、当業者が見てその用途等を理解できるのであれば、用途等の記載を要しないと、見ただけでは用途等を把握できないようなものに関しては記載を要するとすればよいのではないかと考える。画像特有の問題として、多用途のものや、外見のみでは機能等を把握できないようなものが増えると考えられるが、常識的に判断すればよいと考える。他の物品とのバランスもそれで失しないと考え

・海外からの出願を考慮すると、説明文のようなものはほとんど課されていないため、願書への記載量は減らした方がいいという議論もあるだろう

<上位概念すぎる物品名の記載は拒絶理由に該当するとすべき>

- ・物品名の記載は意匠法2条1項により、「操作の用に供される」といった、一定の粒度で記載することが求められていると考える。とすると、「GUI」といった物品名は法2条1項の「意匠」でないとして拒絶理由とし、その後、分割・補正等で対応するように促すとすれば、ギャップは生じないのではないか

【多用途の画像に関する意見】

<多用途の画像をそのまま認めるのは問題ではないか>

- ・複数の用途をもちうる画像については、創作者の意見にもよるが、登録後に第三者からみて、よくわからないようなものが登録になるのは避けてほしい
- ・用途・機能の記載について、海外から入ってきた出願で、物品名が「GUI」である場合に、多用途を含む又は解釈が可能な場合（例えば、長方形が並んでいる図があった場合に、会議室の予約用ボタンと、音量のインジケータの両方に利用又は解釈が可能）、これを許容すべきかといった問題がある。多用途の物品として登録をそのまま認めるというのは、原則として用途・機能の記載を願書に記載するとなっている以上、また容器付冷蔵事件の知財高裁判決に鑑みても、問題視されることが予想される。そうすると、他の選択肢を考える必要があるだろう

<多用途の画像が登録された場合でも検索可能できるよう特定できる必要がある>

- ・多機能・多用途の画像が登録された場合など、今後はクリアランス調査の負荷が高くなると予想される。用途や機能が調査において検索可能なように、ある程度特定されていたほうがよいのではないか

<多用途の画像を拒絶理由とする根拠は2条1項が妥当ではないか>

- ・多用途の画像について、7条で拒絶とするのも考えもあるが、7条は審査の便宜のための規定であり、無効理由ではない。出願された意匠が「意匠」であるか否かを判断する実体的な判断の根拠規定を7条とするのは問題がある。実体的な内容を判断するのであれば、7条も無効理由とすべきである。そうではない以上、物品名の記載についてある程度の粒度を求める根拠として7条は妥当ではない。「意匠」は、ある程度の粒度で物品名を記載するものであると2条で規定されて要ると考えることも、その粒度がたまたま7条の「物品の区分」であるとも考えることもできる。用途・機能の記載の粒度を求めるとすれば、その根拠規定は2条1項が妥当であると考え

② 図面

図面の表現について多くの意見や疑問点が挙げられた。3次元画像や、VR、AR、動きのある画像等、様々な表現が考えられ、これらをどのように現行の図面に表現すべきか、また、登録可能な図面表現の提案などもあった。加えて、動画による出願や、図面のより自由な表現を許容してほしいといった声もあった。

【図面表現について】

<画像を表示する対象を限定しない場合の表現はどのようにすべきか>

- ・画像を表示する対象が限定されなくなったときに、どのように表現して出願すればよいのか

・図面に関し、6面図をはじめとしてどのような図面を出せばよいのか。映し出されている対象は特定しなくてよいと理解しているが、比較対象がないため、大きさが把握できなくなるのではないか

<画像の表示対象を限定するのは要求しないでほしい>

・図面に表す場合、どこに表示するのかを想定した方がよいのか。可能であればこのような記載などは要求しないで欲しい。今後は表示する対象を限定しないような画像が多くなると考えられる。このような場合に対応できるようにして欲しい

<操作画像と表示画像の区別は必要か>

・操作画像と表示画像の区別が明確に判別できないような場合も想定される。これらの区別は必要か、区別が必要であればどのようにすればよいのか

<位置関係の特徴とする画像意匠の表現方法を知りたい>

・視覚に表れた際の位置関係が特徴となるような場合、6面図など複数の視点から見た図面でそれぞれ示せばよいのか。例えば、視野にあるディスプレイの画像と入力デバイスの画像の位置関係などを特徴として表したいが、入力デバイスの形状等は限定したくない場合がある。現行だと入力デバイスを点線で表現しても、その形状等が考慮されてしまう。位置関係のみを表したい場合はどのようにすればよいのか

<図面表現の自由度を高くしてほしい>

・最近縦長のWebページが多い。これらを出願しようとするとき、どのように特定すべきか。また、縦長の意匠は、現行の出願できる画像のサイズや枠の形（横長）には収まらないが、縦書きのものを横にして出願することは避けたいこともあり、表現しにくい。現行の縦横比率を、例えば特許の図面と同レベルまで上げていただくなど、意匠の表現の自由度をもっと高くできないか

<現行の図面様式で表しにくいものはどうするのか>

・図面に表しにくいものもでてくると考える。例えば、壁などに投影され、調光の加減で明るさや光り方が変化するような画像などが考えられる

【3D、投影画像の表現】

<二次元の画像は平面画像のみで認めてほしい>

・図面に関し、二次元の画像である場合、願書に添付する図面は登録したい画像1枚のみでもいいのか。三次元の画像の場合、6面図等で表す必要があると考えるが、二次元の画像の場合は、平面画像のみで認めてほしい

<3次元画像の場合に必要な図面を明確にしてほしい、動画も問題がある>

・3次元画像や空間に投影された画像の場合、どのように表現すべきなのかが不明である。韓国では、3次元データによる出願が可能であり、3次元形状が明確となるメリットがあるが、日本では、データによる出願ができない。ただし、他の国ではデータによる出願が認められない場合が多い。このため、データを添付した出願を基礎とした場合に、他の国に合わせた出願形式に変更すると、優先権主張出願で同一性が認められない可能性があるなどの問題が生じることが懸念される。加えて、出願で提出したデータがそのままダウンロードできてしまうと、模倣品に利用される懸念もある

<3次元の画像は複数の面から見た図面が必要、一図のみで登録されないでほしい>

・三次元の画像が出たような場合は、一図のみで登録されることがないようにして欲しい。意匠を明確にするためには、複数の面から見た図面が必要だと考える。第三者とのバランスをとって欲しい

<3次元画像でも見えない部分がない場合には6面図は不要>

- ・3D画像において、複数個のものがある場合、例えば特定の位置に点をおき、そこからの距離で位置関係を表している。1方向から見えない部分が出る場合は、6面図で表せばよいが、見えない部分がない場合は、6面図は不要ではないか

<3次元の画像であっても二次元で表した方がわかりやすい場合もある>

- ・3D画像であっても、メニュー等のインターフェースに当たる画像は2Dで表した方がわかりやすい。板のようなものを前面に置き、貼り付けたような表し方となる。インターフェースで奥行き感を出すのは適さないことが多い。
- ・デザイナーは、2Dの画像をきれいに見せるために3Dを作っている。2Dでおかしな絵にならないように、ユーザーから見てそれらしく見えるように変形させたり、奥の方をぼかしたりする。このため、回転させると粗ができることもある

【VR、AR、プロジェクションマッピング他の表現】

<図面への表し方には選択肢があるとよい>

- ・VRやMR (Mixed Reality; 複合現実) などの図面の表し方などについては、単一の手段ではなく、いくつかの選択肢があるとよい。事例に応じた議論が必要ではないか

<360度切れ目のない画像などは、視認可能な範囲を単位として表すのはどうか>

- ・VR等の画像の表現について、例えば頭の向きに応じて360度つながりのある画像があるといっても、ある視点において視認させる画像の大きさは決まっている。その単位で図面に表せばいいのではないか
- ・VRを考える場合、360度展開する画面などもあるが、この場合は、一つの面を切り取って図面に表せばよいのか

<今後の技術動向を踏まえながら図面の表し方を議論すべき>

- ・ゲーム内の設定画面は操作用の画像として今回の対象に入るのか。VRやARなど、今後のイノベーションの結果創作されるデザインをも守れるようにすべきだと考える
- ・VR画像の出願例はすでにあるものの、審査基準改訂に伴い、出願方法や図面への表し方の指針は出すべきだと考える

<ゲーム内の操作画像について登録対象となるのか明示すべき>

- ・プロジェクションマッピング等の装飾用の画像となると、コンテンツと判断され、登録の対象とならないと考える。他方で、ゲーム中のメニュー表示やパワーゲージなどのデザインも意匠として登録する必要があると考えるが、このようなものは登録の対象になるのか。混乱が生じる可能性がある

【動きのある画像について】

<図面で表すのは限界があり、動画を提出できるようにしてほしい>

- ・動きを表したような遷移する画像の場合、遷移途中の画像をすべて提出するのは煩雑であり、図面として用意するのも負担であり、限界がある。動画による出願も検討してほしい
- ・動きそのものに特徴がある場合も考えられ、その際も図面に表しにくい
- ・動きを伴う画像の場合、将来的にはアニメーション等の動画で出せるとよいと思うが、公報での表し方など、現状では問題点や制約が多いと思われる
- ・動画の表現をどのように示すのか。そのまま出願できるのであればいいが、現状では難しいだろう。新しい商標のようにコマ割りなどで表せばよいのか。そうすると、例えば10秒間かけてゆっくり変化する画像のように、時間軸をもって変化する画像意匠は表しにくい

- <動画で出願可能になっても、アニメーションの権利化につながるなど問題がある>**
- ・時間軸を持ったり、動きそのものに特徴があったりするような場合、アニメーションの権利化にもつながる可能性がある。また、いたずらに権利が狭くなる可能性もある
- <動画による出願を今後も検討してほしい>**
- ・動画等は現行の範囲内でもフォローできる面もある。将来的には動画を使った出願も可能になればいいと思うが、出願時の意匠の表し方は図面や動画の提出方法等は今後の出願動向を見ながら必要に応じて検討してほしい
- <本来表したい画像と現実に表示される画像が異なる場合（目の錯覚を利用して立体表現するような画像）の表現はどのようにすべきか>**
- ・網膜直描のように、脳内で画像が形成されるものは、「意匠」の対象になるのか（条文の「視覚を通じた」に含まれるのか）、なる場合、脳内で結合された結果の描写を図面に示せばよいのか
 - ・画像を見る者が認識した画像と、実際の画像そのものが両方出願された場合、これは類似になるのか。また、実際に出願する場合、どちらの図を出すべきなのか。創作の内容や最終形態のものを出せばよいのか。又は、認識される前の画像も一緒に出すべきなのか。何の図面を出すべき何かを審査基準で明示してほしい。また、不要であれば、その旨を示すべきである
- <具体的な画像と認識する画像とが異なる場合でも、創作者が本来創作した画像で登録できるようにすべき>**
- ・3D画像やVRゴーグルから見える画像など、今後は視覚を通じて見える態様（脳内で結合されて認識される画像）と具体的な映像そのものが異なるものが出てくると考える。何を意匠とするかという点で、創作者が創作したものは何かという観点で特定すべきだと考える。創作者がユーザーに見せたいと考えて創作した画像は、ユーザーが見る画像であるといえるのではないか
- <複数の画像から構成される意匠は一意匠で出願できるか>**
- ・投影画像において、複数の画像が投影面や空間に表れる場合、これらは一意匠とみなされるのか。例えば、向かう方向をナビするように、人の動きに合わせて矢印などの画像が断続的に投影されるような場合、これらは一意匠となるのか

③ 類否判断

用途の記載はどの程度類否判断に影響するのか、既存の画像意匠との類否の関係はどうなるか等、類否判断の方法についての疑問点が多く挙げられた。また、関連意匠との関係や判断の基準としての「需要者」は誰か、資料の収集や検索に関しても言及があった。

【類否判断について】

- <類否判断のロジックを示してほしい>**
- ・画像の意匠を出願する場合に、願書に「機器」の記載が不要となるとすると、類否判断は「用途」と「形態」に基づいて行われることになるのか。類否判断のロジックを審査基準等に示してほしい
 - ・類否判断で、物品を見ないとすると、既存の部分意匠としての画像意匠と、改正法施行後の画像意匠とは、理論的には物品非類似となり、3条1項3号の適用がないということか。又は、

用途・機能により新規性の判断をするのか。3条2項は適用されると考えられるが、どのように類否判断を行うのか、審査基準で示す必要がある

- ・画像意匠の場合、その類否を形態の類否のみで判断するのではなく、物品の代わりに用途や機能の類否も考慮することになると考えるが、最近では用途等の表現も細分化するなど、難しくなっている。用途の表現やその類否はどのように判断するのか

<類否判断の限界事例を示してほしい>

- ・どのような場合に類似なのか、非類似なのか、権利を行使できるのか、はっきりと示して欲しい。これまで審査基準に載る例は明らかなものばかりであるので、誰が見ても分かるものではなく、限界事例を示して欲しい。例えば、ある公知の内装について、どのような差異があれば類似／非類似なのか、といった例示があると分かりやすい

<用途や投影対象は類否判断に影響するか、部分と部品の関係はどうか、用途の類否による判断となるのか>

- ・画像意匠の審査にあたり、画像の用途や投影される対象（例えば、壁、空間など）は類否判断においてどの程度参酌されるのか。画像意匠は、物品に化体しなくてよいということは、投影対象は関係なく、いわば部品の意匠と同様に考えればよいのか。その場合、現行の部分意匠としての画像と、改正法施行後の部品としての画像意匠の画像（外観）が同一又は類似である場合、物品が非類似であるので、意匠としても非類似となるのか。それとも、用途を中心に考えて、用途が同一又は類似であれば類似となるのか

<用途が同じであれば類似と判断されるのか>

- ・類否判断に関して、これまでの物品の類否に相当する類否判断については、用途がそれに変わると理解しているが、使われ方が同じであれば、類似と判断されるということか

<汎用的な物品名で登録されている画像意匠は、物品に化体しない画像と類似するか>

- ・現行の部分意匠としての画像の意匠は、物品名が「○○機能付き電子計算機」や「情報端末機器」といった汎用的な物品の名称で登録になっている場合がある。このような場合は、改正後の物品に化体しない画像意匠と同様に、表示する媒体や対象をなるべく限定したくないという出願人の意図によるものが多いのではないかと。そうすると、少なくとも、汎用的な物品名で登録されている画像の意匠は、物品に化体しない画像意匠と類似すると考えてもいいのではないかと

<登録済みの画像意匠と法改正後の画像意匠の類否判断に用途を含むのか>

- ・新規性等の類否判断について、画像デザインについては物品との関係の代わりに用途・機能に基づいて判断するということか。既存の登録済画像デザインと今回の画像意匠も同様か

<解像度の違いによって類否判断は変わるのか>

- ・投影方式による解像度の違いについて、どこまでが同一とみなされるのか。また、例えば多数のドローンを制御して点描のように平面又は立体的な映像を空中に浮かび表した場合、本来は点の集合であるが、線で置き換えて表現してよいのか。線で置き換えると実際とは合わなくなってしまう。このような出願を行いたい場合、どのようにすればよいのか、写真でもいいのか

<判断の基準としての「需要者」は誰が想定されるのか>

- ・類否判断の際の「需要者」はどのように把握されるのか。画像の場合が、B to BにもB to Cにも両方を目的として使用されることもありうる。何らかのビジネスを行うことを目的とした画像の購入者（B to B）とその購入者のビジネス対象者（B to C）の両方を「需要者」とするのか

<部品としての画像意匠の類否判断や抵触関係をどのように考えるべきか>

- ・画像意匠を部品として出願したことを考えるとき、画像意匠と、物品の部分としての画像意匠との先後願関係（類否）や抵触関係をどのように考えるか。侵害の場面で考えると、画像意匠

として登録を受けた場合、当該画像を使用すればすべて侵害になるということか。審査段階においても、先願がアイコンのみの画像で、後願が情報端末の表示画面に表示される部分意匠の画像であった場合、画像が似ていればすべて拒絶となるのは問題があるのではないか。現行だと部品の意匠と部分意匠は非類似になるが、利用関係では異なるのではないか

<創作単位で考えると部品の画像意匠と部分の画像意匠は同じ価値ではないか>

- ・部品としての画像意匠と、部分意匠としての画像の意匠の先後願を考えた場合、それぞれ画像の部分そのものは創作としては同じではないかと考えられ、それぞれ権利を与えるのは問題があるとする。通常の物品の場合はこれらは物品非類似となるが、これは、創作の単位が異なるため、個々の保護が必要だと考えられるためである。画像の場合は、創作の場面を考えると、通常の物品同士のようには考えにくい。部品としての画像意匠と部分意匠としての画像の意匠とでは、位置、大きさ、範囲の違いはあると考えられるが、位置、大きさ、範囲の差異のみで別意匠になることは考えにくい

<画像意匠は部分と部品とを関連意匠として出願できるか、非類似になるのか>

- ・改正法施行後の関連意匠を考える。部分意匠としての画像の意匠が登録又は出願されている場合、その登録済み部分意匠としての画像に類似する、部品としての画像意匠を関連意匠として出せるのか。もし互いに非類似であるとする、今後も部分意匠としての画像と部品としての画像意匠の両方を出願しないといけないということか。審査基準等で明確にしてほしい

【類否判断に係る資料の収集について】

<先行例としての資料の収集を十分にできるのか>

- ・資料の収集という点で、妥当な審査ができるのか懸念している。アプリやWEBソフトは頻繁にアップデートされ、サービス終了後はアクセスできなくなるので、過去には確かにあったが、既に入手できなくなっているものも多い。証拠として採用しようとしても、アップロードされた時期やプログラムそのものを証明する手段がない（改ざんが容易という特殊性もある）。これらのものが看過されて登録された場合、これを無効にするのも難しい
- ・公知の画像については、先行意匠調査の範囲も相当広くなると思われるが、先行例はどのように収集するのか。公報の範囲のみでは足りないとする。そうすると、権利行使時に新たに見つかることも多くなり、権利の有効性は不安定になることが懸念される
- ・最近では、Vチューバーのように、架空のキャラクターをメインとした動画が増えている。このVチューバーのキャラクターを取引するプラットフォームも存在する。これらを使用したアプリについて出願した場合、ゲーム以外であっても創作容易ということで拒絶になると考えられるが、そこまで審査の資料を収集するのか

④ クリアランス、権利範囲

権利範囲の解釈に関する疑問や要望に関する意見が多く得られた。特に用途の記載が権利範囲の解釈にどのように影響するのか、など部品として登録された画像意匠と位置の関係を問う意見もあった。

<権利範囲の解釈はどのようになされるのか>

- ・物品（名）を特定しない場合、権利範囲が不明確になるのではないか。権利範囲の解釈はどのようになされるのか

<権利範囲が明確になるような制度設計が望ましい、曖昧にならないでほしい>

- ・様々な対象が登録できるようになったが、権利行使や侵害予測性を考えた場合、権利の外延（=権利範囲）が明確になるような制度設計が好ましい
- ・用途や機能によって整理がなされるのではないかと考えているが、その際でも権利範囲（権利の外延）が明確になるようにしてほしい

<用途等の記載は権利範囲に影響せず画像の特徴を表すためのものにしてほしい>

- ・用途・機能の記載は、権利範囲を限定したいからではなく、その画像の特徴を表すために記載したい。このような目的に合致するような制度であって欲しい

<部品として登録された画像意匠の権利範囲の解釈において、画像が表示される位置を考慮しない権利行使は妥当なのか>

- ・「画像」の意匠が部品として登録となった場合、保護の範囲は広がることになるが、どのような位置にあっても保護を与えるのは妥当なのか。どのような位置にあっても権利行使が可能になることが正当化できるのか。イメージがあまりできない

⑤ その他

対象となる「画像」そのものへの疑問や、登録できない画像意匠の明確化、一見して理解しがたい画像の登録の要否に関する意見が多く得られた。また、画像意匠の検索方法に関する要望や、改正前後における「操作」の概念、権利の属地性、論理性の欠如への懸念、AIが作成した画像意匠の登録可否といった点への言及があった。

【画像そのものについて】

<なぜこれまで投影画像が保護できなかったのかわからない>

- ・今まで、いわゆる画像意匠は、基本的に表示画面に映し出されたものに限定されていたが、壁に投影されたものは登録できなかった理由が分からない

<そもそも「画像」とは何を対象としているのか>

- ・そもそも「画像」とは何か、何を対象としようとしているのかについて疑問がある。これまで、コンピュータのディスプレイに映し出されたものがいわゆる「画像」として対象となっていたが、今後は表示対象が限定されないということか

<画像が表示される全体は示されなくてよいのか>

- ・法改正では、アイコンやGUIのように物品との関係性が問われないということになる。従来は、画像の意匠は部分意匠として出願され、表示されるディスプレイとの関係で位置、大きさ、範囲を把握していたが、今後も示す必要があるのではないか。その画像が表示される全体は示さなくてもよいのか、また、例えば、車のフロントガラスに映し出される画像がある場合、何が「全体」となるのか

<装飾を目的とした画像は対象となるのか>

- ・装飾を目的とした画像は対象となるのか。プロジェクションマッピングなどはこれに該当するが、装飾のみを目的とするものを対象とするのは範囲が広すぎるのではないか

<一見して理解しがたい画像は登録すべきではない>

- ・法改正で物品に化体しない画像が登録できるようになったとはいえ、何を狙っているのかよくわからないようなものが登録になるのは問題があるのではないか

<ウェブページそのものが登録になるのは避けてほしい>

- ・最近の Web ページの構成や Web ページそのものなどは登録しないで欲しい。創作非容易性のハードルをどこに設定するか

<画像意匠が登録可能となることで産業分野に大きな影響を及ぼしかねない権利が発生するのは問題であり、他の法体系とのバランスをとるべき>

- ・今回の改正で、画像意匠が物品から離れて登録できるという点で、登録になると、全産業分野に影響を及ぼす権利が発生する事態が発生するのは問題だと考える。他の法体系とのバランスをとるようにしてほしい

<登録できないものの明確な線引きをしてほしい>

- ・スマートフォンのアプリで、ゲームアプリにおけるコントローラ等の操作用の画像は保護対象ではないが、例えばビジネスや教育用のアプリで同様の操作用の画像があると登録が可能となる。最近では、楽しみながら勉強するなど、娯楽と教育とを兼ねたようなものもある。ゲーム用で登録不可のものと登録可能なものとの明確な線引きを示してほしい

【画像意匠の検索について】

<非専門家でも検索できるよう、なるべくわかりやすい方法で検索できるとよい>

- ・クリアランス調査等を行うのは、知財部門の者だけでなく、デザイナーも行う場合がある。このような場合、願書等の記載の文言から抵触などを判断するのは難しい。なるべくわかりやすい方法で検索などができるようになるとよい

<用途等について、商標の類似群コードのような体系的な分類で検索できるとよい>

- ・直感的かつ簡便に調査できるような方法を別途考えて欲しい。例えば、商標の類似群コードのような、用途や機能に基づく分類体系を作成し、コードを割り振るようになれば検索などもしやすくなると思う。また、用途・機能に基づく類似の範囲や権利範囲も予想しやすくなるのではないかと

<形状等を表す言葉で検索できるとよい>

- ・形状を表す言葉で検索できるような手段があるとよい

<庁が有する公知文献等を閲覧できるようにしてほしい>

- ・JPO が有する公知文献と、出願人側の手持ち資料とを比べると、その情報量に格差があるのではないかと考える。できれば、INPIT などに出向けば特許庁が所有する公知文献などを検索、閲覧できるようにしてほしい

【その他】

<法改正により、物品性を根拠とした従来の「操作」の概念は変わるのか>

- ・操作画像であるか表示画像であるかが問題となった映像装置付き自動車事件では、裁判所は、画像を物理的なボタン等を画像化したものを登録するものと考え、問題となった画像は選択可能なボタン等ではないため、登録できないとした。これは、H23 年の審査基準改訂で記載があるように物品性が根拠となっているはずである。しかし、改正後、物品性がはずれたことで「操作」の概念は変わるのか。変わるのであれば、ある表示を見て人が運転する指示画像であ

っても、登録の対象となる「画像」に入るのか。この表示画像と操作画像の区別は今後も必要であるのか。今後、このような区別ができない画像も出てくるのではないかと考える

<権利の属地性に関する議論を進めてほしい>

- ・インターネット上にある GUI 等がどの国の誰の権利なのか、権利の属地性についての議論を終結させて欲しい。以前から論点として議論がなされているが、そろそろはっきりさせて欲しい。例えば、ある国で、どのような使用態様が何の権利の侵害となるのか、サーバの所在地によって権利行使の可否が異なるのかといった例が挙げられる

<法改正によりロジカルに説明できない部分ができるのではないかと懸念している>

- ・日本の意匠制度のよい点の一つとして、類否判断や制度などをロジカルに説明できる点が挙げられる。今回の法改正により、ロジカルに説明できない部分ができるのではないかと懸念される。他国の制度と比べてもよい点であると思われるので、できる限り維持して欲しい

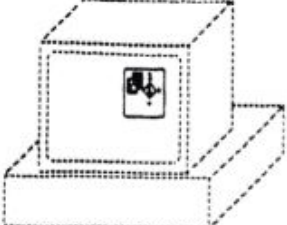
<AI が作成した画像意匠は登録可能か>

- ・AI が作成した画像は登録できるのか

(7) 審決例・裁判例

(i) 米国

<事例 1>

【事件名】 Ex parte Strijland, 26 USPQ2d 1259 (Bd. Pat. App. & Int. 1992)	
【事件の種類】 審判（拒絶）	【場所】 Board of Patent Appeals and Interferences,
【審決日】 1992年4月2日	【結果】 申請却下（拒絶）
【論点】 画面に表示されたアイコンの特許適格性	
<p>【概要】</p> <p>出願人は、「Information Icon for Display Screen of a Programmed Computer System」の名称でアイコンをクレームする部分意匠を出願したところ、35 U.S.C. §171 に規定する「物品の表面装飾」に当たらないとして最終拒絶となった。特許審査及びインターフェアランス部は、出願人は、表示画面用の意匠であると主張するが法上求められる意匠を提示していないとして、申請を却下した。ただし、コンピュータにより生成されたアイコン単独については、保護対象となり得ることを初めて示した。</p>	
<p>【図面】</p> 	

<事例 2>

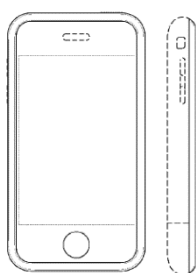
【事件名】 Samsung Electronics v. Apple. Inc., 580 U.S., 137 S. Ct. 429 (2016);	
【事件の種類】 侵害	【場所】 連邦最高裁
【判決日】 2016年12月6日	【結果】 原審破棄、差戻し
【論点】 損害賠償額の算定方法	
<p>【概要】</p> <p>連邦裁判所において、Apple 社が有する 3 件の意匠特許に対し、Samsung 社による侵害が認められ、399 億ドルの損害賠償を命じられた。この額は Samsung 社のスマートフォン販売の利益全体であったところ、Samsung 社は、Apple 社の意匠特許は、スマートフォン全体ではなく、構成要素の部分意匠であることから、賠償額はスマートフォン全体ではなく、当該部分について認められるべきであり、賠償額は減額されるべきと主張した。</p>	

連邦最高裁は、複数の構成要素からなる製品の場合、特許法 289 条に基づく損害賠償額は、必ずしも消費者に販売された最終製品全体ではなく、製品の構成要素の場合もあり得るとしながらも、『製造物品 (article of manufacture)』という用語はきわめて範囲が広く、消費者に対して販売される製品と、別個に販売されるのか否かを問わず、その製品の構成部品の両方が十分に包含される。したがって、第 289 条における「製造物品」に関して、これが消費者に対して販売される最終製品のみを対象にするものと解釈した場合には、この文言にきわめて狭い意味を与えることになってしまう」とし、連邦裁判所がした賠償額の算出を最終製品全体のみからすべきとした判断は狭すぎると判断した。

なお、連邦最高裁は最終的な判断はせず、損害賠償額を製品の構成要素で算出すると主張するのであれば、当事者が証拠を提出して争うべきであるところ、両者はこれをしていないとして差し戻した。

【図面】

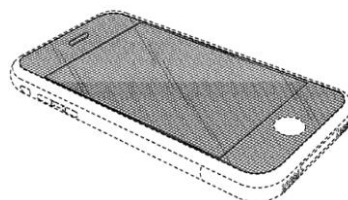
Apple 社が有する 3 つの意匠特許



D593,087



D604,305



D618,677

(ii) 欧州

< 事例 3 >

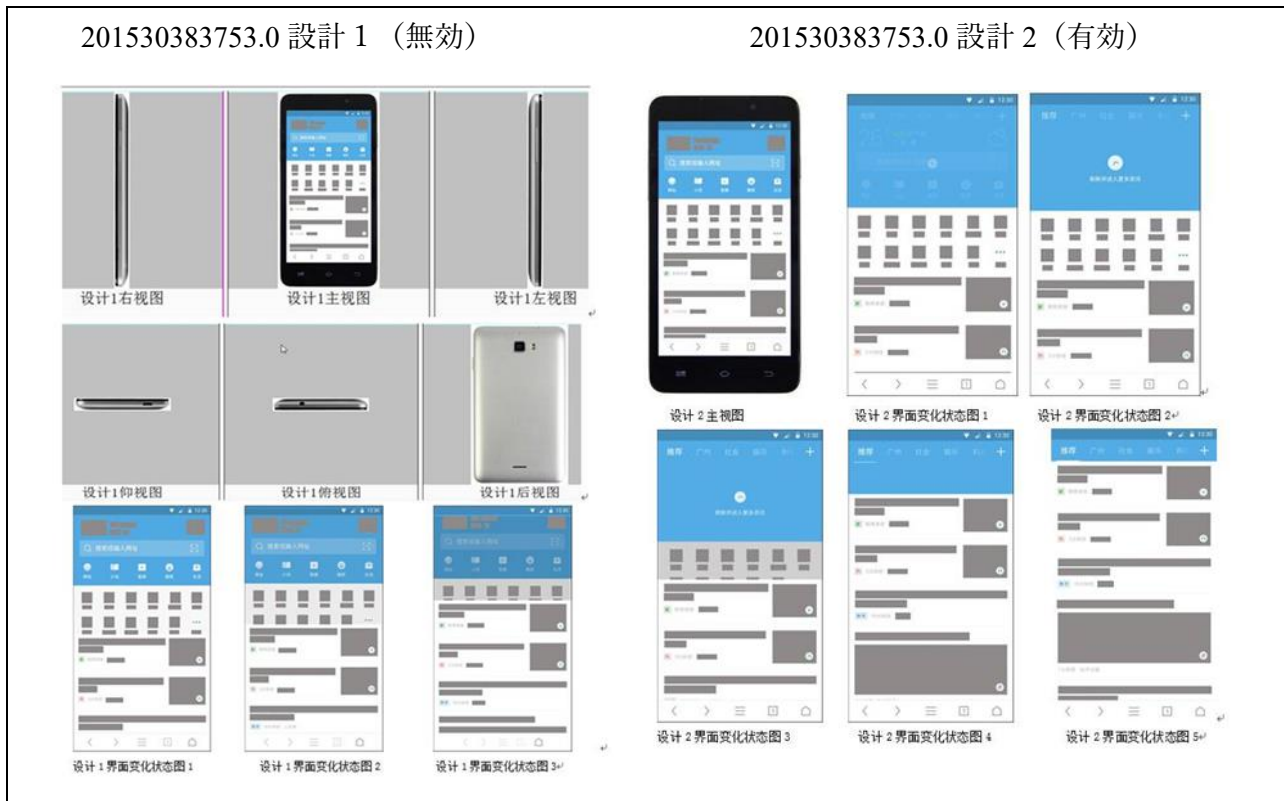
【事件名】 R 1266/2016-3;	
【事件の種類】 審判 (拒絶)	【場所】 EUIPO 審判部
【判決日】 2017 年 2 月 17 日	【結果】 請求認容 (登録)
【論点】 一般的なフォントで表された文字で構成された意匠は装飾性があるか	
<p>【概要】 出願人は、下記の 10 の意匠を ‘graphic symbols and logos, surface patterns, ornamentation’ として出願したところ、審査官は、それぞれの意匠は一般的なフォントで構成されており、想像力が発揮された (fanciful) ものでも様式化 (stylized) されたものでもなく、図形的要素を含まないため CDR 第 3 条(a)に定める「意匠」に該当しないとして拒絶した。</p> <p>出願人はこれを不服として審判部に請求したところ、審判部は、当該意匠は、複数行からなる文字や数字からなり、特定の単語を大きく強調表示するなどの特徴があり CDR 第 3 条(a)に規定する装飾性を有するとして、審査官の判断を無効とした。</p>	

【図面】				
<p>sir (sɜː)</p> <p>noun, you ought to respect me</p>	<p>master (ˈmɑːstə)</p> <p>noun, I call the shots</p>	<p>warrior (ˈwɔːriə)</p> <p>noun, pain is certain, suffering is optional</p>	<p>baller (ˈbɔːlə)</p> <p>noun, he who has made it to the big time</p>	<p>ma'am (mɑːm)</p> <p>noun, the polite way to address me</p>
1.1	2.1	3.1	4.1	5.1
<p>queen bee (ˈkwiːn biː)</p> <p>noun, I call the shots</p>	<p>vixen (ˈvɪksɪn)</p> <p>noun, it's a female fox, 2. one feisty lady</p>	<p>joker (ˈdʒɒkə)</p> <p>noun, he will card</p>	<p>heroine (ˈhɪərəʊn)</p> <p>noun, highly addictive female</p>	<p>diva (ˈdɪvə)</p> <p>noun, my way or the highway</p>
6.1	7.1	8.1	9.1	10.1

(iii) 中国

<事例 4>

【事件名/番号】 第 31958 号無効決定	
【事件の種類】 審判（無効）	【場所】 復審委員会
【審決日】 2017 年 4 月 12 日	【出願番号】 201530383753.0
【論点】 意匠の定義、創作性	【結果】 一部無効
<p>【概要】</p> <p>GUI の登録が認められてから最初の GUI に関する無効審決となる事件である。</p> <p>本件意匠は物品名を「グラフィカル・ユーザー・インターフェースを備えた携帯（帯図形用戸界面的手机）」として登録されたところ、当該意匠は法上の「意匠」に該当せず、創作性を有しないとして無効審判が請求された。</p> <p>復審委員会は、当該意匠は「スマホアプリの動的な画面であり、純粹的なウェブページのレイアウトではなく、専利法の保護対象に該当すると判断した。</p> <p>また、創作性については、スマホの概観、インターフェースの内容、及び動画効果など要素を相互的に考慮した後、本件意匠の設計 1 は、証拠 1 及び証拠 2 の組み合わせと比べて明らかな相違がない、本件意匠の設計 2 は、証拠 1 及び証拠 2 の組み合わせと比べて明らかな相違があるとして、設計 1 は無効であり、設計 2 は有効であると判断した。</p>	
<p>【図面】</p> <p>・ 本件意匠</p>	

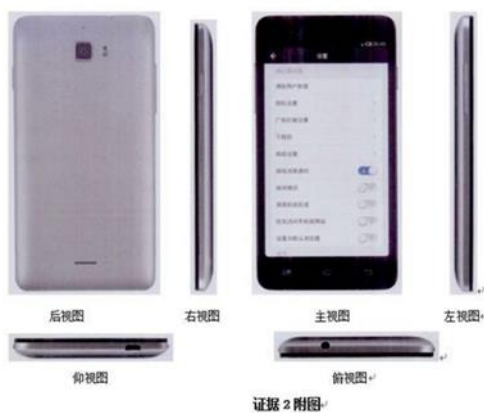


· 引例



引例 1



引例 2



<事例5>

【事件名/番号】(2016)京73民初276号 ^{26, 27}	
【事件の種類】侵害	【場所】北京知的財産法院
【判決日】2017年12月25日	【結果】請求棄却
【論点】製品は「GUIを備えたコンピュータ」として登録されたGUI意匠を表示するソフトウェアを提供する行為は意匠権の侵害行為又は幫助行為に該当するか	
<p>【概要】</p> <p>中国においてGUIの登録が認められてから最初の侵害事件である。被告は登録意匠と類似するGUIを含むソフトウェアを販売していたが、登録意匠の物品名は「GUIを備えたコンピュータ」であった。</p> <p>北京知的財産法院は、本件意匠は、「コンピュータ」として登録されたため、侵害行為もコンピュータが対象となり、被告が提供するソフトウェアに権利は及ばない。また、ソフトウェアを配布する行為も、侵害行為を幫助するものとは認められないと判断した。</p>	
<p>【図面】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>被告が配布していたソフトウェアの表示画面</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>登録意匠 (図1)</p> </div> </div>	

<事例6>

【審決番号】第35196号 ²⁸	
【事件の種類】審判(無効)	【場所】復審委員会
【審決日】2018年03月08日	【出願番号】201430324283.6
【論点】GUI意匠の創作性	【結果】全部無効

²⁶ 参考：河野英仁「中国におけるGUI意匠の保護～幫助行為を主張することができるか否か～中国特許判例紹介(75)」2018年2月9日、URL: <http://knpt.com/contents/china/2018.02.09.pdf> [最終アクセス日：2020年2月11日]

²⁷ 当該判決が出た後、中国においてGUI意匠の価値が低いとの批判の声が多かったが、2019年に審査指南の改正において、意匠の簡単な説明の中に「GUIが含まれる表示パネルの正投影図だけを提出した場合、当該GUI表示パネルが応用されるすべての最終物品を挙げなければならない。」という内容を追加された。例えば、「当該GUI表示パネルは携帯電話、パソコンに用いられる」と記載するように、GUI意匠に係る物品に対する限定が緩和された(海外アンケート結果の回答に基づく)。

²⁸ 本審決の意義は、中国現行の意匠制度の中で、GUIに係る意匠出願を提出する時、GUIのデザインを強化し、その媒体であるハードウェアデバイスのデザインを弱体化すべき、また、GUI意匠の用途と機能、ヒューマンコンピュータインタラクションの方式及び変化過程などの説明を通じて、GUI意匠の保護の最大化を図ることが必要である(海外アンケートのコメント)

【概要】

GUI 意匠に関する中国初の侵害事件（上記事例 2）に係る意匠の無効審判事件であり、2019 年の 10 題案例に選出された事例である。

GUI が表示されるパソコン等が図面に示されており、ハードウェアデバイスが異なるといっても、願書に記載された意匠のポイントにも記載があるように、GUI が意匠全体を特徴付けるものであり、GUI が意匠の視覚効果全体に大きな影響を与えている。専利権に係る GUI と出願日前に開示された引例とを比較すると、引例 1 と引例 3 の組み合わせと比べてその差異に大きな違いはなく、特許法第 23 条 2 項（創作性）を満たさないとして、全部無効となった。

【図面】

・本件意匠

設計 1（正面図）



（使用状態参考図 1）



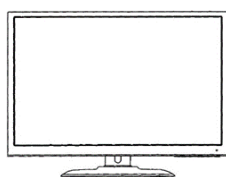
（使用状態参考図 4）



・引例 1



・引例 3




<事例 7>


【事件名】第 35197 号	
【事件の種類】審判（無効）	【場所】復審委員会
【審決日】2018 年 3 月 13 日	【出願番号】201430324280.2
【論点】GUI 意匠の創作性	【結果】請求棄却（登録維持）
<p>【概要】</p> <p>2019 年の 10 題案例に選出された事例である。</p> <p>事例 3 と同様の GUI に係る意匠であるが、事例 3 とことなり、本事案は GUI 意匠の創作性が認められた事例である。GUI が表示されるパソコン等が図面に示されているといっても、願書に記載された意匠のポイントにも記載があるように、GUI が意匠全体を特徴付けるものであり、意匠の資格効果全体に大きな影響を与えており、引例 1 と引例 3 とを組み合わせても、両者は顕著な違いがあり、創作性を有するとして、当該意匠権は維持された。</p>	
<p>【図面】</p> <p>・本件意匠</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>設計 1</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>設計 2</p>  </div> </div>	
<p>・引例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>引例 1</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>引例 2</p>  </div> </div>	

(iv) 韓国

<事例 8>

【事件名/番号】 2016 ウォン 5813 審決	
【事件の種類】 審判（拒絶査定不服）	【場所】 特許審判院
【審決日】 2017 年 12 月 04	【結果】 査定取消、差戻し再審査
【論点】 画面デザインの創作容易性	【出願番号】 第 30-2015-0020671 号
<p>【概要】 出願人は下記の画面デザインのうち、スライダーバーの部分を実線とする部分意匠の出願をしたところ、インターネットを検索して得られたスライダーバーの公知例に基づき、創作容易である（デザイン保護法第 33 条第 2 項）として拒絶査定を受け、これを不服として審判請求を行った。 審判では、基本的な構成は共通するものの、本願意匠は、長さや高さの異なる長方形の組み合わせからなり、引例とは明確に異なり、新たな美感を生じるとして、拒絶査定を取り消した。</p>	
<p>【図面】 ・ 出願に係る意匠</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div>	
<p>・ 引例（公知例）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div>	

<事例 9>

【事件名/番号】 2016 ウォン 5627 号審決	
【事件の種類】 審判（拒絶）	【場所】 特許審判院
【審決日】 2017 年 10 月 25 日	【結果】 原査定取消、差戻し再審査
【論点】 創作容易性	【出願番号】 第 30-2015-20670 号
<p>【概要】</p> <p>出願人は下記の画面デザインのうち、スライダーバーの部分を実線とする部分意匠の出願をしたところ、インターネットを検索して得られたスライダーバーの公知例に基づき、創作容易である（デザイン保護法第 33 条第 2 項）として拒絶査定を受け、これを不服として審判請求を行った。</p> <p>審判では、画像デザインが表示したディスプレイパネルについて、創作容易であるかを判断する際、画像デザインとしてのデザインのトレンドでもあるミニマム化を考慮した、部分デザインとしての創作的価値や、ディスプレイパネルの部分デザインとしての独立取引の対象可能性及び互換の可能性などを反映すべきであり、仮に周知形態であっても全体と部分との関係を常に考慮しなければならず、その形態が当該物品に採用しているかどうかなどを最終確認の上、容易創作性を検討すべきであるとして、本願意匠は創作容易ではないとして原査定を取り消した。</p>	
<p>【図面】</p> <p>・本願意匠</p>	

2. 建築物の意匠

(1) 米国の制度

登録は可能である。登録において、特に図面や願書の記載事項等の要求事項はなく、通常の他の意匠出願と同様に出願することができる。なお、建築物の周辺に配置される付属物を含めた登録例は見あたらなかった。

図面においては、建築物の外観形状が主に示されており、内部構造を示す図面がなくても登録されている。全体意匠でも、部分意匠でも登録が可能である。

(登録例 1) 建築物

Patent No.:	US D804,055 S
Date of Patent:	Nov. 28, 2017
Title:	BUILDING

FIG. 1

FIG. 2

FIG. 3

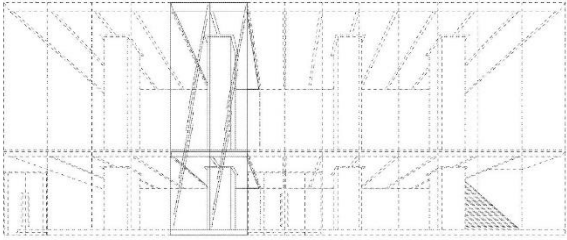
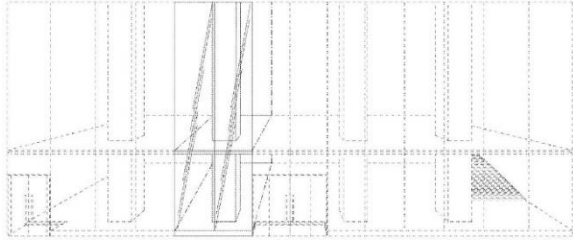

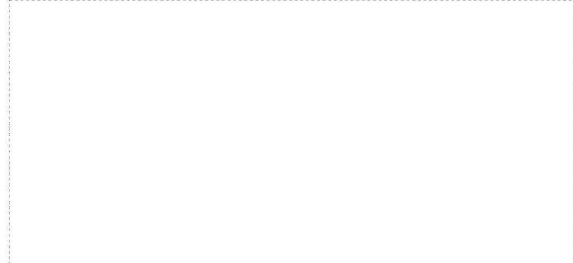


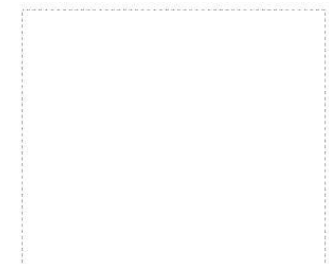
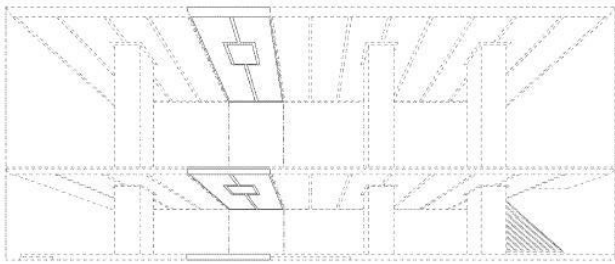
FIG. 4

FIG. 5

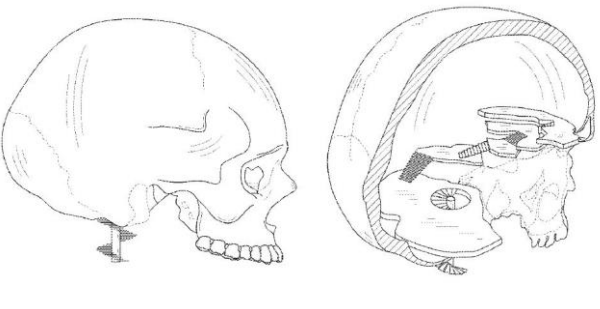
FIG. 6

(登録例 2) 建築物の部分

Patent No.:	US US D816,866 S
Date of Patent:	May. 1, 2018
Title:	BUILDING

 <p>FIG. 1</p>	 <p>FIG. 2</p>
 <p>FIG. 3</p>	 <p>FIG. 4</p>
 <p>FIG. 5</p>	 <p>FIG. 6</p>
 <p>FIG. 7</p>	 <p>FIG. 8</p>

(登録例3) 外観と内部

	Patent No.:	US D845,507 S
	Date of Patent:	Apr. 9, 2019
	Title:	BUILDING

(2) 欧州共同体の制度

建築物は、「製品」として認められており、建築物の意匠は登録が認められる。

出願時には、登録を受けようとする意匠について、どの製品に適用されるものなのか、製品を特定する必要がある（CDR§36(2)、CDIR§3）。この製品名の表記には、ロカルノ分類を使用することが定められており（CDIR§3）、ロカルノ分類（第12版）によると、第25類に「25-03 家屋、車庫及びその他の建築物」というクラスがある。建築物特有の登録要件などは見当たらない。

図面は、その建築物を表した写真や図面である必要があり、設計図面を提出することはできない（登録共同体意匠の出願に係る審査ガイドライン 4.1.1）。設計図面のみでは、建築物としての最終製品の外観を開示したことはならないためである。設計図面は、設計図面そのものが製品として認められている。

CDR-Article 36 Conditions with which applications must comply²⁹

1. An application for a registered Community design shall contain:
 - (a) a request for registration;
 - (b) information identifying the applicant;
 - (c) a representation of the design suitable for reproduction. However, if the object of the application is a two-dimensional design and the application contains a request for deferment of publication in accordance with Article 50, the representation of the design may be replaced by a specimen.
2. The application shall further contain an indication of the products in which the design is intended to be incorporated or to which it is intended to be applied.

第36条 出願書類が遵守すべき条件³⁰

- (1) 登録共同体意匠の出願には、次を含めなければならない。
 - (a) 登録願書

²⁹ COUNCIL REGULATION (EC) No 6/2002 of 12 December 2001 on Community designs, EUIPO, URL: https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/law_and_practice/cdr_legal_basis/62002_cv_en.pdf [最終アクセス日：2020年2月4日]

³⁰ 「欧州連合 意匠理事会規則 共同体意匠に関する2001年12月12日の理事会規則 No.6/2002, 2012年4月24日 L112/2012により改正 2013年7月1日統合版」日本特許庁, URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/c6_02j.pdf [最終アクセス日：2020年2月3日]

(b) 出願人を確認する情報

(c) 意匠の表示であって、複製に適したものの。ただし、出願の対象が平面意匠であり、かつ、出願に、第 50 条による公告延期の請求が含まれている場合は、見本をもって意匠の表示に代えることができる。

(2) 更に、出願書類には、その意匠を組み込む予定であるか又は適用する予定である製品の表示を含めなければならない。

CDIR-Article 3 Classification and indication of products³¹

1. Products shall be classified in accordance with Article 1 of the Locarno Agreement, as amended and in force at the date of filing of the design.
2. The classification of products shall serve exclusively administrative purposes.
3. The indication of products shall be worded in such a way as to indicate clearly the nature of the products and to enable each product to be classified in only one class of the Locarno classification, preferably using the terms appearing in the list of products set out therein.
4. The products shall be grouped according to the classes of the Locarno classification, each group being preceded by the number of the class to which that group of products belongs and presented in the order of the classes and subclasses under that classification.

第 3 条 製品の分類及び表示³²

- (1) 製品は、意匠出願時に有効な、改正後のロカルノ協定第 1 条に従って分類しなければならない。
- (2) 製品分類は、管理目的のみに使用するものとする。
- (3) 製品の表示は、製品の内容を明瞭に表示し、かつ、各々の製品をロカルノ分類の 1 のクラスのみで分類することができるような形で表現しなければならない。その場合、できる限り、ロカルノ分類の製品一覧に示されている用語を使用するものとする。
- (4) 製品は、ロカルノ分類のクラスに従ってグループ化するものとし、各製品グループの表示の前にそのグループが属するクラスの番号を付し、かつ、前記分類に基づくクラス及びサブクラスの順で提示しなければならない。

EXAMINATION OF APPLICATIONS FOR REGISTERED COMMUNITY DESIGNS³³

4.1.1 Blueprints, plans for houses or other architectural plans and interior or landscape designs

Blueprints, plans for houses or other architectural plans and interior or landscape designs (e.g. gardens) will be considered 'products' for the purpose of applying Article 7(1) CDR and will be accepted only with the corresponding indication of printed matter in Class 19-08 of the Locarno Classification.

An objection will be raised if the product indicated in an application for a design consisting of a blueprint of a house is houses in Class 25-03 of the Locarno Classification. This is because a blueprint does not disclose the appearance of a finished product such as a house.

³¹ COMMISSION REGULATION (EC) No 2245/2002 of 21 October 2002 implementing Council Regulation (EC) No 6/2002 on Community designs, EUIPO, URL: https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPd/fs/law_and_practice/cdr_legal_basis/22452002_cv_en.pdf [最終アクセス日：2020年2月4日]

³² 欧州共同体 意匠委員会規則 2007年7月24日の委員会規則(EC)No.876/2007により改正された、共同体意匠に関する理事会規則(EC)No.6/2002の施行に係る2002年10月21日の委員会規則(EC)No.2245/2002、日本特許庁、URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ec2245_02j.pdf [最終アクセス日：2020年2月4日]

³³ Examination of applications for registered Community designs 4.1.1 Blueprints, plans for houses or other architectural plans and interior or landscape designs, Entry into force:01/02/2020, EUIPO, URL: <https://guidelines.euipo.europa.eu/1803316/1789984/designs-guidelines/4-1-1-blueprints--plans-for-houses-or-other-architectural-plans-and-interior-or-landscape-designs> [最終アクセス日：2020年2月4日] なお、日本語訳は仮訳である。

登録共同体意匠出願の審査**4.1.1 設計図、住宅プラン又はその他の建築プラン、及びインテリア又は景観デザイン**

設計図、住宅プラン又はその他の建築プラン、及びインテリア又は景観デザイン（たとえば庭園）は CDR 第 7 条(1)の適用に関して「製品」とみなされ、ロカルノ分類のクラス 19-08 における印刷物の対応表示を伴う場合に限り認められる。

住宅の設計図で構成された意匠出願に表示されている製品がロカルノ分類のクラス 25-03 の住宅である場合には、拒絶理由が提起される。これは設計図が、住宅などの完成製品の外観を開示していないからである。

(3) 中国の制度

専利審査指南では、意匠専利権を付与しないものの例として、「特定な地理的条件によって決まるもので、繰り返して再現することのできない固定した建物、橋など、例えば、特定の山、河川を含む山水別荘」が挙げられている（専利審査指南第 1 部分第 3 章 7.4）。このため、土地に固着された再現性のない建物や橋、周辺の自然環境を含む別荘等の建築物は、専利権付与の対象とならない。

専利審査指南第一部分第三章³⁴**7.4 意匠専利権を付与しない場合**

専利法 2 条 4 項の規定に基づき、以下の項目は意匠専利権を付与しない状況に該当する。

- (1) 特定な地理的条件によって決まるもので、繰り返して再現することのできない固定した建物、橋など。例えば、特定の山、河川を含む山水別荘。
(略)

(4) 韓国の制度

「デザイン」は「物品 [物品の部分 (第 42 条は除く) 及び字体を含む。以下同じ] の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものであって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」 (§2 I ①) であり、法上の「物品」は「独立性を有する具体的な物品であり、有体動産を原則とする」ため、原則として不動産は含まない。ただし、工業的生産方法により生産され運搬される可能性があるものは除かれている。審査基準では、登録の対象にならないものとして、「汗蒸幕」が挙げられている。これは、材料などは量産され、運搬可能であるが、現地で組み立てた後は、運搬される可能性がない例として挙げられている。

³⁴ 独立行政法人 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京センター知的財産権部編「専利審査指南 2010 2010 年 2 月 1 日改正」JETRO 中国ウェブサイト内, URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20100201.pdf [最終アクセス日: 2020 年 2 月 4 日] なお、専利審査指南は、2013 年、2014 年、2017 年及び 2019 年にそれぞれ改訂されているが、改訂部分のみが都度公開されているため、2010 年以降の改訂箇所該当しない部分について引用している。

デザイン審査基準³⁵

第4部デザイン登録の要件 第1章成立要件

2. デザインの成立要件

1) デザインの一般的な成立要件

デザインが次の各号の要件を備えられなかった場合には、法第2条（定義）第1号によるデザインの定義に合致しないものとみなす。

(1) デザインの物品性

法律上「物品」とは、独立性を有する具体的な物品であり有体動産を原則とする。従って、次に該当するものはデザイン登録の対象にならない。ただし、次の④及び⑤の場合は、部分デザインとして出願し、登録を受けることができる。

① 不動産。ただし、繰り返して生産が可能であって運搬ができる場合には例外とする。

④ 物品性が認められない場合

(例) 物品の材質、構造及び形状などに照し合わせ、現場施行により建築される不動産であって、工業的生産方法により量産され、運搬される可能性が希薄なもの（大法院 2007 フ 4311 判決を参考）

[部品名]汗蒸幕

[デザインの説明]

(イ) 材質は石材と黄土である。

(ロ) 内部層は、蓄熱及び遠赤外線放射性に優れた石と黄土を積層し、外部層は、花崗岩を積層して長時間、内部空間は一定の温度で維持される。

(ハ) 本製品は、重量体であるため、底面図は省略する。



⑤ 物品性が認められる場合

(例) バンガロー、公衆電話ボックス、移動販売台、防犯警備所、乗車台、橋梁、移動トイレ、組立家屋など

上記の「汗蒸幕」は、裁判所での判断に基づくものがあるが、橋などのような、現地で組み立て、固着されるような建造物の登録例もある。

(登録例) 橋

	<ul style="list-style-type: none"> ●Design Class. : L2110 L360 ●Locarno Class. : 25-03 ●Application No. : 3020170055503(M001) ●Application Date : 2017.11.27 ●Registration No. : 3009405620000 	<ul style="list-style-type: none"> ●Registration Date : 2018.01.11 ●Applicant : Daeyoung Engineering & Steel Industries Co., Ltd. ●Inventor : LEE JINWOO
--	---	---

³⁵ 韓国特許庁 (仮訳: 日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所) 「デザイン審査基準 2019年1月1日 (仮訳)」 p.103-104 JETRO ソウル事務所 URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/law/design201901.pdf [最終アクセス日: 2020年2月4日]

(5) 国内アンケート結果

(i) 意匠設計の担当者の有無

社内における意匠設計者の担当者の有無について質問した（単一回答）。回答者数全体では、「社内に意匠設計者がいる」と回答した者は87者（19.5%）であった。なお、業種で建設業（II 1.（5）（i）①参照）を選択した者のみで抽出すると、「社内に意匠設計者がいる」と回答した者は83.0%（39者、n=47）であった。建設業の多くの企業が社内に意匠設計者がいるという結果であった。

表 19 建築物の意匠設計の担当者の有無

項目	回答者数 (全体)	割合 (n=446)	回答者数 (建設業のみ)	割合 (n=47)
① 社内に意匠設計者がいる	87	19.5%	39	83.0%
② 社内に意匠設計者がいない	322	72.2%	6	12.8%
無回答	37	8.3%	2	4.3%
計	446	100.0%	47	100.0%

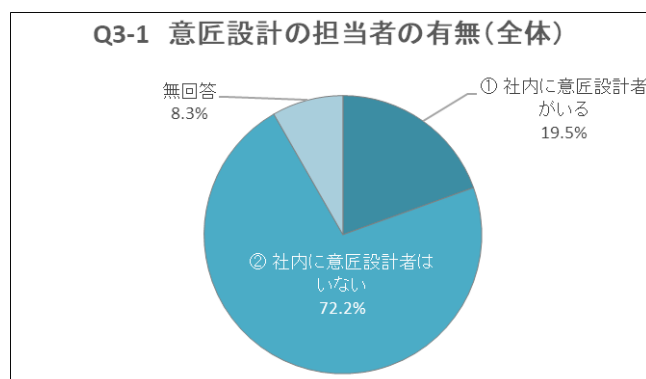


図 23 意匠設計の担当者の有無（全体）

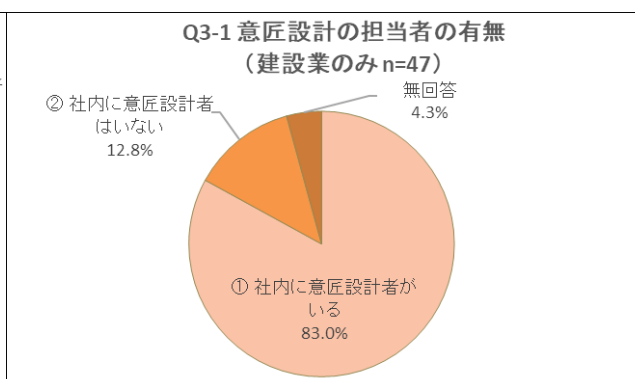


図 22 意匠設計の担当者の有無（建設業のみ）

(ii) 外注したデザインの権利等に関する取り決めの有無

外注したデザインの権利に関する取り決めの有無について質問した（単一回答）。回答者数全体では、「契約や取り決めがある」と回答した者は50者（11.2%）であった。なお、業種で建設業（II 1.（5）（i）①参照）を選択した者のみで抽出すると、「社内に意匠設計者がいる」と回答した者は38.3%（18者、n=47）であった。また、「外注しているが、特に取り決め等はない」と回答した者は全体では6.5%であったが、建設業のみでみると10者（21.3%）であった。

また、どのような取り決めがあるか自由記載で回答してもらったところ、「委託契約」や「秘密保持契約」などが挙げられた。

表 20 外注したデザインの権利等に関する取り決めの有無

項目	回答者数 (全体)	割合 (n=446)	回答者数 (建設業のみ)	割合 (n=47)
① 意匠設計を外注することはない(意匠設計はすべて内製している)	36	8.1%	11	23.4%
② 意匠設計を(一部又は全部)外注しているが、特に取り決め等はない	29	6.5%	10	21.3%
③ 建築物の意匠設計をしていない	207	46.4%	6	12.8%
④ 外観の権利等の管理や機密保持等に関する契約や取り決めがある	50	11.2%	18	38.3%
無回答	124	27.8%	2	4.3%
計	446	100.0%	47	100.0%

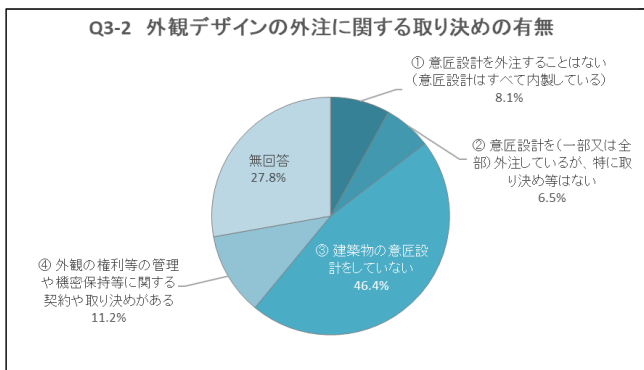


図 25 外観デザインの外注に関する取り決めの有無

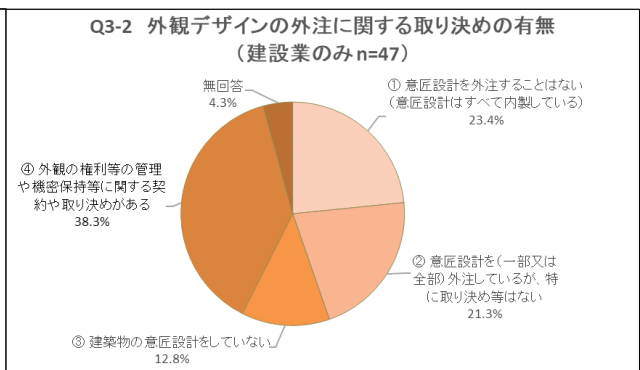


図 24 外観デザインの外注に関する取り決めの有無 (建設業のみ)

取り決め等の例 (自由記載)

- ・委託契約、秘密保持契約など
- ・委託契約書の約款にて秘密保持に関する事項、著作権の放棄に関する事項を記載
- ・秘密保持契約、ライセンス契約、知的財産権の帰属、ノウハウを含めた権利帰属
- ・意匠設計は内製化が原則。プロジェクトにより外装設計を外注する場合は、業務委託契約書に秘密保持、著作権について記載している
- ・秘密保持や著作権の取り決めを含めた委託契約。これは、施主から設計と施工を受注した場合に、設計を若干外注する場合があるということ。設計事務所の設計を当社が施工する場合は、設計事務所は施主の依頼で設計するのであり、建設会社が設計事務所に外注するのではない
- ・作図・デザイン補助的な外注は沢山あります。その場合は②程度です。④はまず行いません
- ・要否はプロジェクトごとに判断
- ・デザインを委託する定義が分かりません
- ・非回答とさせていただきます

(iii) 建築物のデザインを制限する法令等の有無

建築物のデザインを制限する法令等の有無及びどのような法令があるか質問した（単一回答）。回答者数全体では、法令等が「ある」と回答した者は74者、（16.6%）であったが、建設業（II 1.（5）（i）①参照）を選択した者のみで抽出すると、70.2%（33者、n=47）の者が「ある」と回答した。

さらに、具体的にどのような法令があるか自由記載形式で回答を求めたところ、「建築基準法」や、「景観法」、「消防法」、「意匠法」、「著作権法」、「各都市の条例」等、多岐にわたるものが挙げられた。

表 21 建築物のデザインを制限する法令等の有無（単一回答）

項目	回答者数 (全体)	割合 (n=446)	回答者数 (建設業のみ)	割合 (n=47)
① ある	74	16.6%	33	70.2%
② 特になし	171	38.3%	8	17.0%
無回答	201	45.1%	6	12.8%
計	446	100.0%	47	100.0%

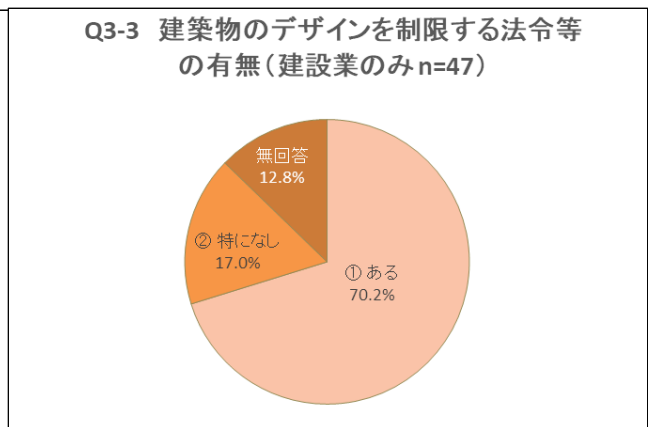
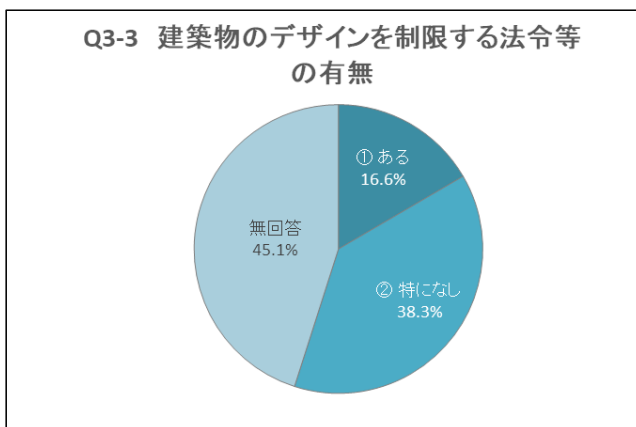


図 26 建築物のデザインを制限する法令等の有無

図 27 建築物のデザインを制限する法令等の有無（建設業のみ）

具体的な法令等の例（自由記載）

- ・ 景観条例
- ・ 建築基準法、都市計画法、景観法、消防法
- ・ 景観条令
- ・ 景観法
- ・ 消防法
- ・ 著作権法
- ・ 建築基準法、景観条例等多数
- ・ 「京都府景観条例」 「京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」
- ・ 建築基準法
- ・ 意匠法
- ・ 景観法、建築協定（建築基準法）
- ・ 建築基準法 消防法 駐車場法
- ・ 景観/建築基準法

- ・不正競争防止法、建築基準法、消防法
- ・景観法、景観条例、広告物条例、建築基準法、(容積率、建ぺい率、高さの制限など)、高度地区、地区計画、都市計画、多数
- ・建築基準法、自治体の条例
- ・建築基準法、自治体による条例
- ・景観法.風致地区.
- ・建築基準法、建築物省エネ法
- ・建築基準法、都市景観法、行政の定める政令等
- ・建築基準法、消防法等、建築関係の法令
- ・建築基準法及び関連法規
- ・長野県景観条例
- ・景観条例
- ・景観法、建築基準法、都市計画法
- ・建築基準法
- ・建築基準法
- ・建築基準法、景観法
- ・建築基準法 各種斜線制限・高さ制限
- ・景観法
- ・建築基準法、消防法、航空法、各種条例
- ・建築基準法それ自体が外観に影響はあるが、大前提なので
- ・景観条例
- ・建築基準法
- ・景観条例
- ・意匠法の「物品」に該当するか否か。商標法は動産に限るとしての運用をしている。また、地中に埋設した基礎に一体化した建造物を建築物とするか否か、著作物であるか否か等の問題がある)
- ・特定の***ハウス(ハウスメーカー)等に限定されるべきで、例外的な見地としては、技術的に商品とするまでに何種類の屋根瓦、外壁、断熱材等の何種類が組み合わせられたかを検討する
- ・景観条例等により奇抜なデザインへの規制はあるが対象となることはほぼない
- ・風致地区 景観条例
- ・建築協定、著作権法
- ・景観法、省エネ法
- ・建築基準法、景観条例
- ・建築基準法
- ・建築基準法、景観条例、地区計画
- ・建築基準法、景観法、都市計画法、前記法令に関係する他方自治体の条例
- ・京都の景観に関する例規集
- ・建築基準法 景観法 都市計画法
- ・建築基準法、行政庁条例(景観法)、自然公園法等
- ・建築基準法、景観法、都市緑地法、屋外広告物法、消防法、バリアフリー法、建築物省エネ法、都市計画法、各自治体の建築安全条例・環境影響評価条例、京都市眺望景観創生条例や東京都景観条例など各自治体の景観条例
- ・各地方自治体の景観条例等
- ・建築基準法、都市計画法
- ・建築基準法、自治体の条例あるいは指導要綱(「街づくり」や「景観」に関するもの)、建築確認申請前に、指導要領に基づく、事前協議の場合等で、制限されることもあり)
- ・建築基準法(付属物についても実際に施工を担当する業者が建築基準法に準拠して対応することになるため、その意匠設計をする際にも建築基準法を準拠したものとする必要がある)
- ・景観法
- ・京都市市街地景観整備条例
- ・影観条例や建築協定
- ・景観条例、建築基準法(日影規制・斜線制限)等

- ・建築基準法、消防法、景観条例
- ・著作権法第10条1項5号
- ・景観法に基づく、京都市街地景観整備条例 等
- ・自治体の都市景観条例
- ・建築基準法
- ・建築基準法
- ・建築基準法、都市計画法
- ・景観法、国立公園法
- ・民法 都市計画法 建築基準法
- ・建築基準法
- ・建築基準法、消防法、屋外広告物条例、都市計画法、道路法、航空法、各条例、ガイドラインなど。

(iv) 情報収集

建築デザインなどの情報収集手段について質問した（複数回答）。参考としている対象として、最も多く回答があったのは「建築関係の雑誌や業界誌」であった。建設業のみでみると、85%の者が参考にする対象として選択している。その他、「建築関係のウェブサイト」や「各種賞の受賞作品」、「他社の建築物」、「過去の建築様式」など、大体半数近くの者が参考にしているものとして選択している。

また、参考とする雑誌等を自由記載で回答を求めたところ、業界誌では「新建築」、「日経アーキテクチュア」、ウェブサイトでは業界誌の関連ページ、賞では「グッドデザイン賞」や「BCS賞」、「日本建築学会賞」などが挙げられた。

表 22 情報収集の際に活用しているもの（複数選択）

項目	回答者数 (全体)	割合 (n=446)	回答者数 (建設業のみ)	割合 (n=47)
① 建築関係の雑誌や業界誌	95	21.3%	40	85.1%
② 建築関係のウェブサイト	52	11.7%	19	40.4%
③ 建築賞やコンペの受賞作品	50	11.2%	25	53.2%
④ 競合他社の建築物	60	13.5%	28	59.6%
⑤ 建築対象地域の建築物	45	10.1%	22	46.8%
⑥ 過去の建築様式	58	13.0%	27	57.4%
⑦ その他	9	2.0%	3	6.4%
⑧ 特に参考とするものはない	152	34.1%	1	2.1%
無回答	186	21.3%	4	8.5%

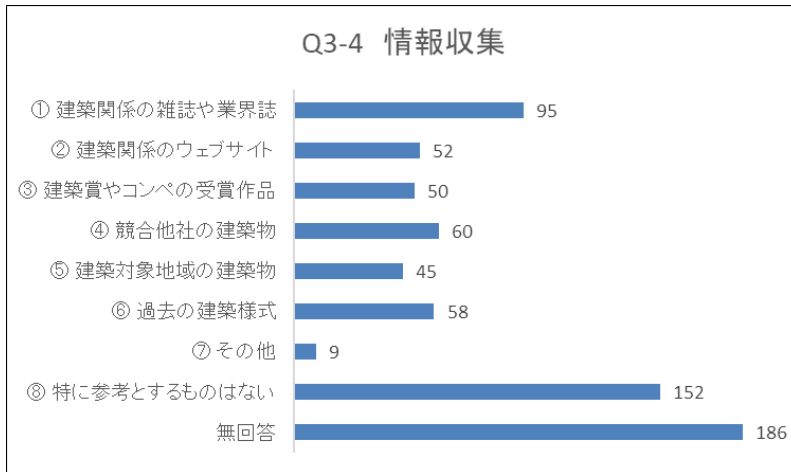


図 28 情報収集の際に活用しているもの（単純集計）

選択肢① 参考にする建築関係の雑誌や業界誌（自由記載）

- ・（国内誌）新建築、日経アーキテクチュア、建築画報、建築ジャーナル、近代建築、建築雑誌、建築技術、建築と社会、ディテール、GA JAPAN、GA DOCUMENT、GA HOUSES、GA、a+u（建築と都市） 他：（海外誌）ARCHITECTURAL RECORD、The Architectural Review、Elcrouquis、domus、建築学報 他：（企業誌）approach 他
- ・「商店建築」「新建築」「BRUTUS Casa」などその他多数保有
- ・domus a+u Casa Brutus Interni
- ・GA JAPAN、新建築、a+u、住宅特集
- ・GA.新建築
- ・I'm home 商店建築 住いの設計 日経デザイン モダンリビング
- ・RIBA（Royal Instiute of British Architects）会員誌
- ・近代建築
- ・建築技術、GBRC
- ・建築技術、新建築
- ・建築知識、建築ノート、建築雑誌、日経アーキテクチュア 新建築、GA
- ・建築知識、日経ホームビルダー、建築士事務所協会
- ・住宅建築、新建築、モダンリビング、ちるちんびと
- ・住宅特集・新建築・CasA BRUTUS
- ・商店建築
- ・商店建築、etc
- ・新建築
- ・新建築 GA 商店建築 近代建築
- ・新建築、a+u、
- ・新建築、A+U、GA、近代建築
- ・新建築、a+u、近代建築他、
- ・新建築、a+u、建築雑誌、建築と社会
- ・新建築、a+U、日経アーキテクチュア
- ・新建築、a+u、日経アーキテクチュア、建築知識、建築技術
- ・新建築、a+u 他
- ・新建築、GA Japan、商店建築
- ・新建築、GA、GA DOCUMENT、他、海外の雑誌多数
- ・新建築、JA、a+u
- ・新建築、ディテール
- ・新建築、ディテール、日経アーキテクチュア、a+u 他
- ・新建築、モダンリビング、ABITARE、domus、form、INTERNI、md
- ・新建築、近代建築、日経アーキテクチュア

- ・新建築、建築文化、日経アーキテクチュア、JA、ディテール、他
- ・新建築、住宅特集
- ・新建築、住宅特集、住宅建築、GA House、モダンリビング、I'm home、CASA BRUTUS、CONFORT、月刊ハウジング、日経アーキテクチュア、建築技術、建築知識、ハウジングトリビューン
- ・新建築、住宅特集、商店建築
- ・新建築、商店建築、in home、等インテリア
- ・新建築、日経アーキテクチュア
- ・新建築、日経アーキテクチュア
- ・新建築、日経アーキテクチュア、A+U、建築技術、建築学会会報誌、日刊建設工業新聞、建設通信新聞
- ・新建築、日経アーキテクチュア、GA Japan
- ・新建築、日経アーキテクチュアなど
- ・新建築、日経アーキテクチュア、a+u、欧米の建築雑誌
- ・新建築、日経アーキテクチュア、ディテール、商店建築 等
- ・新建築、日経アーキテクチュア等
- ・新建築、日経アーキテクチュア
- ・新建築～全て
- ・新建築・GA
- ・新建築・商店建築・interia Design
- ・新建築・商店建築・日経アーキテクチュア
- ・日経アーキテクチュア 商店建築
- ・日経アーキテクチュア、商店建築、建築雑誌
- ・日経アーキテクチュア、新建築
- ・日経アーキテクチュア、新建築、建築知識、建築文化、A+U
- ・日経アーキテクチュア、新建築、商店建築
- ・日経アーキテクチュア
- ・日経アーキテクチュア、新建築
- ・日経アーキテクチュア
- ・日経アーキテクチュア 建築知識

- ・多数
- ・多数ございます
- ・特に限定しない

選択肢② 参考にする建築関係のウェブサイト（自由記載）

- ・ # casa、10+1web site、architecturephoto.net、RoomClip、Pinterest
- ・ 10+1Web
- ・ Arch Daily
- ・ architecture photo net. dezeen
- ・ dezeen
- ・ SNS などの情報
- ・ アーキテクチャーフォト、dezeen
- ・ アーキテクチャーフォト、designboom など
- ・ 建築情報、プロポ・コンペ情報、アーキテクチャーフォト
- ・ 上記雑誌によるサイト
- ・ 上記雑誌ポータルサイトや海外の有名なウェブサイト
- ・ 新建築、日経アーキテクチュア、建築知識
- ・ 多数
- ・ 多数ございます
- ・ 特になし

- ・特定できない
- ・特定のサイトはない
- ・日経 XTECH
- ・日経アーキ WEB 版、日建連 HP、国交省 HP 等
- ・日建連 WEB、日本建築学会 WEB、日本建築家協会他
- ・日本建築学会 HP、日本建築家協会 HP、World Competitions／ワールド・コンペティションズ、AKICHIATLAS.com のコンペ情報サービス、Architizer、Arch Daily,Architizer,architecture photo,dezain.net, Pinterest 他

選択肢③ 参考にする建築に関する賞等（自由記載）

- ・BCS 賞
- ・BCS 賞、サステナブル建築賞、JIA25 年賞、JSCA 賞
- ・BCS 賞、建築学会賞
- ・BCS 賞、建築学会賞、各行政での賞等
- ・JIA 大賞、村野藤吾賞
- ・Kenchiku
- ・グッドデザイン キッズデザイン ウッドデザイン
- ・グッドデザイン・JID SDA DSA
- ・グッドデザイン賞、ウッドデザイン賞、キッズデザイン賞、IAUD アワード
- ・プリツカー賞 (The Pritzker Architecture Prize)
- ・プリツカー賞、グッドデザイン賞
- ・学会賞、BCS 賞、他、
- ・学会賞、日本建築大賞、日本建築家協会賞、BCS 賞、東京建築賞、プリツカー賞、他多数
- ・建築学会賞
- ・建築学会賞、グッドデザイン賞、公共建築賞
- ・多数
- ・多数ございます
- ・日本建築学会作品選集、JIA 優秀建築選等
- ・日本建築学会主催：日本建築学会賞、日本建築学会作品選奨、日本建築学会新人賞、日本建築学会作品選集、日本建築家協会主催：日本建築大賞、JIA 優秀建築賞、JIA 環境建築賞、JIA25 年賞、JIA 優秀建築選、日本建設業連合会主催：BCS 賞、公共建築協会主催：公共建築賞、日本建築士事務所協会連合会主催：日事連建築賞、日本建築士会連合会主催：日本建築士会連合会賞、日本建築美術工芸協会主催：AACAA 賞、医療福祉建築協会主催：医療福祉建築賞、日本図書館建築協会主催：日本図書館建築協会賞、東京建築士事務所協会主催：東京建築賞、公益社団法人ロングライフビル推進協会：BELCA 賞、公益財団法人日本デザイン振興会：グッドデザイン賞、RIBA（英国建築家協会）主催：RIBA Awards for International Excellence、organised by EMAP：World Architecture Festival、Leading European Architects Forum（LEAF）主催：ABB LEAF Awards、World architecture news ほか）
- ・日本建築学会賞（作品）、BCS 賞、Good Design 賞、サステナブル建築賞、欧米の建築賞、建築メディアによるアイデアコンペ、実プロジェクトの公開された応募案
- ・日本建築学会賞、BCS 賞、JIA 建築賞、サステナブル建築賞、住宅建築賞、公共建築賞、プリツカー賞
- ・日本建築学会賞、JIA 日本建築大賞
- ・日本建築学会賞、JIA 日本建築大賞、公共建築賞
- ・日本建築学会賞、グッドデザイン賞、BSC 賞、BELCA 賞
- ・日本建築学会賞、公共建築賞、BCS 賞、日時連建築賞 等

選択肢⑦ その他、参考にするもの（自由記載）

- ・NET上の建築写真
- ・海外の建築物
- ・外注が主であるため、詳細は不明
- ・隅研吾氏の設計 新国立競技場等
- ・建築物の設計をしていないため、いずれにも該当しません。
- ・実地見聞
- ・主に新聞、図書
- ・商店建築
- ・新建築
- ・グッドデザイン賞、建築士会で行う賞

(v) 評価する建築物のデザインの有無

評価する建築物の外観デザインの有無について質問した（単一回答）。「ある」と回答した者は、全体で6.7%であったが、建設業のみでみると21.3%であった。全体及び建設業のいずれも半数以上が「特になし」と回答し、同様の傾向を見せた。

また、参考とする対象が「ある」と回答した者に対し、具体例を自由記載形式で回答を求めたところ、多くの例が挙げられた。

表 23 評価する建築物の外観デザイン（単一回答）

項目	回答者数 (全体)	割合 (n=446)	回答者数 (建設業のみ)	割合 (n=47)
① ある	30	6.7%	10	21.3%
② 特になし	234	52.5%	28	59.6%
無回答	182	40.8%	9	19.1%
計	446	100.0%	47	100.0%

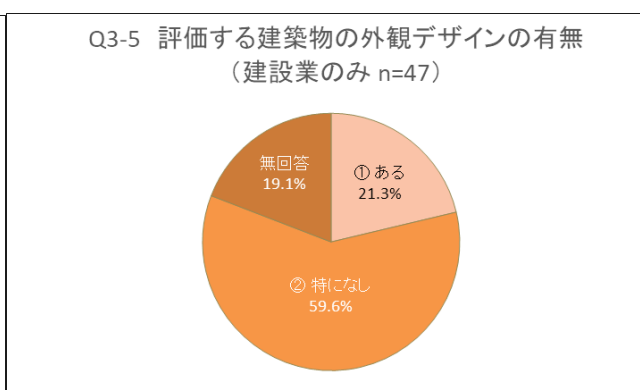
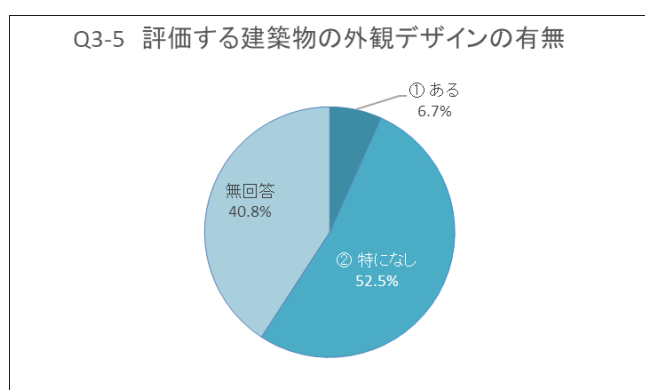


図 30 評価する建築物の外観デザインの有無

図 29 評価する建築物の外観デザインの有無
(建設業のみ)

選択肢1の回答者が参考にする建築物のデザイン（自由記載）

- ・「きのこの家」 あげぼの子供の森公園
- ・30 St Mary Axe（通称：ガーキン）
- ・所在地：英国ロンドン・シティ・オブ・ロンドン、設計：ノーマン・フォスター
- ・コクーンタワー
- ・スカイツリー
- ・セイコーエプソン広丘イノベーションセンター
- ・ミキモトビル（銀座）、プラダビル（表参道）
- ・モード学園スパイラルタワーズ（名古屋市中村区名駅四丁目）
- ・広島世界平和記念聖堂
- ・国立京都国際会館
- ・国立新美術館
- ・仙台メディアテーク
- ・東京カテドラル
- ・東京ドーム、国立劇場、あべのハルカス、有楽町マリオン
- ・東京国際展示場
- ・東方文化学院京都研究所（現京都大学人文科学研究所）
- ・梅田スカイビル
- ・米沢市立図書館、立命館大学大阪いばらきキャンパス
- ・枚方 T-SITE（大阪府枚方市岡東町12番2号）
- ・落水荘（設計フランクロイドライト）
- ・国内外を問わず優れた外観デザインの事例は数多くある。ただし700名を超すデザイン担当がおり各人なりに評価する建築物があり、それぞれの評価軸を持っているので、弊社としては上げにくい。
- ・アーキテクトそれぞれによって異なるため記述はできない。（100名近くいる）
- ・多数
- ・多数ございます
- ・事例は多数、1つだけ上げることはできない

上記のデザインを評価する理由

- ・BCS 賞受賞
- ・アイコンとなるような特徴的な形態、空間、スカイライン
- ・ガラス張りの出っ張った箱のようなデザインが美しいから
- ・スパニッシュ・ロマネスク様式の昇華
- ・デザインがかなり独創的
- ・デザインセンスかな？
- ・ランドマーク的建築物であるため
- ・意匠・構造・設備の完成度が高い総合化が実現しているから
- ・外観・内装ともにムーミンの世界観を表わしたオリジナル建築物
- ・外観のユニーク性が極めて高く、一見すれば忘れることのできない印象。矩形を用いず、曲線・流線形状を有し、シンプルかつシンボリック。その一方、電波障害やビル風障害が極小となるように高度技術を用いた設計・設備を備える。施工制度も超高水準
- ・外観は、近くからでも遠くから見てもおもしろく、近未来的で、周辺の町並み（福島や大淀など）とのギャップも良い
- ・建築内外の一体感あるデザイン
- ・恒久平和を願う根源的なデザイン
- ・構造美と宗教性の高度な融合
- ・最初は、あまり良くないデザインのイメージがありましたが、時間の経過とともに味が伝わってくる
- ・自然と建築が一体となった外観意匠
- ・第2回サステナブル建築賞、国土交通大臣賞等を受賞し、対外的評価を得ているため

- ・都市のランドマークとなり、市民から親しみをもって受け入れられている
- ・複雑なフォルムの外観をガラス壁で作り上げたディテール
- ・螺旋状の外観が斬新である

(vi) 建築物の外観デザインが模倣された経験

建築物の外観デザインが模倣された経験の有無について質問した。回答者全体及び建設業のみの両方とも「ある」と回答した者は比較的少なく、「なし」と回答した者が多い傾向となった。

また、「ある」と回答した者に対し、さらに模倣された内容とその対応について自由回答形式で回答を求めた。「住宅展示場や店舗等の外観が模倣された」といった意見が多く、ゲーム内で再現されたといったものもあった。建築物の外観については「著作権法で保護されないことも多く、業界的に模倣が多い」という意見もあった。

模倣に対する対応としては、「警告書の送付」、「クレームの申し入れ」などが挙げられ、「現行の意匠法では対応できず、訴訟も難しい」といった意見もあった。

表 24 建築物の外観デザインが模倣された経験の有無（単一回答）

項目	回答者数 (全体)	割合 (n=446)	回答者数 (建設業のみ)	割合 (n=47)
① ある	17	3.8%	8	17.0%
② なし	267	59.9%	33	70.2%
無回答	162	36.3%	6	12.8%
計	446	100.0%	47	100.0%

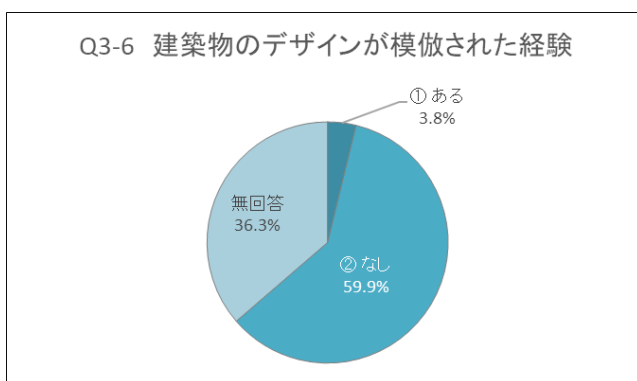


図 32 建築物のデザインが模倣された経験

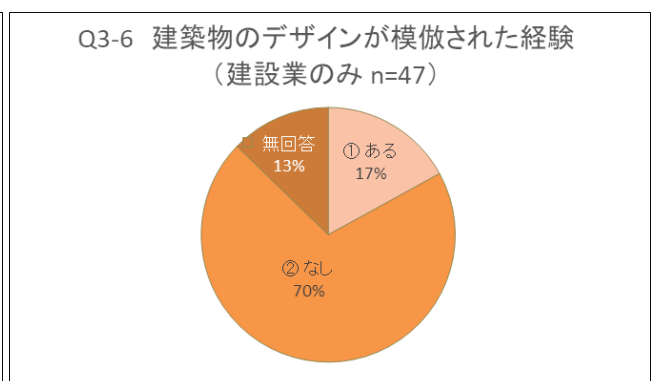


図 31 建築物のデザインが模倣された経験（建設業のみ）

選択肢① 具体的な模倣の内容（自由記載）

- ・（依頼者）がデザインした住宅を展示場を訪れた
- ・一般客がある程度打ち合わせが進んだ段階で中止を申し入れて来た
- ・数ヶ月後にそっくりなデザインの家を他の工務店に依頼して建設していた

- ・カタログ記載
- ・音楽ホールのファサードのデザイン
- ・外観デザイン
- ・看板を含めた遊戯施設の外観を、他者にゲーム作品内で再現された
- ・機能的なプランニング等を反映した外観デザイン等
- ・建物の外観
- ・妻側バルコニーデザイン
- ・他社の住宅展示場にて模倣されたことがあります。弊社カタログ等に掲載した建築物のデザインと同様のコンセプトの建築物を他社が販売していることがあります
- ・店舗の特徴的な外壁
- ・庇や窓等のデザイン
- ・弊社の設計した商業ビルの外観が模倣された
- ・業界的には模倣が一般的（著作権で保護されないと考えているため）

選択肢① 模倣への対応（自由記載）

- ・その外観を表現した壁板の意匠登録権を所持していたので、弁理士見解をとったが、侵害というは無理と判断された
- ・ライセンス契約を締結した
- ・韓国の弁護士、弁理士を使った抗議
- ・今までは外観については、著作権を主張しない方針としているので、外装の意匠登録も原則行っていない。また、クレームも出していない
- ・使用中止の申出
- ・設計者に対しクレームを行った
- ・対応は何もできなかった
- ・同一と言える程度まで似ている場合や意匠権の範囲に入る場合は、先方への申入れや警告書面を送付します。応じない場合は、訴訟提起することも検討します。過去に訴訟を行ったこともあります。多くは意匠権の範囲から外れることが多く、訴訟までは至っていません
- ・特になし
- ・特に対応していない
- ・特に問題にしていなかった
- ・非回答とさせていただきます

(vii) 建築物の創作の単位

建築物を意匠登録する際に、望ましい建築物の創作の単位について質問した。回答者全体では、「建物本体のみ」と回答した者は、「建物本体に加えて付随する物も含む」よりもやや多い程度であった。建設業の回答者のみでみると、建設業の回答者数は考慮に入れる必要はあるものの、「建物本体に加えて付随する物も含む」と回答した者が「建物本体のみ」と回答した者の2倍程度多いという結果となった。

また、「建物本体に加えて付随する物も含む」と回答した者に対し、建築物に含めるべき付随物について自由記載形式で質問したところ、「建物本体と一体的又は連続性を持たせてデザインされた範囲」や、「創作の単位で判断すべき」といった意見が多く得られた。

表 25 Q3-7 建築物の創作の単位

項目	回答者数 (全体)	割合 (n=446)	回答者数 (建設業のみ)	割合 (n=47)
①「建築物」の創作は建物本体のみであって、付随物は含まれない	153	34.3%	15	31.9%
②「建築物」の創作には、建物本体に加えて、付随する物（ペDESTリアンデッキや屋上庭園、ビル敷地内の公共空間のデザイン、敷地内のカーポートや門扉等）が含まれる。 ※植栽等自然物を除く	139	31.2%	30	63.8%
無回答	154	34.5%	2	4.3%
計	446	100.0%	47	100.0%

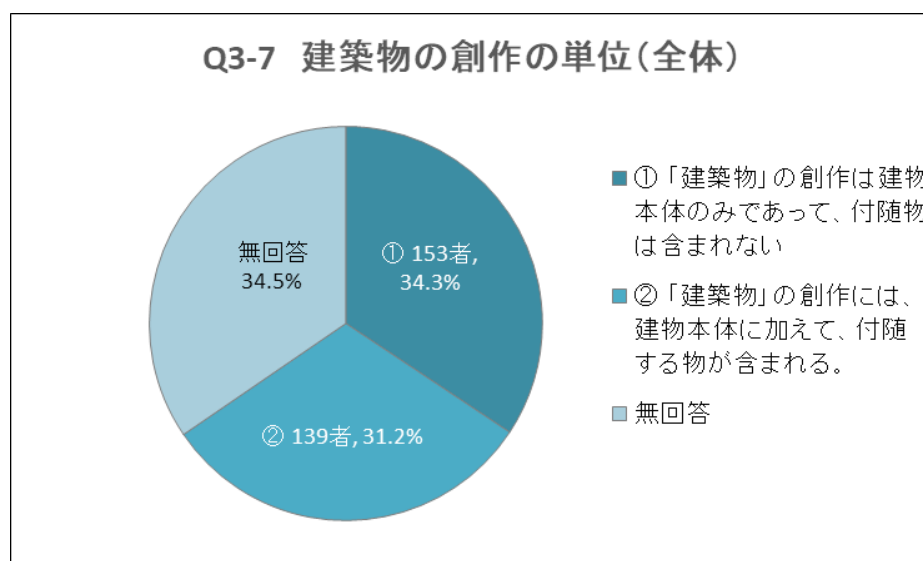


図 33 建築物の創作の単位（全体、単一回答）

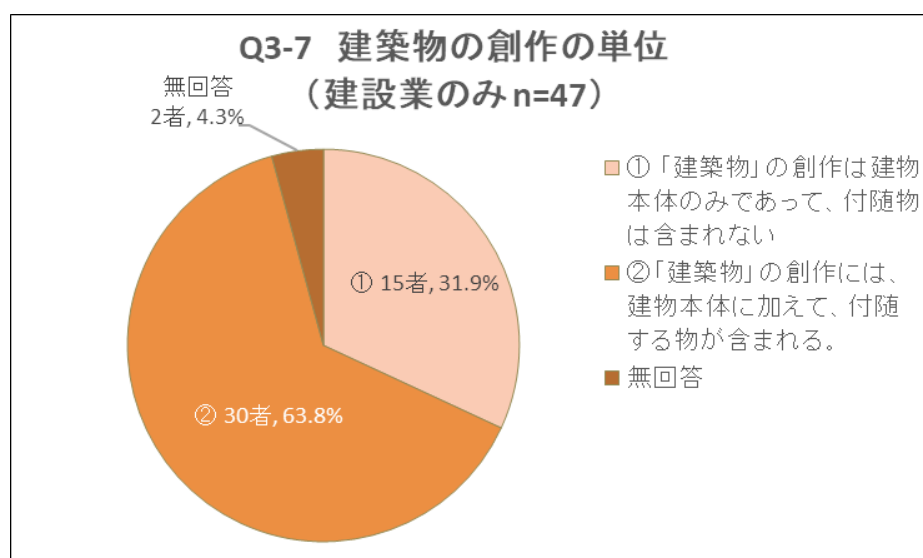


図 34 建築物の創作の単位（建設業のみ）

「建築物」に含めるべき付随物（自由記載）

【①「建築物」は建物本体のみ、と回答した者の回答】

<建物本体のみ>

- ・周辺物は、それぞれ別の意匠と思います
- ・「建築物」との定義からは「建物本体」と理解するのが自然である。その一方、デザイナーとしては、付随するものを含めてデザインするので、これらが適切に保護されることを望む
- ・付随物は組物の意匠として保護すればよいと考える
- ・ビル：含む、住宅：含まない

<建物本体+固定物又は物理的に接続するものも含む>

- ・建築物と一体になっている中庭、通路、犬走、照明、装飾品、など②のように移動可能なものではなく、固定されたもの
- ・建築物の定義が不明な状況で付随物の判断は不可能と思われる
- ・建築物本体と物理的に接続する付随物

<付随物の性質による>

- ・付随物が建築物に含まれるかどうかについては、付随物の性質によるかと思います。建築物のデザインの特徴的な部分となる場合は含めて権利を登録したいと考えます

<デザイナーが責任を持ってデザインした範囲>

- ・設計者が委託された業務として責任を持ってデザインした範囲のものであり、それによって報酬が支払われる。それが私たちにとっての建築物（トータルデザイン）、それ以外は付属物だと思っています。分けて考える土台がちがいますね

<特になし、よく分からない>

- ・業種外なのでイメージ湧かず
- ・特になし

【②「建築物」には付随する物も含む、と回答した者による回答】

<建物本体と一体的又は連続性を持たせてデザインしている場合は含むべき>

- ・「何を含めるか」ということではなく、建築物と一体のものとしてデザインされているものは「一意匠」として登録したらよい
- ・上記オフィスビルにおける空中歩廊（ビルと一体感をなし、美感が認められる場合）
- ・オフィスビルの外部通路のように、建物と一体となっているものは含めるべきと考えます
- ・建築基準法の「建築物」の定義に含まれる「附属する門若しくは塀」のほか、外部空間の価値を構成する要素のすべて。（有名建築家がベンチ・街灯などをデザインするのはそのためと考える。）
- ・建築物と連携してデザインを構成する通路、外構等
- ・付随物（カーポート、門扉、フェンス等）が建築物本体と統一性を持たせた場合には含まれることがあると考える
- ・建築物と調和した全ての付随物
- ・建築物本体と物理的に接続されているものは、含めるべき。屋上庭園やペDESTリアンデッキ等
- ・建物と一体的にデザインされているもの。アプローチ等
- ・連なったデザインと認められるもの
- ・現在の一意匠の考え方に準じて、「建築物」と一体的に建設された、ペDESTリアンデッキや屋上庭園等は、付随物として含めてよいと考えます。逆に、敷地内のカーポートや門扉等は、付随物に含めるべきではないと考えます

- ・庭園・オブジェ等、最初から固定物として配置されるモノ ※所定のコンセプト・企画により、施設として一体的にデザインされたモノ
- ・庭（中庭や外庭など）：同一空間上において対象の建築物と一体化したもの
- ・外構と建築物が一体化している（例えば室内庭園のようなもの）について厳密に区別するのは難しいかもしれない
- ・付随物が全て含まれるとは思えないが、場合によっては建築物全体と付随物が一体となって美観を生み出すものや、その建築物に不可欠な付随物もあるのではないかとされる
- ・道路脇に設置する大掛かりなネオンサインや建物外壁に設ける装飾旗などは外装デザインとして建築物（付属物）に含まれると考える。ネオンサインや装飾旗については単品の物品として意匠出願することもあり得るが、その形態そのものに顕著な特徴がない場合であっても建築物の外観としてその配置や連続する単位数などに特徴を持たせることも想定されるため

< 建物本体を含む周辺環境全体、デザインされている範囲（創作の範囲で判断） >

- ・建築物は、単体ではなく全体を含め取りまく環境で評価されると考えている為
- ・建築物のみをデザインの対象としているのではなく、敷地全体をひとつのプロジェクトとしてとらえてデザインにしている。なので、付随するとされているものも重要なデザインの要素である
- ・付随する物を含めて、空間デザインと考えているため
- ・空間デザインの範ちゅうでとらえられるアイテムは、建築物本体とともに、建築物の創作の一部と考えて差しつかえないと思います
- ・庭などがデザインに含まれていた場合、建築物のみにした場合、中途半端な意匠になる可能性がある。そのため、庭等を含めた、敷地一画として考えてもよいのではないかと思う
- ・建物本体と付随する物とが一体的にデザインされ、創作的価値を有することは十分にあり得ると考えます
- ・内装デザインが空間を対象に意匠性を認められるのであれば建築物も空間とセットで創作性があるとすれば登録すべき
- ・同じ建物でも周辺の環境によって印象が変わるケースがあると考えするため
- ・建築物を利用する人、関わる人が価値を受ける不随物全て
- ・建築物に付随するすべての工作物等およびその利用、そこでの活動に関するすべての造作、什器等
- ・建築物と同じ敷地内にあって、同一の人物（会社）がデザインしたもの

< 付随物の具体例 >

- ・ランドスケープ
- ・ランドスケープ、サイン、建築環境（樹木、舗装すべて）ストリートファニチャー
- ・外構デザイン、公開空地
- ・外壁装飾材（パネルや造形物）、サイン
- ・看板・サイン、照明
- ・照明（イルミネーション）
- ・上記絵のとおりです
- ・全体の配置、デッキ、庭など
- ・配電盤、ボイラー設備、避雷装置
- ・付属建屋、サイン
- ・塀、門扉
- ・壁、駐車場、門等
- ・本体+敷地を囲む擁壁
- ・固定物のみ
- ・周辺環境
- ・敷地内の物品
- ・敷地内の有形物のすべて（植栽の選定、レイアウトを含む）
- ・ビル名・社名サイン
- ・広告塔（広告部を除く）、・サイン、・照明器具、・モニュメント（但し、建築基準法において上記のものは「建築物」ではなく「工作物」に該当する。）

- ・一般住宅におけるカーポート（同上）
 - ・上記左図のテーブルとイスのセットは少なくとも建築物には含まれないように思われる
- <創作物の単位としては付属物も含まれるが意匠法の対象としては不相当>**
- ・外構も含めてデザインすることが通常だと思うので、創作の単位としては外構が含まれると思うが、意匠法の保護対象となる「建築物」は「内装の意匠」との区別化や類否判断が複雑化することを避けるため、外構は含めるべきでないと考え
- <付随物を含むと多物品となるため、組物や内装の意匠のような扱いが適当ではないか>**
- ・外構も含めれば多物品となる。主たる建築物と外構を一意匠として取り扱うには、改正8条の2のような例外規定を設ける必要があると考える
 - ・建築物本体と統一的に調和された外構や植栽、付随設備（カーポート、郵便受け、ガーデンデッキ等）については、出願人の選択により「グループ意匠（仮）」のような制度があれば良いのでは、と考えます
- <ケースバイケース>**
- ・ケースバイケースだとは思いますが、建物本体のみでも良いし、出願人が希望するなら、付随するものも含めての権利としても良いと思う
- <その他>**
- ・Trade Dress としての特徴に、付属物（看板等）も含めて類似性が判断されるべきと思われます
 - ・付随物に限定を果す必要はなく、それが多ければ一意匠としての権利範囲が狭くなる。また、限定がなければ、遊園地や、テーマパークとしての権利化の道がひろがる
 - ・建物本体を破線、付随する物を実線とした部分意匠
 - ・なし
- 【Q3-7 無回答、コメントのみ】**
- ・建築本体に対し、一体的に美感を有し、かつ建築後に自由に移動・アレンジができない範囲で評価されるべき

(viii) 法上の「建築物」の範囲

意匠法上の「建築物」の範囲に含むべきものについて、自由記載形式で質問をした。通常の建物以外には、橋やダムといった「土木構造物」、「建築基準法や不動産登記法等の建築に関する法で定義されているもの」、「ランドスケープ」、「プロジェクトや敷地単位でデザインされたもの全体」といった回答があった。

<橋、橋梁などの土木建築物>

- ・「橋・橋梁」のように、物品性があるものは登録されているが、不動産とされるものは登録されていない対象物がある。「組立家屋」以外の家屋が登録の対象になることを鑑み、「物品」と「不動産」の乖離をなくす方向で「建築物」を広く解釈したい
- ・橋、タワー、マンション
- ・橋、トンネル
- ・橋、鉄塔、道路（高速道路、インターチェンジ）、競技場、トンネル、風力発電施設

・橋梁、ダム、タンクといった土木構造物

< 建築基準法等で定義されているもの >

- ・建築基準法第に定義されている建築物、不動産登記法に定義されている建築物
- ・建築基準法上の建築物全て。通達で建築物とされているものを含む（例えば、所定の高さ以上の、屋根のない機械式立体自動車車庫（建設省住指発第 142 号参照）。そこまで広く保護しないのであれば、意匠法上保護される建築物の定義の厳格化が求められる
- ・建築基準法で示される建築物の他、駅のプラットフォーム等。建築物を設計する際には、敷地内の環境も含めて設計しているので、これらは建築物に付随する環境設計として、「建築物」に含まれると考える
- ・基本不動産であって空間をつくりだしているもの、土地に定着する工作物。展望台、橋、駅のプラットフォーム等も含む。にわか勉強ですが、建築基準法では、「建築物＝土地に定着する工作物のうち、屋根および柱もしくは壁を有するもの」だそうなので、「屋根＋柱 and/o r 壁」のイメージ

< 広告、看板、サイン >

- ・広告塔（広告部を除く）、・サイン、・照明器具、・モニュメント（但し、建築基準法において上記のものは「建築物」ではなく「工作物」に該当する。）
- ・外灯、サイン、広告物
- ・土地に定着する広告の為の工作物（例）サーキットのアーチ広告
- ・看板
- ・看板デザイン・グラフィック・サイン
- ・看板やサインエージで特有の美感を持つもの
- ・看板等デザインされたもの
- ・サイン
- ・サイン、外構、ランドスケープ、照明、ファニチャー
- ・サイン、照明

< 建物周辺の植栽等の自然物、ランドスケープ >

- ・植栽等の自然物を用いた意匠デザインや、植栽等自然物の構成を含むランドスケープデザイン、および外部空間の価値を構成する要素のすべて。（有名建築家がベンチ・街灯などをデザインするのはそのためと考える。）
- ・ランドスケープ
- ・加工をほどこした土地の形状
- ・建築構造体とシームレスに連動しているランドスケープ
- ・建築物と組み合わせられた植栽など
- ・植栽等、ランドスケープも TOTAL で含む

< 内装、建物内部の付属物や構造物等の建物内部にあるもの又は内部空間 >

- ・「建築物」に含まれるのは、骨組み、壁紙、室内に作り付けの固定物、吹き抜け、階段、クローゼット、水回り（風呂、トイレ、洗面所）等
- ・ガラス張り等により内部が見える建物の内装のデザイン
- ・建築物の外観だけではなく、内装や空間デザインも含まれると考えます
- ・商業建築物等にあるような、建物本体（外壁）と一体（外壁に埋込まれる、組込まれる、描かれる等）となった材質模様、装飾物、照明器具、看板、色・絵柄等
- ・ドア自動開閉機のドア

< 一品生産的な施設等 >

- ・実際に意匠出願されるか否かは不明ですが、東京タワー、スカイツリー、新国立競技場等、一品生産的な建築物もすべて「建築物」に含めて良いと考えます
- ・地下鉄の駅：地上入口からプラットフォームまでの通路空間、博覧会等の大規模パビリオン、人が登れる構造の像（大仏など）
- ・東京タワー

- ・ドーム（西武ドームなど）、オフィスビル、図書館、美術館、学校、工場

<プロジェクトや敷地単位でデザインされたもの全体>

- ・建築物と同じ敷地内にあって、同一の人物（会社）がデザインしたもの
- ・上記の通りですが、一敷地一建物という建築基準法が示す通り、建物のみならず、外構デザインも含め、敷地内全てをデザインするのが私どもの業務の基本です
- ・建築物のみをデザインの対象としているのではなく、敷地全体をひとつのプロジェクトとしてとらえてデザインにしている。なので、付随するとされているものも重要なデザインの要素である
- ・東京ディズニーランドなどの遊園地に設置されている遊具（例：ジェットコースターのコース）
- ・複数の建築物が、観察者から一体のものとして観測されるような建築物群。例えば、一定形状の独立した家屋が多数一定の創作性のある法則に従って配置された住宅郡など
- ・米国で開催されている SXSW やイタリアで開催されているミラノ・サローネにおいては、開催期間中にレンタルしている建物の内装デザインのみならず、当該建物周辺の設え（道路脇に設置する大掛かりなネオンサインや建物の外壁に設ける装飾旗など）の外装についてもデザインを施しており、これらも建築物の範疇に入るものと考え
- ・外環境
- ・外溝（アプローチ、堀）

<庭、門等の建物本体の周辺に取り付けられるもの>

- ・庭、プール等
- ・庭園・オブジェ等、最初から固定物として配置されるモノ。※所定のコンセプト・企画により、施設として一体的にデザインされたモノ
- ・木、門
- ・公園、庭、等
- ・カーポート、門扉、フェンス
- ・建築・外構（門等）
- ・太陽光パネル、TV 等のアンテナ、屋外用物置

<土地への固定物であって量産可能なもの>

- ・建築物は、土地に定着する工作物のうち、屋根および柱もしくは壁を有するもの（建築基準法）と定義されるのか否かですが、公園内に設置されるオブジェなど量産可能なものであれば、保護されても良いのではないのでしょうか

<その他具体例>

- ・ライティング・デザイン
- ・煙突（大きいもの）
- ・外部階段
- ・アミューズメント施設の外観
- ・ガソリンスタンド、住宅街（1ブロック、2ブロック等も考えられる）
- ・モニュメント、街並み
- ・バス停等において、サイン、ベンチ、シェルター一式
- ・植栽等自然物又は造花などによる花壇又は鑑賞用花畑。建物の光模様（東京スカイツリー等）製造ライン。（建築物のうちの内装の意匠）。噴水の水の形。（建物の外壁に模様として時間差で落水模様を含む。）プライベートビーチ。競技場。公会堂（ホール）。建築中の建物（建築未完成段階での業者間取引も存在するため）

<その他>

- ・配置計画及び平面計画
- ・建築物を作るための情報、BIM によるデジタルツイン等

<制度への言及>

- ・部分意匠や関連意匠制度があるように、建物本体の意匠を意匠の要旨部分と考えて、その建物本体に外構を付加した意匠をこれらの制度に乗せればどうでしょうか
- ・第15回意匠審査基準ワーキングで、建築物の設計は「建築」と規定された実施行為に入らないと特許庁から説明がありました。そうすると、意匠の創作者の欄に設計者を記載することはないように考えられます。実際に建築をするゼネコンが創作者になるのかなど、意匠登録出願を前提に具体的に検討をすることが必要かと思います。個人的には、デベロッパー（大手不動産会社）も建築物の建築には大きな力を持っていると思いますので、権利者に含めることをしなくてもよいのか疑問に思っています
- ・建築物については、建築基準法により定義されていますが、意匠法における定義と異なると混乱を招く恐れがあると懸念します。（建築基準法上の）工作物、橋梁、ダム等の土木構築物についても、建築物と扱うのかどうかについても検討頂きたい
- ・特にありません

<できるだけ付属物のない状態での登録が望ましい>

- ・土木構造物のうち建築物との境界が難しいものがあると考えます。例えば公共空間の擁壁等
- ・できるだけ付属物の無い、建物の基礎となる形状のみを範囲とすべきだと考えます

<特になし、よくわからない>

- ・建築物の定義が不明な状況で付随物の判断は不可能と思われる
- ・業種外なのでイメージ湧かず
- ・特になし
- ・わからない
- ・なし

(ix) 意匠登録すべきでない建築物の意匠

意匠登録をすべきでない建築物の意匠について、公知の建築物と同一又は類似の建築物、当業者であれば容易に創作できる建築物、公序良俗に反する建築物といった例を挙げ、どのようなものがあるか自由記載形式で回答を得た。

「モチーフの組合せ」や、「歴史的建造物を含む既存の建築物の要素を組み合わせたもの」といった創作非容易性に関する意見が多く挙げられた。また、「建築をする際に必須の構造を表したものや、建築に関する法律を遵守するために必須の構成を表したものなどは機能を実現するために必須の構成であるため、意匠権の範囲に含むべきでない」、といった意見や、アニメやイラスト等、「著作物として表されたものを元に建設されたものなども創作容易性がないとして登録すべきでない」といった意見が挙げられた。

【回答】

<新規性がないもの、当業者が創作容易なもの、公序良俗に反するもの>

- ・「公知*1の建築物と同一か類似した建築物」、「当業者*2であれば容易に創作できる建築物」、「公序良俗*3に反する建築物」
- ・「公知※1の建築物と同一か類似した建物」「当業者※2であれば容易に創作できる建築物」「公序良俗※3に反する建築物」
- ・上記の3点すべて

- ・ここに挙げられた建築物はいずれも意匠登録する価値は低いと考える
- ・「公知の建築物と同一か類似した建築物」、「当事者であれば容易に創作できる建築物」、「公序良俗に反する建築物」とも意匠登録すべきではない、とする方が良いと考える。但し、「当事者であれば容易に創作できる建築物」は定義が難しく、実際の判断が難しくなることを懸念する
- ・「公知の建築物と同一か類似した建築物」「当業者であれば容易に創作できる建築物」、「公序良俗に反する建築物」
- ・公序良俗に反する建築物、公知の建築物と同一か類似した建築物
- ・「公知の建築物と同一か類似した建築物」
- ・公知の建築物と同一か類似した建築物

(創作容易)

- ・容易に創作できる建築物
- ・当事者であれば容易に創作できる建築物。しかし、その定義は難しいかも
- ・公知の建築物、容易に創作できる建築物
- ・容易に創作できる建築物（創作性のレベルを上げるべき）
- ・その形状が、公知の建築物と同一か類似した建築物であって、表面の色彩やテクスチャのみが異なるもの。（表面仕上材（ボード、シート、タイル、塗料等）が異なるだけのもの。）
- ・建築物自体の外形がありふれており、玄関・窓・外壁等全ての要素が既製材料の組合せであったり、外壁の装飾が公知な模様・絵柄によりデザインされたものであった場合は、当業者であれば容易に創作できる建築物であり、登録すべきでないと考えます
- ・容易に創作できない独創的な意匠以外の建築物。建築物の外観が他に複製されることにより、その意匠に大きく依存している企業経済活動等に明確に支障をきたすような意匠類似性のある建築物。機能的な平面プランがそのまま外観に現れてくる建築物（形態が同じようになってくる。）
- ・既存の建築物の一部を延伸、短縮したり、一部を削除したもの。あるいは既存の建築物の一部を切除し、他の箇所に接置したもの

<新規性のないもの、特に歴史的建造物や有名な建築物、公共のものと同じ又は類似のもの>

- ・公知の建築物、特に国内外問わず歴史的、公的な建築物と類似した建築物
- ・①有名な建物のパロディーのような意匠、②キャラクターをやや変形させた意匠
- ・お寺、神社
- ・寺社仏閣、国宝、重要文化財、登録有形文化財、史跡などの著者な建築物に加えて Q3-7 に図示されているような通常の物品を組み合わせて構成できる建築物（ビル・戸建住宅を含む。）は意匠登録すべきではない
- ・官庁等の公共建築物又は公共性の高い施設等、簡易建築施設・プレハブ・テント・バス停留所・コンビニエンスストア・復興住宅（仮設住宅）

<法律や規則等で定める構成、法律や規則等から必然的に定まるもの>

- ・建築基準法等の法規に定められた寸法や仕様のみ、もしくは、単に組み合わせたものを特徴とするような建築物
- ・上記のうちではないが、土地の形状や、日陰規制から、必然的に決まる形状は、創作ではないので、保護すべきではない。（ひな壇上になる建築物など）
- ・法に基づいて設計した場合、形状が一意になるものは、登録しないもしくは権利の効力が及ばない（意匠法 36 条で準用する特許法 69 条 1 項）ように、していただきたい。具体的には、建築基準法により形態が決まってしまうもの（建築物の形態規制を満足するために不可欠な形態）、例えば、道路斜線制限、北側斜線、隣地斜線制限、日影規制等により建物の高さ、建蔽率、容積率等により、平面計画の形状が、その制限の限界となる境界線に沿って立体化した建築物の外形部分を含む意匠等

<構造上必須の骨組み要素等、機能を実現するために必須の構成が表れたもの>

- ・建物の構成要素として必要な構造骨組要素（柱・梁・ブレースなど）が、そのまま建物外観となる建物

- ・ 実用性の観点から、非類似の意匠にし難い意匠
- ・ 機能のみによって決定される意匠（たとえばパッシブデザイン）
- ・ 医療関連、特に、機能に関するもの
- ・ 省エネ、省資源に係わる手法のための意匠
- ・ 神社仏閣等、公共建築物（交番、消防署、郵便局）等

< 既製品を利用しているもの >

- ・ 建材メーカーの製品を利用して外観を形成している建物（サッシュ、カーテンウォール、ガラス、タイル、金属パネル等）又はその組合せによって容易にデザインできる外観

< 他人の権利と抵触するもの >

- ・ 他人の商標権、著作権等の権利に抵触する建築物、他人の業務に係る商品表示の顕著な特徴を模倣する建築物
- ・ 著作物としての建築物、意匠法が除外する動産でないもの等

< 移動可能なもの（建築物の意匠としては不相当） >

- ・ テントや仮施設など移動可能なものは、単体の商品として登録可能かと思しますので、建築物の意匠としては取り扱わない方が良いかと思えます。この区分をきちんとしないと、いろいろなものが含まれてしまい、混乱を招くように思われます
- ・ プレハブ・コンテナ等（これらのみの組合せ・複合）

< 公知の具体例 >

- ・ 公知の例：「世界の最も斬新で奇抜な建物トップ 50 選（画像）」（<https://ailovei.com/?p=33008>）
- ・ 「一度見たら忘れない！日本の個性ある建築物 10 選！」（<http://moshtranel.com/17-uniquebuildings-in-the-world/>）に掲載された建築物

< 著名な建築物、マンガやアニメ、イラスト等の著作物を元に建てられたもの >

- ・ 漫画化の二次元として表されたものを立体にした建築物は、意匠登録するものとしては適切とはいえないと考えます
- ・ 著名な建築物の縮尺を変えただけのもの（1/20 の凱旋門）、アニメの建築物をそっくりそのまま実現したもの（ムーミンハウス）
- ・ 有名建造物を部分的に取り入れた建物等
- ・ 建築物として公知となっていなくても、設計図、イメージ図、架空の建築物を描いたイラスト等において公知であり、これらに基づき新規性ないし創作非容易性を欠く建築物

< 従来と同様の基準でよい >

- ・ 従来 of 審査と同様の基準で良いと考える
- ・ 物品と同じ考え方でよい
- ・ 建築物であるからと言って、「物品の意匠」と異なる基準を設定する必要はない。ただし、基準の作成に当たっては、「建築物のデザインの手法」を把握する必要がある

< その他、具体例 >

- ・ 直方体の Office bill
- ・ 所謂、多用途オフィスビル
- ・ 様式の部分。古典、近代、現代含めて
- ・ 存在する地域。見える場所。日本人 or それ以外の人
- ・ 街並み
- ・ 建築中の建物（ただし、譲渡するものを除く）
- ・ マンション
- ・ 建築様式に則った意匠の建物。コンビニ、工場、倉庫、集合住宅、等の原価の低減を追及された、概ね同様のデザインになりがちな建築物
- ・ 画像と同様、5 条 2 号、5 条 3 号が重要になると考えています

<制度に関する意見等>

- ・建築物の外観は、意匠登録すべきではないと考える
- ・デザインの自由度を狭めるような意匠登録はやめてほしい
- ・著作権法の対象となる建築物を、(1) 意匠登録すれば、その権利期間は最長 25 年となる、(2) 意匠登録から著作物として排除すれば、その権利期間は著作者の死後又は公表後 70 年、(3) 意匠法下で登録することが著作権法の保護を否定するものではないという考え方が明示されれば、意匠登録出願人は増えると考えます
- ・著作権の対象となる建築との住み分けがむずかしいように思います
- ・意匠登録すべきでない建築物は基本的に、ないと思います

<特になし、よくわからない>

- ・なし
- ・わからない
- ・特にありません
- ・業種外なのでイメージ湧かず
- ・建築の分野ではないので、わかりません
- ・建築物のデザインを実施していない為、不明です

(x) 特許庁が収集すべき資料

今後開始される建築物の意匠についての審査資料として、特許庁が収集すべき資料は何かについて質問し、自由記載形式で回答を得た。

情報収集する対象について質問をした II. 2. (5) (iv) で得られた回答で挙げられた雑誌類やウェブサイトの他、「ハウスメーカーのカタログ類や観光地の歴史的建造物や建築物を示した写真集、世界中の建築様式や建物の資料だけでなく、映画やゲーム、イラスト等、著作物に表された架空の建物にも目を向けるべき」いった意見もあった。

自由記載回答

- ・Q3-4 に記載の資料
- ・デザインの作図年月日が分かる資料（改ざんできないもの）
- ・基本設計図・実施設計図と施工図・完成図書と対象建築物の写真・映像
- ・既発行の建築関連雑誌、記事、デザイン関連書籍。諸団体による表彰案件。主要企業のコーポレートデザイン
- ・裁判等で外観のデザインの著作権が認められる判例は、特に優れたデザインとなっており、これらの資料（国内外の著作権を主張できる建物）を収集し、公開する方法も考えられる
- ・近代建築・新建築
- ・建築雑誌（国内外のもの、バックナンバーも含める）、建築コンペの資料（採用されなかったものも含めて全て）、ネット上の建築物の写真（SNS などの情報が重要と思われます）、住宅のカタログ、展示場の広告など
- ・世界のこれまでの建築書籍全般
- ・内外国の雑誌、世界各国の歴史建造物や建築様式に関する資料、建築家、設計事務所のウェブサイト、国内外の著名建築家の設計した家に関する書物や記録
- ・3D モデルデータ
- ・Google Map や Google Earth の情報

- ・インターネットで画像検索を行い、類似の建築物がないか確認すべき。新しい検索手段や、企業のウェブサイトといった最新の情報を遅滞なく収集すべき
- ・インターネット上で公開されている公知の「建築物」として、国内外の観光地の建築物や話題となった「建築物」等幅広く収集すべきと考えます
- ・グーグルストリートビュー
- ・コンセプト・図面・建築物（の写真）
- ・ハウスメーカー、建築材料メーカーのカタログ
- ・マンションのカタログ
- ・可能な限り、国内外の展示会における建物外観に関する設計図、有名な店舗の外観デザインに関する設計図などは審査資料とすることを希望する
- ・過去に建設されたあらゆる建築物の写真、図面
- ・海外事例を含め模倣がないことが確認できるアーカイブ等が必要
- ・外装装飾に関わるデザイン意匠図など
- ・各ハウスメーカーカタログ、工務店施工事例集、建築雑誌、確知の神社仏閣／教会関連の拝観資料
- ・各種建築雑誌、ハウスメーカーカタログ、設計資料、各種施設等の資料（WEB 情報含む）
- ・既存の建築物
- ・近現代の建築物に関する資料のみならず、過去の建築物に関する資料
- ・建築一般図（配置、平面、立面断面）外観写真、建築概要
- ・建築関係の雑誌（国内外）、各種、建築コンペ資料
- ・建築雑誌『新建築』
- ・国土交通省住宅局の住宅、建築に関する資料
- ・国内外の建築■説
- ・国内外の雑誌、新聞、カタログ、広告、Web 上の画像データ。ただし Web 上のデータは公知日（場合により公知となった時期）が完全に証明できることが必要
- ・自治体や審査機関に提出された建築確認申請図書的一般図（平面図、立面図、断面図）
- ・実際の建物（の写真）だけでなく、イメージ図や架空の建築物を描いたイラスト等（画集、漫画、映画等）の資料
- ・住宅展示場で配布されるパンフレット類
- ・場所。（国立公園内と一般地域）
- ・新建築、日経アーキテクチュア、GA Japan
- ・新建築、日経アーキテクチュア、GA JAPAN、GA DOCUMENT、ディテール、近代建築、TAKENAKA DESIGN WORKS（竹中工務店設計部門広報誌）
- ・世界中の建築様式、各国の文化遺産（建築物）
- ・都市等の鳥瞰写真（なお、無ければ作成が必要）
- ・日経アーキテクチュア、新建築、建築知識、建築文化、A+U、HOUSING
- ・日経アーキテクチュア、新建築、a+u（Architecture and Urbanism）、AR（Architectural Record）、RIBA（Royal Institute of British Architects）
- ・立地条件（自治体の景観条例などの制約）

<特になし、よくわからない>

- ・特になし。
- ・特に思いつきません
- ・建築物のデザインを実施していない為、不明です
- ・わからない
- ・意匠とは、範囲が広すぎて、答えられない
- ・業種外なのでイメージ湧かず

(xi) 審査で留意すべきと考える点

特許庁が建築物の意匠を行うにあたって留意すべき点について質問し、自由記載形式で回答を得た。

全体として、「創作非容易性を中心に厳格に審査を行ってほしい」といった意見が多かった。また、明確な審査基準や審査過程などを公開してほしい、異議申し立てや情報提供などの制度面の要望、機能を実現するための要素の評価など多岐にわたる意見があった。

【回答】

< 厳格に審査すべき >

- ・ (1) 下記理由により、厳格に審査すべきである。(特に秘密意匠)
- 事前調査を尽くして実施したとしても実施予定のない第三者が秘密意匠として登録した意匠権に抵触してしまうことが想定され、実施者としては秘密意匠の存在を知り得る手段がないにも関わらず、3年経過後に突然侵害への対応を求められる事態が想定される。特にビルやマンションといった不動産の意匠であれば、最悪取り壊せと主張される恐れもあり、建て替え費用として数百億円の損害を出すことになる。建築物の意匠が登録されれば、事業活動に与える影響は計り知れない。建築物の意匠については、より厳しい基準により審査され、登録を容易に認めるべきではないと考える。また、こういった甚大な損害を避けるには、建築物の秘密意匠についても調査する必要があるが、その調査は出願する方法しかないのか、その点も明確にしていきたい
- (2) なお、上記のような建築物の意匠侵害の事業活動への影響が甚大であるゆえ、立法論ではあるが、建築物については秘密意匠を請求できない制度に法を改正すべきである。また、今回の法改正は、建築物のデザインをブランディングに活用しようとする事業者の権利保護を強化することが目的であると理解しており、その観点から、自ら実施しない権利者まで保護する必要はないと考えるので、登録後実施しない意匠については、取消請求を行える制度に改正すべきである
- ・ 容易に撤去できるものではないので、物品以上に登録には慎重を期して頂きたい。かつ、類否判断も明確にして頂きたい

< 特に創作非容易性は厳しく判断してほしい >

- ・ 創造性
- ・ 独創性の高い建築物以外は広く認めるべきでない
- ・ 建築物における創作のレベルを適正に認識し、創作非容易性の判断基準を低すぎる設定とはしないこと
- ・ 敷地条件、家族構成等、他の制約によって自ずと形状が似かよってくる住宅等は、本当にオリジナル性の高い意匠以外認めるべきではない
- ・ サーチ漏れがないよう、新規性及び創作非容易性の的確な審査を望みます。また、類否判断に際しては、「建築物」の創作のポイントを的確に把握し、ある程度の類似の幅を持たせた審査を望みます
- ・ さほど特徴のないものに意匠権を与えると、何をもって登録されたのかが判らず、他社の設計の妨げになるかと思しますので、厳しい審査とする方が良いかと思ます
- ・ 高度な創作性を有するもの以外は、登録すべきではないと思ます。類似については厳しくご判断願います。創作レベルの低い権利が乱立しないようお願いいたします
- ・ 意匠登録すべきでない建築物とは相違するが、著作物としての建築物、意匠法が除外する動産でないもの等を明確に区別ができて、意匠法第3条第2項の「刊行物に記載された意匠」が統一できていないから、庁内で統一されてから進行すべきと思われる

- ・類似性が多分にあるので、独自性の線引きは慎重に考慮すべき。さもないと、意匠性の高い建築物のみになったり、意匠性を高めることで経済性が伴わないことが想定されます

<公知の時点をどのように特定するのか明確にしてほしい>

- ・建築物の引例の適格性が問題と考えます。これまでの審査では、ほぼ意匠公報が引例のため、適格性に疑問を挟むことはありませんでしたが、建築物では、公知となった時点をどのように特定するのが非常に難しい場合があると考えます。貴庁には、公知の時点をどのように特定するのかを明確にしていきたいと思えます

<明確な審査基準や審査過程を開示すべき>

- ・審査の基準を客観的にわかるように明快にする必要がある
- ・わかりやすい審査基準を open にして欲しい
- ・レファレンスをしっかり教示する
- ・留意点ではありませんが、建物の外観以外の間取り等の取り扱いについて審査基準法にて明記いただきますと混乱しないかと思えます
- ・明確な審査基準を作成し、どのように判断したか通知すべき
- ・例えば、建物のデザインであれば、建物全体の外観に特徴があるのか、あるいはその部分なのか、さらには、配置に特徴があるのか、そうではなく、ある特定部位の形態に特徴があるのかなど、どこに重きを置いて審査がなされたのかの情報も開示されるとクリアランス負担は軽減すると考える
- ・当業者の容易性をどう判断するのか（容易ではないとは、どういったものか）
- ・意匠の創作者の欄の記載について、一定の基準を明示してほしいと思っています

<物品面の類否判断において、組立家屋等も対象に含めるべき、又は範囲を明確にしてほしい>

- ・「組立家屋」のように物品の意匠として登録されているものは類否の判断に使用されるのか？（組立家屋と建築物は類否判断において先後願の関係となり得るか？）
- ・組み立て家屋の意匠分類との関係性
- ・類似の範囲（過去の審査例がないため）
- ・組立家屋等、組立式建築物の意匠登録との類否
- ・可搬式建築物（物品）との関係で創作容易を見るべき
- ・ゲーム内での他者の著名な建築物の外観を再現することがあるが、今後、仮に再現した建築物が建築物という物品で意匠登録されていた場合、その再現が意匠権侵害を構成するのかが懸念される。建築物に関して、物品の類否の取り扱いを明確に規定していただきたい

<機能的な構成の評価>

- ・建築機能との整合性
- ・建築物において、第5条1項3号の「機能を確保するために不可欠な形状」をどう捉えるかを検討し、一定の基準を示して頂きたい。例えば堅牢性や採光性を高めるための形状はこれに該当するのか。基本的には該当すると捉え、意匠権の存在が、他者の採用する意匠に対し機能制限をもたらさないような審査運用を望みます

<基準の策定にあたっては、各種関連団体と意見交換してほしい>

- ・基準作成にあたっては、設計者が関係している各種団体（日本建築家協会、日本建築士会連合会、日本建築学会など）から、意見交換会をおこなっていただきたい。設計者も所属する団体等により、立場が異なり、いろいろな意見があるはず

<公知意匠の資料の収集に懸念がある>

- ・建築物については過去に膨大なストックがあり、公知の意匠に関して把握することが困難であり、出願人だけでなく、審査官の負担も大きいと思われる。例えば、審査に関して「一般社団法人日本建築学会」「一般社団法人建築士事務所協会連合会」のような組織と連携して判断を行う等の方法についての検討も行って頂きたい
- ・既存の建築の資料を「海外」を含めてどれだけ集められるか
- ・公知意匠の収集範囲は広げるべき

- ・新建築や日経アーキに取りあげられた作品のファサード等の写真をデータベース化し、AIで類似デザイン、コピーでないかチェックすると良いと思われま
- ・オフィスビルや戸建住宅といった、大量生産可能な建築も意匠登録対象にするなら、我が国に存在する建物が殆ど公知資料となりうるものと推定されるが、これに関連して、審査に使用する非特許文献の調査データベース構築や検索に難儀しそうである。審査期間の長期化にご留意いただきたい
- ・設計図も当該者が見れば、でき上がりの建築物が想像できると思われま
- ・仮想的に（例えば映画やアニメ、マンガ内）表現された建築物の資料。近年は3D化により、現物と見間違えるような描写となっている

< 異議申立てや情報提供の制度が必要ではないか >

- ・「物品の意匠」のように、多数の情報がネットにアップされるものではないので、審査には限界があることを前提とする必要がある。異議申立制度が必要かもしれない
- ・異議申立て、情報提供が可能にしていただきたい。また、特殊性の高い意匠のみの登録にしたい
- ・建築物の内観と外観の類比判断基準は、建築設計に携わった経験のある者とそうでない者では、観察力に差が生じる。そのため、情報提供によるオピニオンも重要な判断材料とすべきと考える

< 使いやすい検索システムを構築してほしい >

- ・調査の観点から判り易い分類付与
- ・意匠設計を行う場合、顧客提案する前にWEB等で意匠登録されたものに合致しているか、していないかを機械的に判別する検索システムの構築が必要

< 建築物の意匠としての一意匠の範囲を明確化してほしい >

- ・1意匠と認められる建築物の範囲の明確化
- ・建築物は敷地から切り出して成立つものではありません。外構デザインや、その他の付属物も、一体としてデザインされていることもあります

< 全体的又は部分的に似ている建築物は多い >

- ・オリジナル要素の有無、デザインの作図年月日
- ・建築は模倣が多いです。それは基本的には、ポジティブに捉えてることが多いです
- ・既存の建築物についての一部改変については、パロディー化や便乗排除のため、より慎重に審査すべき
- ・意匠設計に於いて既存の建物などを参考にする事は多々ある事です、完全にコピーして第三者に誤解を与えたり、所有者や設計者の権利を害するような手法以外は規制するのは難しいと感じます
- ・特にインテリア等は似ているものが多いです。それは流行があるからで、建築物にもない事はない、何をもって同じ意匠とするかの判断はとても難しいと思います。説明や成り立っていったアプローチが異なれば、全く、違う建物に見えてくるといった事もあります（部分的に似てしまっている建築物はたくさんあるので）

< 建築物を実際に見る角度にも留意 >

- ・建築物の場合、見る角度が限られるので（近くに高い建物が無い場合は横からしか見られない）、実際に見る角度の留意されるのも重要かと考えます

< 改正法施行後の影響を懸念している >

- ・意匠類似性があることによる具体的なマイナス経済効果予測（図面審査のみであり、図面自体は建設関係者なら入手できる世界があるため、それらを元に模倣・類似した建築物の意匠登録出願ができる。昨今の世界状況を考慮すると、特に海外の意匠登録出願者からもパテントロール的なことが起こることが想像でき、その対応はマイナス経済効果である。）をすべきである

- ・本法改正により設計者が設計する建築物の意匠の自由を阻害されることがあってはならない
- ・本法改正により個人が建築する個人のための建築の意匠の自由を阻害されることがあってはならない
- ・独占させることで経済活動が阻害されないかを従来の物品の意匠以上に慎重に判断してほしい
- ・①類似意匠があれば、無効審判が起こされることを期待して、権利を乱造するようなことは避けてほしい
- ②通常の物品と異なり、巨大であるので、見る方向により、美観が異なることがあることに留意されたい
- ③背景や光の影響も計算して設計している。線図では表現できないデザイン思想は、審査の対象になるのか否か、見解をはっきりしてほしい
- ④公知や類似と判断する原則を明確にして審査をしてほしい

< 審査体制、審査についての要望 >

- ・意匠の基本である“美観”に留意すべきと考えます
- ・一部分の些細な差異によって類否を判断するのではなく、全体の雰囲気や受ける印象も含めて、より包括的な視点に基づいた判断を行ってほしい
- ・建築物全体の意匠が重要であり、そこに使用される細部（建材等）は評価すべきではない
- ・建築物の大半は一品生産である。一方、全国規模で展開する店舗建築等には一定の規格が導入されるものもある。今般の法改正で、後者が登録の対象となるのは確実と思われるが、前者（一品生産物）も対象とすべきかを慎重に検討すべきである
- ・審査官は意匠設計の経験、知見のある方にやってほしい
- ・単なるモノとせず、対象のコンセプト（目的・機能・効果／効用）と一体した評価が必要ではないか？
- ・権利範囲が極力明確化されるよう、また、権利の安定性が最大限確保されるよう、お願いいたします
- ・著名な建物や美術等の権利を侵害するおそれのある建築物は保護対象としない
- ・海外事例を含め模倣等が全くないこと
- ・競争提案のアイデアについては提案にかかわる案件での適用について権利を保護すべきであるが、その意匠については特許等の対象とすべきではない

< 業界等の特殊性を考慮した救済措置を設けてほしい >

- ・ビルや住宅については建築物として完成するのに、ビルは数年、住宅は数ヶ月かかる。しかも外的要因によって（条例等）によって、プランニングの変更も十分に考えられる。プランニング決定時に権利化されていても、公開されていない意匠は侵害関係に当たらない様救済措置を設けるべき
- ・申請を行い申請が通ったものは、遡って追及されないシステムが必要

< その他 >

- ・特許庁が行うことで発生する不自由さ、事務費（コスト）
- ・立地条件（自治体の景観条例などの制約）
- ・機能として成立しないもの
- ・法規に則っていないもの
- ・どこまで類似とし、どこまでを同一とするのかの判断がむずかしいと思います
- ・建築物に意匠法を適用すると建築紛争の元となる、「似ている」の、判断基準を明確にすることは困難
- ・建築物の外観デザインについての登録審査についてその実現性に疑問を感じる

< 特になし、よくわからない >

- ・わからない
- ・特になし
- ・特にありません
- ・業種外なのでイメージ湧かず

- ・ 建築物のデザインを実施していない為、不明です
- ・ 建築物の分野ではないので、わかりません

(6) 国内ヒアリング結果

(i) 出願時や審査に際しての懸念点について

様々な意見が得られた。大きく分けて、出願の対象について、図面への表し方について、新規性や類否判断について、権利範囲や権利行使について、その他、組物に関する言及などがあった。多くは、内装と共通するが、願書や図面など、実際に出願を行う際の疑問点や要望といったものであった。また、類否判断や権利範囲等に関しても言及があった。

① 出願及び出願の対象について

法上の「建築物」の定義に関わる疑問が多く挙げられた。具体的には、ビルや家屋だけでなくこれらの内部構造や、橋やダム等の構造物も含むのか、といったものから、一品製作を前提とするものも多くあることから工業上利用可能性や反復生産性がどの程度求められるのかといった疑問が挙げられた。

<法上の「建築物」とは何か>

- ・「建築物」とはどこまで対象となるのか。例えば、橋、ダム、ジェットコースターなどは建築物に含まれるのか。橋などは登録の需要があると思われる
- ・「建築物」の範囲はどこまでなのか。建物のみか、その周辺の付帯物も入るのか
- ・建築物は、屋根や窓、什器なども含め、様々なもので構成されるのが普通である。これらを全部含めて一つの物品といえるのではないか
- ・建築物の守備範囲は、あまり狭くしなくてもよいのではないかと考える
- ・周囲の地形との関係性などは考慮の対象になるのか。例えば、建築予定の近くに川や山などがあり、その地形を活かした建築のデザインがあった場合、これらの地形による必須の構成などはどのように判断されるのか

<建築物の意匠では、工業上利用可能性や反復生産性はどの程度求められるのか>

- ・建築物の意匠において、工業上利用可能性、反復生産性はどの程度求められるのか。建築物の場合、実質的に一品製作となっているものも多い。一品製作を前提とするものは拒絶となるのか

<個人の住宅は対象になるのか、商業目的、量産性などが必要か>

- ・そもそも住宅は今回の保護対象に入るのか。どのようなものを保護しようとしているのか、線引きをして欲しい
- ・条文上、「施設」とあるが、個人の住宅は含むのか。商業目的の建物のみを想定しているのか。例えば、民泊など、個人の住宅を商業目的に改装する場合などが考えられるが、登録可能なのか。登録できないのなら、その根拠や判断の線引きの基準を知りたい
- ・条文にある「その他の施設」とは何を指すのか。住宅や工業製品等も入るのか
- ・意匠法で保護する以上、量産可能なものや商業目的のものが保護に値するのではないか

<建築物の外観だけでなく、内部空間の構造を含めてもよいのか>

- ・建築物の内部空間を含めてもよいのか、含めるのであれば、どのように表現するのかを明確にするべきである。建物の場合、外観とその内部の組み合わせとも理解できる

- ・建築物等の構造とその外部のデザインとは別であり、意匠法はこの内部構造に権利を認めるのではなく、外見にあらわれる完成形を守るものであると理解している。構造に関するものは特許の範疇である

<建築物の意匠はこれまでの延長線上で理解できる>

- ・内装と建築物とは異なるものとして考えている。内装の意匠として保護したいのは、人がある空間内部に入ったときの雰囲気であるのに対し、建築物はその外観が保護対象の主要部分であると考えられる。現行法で登録可能な組立て家屋との違いがよく分からないが、建築物の意匠に関しては、これまでの延長線上で理解できるのではないかと考えている

② 図面への表し方について

「従来どおりでよい」という意見から、提出が必要な図面に対する疑問、パース図のみで大きさや比率が把握できない態様での登録への懸念などの意見があった。また、「出願で必須の条件を明確にしてほしい」との要望もあった。

<従来の意匠出願と同様でよい>

- ・できれば、従来どおりの図面（線図、CGI など）や審査運用でお願いしたい

<特徴のある面の図面のみでもよいか、特徴がない面の図面は不要か>

- ・図面について、6面図の提出は求められないと理解しているが、例えば、店舗だと、前面の店構えのみ装飾がなされ、他の面は特に装飾が施されず、特徴がないような場合も多い。このような場合は、店舗前面のみの図面でも可能なのか
- ・図面は立面図のみか、屋上平面図は必須なのか。建築は立体物であるが、6面までは必要ない。5面でも表現できるが、ある面は特にデザインを施しておらず、権利化する必要がない場合でも5面すべての図面が必要か。建物の底面や屋上平面図など、立体として表現するには必要だが、その部分に権利を主張する必要がない場合の処理などを明確にしてほしい

<大きさや比率等が把握できない図面のみで登録されるのは問題がある>

- ・意匠図面としてのパース図については、その有無はどちらでもいいと考える。ただし、パース図のみで長さや比率等が把握できないようなものは、意匠の把握という点で困るのではないか。権利行使時に意匠の認定が難しくなるのではないかという懸念がある

<出願に必須の条件を明確にしてほしい>

- ・出願に必須の条件を明確にしてほしい

<図面上への美感の表し方の例を示してほしい>

- ・内装同様、図面上、全体として統一的な美感をどのように表現すればよいのかをご教示いただきたいです

③ 新規性、類否判断について

類否判断の方法や類否判断の判断主体、過去の「組み立て家屋」として登録された意匠との関係、公知となる時点についての要望や疑問点が挙げられた。

<類否判断はどのようになされるのか>

- ・類否判断をどのようにするのか
- ・外観はこれまでの意匠と同様に考えればよい
- ・転用などは創作容易で判断すればよい

<登録済みの組み立て家屋と改正法施行後の「建築物」は類似するのか>

- ・現行法で登録例がある「組立て家屋」と改正法施行後の「建築物」との関係はどうなるのか。類否判断において、組立て家屋は建築物の引例となるのか。また、組立て家屋と建築物とを両方とも出願したらどうなるか

<類否判断は一般ユーザーを基準にしてほしい>

- ・類否判断は、デザイナー目線ではなく、ユーザー目線で行ってほしい。一般的な利用者がその建物を利用するときの視点を重視している

<いつの時点で公知となるのか明示してほしい>

- ・建築物や内装に共通して、公知となるのはいつの時点かを明示して欲しい。少なくともいつの時点までに出願することが必要なのか。設計から完成まで長期間かかり、法律上要請される申請などもあり、加えて関係者も多くなる場合が多いため、留意点などを知りたい

④ 権利範囲、権利行使について

権利範囲を考慮する際の建築物の用途、内装との関係についての疑問が挙げられた。また、同一の建築物を建てることはほぼ無いことから、「権利行使はどのようになるのかといった懸念」もあった。

<権利範囲を考える際に、建築物の用途を考慮すべきか>

- ・建築物と用途との関連で、審査における類否判断では、用途による区別は必要だと考えるが、権利範囲を考える場合は、用途による区別はしなくともいいのではないか

<建築物と内装とは別出願がいいのか、一意匠として出願可能か>

- ・権利範囲を考える場合、建築物とその内装は別々に権利化した方がいいのか、そもそも一出願で可能なのか

<権利行使はやりにくいのではないか>

- ・現実的に、完全同一の建築物はほぼ建てられない。権利行使の場面を考えると、類似範囲が狭く解釈された場合、権利としては使いにくいのではないか

⑤ その他

多くが内装の意匠と共通するとの回答であった。建築物特有としては、「建築物を含む組物とはどのようなものか」といった疑問が挙げられた。

< 建築物を含む組物とは何を想定しているのか >

- ・今回、組物の意匠について、条文上、建築物や内装を構成物として組物に含むことができるようになったが、建築物を含む組物とはどのようなものを想定しているのか。例えば、建物自体と庭や周辺の構造物一式を組物として登録できるようになるのか

< 内装の意匠と同様 >

- ・内装の意匠と同様
- ・内装の意匠の質問で建築物に触れたので省略

< 建築のデザインを請け負う場合、内装のデザインまで担当することは少ない >

- ・契約にもよるが、建物のデザインを請け負う場合、家具のような内装まですべて担当することはあまりない

(ii) 意匠法上の「建築物」の範囲

法上の「建築物」に建物周辺の付属物を含むべきかについては、賛成意見と反対意見、どちらともいえない、のそれぞれの意見があった。また、プロジェクト等によって建物の周辺を含むかが異なるため、例えば敷地単位など、創作の範囲に応じて登録できるとよいという意見もあった。「建築物」の範囲については何らかの形で登録可能なものを明示すべきではないかとの意見があった。

< 複数の建築物で一つの統一感を出す場合はあるが、庭や周辺物は建築物に含むべきではない >

- ・複数の建築物で一つの統一感を出す場合がある。一方で、よくある庭などを「建築物」の範囲に含むのは違うのではないか
- ・通常、周辺環境も含めてデザインしているが、外構やエクステリアまでを含めるのは望ましくない。保護対象が不明確になる

< 建物と周辺の環境も含めて一体的なデザインをしており、これら全体を含むべき >

- ・店舗は、①黒色スレートの切妻屋根、②化粧板上のライン飾り、③側壁面のベージュ色塗り塗装、④出窓レンガの組み合わせにより演出される木造ログハウス調の建物に外観上の特徴があります。郊外型店舗を設計する際は、上記特徴を網羅しております。また、建物本体以外の周辺環境としましては、植栽や駐車場が挙げられます。建物本体だけではなく、周辺環境も含め保護範囲に含めるのが望ましいと考えております
- ・郊外型で駐車場が必須のような場合、店舗と駐車場全体のデザインを考える
- ・権利者側として考えると、周辺環境も敷地全体で一体としてデザインするようなプロジェクトである場合はすべて含んで登録できるとよい。ただ、大抵は建築物単位でデザインすることが多いが、その場合でも周辺環境は考慮している

< 建物のみ、周辺の付属物も含むかはどちらともいえない >

- ・「建築物」の範囲について、建物のみだけでよいという意見と、その周辺の付加物（歩道やその他の構造物等）も含ませるべきという意見と、両方ある。どちらかとはいえない

< 創作の単位の目安である敷地単位など、創作の範囲に対応した登録ができるとよい >

- ・法上の「建築物」としては、敷地単位で考えられるようになるとうよいのではないか。この方がデザインのあるべき姿に近い。例えば、水庭を一体として設計された建築物において、水庭を削ってしまうと创作者の意図が反映されず、別のものになりかねない
- ・また、ランドスケープデザインとして全体を一创作者が一貫してデザインすることもあれば、ある敷地において建物や道路は別の業者が担当し、分業制でデザインすることもある。创作者の意図が反映できる範囲や単位で登録できるとよい。デザイン態様によって柔軟に対応できるとよい。部分意匠を活用すればいいのか

< どこまで意匠法の保護対象となる建築物を明示すべき >

- ・対象をどこまで認めるのか。例えば、建築基準法で定める「建築物」に限るのか。辞書的な意味で「建築物」の範囲を決めるのか。創作法の立場からすると、広く考えたほうがよいがどこまでを認めるのかといった問題はある。橋や公園など、建築物の属性で分けるというのではない
- ・建築物は居住環境や住む人によっても変わってくる。類否判断をどのようにするのか

< 意匠登録を考慮することで設計の自由度が狭められるような事態は避けてほしい >

- ・意匠登録を考慮することで、設計の自由度が狭まるような事態が生じるのは避けてほしい

(iii) 創作非容易性を判断する際の留意点

多くが「内装と同様である」という意見であったが、「現在の判断基準を画一的に当てはめるべきではない」、「用途との関連を考慮すべきではないか」、「多用途又は汎用的なものは登録されるべきではない」といった意見があった。また、「現在の判断基準で審査すると登録になるものはないのではないかと」といった懸念もみられた。

< 創作非容易性は画一的に判断すべきではない >

- ・画一的に判断するというよりも、デザインとしての意味合いがそこにあるかという視点で判断すべきではないか

< 用途との関連を考慮すべき >

- ・建築物・内装と用途との関連は審査においても積極的に考慮してほしい。創作性や新規性を考えるうえで、用途による区切りは必要だと考える。全く異なる用途で似たようなデザインがあったとしても、業種等が異なると考えるので、ビジネスには影響しないと考える

< 多用途、汎用的なデザインは登録されるべきではない >

- ・あまりにも多用途又は汎用的なデザインが登録されるのは反対である

< 現在の基準で審査すると登録に至るものは無いのではないかと >

- ・内装同様にこれらが除外されると登録になるものは無いのではないかと

<新規性や創作非容易性は厳しく判断し、不要な紛争が生じかねない登録は避けてほしい>

- ・不要な紛争が生じかねないような登録は避けてほしい。今回の改正により、商標のブローカーのような者が出てくるのではないかと懸念している。審査において、新規性や創作非容易性を厳格に判断してくれるのであれば、こういったことは生じにくいだろう

<内装と同様>

- ・内装の回答と同じ
- ・特になし

[当てはまらない項目]**<内装と同様>**

- ・特になし、内装の意匠と同様
- ・内装の回答と同じ

(iv) 登録すべきでない建築物の意匠について

登録すべきでない建築物の意匠について、「新規性や創作容易な建築物」の他、「ランドマークになり得るもの」、「公序良俗に反するもの」、「構造上必須の構成物をデザイン的に演出したもの」が挙げられた。また、建築物は著作権による保護もあることから、著作権との関係にも言及があった。

<組立て家屋等、新規性のない、創作容易な建築物>

- ・先後願や新規性の判断で、既存の組立て家屋と形態が同一又は類似のもの
- ・個人用の建売住宅などは登録対象から除いてもいいのではないか
- ・内装同様に、新規性を喪失している建築物、創作が容易な物品・什器等で構成された建築物登録意匠と類似する物品・什器等を構成要素とする建築物については、意匠として登録されるべきではないと考えます

<ランドマークになる建築物、公序良俗に反するもの>

- ・宗教的に登録になじまないもの等は5条で対応できるだろう
- ・東京タワーやスカイツリーのような、ランドマークになりうるようなものは、便乗して他のビジネスに利用されることも考えられるため、保護の必要性があるだろう

<構造上必須の構成物をデザイン的に演出したようなもの>

- ・意匠（デザイン）は機能と結びついていることが多い。最近では、建物の構造上必須の柱や建材の配置などをデザインの一部として見えるようにあえて表に出した意匠のビルなどもある。このように、構造上必須のものをデザイン的に演出したようなものが登録されるのは反対である。その構造を使用すると権利行使されてしまうのか

<著作権との関係を整理する必要があるのではないかと>

- ・そもそも、建築物は著作権で保護するものとされてきており、侵害の判断基準等も形成されてきている。建築物の意匠権による保護と著作権との関係をどのように考えるか。著作権の範囲外のものも保護することになると考えられるが、著作権法との関係を整理する必要があるのではないかと
- ・著作権との関係で問題が生じる可能性はあるが、意匠法の対象となるか否かという点では問題にはならないだろう

<同一の建築物を建てることほぼない>

- ・建築物は土地の形で建てられるものが変わってくるため、全く同じものを建てるということはほぼ無いだろう。また、ある建築物の完全なコピーも難しい

<内装の意匠と同様>

- ・内装の回答と同じ
- ・内装の意匠と同様

<法改正によりデザインプロセスの検討も必要になるが、今後の動向を見ていきたい>

- ・法改正により、デザインプロセスを再考する必要性は感じている。途中でデザインの変更が生じないような対策が必要だ。今後はどこかの段階でクリアランス調査なども必要であり、何かしらの影響がでることが予想される。部分意匠の活用などが多くなるように思われるが、今後の動向を見ていきたい
- ・特になし

(7) 審決例・裁判例

(i) 米国

<事例 1>



【事件名/番号】 Riter-Conley Mfg. Co. v. Aiken, 203 F. 699 (1913)	
【事件の種類】 侵害事件に係る確認訴訟	【場所】 第3巡回区控訴裁判所
【判決日】 1913年1月28日	【結果】 破棄、原審維持
【論点】 建物及びその一部は「製品 (manufacture)」に該当するか	
<p>【概要】</p> <p>屋根の構造に関する特許権 (Patent No. 718,041) の侵害事件であり、本件意匠の新規性と建物が「製品 (manufacture)」に該当するかが争点となった。</p> <p>裁判官は、建築物が「有用な技術」の範疇に含まれており、レンガ等の製造された物から構成されていること、「人手、機械又は技術によって原料から作られたもの」と辞書にも記載されていることから、「製品 (manufacture)」に含まれると判断した。また、その大きさや可動性に関しては問題としないとした。</p>	
【図面】 なし	

<事例 2>

【事件名/番号】 In re Hadden, 20 F.2d 275, 57 App. D.C. 259 (D.C. Cir. 1927)	
【事件の種類】 審決取消	【場所】 コロンビア特別区控訴裁判所
【判決日】 1927年5月26日	【結果】 原審破棄
【論点】 競技場のスタンド (grandstand) は、「製造品 (an article of manufacture)」に該当するか	
<p>【概要】</p> <p>当該出願は、競技場のスタンド (grandstand) に係る意匠について、当該スタンドに座る観客は、そのスタンドの大きさから、スタンドの外観について機能性を超える装飾性を認識できず、「製造品 (an article of manufacture)」に該当しないとして拒絶及び拒絶審決となった。出願人はこれを不服として訴えた事例である。</p> <p>裁判官は、建物が特許性を備えると判断した裁判例を挙げ、また、審判官が広義の「製造品 (manufacture)」に該当し、もし当該意匠がスタンドのおもちゃであれば登録となると言及していることから、上記事例1の裁判例において対象物の大きさは特許性の判断に問題としないと判断されたことに基づき、本願意匠は「製造品 (an article of manufacture)」に該当すると判断した。</p>	
【図面】 なし	

(ii) 欧州

<事例3>

【事件名/番号】 No. ICD 104 120	
【事件の種類】 審判（無効）	【場所】 EUIPO 無効部
【審決日】 2019年4月10日	【結果】 無効
【論点】	
<p>【概要】 本件意匠は、温室(Greenhouse)として下記のように登録されていた（下記右側）ところ、本件意匠の出願前にすでに中国で同様の出願があり、登録され、開示されていたため新規性及び独自性を有さないとして無効審判が請求された。</p> <p>中国の出願は、2015年8月19日に出願され、本件意匠の出願日は2017年3月8日であるため、優先権等も主張できない。両者の意匠を対比すると、共に同じ特徴を有しているため、新規性を有しないと判断された。</p>	
【図面】	
開示された中国の出願	本件意匠
	

<事例4>

【事件名/番号】 No ICD 11 186	
【事件の種類】 審判（無効）	【場所】 EUIPO 無効部
【判決日】 2019年8月8日	【結果】 登録維持
【論点】 証拠の適格性、新規性、独自性	

【概要】

請求人は、インターネットの SNS や動画サイトにアップされた写真等を証拠として CDR 第 5 条（新規性）及び第 6 条（独自性）違反として無効審判を請求した。

提出された証拠のうち、写真や動画等がアップされた日時が不明確なものは証拠として採用されなかったが、日時を証明できた一部の証拠は採用され、これらをもとに新規性と独自性について判断がなされた。

新規性については、テラスを支える柱の形状や手摺の有無等の違いは大きな差異があり、当該差異は重要でない部分の違いともいえず、新規性は肯定された。

独自性に関し、審判部は、創作者の自由度が小さいことを示す証拠は提出されなかったため、自由度は大きいものとして引例の意匠と本件意匠とを対比した。その結果、本件意匠は、木製のポーチや窓の配置等から全体としてシンプルで素朴な印象があるのに対し、引用意匠は、柱や手摺も最小限の金属製であり、全体として工業的、現代的な印象があるという差異があるとし、共通の特徴を有するものの、個別の差異が与える印象の違いが大きいため、本件意匠は引用意匠とは異なる独自の特徴を有すると判断した。

【図面】

(iii) 中国

< 事例 5 >

【事件名/番号】 第 27336 号審決	
【事件の種類】 審判（無効）	【場所】 復審委員会
【審決日】 2015 年 10 月 19 日	【出願番号】 201030194914.9
【論点】 意匠の定義、特に、工業上の応用が可能か	【結果】 登録維持
【概要】 本件意匠は工業への応用に適するため、無効理由は不成立となった。	
【図面】	



立体图

(iv) 韓国

<事例 6>

【事件名/番号】2006 ダン取消判決 69 (特許審判院)、2007 ホダン 5260 (特許法院)、2007 フダン 4311 (大法院)

【事件の種類】無効審判、審決取消

【場所】特許審判院、特許法院、大法院

【審決日】2008 年 2 月 14 日 (大法院)

【登録番号】3002336300000

【論点】工業上利用可能性

【結果】無効

【概要】

特許審判院 (2006 ダン取消判決 69) は、本件意匠である「サウナ (汗蒸幕) が工業的な生産方法により同一形態で多量に生産されることができ、運搬も可能」であるとしてデザイン登録を認めた。しかし、特許法院 (2007 ホダン 5260) と大法院 (2007 フダン 4311) では、「サウナはその材質と構造および形状と形などに照らしてみると、現場施工によって建築される「不動産」に該当すると判断され、工業的な生産方法により同一形態で量産されて運搬されることができない「有体動産」とみることは難しく、工業上利用可能性が認められない」と判断した。

【図面】



3. 内装の意匠

(1) 米国の制度

登録は可能である。審査でも、「統一的な美感」やその他図面や願書の記載事項等の要求事項はなく、通常他の意匠出願と同様に出願することができる。

登録例 1

Patent No.:	Des. 395,521
Date of Patent:	Jun. 23, 1998
Title:	BOUTIQUE INTERIOR




FIG. 1

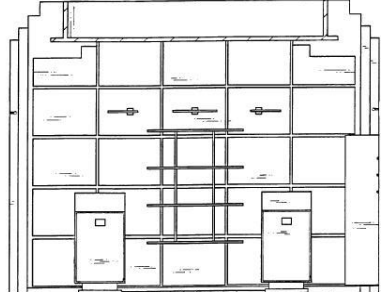


FIG. 2

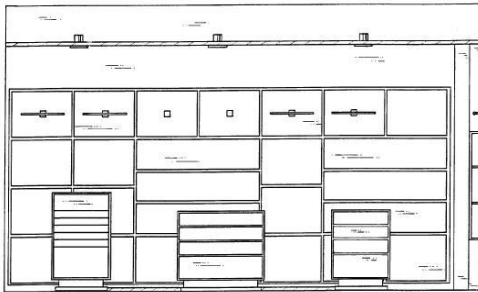


FIG. 3

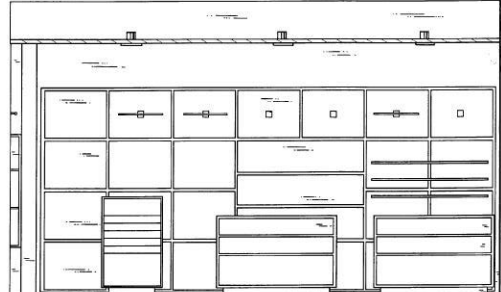


FIG. 4

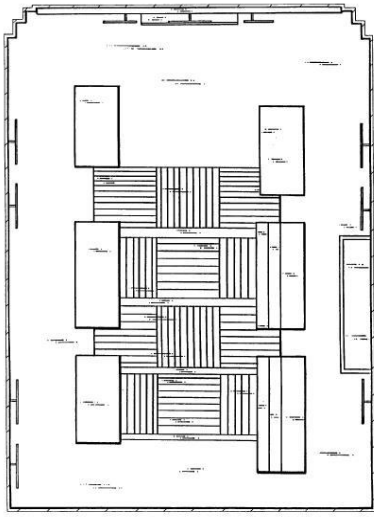


FIG. 5

(登録例 2)

Patent No.:	US D475,467 S
Date of Patent:	Jun. 3, 2003
Title:	RESTAURANT BUILDING INTERIOR
Claim	The ornamental design for a restaurant building interior, as shown and described.
Description	<p>FIG. 1 is a top plan view of a restaurant building interior, showing our new design;</p> <p>FIG. 2 is a fragmented perspective view of a restaurant building interior, as in FIG. 1, taken along lines "2--2" of FIG. 1;</p> <p>FIG. 3 is a fragmented perspective view of an interior wall and alcove of the restaurant building interior as in FIG. 1, taken along lines "3--3" of FIG. 1;</p>

	<p>FIG. 4 is a fragmented perspective view of an entry exit doorway of the restaurant building interior, as in FIG. 1, taken along lines "4--4" of FIG. 1; and,</p> <p>FIG. 5 is a fragmented perspective view of an alcove portion of th restaurant building interior also as depicted in FIG. 1, taken along lines "5--5" of FIG. 1.</p> <p>The vegetative greenery shown in FIGS. 2, 3 and 4 form part of the claimed design.</p> <p>The broken lines showing in FIG. 1 the portions of the walls not depicted in the sectional view lines 2--2, 3--3, 4--4 and 5--5, as well as the wall mounted pictures in FIGS. 2 and 3, the extrace/exit door, the parrot bird and emergency lighted exit sign in FIG. 4 as well as the netting and the depiction of the word "indicia" over the bathroom doors in FIG. 5 are not part of the claimed design, and are shown for illustrative purposes only and form no part of the claimed design.</p>
--	--

(2) 欧州共同体の制度

施設の内装についても、ロカルノ分類で **Get-up** という名称で登録が認められている。日本のように、内装に係る意匠としての「美感の統一性」といった要件は課されておらず、通常の内装と同様に扱われている。

(3) 中国の制度

内装の意匠は、「製品」ではないため、登録の対象とはならない（専利法第2条）。

専利法 第二条³⁶

(略)

意匠とは、製品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。

(4) 韓国の制度

「デザイン」は物品の外観であり、物品は法上「独立性を有する具体的な物品であり有体動産」が原則である。内装意匠は、店舗等の不動産の内部構造であり、通常の使用状態

³⁶ 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京センター知的財産権部編「中華人民共和国専利法（改正）2009年10月1日施行」JETRO 中国ウェブサイト内, URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20091001rev.pdf [最終アクセス日：2020年2月4日]

において需要者に視認される場所ではあるものの、法上の「物品」の外観ではない。部分意匠も「物品の一部」である必要があるため、法上の対象にならないと考えられる。

デザイン審査基準³⁷

第4部 デザイン登録の要件 第1章 成立要件

2. デザインの成立要件

1) デザインの一般的な成立要件

デザインが次の各号の要件を備えられなかった場合には、法第2条（定義）第1号によるデザインの定義に合致しないものとみなす。

(1) デザインの物品性

法律上「物品」とは、独立性を有する具体的な物品であり有体動産を原則とする。従って、次に該当するものはデザイン登録の対象にならない。ただし、次の④及び⑤の場合は、部分デザインとして出願し、登録を受けることができる。

- ① 不動産。ただし、繰り返して生産が可能であって運搬ができる場合には例外とする。
- ④ 物品性が認められない場合

(例) 物品の材質、構造及び形状などに照し合わせ、現場施行により建築される不動産であって、工業的生産方法により量産され、運搬される可能性が希薄なもの（大法院 2007 フ 4311 判決を参考）

(略)

2) 部分デザインの成立要件

部分デザインが次の要件を備えられなかった場合には、法第2（定義）第1号によるデザインの定義に合致しないものとみなす。

(1) 部分デザインの対象になる物品が通常の商品に該当すること

- ① 独立性があり、具体的な有体物であって取引の対象になること
- ② 規則 [別表4] (物品類の区分) のいずれかの一つの物品類に属する物品であること

(2) 物品の部分の形態であると認められること

- ① 物品の形状を伴わない模様・色彩又はそれらを結合したもののみを表現したものではないこと
- ② 物品形態のシルエットを表現したものではないこと

(3) その他デザインと比べ、対比の対象になり得る部分であって、一つの創作単位として認められる部分であること

(4) 一組の商品のデザインに関する部分デザインではないこと

(略)

³⁷ 韓国特許庁 (仮訳: 日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所) 「デザイン審査基準 2019年1月1日 (仮訳)」 p.103-108 JETRO ソウル事務所 URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/law/design201901.pdf [最終アクセス日: 2020年2月4日]

(5) 国内アンケート結果

(i) 内装デザインの担当者の有無

社内における内装デザインの担当者の有無について質問した（単一回答）。回答者数全体では、社内に内装のデザイナーがいると回答した者は104者（23.3%）であった。なお、業種で建設業（II 1.（5）（i）①参照）を選択した者のみで抽出すると、「社内に内装のデザイナーがいる」と回答した者は74.5%（35者、n=47）であった。建設業の多くの企業が社内に内装のデザイナーがいるという結果であった。

表 26 内装デザインの担当者の有無（単一回答）

項目	回答者数	割合	回答者数 (建設業のみ)	割合 (n=47)
① 社内に内装のデザイナーがいる	104	23.3%	35	74.5%
② 社内に内装のデザイナーはいない	295	66.1%	10	21.3%
無回答	47	10.5%	2	4.3%
計	446	100.0%	47	100.0%

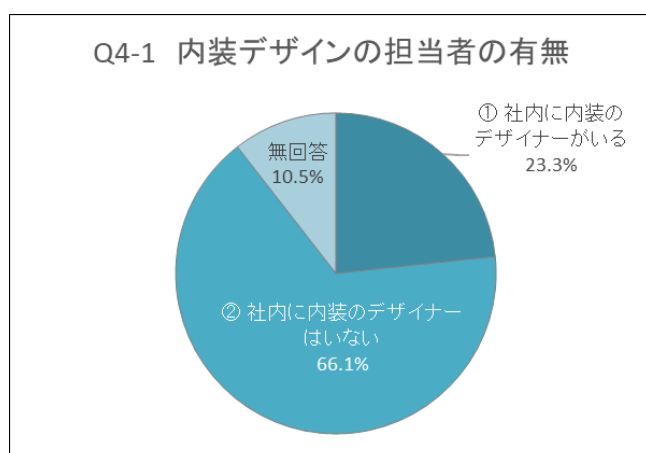


図 36 内装デザインの担当者の有無

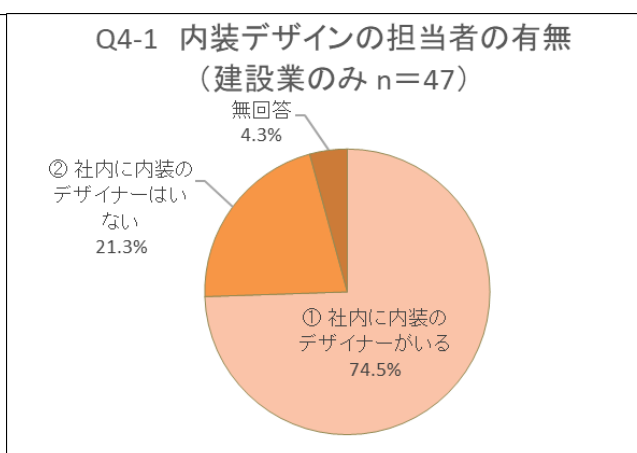


図 35 内装デザインの担当者の有無

(ii) 外注した内装デザインの権利等に関する取り決めの有無

外注した内装デザインの権利に関する取り決めの有無について質問した（単一回答）。回答者数全体では、「契約や取り決めがある」と回答した者は59者（13.2%）であった。なお、業種で建設業（II 1.（5）（i）①参照）を選択した者のみで抽出すると、「社内に意匠設計者がいる」と回答した者は38.3%（18者、n=47）であった。また、「外注しているが、

特に取り決め等はない」と回答した者は全体では53者（11.9%）であったが、建設業のみでみると12者（25.5%）であった。

また、どのような取り決めがあるか自由記載で回答してもらったところ、委託契約や秘密保持契約などが挙げられた。

表 27 外注した内装デザインの権利等に関する取り決めの有無（単一回答）

項目	回答者数	割合 (n=446)	回答者数 (建設業のみ)	割合 (n=47)
① 内装デザインを外注することはない（内装デザインはすべて内製している）	31	7.0%	10	21.3%
② 内装デザインの全部又は一部を外注しているが、特に取り決め等はない	53	11.9%	12	25.5%
③ 内装のデザインを取り扱えない	173	38.8%	3	6.4%
④ 内装デザインの権利等の管理や機密保持等に関する契約や取り決めがある	59	13.2%	18	38.3%
無回答	130	29.1%	4	8.5%
計	446	100.0%	47	100.0%

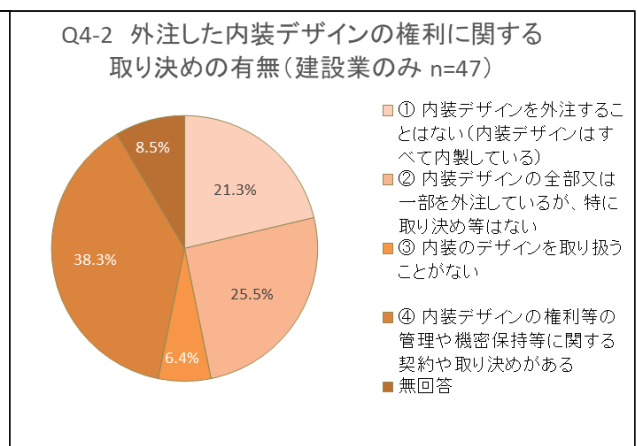
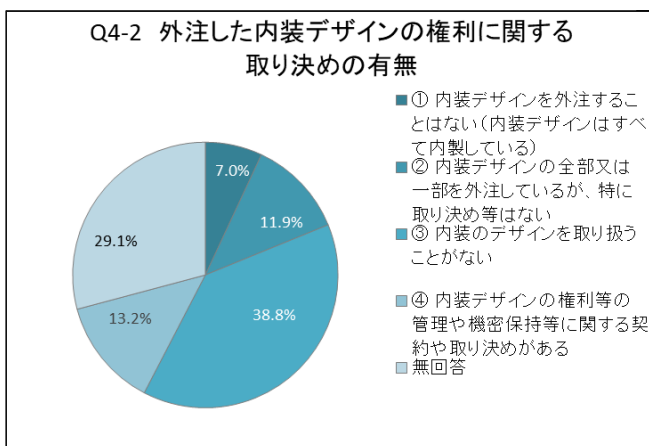


図 37 外注した内装デザインの権利等に関する取り決めの有無

図 38 外注した内装デザインの権利等に関する取り決めの有無（建設業のみ）

【取り決め等の例（自由記載）】

- ・ 要否はプロジェクトごとに判断
- ・ 権利関連は先方から指示があった場合のみ
- ・ NDA
- ・ デザインを当社が担当し、現場の施工を外部業者に委託する場合などにおいて、NDA や委託契約などを締結している
- ・ 委託契約、秘密保持契約など
- ・ 委託契約書の約款にて秘密保持に関する事項、著作権の放棄に関する事項を記載
- ・ 意匠設計は内製化が原則。プロジェクトにより内装デザインを外注する場合は、業務委託契約書に秘密保持、著作権について記載している
- ・ 意匠等工業所有権、ノウハウ等を含めた内装の帰属。模倣禁止
- ・ 機密保持および成果物の権利帰属に関する取り決め
- ・ 機密保持契約
- ・ 機密保持契約のみがある

- ・機密保持誓約書
- ・権利の譲渡、ライセンス
- ・請負契約書による
- ・第三者の権利を侵害しないこと
- ・担当事業部が異なるので詳細は不明ですがおそらくあると思います
- ・知財権、著作権等の帰属に関する取り決めなど
- ・秘密保持や著作権の取り決めを含めた委託契約。これは、施主から設計と施工を受注した場合に、設計を若干外注する場合があるということ。設計事務所の設計を当社が施工する場合は、設計事務所は施主の依頼で設計するのであり、建設会社が設計事務所に外注するのではない
- ・秘密保持契約、意匠登録を受ける権利の譲渡契約
- ・非回答とさせていただきます
- ・無回答

【その他】

- ・デザインを委託する意？定義が分かりません。作図・デザイン補助的な外注は沢山あります。その場合は②程度です。④はまず行いません

(iii) 内装デザインを制限する法令等の有無

建築物のデザインを制限する法令等の有無及びどのような法令があるか質問した（単一回答）。回答者数全体では、法令等が「ある」と回答した者は 62 者、（13.9%）であったが、建設業（II 1.（5）（i）①参照）を選択した者のみで抽出すると、61.7%（29 者、n=47）の者が「ある」と回答した。

さらに、具体的にどのような法令があるか自由記載形式で回答を求めたところ、「建築基準法」や、「消防法」などが挙げられた。

表 28 内装デザインを制限する法令等の有無（単一回答）

項目	回答者数	割合 (n=446)	回答者数 (建設業のみ)	割合 (n=47)
① ある	62	13.9%	29	61.7%
② 特になし	180	40.4%	11	23.4%
無回答	204	45.7%	7	14.9%
計	446	100.0%	47	100.0%

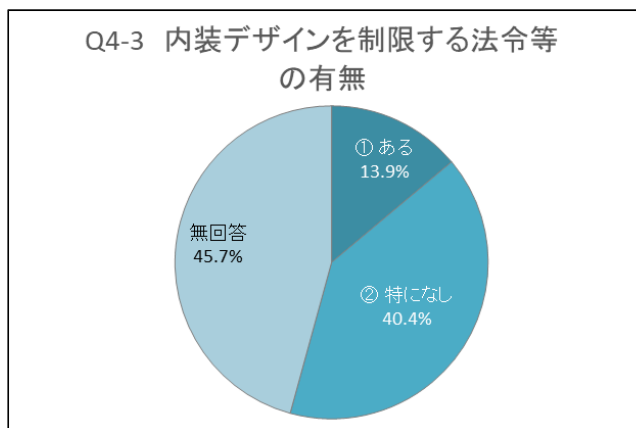


図 40 内装デザインを制限する法令等の有無

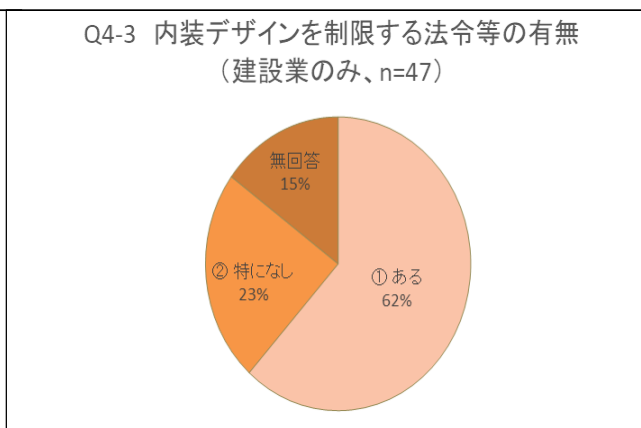


図 39 内装デザインを制限する法令等の有無 (建設業のみ)

【回答：具体的な法令等の例】

- ・ UN-R21 (内部突起)
- ・ バリアフリー法等
- ・ 意匠法
- ・ 意匠法の「物品」に該当するか否か。また、基礎に固着した建造物を建築物とするか否か。物品から特定すると部分意匠の概念となる。
- ・ 各地域、特に政令指定都市の条例
- ・ 建築基準法
- ・ 建築基準法 消防法
- ・ 建築基準法 消防法 バリアフリー法
- ・ 建築基準法 内装制限により使用可能な材料→仕上材が限定される。認定を受けた材料しか使用できない
- ・ 建築基準法 (仕上げ不燃等)
- ・ 建築基準法 (主に防火区画・内装制限)、消防法
- ・ 建築基準法 (内装制限) 等
- ・ 建築基準法、(採光、内装など多数)
- ・ 建築基準法、消防法 他
- ・ 建築基準法、消防法、バリアフリー法、建築物省エネ法、各自治体の建築安全条例
- ・ 建築基準法、消防法、建築業法、バリアフリー法？(驚見)
- ・ 建築基準法、消防法、条例、規則、バリアフリー法関連、各種ガイドライン、文化財保護法(関係法令)、など
- ・ 建築基準法、消防法・・・ 防火・避難、使用材料の制限
- ・ 建築基準法、労働安全衛生法
- ・ 建築基準法及び関連法規
- ・ 車両保安基準(視界や安全などの要件)
- ・ 消防法
- ・ 消防法、建築基準法
- ・ 著作権法
- ・ 内装制限
- ・ 内装制限に係るもの、防火区画に係るもの。
- ・ 不正競争防止法、建築基準法、消防法
- ・ 消防法、建築基準法
- ・ 知見がありません

(iv) 情報収集

内装のデザインに関する情報収集手段について質問した（複数回答）。参考としている対象として、最も多く回答があったのは「内装デザイン関係の雑誌や業界誌」であった。建設業のみでみると、68.1%の者が参考にする対象としている。次いで建設業では、「競合他者が手掛けたデザイン」が55.3%であった。

また、参考とする雑誌等を自由記載で回答を求めたところ、業界誌では「新建設」や「商店建築」、賞では「グッドデザイン賞」や「日本空間デザイン賞」、その他「実際の現場を見に行く」といった回答が得られた。

表 29 情報収集で活用しているもの（単純集計）

項目	回答者数	割合 (n=446)	回答者数 (建設業のみ)	割合 (n=47)
① 内装デザイン関係の雑誌や業界誌	86	19.3%	32	68.1%
② 内装デザイン関係のウェブサイト	54	12.1%	19	40.4%
③ 内装デザイン関係の賞やコンペの受賞作品	49	11.0%	17	36.2%
④ 競合他社が手掛けた内装デザイン	73	16.4%	26	55.3%
⑤ その他	13	2.9%	3	6.4%
⑥ 特に参考とするものはない	147	33.0%	5	10.6%
無回答	185	41.5%	5	10.6%

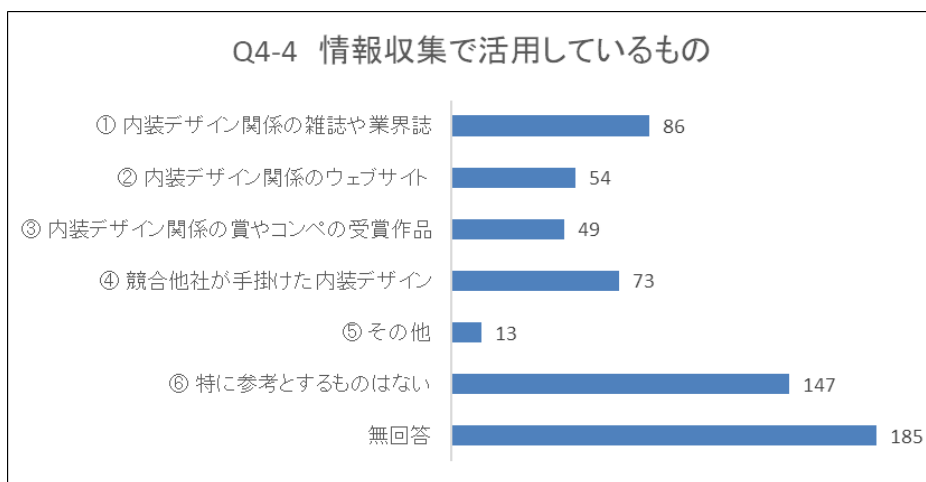


図 41 Q4-4 情報収集で活用しているもの（単純集計）

選択肢① 内装デザインの雑誌や業界誌（自由記載）

- ・（国内誌）新建築、日経アーキテクチュア、建築画報、建築ジャーナル、近代建築、建築雑誌、建築技術、建築と社会、ディテール、GA JAPAN、GA DOCUMENT、GA HOUSES、GA、a+u（建築と都市） 他
- （海外誌）ARCHITECTURAL RECORD、The Architectural Review、Elcroquis、domus、建筑学報 他
- （企業誌）approach 他
- ・「住宅特集」「ELLE Decoration」など
- ・ casa

- I'm home モダンリビング 住いの設計 日経デザイン 商店建築
- Inteni Icon
- INTERIA、商店建築、新建築、SPADE、他
- INTERIOR DESIGN、新建築、商店建築、他。
- PEN、世界の美しい図書館
- インテリア、ディテール
- コンフォルト カーサブルータス
- コンフォート
- 建築とまちづくり、日経アーキテクチャ、新建築、建築知識、建築文化、A+U
- 室内
- 室内、カーサブルータスなど
- 商店建築
- 商店建築 domus
- 商店建築、DOMUS
- 商店建築、FRAME、CASA BRUTUS
- 商店建築、コンフォルト、ホテルレストラン他
- 商店建築、ディテール 等
- 商店建築、住宅特集、カーサ、ブルータス、チルチンびと、LIVES、Come home、 I'm home
- 商店建築、新建築、CONFORT、日経アーキ
- 商店建築、日経アーキテクチャ、建築雑誌
- 商店建築、日経デザイン
- 商店建築など
- 商店建築等のインテリア雑誌
- 新建築 GA 商店建築 近代建築
- 新建築, a+u, DOMUS,
- 新建築、GA、GA DOCUMENT、他、海外の雑誌多数
- 新建築、住宅特集、住宅建築、GA House、モダンリビング、I'm home、CASA BRUTUS、CONFORT、月刊ハウジング、日経アーキテクチュア、建築技術、建築知識、ハウジングトリビューン、商店建築
- 新建築、商業建築等
- 新建築、商店建築 等 建築系雑誌
- 新建築、日経アーキテクチュア、商店建築、GA、ディテール
- 新建築、日経アーキテクチュア、a+u、欧米の建築雑誌
- 新建築・商店建築・interia Design
- 日経アーキテクチュア
- 日経アーキテクチュア、新建築、商店建築、インテリアデザイン、エル
- 日経アーキテクチュア
- 日経アーキテクチュア 建築知識 商店建築
- 日経アーキテクチュア、CASA、モダンリビング、コンフォルト
- 日経アーキテクチュア、近代家具、環境備品通信
- 日経ニューオフィス賞
- 新建築、住宅特集
- 新建築、商業建築
- 新建築、モダンリビング、ABITARE、domus、form、INTERNI、md
- 商店建築 ポップアイ
- 新建築・商店建築・日経アーキテクチュア
- 多数
- 多数ございます

選択肢② 内装デザイン関係のウェブサイト（自由記載）

- # casa、10+1web site、architecturephoto.net、RoomClip、Pinterest
- Google
- INCLUDE DESIGN inc
- JCD 賞（日本空間デザイン賞）
- Pinterest
- Pinterrest
- SNS サイトなど
- THE COOL HUNTER, Wallpaper, 他
- WEB 画像検索
- 上記雑誌によるサイト
- 上記雑誌ポータルサイトや海外の有名なウェブサイト
- 多数
- 多数ございます
- 特定のサイトはない
- 日経 XTECH
- 日本空間デザイン協会
- 日本空間デザイン協会 HP 等
- 日本建築学会 HP、日本建築家協会 HP、World Competitions／ワールド・コンペティションズ、AKICHIATLAS.com のコンペ情報サービス、Architizer、Arch Daily,Architizer,architecture photo,dezain.net, Pinterest 他
- domus
- インテリアデザインプラス
- アーキテクチャーフォト、dezeen
- 必要に応じて

選択肢③ 内装デザインに関する賞等（自由記載）

- Architizer A+ Awards 2015 Winners
- JID 賞
- JID 賞、グッドデザイン賞 等
- インテリアプランニングアワード
- インテリアプランニングアワード、JCD アワード他
- グッドデザイン
- グッドデザイン キッズデザイン ウッドデザイン
- グッドデザイン
- グッドデザイン賞、ウッドデザイン賞、キッズデザイン賞、IAUD アワード
- グッドデザイン賞、日経ニューオフィス賞
- ディスプレイデザイン大賞
- 学会賞、日本建築大賞、日本建築家協会賞、BCS 賞、東京建築賞、プリツカー賞、他多数
- 日経ニューオフィス賞
- 日本空間デザイン賞
- 日本空間デザイン賞、グッドデザイン賞
- 日本建築学会作品選集、JIA 優秀建築選、JID 賞等
- 日本建築学会主催：日本建築学会賞、日本建築学会作品選奨、日本建築学会新人賞、日本建築学会作品選集、日本建築家協会主催：日本建築大賞、JIA 優秀建築賞、JIA 環境建築賞、JIA25 年賞、JIA 優秀建築選、日本建設業連合会主催：BCS 賞、公共建築協会主催：公共建築賞、日本建築士事務所協会連合会主催：日事連建築賞、日本建築士会連合会主催：日本建築士会連合会賞、日本建築美術工芸協会主催：AACA 賞、医療福祉建築協会主催：医療福祉建築賞、日本図書館建築協会主催：日本図書館建築協会賞、東京建築士事務所協会主催：東京建築賞、公益社団法人ロングライフビル推進協会：BELCA 賞、公益財団法人日本デザイン振興

会：グッドデザイン賞、RIBA（英国建築家協会）主催：RIBA Awards for International Excellence、organised by EMAP：INSIDE、World interiors news

- Leading European Architects Forum（LEAF）主催：ABB LEAF Awards
- 財団法人建築技術教育普及センター主催：インテリプランニング賞
- 一般社団法人日本空間デザイン協会主催：日本空間デザイン賞
- 公益社団法人日本サインデザイン協会主催：SDA 賞
- ・日本建築学会賞（作品）、BCS 賞、Good Design 賞、日経ニューオフィス賞、欧米の建築賞、建築メディアによるアイデアコンペ、実プロジェクトの公開された応募案
- ・日本建築学会賞、BCS 賞、JIA 建築賞、サステナブル建築賞、住宅建築賞、公共建築賞、プリツカー賞
- ・建築学会賞
- ・日経ニューオフィス賞、グッドデザイン賞、iF デザイン賞
- ・必要に応じて
- ・多数
- ・多数ございます

選択肢⑤ その他（自由記載）

- ・④に通じるが、町を歩き、様々な建築を訪れる事
- ・ミラノ・サローネなどの海外展示会
- ・外注が主であるため、詳細は不明
- ・建築物と同じ
- ・現地視察
- ・実際に建築物を視察、各種展示会視察
- ・実際の店舗内装、建築物の見学
- ・新しくできた店などの現場を見る
- ・担当部門が異なるため不明ですが上記のようなものを参考していると予想します
- ・内装デザインを手掛けていない
- ・実地見聞
- ・インターネット
- ・無回答
- ・洋書 etc.

(v) 評価する内装デザインの有無

評価する内装デザインの有無について質問した（単一回答）。「ある」と回答した者は、全体で7.2%であったが、建設業のみで見ると19.1%であった。全体及び建設業のいずれも半数以上が「特になし」と回答し、同様の傾向であった。

また、参考とする対象が「ある」と回答した者に対し、具体例を自由記載形式で回答を求めたところ、多くの例が挙げられた。

表 30 評価する内装デザインの有無（単純集計）

項目	回答者数	割合 (n=446)	回答者数 (建設業のみ)	割合 (n=47)
① ある	32	7.2%	9	19.1%
② 特になし	227	50.9%	28	59.6%
無回答	187	41.9%	10	21.3%
計	446	100.0%	47	100.0%

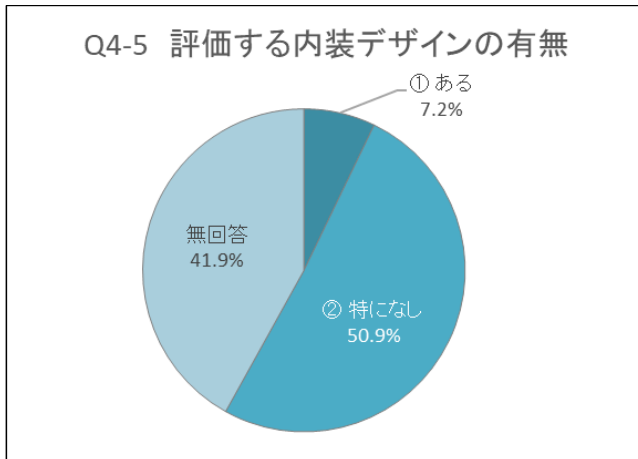


図 43 評価する内装デザインの有無

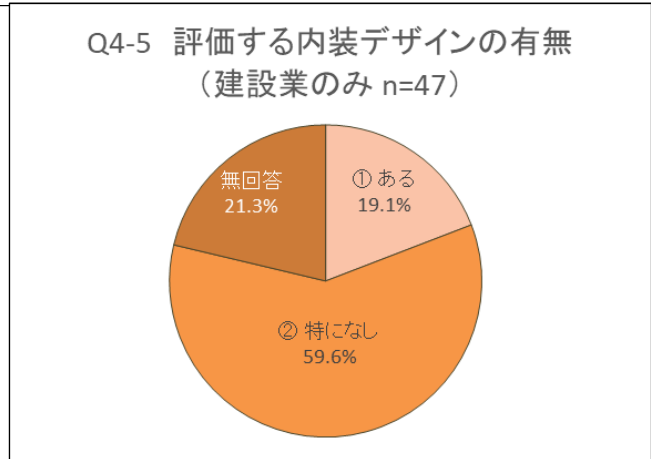


図 42 評価する内装デザインの有無（建設業のみ）

選択肢① 参考にする内装デザイン（自由記載）

- ・ Apple の店舗デザイン
- ・ HERMES GION-MISE
- ・ Q - 4-5 と同様
- ・ アーキテクトそれぞれによって異なるため記述はできない。(100名近くいる)
- ・ アップル店舗、スターバックス店舗、TSUTAYA 店舗、ディズニーストア
- ・ ありすぎてかけない
- ・ エプソンスクエア丸の内
- ・ コクヨ品川 SST オフィス
- ・ ニコン本社エントランス
- ・ バリアフリーやユニバーサルデザインをとり入れた内装
- ・ みんなの森ぎふメディアコスモス 2 階
- ・ 屋内型アミューズメント施設、屋内型動物園
- ・ 回転ずしの座席とコンベヤの組み合わせ
- ・ 海の博物館
- ・ 建築家内藤廣氏の作品
- ・ 国内外を問わず優れた内装デザインの事例は数多くある。ただし 700 名を超すデザイン担当がおり各人なりに評価する内装デザインがあり、それぞれの評価軸を持っているので、弊社としては上げにくい
- ・ 国立京都国際会館
- ・ 差しさわりがあるので記載は遠慮させていただきます
- ・ 仙台メディアテーク
- ・ 多数
- ・ 中目黒 スターバックスリザーブロースタリー
- ・ 東方文化学院京都研究所（現京都大学人文科学研究所）
- ・ 武雄市図書館
- ・ 弊社開発部門の内装

- ・無回答
- ・無垢や木質系の内装

選択肢① 評価する理由（自由記載）

- ・ロケーションとブランドの魅力が発揮されるデザインであること
- ・商品が入ってなくても美しい点
- ・イベントショップとしての遊び心がある点
- ・2018年度グッドデザイン賞受賞
- ・コンセプトが面白い
- ・ワールドワイドで店舗デザインが統一されており、デザイン品質が高く維持されている良い事例と考える
- ・建築内外の一体感あるデザイン
- ・構造が内装に影響を与えており、独創性を有するデザインであるから
- ・細部に至るまで統一されたデザイン性
- ・主要な展示物である木造船のモチーフを小屋組で再現している
- ・従来にない発想で、現在でも定着している
- ・当社が長期ビジョンで掲げる、4つのイノベーションで目指す世界観を体験・体感できるものとなっているため
- ・統一的な什器を含む内装の色遣いと、什器の配置が美しいから
- ・独創的な内装であり、内装だけでブランドを把握出来る点
- ・日本空間デザイン賞
- ・浮遊感のあるデザインで時忘れの空間

(vi) 内装のデザインが模倣された経験の有無

内装のデザインが模倣された経験の有無について質問した。回答者全体及び建設業のみのいずれも「ある」と回答した者はそれぞれ 3.6%、8.5%と比較的少なく、「なし」と回答した者の方が多かった。

また、「ある」と回答した者に対し、さらに模倣された内容とその対応について自由回答形式で回答を求めた。展示会のブースなどのデザインが模倣された事例や、カタログ等に掲載されたデザインが模倣されたといった事例が挙げられた。「内装のデザインも建築物と同様に模倣されるケースが多い」という意見もあった。

模倣に対する対応としては、「警告書の送付」、「クレームの申し入れ」などが挙げられ、「特に何もしない」といった回答も複数あった。

表 31 内装のデザインが模倣された経験の有無

項目	回答者数	割合 (n=446)	回答者数 (建設業のみ)	割合 (n=47)
① ある	16	3.6%	4	8.5%
② なし	139	31.2%	32	68.1%
③ 内装のデザインはしていない	164	36.8%	3	6.4%
無回答	127	28.5%	8	17.0%
計	446	100.0%	47	100.0%

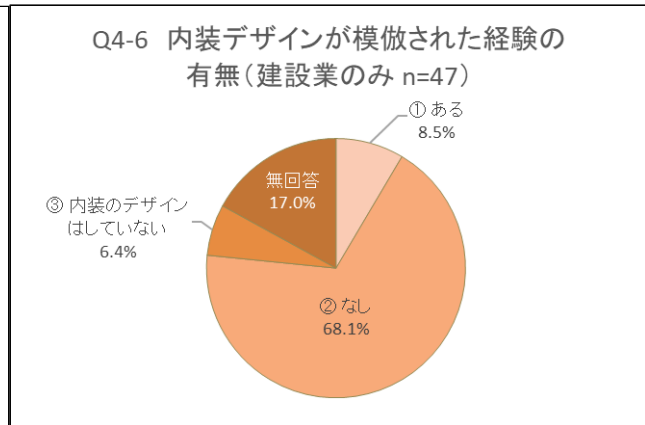
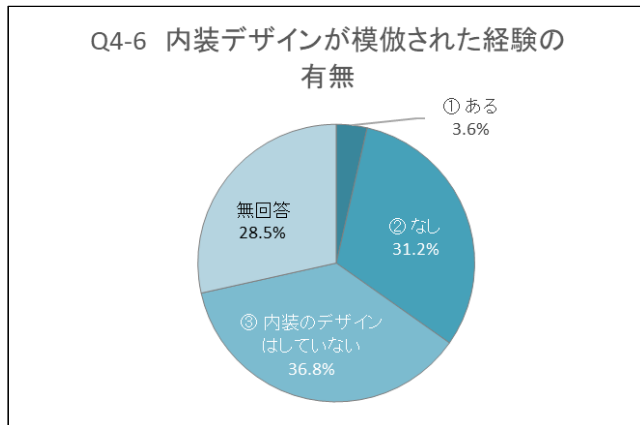


図 44 内装のデザインが模倣された経験の有無

図 45 内装のデザインが模倣された経験の有無 (建設業のみ)

選択肢① 具体的な模倣の内容 (自由記載)

- ・オリジナル壁紙のデザインの模倣
- ・コンペに負けた案件について、その内容がコンペに勝った競合他社に採用されたことがあります
- ・このようなケースは珍しくはありません
- ・フレームキッチン、オーダーペイントドア
- ・ホテル客室のユニットバス周りのデザイン
- ・過去の展示会で弊社がデザインしたものを流用していた
- ・競合先によるデザイン、ゾーニングの使用
- ・構成、仕上材料、詳細など
- ・差しさわりがあるので記載は遠慮させていただきます
- ・什器配列、大型 POP 等
- ・大和市図書館における什器や内装の模倣
- ・展示会ブースデザインが模倣されたことある
- ・展示会ブースの意匠が酷似していた。
- ・内装デザインというより平面形態
- ・内装に使用されたファブリックのコピー
- ・弊社カタログ等に掲載した建築物の内装デザインと同様のコンセプトの内装をした建築物を他社が販売していることがあります
- ・業界的によくある

選択肢① 模倣への対応 (自由記載)

- ・意匠登録をしていないので対応なし
- ・施主を介しての資料流出の為、関連部門による取引の見返りとして不本意ではあるが黙認
- ・諸事情を勘案して静観することとした
- ・静観するしかなかった
- ・設計事務所に警告書を送付

- ・訴訟検討、内容証明郵便による抗議文の送付
- ・同一と言える程度まで似ている場合や特許権の範囲に入る場合は、先方への申入れや警告書・面を送付します。主張のできる権利が無いことが多く、諦めるケースがほとんどです
- ・内装について材料開発が伴う場合は、特許登録、扉のドアハンドル等は意匠登録を行っている事例もあるが、意匠登録侵害など裁判で戦った事例はほぼない
- ・なし
- ・対応なし
- ・特にしていない
- ・特になし
- ・特に対応できていない

(vii) 内装デザインの創作時における統一感

内装のデザインを行う際に、統一感をどの程度考慮するかについて質問をした。全体では「毎回考えている」と回答した者は17.3%であったが、建設業のみで見ると、55.3%と半数以上が「毎回考えている」と回答している。

表 32 内装デザインにおける統一感への意識

項目	回答者数	割合 (n=446)	回答者数 (建設業のみ)	割合 (n=47)
① 毎回考えている	77	17.3%	26	55.3%
② よくある(8割以上程度)	24	5.4%	7	14.9%
③ たまにある(6~8割程度)	14	3.1%	3	6.4%
④ 考えることも考えないこともある(4~6割程度)	8	1.8%	0	0.0%
⑤ あまりない(2~4割程度)	2	0.4%	0	0.0%
⑥ ほとんどない(2割以下程度)	2	0.4%	0	0.0%
⑦ 全く考えていない	4	0.9%	1	2.1%
⑧ 内装のデザインはしていない	181	40.6%	3	6.4%
無回答	134	30.0%	7	14.9%
計	446	100.0%	47	100.0%

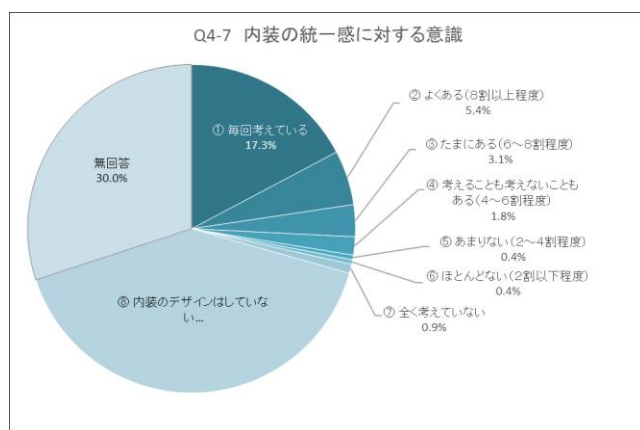


図 46 Q4-7 内装デザインにおける統一感への意識 (全体)

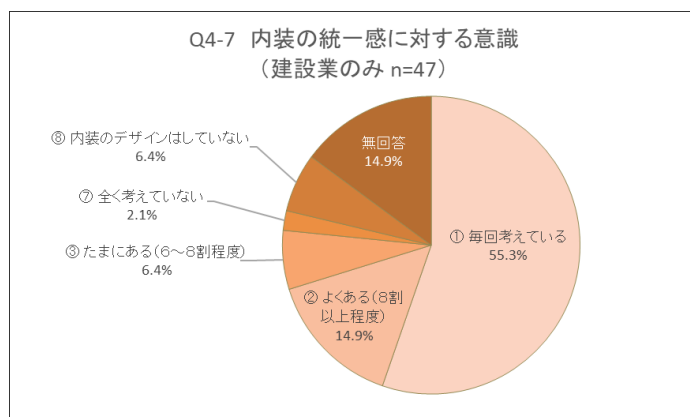


図 47 Q4-7 内装デザインにおける統一感への意識（建築業のみ）

(viii) 内装全体の統一感

モチーフ、色彩、素材、質感又は表面処理の共通性が内装全体の統一感にどの程度影響があるかについて質問した。建設業のみでみると、影響が高いとされる要素は、「モチーフが共通」、「色彩が共通」、「素材が共通」、「質感が共通」であり、いずれも「非常に影響する」又は「やや影響する」と回答した者が全体で約 60～40%、建設業で約 70～80%に達した。その中でも、「非常に影響する」の割合が高いのが「モチーフが共通」で、全体で 41.9%、建設業のみで 57.4%であった。次に高い割合であったのが「色彩が共通」であり、全体で 33.0%、建設業で 44.7%であった。

「素材が共通」と「質感が共通」については、「やや影響する」の回答の方が多く、両方とも同程度の傾向を示した。「表面処理が共通」は、「非常に影響する」と回答した者は、全体 8.7%、建設業のみで 17.0%であり、他の項目に比べると少なかった。

また、いずれの要素も「影響しない」と回答した者は建設業の回答者はいなかったが、全体では 0.7%～2.9%といずれも低い割合であった。

表 33 内装全体の統一感に与える影響（全体）

項目	モチーフが共通	色彩が共通	素材が共通	質感が共通	表面処理が共通
	割合 (数)	割合 (数)	割合 (数)	割合 (数)	割合 (数)
非常に影響する	41.9% (187)	33.0% (147)	13.7% (61)	13.7% (61)	8.7% (39)
やや影響する	20.2% (90)	28.3% (126)	30.5% (136)	31.4% (140)	30.9% (138)
あまり影響しない	2.7% (12)	3.1% (14)	18.2% (81)	17.9% (80)	21.5% (96)
影響しない	0.7% (3)	0.9% (4)	2.5% (11)	1.8% (8)	2.9% (13)
無回答	34.5% (154)	34.8% (155)	35.2% (157)	35.2% (157)	35.9% (160)
計	100.0% (446)	100.0% (446)	100.0% (446)	100.0% (446)	100.0% (446)

表 34 内装全体の統一感に与える影響（建設業のみ）

項目	モチーフが共通	色彩が共通	素材が共通	質感が共通	表面処理が共通
	割合 (数)	割合 (数)	割合 (数)	割合 (数)	割合 (数)
非常に影響する	57.4% (27)	44.7% (21)	27.7% (13)	27.7% (13)	17.0% (8)
やや影響する	23.4% (11)	34.0% (16)	46.8% (22)	44.7% (21)	40.4% (19)
あまり影響しない	4.3% (2)	6.4% (3)	10.6% (5)	12.8% (6)	25.5% (12)
影響しない	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
無回答	14.9% (7)	14.9% (7)	14.9% (7)	14.9% (7)	17.0% (8)
計	100.0% (47)	100.0% (47)	100.0% (47)	100.0% (47)	100.0% (47)

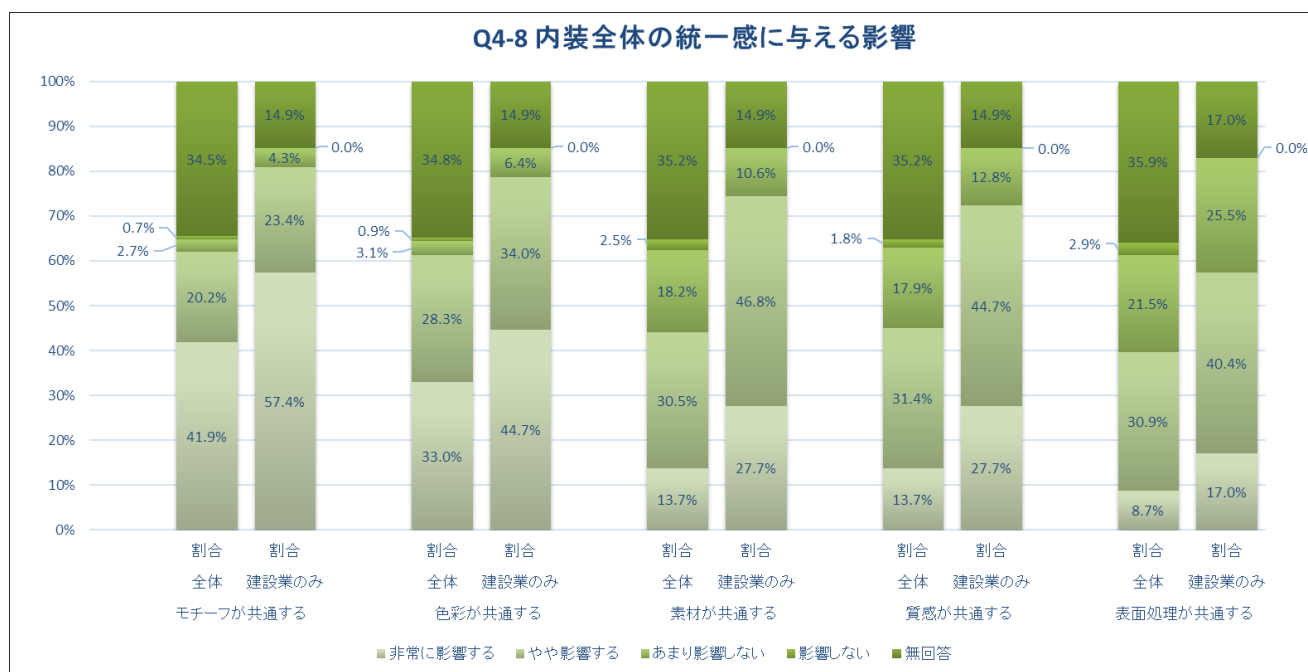


図 48 内装全体の統一感に与える影響

表 35 内装全体の統一感：モチーフが共通

項目	回答者数	割合 (n=446)	回答者数 (建設業のみ)	割合 (n=47)
非常に影響する	187	41.9%	27	57.4%
やや影響する	90	20.2%	11	23.4%
あまり影響しない	12	2.7%	2	4.3%
影響しない	3	0.7%	0	0.0%
無回答	154	34.5%	7	14.9%
計	446	100.0%	47	100.0%

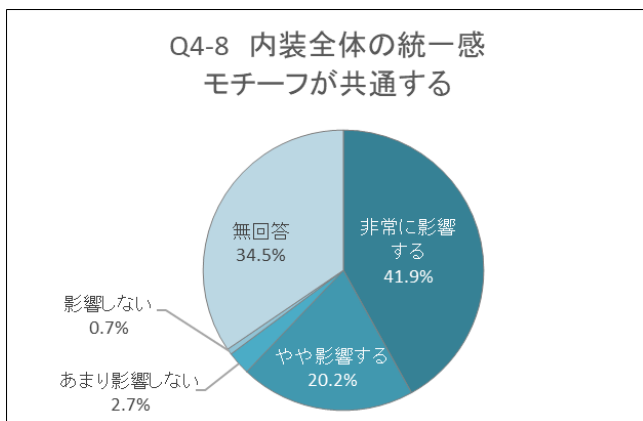


図 49 内装全体の統一感：モチーフが共通

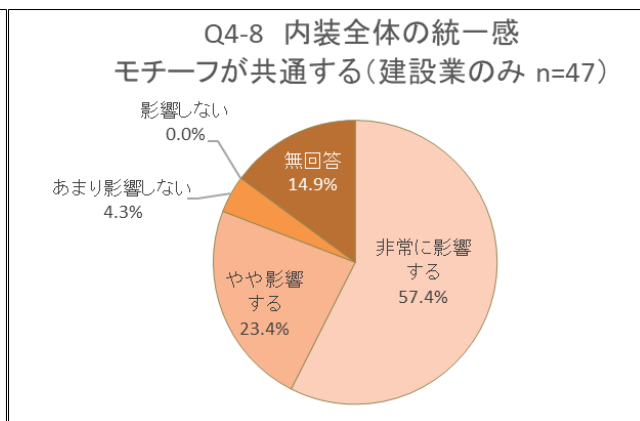


図 50 内装全体の統一感：モチーフが共通 (建設業のみ)

表 36 内装全体の統一感：色彩が共通

項目	回答者数	割合 (n=446)	回答者数 (建設業のみ)	割合 (n=47)
非常に影響する	147	33.0%	21	44.7%
やや影響する	126	28.3%	16	34.0%
あまり影響しない	14	3.1%	3	6.4%
影響しない	4	0.9%	0	0.0%
無回答	155	34.8%	7	14.9%
計	446	100.0%	47	100.0%

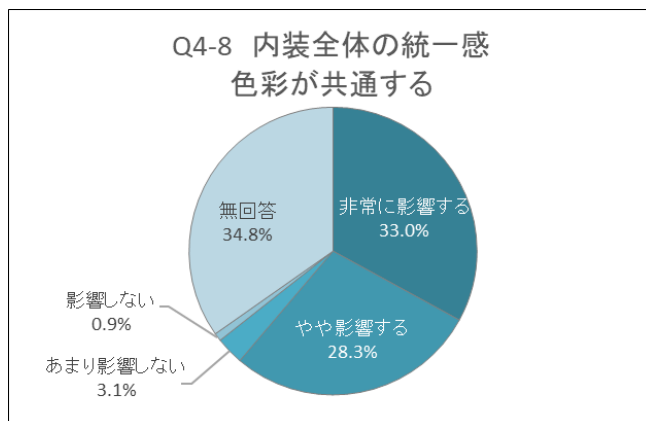


図 52 内装全体の統一感：色彩が共通

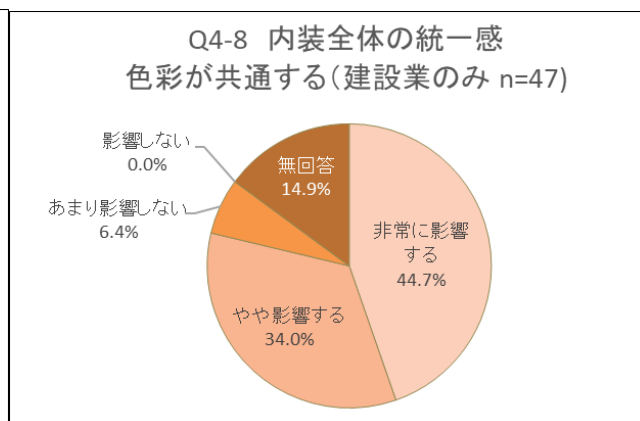


図 51 内装全体の統一感：色彩が共通 (建設業のみ)

表 37 内装全体の統一感：素材が共通

項目	回答者数	割合 (n=446)	回答者数 (建設業のみ)	割合 (n=47)
非常に影響する	61	13.7%	13	27.7%
やや影響する	136	30.5%	22	46.8%
あまり影響しない	81	18.2%	5	10.6%
影響しない	11	2.5%	0	0.0%
無回答	157	35.2%	7	14.9%
計	446	100.0%	47	100.0%

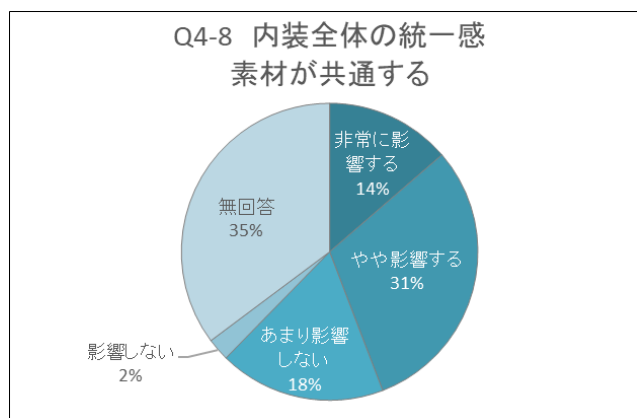


図 53 内装全体の統一感：素材が共通

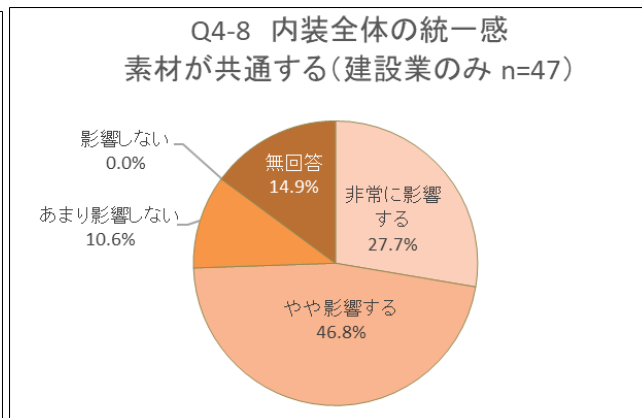


図 54 内装全体の統一感：素材が共通(建設業のみ)

表 38 内装全体の統一感：質感が共通

項目	回答者数	割合 (n=446)	回答者数 (建設業のみ)	割合 (n=47)
非常に影響する	61	13.7%	13	27.7%
やや影響する	140	31.4%	21	44.7%
あまり影響しない	80	17.9%	6	12.8%
影響しない	8	1.8%	0	0.0%
無回答	157	35.2%	7	14.9%
計	446	100.0%	47	100.0%

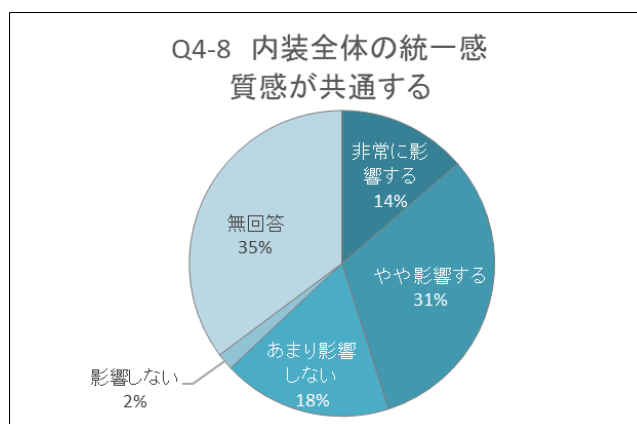


図 55 内装全体の統一感：質感が共通

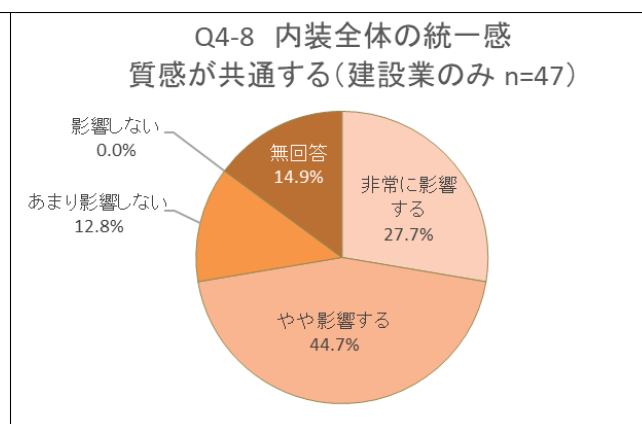


図 56 内装全体の統一感：質感が共通 (建設業のみ)

表 39 内装全体の統一感：表面処理が共通

項目	回答者数	割合 (n=446)	回答者数 (建設業のみ)	割合 (n=47)
非常に影響する	39	8.7%	8	17.0%
やや影響する	138	30.9%	19	40.4%
あまり影響しない	96	21.5%	12	25.5%
影響しない	13	2.9%	1	0.0%
無回答	160	35.9%	8	17.0%
計	446	100.0%	47	100.0%

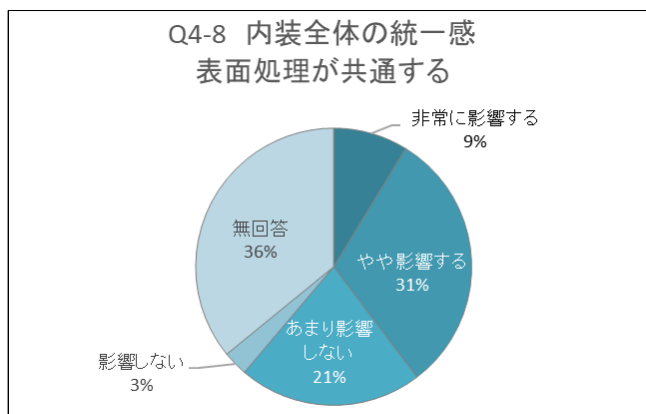


図 58 内装全体の統一感：表面処理が共通

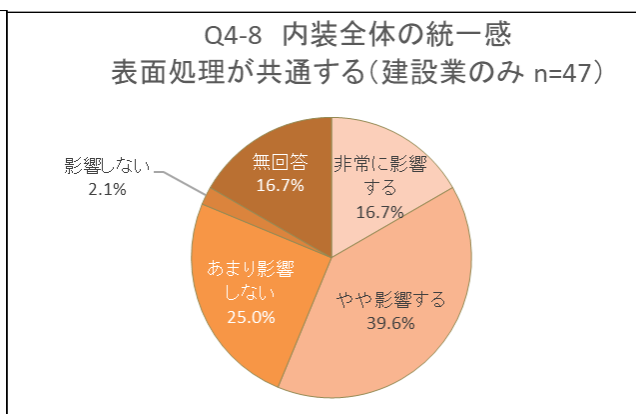


図 57 内装全体の統一感：表面処理が共通 (建設業のみ)

その他の統一感を出すための要素

- ・「内装としての統一」という要件は厳格に考える必要はないであろう。雑然とした物でなければ「統一がある」という評価でよいのではないか
- ・サイングラフィック
- ・サインの書体
- ・スケール感
- ・ディテール・納り
- ・デザインコンセプト、配置
- ・デザインによって影響度が変わる為、この設問では回答が難しいです
- ・モチーフが何を指すかによるが、スタイルや様式と考えると影響が大きい（「パラディアンモチーフ」とか「水平ライン強調」となど）
- ・モジュール、納まり
- ・ライティング
- ・角部の面取りの大きさ。使われている色のパターン（トリコロール等）。各部の寸法費（2倍、1.3倍等）、共通のキャラクター
- ・空間と家具、建具とのバランス（形態プロポーション）
- ・形 ※モチーフに含まれるのであれば特になし
- ・形状
- ・形状の統一感等
- ・建築のコンセプト・デザインコード・地域との関係性
- ・照明
- ・照明（色や配置）
- ・照明デザイナーという職業があるように、照明も内装に統一感を醸し出す重要な一要素であると考えます
- ・照明器具を揃える、光の色を揃える
- ・照明計画 形状

- ・設問の各要素にはよらず、各要素の複合によって独自の統一性ができるものとする
- ・全体の備品等のレイアウト
- ・素材が異なっても質感が同じものを採用して統一化する
- ・素材や質感、表面処理もケースバイケースで影響があり、意一概には言えない。家具や付属物の形状が共通する
- ・総合的なバランス、内装のコンセプト、利用のされ方
- ・配置の統一
- ・配置、形状、ポイントとなる象徴物の存在
- ・配置する商品
- ・本質問では、モチーフの意味が曖昧である
- ・模様等の図柄
- ・様式（スタイル）
- ・特にありません

(ix) 意匠登録すべきでない内装の意匠

建築物の意匠と同様に（II. 2. (5) (ix) 参照）、意匠登録をすべきでない内装の意匠について、公知の建築物と同一又は類似の建築物、当業者であれば容易に創作できる建築物、公序良俗に反する建築物といった例を挙げ、どのようなものがあるか自由記載形式で回答を得た。

内装の意匠も、建築物の意匠と同様の傾向であった。すなわち、モチーフの組合せや、歴史的建造物を含む既存の建築物の要素を組み合わせたものといった創作非容易性に関する意見が多く挙げられた。また、建築物として当然必要な柱や壁の位置や寸法など、機能を実現するために必須の構成であるため、意匠権の範囲に含むべきでないといった意見があった。

内装の意匠特有の意見としては、机や椅子等、市販のものや意匠登録済みのものを利用して内装の意匠を形成している場合は登録すべきでないといった意見があった。

【回答】

<新規性や創作非容易性のないもの、公序良俗に反するもの>

- ・「公知※1の内装デザインに類似した内装」、「当業者※2であれば容易に創作できる内装」、「公序良俗※3に反する内装」
- ・「公知※1の内装デザインに類似した内装」「当業者※2であれば容易に創作できる内装」
- ・「公知※1の内装デザインに類似した内装」「当業者※2であれば容易に創作できる内装」「公序良俗※3に反する内装」
- ・「公知の建築物と同一か類似した建築物」、「当業者であれば容易に創作できる建築物」、「公序良俗に反する建築物」とも意匠登録すべきでない、とする方がよいと考える。
- ・「公知の内装デザインに類似した内装」、「当業者であれば容易に創作できる内装」
- ・「公知の内装デザインに類似した内装」「当業者であれば容易に創作できる内装」「公序良俗に反する内装」
- ・※1. ※2. ※3 共に
- ・ここに挙げられた内装デザインはいずれも意匠登録する価値は低いと考える

- ・上記3点すべて
- ・全て
- ・類似
- ・風俗店の内装
- ・公知（カタログ、インターネットに限らず、実際に実施されている内装デザイン）の内装デザインについて厳格に審査して欲しいです。実際に実施されている一般的な内装デザインが見逃されて登録になってしまいますことを危惧しています
- ・公知の内装デザイン
- ・公知の内装デザイン、容易に創作できるデザイン
- ・当事者であれば容易に創作できる内装
- ・公知なものの組み合わせにすぎないもの
- ・基本的な、ありふれたもの
- ・ありふれたデザインの棚等の什器

<新規性のないもの、特に歴史的建造物や有名な建築物、公共の建築物等の内装と全部又は一部が同一又は類似のもの、これらをモチーフにしていることが明らかなもの>

- ・外観・内観を含めて建築の設計をする際には、歴史的建造物、優れたデザインの建築の構成や、Detail、素材などを、参考に設計したり、またはそのまま使用する設計方法は一般的である。（例として、つくばセンタービルは、ローマのカンピドリオ広場を反転した広場を包含している。）このようなものは、よく調査をして意匠登録すべきでない
- ・著名な建築、絵画等をモチーフにしたことが明らかな内装
- ・著名な店舗（スターバックス等）等を想起させる内装

<公知、創作容易の例>

- ・①公知の意匠をちりばめたような模様、②自然物を寄せ集めてその形状などをちりばめたような模様の意匠
- ・移動棚や棚を並べただけの意匠（レイアウト）
- ・図書館やオフィスなどで良く見られる意匠（レイアウト）
- ・一般家庭内の内装についても、建売でも、注文住宅であれ、施行者の目に触れたり、来客の目に触れたりしているのが明らかであれば、公然知られた意匠として取扱っても、仕方ないと思われれます
- ・建築物の意匠と同様に内装全ての要素が既製材料の組合せであったり、内装の装飾が公知な模様・絵柄によりデザインされたものであった場合は、当業者であれば容易に創作できる内装であり、登録すべきでないと考えます
- ・実際の内装デザインとして公知・創作容易でなくとも、既存の外装、架空の内装デザイン（イメージ画、絵画、漫画、映画等）などの、内装デザインの参考になるデザインと類似もしくは容易に創作できるものは、公知あるいは創作容易と判断し、意匠登録すべきでない
- ・タイルパターン等
- ・和柄等伝統文化から想起されるもの
- ・同様のコンセプトにより似てくるデザイン
- ・原価低減故に似てくるデザイン

<既製品を利用しているもの>

- ・建材メーカーの製品を利用して外観を形成している建物の内装（壁紙、建具、腰壁、巾木、モールディング、パーテーション、衛生陶器、水栓、照明器具等）またはその組合せによって容易にデザインできる内装
- ・意匠性があっても、その中のものが、創作されたものではなく一般に販売されている物が、組み合わせられた場合など
- ・通常の創作能力、市販の建材を用いてデザインされる内装デザインに広い権利を与えるべきではないと考えます

<配置や什器、壁や床等、特定の一要素のみ新規で他の要素は公知のもの>

- ・配置だけが新規なもの、例えば、公知のテーブル、いす等を用いて配置だけが新しいもの

- ・位置関係が同一で、什器が新規なもの（第9回意匠制度小委員会配布資料2の事例を参照）
- ・内装面（壁、天井、床等）の色彩やテクスチャのみが、異なるもの（表面仕上材（ボード、壁紙、タイル、シート、塗料等）が異なるだけのもの）

<法律や規則等で定める構成、法律や規則等から必然的に定まるもの>

- ・建築基準法の法規に定められた寸法や仕様のみ、もしくは、単に組み合わせたものを特徴とするような建築物

<構造上必須の骨組み要素等、機能を実現するために必須の構成>

- ・機能のみから決定される意匠
- ・見かけは公知の内装であるが、特殊な機能と意匠を結び付けて登録するようなこと

<他人の権利と抵触又は権利化されたものを利用するもの>

- ・他人の商標権、著作権等の権利に抵触する内装
- ・他人の業務に係る商品表示の顕著な特徴を模倣する内装
- ・空間を構成する個々の物品（床材、壁材、天井材、ドア等）について先行デザインがある場合、若しくは他社が物品として権利化しているものが含まれている場合には、空間としての意匠があっても登録されないようにしてほしい

<異議申立てや情報提供ができるようにしてほしい>

- ・異議申立て、情報提供が可能にしていきたい。また、特殊性の高い意匠のみの登録にしていきたい

<その他意見>

- ・机やテーブルの配置のように移動可能な要素については、物品の組み物として保護できるようにして、内装から切り出して権利化すべきではないと考えます
- ・空間デザインとて保護するのであれば、床、壁、天井の少なくとも1つを含むものに限定すべきと思います
- ・デザインの自由度を狭めるような意匠登録はやめてほしい
- ・意匠登録の目的・方法による

<従来と同様でよい>

- ・従来の審査と同様の基準で良いと考える
- ・物品の意匠と同じ考え方でよい

<特になし、よくわからない>

- ・特にありません
- ・特にございません
- ・特になし
- ・特に思いつかない
- ・特に思いつきません
- ・質問対象に関して知見がございません
- ・建築物の分野ではないので、わかりません
- ・わからない

(x) 特許庁が収集すべき資料

今後開始される建築物の意匠についての審査資料として、特許庁が収集すべき資料は何かについて質問し、自由記載形式で回答を得た。

情報収集する対象について質問をしたII. 3. (5) (iv) で得られた回答で挙げられた雑誌類やウェブサイトの他、ハウスメーカーのカタログ類や様々な建築物の写真集、SNS等の写真、内装に関連した資格試験のテキスト等が挙げられた。

【回答】

- ・デザインの作図年月日が分かる資料（改ざんできないもの）
- ・既発行の建築関連雑誌、記事、デザイン関連書籍。諸団体による表彰案件。主要企業のコーポレートデザイン
- ・裁判等で内装デザインの著作権が認められる判例は、特に優れたデザインとなっており、これらの資料（国内外の著作権を主張できる建物）を収集し、公開する方法も考えられる
- ・内外国の雑誌
- ・建築家、設計事務所のウェブサイト
- ・ホテル、旅館のウェブサイト
- ・※オフィスレイアウト等は何かしらの賞でも受賞しない限りオープンになることはほとんどないです。従いまして使える公知資料はとても少ないと思います
- ・3Dモデルデータ
- ・JOIFA（日本オフィス家具協会）に登録している企業のカタログ
- ・Q4-4に記載の資料
- ・アミューズメント施設の内装
- ・インターネットで画像検索を行い、類似の建築物がないか確認すべき。新しい検索手段や、企業のウェブサイトといった最新の情報を遅滞なく収集すべき
- ・インターネット上で公開されている公知の「内装（インテリアデザイン）」として、国内外の有名な（話題となった）店舗の内装（インテリアデザイン）を幅広く収集すべきと考えます
- ・インテリアメーカーカタログ（家具、壁紙、照明器具、キッチン、バス、トイレ、洗面台、ドア）家具雑誌
- ・インテリア雑誌、海外を含めた大きな展示会に出品しているメーカーのカタログ
- ・カタログ、雑誌、ウェブサイト。特にSNSなどに出ている個人が撮影した写真が参考になります。特に、「ピンタレスト」には優れた内装デザインが数多く掲載されています
- ・マンションのモデルルームの写真
- ・代表の方々と意見交換や勉強会をしましたが、公益社団法人商業施設技術団体連合会による商業施設士（士補）資格試験テキストが有効だと思います
- ・化粧品店の内装、宝飾店の内装、テーマパーク等の内装
- ・家具メーカー／デザイン会社のWebサイト、海外メーカーもふくめて（特に欧米）、「シャッターストック」「Adobe ストック」「pixta」（素材写真）
- ・過去に建設されたあらゆる建築物の写真、図面
- ・海外事例を含め模倣等のないことが確認できるアーカイブ等が必要
- ・企業のエントランスやショールームの内装や展示方法について
- ・建築、インテリア系の雑誌等（WEB情報含む）
- ・公知の什器に関する資料（意匠）
- ・公知の位置関係に関する資料
- ・公知意匠の収集範囲は拡げるべき
- ・国内外のインテリア雑誌
- ・国内外の雑誌、新聞、カタログ、広告、Web上の画像データ。ただしWeb上のデータは公知日（場合により公知となった時期）が完全に証明できることが必要

- ・国内外の展示会ブースデザインのレイアウト設計図、有名な店舗デザインの設計図など
- ・雑誌『インテリア』
- ・商店建築などの、内装が掲載されている雑誌
- ・新建築、日経アーキテクチュア、商品建築、GA、ディテール 他
- ・新建築、日経アーキテクチュア、GA JAPAN、GA DOCUMENT、ディテール、近代建築 商店建築
- ・TAKENAKA DESIGN WORKS (広報誌)
- ・展開図、パース (写真)
- ・店舗、企業、公共施設等からの情報提供の協力をしてもらい審査資料の充実化を図る必要があると思われます
- ・内装業界の賞を受賞した作品 PSA Design Award, JCD Design Award, SPA Award 他
- ・日経ニューオフィスデザイン賞
- ・ネオコン、オルガテックなど海外のオフィス家具の展示会資料 (オフィスの内装も提案されている)
- ・物品 (建材、家具等) のメーカーカタログ
- ・歴史的建造物

<特になし、よくわからない>

- ・特になし
- ・特に思いつきません
- ・わからない
- ・なし
- ・建築物の分野ではないので、わかりません
- ・質問対象に関して知見がございません

(xi) 審査で留意すべきと考える点

特許庁が内装の意匠の審査を行うにあたって留意すべき点について質問し、自由記載形式で回答を得た。

全体として、建築物の意匠と同様に、創作非容易性を中心に厳格に審査を行ってほしいといった意見が多く挙げられた。また、内装は非公開が前提であることも多いことから、公知意匠の資料の収集を懸念する意見も多く見られた。その他、明確な審査基準や審査過程などの公開、意匠権の範囲や侵害の態様などの例示といった要望があった。

【回答】

<厳格に審査すべき>

- ・(1) 下記理由により、厳格に審査すべきである。(特に秘密意匠) 事前調査を尽くして実施したとしても実施予定のない第三者が秘密意匠として登録した意匠権に抵触してしまうことが想定され、実施者としては秘密意匠の存在を知り得る手段がないにも関わらず、3年経過後に突然侵害への対応を求められる事態が想定される。特にビルやマンションといった不動産の意匠であれば、最悪取り壊せと主張される恐れもあり、建て替え費用として数百億円の損害を出すことになる。建築物の意匠が登録されれば、事業活動に与える影響は計り知れない。建築物の意匠については、より厳しい基準により審査され、登録を容易に認めるべきではないと考える。また、こういった甚大な損害を避けるには、建築物の秘密意匠についても調査する必要があるが、その調査は出願する方法しかないのか、その点も明確にしていきたい

(2) なお、上記のような建築物の意匠侵害の事業活動への影響が甚大であるゆえ、立法論ではあるが、建築物については秘密意匠を請求できない制度に法を改正すべきである。また、今回の法改正は、建築物のデザインをブランディングに活用しようとする事業者の権利保護を強化することが目的であると理解しており、その観点から、自ら実施しない権利者まで保護する必要はないと考えるので、登録後実施しない意匠については、取消請求を行える制度に改正すべきである

- ・類似の範囲をどう考えるかも、同様に思われます

<特に創作非容易性は厳しく判断してほしい>

- ・高度な創作性を有するもの以外は、登録すべきではないと思います。類似については、厳しくご判断願います。創作レベルの低い権利が乱立しないようお願いいたします
- ・サーチ漏れがないよう、新規性及び創作非容易性の的確な審査を望みます。また、類否判断に際しては、「内装（インテリアデザイン）」の創作のポイントを的確に把握し、ある程度の類似の幅を持たせた審査を望みます

<公知、創作容易の例>

- ・TV番組やCMで公開される内装
- ・アクセス制限のかかった建物や個人宅等の内装については、公知になったか否かの判断を慎重に行ってほしい
- ・オフィスや図書館などでラックを効率よく機能的に配置したものは、当事者（什器メーカー）なら考えつくものであるから、そういったものを審査で登録にしないでほしい
- ・創作性の有無も重要だが、需要者が構成物品のメーカー推奨デザイン等と誤認・混同しないかどうかの観点も重視する必要がある

<明確な審査基準や例、審査過程を開示すべき>

- ・わかりやすい審査基準を open にしてほしい
- ・登録対象となる内装の具体例
- ・明確な審査基準を作成し、どのように判断したか通知すべき
- ・新規性例外規定の適用の際に、意匠登録を受ける権利を有する者を特定することが必要となります。内装は、様々な物品、建築物、画像によって構成され、新規性喪失の機会も多様になることが予想されますので、当該申請を行う場合も多いと考えます。意匠登録出願人や意匠権者だけでなく、意匠登録を受ける権利を有する者や創作者について、どのように特定をすべきか、意匠審査基準で明確にすべきと考えます
- ・Q3-11と同様、内装デザインなのか、内装の一部なのか、あるいは配置なのか、ある特定物の形態なのか、どこに重きをおいて審査がなされたのかの情報も開示されるとクリアランス負担は軽減すると思われる
- ・どこまでをオリジナルと判断するのか、その基準を正確に決めて欲しい。万人が納得する指針を形成しないと、特許とみなせるのか、不明になる為
- ・登録となったポイントが分かるようにしてほしい。創作容易の範囲、考え方を明確にほしい
- ・内装を構成する要素の登録はどう判断するのか。内装の範囲はどこまでなのか、設定ができないように感じられます

<機能を実現するための形状をどのように考えるか>

- ・内装において、第5条1項3号の「機能を確認するために不可欠な形状」をどう捉えるかを検討し、一定の基準を示して頂きたい
- ・創造性、建築機能との整合性

<物品面の類否判断の範囲はどうなるのか>

- ・“内装”をどうとらえるのか、建築物だけでなく移動体（自動車、電車等）の内装はどうするか、慎重にとらえてほしい

- ・建築物に関して、物品の類比の取り扱いを明確に規定していただきたい
- ・(他社の)意匠権が登録されている家具が含まれている内装意匠の取り扱い
- ・内装全体の組合せとしての価値観

< 公知意匠の資料の収集は十分に行ってほしい >

- ・建築物の審査と同様に、引例の適格性に疑問があります
- ・Q4-9 と重複しますが、一般的に実施されている内容が公知資料がないという理由で登録となり、実施の制限を受けることを懸念しています。内装の意匠を保護対象とするのであれば責任をもってしっかり調べた上で審査をして欲しいです
- ・本当に類似のデザイン意匠が世の中になかったのか、既に存在しているのに気づかず意匠登録申請してないか。「公知」か否かをどうやって検証するのか
- ・「建築物」以上に資料の収集が難しいのではないかと危惧しています
- ・裁判等で内装のデザインの著作権が認められる判例は、特に優れたデザインとなっており、これらの資料(国内外の著作権を主張できる建物)を収集し、公開する方法も考えられる
- ・小売業にとっては、海外視察等で見た内装を参考にして店づくりをする事は少なからずあります。他社が同様に海外で参考にしたもので容易に創造できるものの登録を防止する審査体制(公知データの収集)を望みます
- ・特に位置関係の公知資料は従来公報がないので十分な資料収集と検討が必要だと思われる

< 基準の策定にあたっては、各種関連団体と意見交換してほしい >

- ・基準作成にあたっては、設計者が関係している各種団体(日本建築家協会、日本建築士会連合会、日本建築学会など)から、意見交換会をおこなっていただきたい。設計者も所属する団体等により、立場が異なり、いろいろな意見があるはず

< 改正法施行によるマイナス面の評価も忘れずにしてほしい >

- ・意匠類似性があることによる具体的なマイナス経済効果予測(図面審査のみであり、図面自体は建設関係者なら入手できる世界があるため、それらを元に模倣・類似した内装デザインの意匠登録出願ができる。昨今の世界状況を考慮すると、特に海外の意匠登録出願者からもパテントトロール的なことが起こることが想像でき、その対応はマイナス経済効果である。)をすべきである

< 色彩やライティングの有無又は違いによる美感へ影響をどう捉えるか >

- ・内装は照明計画や建材の質感・色によって印象が大きく変わりますので、類似する内装の形状であっても、異なる印象を受けるものがあるかと思えます。また、配置する家具類の形状や配置が内装の印象に影響を与えることがあるかと思えます。このような場合に類否や創作容易性についてどう判断すればよいのかを示していただかないと出願人は混乱すると思えます
- ・①色彩の有無で大きく印象が異なってしまう。審査する図面等について、線図だけでいいかどうか、検討要
- ・②統一感という言葉の解釈を定義、あるいは説明してほしい。従来の組み物の統一感とは異なったものになると考える
- ・色彩の判断:色彩については、商標のようにRGBなどで色彩を特定するのか。色彩については、公知色ばかりで目新しい配色がないが、どのように審査されるのか
- ・内装は照明器具の種類や、光の当たり方によってもイメージが大きく変わるので、審査の際もそのあたりのケアが必要かも知れません
- ・色彩の特徴だけのもの

< 検索 >

- ・調査の観点から判り易い分類付与
- ・意匠設計を行う場合、顧客提案する前にWEB等で意匠登録されたものに合致しているか、していないかを機械的に判別する検索システムの構築が必要

< 図面の要件の緩和 >

- ・必要図に関する基準を緩和してほしい

<権利範囲や、権利侵害となる態様などを明確にしてほしい>

- ・権利範囲が極力明確化されるよう、また、権利の安定性が最大限確保されるよう、お願いいたします
- ・登録意匠権の権利範囲を特定ないし類推できるような工夫が欲しい。例えば全体的には登録性を満たさないが、内装の一部分において登録性を満たしていた場合は、登録になると思われるが、どこが登録性を有すると評価されたのかが分からなければ、その権利に接した他業者の無用の委縮を招くおそれがある（内装に限らないが）
- ・ゲーム内での他社の著名な建築物の内装を再現することがあるが、今後、仮に再現した建築物が建築物という物品で意匠登録されていた場合、その再現が意匠権侵害を構成するのかが懸念される

<その他の留意点など>

- ・美観を起こさせるものかどうか
- ・図面で表現しなければならない範囲
- ・海外事例を含め模倣等が全くないこと
- ・施設の用途（公的か私的か）、ブランドの社会的影響
- ・オリジナル要素の有無
- ・デザインの作図年月日
- ・形状、配置等に特徴があることは必須条件として頂きたく存じます
- ・Q3-11と同じように、そこに使用される細部（建材等）は評価するべきではない

<審査に関する意見、要望>

- ・要部が特定されることと、内装意匠とする範囲を明確にすることが重要と考えます。空間と一体でないものは物品として保護すればよいので、切り分けるべきと思います。また、机の配置などは、需要者が模様替えで行うことが可能なので不適切と思います。不適切なものは排除して、創作性の高いものに限って権利化するようにお願いします
- ・引用文献がない、参考意匠が見つからないという理由で登録されることがないようにしていただきたいと考えます
- ・内装を構成するもので、一部は設置の有無があるが、その部分は非請求とすることが望ましい
- ・内装を構成している物品の中に、出願人が権利者でない物品の登録意匠が紛れないようにご留意いただきたい
- ・建築物の内装デザインについての登録審査について、その実現性に疑問を感じる
- ・内装の意匠は「個々の物品（建築物）は新規性・創作非容易性を持たないが、複数の物品（建築物）を特定の配置とした場合に統一された美感を持つもの」が中心となると考える。そうすると、「配置がどの程度改変されれば非類似となるか」を明確にする必要があると考える
- ・独自性と一般的の線引きが、非常に難しいと考えられます
- ・動産のような物品外部のデザインではなく、建物内部のデザインとなるため、平面図のみでは内装の特徴点を捉えることに苦労されると思います。出願人からしても、先行意匠の形状の特定に苦労すると思っております
- ・オープンテラス等の場合、外装（建築物）と内装の審査上の取扱いに差異があるのであれば、両者を区別するときのボーダーラインの判断などに留意が必要かもしれません
- ・一部分の些細な差異によって類否を判断するのではなく、全体の雰囲気や受ける印象も含めて、より包括的な視点に基づいた判断を行ってほしい

<制度に関する意見、要望>

- ・本法改正により設計者が設計する建築物の内装の意匠の自由を阻害されることがあってはならない
- ・本法改正により個人が建築する個人のための内装の意匠の自由を阻害されることがあってはならない
- ・内装の設計者の自由度を阻害しないような審査としてほしい
- ・独占させることで経済活動が阻害されないように慎重に審査してほしい
- ・申請を行い申請が通ったものは、遡って追及されないシステムが必要

- ・外観同様意匠法でなくても著作権法でも守れるはず。「似ている」「似ていないで」紛争が増加するだけ
- ・意匠設計に於いて既存の建物などを参考にする事は多々ある事です、完全にコピーして第三者に誤解を与えたり、所有者や設計者の権利を害するような手法以外は規制するのは難しいと感じます
- ・海外国内を含め、すでに製品として発売、もしくは雑誌掲載等がされているデザインに関し、「意匠登録を強化する」事は避けて戴きたいと思います
- ・既存の内装資料をどれだけ集められるか。出願人に収集の責任を求めるのはやめていただきたい
- ・過度な権利設定は全体のレベルを下げてしまう。「芸に対して芸を盗むことは許容される」のと同じ

<特になし、よくわからない>

- ・質問対象に関して知見がございません
- ・建築物の分野ではないので、わかりません
- ・特にありません
- ・特になし
- ・わからない

(6) 国内ヒアリング結果

(i) 内装のデザインにおける「統一感」の表し方

内装のデザインにおける統一感の出し方としては、屋内に配置する什器等の形状や色、素材、質感などによるものが多く、その他、配置でも統一感を出すようにしているとの回答があった。また、最近のデザイン手法においては、あるコンセプトに基づいてデザインが行われることも多く、そのコンセプトや発注者の意向に沿ってデザインをすると自然と統一感が表れるといった回答があった。加えて、意匠の審査における統一感の判断については、画一的に判断すべきではないとの言及もあった。

<形状や、色、素材、質感等の共通性による>

- ・ CMF (Color, Material, Finish) を意識したデザインを行っている。形状とともに、色やマテリアルの共通性などで視覚的な統一感を考えている
- ・ 統一感には主に素材や色調によるものが多く、その他、水平又は垂直のラインの位置や出し方なども影響を与える
- ・ 外観上、面積の大きい床や壁などの素材感や色調が内装のデザインや雰囲気形成に大きな影響を与える
- ・ ケースバイケースによる。通常は色合いや質感などのトーンを合わせるなどしている。また、最初は天井を低くして、あるところから天井を高くし、開放感を演出するなど、空間の演出により統一感を与えることもある

<配置の工夫による>

- ・ 個々の物品の形状とともに、各物品の配置も含めて全体のデザインを行っている。例えば、物品の輪郭で直線を共通にするとともに、物品の配置もその輪郭に沿って直線上に並べるなど配慮している

<依頼主の意向に沿ってデザインをすると自然と統一感がでてくる>

- ・ 基本的には設計者が設計し、クライアントの意向に沿ってカスタマイズを行う
- ・ 内装のデザインを行う際、通常は施主から提示されたコンセプトやリクエストに基づいてデザインを行う。このようにリクエストに応えるようにデザインをすると、自然と統一感が出るものだと考えている。統一感を出すために特別なデザインを行っているというわけではない

<あるコンセプトに基づきデザインすると自然と統一感が表れる>

- ・ 内装の意匠に関しては、個々のデザインは店舗により異なるが、一貫したコンセプト（空間における居心地の良さ）に基づき、店舗毎のテーマに応じたデザインをしている
- ・ 統一感とは、いわばデザインで表される世界観であり、実際に見ることでそれは感じられるが、形状で示すことは難しい。各店舗の内装のデザインにおける統一感とともに、各店舗を貫く統一感といったものもある

<一貫したコンセプトを表現するのに必要なトータルデザインをしている>

- ・ 店内の内装・空間は、お客様にとって「くつろぐ、いちばんいいところ」であることを志向しています。そのため、漆喰をモチーフにした壁、天井の木材、レンガ、安定感のあるちょっと大きめで温かみのある色彩の椅子、高さや幅にこだわりしっかりと固定された分厚いテーブル、プライバシーを守るさりげないパーテーションを組み合わせることで、統一感を表現し、これをもってお客様におくつろぎいただける空間を演出しております

- ・創業時から50年間店のコンセプトは変わらない。リビングにいるかのような、素材感を生かしたくつろぎの空間を実現することをコンセプトとしている。歴史的にみると、細かい部分で多少の違いはあるが、創業時と同じデザインで、全国すべて同じ空間を提供している。これは、将来的に新しい業態を考えていく場合も、コンセプト自体は変わらない
- ・内装だけでなく、食器等の備品も含めて統一感を出している。他の同業種の店舗とは異なり、商標だけを前面に出すのではなく、内装や備品等から醸し出される全体の雰囲気での差別化を図っている

<最近の傾向に合わせ、ライフスタイルの提案を出発点としてデザインを行う>

- ・最近の傾向として、プロダクトデザイン自体がシンプルになってきており、形状のシンプルさとともに、素材感にこだわりを持たせることが多くなってきている
- ・ショールームなどの内装のデザインは検討中であるが、ある物品の形状や特定の色といった意味でのデザインではなく、ライフスタイルの提案というところから各プロダクトに合わせたデザインを行う方向にシフトしている

<意匠法上で要求される統一感の基準が不明、特に重視していない>

- ・意匠法上求められる「統一感」の基準が明確ではない
- ・統一感というと、組物で要件となっている統一感を思い浮かべるが、この「統一感」で拒絶になった例は聞いたことがない。このため、審査における統一感の重要性は低いのではないかと考える

<どこの統一感なのかがわかりにくい>

- ・どこの「統一感」なのかがよくわからない。今回の法改正では、おそらくチェーン店やハウスメーカーなどを視野に入れていると考えるが、チェーン店のように、いわゆるシリーズ展開するという意味での統一感なのか、ある一つの内装における統一感なのか、わかりにくい

<統一感は一意匠としての意味だと理解する>

- ・デザイン事務所などが行う内装デザインは、大抵一品製作を想定しているものが多い。いかに独創性を与える空間の演出をするかという点で考えると、建物や部屋単位で統一感を考えるのが普通である。条文上の「統一感」は、チェーン店などのシリーズとしてではなく、一意匠としての統一感だと考えている

<「統一」の判断は程度問題ではないか>

- ・組物の意匠の審査基準に掲載されている「統一」の例に対する印象としては、色を変えることや、設置された物同士の距離を変更することなどは、程度問題ではないか。画一的に判断できないだろう

(ii) 創作非容易性を判断する際の留意点

審査基準に現在掲げられている創作非容易性の有無を判断する基準以外に留意すべきと挙げられたものとして、柱などの構造上必須の配置やデザインの目的に基づく当然の配置、既製品を使った内装デザイン、自己のデザインを取り入れた場合といったものがあつた。また、建築物や内装の場合は、有名な作品をオマージュし、これらの一部を取り入れたデザインをする場合も多くみられ、その場合の登録要否及び侵害可能性への懸念などについての指摘があつた。また創作非容易性のハードルについては高くしてほしいという意見と、低くてもよいという意見の両方があつた。

現行判断基準で当てはまらない項目としては、一部構成の単なる削除や配置の変更、色彩や素材の変更、構成比率の変更、他業種の配置の転用が挙げられた。

【他に留意すべき留意点について】

<柱などの構造上必須の配置、デザインの目的に基づく当然の配置を含む場合、登録及び権利行使可能なのか>

- ・建物の構造上、特定の位置に配置しなければならない柱や筋交いがある。これら必須の配置などが権利化されるのは避けて欲しい。加えて、例えば筋交い自体をそのままデザインとして露出させる場合と、筋交いの周囲を壁で覆い、装飾する場合とがある。この場合、配置は同じであるが両者は類似と判断されるのか。また、両者が登録された場合、その配置で権利行使が可能になるのか
- ・構成要素が新規なもので、レイアウトがよくあるものの場合、全体として新規性、創作非容易性があれば登録されてしまうのか。また、構造上必須の柱がある場合と、建築物の構造によっては無くてもよい場合もある。その場合に、レイアウト等が同じでも、柱を含んで出願した場合と、無い場合とで登録の可否に関する判断が変わるのか

<什器に有名な既製品を含む場合、内装デザイン全体への影響が大きい登録できるのか>

- ・家具などは単体でも登録可能である。内装を考える際に、既製品を使うこともある。そうすると、既製品のデザイン自体に商標的価値（ブランド力）がある場合、これを内装に使用すると内装デザイン全体への影響も大きくなる。こういったものも含めて登録できるのか

<自己のデザインを取り入れたデザインを寄せ集めとしないほしい>

- ・自分で創作したデザインを組み合わせたような場合、単なる寄せ集めとして登録できないというのは避けて欲しい。複数の物を組み合わせたり、一定の配置により設置することを前提としたデザインもある

<登録のハードルを上げるという点では賛成だが、現審査基準の手法で審査がされると登録できる内装の意匠は無いのではないかと。>

- ・上記※1、※2（現審査基準の「よく見られる改変」や「ありふれた手法」）に留意して審査をしたら、逆に登録できる内装意匠はないのではないかと。デザインするプロセスで参考とするオリジナルがあることが多いことや、既成の材料を使うことにより雰囲気が出てしまうことがあり得る。それらが容易に登録されないようにするという意味では、新規性や創作非容易性のハードルを高くするのは賛成である

<オフィスの内装などはデザインの選択肢が少なく、ほぼ類似するのではないかと>

- ・オフィスの内装の場合、建物の形状にもよるが、一般的な長方体の空間の中で人が働くことを目的としたデザインを行う。オフィスの内装の目的もほとんど各社変わらないと考える。このため、選択できるレイアウトはそれほど多くない
- ・飲食店やその他店舗の内装の場合は、内装の構成要素の数も種類も多く、デザインの選択肢も多いが、オフィスの内装は構成要素も机や椅子など、店舗等に比べると構成要素も限定される。このため、自然と似通ったレイアウトとなる。パブリックな店舗等の内装と非パブリックなオフィスの内装とを同列に審査できるものなのか疑問がある。要素や配置について、店舗の内装と同列にした審査基準に沿った審査が行われると、オフィスの内装はほとんど類似になるのではないかと
- ・既製品を使用して内装を考えると、似たような内装デザインとなることも多い。こういったものが先例との類否判断や創作非容易性のハードルにより登録できないというのであれば、無用な紛争も生じにくいだろう

<通常の設計行為で創作されるような意匠が登録されないなら、無用な紛争が生じるおそれも低い>

- ・よほどの独創性があるもの以外は、通常の設計行為で創作されるような意匠などは登録されないということか。それであれば、無用な紛争が生じるおそれも低いと考えられる

<登録までのハードルは低くてもいいのではないかと>

- ・建築物や内装の保護という観点から、現在建築物を立体商標として商標登録が可能となっている。商標法は、ブランドの維持やただ乗り防止などを目的とすることから、建築物などを立体商標で登録しようとする、ある程度周知性、著名性が求められ、登録までのハードルが高い。他方で、意匠法は創作を保護することを目的とすることから、登録までのハードルは、商標と比較しても多少低くてもいいのではないかと

<既存デザインをオマージュしてデザインしたものは侵害となるのか>

- ・慣例として既存のデザインをオマージュして要素を取り入れることもある。このような場合、既存デザインの意匠登録を知らずに内装や建物を作ると侵害となるのか。デザイン過程での調査負担が大きくなるのではないかと懸念がある。また、無駄な係争につながらないか心配である
- ・オマージュした場合でも、著作権の範囲まで踏み込んでデザインすることはない。全体としてデザインのオリジナリティが認められ、事業活動が認められるならいいが、権利行使されるのか不安でもある。オマージュか単純な模倣（パクリ）かの線引きは難しい

【現行の創作非容易性の判断基準であてはまらないと思う項目】**<一部の構成の単なる削除、配置の変更はそもそも審査の対象なのか>**

- ・(c) 一部の構成の単なる削除と (d) 配置の変更は意匠法で審査する対象なのか

<色彩や素材の変更を一律に創作容易とするのは妥当ではない>

- ・最近のデザインの傾向として、質感にこだわったものが多くなっている。壁などの色味や質感、グラデーションや光の違い、凹凸等にこだわりを出し、工夫を重ねて表現している。色彩や素材の変更を一律に創作性がないと判断されるのは妥当ではない
- ・形状はシンプルだが、色や色の配置、質感等の組み合わせで独自性を出すこともある。組み合わせることに創意工夫があるため、単純に寄せ集めと判断するのではなく、組み合わせのコンセプトも含めて判断してほしい
- ・素材の変更とあるが、住宅の内装においては、特に素材感が大きな影響を与える。例えば壁をコンクリートの打ちっぱなしにするのと木目調にするのとでは、全く違う印象が生じる。このため、単純に素材の変更というだけで画一的に登録できないという判断となるのは疑問がある

<高さのバランスをあえて変更してデザインした場合でも構成比率の変更として創作容易となるのは妥当ではない>

- ・構成比率の変更も、天井の高さとのバランスなどで、全く異なる印象が生じる場合がある。例えば、天井の高さが2.5mと3.5mでは、腰板の高さも同じ比率とすると実際の高さは異なるが、天井が3.5mの際に腰板の高さを2.5mの場合と同じ高さとする、印象が大きく異なる。あえてそのように創作した場合でも、単なる構成比率の変更として創作容易と判断されるのか。

<他業種の配置の転用などでも登録可能か>

- ・ファミリーレストランなどで向かい合った席をいくつも並べるような配置があり、それをオフィスに転用することも最近目にする。このような場合でも登録の対象となりうるのか
- ・特になし

(iii) 出願時や審査に際しての懸念点について

大きく分けて、保護対象について、願書等の記載について、図面への表し方について、統一感について、レイアウト又は配置について、審査への懸念及び類否判断等について、先行意匠の資料収集について、権利範囲又は権利行使について、その他の意見や懸念に関する意見が得られた。

① 保護対象について

内装の意匠の保護対象として、何が、又はどこまで含まれるのかといった疑問が多く挙げられた。例えば、壁や窓、床の形状や質感、ライティングによる演出など、部屋の内部や内装を構成する物のどこまでが含まれるのかといった疑問等が挙げられた。また、「什器」そのものの定義やガラス張り等で建物の外観が内装に影響を与える場合の表現方法、内装が表現する雰囲気や空気感の表現などにも言及があった。

<空間の形状や床、壁などの空間内全体の形状や質感、入り口や窓の位置や形状なども「内装」に含むのか>

- ・「内装」と言うと、その構成として、空間の形状や床や壁をはじめとする空間内全体の形状や質感、入り口や窓等の位置及び形状等が考えられるが、どのようなもの、どこまでが対象となるのか

<「什器」には何が含まれるのか、定義などがあるか>

- ・何が内装の構成物なのか、「什器」とは何か。どこまでを「什器」というのか、テーブルや棚など、固定されたものはどこまで含まれるのか等、内装の範囲や、定義などを示してほしい

<「内装」として何をどの程度まで表現すればいいのか>

- ・どの程度の内装の「中身」を表現すればいいのか。コンセプトが同じなら、そのコンセプトを最も表す部分のみでもいいのか

<ライティングや什器の材質の選択により演出される雰囲気の違いは登録できるか>

- ・内装のデザインでは、その全体から醸成される雰囲気を構成するものとして、照明の当て方や材質の選択などがある。例えば、内装の素材として木材を使用するのと、コンクリートを使用するのとでは、雰囲気が全く異なる。照明のライティング方法や素材の選択により特徴付けられる雰囲気をどのように保護できるのか。照明についても、演出とともに、想定した利用者（大人や子ども）の目線の高さに併せて明るくするなどしている。このような全体の演出も含めて保護できるようにならないか

<ライティング等の演出を含めた内装の意匠を登録できるか>

- ・内装におけるライティング又は画像による演出等があった場合、画像であれば登録になり、ライティングによる陰影のみであれば登録にならないのか。審査基準等では、曖昧な点のまま残すことはしないで欲しい。曖昧な点を残しておく、その隙を突いてパテントトロールのような者が出てくる可能性がある

<用途で限定することは可能か、用途や規模を限定すべきではないか>

- ・店舗用など、用途で登録を絞ることは可能か

- ・内装の用途を限定して登録の可否を判断することはできないのか
- ・今回の法改正がチェーン店やハウスメーカーなどの保護を目的としているのであれば、用途や規模を限定した方がいいのではないか

<ガラス張りなど、建物の外観と構造が内装に影響を与える場合は一体のものとして登録できるとよい>

- ・例えば、ガラス張りで内部構造を外から確認でき、かつ内部構造そのものがデザイン的な要素があるように、外から見るとある形をしているが、外観と構造とで内装に影響を与える場合は、一体のものとして登録できるとよい。また、このような意匠を登録しようとする場合、どのように表せばよいか

<店舗の内装でも実際は全く同じ内装はない。デザインの軸となる部分の登録により他社を排除できればいいが、部分意匠では雰囲気や空気感を表すのは難しい。>

- ・日本のビジネスモデルでは、店舗の展開を考えると、建物を建てるのではなく、テナントインが多い。そうすると、一貫したデザインの軸はあるが、個々の店舗の条件や敷地に合わせて店ごとに変えなければならない場面が多い。このデザインの軸となる部分を権利化できていれば、他社を排除できるようにしてほしい。関連意匠や部分意匠などもその手段として利用できるだろう。ただし、部分意匠の場合は、全体から醸成される雰囲気を表すのは難しい

② 願書等の記載について

願書の記載が審査や権利解釈に与える影響について考慮する意見が多かった。また、創作のポイントについては積極的に記載したい場合もあるが、これらは特徴記載書等で説明し、登録後も参照できるとよいといった意見も得られた。

<いわゆる物品名にあたる記載に何を書けばいいのか>

- ・願書の記載で、「物品名」には何を書けばいいのか

<用途の記載が必要ではないか>

- ・内装の意匠もある程度用途の記載は必要ではないか。用途により限定してもよいかという問題はある

<創作のポイント等の説明は必要ではないかと考えるが、願書に記載すると権利解釈に影響が生じかねないので慎重に考える必要がある>

- ・どのように出願するか検討がより必要になるだろう。どこが創作のポイントなのかといった点を願書においてどのように表現するかは権利解釈にも関係する。これらを創作者とどのように共有するかも考える必要があるだろう。出願時の願書等で、ある程度文字による説明が必要ではないか

<材質の記載は審査においてどの程度影響するのか、すべての材質の記載が必要か>

- ・材質はどこまで審査されるのか、またその必要はあるか。材質を願書に記載した場合、どの程度考慮されるのか。記載する場合、内装や建築もすべて同じ材質で作られることはないが、すべての材質を記載する必要があるのか。出願戦略によって材質の記載の有無を取捨選択すればいいのか

<必要に応じて特徴記載書等でデザインのコンセプトや特徴などを記載し、登録後も参照できるとよい>

- ・特徴記載書は、統一感や美感の有無など、主観に基づく部分が大きい判断の際に参酌するようになるのはどうか
- ・特徴記載書については、権利範囲には参酌されずに、デザインのコンセプトを説明できる手段として有効だと考える。また、回避する立場からみても、どのようなコンセプトで創作されたデザインかを確認できることで、自分のデザインが模倣になっていないか又は類似と判断されるのを回避する手段を考える材料としても利用できる
- ・出願人によって、個々に保護したい範囲は異なるが、特徴記載書等で出願人が保護したい範囲（デザインのコンセプト等）を明確にできるように、又は明確にするよう促してほしい。クリアランスという面でも、登録意匠のコンセプト等が参照できるとわかりやすい
- ・他の物品との関連で、内装の意匠特有の記載要件を課することが難しいのであれば、出願人の選択に任せることになるだろう。必要な場合に特徴記載書等に記載することにすればよい
- ・コンセプトの記載にしても、例えば「快適性を目的として・・・」といった感覚的な記載ではなく、構成物の形態的特徴や、その配置の意図などを客観的に（視覚的に）説明した文章が好ましい。例えば、「円形のテーブルが〇〇のように配置され、その意図は××であって、・・・」のように、デザイナーにそのイメージを説明できるような文章であるとよい。記載例などで示してほしい

③ 図面への表し方について

どのような図面を提出すべきか、という点に疑問が集中した。詳細には、図面作成の負担を心配する点から、特にデザインを施していない又は権利を要求する必要の無い部分又は面に関しては省略可能かといったことから、権利化したい部分又は面を表す図面のみでもいいか、外観上見えない部分などは表す必要があるのか、デザインをよく表す1枚の図面のみでもいいのかといった疑問が挙げられた。なお図面1枚による登録に関しては賛成意見と反対意見とがあり、後者ではパース図のみでは比率や大きさが理解しにくいことから登録後の権利解釈への影響を心配する意見があった。

<6面図は必須か、権利を要求したい面の図面があればいいか>

- ・図面はどのようなものが必要なのか。6面図を揃えることは不要だと考えるが、出願人の責任により権利化したい箇所を選択する意味合いが大きくなるということか
- ・意匠登録出願をするには図面が必要であるが、どこまでが権利の対象になるのか。一般的な場面で使用されるのは、平面図、展開図があるがそれだけでよいのか

<見えない部分や特にデザインをしていない部分の図面は無くてもいいか>

- ・見える面だけを図面化すればよいのか。見えない部分や特にデザインをしていない面の図面は不要ということでもいいのか

<図面の必要最低条件を示してほしい>

- ・図面等の必要最低条件を例示してほしい

<透視図やパース図など、登録を受けたい意匠が十分に表されていれば、図面1枚であっても登録を認めてほしい>

- ・内装の意匠をどのように特定するのか。斜視図のみでもいいのか。透視図やパース図など、統一感が分かる図であれば、それのみでも登録可として欲しい

<ある図面1枚のみで登録にするのは避けてほしい>

- ・斜視図1枚のみで登録というのはやめて欲しい。少なくとも空間全体を把握できるように、複数の角度から見た図があるようにして欲しい。海外では内装などの意匠も図面1枚で登録となる事例があるが、これを踏襲するのは避けてほしい

<寸法や比率などが不明確なまま登録とはならないようにしてほしい>

- ・内装について、視認できるものをすべて図面で表現して提出するのは難しいが、逆に不明確なまま登録になるのも避けてほしい。例えば、図面が斜視図一枚しかない場合、幅や大きさ、比率などがわからない。意匠を正確に捉えるには、斜視図と平面図など、異なる視点の図面が複数必要だと考える
- ・内装の意匠において、どこを特定すべきなのか。6面図といっても、内側から見た6面図になるのか。外国の登録例のように、視点を固定した図のみだと類否判断が難しいのではないか。例えば、一方向からの写真一図の場合、大きさや比率などを特定できないこともある

<パース図を必須の図面として要求しないでほしい、必要図は必要最小限でいい>

- ・パース図を必要図又は必須の提出書面とするのは避けて欲しい。クライアントに説明するためにパース図を作成することもあるが、常に作成する訳ではない。必要図はできる限り必要最小限とし、申請資料準備の負担が小さくなるようにしてほしい

<鳥瞰図など全体を俯瞰できる図は必要だが、各什器の図面は不要ではないか>

- ・鳥瞰図は必要だと考える。什器等の設置される各物品の図面は必要なのか。全体の統一感がわかれば、什器の図面は不要だと考えている。どこまで図面で表すかは出願人の選択になるのか

<各什器等の図面など、過度な数の図面を要求しないでほしい>

- ・什器等の各構成物の図面まで必要か。全体の統一感が分かるのであれば、それを示す図面のみでも登録できるなど、意匠が理解できる程度のもので担保できるのであれば、過度な数の図面提出が求められるのは避けたい
- ・図面の数は少なくできるのであれば、少ない数で出願できた方がよい

<細かい部分をどこまで表す必要があるのか、複数枚の図面でも表せることができない部分がある場合、どうしたらいいか>

- ・内装の意匠の場合、多くの物品で構成され、複数枚の図面で表現したとしても、見えない（図面に表れない）部分が出てくる。また、図面の大きさに制限があるため、表したい空間の大きさによっては細かい部分を表すことができない場合もある。どの程度の細かい部分を表す必要があるのか、又は権利範囲と見なされるのかが不明である。権利範囲の特定は難しくなるのではないか
- ・図面の出し方が気になる。内装全体を表すには、どのようにすればよいか。また、部屋内のある区切られたスペースについて特徴がある場合もある

<図面への表し方を限定せず、出願人が必要に応じて選択できるとよい>

- ・パース図の一図のみで意匠全体が十分に表されているのであれば、一図のみで登録としても構わないが、図面への表し方を限定しないでほしい。従来の6面図や3D画像でも表した方が多い場合も多い。意匠により表し方が異なると考えられるので、場合に応じて図面への表し方を選択できるようにしてほしい
- ・一方向からの写真一図の場合、図面に表されていない部分がある場合など、不明瞭な部分がないような図面の表現方法を選択できるとよい

<図面以外の表現手段が認められるとよい、特にCADなどの3Dデータで提出できるとよい>

- ・図面以外の表現手段はあるか。特にCADなどの3Dデータで出願できないか。最近はデザイン手法もデジタル化など多様化が進んでおり、最初から3Dでデザインを行うことも多い。2次元の図面では表しにくいものや創作者の意図が伝わりにくい場合もある。将来的に3Dデータでも出願できるようになるとよい

④統一感について

組物の意匠で要求される「統一」感との違いや、「統一的な美感」を表した例があるとよい、願書での説明の必要性についての疑問点や要望があった。また、審査で要求される「統一的な美感」の基準について、高くすべきという意見と低くてもいいのではないかとの意見の両方があった。

<従来の組物の要件である「統一」感との違いはあるか>

- ・意匠法8条の組物における統一感が参考になるとのことだが、内装における統一的な美観について、どのように判断基準が変わるのか知りたい。これは審査基準等で明らかになる予定なのか。何らかの指針が示されるとよい

<内装の意匠の要件である「全体として統一的な美感」の判断基準を知りたい>

- ・物品・什器等の構成要素が改変された場合における「全体として統一的な美感」の判断基準をご教示いただきたいです

<「統一的な美感」のハードルは高くすべきか>

- ・条文上、「統一的な美感」が求められる。この統一感のハードルをどのようにするのが問題となるのではないか。学者でもその意見は分かれており、通常の商品に関する美感と同様に求めるべきという意見がある一方、審査においてハードルを上げるべきという意見もある

<ある程度全体的な雰囲気演出されていれば、統一感があると認めてもよいのではないか>

- ・ある程度統一感があるということは、そこに保護すべき創作性もあるとみて、それ以外のもは登録を認めないとするなどの考え方もあるだろう。少なくとも、一見して分かるような統一感が必要だと考える。内装特有のパターンや統一感はあるだろう。例えば、壁や床は一般的な構成だが、机と椅子の配置で統一感を出すなどが想定できる。内装の意匠の場合は、ある内部空間のまとまりにおける統一感ということ意識して、画一的に判断せず、全体的な雰囲気が演出されていれば認めてもよいのではないか。逆に、部分意匠としては取りにくいかもしれない

<「全体として統一的な美感」を表した例を知りたい>

- ・内装に含まれる様々な物品・什器等に関し、図面上、全体として統一的な美感をどのように表現すればよいのかをご教示いただきたいです

<「全体として統一的な美感」について願書等で説明が必要か>

- ・要件として、「統一的な美感」があるが、どのように判断するのか。広くとらえ、一見して分かりにくいものについて説明を求めることにするのか。この要件はあまり強く求めなくともいいのではないか

<内装の部分意匠で統一的な美感がある部分を登録するのは可能だと考える>

- ・内装の部分意匠は、条文上要求される「統一的な美感」のある部分を登録することは可能だろう。統一感のあるひとつのまとまりについて配置に特徴があるというのなら、例えば什器のみを部分意匠とするのもいいと思う。組物の場合はすべての構成物品について共通する部分であることを求めるのは、条文上「統一」であることが求められているという説明はつく

⑤ レイアウト、配置について

什器の移動可否の違いにより、権利範囲の解釈や類否判断にどの程度影響があるのか、配置の目的や意味を説明する記載が必要ではないかといった意見があった。

<類否判断におけるレイアウトや配置の重みづけは、什器の移動性により変わるのか>

- ・内装の意匠において、レイアウトの重要性は低くなるのか。移動できる什器とできないものとの類否判断において重みが変わるのか。例えば、什器を含む部屋の内装と、什器のない部屋の内装とで、権利範囲や類否判断の点からどちらがいいのか

<配置のみに特徴がある場合どのように特定すべきか>

- ・また、配置のみに特徴があるという場合、どのくらい重視すればよいか。権利行使を考える場合、移動可能なものの配置に係る意匠は、どのように特定すればいいのか。移動可能なものの配置は重要度が低いのではないか

<配置について願書等で説明が必要になるのではないか>

- ・什器等の配置（レイアウト）を見るということだが、見ただけで配置の意味を理解することは難しく、配置の目的や意味などの説明が必要ではないか。例えば、課題とその解決手段のような、特許の明細書のような書面があってもいいのではないか。あくまでも見た目で判断することも可能とは思いますが、それで妥当な審査ができるのかは疑問がある

⑥ 類否判断、審査への懸念、等について

類似範囲は狭いのではないかという懸念はあるが、審査における類似範囲は広めに審査して、創作非容易性のハードルを高くしてほしいといった意見もあった。また、複数の用途がある場合の審査方法や、デザインのコンセプトや空間認知などをどこまで審査で考慮するのかといった意見があった。

<類似範囲はどの程度あるのか。ほぼ同一に近いものしか拒絶にならないのか>

- ・類似範囲はどの程度なのか。オフィスの内装に関する公知意匠が少ないという状況において、ほとんど同一に近いものしか拒絶にならないということになるのか
- ・これまで認識していなかっただけで、すでに公知の意匠が多数あるが、登録まで至るものは少ないのではないか。よほど特徴のある配置でなければ登録はできないのではないか。また、登録されたとしても権利範囲はかなり狭いのではないかと考えられる。ただ、保護が必要な出願人もいると考えられるので、その意味では今回の法改正の意義はある

<類似範囲は広めに審査するべき>

- ・願書に記載された内容と類似範囲は別（例えば、願書に説明を詳細に記載した場合と全く記載が無い場合でも図面に基づく類似範囲はかわらない）だが、権利範囲の解釈は願書の記載に基づく。内装や建物については、デフォルトで多用途のものとみなして類似範囲を広くして審査すべきではないか
- ・用途は出願人が決めるものであり、それを願書に記載すればよく、これらは需要者が判断するものではないということか。多用途の内装もあり得るし、どのように使用されるかも作った後は確定できるものではない。ある程度の広さでの類否判断がなされるのだろうか

<創作非容易性のハードルは高くしてほしい>

- ・この分野はデザインの過程で模倣から創作物に昇華させることも多いと聞いている。創作非容易性をどこまで見てくれるのか。作る人（デザイナー、設計事務所等）にとっては、ある程度高い創作性を要求し、登録のハードルを高くしてほしいという意見を聞いている

<什器のみが異なる場合の類否はどうか>

- ・部屋内部のコンセプトが同じであって、什器のみが異なる場合の類否はどのようになるのか

<複合用途の場合、願書に記載した主たる用途を考慮して審査するのか>

- ・オフィスと店舗など、複合用途である場合は、主たる用途を記載し、類否判断の対象は広く取るなどもできる。しかし、使用や転売、侵害の場面を考慮すると、作った人が想定する用途だけを考慮して審査を行ってよいかという問題もあるのではないかと

<心地よさや空間認知などを前提とした審査ができるのか、外観のみで判断するのか>

- ・内装の意匠については、従来の物品単位の審査とは異なり、内部空間をどう認識するかが問題となる。これまでもユニットバスなどの登録例はあるが、施設の内装となると、心地よさや空間認知によりデザインされていると考えられ、これらの審査は今まで経験がないと思われる。空間認知まで考慮するのではなく、見た目のみで割り切って判断することができるのか

<デザイナーと他の者とは「意匠」の捉え方が異なる>

- ・創作者とその他の者とは、「意匠」の捉え方の違いがあると考えられる。創作者（デザイナー）が注目する点と他の者が注目する点は異なることが多い

⑦ 先行意匠の資料収集について

内装は、公開を前提としないプライベート空間に属することが多いため、公知資料が少ないといった事情がある。このため、審査にあたり十分な公知資料を収集できるのか、また、歴史的なデザインも参考にされることがあり、収集分野も多岐にわたると考えられることから、どこまでの範囲まで収集できるのかといった意見があった。

<公知資料をどのように集めるのか、歴史的な美術史料なども視野に入れているのか>

- ・公知資料をどのように集めるのか、デザインと一口に言っても、全く新しいもののみで構成されるとは限らず、例えば、ローマ帝国時代のデザインを参考にしていたりする

<内装に関する公知資料は少ないが、審査に十分な資料の収集ができるのか>

- ・また、公知資料も少なく、内装をデザインする各社のカタログ等しかないなかで、審査の資料をどのように収集するのか。よくあるようなデザインが簡単に登録されてしまうのではないかと危惧している

<プライベート空間に該当するような、基本的に一般公開されない内装についての資料をどのように入手し、審査するのか>

- ・オフィスの内装は、基本的には一般に公開されない。セキュリティ上、依頼主の会社の社員のみがオフィスの内装を見ることが多い。非パブリックであることを前提とした空間を公知資料が少ない中でどのように審査するのか

⑧ 権利範囲、権利行使について

図面に示されない箇所がある場合、裁判における権利解釈において不利益が生じるのか、比率等が図面でわからない場合等を考慮して、少なくとも構成比率がわかる程度の図面を要求すべきではないかといった意見があった。

< 図面に示されない箇所がある場合、権利範囲の解釈では不利になるのか >

- ・裁判において、図面が提出されていない箇所の解釈はどのようになるのか。権利範囲の解釈上、不利益になりやすいのではないか。このため、少なくとも構成比率の対比ができる程度の図面の提出要件を設けたほうがよいのではないか。この観点からいえば、例えば、斜視図一図のみでの出願は不可とするなど。

⑨ その他

改正法施行後に想定される状況に対する不安や要望を中心に、登録後の検索や契約上の留意点に関する Q&A があるとよいといった要望が挙げられた。

< 建築物や内装の登録を認める海外と同等の保護が実現するとよい >

- ・できれば、先行して内装や建築物の意匠が認められている海外と同様の保護環境が実現されるとよい

< 出願戦略の多様化に期待 >

- ・内装として、複数物品でも登録可能となると、どこで権利化をするのかの選択肢が広がり、より多様化してくるようと思われる

< 登録に対する法上の対抗手段が無効審判だけでは負担が大きい >

- ・不用意なものが登録されてしまった場合、意匠法上の対抗手段が少ない。審査中は非公開のため特許や商標のように情報提供もできず、異議申立ての制度もない。秘密意匠になると登録後最大3年間はクリアランス調査もできない。そのような状況において、対抗できるのは無効審判のみというのは、第三者にとって負担であり、権利が乱立する状況にならないか非常に不安である

< 今回の法改正により、一品製作を前提とした創作活動の自由が制限されるのではないかと >

- ・内装及び建築物が保護対象となったことにより、一品製作を前提とした創作活動の自由が制限されることにつながるのではないかと懸念している

< 内装や建築物の意匠も効率的に検索できるようにしてほしい >

- ・内装や建築物の意匠が登録となった場合、新たに分類が創設されるなど、検索方法は変わるのか。可能なら内装やレイアウトの意匠、建築物の意匠といった粒度でまとめて検索できるようになるとよい

< 出願人や権利関係に関し、創作者と依頼人との関係や契約上の留意点など、Q&Aがあるとよい >

- ・設計者以外の者が出願することもあるのか。このあたりを是非 Q&A などで示してほしい。契約にもよるが、依頼を受けてデザインした後は成果物として、著作権なども含めてすべて依頼

主に譲渡することが多い。この場合、設計者はそのデザインを意匠出願できず、依頼主が出願できることになるのか。デザイン会社の多くは権利関係について十分な知識を有していないことも多い。過去のデザインを利用して新たなデザインをしたり、後に作品集として写真などを利用したりすることもある。契約によってその可否が変わることもあるだろう。その場合の注意点などのまとめがあるとよい

(iv) 登録すべきでない内装の意匠について

大きく分けて、新規性、創作非容易性について、什器と配置に関して、侵害に関して、その他意匠そのものや公序良俗に関する意見などが得られた。什器とは位置の関係や登録後の侵害と判断されるケースに関する疑問点や意見などが多くみられた。

① 新規性、創作非容易性について

創作非容易性に関し、判断基準を高く維持して安易な登録がされないようにしてほしいとの意見があった。

<新規性や創作非容易性のハードルを高くし、公知意匠はもとより、他者の模倣や創作の程度が低いものが登録されないようにしてほしい>

- ・創作非容易性をしっかりと見てほしい
- ・内装や建築物の場合、関わる者が非常に多いという特殊性があるように思われ、登録された後の影響が大きくなることが予想される。このため、審査の入口において、登録のハードルを高くする方がよい面もあるのではないか。ただ、全く引例が無い場合どのように判断すべきか、という問題が生じる
- ・創作性の判断基準を下げないでほしい。既に新規性がないものや、公知の意匠から創作の程度が低いものについて権利化され、既存の店舗のデザイン等について権利行使がされるような状態は避けられるようにしてほしい
- ・他者（他社）の周知性が認められる（又は認められた）特徴的なものや部分を模倣したようなもの

② 什器と配置に関して

配置は同じだが什器のみが異なるもの、よくあるレイアウトのもの、必然的に決まる配置自体、什器の形状を無視した配置のみでの登録、意匠登録済みの家具や什器を含むものといったものが登録すべきでないものとして挙げられた。

< 什器だけが異なる、又は配置だけが異なる場合の類否判断はどうなるのか >

- ・全体として、配置は同じであるが什器が異なる場合、類否判断は難しいのではないか。什器が同一で配置が異なる場合も非類似になるのか
- ・什器などの形状や素材を変えただけのもの

< 什器の形状等を無視して、配置のみで登録すべきでない >

- ・配置単独で登録になるのは避けてほしい。少なくとも什器の形状等も含んだ上で登録となつてほしい。配置のみに特徴のある内装というのは、権利範囲が広すぎるとされる
- ・什器を無視して、创作者の目的や意図に基づいた配置のみを登録すべきではない。これは、その创作者の目的そのものを保護することにもなり得るからである

< 内装に関する公知資料が少ないなか、よくあるレイアウトに権利が発生しないか懸念している >

- ・公知意匠の資料は少ないと思われる。オフィスの内部は各企業のセキュリティ上一般に公開される訳でもなく、専門誌でも一部に限られる。よくあるレイアウトで権利が発生してしまうのを懸念している

< 必然的に決まる配置自体に権利が発生するのは好ましくない >

- ・住宅の内装は配置の自由度が少ないことが多く、当然に決まる配置自体に権利が生じるのは好ましくない。例えば、リビングを考える場合、一つの側面に大きな窓を配置すると、自然にその他の什器や窓等の配置が決まってしまう。テレビの配置を考えると、最近の大画面化かつ薄型化により、部屋の角に配意できないため、壁の側面に沿って置く又は壁に作り付けることになる。そうすると、その面に窓を配置することは難しい。テレビの位置を想定するとそれにしたがってソファや机、棚なども配置も自然に決まる。このため、このような配置自体に権利が生じてしまうのは好ましくない

< 登録意匠と類似する物品や什器等を構成要素とするものは登録すべきでない >

- ・審査で登録拒絶になると思慮しますが、新規性を喪失している内装、創作が容易な物品・什器等で構成された内装、登録意匠と類似する物品・什器等を構成要素とする内装については、意匠として登録されるべきではないと考えております

< 家具を含めた内装の意匠 >

- ・家具を含めた内装意匠は原則登録されるべきではないと考える。家具自体で意匠登録が可能であり、登録済みの意匠を含んで内装の意匠として別に登録できるということか

③ 侵害に関して

配置と什器との関連で、どのような場合に権利侵害となるのか、といった疑問が多く挙げられた。その他、プライベート空間での事実認定の問題等、実際の場面を想定した問題提起などがあつた。

< どのような場合に侵害となるのか明確にすべき >

- ・内装の意匠の場合、理屈上そのレイアウトに什器等を並べた瞬間に侵害になり得る。どのような場合に侵害となり、又はどのようにしたら非侵害となるのか、その領域をはっきりさせた方がよいのではないか

<配置がありふれたもので登録された場合、同じ配置の内装に権利は及ぶのか>

- ・新規性のある什器とよくあるレイアウトの組合せで登録になった場合、レイアウトにも意匠権が及ぶのか

<実施時は個別に異なる内装となる場合、違いはどこまで許容されるのか>

- ・個人向け住宅の場合、基本的な設計の提案後、クライアントの意向に沿ってカスタマイズしていく。このため、内装等は、完全に同一になる訳ではない。権利行使の際には、どのような違いまで権利の範囲とみなされるのか。類似範囲はどのように判断されるのか

<既存のデザインを参考にして創作された意匠は権利侵害となるのか>

- ・クライアントによっては、既存のデザイン風の内装や建築物の外観を希望する場合がある。このような場合、権利侵害となるのか

<配置だけでなく、什器の形状等も含めた一体的なものとして権利範囲を解釈すべき>

- ・配置のコンセプトといったアイデアを保護するのではなく、意匠としての見た目の配置や什器等の形状、質感等、内装全体の外観を権利範囲として保護するのが妥当であると考え

<什器を移動させただけで権利行使を回避できるか、権利行使の際にプライベート空間に踏み込んで事実認定できるか>

- ・権利行使の場面でも、什器を移動させるだけで意匠権の範囲外になるのか。オフィス内や個人の住宅など、そもそも非パブリック／プライベートな空間へ入って事実認定できるのか。権利者の立場でも第三者の立場でも不明な点が多いため、混乱が生じないか懸念している

<紛争が増えるような安易な登録は避けてほしい>

- ・紛争が増えるような安易な登録は避けてほしい

④ その他

その他として、機能を目的とするもの、公序良俗に反するもの、デザインのコンセプトが異なる同様のデザインのもので登録すべきでない意匠として挙げられた。また、デザイナーと知財部門の者とでは考え方が異なること、一品製作のものと意匠との関連にも言及があった。

<構造体又は構造上必須のものを視覚的に表したような、機能を目的とする意匠は登録されるべきではない>

- ・機能を目的とする意匠は登録されるべきではない。構造体そのものや構造上必須のものをあえて視覚的に表したようなものなどが登録となるのは避けてほしい

<デザインのコンセプトの違いだけで登録にしないでほしい>

- ・同じデザインだが、コンセプトが異なるので登録となるのは避けてほしい

<公序良俗に反する意匠は登録すべきでない>

- ・公序良俗に反するような意匠も同様である

<デザイナーと知財とで保護すべきと考える対象に違いがある>

- ・デザイナーとしては、デザインのコンセプトを保護してほしいと考えるが、知財としての考え方としては、形状をはじめとした外観を保護するものであり、双方の考え方に違いあり、それを埋めるのは難しい

<一品製作にあたるものは著作権の範疇ではないか>

- ・現在、有名な建築物やその内装は、一品製作であると思われる。これらは著作権の範疇ではないか
- ・特になし

(7) 審決例・裁判例³⁸

(i) 欧州

<事例 1>

【事件名/番号】 R2748/2017-3 ³⁹	
【事件の種類】 審判（無効）	【場所】 EUIPO 第三審判部（Third Board of Appeal）
【審決日】 2019年7月23日	【結果】 請求棄却、原審維持
【論点】 独自性	
<p>【概要】</p> <p>クラス 32 で 'ornamentation and decorating of shops [shops]' として登録となった登録意匠に対し、CDR 第 6 条違反で無効審判が請求された。無効部は、本件意匠と証拠として提出された店舗デザインに対し、創作者の自由度は低く、両者の店舗デザインはそれぞれ独自の印象を与えると判断したが、無効審判請求人はこれを不服として審判部に判断の取消を求めて訴えた。</p> <p>審判部は、創作者の自由度について、デザインをするにあたり法的な制約はなく、創作者の自由度に制限はないとし、店舗内の棚等の配置や大きさ、展示方法や商品の配置密度の違い、照明システムの違いから、両者の店舗デザインを対比して全体として異なる印象を与えるとして、請求を棄却した。</p>	
<p>【図面】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>本件登録意匠</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>引例（公知例）</p>  </div> </div>	

³⁸ 米国、韓国及び中国の事例は見当たらなかった。

³⁹ 同様の関連する事例として、R2746/2017-3、R2747/2017-3、R2749/2017-3、R2750/2017-3 がある。

4. 組物の意匠

(1) 米国の制度

米国では、「組物」としての制度はないが、複数の物品からなる意匠の登録が認められている。複数の物品を含む場合、「set of ~」として、実質的に単一の物品であることを示し、明細書の部分でもこれら複数の物品の集合体であることを示す必要がある。

日本のように、登録可能な組物が指定されておらず、任意のセットで登録が可能となっている。また、製品入りの包装などもセットの意匠として登録例がある。また、部分意匠でもセットの意匠として登録が可能である。

MPEP§1504.01(b) Design Comprising Multiple Articles or Multiple Parts Embodied in a Single Article [R-08.2012]⁴⁰

While the claimed design must be embodied in an article of manufacture as required by 35 U.S.C. 171, it may encompass multiple articles or multiple parts within that article. See *Ex parte Gibson*, 20 USPQ 249 (Bd. App. 1933). When the design involves multiple articles, the title must identify a single entity of manufacture made up by the parts (e.g., set, pair, combination, unit, assembly). A descriptive statement should be included in the specification making it clear that the claim is directed to the collective appearance of the articles shown. If the separate parts are shown in a single view, the parts must be shown embraced by a bracket "}". The claim may also involve multiple parts of a single article, where the article is shown in broken lines and various parts are shown in solid lines. In this case, no bracket is needed. See MPEP § 1503.01.

1504.01(b)単一の物品に具現化される複数の物品又は複数の部分からなる意匠[R-08.2012]⁴¹

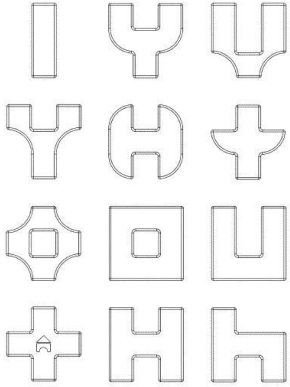
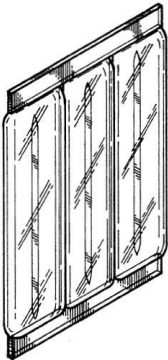
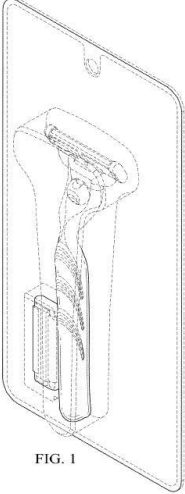
クレームされている意匠は、特許法第 171 条によって要件とされているとおりに、製造物品において具現化されなければならないが、当該意匠は、その物品の範囲内の複数の物品又は部分を包含するものであり得る。Ex parte Gibson, 20 USPQ 249(Bd. App. 1933)。意匠が、複数の物品を含む場合には、名称は、部分⁴²（例えば、組、対、組合せ、単位、組立て）によって作成される単一の製造実体を識別するものでなければならない。説明的陳述は、クレームが図示された物品の包括的外観に関連することを明瞭にする明細書に含まれるべきである。別個の部分が単一の図に示されている場合には、当該部分は、括弧「}」で囲まれて示される必要がある。クレームは単一の物品の複数の部分も包含することができて、当該物品が破線で示され、かつ、様々な部分が実線で示される。この場合では、括弧は必要とされない。MPEP§1503.01 参照。

⁴⁰ 1504.01 Statutory Subject Matter for Designs [R-07.2015], USPTO, URL: <https://mpep.uspto.gov/RDMS/MPEP/current/#/current/d0e152237.html> [最終アクセス日：2020年2月4日]

⁴¹ 「アメリカ合衆国 特許審査便覧(MPEP) 第 1500 章 意匠特許 第 9 版 2015 年 11 月」日本語訳, 日本特許庁, URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/usa-shinsa_binran1500.pdf [最終アクセス日：2020年2月4日]

⁴² 誤訳と思われる。ここでいう「parts」は組物の構成物品をいうと思われる

(登録例)

 <p>FIG. 1</p>	<p>Patent No.:</p>	<p>US D832,365 S</p>
	<p>Date of Patent:</p>	<p>Oct. 30, 2018</p>
	<p>Title:</p>	<p>SET OF BUILDING BLOCKS</p>
	<p>Patent No.:</p>	<p>Des. 355,593</p>
	<p>Date of Patent:</p>	<p>Feb. 21, 1995</p>
	<p>Title:</p>	<p>COMBINED PACKAGE FOR POPCORN AND TOOTHPICK</p>
 <p>FIG. 1</p>	<p>Patent No.:</p>	<p>US D790,987 S</p>
	<p>Date of Patent:</p>	<p>Jul. 4, 2017</p>
	<p>Title:</p>	<p>COMBINED RAZOR HANDLE, CARTRIDGE ,AND PACKAGE</p>

(2) 欧州共同体の制度

欧州では、「Set of～」といった名称で複数の製品からなる、いわゆるセットの製品を一出願で登録することができる。複合製品とは異なり、その構成物自体で単独の製品たり得るもので構成される必要がある。またこれらの構成物は、美的にも機能的にも相補関係にあり、通常は、一つの製品として一緒に販売される。セットとして登録するには、これらの構成物品が単独ではなくセットとして保護を受けようとするものであることを明確にしなければならない（登録共同体意匠の出願の審査に係るガイドライン 5.2.8）。

EXAMINATION OF APPLICATIONS FOR REGISTERED COMMUNITY DESIGNS⁴³**5.2.8 Sets of articles**

A set of articles is a group of products of the same kind that are generally regarded as belonging together and are so used. See the example below.

RCD No 938709-0001



The difference between a complex product and a set of articles is that, in contrast to a complex product, the articles of a 'set of articles' are not mechanically connected.

A set of articles can be a 'product' in itself within the meaning of Article 3 CDR. It can be represented in a single design application if the articles making up this set are linked by aesthetic and functional complementarity and are, in normal circumstances, sold together as one single product, like a chess board and its pieces, or sets of knives, forks and spoons.

It must, however, be clear from the representation that protection is sought for a design resulting from the combination of the articles making up the set, and not for each article separately.

Applicants must submit, among the seven views allowed, at least one view showing the set of articles in its entirety.

Otherwise, the examiner will issue a deficiency letter giving the applicant three options:

- provided 'unity of class' can be maintained (see paragraph 7.2.3 below), the applicant can convert its application into a multiple application in which each individual design is a separate design and pay the corresponding fees;
- if 'unity of class' cannot be maintained, the applicant can convert its application into separate applications, and pay the corresponding fees;

⁴³ Examination of applications for registered Community designs 5.2.8 Sets of articles, Entry into force:01/02/2020, EUIPO, URL: <https://guidelines.euipo.europa.eu/1803316/1788944/designs-guidelines/5-2-7-----5-2-8-sets-of-articles> [最終アクセス日：2020年2月4日] なお、日本語訳は仮訳である。

- the applicant can limit its application to just one design by withdrawing the views representing other designs.

欧州共同体意匠出願の審査ガイドライン

5.2.8 組物

組物 (a set of articles) とは、同一種類の複数製品の 1 グループであって、概して集合的に属するものとみなされ、集合的に使用されるものである。次の例を参照されたい。

(図略)

複合製品 (complex products) と組物との違いは、複合製品と対照的に、「組物」は機械的に結合していないことである。

組物は、それ自体が CDR 第 3 条で意味する「製品」である。このような組物を構成する複数物品が美的な連関性を有しており、機能的に補完するものであり、通常の場合において、単一製品として集合的に販売されている場合、たとえばチェス盤とチェスの駒、ナイフ・フォーク・スプーンのセットなどの場合であれば、これは 1 件の意匠出願で表現することができる。

しかし、組物を構成する各物品の組合せから結果的に生じるものについて意匠保護を求めており、各物品について個別に意匠保護を求めていることが、表現物で明らかにされていなければならない。

出願人は認められる 7 面図の中で、少なくとも 1 つの図は組物全体を示すものを提出しなければならない。

このような図が提出されなければ、審査官は欠陥を指摘する通知を行い、出願人に次の 3 つの選択肢を与える。

- 「クラスの単一性」(7.2.3 参照) が維持されることを条件として、出願人は自身の出願を 1 件の複数意匠出願に変更し、各個別意匠を別個の意匠として扱い、対応する手数料を支払うことができる。
- 「クラスの単一性」が維持されなければ、出願人は自身の出願を複数の別個の出願に変更し、対応する手数料を支払うことができる。
- 出願人は自身の出願を 1 つの意匠のみに限定し、その他の意匠を示す図を取り下げることができる。

(3) 中国の制度

基本的に、一出願につき、一意匠しか出願することはできない (専利法 31 条 2 項) が、その例外として、同一製品である場合、2 つ以上の類似意匠又は同一種類の製品をセットで販売、又は使用する製品の 2 つ以上の意匠を一つの出願とすることができる (専利法第 31 条 2 項))。日本では、一つの組物は一意匠となるが、中国では複数意匠のセットという捉え方となっている。このため、日本では組物として一意匠であると認められた場合、その構成物品の一つを分割することはできないが、中国の場合は、開示された範囲内で一つの構成物品を分割出願することができる。

セットとして一出願できる要件は、国際意匠分類の大分類が同一である場合であって、慣習上同時販売又は同時使用されるものであり、かつ同一の設計思想を有することである (専利法実施細則第 35 条 2 項)。ここで、「同時販売」とは、「意匠に係る製品が慣習上同

時に販売されるもの」をいい、「同時使用」は、「製品が習慣上同時に使用されること」をいう（専利審査指南第1部分第3章9.2.2）。

日本のように、予め定められた組物の種類などはなく、セットとして出願できる対象は特に定められていない。

専利法第31条⁴⁴

一件の発明又は実用新案の特許出願は、一つの発明又は実用新案に限られる。一つの全体的な発明構想の二つ以上の発明又は実用新案は、一件の出願として提出することができる。

一件の意匠特許出願は、一つの意匠に限られる。同一製品における二つ以上の類似意匠、あるいは同一種類でかつセットで販売又は使用する製品の二つ以上の意匠は、一件の出願として提出することができる。

専利法実施細則第35条⁴⁵

専利法第三十一条第2項の規定に基づき、同一製品における複数の類似意匠を一件の出願として提出する場合、当該製品におけるほかの設計は簡単な説明で指定された基本設計と類似しななければならない。一件の意匠特許出願における類似意匠は10を超えてはならない。

専利法第三十一条第2項にいう同一類別でかつセットで販売又は使用される製品の二つ以上の意匠とは、それぞれの製品が分類表の中の同一大分類に属し、慣習上同時に販売又は同時に使用し、かつ各製品の意匠に同じ設計思想をもつことを指す。

二つ以上の意匠を一件の出願として提出する場合は、各意匠の通し番号をそれぞれの意匠製品の各図面又は写真の名称の前に表記しなければならない。

専利審査指南 第一部分第三章⁴⁶

9. 専利法第31条2項に基づいた審査

9.2 セット製品の意匠

専利法実施細則第35条2項は、同一類別でかつセットで販売又は使用される製品に用いられ、かつ同一の設計思想を有する二つ以上の意匠は、一件の出願として提出することができる、と規定する。

セット製品とは、2件以上（2件を含む）の同一大分類に属する、各自で独立している製品によって構成されており、各製品の設計発想が同一であり、うち一製品に独立した使用価値を持っており、そして各製品を組合せると、その組合せ後の使用価値が現れるような製品を指す。例えば、コーヒーカップ、コーヒーポット、ミルクポットとシュガーポットによって構成されるコーヒー器具等。

9.2.1 同一類別

専利法第31条2項および専利法実施細則第35条2項の規定によると、二つ以上（二つを含む）の意匠が一件の出願として出願できる要件の一つは、当該二つ以上の意匠製品が同一種類に該当

⁴⁴ 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京センター知的財産権部編「中華人民共和国専利法（改正）2009年10月1日施行」JETRO中国ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20091001rev.pdf [最終アクセス日：2020年2月4日]

⁴⁵ 「中華人民共和国専利法実施細則 2010年2月1日改正」独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)北京センター知的財産権部編、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20100201.pdf [最終アクセス日：2020年2月4日]

⁴⁶ 独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）北京センター知的財産権部編「専利審査指南 2010 2010年2月1日改正」JETRO中国ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20100201.pdf [最終アクセス日：2020年2月4日] なお、専利審査指南は、2013年、2014年、2017年及び2019年にそれぞれ改訂されているが、改訂部分のみが都度公開されているため、2010年以降の改訂箇所には該当しない部分について引用している。

すること、即ち、当該二つ以上の意匠に係る製品が国際意匠分類における同一の大分類に属することである。

説明しておきたいのは、製品が同一の大分類に該当するとは、併合出願の十分条件ではなく、さらに、専利法第31条2項におけるセットで販売又は使用、並びに同一の設計思想に該当すると要件も満たさなければならない。

9.2.2 セットでの販売又は使用

専利法実施細則第35条2項にいうセットで販売又は使用とは、習慣上では同時に販売又は同時に使用し、かつ組み合わせ後の使用価値を持つことを言う。

(1) 同時販売

同時販売とは、意匠に係る製品が習慣上では同時に販売されるものを言う。例えば、ベッドカバー、シーツ、枕カバーなどにより構成されるベッド用品等である。販促のために適宜セットにして売り出される製品の場合、例えば、ランドセルとペンケース等ランドセルを購入した際にペンケースが景品になるとしても、習慣上での同時販売と見なされず、セット製品として出願することはできない。

(2) 同時使用

同時使用とは、製品が習慣上同時に使用されることを言う。つまり、そのうちの一つの製品を使用していると、使用上で連想を起し、別の一つ或いは複数の製品の存在に思いつくことであって、これらの製品を同時に使用するというのではない。例えば、コーヒー器具のうち、コーヒーカップ、コーヒーポット、シュガーポット、ミルクポット等である。

9.2.3 各製品の設計思想の同一

設計思想の同一とは、各製品の設計スタイルが統一されていることを指し、つまり、各製品の形状、図案又はその組合せ、並びに色彩及び形状、図案の組合せについて作成された設計が統一されていることをいう。

形状の統一とは、個々の対象構成製品のいずれも同一の特定の造形を特徴とする、若しくは個々の対象構成製品が特定の造形によって組合せの関係を成す場合、形状統一の要件に合致すると判断される。

図案の統一とは、各製品上の図案設計のモチーフ、構図、表現方式などにおいて統一されていることを言う。その一つでも違っていると、図案の不統一と判断される。例えば、コーヒーポットの設計は、蘭の花の図案をモチーフとしてながら、コーヒーカップの設計の図案はパンダになっている場合、図案として選ばれたモチーフが違うことから、図案の不統一となり、統一・調和の原則に合致しないと判断されるため、セット製品として併合出願することができない。

色彩の統一については個別に考慮せず、各製品の形状や図案と共に統合的に考慮すべきである。各製品の形状、図案が統一・調和の原則に合致している場合、簡単な説明において色彩の保護を要求すると明記していなければ、設計思想が同一になる。簡単な説明において色彩の保護を要求すると明記している場合、製品の色彩のスタイルが統一されていれば、設計思想が同一になる。各製品における色彩の変化が大きく、全体の調和性を損ねている場合は、セット製品として併合出願することはできない。

9.2.4 セット製品に含めることができない類似意匠

セット製品の意匠専利出願に、一つ又は複数の製品の類似意匠を含めないものとする。例えば、食事用のコップと取り皿を含めたセット製品の意匠専利出願には、前記コップと取り皿の二つ以上の類似意匠を含めないものとする。

前記の規定事項に合致しない出願について、審査官は出願人に補正するよう審査意見通知書を発行する。

(4) 韓国の制度

2 以上の物品から構成され、その一組全体として統一性を備える場合、その一組の意匠を登録することができる（デザイン保護法第 42 条）。組物として出願する場合、デザイン保護法規則別表 5 に定められた「一組の物品の区分」に掲げられた 93 種のいずれかに該当するものでなければならず、かつ構成物品も別表に掲げられたものである必要がある。

なお、組物の意匠に関する部分は登録できない（デザイン審査基準第 4 部第 1 章 2）(4)。

デザイン保護法⁴⁷**第 42 条（一組の物品のデザイン）**

- ① 2 以上の物品が一組の物品として同時に使われる場合、その一組の物品のデザインが一組全体として統一性を備えたときには 1 デザインでデザイン登録を受けることができる。
- ② 第 1 項による一組の物品の区分は、産業通商資源部令で定める。

デザイン審査基準**第 4 部 デザイン登録の要件****第 1 章 成立要件⁴⁸**

2. デザインの成立要件

1) デザインの一般的な成立要件

(略)

2) 部分デザインの成立要件

部分デザインが次の要件を備えられなかった場合には、法第 2（定義）第 1 号によるデザインの定義に合致しないものとみなす。

(1) 部分デザインの対象になる物品が通常の商品に該当すること

① 独立性があり、具体的な有体物であって取引の対象になること

② 規則 [別表 4]（物品類の区分）のいずれかの一つの物品類に属する物品であること

(2) 物品の部分の形態であると認められること

① 物品の形状を伴わない模様・色彩又はそれらを結合したもののみを表現したものではないこと

② 物品形態のシルエットを表現したものではないこと

(3) その他デザインと比べ、対比の対象になり得る部分であって、一つの創作単位として認められる部分であること

(4) 一組の物品のデザインに関する部分デザインではないこと

(略)

⁴⁷ 「デザイン保護法（一部改正 2019.01.08 法律第 16203 号）仮訳」JETRO ソウル事務所 URL: <http://www.choipat.com/menu31.php?id=23&category=0&keyword=> [最終アクセス日：2020 年 2 月 4 日]

⁴⁸ 日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 仮訳「デザイン審査基準 2019 年 1 月 1 日（仮訳）」p.107, JETRO ソウル事務所 URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/law/design201901.pdf [最終アクセス日：2020 年 2 月 4 日]

デザイン審査基準

第2部 デザイン登録出願

第3章 1 デザイン 1 デザイン登録出願⁴⁹

3. 一組の物品のデザイン登録出願

1) 一組の物品のデザインの要件

一組の物品のデザイン登録出願が次の要件を満たさない場合には、法第42条（一組の物品のデザイン）第1項に違反するものとみなす。

(1) 2つ以上の物品（同種の物品を含む）が一組で同時に使用されること

※「同時に使用される」とは、いつでも必ず同時に使用されるのではなく、観念的に一つの使用がほかの使用を予想させる、又は商取引慣行上、同時に使用されるものであると認められる場合をいう。

(2) 一組全体として統一性を備えていること

① 各構成物品の形状・模様・色彩又はこれらの結合が、統一した表現方法により表れて一組全体として統一性があると認められるもの

(例) 「一組の電気スタンド及びテーブルセット」で各構成物品の表現方法が同一であるもの



② 各構成物品が相互集合して一つの統一した形状又は模様などを表現することで、一組全体として統一性があると認められるもの

(例) 「一組のサラダボウル及びフォークセット」でサラダボウル及びフォークが相互集合して一つのボウルの形状を表現したものなど



③ 各構成物品の形状・模様・色彩又はこれらの結合により観念的に関連があるという印象を与え、一組全体として統一性があると認められるもの

⁴⁹ 日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 仮訳「デザイン審査基準2019年1月1日(仮訳)」p.81-83, JETRO ソウル事務所 URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/law/design201901.pdf [最終アクセス日: 2020年2月4日]

(例) 「ウサギと亀」の童話を絵で各構成物品に統一するように表現したものなど



(3) 規則[別表 5](一組の物品の区分)に規定されている物品に該当すること

(4) 一組の物品を構成する物品が適合であること

① 一組の物品別の構成物品は[別表](一組の物品別の構成物品)

② 一組の物品は、[別表](一組の物品別の構成物品)、又は上記の(1)、(2)の要件を満たす物品のうち 2 以上の物品から構成しなければならない。

③ 構成物品以外の物品が含まれている場合には、一組の物品と定められた物品と同時に使用されることが商取引慣行上、当業界から認められる場合には正当な一組の物品とみなす。ただし、「一組のテコンドー着セット」などの専門運動服セットの構成物品には帽子、靴下、履物、保護器具などは含まれない。また、同時に使用される可能性がない物品同士からなる場合(例:テコンドー着の上着と登山服の下衣を出願した場合)には、一組の物品として同時に使用されないものとみなす。

デザイン保護法施行規則別表 5 に定める組物は 93 種あり、以下のとおりとなっている。なお、No.93 で「その他 2 以上の物品が一組の物品として同時に使用されるものであると認められる場合」が挙げられており、別表 5 に挙げられた以外のセットものが登録される余地が残されている。

[別表 5] ⁵⁰ 一組物品の区分(第 38 条第 4 項関連)	
1. 一組の女性韓服セット	47. 一組の柔道着セット
2. 一組の男性用韓服セット	48. 一組の剣道着セット
3. 一組の女性用下着セット	49. 一組の登山服セット
4. 一組の装身具セット	50. 一組のスキーウェアセット
5. 一組のカフスポタン及びネクタイピンセット	51. 一組の乗馬服セット
6. 一組の喫煙用具セット	52. 一組の野球服セット
7. 一組の寝装セット	53. 一組の爪・足爪美容器具セット
8. 一組のコーヒー用具セット	54. 一組のかばんセット
9. 一組のフルーツポンチ用具セット	55. 一組の財布及びベルトセット
10. 一組の飯床器セット	56. 一組の化粧用ブラシセット
11. 一組の茶器セット	57. 一組の髪ブラシセット
12. 一組の調味料容器セット	58. 一組の散髪器具セット
13. 一組の茶碗と汁椀セット	59. 一組の剃毛用具セット
14. 一組の酒器セット	60. 一組の授乳用品セット
15. 一組のナイフ、フォーク及びスプーンセット	61. 一組の出産準備物セット
16. 一組のスプーンと箸セット	62. 一組のカーテン及びブラインドセット
17. 一組の祭器セット	63. 一組のトロフィー・賞牌セット
	64. 一組の額縁セット
	65. 一組の整理用収納ボックスセット
	66. 一組のアイスボックスセット

⁵⁰ 「デザイン保護法施行規則 別表 5」, 韓国国立法情報センター, URL: <http://www.law.go.kr/lsByllInfoP.do?bylSeq=8257524&lsiSeq=210588&efYd=20191001> [最終アクセス日: 2020 年 2 月 4 日] なお、日本語訳は仮訳である。

18. 一組の洗面化粧台セット	67. 一組のキッチン用密閉容器セット
19. 一組の机と本棚セット	68. 一組のワイングラスセット
20. 一組のリビングルーム用家具セット	69. 一組の包丁セット
21. 一組のテーブルセット	70. 一組の杓子及びフライ返しセット
22. 一組の事務用家具セット	71. 一組の男子用壽衣セット
23. 一組の応接セット	72. 一組の女性用壽衣セット
24. 一組のテーブルと椅子セット	73. 一組の寝室用家具セット
25. 一組のキッチン家具セット	74. 一組の家具用ノブセット
26. 一組の書道用具セット	75. 一組の運動用ダンベル及びバーベルセット
27. 一組の筆記具セット	76. 一組のゲーム機セット
28. 一組のオーディオセット	77. 一組の製図用具セット
29. 一組のパーソナルコンピュータセット	78. 一組のスイッチ及びコンセントセット
30. 一組のテレビ受像機とスタンドセット	79. 一組の園芸用具セット
31. 一組の扉と門柱セット	80. 一組の手動工具セット
32. 一組のトイレ掃除用具セット	81. 一組のドライバーセット
33. 一組の洗面用具セット	82. 一組の腕時計セット
34. 一組の電動歯ブラシセット	83. 一組の絆創膏セット
35. 一組のキャンプ用食器セット	84. 一組の吸い玉セット
36. 一組の自動車用フロアマットセット	85. 一組のフライパンセット
37. 一組のアウトドア用テーブル及び椅子セット	86. 一組の船舶用操舵室家具セット
38. 一組の自動車用シートカバーセット	87. 一組の船舶用寝室家具セット
39. 一組の便器用付属品セット	88. 一組の船舶用休憩室家具のセット
40. 一組のゴルフクラブセット	89. 一組の船舶用乗組員食堂家具セット
41. 一組のドラムセット	90. 一組の自動車用ダッシュボードパネル (dashboard panel、center fascia) セット
42. 一組の事務用具セット	91. 一組のレジャー自動車の寝室用家具セット
43. 一組の自動車用ペダルセット	92. 一組のキッチン用組み込み (built-in) 物品 セット
44. 一組のカーオーディオ機器セット	93. その他 2 以上の物品が一組の物品として 同時に使用されるものであると認められる 場合
45. 一組のスピーカーボックスセット	
46. 一組のテコンドー着セット	

(5) 国内アンケート結果

組物の意匠とこれに関連した一意匠一出願の範囲について質問をした。

(i) 一意匠一出願に含まれず、出願を諦めたりした事例

多物品に限らず、意匠登録出願を行う際に、一意匠一出願の原則に鑑みて出願を諦めた事例があるか質問をした。「特に困ったことはない」といった回答が多かったが、離れた位置にある複数の部分を部分意匠として出願する場合や、登録可能な組物を定める別表2に該当しない一組の複数物品などについての事例が挙げられた。また、組物の意匠の「同時に使用する」の要件を満たさないとして出願を諦めた事例もあった。

また、複数の意匠を一出願で出願可能な国からの優先権主張を伴う出願をする場合、分割出願が必要となることから費用等の関係で複数の意匠のうちいくつかを諦めたことがあるといった事例も挙げられた。

【自由記載回答】

<特に困ったことはない>

- ・原則は周知のことなので、特に困っているということはありません
- ・コーヒーカップと皿のような集合物やほぼ常に一体として使う電気ケトル本体と給電ヒータ部を一意匠として出願することは許されているので困った例はない
- ・外国クライアントから問い合わせが多いものの、多意匠1出願できないことで出願を中止したことはない
- ・一意匠一出願の原則で拒絶になると出願の意味がないので、出願時に経過を予測する検討をしている。したがって、問題は予想の範囲内である

<参考図として添付した図面により7条違反との指摘を受けた>

- ・参考図として添付した図面(6図面)により、意匠法7条違反として拒絶理由通知を請けました(手続補正により当該参考図を削除し拒絶理由は解消)。当該参考図を添付した理由は、パリ優先権主張の基礎とする為ですが(当該参考図について個別に出願すると費用が嵩むため)、何かしらの手立てで拒絶理由通知を受けない運用にできないかと思いました。※手続補正により当該参考図を削除しても、当該参考図をパリ優先権主張の基礎とすることはできました。また、このような意匠出願をした場合、拒絶理由通知を受けることは事前に特許事務所からご教示頂いています
- ・以前、参考図を豊富に提出した場合に複数の意匠が含まれるとして7条違反の拒絶理由通知を受けたことがある⁵¹。この際、実施品を写真撮影したものに色彩が付与されていて必要図として提出した線図の意匠とは別であるとされたことから分割出願をして登録を得た経験もある。今後、マルチ出願制度が始まった際、出願人が意図していない運用でいたずらに件数をかさむようにして複数意匠が認定されることがないように、特許庁側の運用を明確にし、これを公表いただくことを希望する

⁵¹ この点については、平成29年3月改訂の審査基準第2章において、「出願の意匠の形態に係る認定において考慮しない」と明確化された。(日本特許庁、「意匠審査基準(平成31年4月26日改訂版) 第1部第2章 意匠登録出願に係る意匠の認定」, p.3, URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/document/index/4.pdf [最終アクセス日: 2020年2月5日])

< 物品と包装（容器）との組合せで複数意匠と判断 >

- ・容器とそれを収納するケースでケースの外観に容器の一部が表われる場合に2出願となる場合がある
- ・容器にフィルム包装をする場合容器全体での、出願が難しい場合がある
- ・箱と商品のコントラストや全体でデザインを表現するケース
- ・内容物と一体化した包装容器は、容器付き○○（内容物）として容器では無く、内容物の区分での意匠となることが多く、包装容器での区分での意匠が取り難い傾向があった
- ・カメラとカメラケースなど、一体的にデザインされたものは一意匠とみなしてもよいのではないか
- ・包装用容器の中に包装用袋が入っているもの、デンタルフロス容器の中にフロス糸が入っているもの、など、1つの製品として販売されて一つの用途や機能を果たすためのものでも判断に迷う場合がある
- ・関数電卓で、本体にケース（フタ）を付けて出願したところ、別物品と見做され、本体とケース（フタ）の2出願をすることになった

< 複数意匠を含む海外の出願を基礎とする出願（分割するため、費用面の負担が大きい） >

- ・海外からの出願依頼で、費用の問題で出願の数を減らしたことがある
- ・米国、欧州など多意匠一出願が認められる国に出願し、前記出願を基に（優先権主張して）日本に出願した場合、一意匠一出願のため多数の出願をする必要がある。費用との兼ね合いで米国、欧州で出願した意匠の一部を日本で出願できない（しない）ことがある
- ・多意匠一出願が可能な国の意匠登録をパリ条約の優先権主張の基礎として、日本に意匠出願をした場合に、基礎出願に数十（例えば、50以上）の意匠が含まれていることがございます。このような場合に、一意匠一出願の原則に反するとの理由で拒絶理由を通知されます。外国の出願人によっては、多意匠全てを日本で権利化したい場合に、多意匠全てを分割出願する必要があり、出願費用、代理人手数料、登録後の年金や管理等に多大なコストがかかるため、分割出願の件数を少なく抑えたり、そもそも、日本への出願を減らしたり、日本への出願を断念したりすることに繋がっております

< 複数意匠を含む海外の出願を基礎とする出願（制度の違い） >

- ・1出願に複数意匠を認めている外国件との整合性が取れなくなる
- ・外国案件で一意匠一出願の要件を満たさず、出願を断念した。独立したテーブルを並べた意匠（並びが特徴）が出願できなかった
- ・複数の意匠を一出願で出願可能なハーグ協定や米国出願との相違のため、日本の意匠のみを想定する場合、バリエーションの一部をあきらめる場合がある
- ・海外から優先権を活用した出願の中には、多意匠に基づく出願があり、海外のクライアントに説明を必要とする場面が多々あります
- ・優先権を伴う出願について、第一国出願との同一性を維持するため図面をそのまま提出するほかないが、複数意匠を含めることができる国からの出願については図面に関する補正が要旨変更該当してしまうことがあり、権利化を断念せざるを得ないケースはある
- ・海外からの出願依頼があった際に、複数の出願に分けたり、必要性の高い意匠に限定して出願する等の手間があった
- ・欧米で基礎出願したものを日本で出願する場合、なかなか日本の制度を理解してもらえず、出願自体あきらめたり、拒絶査定を承服するケースがあります
- ・外国と出願の仕方が異なり管理が煩雑になる
- ・国によっては多意匠一出願が可能なため、例えば、複数の日本出願を外国でまとめると、案件の管理が煩雑となり困っている。外国出願と日本出願が一对一に対応するように、国際協調して欲しい
- ・複数意匠一出願が可能な諸外国へのパリ優先権を確保するために、あえて日本で複数意匠一出願を行い、のちに補正手続にて削除することが多々あり手間がかかる

< 複数又は複数種類の物品で構成され、同時に使用されない又は複数の構成物において一の特定の用途及び機能を果たすものではないもの >

- ・組み立て等のもの、組み立て後は分離し、ある程度どのように使用してもよい商品

- ・単独の物品としては創造性に乏しいものの、当該物品のサイズが微妙に違うものを、複数入れ子状に重ねるなどして、色彩や形状の統一感から創造性が生じると感じられるものについて、出願を諦めたことがあります。一つの用途や機能を果たすためのものでなくとも、販売時に複数組み合わせられて展示されるものなどは、一つの意匠として判断いただいても良いのではないのでしょうか
- ・緩和されたとはいえ、複数の構成物により1つの物品となっているものに対し、「複数の構成物において一の特定の用途及び機能を果たすもの」と認められるか不安な場合がある。例えば、充電器付き掃除機の場合であれば、充電器と掃除機がガッチリ合体するものは認められているが、充電器に置くタイプの充電器付き掃除機は「置いただけのため2物品」と拒絶されないか不安があった。結局は、置くだけには見えにくいデザインに変更した事がある
- ・2以上の部品（部材）を連結・固定・接続したときの状態を保護できないので、商品によっては使い難い法制度ではないかと考えます
- ・1つの用途、機能を果たすとは言い難いものの、二つ以上のパーツから構成されることに特徴が表れる製品について各パーツごとの出願検討をせざるを得なかった

< 部品等の組合せにより異なる外観が複数形成されるもの >

- ・部品の組み合わせにより、複数のパターンが生じるものについて、出願予算の兼ね合いもあって一部のパターンの意匠出願にとどまり、全パターンの意匠を出願することはできなかった。
- ・1足の靴で、靴底意匠やアッパーデザインが左右異なる場合に、組意匠と出すべきが、別々の意匠出願とすべきか。それぞれの意匠権をもった方が権利範囲を検討
- ・オプションパーツの取り扱いに困った事がある
- ・複数の物品から構成される分析装置の出願をする際、各物品の配置に様々な組み合わせが考えられたため、多数の出願を行う必要があった
- ・複数のタイルカーペットや床タイルなどを敷設して、一つの床面を形成している場合、異なる物品の組み合わせによる意匠出願が難しいので、一体のものとして出願し、権利化したことがあります

< 別表第2に掲げる組物に該当しない >

- ・食器セットの出願をしようとした際、組物の物品名にうまく該当するものがなくて困った。構成物品は例示となって緩和されたものの、組物の物品名はいまだ限定的であり、ぴったり当てはまるものがなかった。組物の物品名について柔軟に付けられるようにしてほしい。具体的には、食器とトレイのセットであったが、コップはなかったため「一組の食卓用皿及びコップセット」は名称としておかしい
- ・同一のデザインコンセプトで作り上げた複数製品が別表第2で定められた組み物の中に該当しなかった
- ・簡易な休憩施設の場合、ベンチ、机、ゴミ箱をそれぞれ出願しなければならないが、狭い空間に効率良く一体化するかの様なデザインであれば、パッケージで一出願と認めてくれても良い気はします
- ・製品本体とその製品のリモコンとをセットで出願したかったことがあった
- ・紐で天井から吊り下げようとする空間の仕切り板において、仕切り本体と吊るためのフック

< 一物品における位置が離れた複数の部分について権利化したい場合 >

- ・1つの物品の離れた部分を権利化したいが、その部分が一つの用途や機能を果たすとはいえない場合、わざわざ2件出願するか、1つに繋げなければならず、悩ましい。もう少し緩和してもよいと考える
- ・画像意匠（部分意匠）のケースで、実線で囲った部分が複数箇所あり、それぞれ分離して配置されているため、一点鎖線で、全ての箇所を囲むようにしましたが、各箇所間に他の画像があって、これを避けるような一点鎖線の囲み方となり、作図上、煩瑣で、何か他の方法で一点鎖線をしようとしたときと、同様の特定の仕方が望まれます
- ・一の物品において、物理的にはなれた部位をクレームしている外国出願を基礎とする出願を行う場合、7条違反に該当するか否か明確に判断しかねる場合がある。そのような場合、7条拒絶の可能性が高いと認識しながらも、（各部位について別々に出願した結果、優先権の効果が得られないリスクまで考慮すると）基礎出願と同じ態様で出願する他ない。特に外国人は日本

の特許事務所を介して手続きすることが義務付けられているため、中には中間手続きのコストに敏感な出願人も存在する

- ・一物品で離れた複数箇所を部分意匠として請求したかったが、形態的一体性・機能的一体性がないと判断される恐れがあるため、困ったことがある
- ・部分意匠の実線部分が複数存在するケース、全周が1つの用途や機能とされれば、その中の特徴部を選択することは困難

< 模様の特徴がある複数種類の物品 >

- ・同じ模様を施した家電について出願する際、家電の形状には特徴がなく、模様の特徴があったため、どのように出願するか困った。結局「装飾用パネル」として出願し、特徴記載書に様々な家電にしようされているイメージ図を添付する事で使用方法を表した
- ・食器類は1つのデザインで皿、器、カップ&ソーサーなど複数の意匠が存在するため、全ての出願を1つ1つ行うのは費用的には、難しい

< 同様の事例で審査結果が異なる場合があり、判断に迷った >

- ・街路灯の意匠を部分意匠（レンズ部+筐体の一部）として出願した際、二つの意匠となるため拒絶理由となったが、ダウンライトの意匠を部分意匠（レンズ部+筐体の一部）として出願した際は登録となっており、二つ以上の意匠と判断される点について明確でなく、困ったことがある

< 類似する意匠やシリーズものの意匠を一つの出願で出したい >

- ・類似する意匠を一つの出願で出したいができずに困った
- ・一つの意匠では広い権利をカバーするのが困難だが、多数の関連意匠を出願すると出願費用が高くなる（特許出願よりも）。外国のように、安い費用で複数の意匠を出願できるようになれば利用が促進されるのではないか
- ・類似しているか、はっきりしないシリーズ展開の物品を意匠出願する際、1件にまとめて出願することができない

< 出願費用等の関係で出願件数を絞ったことがある、費用がかさむ >

- ・バリエーションデザインの出願数を絞り込む傾向になる
- ・出願費用の観点から、出願本数を減らしたことがある（重要度により絞った）
- ・費用などの観点から件数を減らすことはあります
- ・類似（関連）と思われる意匠の出願を断念。出願、登録、更新にかかる費用が多く、負担が大きい
- ・全体意匠や部分意匠を組み合わせる権利網を構築しようとしても、予算が多くはとれないため、複数のバリエーションのうち売上げが期待できる態様のみを絞って出願することを余儀なくされている
- ・多意匠一出願ができないため、出願等の費用がかさむ点
- ・コストおよび手間の観点から、おもちゃ等に関してバリエーションを広く複数件出願するのではなく、ベーシックな形状の意匠1件しか出願を行わなかった

< 生産過程で複数種類の模様のバリエーションが生じるもの >

- ・工業的に或る程度コントロール可能な模様表現であるものの、2つとして同一のものができない意匠について、関連意匠として10件以上出願したことがあり、費用負担が大きく、手続も手間がかかり、困った経験があります。これらを一件で出願できれば助かります

< 組物の「統一」感の判断は柔軟にすべき >

- ・「全体として統一」の要件についても、審査基準は求める基準が高く、もう少し柔軟でよいと考える
- ・複数の構成物により1つの物品となっているものに対し、複数の構成物が作図的に離れた線になっていないか（構成物同士の境目の線を整理して、1つの線にした方が良いか）、仮に離れていても大丈夫か、等が心配になる。例えば、物理的には本当は繋がっていない冷蔵庫内の数段ケース、等

<画像意匠に関する事例>

- ・ GUI に関し、物品は異なるが同じ GUI を用いる場合（汎用的な GUI を用いる場合）、部分意匠としても出願が複数件となる可能性があり、そうなれば費用が嵩む
- ・ 画面意匠と、それを操作する操作部（実態のあるスイッチ）との組み合わせが一意匠一出願違反となるため出願できなかったケースがあります
- ・ 「画像意匠」において遷移する意匠である場合、要素に共通性がないと「一意匠」と認められないこと
- ・ 1つの装置で使用する複数の GUI をまとめて意匠出願したい

<機能との関連>

- ・ 組み合わせによって機能を発するような机といすのセット。同様に、机とついたての組み合わせもあり
- ・ 意匠には機能を伴うものが多い。機能を盛り込みすぎると“思想”の領域に入り込んでしまい、特許の範疇に入ってしまう、結局特許も申請した方がベターである場合がある。意匠の考え方に機能面も盛り込むことが出来れば意匠制度の活用が広がると思う

<権利行使への懸念>

- ・ 意匠出願、部分意匠出願した場合、有効な権利になりえるのか？
- ・ 多少のデザイン変化で、類似を回避でき、有効な権利とならない場合があるように思います
- ・ 搬送機械で権利化を狙う場合、競合他社は少し変化させて製作してくるため

<国際出願への言及>

- ・ ハーグ等多意匠一出願できる国への基礎出願として
- ・ ハーグ対応になるでしょう
- ・ それぞれに機能がありつつも、協働して一つの機能を果たすものについて、一つの物品として認められるのかはっきりと示してほしい

<その他意見、要望>

- ・ どこに相談すればいいかわからない
- ・ 布団やまくら、カバーがセットになった寝具5点セットのような商品は、単年でしか扱わないので、低コストで権利保護したい場合はこの様な制度はうれしい
- ・ 組み合わせた意匠が認められない。又、出願出来ない。何故？
- ・ セットものの意匠を保護して欲しい
- ・ 1.最近の欧米出願人は、出願時点では複数の意匠を含めておいて、登録までに分割することができるので、不自由をさほど感じないようです
- ・ 2.むしろ、分割した後に、類似するという OA が出されると、手続きが煩雑と受け止めるようです
- ・ 3.米国のように、最初の出願に残していれば、いつでも分割可能という方法に慣れた出願人に日本の制度を理解してもらうことに代理人としては時間を使います

<出願したことがない、特にない>

- ・ 意匠出願をしていません
- ・ 出願を検討した事例がないと思われる
- ・ 特になし
- ・ 特にないですが、意匠の効力の解釈があやふやになるのが心配です
- ・ 事例が無いのでコメント不可
- ・ 出願を試みた事例がない

(ii) 複数の物品を構成物として含むデザイン（ギフトセット）

現行法では組物として認められていないが、複数の物品を構成物として含むデザインの事例を挙げ、出願の要望の有無について質問した。本問では、いわゆるギフトセットに関して質問した。

「特になし」を選択した者が多数を占めたが、「一出願として出願したいと考えたことがある」と回答した者は 11.4%であった。さらに、どのような態様のものについて出願を検討したか自由記載方式で回答を求めたところ、いわゆる贈答用のギフトセットや複数の部品を組み合わせたものなどが挙げられた。

表 40 複数の物品を構成物として含むデザイン（ギフトセット）

項目	回答者数	割合
① 一つの意匠として出願したいと考えたことがある	51	11.4%
② 特になし	334	74.9%
無回答	61	13.7%
総計	446	100.0%

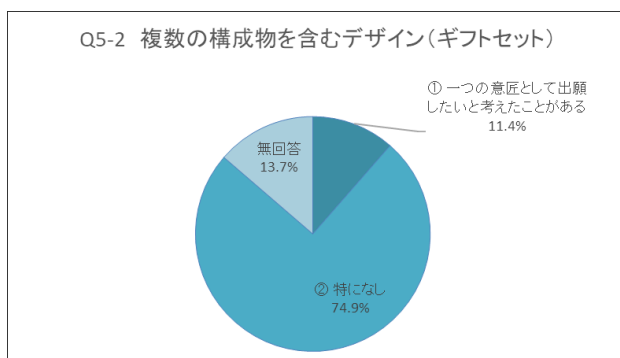


図 59 複数の物品を構成物として含むデザイン（ギフトセット）

【自由記載回答】

<いわゆるギフトセット>

- ・ギフトセット
- ・共通するモチーフやデザインが明確に表されているわけではないが、同系色や同じ書体が用いられていることにより、全体の雰囲気としては統一感のあるギフトセット。
- ・依頼はありませんが、G マーク受賞のギフトセットは保護されるべきと思ったことはあります
- ・食品等の贈答用パックの詰め合わせ
- ・入浴剤ギフトセット
- ・いわゆるサービス意匠（上記のような）

<対になっているもの>

- ・コネクタのオスとメスを一つの意匠で出願したい
- ・対のもの

<複数の部品を組み合わせて構成するもの>

- ・印刷または構造デザイン的に組み合わせ可能な複数の紙容器、マルチパック

- ・大-2ヶ、中-6ヶ、小-3ヶの組合せによる全体の意匠
- ・複数の物品から構成される分析装置の出願をする際、各物品の配置に様々な組み合わせが考えられたため、多数の出願を行う必要があった

<一部分だけバリエーションがあるもの>

- ・計測機器において、操作部のみがバリエーションがある場合

<複合的な機能を持つもの>

- ・複合的な機能を持つ商品

<複数物品から構成されるもの>

- ・複数種類のお試しサンプルからなるお試しセット
- ・カーテン、ベッドカバー、ベッドスプレットの組み物
- ・パッケージの作成
- ・食器類
- ・家具
- ・グラスと皿
- ・展示ブースのオーナメントモジュール
- ・収納棚、机、階段板等に統一したデザインを施したもの
- ・電気製品であっても、充電アダプタやその他の付属物、取扱説明書などのレイアウト、ならびに緩衝材について工夫をすることがあり（OoBEと証するユーザー体験デザイン）、これらをセットとして意匠出願できるのであれば検討する可能性もある
- ・紐で天井から吊り下げよう空間の仕切り板において、仕切り本体と吊るためのフック。
- ・筆記具のセット。鉛筆、消し具及びホルダーのセット
- ・応接用ではない机とイスのセット
- ・レジ（POS）とレジをのせる台、カウンター（店では一体的に使用されるため）
- ・欧州の出願人から、チーズ入りの包装体の出願依頼があった

<全体として統一感があるもの>

- ・全体として、統一感がある

<その他意見等>

- ・内装の意匠（多物品）が認められるのであれば、セット物の意匠を登録対象から排除する理由がないと考えます
- ・複数意匠一出願が可能な諸外国へのパリ優先権を確保するために、あえて日本で複数意匠一出願を行い、のちに補正手続にて削除することが多々あり手間がかかる

(iii) 複数の物品を構成物として含むデザイン（ブリスターパック）

上記（5）（ii）と同様に、現行法では組物として認められていないが、複数の物品を構成物として含むデザインの事例として、いわゆるブリスターパックを例に挙げて出願を検討したことがあるか質問した。

「特になし」を選択した者が多数を占めたが、「一出願として出願したいと考えたことがある」と回答した者は12.6%であった。さらに、どのような態様のものについて出願を検討したか自由記載方式で回答を求めたところ、包装容器と内容物との組み合わせや、陳列用のデザインなど、実際の販売態様の例が多く挙げられた。

表 41 複数の物品を構成物として含むデザイン（ブリストアパック）

項目	回答者数	割合
① 一つの意匠として出願したいと考えたことがある	56	12.6%
② 特になし	325	72.9%
無回答	65	14.6%
計	446	100.0%

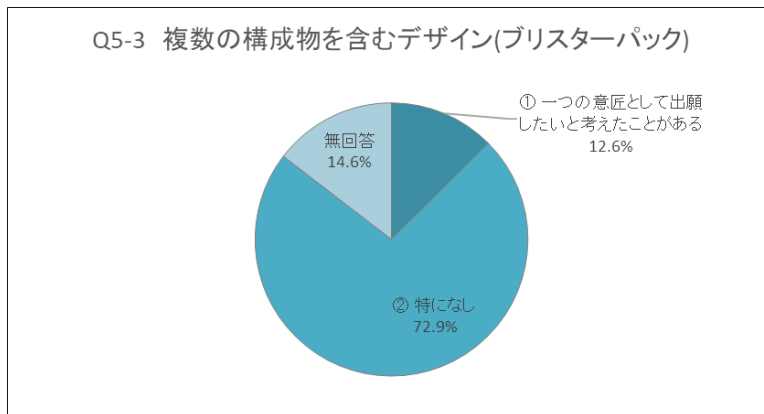


図 60 複数の物品を構成物として含むデザイン（ブリストアパック）

【自由記載回答】

<内容物の包装態様が特徴的にデザインされたもの>

- ・コンピュータ用マウスをブリストアパックに入れたもので、マウスの大きさとブリストアパックの大きさの比率に特徴があるものなど
- ・透明な包装用袋に複数個のウェットティッシュが包装され、ウェットティッシュを縦方向に並べて、取り出しやすくした点に特徴のある意匠
- ・透明な袋の中に食品（あられ等）が入っていて、袋の柄と、あられ等の形状がリンクするようにデザインされたもの
- ・アイシャドウ用コンパクトに、使い方を明示したセロファンとアイシャドウをセットしたもの
- ・ボトルに、比重および色の異なる複数種類の液体を入れて層構成にしたデザイン

<包装容器との組み合わせ>

- ・ポーチに入った飲料用容器
- ・包装用容器と内容物
- ・これはよくあります。ブリストアと一体的にデザインしているもの
- ・ガムと包装紙と箱
- ・ネジ入りブリストアパック
- ・ブリストアパックに梱包した墜落防止用安全带
- ・パッケージと商品の組合せ
- ・意匠法施行規則別表第二の「一組の紅茶セット」や「一組のコーヒーセット」に近い類型で、美容液の入った容器と容器を受けるトレイをセットで組物の意匠出願をしたいと考えたことがあります
- ・日用品商品とその包装容器をセットで出願できて、それぞれで権利発生できれば費用削減につながる
- ・歯磨き携行セット→円筒ケースを開口すると歯ブラシと歯磨き粉が内部に配置されている
- ・開封治具付き紙パック

<陳列用のデザイン>

- ・透明な容器に複数種類のお試しサンプルが収容されておりそのまま陳列等が可能
- ・宣伝広告に用いる展示物

<複数物品からなるもの>

- ・マットレスとマクラ
- ・キャラ弁を作る為のご飯成形具とのりのぬき型具セット
- ・歯科用補修キット（セメントやボンディング剤のチューブなどのキット）
- ・楽器+スタンド、楽器+椅子、ワイヤレスイヤホン+充電器
- ・デスクとランプ
- ・Q5-2のお試しセット
- ・ガラスびん（中身入り）とコップのパッケージ
例-日本酒びんとおちょこ
-ワインびんとワイングラス
-ジュースとコップ
- ・布団セット、寝具セット
- ・ヘッドホンと付属品（アクセサリ）
- ・シャープペンシルと替芯ケースのパッケージ
- ・金網でできたフェンスの中に石を詰めたもの
- ・電気製品であっても、充電アダプタやその他の付属物、取扱説明書などのレイアウト、ならびに緩衝材について工夫をすることがあり（OoBEと証するユーザー体験デザイン）、これらをセットとして意匠出願できるのであれば検討する可能性もある
- ・防災グッズ
- ・鉛筆、消し具及びホルダーのセット
- ・レジ、台、カウンダー
- ・化粧品+化粧道具

<複数の同一物品からなるもの>

- ・ゴルフボールの打球速度の測定器。打球の瞬間を複数の角度から測定する必要性から、複数の異なる外観をした測定器を一つの意匠としたかった
- ・違う種類（形状）の歯ブラシをひとつのパッケージに収納
- ・化粧品のお試しセットのパッケージ

<複数の部分>

- ・頭部マッサージ器で、頭部のベルト部分とコントローラ部分の意匠

<複数の機能があるパッケージ>

- ・1つのパッケージを作成するとき、2つの機能と全体の機能がある場合困っている

<その他、意見等>

- ・商品として成立しており、登録を認めても、何ら混乱は生じないと考えます。
- ・壁などに固定される製品の固定孔に、打ち込むだけの形態で保持して（立てて）添付したビス。何度か出願しましたが、1物品か否か判断が割れています。

(iv) 登録可能な組物のリスト（別表第2について）

現在登録可能な組物を定める別表2に関し、出願に際し困ったことがあるか、別表第2を改訂する場合の要望について質問した（複数回答可）。「特に困ったことはない」を選択

した者が最も多かったが、「新しい組物を追加してほしい」といった意見が 31 者（7.0%）あり、「現在の組物から削除してほしい」を選択した者はいなかった。さらに別表第 2 に追加して欲しい組物について自由記載形式で回答を求めたところ、いくつかの具体的な例が挙げられた。

また、「その他」を選択した者が 44 者（9.9%）あったが、その内容としては、別表第 2 に掲げる組物は例示とし、自由な組物で登録可能としてほしい、別表第 2 を維持するのであればこまめに見直しを行ってほしい、又は「同時に使用」や「統一」感の要件（意匠法第 8 条）を満たしていれば広く組物として認めてほしいといった要望が多く挙げられた。

表 42 登録可能な組物について（複数回答）

項目	回答者数	割合 (n=446)
① 新しい組物を追加してほしい。	31	7.0%
② 現在の組物から削除してほしい。	0	0.0%
③ 特に困ったことはない	313	70.2%
④ その他	44	9.9%
無回答	66	15.0%

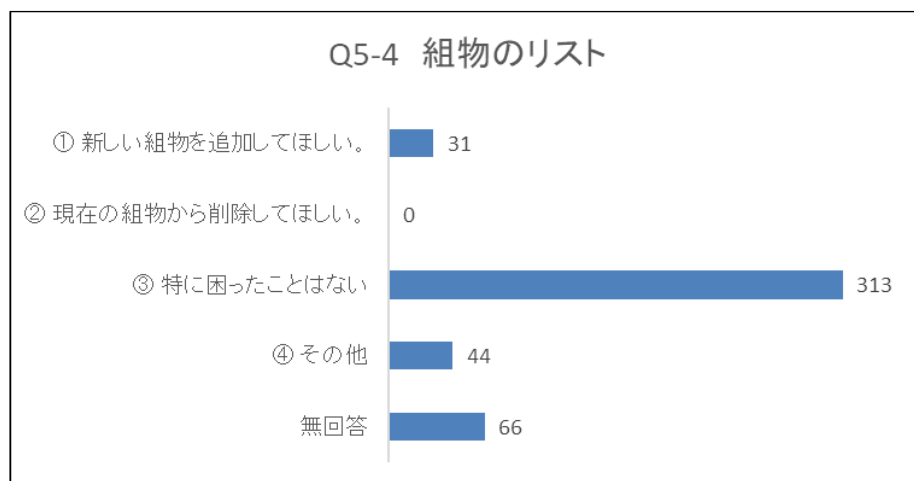


図 61 登録可能な組物について

別表第 2 に追加してほしいもの（自由記載）

- ・一組の椅子と机のセット
- ・Q5-3 の組物
- ・外装材パネル及びサインセット
- ・机と本棚の組み物
- ・一組の電気用品セット（アタッチメントの付け替えで各種動作をするもの）
- ・一組のオーディオキャビネット
- ・コネクタ
- ・対のもの
- ・一組の自動車用インテリアパネル
- ・電磁弁、電動弁等の電磁アクチュエータ部とそれを駆動する為のコイル部
- ・楽器＋スタンド、楽器＋椅子、ワイヤレスイヤホン＋充電器
- ・製品本体とその製品のリモコンのセット

- ・一組の計測機器セット
- ・一組の自動車用リアコンビネーションランプ
- ・特にないが今後、追加希望があった場合は柔軟に対応してほしい
- ・将来様々なセットが考えられるため、柔軟にしてほしい。
- ・限定列举ではなく例示列举として欲しい

「その他」自由記載の回答

<組物を別表第2に掲げるものに限定せず、個別に該当するか判断してほしい>

- ・リストにある物に限らず組物として認めるかどうか個別に判断される方が望ましいかと思えます
- ・リストは例示とし、その他の組物も柔軟に登録を認めてほしい
- ・リスト以外の物も認めて欲しい。リストは、単なる例示とする
- ・リストに限定せず、審査において柔軟に対応してもらいたい
- ・リストは作らず事例ごとに判断して欲しい
- ・該当しないものは不可ではなく、柔軟に運用して欲しい
- ・IT機器等は別表第二に定められにくいので、別表はあくまでも例示に留め、個別で統一感の有無を判断してほしい
- ・リストに掲げる組物を限定列举するのではなく、例示列举として組物の意匠として出願できる範囲を拡大してほしい
- ・リストになくても、組物の意匠として出願できるよう柔軟に対処していただきたい
- ・リストで制限する必要がない。自由に組物として複数の物品を組み合わせて出願可能にすべき
- ・適切な構成物品であれば、意匠法施行規則別表第二に掲げる組物に限定する必要はないと考えます
- ・別表に掲げる組物に限定する必要はない
- ・これに当てはまらない一組のセットもあるので、もう少し柔軟に対応して欲しい。あくまで例示とすべきと考える
- ・不要と考えます
- ・リストに限定する必要がない
- ・組物の構成をより自由に検討できるよう、限定列举の形式から変更すべき
- ・リストに限定せず、部品のように自由に扱えるようにすべき（韓国と同様の実務）
- ・意匠の説明の欄等に、組物の意匠であることの説明を加えて権利範囲を明確にすることにより、現状よりも自由に組物の意匠出願を出せるようにしていただけないでしょうか。今後、他の分野の形態（組み合わせ）をモチーフに、別の分野の意匠に役立てる動きが高まる可能性があり、別表第二だけでは保護が十分とはいえないケースが出てくるのが予想されるためです
- ・組物の自由度を高めて欲しい。意外性のある組物を求める
- ・組物が限定的なので、自由度を大きくしてほしい
- ・特に制限を設けず、ある程度の基準又は要件で判断すれば良い

<別表第2のリストは適宜見直しが必要>

- ・組物の範囲は、権利範囲の明確さ、第三者の予見可能性、審査のしやすさの観点から明確にしたほうが良いと考える。しかし、世の中は常に変化しているので、過去の組み物にこだわらず、世の中に出現する物品に応じて頻繁に付加し、減じていけばよい
- ・組物の意匠出願を検討したことがないので、ただの意見ですが、出願意匠を限定している理由がいまいち分かりかねます。～セットというのは時代とともに変わるので、その辺は柔軟に対応してもよろしいのではないのでしょうか
- ・実務で関連が無いので特に困ったことはありませんが時流に合わせて適宜見直しを図る必要はあると思います
- ・時代に合わないものは見直すべき

<組物の要件を満たしていれば広く認めてほしい>

- ・組物として統一感があれば、物品表に記載のないものでも出願できるようにしてほしい。
- ・下記リストに限定せず、一般的な感覚として同時に販売又は使用されると認められるものであれば、広く登録を認めてほしい
- ・新しい製品開発に伴い、時々刻々と新しい組物が生まれることが想定されるため、政省令で事前に規制をするよりも、「同時に使用」と認定できるものは全て組物の意匠として保護してもよいのではないかと考える

<追加してほしい具体例>

- ・商品とパッケージのコントラスト・ライン等合わせるデザイン
- ・キーボード、マウスセット
- ・応接家具ではないが机とイスや■■のセットになるものがある

<組物の制度、権利行使について>

- ・互いに接触する複数物品から構成される物品は一物品として部分意匠出願ができることを考えると、同種物品のみと異種物品の場合は、考え方が変わっていても良いと考えます
- ・リストに掲載されていれば絶地位的に組み物の意匠になるというものではなく、それには更に審査官の判断が伴うから、この基準は余り信用していない。組み物の意匠ではなく、審査基準の考え方に特徴があるように思慮する
- ・現時点リストへの増加減に意見はないが、構成物の一部の模倣品が発生した際に権利行使に制限があり、組物意匠での権利活用に問題（課題）を感じる
- ・「組物」の制度を廃止し、「一つの意匠」として評価できるか、という観点から考えればよいのではないか。（大正10年法での扱いにもどす。）
- ・組物の場合、個別構成品については意匠権の主張ができないので、利用しない

<利用したことがない、よくわからない>

- ・組物の意匠として出願したことがない
- ・セットで出願した事が記憶にないので、考えようがない
- ・組物の意匠を出願することがない
- ・わからない
- ・よくわからない

(6) 国内ヒアリング結果

(i) デザインの統一感について

デザインの統一感を出す手法については、構成物品に対し、色や材質、丸みなどの共通したデザインの構成要素を持たせたり、ロゴや名称を共通して構成物品に付すとといったものから、コンセプトに従ってデザインすることで、自然と統一感が出るといった意見があった。その他、統一感が無いことを理由に拒絶となった事案が見当たらないことから、あまり意識したことが無いという意見もあった。

<色や材質、丸みの使い方>

- ・デザインの構成要素、例えば色、材質、R（丸み）の使い方に統一感を持たせている

<共通のロゴや名称を構成物品に付す>

- ・店舗で使用しているコーヒーセットや食器セットのデザインについても自社で手掛けており、カップやソーサーに長年使用してきた店の名称を表す文字やロゴを使用することで、統一感を持たせております。なお、コーヒーセットや食器セットについては、直近30年でデザインを変更したことはありません

<コンセプトに基づくデザインから自然と生じる>

- ・組物も内装の意匠も両方とも「統一的な美感」又は「統一」感が求められる。この「美感」はデザインのコンセプト自体でもあり、このコンセプトから美感が生じるものだと考えている

<特定のコンセプト等に基づき全体から醸成される雰囲気による>

- ・それぞれの物品において、同じ形状の部分や模様を有するようにすることが従来の手法だが、最近では、各物品に同じような形状、模様を有さなくても、材質等で無機質なイメージといったように、構成物品全体である種の雰囲気を表すことで統一感を出すことが多い
- ・全国に展開する際にも、地域ごとのカスタマイズはすることなく、常にアイデンティティを維持するようにしている。そして、これにふさわしい備品や調度品で統一し、内装も含めてこれら全体から醸し出される統一感を大事にしている。商標やロゴだけに頼らない
- ・6. とも関連するが、建築としては一組の門柱、門扉及びフェンスセットが組み物として追加されたが、内装も外構も調和を考えてデザインするということで統一感を表現している

<統一感や美感の程度や証明方法を明確にしてほしい>

- ・統一感や美感については、どの程度必要なのか、また、どのようにすればその有無や程度を合理的に主張できるのかを審査基準で示して欲しい。例えば、1000人以上のアンケート結果で肯定的な意見が大部分（x%以上？）あればよいなど

<組物と内装の意匠の棲み分けに疑問がある>

- ・組物と内装の意匠の棲み分けをどのようにするのか

<今後、出願を考慮していきたい>

- ・機能が似ていれば、あるいは、使う場所や使う場面が同じであれば、シリーズとして考える可能性は高い。また、今後は、IoTにより統一制御することが増加するため、このような出願も増加していく傾向にあると考えられる

<組物は利用したことがない、利用する積極的な理由がない>

- ・組物はほとんど利用したことがない

- ・現在、個々の要素で権利化することを考えるため、組物の出願にメリットは感じない

<出願にあたり、統一感は考慮していない>

- ・統一感についても、主観的な要素があり、統一感がないことによる拒絶例はほとんど見当たらないため、考慮していない
- ・特になし

(ii) 組物の部分意匠に関する出願時又は審査に際しての懸念点について

意匠登録を受けようとする部分と組物の要件となっている「統一」感との関係に関する質問が多かった。その他、「統一」感そのものに関する疑問や、要求レベルが高いのではないかという指摘があった。また、今後は組物の構成物品が自由になることから、今後利用を検討したいといった意見や、別表で指定された物品名に構成物がない場合の組物はどのように出願すべきなのかといった疑問も挙げられた。

<登録を受けようとする部分以外に統一感がなくても登録になるのか>

- ・組物の部分に係るところでは統一感があるが、その他の部分について統一感がない場合でも登録が可能ということか。問題がありそうにも思われるが、そのような組物の意匠が登録されたとしても、実際には、第三者に影響があるとも思わない。権利取得の需要は多くはないのではないか

<機能を中心として構成される組物は「統一」であれば登録できるのか>

- ・機能を中心に構成されたような組物の場合、統一感があれば登録されてしまうのか

<すべての構成物品に共通する部分が必要なのか>

- ・部分意匠とする場合、各構成物品の対象範囲の取り方について制約があるのか。一つの物品だけを一部破線にし、他をすべて実線にするといった出願は可能か。すべての構成物品について部分意匠の部分がないといけないのか

<「統一」感とは何か、どの程度必要なか不明である>

- ・様々な組物が出てきた場合、要件として求められる「統一」感について明確にしてほしい。
- ・組物の各構成物品が創作非容易性を満たさない場合でも、組物全体として統一感があり、組み合わせに非容易性が認められれば、意匠登録がなされるのかをご教示いただきたいです
- ・法改正により、あらゆるものが対象となることも考えられるが、統一感のさじ加減が分からない。「統一感」はロジックで説明することが困難であり、権利化後の処理が難しい
- ・構成物品全体である種の雰囲気醸し出すことで統一感を表す場合、訴訟において、どのように認定されるのかが気になる。「統一感」の判断は誰又はどのようになるのか。例えば、参考人として出廷したあるデザイナーの意見が参考とされるのか、客観的なアンケートなどの結果で判断されるのか

<「統一」感の要求レベルが高いため、緩和すべき>

- ・現行では、求められる「統一」感のレベルが高いため、利用しにくい。例えば、色、材質、R（丸み）等の使い方でも統一であると認める等、要件を緩和することを検討してほしい

<要件ごとに対比して場合に応じた例を明示すべき>

- ・この組物の部分意匠は、組物として特徴的な部分のみを抽出して出願できるということか。どのような場合が認められるのか、認められる例と認められない例とを明示するなど、成立要件を対比するように明示してはどうか
- ・どのような場合に組物の部分意匠として出願でき、できない場合は通常の出願を奨励するなど、審査基準等で示してはどうか

<現行制度で対応も可能と考える>

- ・内装も含め、一部の特徴的な部分を切り出して権利を取るとするのは、これまでの制度（個別の物品の部分に係る意匠）で対応できるだろう。組物における統一感のない部分を切り出すのは認められないとなっても、個別の物品に係る意匠の部分として出願すればよい
- ・特になし。現行の審査基準で判断すればよい

<組物は物品の異なる関連意匠のような扱いなのか>

- ・同じ構成要素を持つことを想定した場合、関連意匠の物品違いのように見られるのか、それとも全体的に見て判断されるのか

<別表の組物の名称にあるが構成物品に含まない物の処理を明確にしてほしい>

- ・改正後は組物の構成物品を自由に選択できるようになるが、物品名の欄に記載する「○○セット」の名称は別表に記載されているものにしなければならないのか。例えば「一組の食卓用皿及びコップセット」を出願しようとした場合に、構成物品としてコップを含まないときは、そのままでもいいのか。コップを含まないので他の名称にする必要があるのか。それとも、コップを破線で書いておけばいいのか
- ・特になし

(iii) 出願したい一意匠の範囲について

ギフトセットやブリスターパックなど、通常セットものとして販売されるようなものや、包装と製品の組合せで一体としてデザインされたもの、家電製品など、一連のシリーズとしてデザインされたような一群の製品など、実際に販売されている態様で組物や一意匠の範囲として認めてほしいという意見があった。また、組物の場合、使用の場面に着目して使用場面が異なる場合などは議論が必要ではないか、組物の種類の制限を外してほしいなどの意見もあった。

【具体的な例】**<ギフトセットやブリスターパックなど、セットとして販売されているもの>**

- ・ギフトセットや贈答品、歯ブラシセットなどのブリスターパックについては、登録のニーズがあるのではないか
- ・ギフトセットや商品が入った状態のブリスターパックなどは認めてもよいと考える
- ・ギフトセットのように、配置まで権利に含ませたいとすると、組物では対応できない。この点は、不正競争防止法では対応できているのに、意匠法で対応しきれていない分野だと思われる
- ・例えば、オムツケーキなど、一体的なデザインを施したオムツやタオルのセットなども認められていないが、このようなものも一物品／一意匠として認めてはどうか
- ・工具セット、キッチン用具セットなど

< 包装又は容器と製品との組合せ >

- ・容器付きの物品などは認めてもよいと考える。ギフトセットの個々の構成物品に権利は及ばないというのであれば、いいのではないか。どのように権利取得をするのかは、出願人の選択による。ただし、組物との役割分担は整理すべきである
- ・製品に合わせた化粧箱のデザインをする場合があるが、その化粧箱について、中身そのもの又は中身となる製品の形状等を特定しない状態で権利化したい。又は、その化粧箱とその中身のコンビネーションを一意匠として登録したい

< 壁などに設けられる操作系の装置類 >

- ・コンセントのスイッチとコンセント、リモコンなど、壁に設けられる操作系の装置類を組物として出願できるとよい

< 家庭等で使用される様々な一連の電化製品 >

- ・セット物としては、以下のようなデザイン開発を手掛けている
 - －食器セット、例えば、トレイと食器
 - －エアコンの室内機と室外機
 - －掃除機の本体、パイプ、ブラシ等のアタッチメント類
 - －オープンレンジと炊飯器、食洗器とシステムキッチン、IH とレンジフード、等

< 左右反転した意匠 >

- ・左右を反転したものなども一つの出願で登録できるとよい

< 画像と壁や建具等の組合せ >

- ・ある部屋に設置された壁や建具と画像との組合せなどで出願できるとよい

< 複数人で共有した際に位置関係等によって見え方が異なる場合や表示領域が変化した場合などの一連の画像 >

- ・画像を複数人で共有した場合にその人の位置や複数人間の位置関係によって個々に見え方が異なるような場合や、表示領域が使用中に拡大・拡張するような場合でも一意匠として出せるとよい

< 端末側の画像と制御装置側の画像など、セットで使用される一連の画像 >

- ・画像については、端末の画像と制御装置側の画像、例えば投影画像とナビ画像といったようにセットで使う場合が多いため、一つのまとまりとして出せるとよい（一意匠又は組物など）

< 配置や位置関係を要素としない、一空間内で使用される複数の物品 >

- ・壁を除いた浴室の構成物など、一つの空間内で通常使用される複数の物品を一意匠として登録できるとよい。現行でも壁を含めた一体のものとして登録はできるが、配置や位置関係を意匠の要素にしたくない場合もある。今後は組物の部分意匠も登録可能であるので、活用を検討したい

< あるデザインコンセプトに基づいて創作された一連の物品や設備等 >

- ・浴室と洗面化粧台など、複数の物品や、部屋の設備、複数の部屋等を共通のコンセプトでデザインする場合がある。デザインコンセプトが共通するものを一意匠として出願できるとよい

< 効率性を重視した配置の店舗デザイン >

- ・今回の法改正で対応できるかもしれないが、店舗のデザインにおいて、人の流れを意識しながら棚等を効率的に配置するような場合がある。その効率性を実現できる配置について、登録できるとよい

【意見等】**<一意匠としてのまとまりや一体性のあるものは認めてもいいのではないかと>**

- ・ 現在審査基準にある例は統一感がない場合の例としておき、より一体性があるものについては認めてもいい例として新たに追加するとしてもいいのではないかと
- ・ 7条と8条をシームレスにつなげれば、解釈としての「一物品」はどのように解釈されるのか。一意匠としてまとまりがあれば、広く認めてもいいのでは

<同時使用や使用の場面が異なる場合、別の議論が必要である>

- ・ 実際にあった事件として、容器付冷菓で7条と2条で問題となった例があるが、これは現審査基準では対応しきれていない。これは、使用の場面が同一か否かが論点となっていた。一方で、容器付きカミソリなどのブリストアパックの場合は使用の場面が異なる（カミソリを使用時にパッケージは外している）ため、別の議論が必要だろう。パッケージと中身は同時に使用しないなど、特有の関係がある

<権利範囲や出願態様をどのようにするかは出願人の選択に任せるべき>

- ・ 要素が増えるほど権利範囲は狭くなる。どのように出願するかは出願人が選択するものであり、自己責任となる

<新たに追加される組物の名称は、限定的な名称にしないでほしい>

- ・ 画像のセットの場合、「○○用画像のセット」のような名称になると出願が難しくなることも想定されるので、セットの種類を追加するのであれば、あまり限定されないような名称にしてほしい

<組物の物品名を柔軟に記載できるようにしてほしい>

- ・ 食器とトレイのセットを出願したい場合があったが、現行の組物の物品名にうまく該当するものがなくて困ったため、組物の物品名を柔軟につけられるようにしてほしい

<一つの出願で複数国に登録、権利行使可能な制度などもニーズがあるのではないかと>

- ・ 複数の意匠又は物品を一つの出願で登録できるというよりも、一つの出願で複数か国まとめて権利行使できるような制度の方にニーズがあるのではないかと
- ・ 特になし
- ・ 現状思い当たるものはございません

(7) 審決例・裁判例

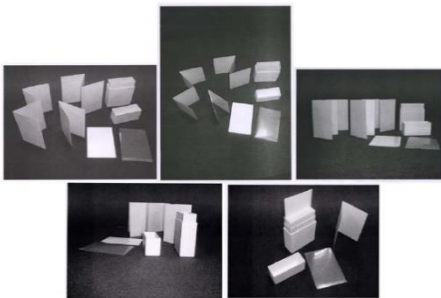

(i) 欧州⁵²

<事例1>

【事件名/番号】 T-9/15	
【事件の種類】 審判（無効）	【場所】 欧州一般裁判所（General court）
【判決日】 2017年2月17日	【登録番号】 230 990-0006
【論点】 セットの意匠の適格性	【結果】 却下
<p>【概要】</p> <p>3つのサイズの異なる缶からなる共同体意匠に対し、下記の引例に基づいて新規性及び独自性がないとの理由で無効審判が請求され、無効部では新規性及び独自性はあるとして却下となり、審判部では、独自性がないとして無効と判断した。</p> <p>裁判所は、独自性（CDR 第6条）の判断における informed user について、「缶を箱詰めし、専門的な雑誌やカタログで情報収集する者」として認定した審判部の判断には問題があるとし、また、創作者の自由度についても、審判部は「円筒形という形状やビジネス上 500ml を超えない容量の制限がある」としたが裁判所では、実質的に制約はないとした。外観からくる全体的な印象の違いに関しては、引例として提出された缶について印刷がない場合を考慮すると本件登録意匠と区別できないとし、また、informed user は缶の大きさや容量の違いについては着目せず、これらの違いは異なる印象の違いをもたらさないとして審判部の判断を指示した。</p>	
<p>【図面】</p> <p>・ 本件登録意匠</p> 	
<p>引例</p> 	

⁵² その他、ドイツにおけるワインのデキャンタとその台座からなる共同体意匠の侵害事件について、セット物の意匠権の範囲についてドイツの連邦裁判所が判断した事例がある（German Federal Court of Justice, Judg. of March 8, I ZR 124/10）

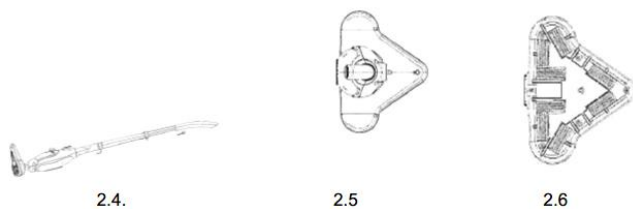
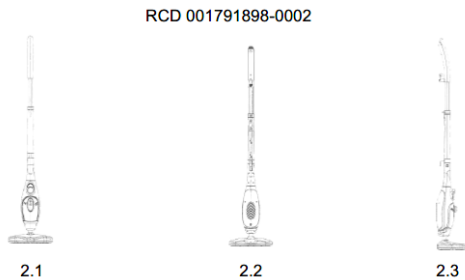
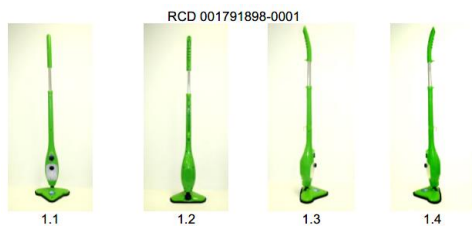
<事例2>

【事件名/番号】 ICD 7128	
【事件の種類】 審判（無効）	【場所】 EUIPO 無効部
【審決日】 2010年11月10日	【登録番号】 001121404-0001
【論点】	【結果】 登録維持
【概要】 本件意匠と引用例とは、一つ折りカード、二つ折りカード及びスリーブの有無という違いがあり、これらは重要でない部分（immaterial parts）ではなく、本件意匠は新規性を有すると判断した。さらに無効部は、これらの違いから、本件意匠は、引用例よりも多くの機能を有しており、当該製品のユーザーにとって、これは大きな違いであり、全体として異なる印象を与えると判断した。	
【図面】 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>登録意匠</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>引例（公知例）</p>  </div> </div>	

<事例3>

【事件名/番号】 ICD 9174	
【事件の種類】 審判（無効）	【場所】 EUIPO 無効部
【審決日】 2017年3月8日	【登録番号】 002215301-0001
【論点】 新規性、独自性	【結果】 無効
【概要】 無効部は、本件意匠と引用例とを対比して、差異があることを認め、当該差異は重要でない部分（immaterial details）ではないとして新規性を認めたが、本件意匠において、掃除機本体や本体に取り付ける交換可能な複数種類のヘッドについては同一であり、これら以外の小さなパーツの有無による違いは、全体として大きな影響を与えず、両者は異なる特徴を備えないと判断した。	
【図面】 ・ 本件登録意匠	

・引用例



(ii) 中国

<事例4>


【事件名】 第 32643 号	
【事件の種類】 審判（無効）	【場所】 復審委員会
【審決日】 2017 年 2 月 17 日	【登録番号】 201330067021.1
【論点】 創作非容易性	【結果】 一部無効
<p>【概要】</p> <p>下記の本件登録意匠につき、専利法第 23 条第 2 項（創作非容易性）に反するとして無効審判が請求された。組物 3 は別件の審判（第 32843 号）で無効となり、組物 1、2、4 について判断がなされた。組物 1、2、及び 4 は、引例のデザイン及びその組合せと対比するとその違いは明らかであり、平均的な消費者にとって、その違いは製品の外観に全体的に異なる視覚効果をもたらすとして第 23 条第 2 項に違反しないと判断した。</p>	
<p>【図面】</p> <p>・ 本件登録意匠</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>Set 1</p> <p><small>案件1立体图</small></p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>Set 2</p> <p><small>案件2立体图</small></p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>Set 3</p> <p><small>案件3立体图</small></p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>Set 4</p> <p><small>案件4立体图</small></p>  </div> </div>	
<p>・ 引用例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>証拠 1</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>証拠 3</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>証拠 5</p>  </div> </div>	

(iii) 韓国

<事例5>

【事件名】2013 ホ 1801 号			
【事件の種類】審判（拒絶）		【場所】大法院（最高裁判所）	
【判決日】2013 年 8 月 8 日		【登録番号】3005012040000	
【論点】審決なし		【結果】原審破棄、差戻し	
<p>【概要】</p> <p>1.本件登録デザインはチョゴリ、チョッキおよびズボンを一セットの物品にしてデザイン登録を受けており、二以上の物品が一セットの物品として同時に使用される場合、当該一セットの物品のデザインが一セット全体として統一性があるときには一デザインとしてデザイン登録を受けることができる。</p> <p>2.一セット物品を構成するチョゴリ、チョッキおよびズボンそれぞれを比較対象デザインと比較して同一類似如何を判断し、一セット物品全体として全体的な対比をし、同一であるか類似しなかったと判断したが、チョゴリ、チョッキおよびズボンそれぞれを比較対象デザインと比較して、一セット物品デザインの創作は容易であるとし、原審決を取り消した。</p>			
【図面】			
区分	本件デザイン	比較(確認)対象デザイン 1	比較(確認)対象デザイン 2
チョゴリ			
チョッキ			
ズボン			

<事例 6>

【事件名】2018 ダン 61 号	
【事件の種類】審判（無効）	【場所】特許審判院
【判決日】2011 年 11 月 21 日	【登録番号】3008959370000
【論点】審決あり	【結果】無効
<p>【概要】</p> <p>デザインの類否はデザインを構成する各要素を分離して個別に対比するのではなく、外観を全体的に対比観察して、見る人をして違う審美感を感じさせるかどうかによって判断すべきであるので、支配的特徴が類似であれば細部的点について多少差異があるとしても類似であると見るべきである（大法院 2007.1.25.2005 ふ 1097 判決参照）。そして、デザインの類否判断の際、対比対象となるデザインの公開程度は当該デザインが属する分野の通常の知識を有している者が当該デザインを見て容易にデザインを創作できるほど表現されてあれば十分であり、必ず六面図や参考図などより当該形状や模倣すべてが記載してはいけなく、資料が足りないとしても経験則により当該デザインの要旨が把握できればその対比の対象になれる。本件デザインは出願前に公知された比較対象デザインと類似することにより新規性を失っていると判断された。</p>	
<p>【図面】</p> 	

<事例 7>

【事件名】2014 ダン 1 号	
【事件の種類】審判（無効）	【場所】特許審判院
【判決日】2014 年 4 月 28 日	【登録番号】3005012030000
【論点】創作容易性	【結果】無効
<p>【概要】</p> <p>上記の差戻しによる審判である。本件デザインは比較対象デザインと多少差異はあるが、比較対象のデザインを選択的に採用したり、改良ハンボク（チマ、ジョゴリ）の分野において、ありふれた創作手法や表現方法によりこれらを変更・組み合わせした程度であり、通常のデザイナーが容易に創作できる水準に過ぎないと判断した。</p>	

<p>【図面】 ・本件登録意匠</p> 	<p>・証拠 1</p> 	<p>・証拠 2</p> 	<p>・証拠 3</p> 
--	---	--	--

III. 部分意匠

1. 補正

(1) 米国の制度

米国では、図面においてクレームした部分を実線で示し、その他の部分を破線で示す (disclaim) ことにより、破線部分はクレームする意匠を構成しないことを示すことができる。

補正は、35USC§112(a)の記載要件を満たすことを条件に、最初に提出された書面の開示の範囲内でクレームする範囲を拡大又は縮小することができる (MPEP§1504.04 B)。したがって、35USC§112(a)の要件を満たす限りにおいて、出願当初の開示の範囲内で部分意匠の登録を受けようとする範囲を変更したりするような補正は可能である。なお、出願当初に書面でサポートされていない事項を追加する補正は新規事項追加となり、認められない。

35 U.S.C. 112 Specification.⁵³

[Editor Note: Applicable to any patent application filed on or after September 16, 2012. See 35 U.S.C. 112 (pre-AIA) for the law otherwise applicable.]

(a) IN GENERAL.—The specification shall contain a written description of the invention, and of the manner and process of making and using it, in such full, clear, concise, and exact terms as to enable any person skilled in the art to which it pertains, or with which it is most nearly connected, to make and use the same, and shall set forth the best mode contemplated by the inventor or joint inventor of carrying out the invention.

第 112 条 明細書⁵⁴

[編集者注：2012年9月16日以後の特許出願に適用される。他に適用される法律については改正前特許法第112条参照]

(a) 一般

明細書は、その発明の属する技術分野又はその発明と極めて近い関係にある技術分野において知識を有する者がその発明を製造し、使用することができるような完全、明瞭、簡潔かつ正確な用語によって、発明並びにその発明を製造、使用する手法及び方法の説明を含まなければならず、また、発明者又は共同発明者が考える発明実施のベストモードを記載していなければならない。

(略)

⁵³ Consolidated Patent Laws - April 2019 update United States Code Title 35 - Patents, USPTO, URL: https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf [最終アクセス日：2020年2月5日]

⁵⁴ 「アメリカ合衆国 特許法 合衆国法典第35巻(35U.S.C)―特許2015年第7改正版, 2015年10月施行」日本特許庁, URL: <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/usa-tokkyo.pdf> [最終アクセス日：2020年2月3日] (改正箇所該当しない条文についてのみ引用)

MPEP § 1504.04 Considerations Under 35 U.S.C. 112 [R-08.2017]⁵⁵
B. New Matter

(略)

Also, an amendment that changes the scope of a design by either converting originally-disclosed solid line structure to broken lines or converting originally-disclosed broken line structure to solid lines would not introduce new matter because such amendment would not introduce subject matter that was not originally disclosed. Similarly, such an amendment to the design would not be a change in configuration of the original design as addressed by the court in *Salmon* (finding that the parent application disclosing a stool with a square seat did not provide written description support for a seat of another (i.e., circular) configuration). Where such an amendment affects the claimed design, however, the resulting amended design must be evaluated for compliance with the written description requirement. See MPEP § 1504.04, subsection I.C.

MPEP § 1504.04 35 U.S.C. 112 に基づく考慮事項

B. 新規事項

また、元々開示されていた実線構造を破線に変更するか、又は元々開示された破線構造を実線に変更することによって意匠の範囲を変更する補正は、新規事項を追加するものではない。そのような補正は、元々開示されていない主題を導入するものではないからである。同様に、そのような意匠への修正は、*Salmon* の裁判で示されたように、当初の意匠の構成を変更するものではない（正方形の座面を有するスツールを開示している親出願は、別の形状（例えば円形）の座面をサポートする記述を提供していなかった）。ただし、そのような補正がクレームされた意匠に影響を与える場合、補正後の意匠が、書面の説明要件を満たすかについて評価されなければならない。MPEP § 1504.04、サブセクション I.C を参照のこと。

(2) 欧州共同体の制度

EUIPO において、部分意匠の出願は可能である。図面において、破線で表した部分は意匠の保護を求めない範囲（ディスクレームしたもの）として扱われる。保護を求めない部分を破線や着色で示したり、薄く表したり、保護を求める部分を囲み線で囲み、他の部分をディスクレームする部分として表すこともできる（登録共同体意匠出願の審査に係るガイドライン 5.3.1～5.3.4）。

EUIPO では、意匠の出願については、方式要件と、出願に係る意匠が意匠の定義 (CDR§3) に合致するか、公序良俗に反しないか (CDR§9) のみが審査される。この 2 つの理由に抵触する場合、審査官から拒絶理由が通知され、出願人には補正又は意見書を提出する機会が与えられる (CDIR§11(1), (2))。

意匠への補正が可能な範囲は、意匠の同一性が保持される範囲であり (CDIR§11(2))、出願後に修正できる内容は、出願人の名称や住所、明白な誤りのみであり、出願後に意匠を

⁵⁵ MPEP 1504.04 Considerations Under 35 U.S.C. 112 [R-08.2017], USPTO, URL: <https://mpep.uspto.gov/RDMS/MPEP/current/#/current/d0e156290.html> [最終アクセス日：2020年2月5日] なお、日本語訳は仮訳である。

変更するような内容の修正は行うことができない (CDIR§12(2))。また、庁が求めた場合以外は、図面の追加や図面の削除なども行うことができない (登録共同体意匠出願の審査に係るガイドライン 5.5)。

無効審判 ICD 5544 (COMMUNITY DESIGN 000121017-0002) において、権利者は予備的請求において破線部分を実線に変えて登録を維持する旨を主張したが、そのような変更は、意匠の同一性を変更するものであるとして認められなかった事例がある。

したがって、部分意匠の破線部分を実線に変更するような補正はすることはできない。

CDIR Article 11 Examination of grounds for non-registrability⁵⁶

1. Where, pursuant to Article 47 of Regulation (EC) No 6/2002, the Office finds, in the course of carrying out the examination under Article 10 of this Regulation, that the design for which protection is sought does not correspond to the definition of design provided in Article 3(a) of Regulation (EC) No 6/2002 or that the design is contrary to public policy or to accepted principles of morality, it shall inform the applicant that the design is non-registrable, specifying the ground for non-registrability.
2. The Office shall specify a time limit within which the applicant may submit his/her observations, withdraw the application or amend it by submitting an amended representation of the design, provided that the identity of the design is retained.
3. Where the applicant fails to overcome the grounds for non-registrability within the time limit, the Office shall refuse the application. If those grounds concern only some of the designs contained in a multiple application, the Office shall refuse the application only in so far as those designs are concerned.

第 11 条 不登録理由に関する審査⁵⁷

- (1) 商標意匠庁は、規則(EC)No.6/2002 第 47 条に従い、本規則第 10 条に基づく審査を行う過程で、保護を求める意匠が規則(EC)No.6/2002 第 3 条(a)に定めた意匠の定義に適合していないか、又は意匠が公共の秩序若しくは一般に受け入れられた道徳性の原則に反していると認定したときは、その意匠は登録不能である旨を出願人に通知しなければならない。その際、不登録理由を明示しなければならない。
- (2) 商標意匠庁は期間を指定して、出願人が意見書を提出するか、出願を取り下げるか、又は意匠の同一性が保持されることを条件として、意匠に関する補正した表示を提出することによって出願を補正することができるようにしなければならない。
- (3) 出願人が指定期間内に不登録理由を克服することができなかった場合は、商標意匠庁は出願を却下しなければならない。その理由が複合出願に含まれている意匠の一部のみに係る場合は、商標意匠庁は、それに係る意匠に限り、出願を却下しなければならない。

CDIR Article 12 Withdrawal or correction of the application

1. The applicant may at any time withdraw a Community design application or, in the case of a multiple application, withdraw some of the designs contained in the application.
2. Only the name and address of the applicant, errors of wording or of copying, or obvious mistakes may be corrected, at the request of the applicant and provided that such correction does not change the representation of the design.
3. An application for the correction of the application pursuant to paragraph 2 shall contain:
 - (a) the file number of the application;
 - (b) the name and the address of the applicant in accordance with Article 1(1)(b);

⁵⁶ COMMISSION REGULATION (EC) No 2245/2002 of 21 October 2002 implementing Council Regulation (EC) No 6/2002 on Community designs, EUIPO, URL: https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdFs/law_and_practice/cdr_legal_basis/22452002_cv_en.pdf [最終アクセス日：2020年2月5日]

⁵⁷ 欧州共同体 意匠委員会規則 2007年7月24日の委員会規則(EC)No.876/2007により改正された、共同体意匠に関する理事会規則(EC)No.6/2002の施行に係る2002年10月21日の委員会規則(EC)No.2245/2002、日本特許庁、URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ec2245_02j.pdf [最終アクセス日：2020年2月5日]

- (c) where the applicant has appointed a representative, the name and the business address of the representative in accordance with Article 1(1)(e);
- (d) the indication of the element of the application to be corrected and that element in its corrected version.
4. If the requirements for the correction of the application are not fulfilled, the Office shall communicate the deficiency to the applicant. If the deficiency is not remedied within the time limits specified by the Office, the Office shall reject the application for correction.
5. A single application may be made for the correction of the same element in two or more applications submitted by the same applicant.
6. Paragraphs 2 to 5 shall apply mutatis mutandis to applications to correct the name or the business address of a representative appointed by the applicant.

第 12 条 出願の取下又は訂正

- (1) 出願人は、共同体意匠の出願又は複合出願の場合は出願に含まれている意匠の一部をいつでも取り下げることができる。
- (2) 出願人の名称及び宛先、文言若しくは複写の誤り又は明白な錯誤についてのみ、出願人の請求により、かつ、当該訂正が意匠の表示を変更しないことを条件として、訂正することができる。
- (3) (2)による出願訂正の申請書には、次の事項を含めなければならない。
- (a) 出願番号
 - (b) 第 1 条(1)(b)による出願人の名称及び宛先
 - (c) 出願人が代理人を選任している場合は、第 1 条(1)(e)による代理人の名称及び営業上の宛先
 - (d) 出願書類の中の、訂正対象とする要素の表示及び訂正後の当該要素
- (4) 出願を訂正するための要件が満たされなかった場合は、商標意匠庁は、その不備について出願人に通知しなければならない。不備が商標意匠庁の指定する期間内に是正されなかった場合は、商標意匠庁は訂正の申請を却下するものとする。
- (5) 同一出願人が提出した 2 以上の出願における同一要素に関しては、単一の申請書をもってその訂正を求めることができる。
- (6) (2)から(5)までは、出願人が選任した代理人の名称又は営業上の宛先を訂正するための申請に準用する。

Examination of Applications for Registered Community Designs⁵⁸

5.5 Amending and supplementing views

As a matter of principle, the representation may not be altered after the application has been filed. The submission of additional views or the withdrawal of some views will therefore not be accepted (Article 12(2) CDIR), unless expressly allowed or required by the Office.

In particular, the views initially filed may not be replaced with better-quality ones. The representations examined and published will be those that the applicant provided in its original application.

The submission of amended or additional views, where allowed, must be made by electronic communication via the Office's website (not by email) in JPEG format (see also: <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/attachments>), or by post or fax (the latter is, however, not recommended; see paragraph 3.3.4.2 above).

共同体意匠の出願に係る審査

5.5 図面の審査及び補充

⁵⁸ Examination of applications for registered Community designs 5.5 Amending and supplementing views, Entry into force: 01/02/2020, EUIPO, URL: <https://guidelines.euipo.europa.eu/1803316/1785706/designs-guidelines/5-5-amending-and-supplementing-views> [最終アクセス日: 2020年2月5日] なお、日本語訳は仮訳である。

原則として、出願が提出された後に、表現を変更することはできない。追加図面の提出や図面の削除は、庁により明示的に許可又は要求されない限り受け入れられない（CDIR 第 12 条 (2)）。

特に、最初に提出された図面を、より高品質の図面に置き換えできない場合がある。審査され及び公開される意匠の表現は、出願人が出願当初に提供したものとなる。

修正され又は追加する図面の提出は、許可されている場合、JPEG 形式の庁の Web サイト（電子メールではなく）を介した電子通信によって行われる必要がある。

(<https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/attachments> も参照)。若しくは、郵送又は FAX で送信してもよい（ただし、後者は推奨しない。上記の 3.3.4.2 項を参照）。

なお、一部放棄は可能であるが、この場合も補正後の意匠の態様が同一性を保持していることが要求される（CDR§51(3)）。

CDR Article 51 Surrender⁵⁹

1. The surrender of a registered Community design shall be declared to the Office in writing by the right holder. It shall not have effect until it has been entered in the register.
2. If a Community design which is subject to deferment of publication is surrendered it shall be deemed from the outset not to have had the effects specified in this Regulation.
3. A registered Community design may be partially surrendered provided that its amended form complies with the requirements for protection and the identity of the design is retained.

第 51 条 放棄⁶⁰

- (1) 登録共同体意匠の放棄は、権利所有者が商標意匠庁に対して書面をもってこれを宣言しなければならない。放棄は、登録簿に登録されるまでは、効果を有さないものとする。
- (2) 公告延期の対象である共同体意匠が放棄された場合は、その意匠は、本規則に規定した効果を初めから有していなかったものとみなす。
- (3) 登録共同体意匠は、その一部について放棄することができるが、ただし、補正後の形態が保護要件を満たしており、かつ、その意匠の同一性が保持されていることを条件とする。
(以下略)

(3) 中国の制度

中国において、部分意匠は認められていない。このため、全体意匠から部分意匠への補正は認められない。以下では、一般的な要件を記載する。

補正は、元の図面又は写真に示された範囲を超えてはならない（専利法第 33 条）。この「元の図面又は写真に示された範囲を超える」とは、「補正後の意匠が、元の出願書類に示

⁵⁹ COUNCIL REGULATION (EC) No 6/2002 of 12 December 2001 on Community designs, EUIPO, URL: https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/law_and_practice/cdr_legal_basis/62002_cv_en.pdf [最終アクセス日：2020年2月4日]

⁶⁰ 「欧州連合 意匠理事会規則 共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則 No.6/2002, 2012 年 4 月 24 日 L112/2012 により改正 2013 年 7 月 1 日統合版」, 日本特許庁, URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ec6_02j.pdf [最終アクセス日：2020年2月3日]

された相応の意匠と比べ、異なる意匠に属すること」をいう（専利審査指南第一部分第三章 10.）

専利法第三十三条⁶¹

出願者は、その特許出願書類に対して修正を行うことができるが、発明及び実用新案に対する特許申請書類に対する修正は、元の説明書及び権利要求書に記載した範囲を超えてはならず、意匠に対する特許出願書類の修正は、元の画像又は写真で表示した範囲を超えてはならない。

専利審査指南第一部分第三章⁶²

10. 専利法第 33 条に基づいた審査

専利法第 33 条の規定によると、出願人による意匠専利出願書類に対する補正は、元の図面または写真に示された範囲を超えてはならない。補正が元の図面または写真に示された範囲を超えたとは、補正後の意匠が元の出願書類に示された相応の意匠と比べ、異なる意匠に属することをいう。

出願人による意匠専利出願書類に対する補正が元の図面または写真に示された範囲を超えたか否かを判断するときに、補正後の内容が元の図面または写真に既に示されており、または直接的かつ明確に確定できるものであれば、当該補正が専利法第 33 条の規定に合致すると認められる。

出願人は、出願日から 2 ヶ月以内に意匠専利出願書類に対する補正を自発的に請求することができる。その他、出願人は専利局による審査意見通知書または補正通知書を受領した後、通知書に指摘された欠陥について専利出願書類を補正するものとする。

(4) 韓国の制度

デザイン登録出願の出願人は、要旨を変更しない範囲で願書の記載及び願書に添付した図面、写真若しくは見本の補正をすることができる（デザイン保護法第 48 条①）。これは、部分デザインであっても同様である。ただし、補正が可能な範囲は出願の要旨変更とならない範囲に限られる（デザイン保護法第 48 条①）

⁶¹ 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京センター知的財産権部編「中華人民共和国専利法（改正）2009 年 10 月 1 日施行」JETRO 中国ウェブサイト内, URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20091001rev.pdf [最終アクセス日：2020 年 2 月 4 日]

⁶² 独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）北京センター知的財産権部編「専利審査指南 2010 2010 年 2 月 1 日改正」JETRO 中国ウェブサイト内, URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20100201.pdf [最終アクセス日：2020 年 2 月 4 日] なお、専利審査指南は、2013 年、2014 年、2017 年及び 2019 年にそれぞれ改訂されているが、改訂部分のみが都度公開されているため、2010 年以降の改訂箇所該当しない部分について引用している。

デザイン保護法⁶³**第 48 条 (出願の補正と要旨変更)**

- ① デザイン登録出願人は、最初のデザイン登録出願の要旨を変更しない範囲でデザイン登録出願書の記載事項、デザイン登録出願書に添付した図面、図面の記載事項若しくは写真又は見本を補正することができる。
- ② デザイン登録出願人は、関連デザイン登録出願を単独のデザイン登録出願に、単独のデザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更する補正をすることができる。
- ③ デザイン登録出願人は、デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更する補正をすることができる。
- ④ 第 1 項から第 3 項までの規定による補正は、次の各号で決めた時期にすることができる。
 1. デザイン登録可否決定の通知書が発送される前まで
 2. 第 64 条による再審査を請求する時
 3. 第 120 条によってデザイン登録拒絶決定に対する審判を請求する場合には、その請求日から 30 日以内
- ⑤ 第 1 項から第 3 項までの規定による補正が最初のデザイン登録出願の要旨を変更することでデザイン権の設定登録後に認められた場合には、そのデザイン登録出願はその補正書を提出した時にデザイン登録出願をしたものと見る。

部分デザインの場合における要旨変更とは、総合的に判断して、最初に出願されたデザインと補正後のデザインとの間に同一性が維持されないものをいう（デザイン審査基準第 3 部第 1 章 4.2)。出願時の最初の願書及び図面の記載を総合的に考慮して、当該出願が出願当初から部分デザイン出願又は全体のデザイン出願と当然認められる場合を除いては、登録を受けようとする部分を特定する記載を補充又は削除する補正は認められない。

したがって、部分意匠を全体意匠に変更する補正や、全体意匠を部分意匠に変更する補正、部分意匠の位置・大きさ・範囲を変更するような補正は、要旨変更補正に該当するとして認められない。

デザイン審査基準**第 3 部 出願の補正及び分割 第 1 章 出願の補正****4. 出願の要旨変更⁶⁴**

(略)

2) 部分デザインの補正における要旨変更の判断基準 (p.93～)

(1) 部分デザインにおいて要旨変更とは、次の各号の要素を総合的に判断し、最初に出願されたデザインと補正されたデザイン間に同一性が維持されないものをいう。

- ① デザインの対象となる物品
- ② 部分デザインとして登録を受けようとする部分の機能・用途
- ③ 当該物品中、部分デザインとして登録を受けようとする部分が占める位置・大きさ・範囲
- ④ 部分デザインとして登録を受けようとする部分の形状・模様・色彩又はそれらの結合

(2) 出願書の「部分デザインの可否欄」に対する補正において要旨変更の可否

⁶³ 「デザイン保護法 (一部改正 2019.01.08 法律第 16203 号) 仮訳」 JETRO ソウル事務所 URL: <http://www.choipat.com/menu31.php?id=23&category=0&keyword=> [最終アクセス日: 2020 年 2 月 5 日]

⁶⁴ 日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 仮訳「デザイン審査基準 2019 年 1 月 1 日 (仮訳)」 p.93-95, JETRO ソウル事務所 URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/law/design201901.pdf [最終アクセス日: 2020 年 2 月 5 日]

① 「部分デザインの可否」の削除

- ① 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、部分デザイン出願として当然認められる場合、部分デザインの可否を削除する補正は、要旨変更該当する。
- ㊦ 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮しても、部分デザイン出願であるか、全体デザイン出願であるかが不明な場合、部分デザインの可否を削除する補正は、要旨変更該当する。
- ㊧ 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、全体デザインの出願として当然認められない場合、部分デザインの可否欄を削除する補正は要旨変更該当しない。

② 「部分デザインの可否欄」の追加

- ① 当初出願書及び図面などを総合的に考慮して部分デザイン出願として当然認められる場合、部分デザインの可否を追加する補正は、要旨変更該当しない。
- ㊦ 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮しても部分デザイン出願であるか、全体デザイン出願であるかが不明な場合、部分デザインの可否を追加する補正は、要旨変更該当する。
- ㊧ 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、全体デザイン出願として当然認められる場合、部分デザインの可否を追加する補正は、要旨変更該当する。

(3) 図面の「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載に対する補正

① 「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載の削除

- ① 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、全体デザイン出願として当然認められる場合、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載を削除する補正は、要旨変更該当しない。
- ㊦ 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、部分デザイン出願として当然認められる場合、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載を削除する補正は、要旨変更該当する。

② 「部分デザインと登録を受けようとする部分」を特定する記載の補充

- ① 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、部分デザイン出願であることが明らかであり、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」が当然導き出される場合、「部分デザインと登録を受けようとする部分」を特定する記載を補充する補正は、要旨変更該当しない。
- ㊦ 最初出願書及び図面などを総合的に考慮しても「部分デザインとして登録を受けようとする部分」が不明確な場合には、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載を補充する補正は、要旨変更該当する。

(5) 国内アンケート結果

(i) 要旨変更補正の要望

① 全体の傾向

部分意匠の意匠登録出願に関し、現行審査基準において要旨変更補正となる補正の要望があるか質問した（複数回答可）。

回答者全体でみると（表 43、図 57 参照）、「特に思ったことはない」が最も多かったが、「意匠登録を受けようとする部分（以下、「実線」と表す）の一部を、意匠登録を受けようとする部分以外の部分（以下、「破線」と表す）にする」補正、及び「破線の一部を実線にする」補正をしたいとする回答がそれぞれ 26.7%、24.2%あった。また、「実線の位置を変更する」補正、「部分意匠から部品の意匠」への補正の要望もそれぞれ 13.2%、12.3%あった。

その他の補正としては、参考図などの図面の追加や外国出願を基礎とする出願の場合、不足する図面の追加等の要望があった。

表 1 要旨変更補正の要望（全体、複数回答）

項目	回答者数	割合 (n=446)
① 意匠登録を受けようとする部分（実線）の一部を、意匠登録を受けようとする部分以外の部分（破線）にする。 （意匠登録を受けようとする部分の範囲の縮小）	119	26.7%
② 意匠登録を受けようとする部分以外の部分（破線）の一部を、意匠登録を受けようとする部分（実線）にする。 （意匠登録を受けようとする部分の範囲の拡大）	108	24.2%
③ 意匠登録を受けようとする部分（実線）の位置を変更する （例：車のミラー部分 から、車のバンパー部分への変更など）	59	13.2%
④ 部分意匠から部品の意匠に変更する （例：「車のミラー部分の部分意匠」から「ミラーの意匠」への変更）	55	12.3%
⑤ その他	16	3.6%
⑥ 思ったことはない	257	57.6%
無回答	30	6.7%

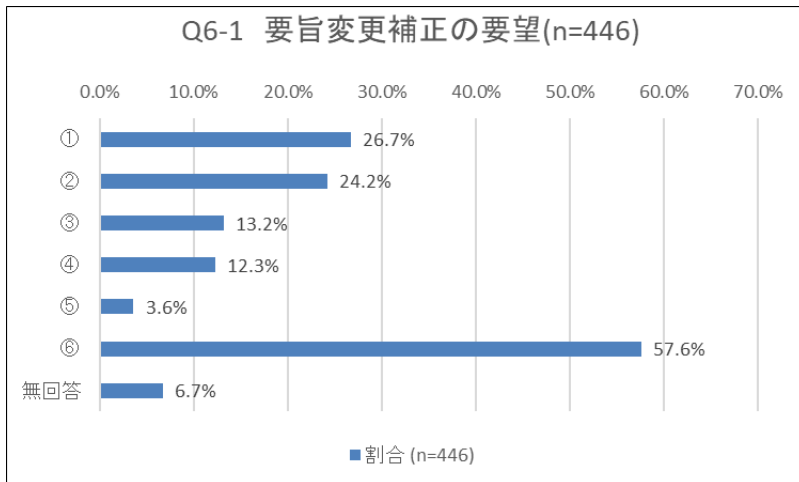


図 1 要旨変更補正の要望 (全体)

「その他」の自由記載

< 外国の出願への対応 >

- ・外国にも出願する場合 特に部分意匠からない国へ
- ・中国意匠への優先権出願。(部分→全体)
- ・外国意匠で不足している図を日本出願において追加すること

< 図面の追加、変更 >

- ・使用状態を示す参考図を提出していなかったもので、それを追加する。
- ・CG形式で意匠出願したときに、その図面の色を変更する
- ・6面図が相互に一致するように補正する

< 部品の意匠から部分意匠 >

- ・部品の意匠から部分意匠に変更する

< 部分意匠から全体意匠 >

- ・部分意匠の出願をその後の審査経過を考慮し、通常の意匠出願（すべて実線の意匠）に変更する

< 線種の変更だけでなく様々な補正ができるとうい >

- ・審査状況や出願後の業界動向を踏まえて、当初開示範囲であれば自由に補正により権利要求範囲を変更できるようになることを希望する。実線と破線の変更のみならず、色彩を付与して権利要求範囲を特定する場合や、動的態様についても審査官に認定誤りをさせてしまうことも考えられるため、当初の開示範囲内であればコマ送りの度合いを変えて図面化するなどの補正が認められることも希望する

< 補正の範囲を拡大することに懸念がある >

- ・補正について時期的制限しかない意匠法において、要旨変更の考え方をなくすことは審査の遅延につながるため反対。特許法のように内容制限と時期制限を加えて対処すべきだと考える。法令の異なる海外からの出願については、出願意図を重視して、補正を認めるべきとは考えるが、同様の手当も他の特許庁でも相互に採用してもらうことが重要であると考えているので、ID5など、マルチの場で検討をしてもらいたいと思っています
- ・米国実務を除けば、どこの国も新規事項を補正で追加することはできない。米国においても出願当初の実線又は破線の線種を変えることはできても、新しい形状線を追加するなどには不可能。クライアントにおいて、線種を変えることを望む場合はあるが、それによって、他社の権利との整合性を調整する対象が特定しなくなるので危険と考える

<その他>

- ・審査において、一部分にしか登録性を評価できない場合には拒絶する運用とするのであれば、補正において意匠登録を受けようとする部分の範囲の縮小は認められるべきだと思う。またそれによって、意匠権の要部が客観的に明らかになることは、創作奨励の観点から望ましい。
- ・思ったことはないが②は権利範囲が狭まるので、あっても良いと感じた
- ・経験なし
- ・意匠出願していません

② 出願経験及び部分意匠の出願の割合による集計結果

次に、国内又は海外への出願経験を有する者について（II1.(5)(i)⑥参照）、回答者の出願件数における部分意匠の出願の割合（II1.(5)(i)⑦参照）別にクロス集計を行った。

全体的として、国内のみに出願経験を有する者よりも、国内及び海外に出願経験を有する者の方が、要旨変更補正への要望が高いという傾向を示した。また、さらに詳細にみると、国内及び海外に出願経験を有する者であって、部分意匠の出願の割合が高い者ほど要旨変更補正への要望が高く、国内のみの出願経験を有する者であって、部分意匠の出願の割合が低い者ほど要旨変更補正への要望が低いという傾向がみられた。

国内又は海外に出願経験を有する者、及び国内のみに出願経験を有する者とで、最も回答が多いのは「特に思ったことはない」であったが、いずれも部分意匠の出願の割合が比較的低い者（例えば、30%以下）が半分近くを占めている。

表 2 部分意匠の出願割合によるクロス集計

項目	出願経験	部分意匠の出願の割合												合計	割合① (n=296)	割合② (n=100)
		1 ～ 10 %	10 ～ 20 %	20 ～ 30 %	30 ～ 40 %	40 ～ 50 %	50 ～ 60 %	60 ～ 70 %	70 ～ 80 %	80 ～ 90 %	90 ～ 99 %	100 %	無 回 答			
① 部分の範囲の縮小	①国内/海外	11	7	8	14	14	11	19	8	9	2	1	4	108	36.5%	—
	②国内のみ	2	1	2	2	0	1	0	1	2	0	1	0	12	—	12.0%
② 部分の範囲の拡大	①国内/海外	9	3	5	11	18	12	18	6	8	3	1	3	97	32.8%	—
	②国内のみ	0	2	1	2	0	0	0	1	2	0	1	2	11	—	11.0%
③ 部分の位置を変更	①国内/海外	7	2	3	4	5	10	11	3	3	1	1	2	52	17.6%	—
	②国内のみ	1	1	0	0	0	1	0	1	0	1	2	0	7	—	7.0%
④ 部品の意匠に変更	①国内/海外	5	0	4	4	7	5	9	5	5	1	1	1	47	15.9%	—
	②国内のみ	0	1	1	1	0	1	0	1	0	0	1	2	8	—	8.0%

項目	出願経験	部分意匠の出願の割合												合計	割合① (n=296)	割合② (n=100)
		1 ~ 10 %	10 ~ 20 %	20 ~ 30 %	30 ~ 40 %	40 ~ 50 %	50 ~ 60 %	60 ~ 70 %	70 ~ 80 %	80 ~ 90 %	90 ~ 99 %	100 %	無 回 答			
⑤ その他	①国内/海外	2	2	3	0	2	0	2	1	3	0	0	0	15	5.1%	—
	②国内のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	—	1.0%
⑥ 思った ことはない	①国内/海外	33	25	31	11	11	9	10	11	3	2	0	7	153	51.7%	—
	②国内のみ	19	8	8	4	2	1	3	2	0	0	2	23	72	—	72.0%
無回答	①国内/海外	1	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	6	2.0%	—
	②国内のみ	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	4	10	—	10.0%
合計		92	53	70	54	59	53	72	40	35	10	12	49	599		

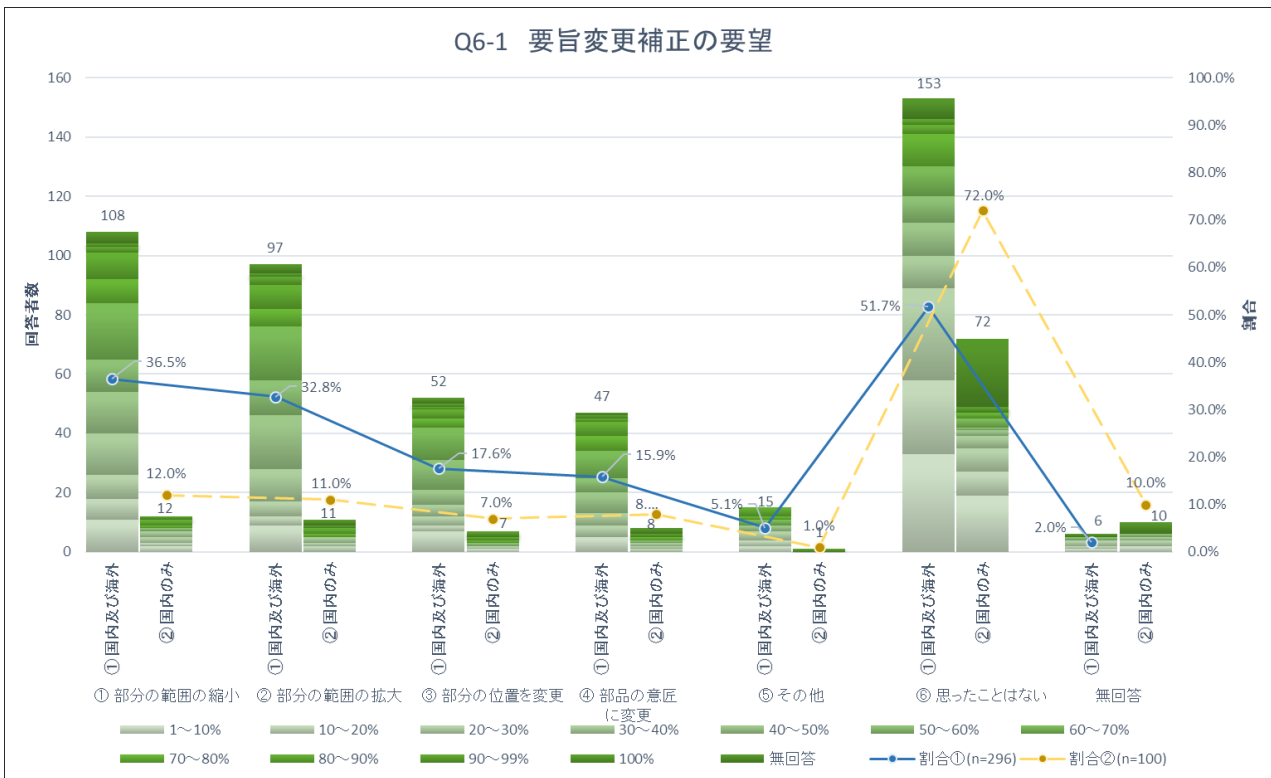


図 2 要旨変更補正の要望 (出願経験のある回答者における部分意匠の出願割合別クロス集計)

(ii) 回答理由

回答理由としては、「拒絶理由通知へのより柔軟な対応ができるようにするため」という回答が最も多く、次いで「出願係属中に仕様変更やデザインの変更があった場合に対応

するため」という回答が多かった。また、「外国の出願を基礎とする場合、制度の違いに対応できるようにしたい」との要望も多く挙げられた。

① 選択肢① 「意匠登録を受けようとする部分の範囲の縮小（実線の一部を破線へ）」の選択理由

<拒絶理由通知の対応のため>

- ・拒絶理由通知書が発送されたため
- ・拒絶理由通知書を受けた時において、デザイン上の重要な部分等が、出願時とは異なっていることがあるため
- ・拒絶理由により、対応したいと思ったので
- ・全て、思い当たるのは、拒絶理由（引例あり）を回避するために、実線部分を変更したいと思ったことはあります
- ・拒絶理由通知が発行された時、反論の為に意見書で特徴的な部分を主張するとき
- ・拒絶理由の引用例を回避するため、もしくは創作容易の拒絶理由への対抗策のため
- ・新規な部品を装着した既存の作業機の全体意匠について拒絶理由を受けた際、部品の取付位置を示すものとして権利化を図り直したかった
- ・審査において類似する先行意匠を引用された際、本願意匠において最も重要な部分に意匠の範囲を絞り込むような補正ができれば、拒絶理由を解消できそうだったときに補正したいと思った
- ・拒絶引例と比較して、ポイントを絞ることで拒絶回避が可能
- ・出願人にとって、出願後の事業計画の変更や拒絶理由通知に対してもより柔軟な対応が取れるようになるため。また、第三者にとっても、出願時に開示されている範囲内であれば、権利要求範囲を縮小する補正は、不利益が生ずる可能性も小さいと思われるため
- ・拒絶理由を受けた場合、出願時点では要部を確定できない場合に、補正したいと考えたことがある
- ・拒絶理由に対応するためにあるかもしれない
- ・権利取得に向けた拒絶理由対応策が増えるため
- ・理由はケースバイケースになります。（拒絶理由を回避するため、権利化したい対象の変化等）
- ・拒絶理由の解消
- ・思わぬ拒絶を受けた際に、争点となる部分を削除する補正ができたとしてもありがたい。」
- ・自社意匠を公知例とされた場合に、非類似の主張を行うことで先登録意匠の権利範囲を自ずから狭めるよりも、類似部分を破線にした部分意匠にすることで拒絶を解消したい
- ・公知意匠に類似するとして拒絶された場合に引例との共通点を破線化して権利化したいと考えた
- ・引用された先行意匠との差別化のため
- ・部分意匠として指定した部分が、類似と指摘された場合、より重要な部分のみを指定して意匠登録をしたいため
- ・図面の一部が不明と判断された場合に、その部分を破線に変更（ディスクレーム）して登録にしたい

<出願後に設計やデザインの変更があった、実施品と異なることがわかった>

- ・創作性のある部分であるとの認識が出願後の情報により変更になったため
- ・出願後に部分意匠範囲を変更したいとの要望があるので
- ・意匠出願後の、製品デザイン変更に対応するため
- ・出願後に、デザイン変更があったため
- ・量産までに該当箇所の形状が変更された

- ・部分意匠出願後に、事業上製品が変更になる場合がある。部分意匠の実線、点線の出し入れができれば、当初の出願の開示範囲の中で、この出願後の製品の変更に対応できるため
- ・出願後、製品に形状変更があった
- ・出願後に設計変更が生じた場合
- ・試作品を市場試験するため意匠出願したもので、同試験結果から形状の一部変更をした場合
- ・マーケットや他社製品の状況に応じて権利範囲を変更したい。特許の分割出願と同じように、元の願書及び図面に記載されている範囲内で、権利範囲を任意に変更できるようにしたい。また、関連出願する際に、元の部分意匠から他の部分を権利範囲とする部分意匠を出願できるようにしたい
- ・意匠出願を行った後に、実施態様の一部が変更になったため
- ・出願当初から権利範囲を変更したいため
- ・設計変更により、意匠登録を受けようとする部分の一部が変更になったため
- ・意匠登録を受けようとする部分の選定は、出願時に悩んで時間がかかる場合がある。出願後に変更できれば、取り敢えず全体意匠を出願して、出願後に部分意匠に補正する等ができれば、出願手続がしやすくなる
- ・電磁弁に取り付けられたコイルの部分意匠を取りたいときに、コイルの周囲に配置されているハウジングを破線に変更したいと思っただことがある
- ・出願図面に記載されている内容であれば、意匠登録を受けようとする部分のある程度自由に変更する補正ができるようにして頂きたいです。日本の審査の要旨変更と判断する基準が諸外国の補正要件と比べ非常に厳しすぎると考えています
- ・意匠出願したのちに、実際に製品になる（販売される）形状が変更になった為
- ・当該出願の直前で、後継機またはシリーズ機種等の出願を検討した際に、あまり差異がない場合、類似部（ボタン部、操作部）を破線に変更出来れば良いと思っただ
- ・一連のシリーズ物のデザインについて、デザイン開発が進むにつれて、その共通部分の範囲が小さくなるケースがあるため
- ・出願時に想定していない形状が、事業の進展に伴い必要になった場合
- ・開発段階と実施品形状が異なったとき

< 出願後に権利範囲を拡大したくなった >

- ・権利範囲を広げるため
- ・開発から商品化までの間に、より汎用性のある部分を権利化されることが望まれる場合
- ・権利範囲を広くできると考えられるため
- ・権利範囲を限定しすぎたことに出願後に気づいたことがあったため
- ・実質的な権利化したい範囲に影響しない軽微な補正の場合
- ・範囲の縮小=権利の拡大に繋がるとの考えから
- ・先行意匠との差別化を図るために、先行意匠との共通部分を破線に出来れば、権利化できる可能性が増えるため
- ・権利範囲を拡大したいと思っただから
- ・公知意匠との対比において、より特徴のある部分を権利化したい場合があったため
- ・権利範囲の拡大
- ・権利範囲の拡大
- ・出願後に権利範囲が狭すぎると感じる時
- ・優先権との関係（第一国が米国における出願であって、出願時は全体が実線で表されており、その後の予備補正や審査経過に応じて、部分的に破線を用いてディスクレームされているような場合において、日本では優先権における同一性要件を維持するため、出願時の態様でしか出願し得ず、日米間において異なる権利内容となってしまう点など。）
- ・類似品が出てきたときに、非類似の部分の権利範囲外としたいため
- ・出願後、ビジネス上の理由などで権利範囲としたい要部が変わる可能性があるため
- ・出願後に模倣品を発見した場合に、出願日の遡及効を得た状態で権利化を図るため
- ・本来部分意匠として権利化したいと考えた箇所以外の細かな形状で関連出願の評価が意図しない方向で行われる可能性があるため
- ・当所の意匠登録を受けられると考えた範囲が広すぎ減縮したい場合など

<より特徴的な部分を明確化、権利化するため>

- ・特徴的な部分についても権利化するため
- ・実践部分を破線にすることによって、意匠登録を受けようとする部分の特徴的な部位がより明確になる場合があると考えられる
- ・「主に関連意匠出願の審査で、出願人がまったく気にしていなかった極めて小さい部品（部分）を、審査官が全体観察もせずに、その小さい部分が極めて特徴的と主張したため、独立補正しか手がなかった（最終的には放置処理としたが）」
- ・出願後の市場の反応、派生商品のデザインを通じて、当初想定していた箇所とは異なる箇所が特徴的な部分であることが明らかになったため
- ・特徴部分だけを保護したいため
- ・よりのをしぼった部分のみを実線とし、それ以外を類否判断上は重要視しないようにしたいと思ったことがある

<出願後に模倣品や他者の類似する製品を発見した又は先行意匠との差異を明確化したい>

- ・特徴部分を備えた第三者製品の排除のため
- ・審査過程での先行意匠との関係・模倣品との関係で補正したいと思ったことがある
- ・先願出願との差異明確化
- ・公知文献との差違を明確にするため
- ・自社の製品を見て、これに若干変化を加えた模倣品を発見した場合
- ・他者の類似する製品について、実線部の形状が異なっていた
- ・出願した後に、範囲に含まれそうな公報などを見つけたため

<出願時の図面に誤りがあったので是正したい>

- ・他の図面との整合性をとらなければいけなかった
- ・登録を受けようとする部分が誤って指定されていたので是正しなかったから
- ・意図せず破線の一部が実線となってしまった場合の補正など
- ・実線部分が明確でなく disclaim したい場合がある
- ・誤記訂正

<部分に着目すると登録可能性が高くなる可能性がある>

- ・実線部分を少なくすることで、全体としては新規性がなくても部分に注目すれば登録性を高められる可能性があったため
- ・全体としては類似するとしても、部分に絞れば非類似となる場合がある
- ・出願後に意匠登録を受けようとする部分以外の個所に用品の意匠的特長があると判明することがあるため

<外国の出願との対応>

- ・外国へ出願する時等
- ・海外出願の結果に伴う。(制度の違いにより、原出願の見直し)
- ・出願後の自社・他社の製品状況変化にある程度対応できる米国意匠制度は使い勝手が良いため
- ・優先権主張を伴う出願において、第一国の部分意匠が閉じた一領域を形成していない場合、日本出願では、一領域とするために、要旨変更のリスクを冒しつつ、破線を実線に変更せざるを得ない場合があります。如何なる場合でも、要旨変更とならずに、破線を実線に変更することが可能となれば、出願人にとって、メリットがあるからです

<その他>

- ・出願人としては開示はしている内容であり、第三者としてもさほど負担ではないから
- ・パッケージ使用について、買った人がどのように使うかわからない事が意匠出願時にたくさんある為

- ・そのことによって意匠権の要部が明確になり、創作奨励の観点から望ましい。(出願人の主観のみを考えれば、要部が曖昧であった方が結果的に幅広い牽制効果を見込めるが、産業発展の観点からすれば、要部が分かりやすい方が、公知意匠の活用が促進され、望ましい)
- ・部分意匠の範囲をどうすべきかの判断が難しい
- ・完成品の意匠と部分の意匠は夫々、重疊的に独立して存在しうる
- ・製品によってはある。例えば、前モデルとの差異があまりないような製品については、補正による選択の幅が広がり、活用できそうである。一方で、クリアランスの立場からは、破線においても今後考慮しながら、デザイン回避しなければいけないという課題があり、特に、④の場合には、物品違いとなるため、善意の第三者の不利益とならないように一定の制限規定等が必要であると考え

② 選択肢② 「意匠登録を受けようとする部分の範囲の拡大（破線の一部を実線へ）」の
 選択理由

< 拒絶理由通知の対応のため >

- ・拒絶理由を回避するため
- ・拒絶理由より、利用関係等になることを前提に、実線化した範囲含め権利化を目指す場合
- ・拒絶理由通知書を受けた時において、デザイン上の重要な部分等が、出願時とは異なっていることがあるため
- ・拒絶理由（創作容易）解消のため
- ・拒絶理由解消のため。出願当初から権利範囲を変更したいため
- ・拒絶理由の引用例を回避するため、もしくは創作容易の拒絶理由への対抗策のため
- ・拒絶理由が解消できたから
- ・拒絶理由に対応するためにあるかもしれない
- ・思わぬ拒絶を受けた際に、争点となる部分を削除する補正ができたとしてもありがたい
- ・権利取得に向けた拒絶理由対応策が増えるため
- ・拒絶理由への応答として全体形状を特定した上で権利化を図るため
- ・拒絶理由の解消
- ・公知意匠に類似する、創作が容易であるとして拒絶された場合に、実線部を広げて権利化したと考えた
- ・拒絶理由対応時の所謂“減縮補正、効率的な出願戦略
- ・減縮補正を前提として所謂“攻めた出願”を行う
- ・部分の範囲（広さ）を変えて複数件出願する所謂“滑り止め”が不要になる一方、特に①③のように、一般論として出願時点より権利範囲が広がったり、全く異なる対象領域を権利範囲とするような補正が認められるべきではないと考える
- ・3条1項で拒絶された場合に、意匠登録を受けようとする部分を拡大する補正で解消できるのであれば、拒絶応答がしやすくなる

< 拒絶理由の引例との差異を明確にするため >

- ・拒絶理由通知を受けて、引用意匠との差をクリアにするため
- ・対象範囲の形状において、近い先行意匠が引例として挙げた場合に、対象範囲を拡大できれば登録となる可能性があったため
- ・引例を見て狭めたいと思ったから
- ・補正することで引例との差異が生じるため
- ・先願出願との差異明確化
- ・引用意匠との明確化を図るため
- ・意匠の範囲を明確にするため

- ・拒絶引例と対比し、限定要素を追加することで拒絶回避が可
- ・部分意匠の範囲を拡大し他の部位との関係を明確にすることによって、意匠登録を受けようとする部分の特徴がより際立つ場合があると考えられる
- ・出願当初は的をしぼって実線部分を少なくしていたが、先行意匠との関係で実線部分を増やせば非類似と主張できる場合がある
- ・公知文献との差違を明確にするため
- ・先行登録意匠と類似と判断された時に、権利を受けようとする部分を広げることにより、拒絶理由が解消される可能性があると考えたため
- ・破線で描いた部分の形態的特徴を意匠の要素として先行意匠との差別化を図りたい場合がある
- ・全て、思い当たるのは、拒絶理由（引例あり）を回避するために、実線部分を変更したいと思ったことはあります
- ・部分意匠出願をした場合に、以前に販売等した自社意匠に類似するとの認定を受けた場合

<拒絶理由をみて登録する権利範囲を判断したい>

- ・現状、部分意匠の指定範囲を小さくしすぎた結果、拒絶査定になるといった事態を避けたいため、ある程度登録が見込めるレベルでしかディスクレームしていない。仮に、拒絶理由通知を受けた後に部分意匠の指定範囲を拡大できたら、今より攻めた部分意匠出願ができるのにと考えたことがあるため②を選択した
- ・部分意匠としての登録性が微妙な場合において、出願時には実線部分を限定して出願し、拒絶理由通知を受けた場合の対応手段の一つとして有効だから
- ・拒絶理由により、対応したいと思ったので
- ・意匠登録を受けようとする部分の選定は、出願時に悩んで時間がかかる場合がある。出願後に変更できれば、取り敢えず全体意匠を出願して、出願後に部分意匠に補正する等ができれば、出願手続がしやすくなる

<出願後に設計やデザインの変更があった、実施品と異なることがわかった>

- ・創作性のある部分であるとの認識が出願後の情報により変更になったため
- ・出願後に部分意匠範囲を変更したいとの要望があるので
- ・意匠出願後の、製品デザイン変更に対応するため
- ・開発状況の変化
- ・部分意匠出願後に、事業上製品が変更になる場合がある。部分意匠の実線、点線の出し入れができれば、当初の出願の開示範囲の中で、この出願後の製品の変更に対応できるため
- ・実施予定の意匠が変更となり、当該変更後意匠を権利範囲に含めるため
- ・出願後、ビジネス上の理由などで権利範囲としたい要部が変わる可能性があるため
- ・意匠出願したのちに、実際に製品になる（販売される）形状が変更になった為
- ・実施品の形状が確定した時に権利範囲に含めるため

<出願時とは異なる部分に特徴があるとわかった>

- ・出願後に意匠登録を受けようとする部分について、商品の意匠的特長が乏しいと判明することがあるため
- ・拒絶理由を受けた場合、出願時点では要部を確定できない場合に、補正したいと考えたことがある
- ・実製品にしたときに、部分的な細かな形態ではなく、部分的な態様に特徴があると感じられたとき

<出願時や補正のミスを修正したい>

- ・図面の記載ミス
- ・登録を受けようとする部分が誤って指定されていたので是正しないと思ったから
- ・誤記訂正
- ・他の図面との整合性をとらなければいけなかった
- ・実線部分と破線部分を間違えて記載して、明らかに範囲特定できていないと拒絶理由を受け、補正できないので、拒絶を回避できなかった

- ・出願後に権利範囲が広すぎると感じる時
- ・部分としては類似するとしても、全体としては非類似の場合がある
- ・公知意匠との対比において、当初出願に係る意匠を限定しすぎた場合があったため

< 出願後に範囲を変更すると登録性が高まるとわかった >

- ・破線部分を実線にできると、登録可能性が見込まれた
- ・当初想定していた部分の範囲での意匠登録ができなかったため、同等の効果が得られるであろう別の範囲への補正
- ・出願当初の実線部分が少なすぎて登録性が担保できず、実線部分の範囲を拡大すれば登録できる可能性があったため
- ・意図せず破線の一部が実線となってしまった場合の補正など
- ・全体であれば登録可能と判断したため
- ・出願当初の実線部分が少なすぎて登録性が担保できず、実線部分の範囲を拡大すれば登録できる可能性があったため
- ・拒絶理由通知を受けた場合であって、実線の範囲を広くすれば、権利化が見込める場合に、顧客からの希望があった
- ・出願時に決めた部分意匠の権利範囲を広く設定し過ぎたことが拒絶理由を受けて発覚した際に権利範囲を狭くすることで拒絶理由を解消できる手段が欲しいです

< 外国の出願への対応 >

- ・海外出願の結果に伴う。(制度の違いにより、原出願の見直し)
- ・外国へ出願する時等
- ・優先権との関係 (第一国が米国における出願であって、出願時は全体が実線で表されており、その後の予備補正や審査経過に応じて、部分的に破線を用いてディスクレームされているような場合において、日本では優先権における同一性要件を維持するため、出願時の態様でしか出願し得ず、日米間において異なる権利内容となってしまう点など。)
- ・US 出願で公知意匠を引例され、破線部分を実線に補正することで克服できた事例があり、日本でも同様の対応ができればよいと思った
- ・出願後の自社・他社の製品状況変化にある程度対応できる米国意匠制度は使い勝手が良いため
- ・優先権主張を伴う出願において、第一国の部分意匠中、特定の実線部分の凹凸形状が十分に表現されていない場合があります。この場合、現在は、要旨変更のリスクを冒しつつ、斜視図や断面図を追加していますが、当該実線部を破線に変更することが可能となれば、出願人にとって、メリットがあるからです

< 模倣品対策 >

- ・模倣品への対抗策になり得る
- ・審査過程での先行意匠との関係・模倣品との関係で補正したいと思ったことがある

< その他意見等 >

- ・出願人としては開示はしている内容であり、第三者としてもさほど負担ではないから
- ・部分意匠の周辺も考慮し、デザイン、機能性も含めた審査がよいと思います
- ・パッケージ使用について、買った人がどのように使うかわからない事が意匠出願時にたくさんある為
- ・出願図面に記載されている内容であれば、意匠登録を受けようとする部分がある程度自由に変更する補正ができるようにして頂きたいです。日本の審査の要旨変更と判断する基準が諸外国の補正要件と比べ非常に厳しすぎると考えています
- ・「主に関連意匠出願の審査で、出願人がまったく気にしていなかった極めて小さい部品(部分)を、審査官が全体観察もせずに、その小さい部分が極めて特徴的と主張したため、独立補正しか手がなかった(最終的には放置処理としたが)
- ・実質的な権利化したい範囲に影響しない軽微な補正の場合
- ・理由はケースバイケースになります。(拒絶理由を回避するため、権利化したい対象の変化等)

- ・出願した後に、範囲に含まれそうな公報などを見つけたため

<一定の制限は必要、否定的意見>

- ・製品によってはある。例えば、前モデルとの差異があまりないような製品については、補正による選択の幅が広がり、活用できそうである。一方で、クリアランスの立場からは、破線においても今後考慮しながら、デザイン回避しなければいけないという課題があり、特に、④の場合には、物品違いとなるため、善意の第三者の不利益とならないように一定の制限規定等が必要であると考え
- ・この変更が成り立つと、クリアランス調査の判断リスクが高くなりすぎるので導入すべきではない

③ 選択肢③ 「意匠登録を受けようとする部分（実線）の位置の変更」の選択理由

<拒絶理由を解消するため>

- ・拒絶理由（創作容易）解消のため
- ・全て、思い当たるのは、拒絶理由（引例あり）を回避するために、実線部分を変更したいと思ったことはあります
- ・拒絶理由に対応するためにあるかもしれない
- ・権利取得に向けた拒絶理由対応策が増えるため
- ・「主に関連意匠出願の審査で、出願人がまったく気にしていなかった極めて小さい部品（部分）を、審査官が全体観察もせず、その小さい部分が極めて特徴的と主張したため、独立補正しか手がなかった（最終的には放置処理としたが）。思わぬ拒絶を受けた際に、争点となる部分を削除する補正ができたとしてもありがたい
- ・拒絶理由を受けた場合、出願時点では要部を確定できない場合に、補正したいと考えたことがある

<引例との対比で別の部分を権利化したいと考えた>

- ・公知意匠との対比において、別に特徴のある部分を権利化したい場合があったため
- ・引例を見て、変更したいと思ったから
- ・先の出願との創作性に差をつけるため
- ・破線で描いた部分の形態的特徴を意匠の要素として先行意匠との差別化を図りたい場合がある
- ・3条1項で拒絶された場合に、意匠登録を受けようとする部分を拡大する補正で解消できるのであれば、拒絶応答がしやすくなる
- ・引用意匠との明確化を図るため。特許では、明細書に記載した範囲で、補正・分割が可能です。図面に記載した範囲で補正・分割を認めてもよいと考えます

<出願後に設計やデザインの追加や変更があった>

- ・家具の意匠を出願した後に、その家具の取手部分のデザインを変更する事になり、その時変更できればと感じた
- ・商品化の際、一部変更したため

<デザインの重要な部分が出願時と異なる部分であるとわかった>

- ・拒絶理由通知書を受けた時において、デザイン上の重要な部分等が、出願時とは異なっていることがあるため
- ・創作性のある部分であるとの認識が出願後の情報により変更になったため
- ・出願後の市場の反応、派生商品のデザインを通じて、当初想定していた箇所とは異なる箇所が特徴的な部分であることが明らかになったため
- ・出願後、意匠上重要と思うポイント（実線部分）が変わる場合がある
- ・配置に特徴があることが出願後にわかった

<拒絶理由の内容をみて柔軟な対応をしたい>

- ・意匠登録を受けようとする部分の選定は、出願時に悩んで時間がかかる場合がある。出願後に変更できれば、取り敢えず全体意匠を出願して、出願後に部分意匠に補正する等ができれば、出願手続がしやすくなる
- ・この補正が認められれば、審査結果を見たのちに、分割出願を利用して、さらなる意匠出願を検討できるため

<模倣品、他社製品の動向に合わせて対応したい>

- ・マーケットや他社製品の状況に応じて権利範囲を変更したい。特許の分割出願と同じように、元の願書及び図面に記載されている範囲内で、権利範囲を任意に変更できるようにしたい。また、関連出願する際に、元の部分意匠から他の部分を権利範囲とする部分意匠を出願できるようにしたい
- ・類似品対策、類似する箇所のみをクレームしたい

<外国の出願に対応>

- ・海外出願の結果に伴う。(制度の違いにより、原出願の見直し)
- ・優先権との関係（第一国が米国における出願であって、出願時は全体が実線で表されており、その後の予備補正や審査経過に応じて、部分的に破線を用いてディスクレームされているような場合において、日本では優先権における同一性要件を維持するため、出願時の態様でしか出願し得ず、日米間において異なる権利内容となってしまう点など。）
- ・出願後の自社・他社の製品状況変化にある程度対応できる米国意匠制度は使い勝手が良いため

<その他の目的>

- ・印象が大きく変わる恐れがあると思われた為
- ・二以上の意匠が含まれるとの認定を覆すことができないケースがあるため
- ・権利範囲の変更
- ・出願後に部分意匠範囲を変更したいとの要望があるので
- ・理由はケースバイケースになります。(拒絶理由を回避するため、権利化したい対象の変化等)
- ・出願費用の抑制から、有用と思われる出願のみ行い、以後に不用と思った意匠出願が有用だったと感じられたとき

<認めても特に問題はない>

- ・出願人としては開示はしている内容であり、第三者としてもさほど負担ではないから
- ・位置があまり重要ではない案件において、取付位置を変えたい

<現行の日本の基準は厳しすぎる>

- ・出願図面に記載されている内容であれば、意匠登録を受けようとする部分がある程度自由に変更する補正ができるようにして頂きたいです。日本の審査の要旨変更と判断する基準が諸外国の補正要件と比べ非常に厳しすぎると考えています

<一定の制限は必要、否定的意見>

- ・この変更が成り立つと、クリアランス調査の判断リスクが高くなりすぎるので導入すべきではない
- ・製品によってはある。例えば、前モデルとの差異があまりないような製品については、補正による選択の幅が広がり、活用できそうである。一方で、クリアランスの立場からは、破線においても今後考慮しながら、デザイン回避しなければいけないという課題があり、特に、④の場合には、物品違いとなるため、善意の第三者の不利益とならないように一定の制限規定等が必要であると考え

④ 選択肢④ 「部分意匠から部品の意匠への変更」の選択理由

< 出願後に設計やデザインの追加や変更があった >

- ・出願後、ビジネス上の理由などでより権利範囲としたい要部が変わる可能性があるため
- ・出願後に、単独部品での商品展開の可能性があったため
- ・出願後の事業動向の変化に対応するため
- ・出願した意匠にもとづき現品を作成したが、買ったお客が、出願以外の使い方や提案があり修正をするとき
- ・補給部品として市場に出ることが、開発の後半で判明した場合

< デザインの重要な部分が出願時と異なる部分であるとわかった >

- ・拒絶理由通知書を受けた時において、デザイン上の重要な部分等が、出願時とは異なっていることがあるため
- ・出願後に出願のし忘れた又は出願を希望する部分等気づくことがあるので
- ・創作性のある部分であるとの認識が出願後の情報により変更になったため

< 様々な状況の変化に応じて柔軟な対応をしたい >

- ・「④Q6-2 の場合、分割出願が可能なら、分割処理でも対応できるため、④他社製品の状況を見て、権利範囲を、特許では、明細書の範囲内で変更できるが、意匠でも可能になれば、デザイナーの創作したデザインを確実に保護できる。」
- ・原出願に、形状特定の情報が記載されている（部分含む）ことを前提にして以下、開発や商品化状況、拒絶理由により可変的であってよい
- ・理由はケースバイケースになります。（拒絶理由を回避する、権利化したい対象の変化など）

< 模倣品、他社の動向に合わせて対応したい >

- ・特徴部分を備えた第三者製品の排除のため
- ・製品の一部の部品について模倣が発生する可能性が生じたため
- ・模倣メーカーに模倣されない様
- ・模倣品との関係で補正したいと思ったことがある
- ・競合他社等の模倣の度合や、意匠公報を見た後で、戦略を変更する必要があると考えたため。
- ・全体意匠のみ出願した際に部品の模倣品が流通した場合に対応できる様に、このような分割出願を認めてもらえると助かります
- ・全体意匠の一部を変更した模倣品が出たことがあった
- ・部品単位での模倣に備えるため（部品での出願をしそびれていたときなど）
- ・部分のデッドコピー防止のため
- ・他社の実施状況に合わせた柔軟な権利取得を目指したいから
- ・部分意匠と全体意匠では対象物品が異なるので、権利行使の相手を考慮して変更したいと思うことがある
- ・類似品対策、類似する箇所をクレームしたい

< 出願後に権利範囲を拡大したい、多様な範囲の権利を取得したいと考えた >

- ・意匠公報発行後または新規性喪失の1年後以降に、商品の売れ行きを見て権利範囲を拡大したいと考えることがあるが、現行の制度だと新規性喪失の例外を使っても対応できないため
- ・権利を多様化したい。（出願後に）
- ・出願当初よりも出願対象意匠の重要度が増し、より権利を強固にしたいと考えた場合

< 登録後に部品の意匠も権利化したい >

- ・全体が登録になるなら、部分も登録になる可能性があると思ったから
- ・全体意匠を出願後に、部品意匠も出願しておくべきだったと思ったため
- ・製品を構成する部品に、出願後に意匠性を感じるとき
- ・特に特長とする部位だったため
- ・腕時計本体から、時計側（ケース）を部品として新たに提出したいと思った

<外国の出願に対応>

- ・中国出願に対応するため
- ・出願後の自社・他社の製品状況変化にある程度対応できる米国意匠制度は使い勝手がよいため

<現行の日本の基準は厳しすぎる>

- ・出願図面に記載されている内容であれば、ある程度自由に分割できるようにしていただきたいです。日本の審査の分割の要件が諸外国と比べ非常に厳しすぎると考えています

<権利範囲の確定が難しくなる>

- ・権利範囲を拡大できる可能性があると思うが反面意匠の権利範囲の確定がむずかしくなる恐れがある

⑤ 選択肢⑤ 「その他」の選択理由

- ・拒絶理由回避のため
- ・アタッチメントを付けた状態を権利範囲に含めたところ、2以上の意匠と判断され、拒絶理由を受けたため、出願時に、アタッチメントを付けた状態での図を6図出しておらず、結局、参考図にする必要があり、くやしい思いをしました。
- ・より魅力的な独自性を持つ商品を開発できる為
- ・出願後の自社・他社の製品状況変化にある程度対応できる米国意匠制度は使い勝手が良いため
- ・出願当初に含まれている意匠については、登録を認めてほしい
- ・米国では、発明特許の考え方を適用するので、①から④のような考え方があるが、欧州ではあくまで外観なので、これを適用する多くの国（アジア諸国を含む）では馴染まず、その状況を知っている代理人はこのような方途は採用しない
- ・保護の拡大

⑥ 選択肢⑥ 「思ったことはない」の選択理由

<出願時に十分検討している>

- ・1の意匠か2以上の意匠かの判断が難しい案件は出願していないため
- ・一つの製品が複数の意匠を包含している場合、後から分割出願しなくても済むように、予め複数の意匠に分けて意匠出願しているから
- ・一意匠一出願を原則に対応しているから
- ・最初の出願で権利化したいところを全て入れて出願しているから
- ・自社の出願対象に二以上の意匠が包含されることは、ほぼありません
- ・事前の調査等によって、登録出願する態様は検討済みであり、特に見立てを間違えた記憶はないため
- ・我々は外部の特許事務所と、後々問題がないよう吟味して出願しているため、このような状態になったことはありません
- ・出願時における特許事務所との打合せにて確認しているため
- ・出願時に意匠登録を受けようとする範囲を十分に検討しているため
- ・出願時に考えられるパターンを出願している
- ・出願に際し、じっくり検討するから
- ・出願時に考慮しているため
- ・出願当初から全体、部分をしっかり検討して出願しているため
- ・出願当初から分けて出願したから
- ・二以上の意匠を包含している出願をしていないため

・二以上の意匠を包含している出願を行ったことがないため

<いままで考えたことがない>

- ・そのような発想はない
- ・⑥の回答の通り、分割出願をしたいと思ったことはない
- ・思ったことはない
- ・必要性がない

<要旨変更補正を必要とする事案、状況になったことがない>

- ・そういった事案がなかったため
- ・そのような事案に接したことがない
- ・そのような事例がないから。
- ・過去に事例が無い
- ・該当がなかった
- ・そのような状況になる意匠登録があったから
- ・パッケージデザインや本体のデザインを出願する場合もシンプルな構造のものが多く、分割して別の出願にする必要性がないため
- ・意匠出願にあたり、その様な対象物が無い
- ・該当事例がない
- ・具体的な場面に遭遇したことがない
- ・元々組物出願が無く、変更希望が発生したことがない
- ・従来意匠に基づき出願形態を決めているが、意匠は対象をとらえやすいことから特に質問の状況に遭遇したことはありません
- ・必要な事例がなかったため
- ・補正を要する事案がない
- ・分割したければこの制度を利用する。意匠を全体意匠で出願するか、部品とするか部分とするかは、出願時点で検討しているので、出願後に検討しなおすことは今までなかった
- ・出願の時点で決定した出願形態を変更したい案件が無かったため

<可能になれば利用の幅が広がる>

- ・これまで特に必要性を感じたことはなかったが、一意匠についてした意匠出願について、上記①～④が出来るようになれば、拒絶受領時等の対応の幅が広がる可能性はある。また、意匠法改正が来年度予定されているため、上記①～④の分割出願の改正も追って行われるとすれば利用の幅が広がる可能性はある
- ・思ったことはないが、可能になれば、出願戦略として使えると思う

<許容することに懸念がある。否定的意見>

- ・意匠出願は、独自に行った創作を出願するものであり、出願前に創作者が独自と考える部分を吟味して出願すべき。引例が出た後の後知恵でその範囲を修正する事は、そもそも独自性に乏しいものとされて然るべき
- ・一意匠と認定判断された意匠を二以上の意匠として分割を認めると、第三者の監視負担や不測の不利益を与える影響が大きく、法律的に他に担保する規定がないと難しいと思われす
- ・出願日を維持しながら、特に①②のように、一般論として原出願よりも広い権利範囲や原出願と異なる権利範囲を得られるような状況が認められるべきではないと考える
- ・審査のスピードが重視される。当初の出願日を維持しつつ、実質的に異なる出願をすることに、適切な手続きがなされているという納得感は得にくい

<その他>

- ・出願の目的から考えれば、そもそも2つの意匠を1つの出願で出してしまう事がおかしい。どうせ後で分割する事になるのだから、最初から2出願で出すべき
- ・特許はライバルの製品を見て出願を分割して、その製品を権利範囲に含めるような出願は可能な範囲はあるが、意匠は特許ほど分割できる範囲は広くないと思う
- ・関連意匠制度で十分

- ・分割可能な意匠出願をしたことがないから
- ・分割出願を基本的に利用しないため、思ったことがありません
- ・分割出願件数も少なく、単に考えたこともないため

<意匠出願をしたことがない、多くない>

- ・意匠出願はしていない
- ・出願した事が無い
- ・出願しないので
- ・出願自体、多くない
- ・なし
- ・特になし

⑦ 無回答であった者による回答

- ・拒絶理由通知書を受けた時において、デザイン上の重要な部分等が、出願時とは異なっていることがあるため
- ・実製品にしたときに、意匠図面では見落としがちな部分が印象的だったとき
- ・この変更が成り立つと、クリアランス調査の判断リスクが高くなりすぎるので導入すべきではない
- ・実線部分の意匠を変更して全体の印象を似せた商品を他者に販売されたとき
- ・出願後の自社・他社の製品状況変化にある程度対応できる米国意匠制度は使い勝手が良いため
- ・部品が部分意匠として出願した物品以外にも使用可能と判明したとき

(6) 国内ヒアリング結果

(i) 補正の範囲の緩和について

部分意匠に関し、補正を広く認めることについて概ね賛成の意見であった。しかし、出願当初全体意匠として出願していた意匠を部分意匠や部品の意匠に補正する場合、出願時に部分や部品として創作していたのか不明であり、先願主義に抵触するのではないかとの意見もあった。また、「出願当初の範囲内」に関しては、どのような補正が減縮に当たるのかについては議論が必要であるという意見で一致していた。

補正の制限に関しては、審査の迅速性に影響が出る可能性があることから、拒絶理由通知後等に回数や範囲の制限が必要ではないかという意見が挙げられた。

【肯定的意見】**<補正を広く認めることに賛成である>**

- ・補正の自由度が高くなるのは歓迎する
- ・出願人の立場からすると、このような補正を認めてほしい
- ・補正は、現行の通常の部分意匠と同様に、ある程度のまとまりのある範囲であれば認めるとしてほしい。例えば、パーツ単位でのみ補正可とするのは、補正できる範囲が狭すぎると考える

<出願当初の範囲で補正を認めるのであれば、第三者への不意打ちにもならない>

- ・関連意匠の拡充でも対応できない場合もあるため、US型の補正などができるとよい。また、クリアランスの面からみても明確である。関連意匠の改正で、類似の類似が出願できるようになったが、それと比較しても、出願時の開示の範囲内での補正であれば、第三者の後から生まれる権利の予見性が低いとは考えていない
- ・第三者への不意打ちにもならない範囲で、出願当初の範囲であれば補正を可能とすることには特に問題ないとする
- ・米国等、出願時の開示の範囲であれば補正を認めるというように、新規事項が含まれていなければ許容とするという考え方の方が望ましい
- ・部分意匠の出願において、実線の範囲を広げるような、出願当初の範囲を狭めることを目的とした補正であれば認めてもよいと考える

<中間対応や他者の動向への対応等で選択肢が広がる>

- ・今回、部分と全体も先後願関係を考慮するということになったため、補正を広く認めることに賛成である。第三者の抵触を回避したり、本来取りたかった範囲の最終確認又は決定をする機会も増える。米国で、予備補正により破線を実線に変更する補正をした場合に、この出願を基礎として日本に出願をするような場合、自由度が高まる
- ・権利範囲を限定しすぎたことに出願後に気付いた場合や、逆に、対象範囲の形状において、近い先行意匠が引例として挙げられた場合に、対象範囲を拡大できれば登録となる場合があり得る。このような場合に対応できるとよい
- ・補正できる範囲は、これまでの要旨変更という考え方から、New matterの考え方に近くなるのは好ましい
- ・審査中に、他社の動向に応じて、又は上市された他社の新製品が抵触するように補正できることも考えられる。だが意匠の審査期間は特許に比べて短いため、頻繁に起きるとは考えにくい

<補正を広く認めることは賛成だが、登録後の訂正は認めるべきではない>

- ・補正を柔軟に認めることは賛成する。例えば、部分意匠の出願で、引例との関連で実線の範囲を変更すれば回避できるような場合がある。現在は出願後は権利を要求する部分の補正はでき

ないが、点線となっている一部分のみ実線に変更するなど、当初の開示の範囲を超えないため、認めてもいいのではないかと。ただし、登録後は認めるべきではない

<補正を現行よりも広く認めるのは賛成だが、ある程度制限は必要>

- ・補正の範囲は、新規事項の追加にならない範囲なら広く認めるというよりは、ある程度の制限をかけた方がいいのではないかと。例えば、異なる物品名への変更を制限する、当初の範囲から減縮するものに限るなどが挙げられる。ただ、意匠の場合は、どのような補正が減縮となるかは画一的に判断できない。一般的に登録を受けたい意匠の範囲を小さくすれば権利範囲が大きくなることにもなる。新規性とトレードオフとなるだろう。米国でも全体意匠から部品の意匠へ変更するような補正の可否について厳しくなっている傾向にある

【懸念事項あり】

<審査の迅速性に影響が出るのではないかと、権利範囲の拡大につながる補正は認めるべきではない>

- ・認めた場合、審査の迅速性に支障が出るのではないかと。権利範囲の拡大につながる補正は認めるべきではない

<審査の負担増及び迅速性への影響を考慮すると何らかの制限は必要>

- ・補正の時期や回数に関する制限についての回答は難しいが、審査の迅速性を考えると、何らかの制限は必要だと考える。例えば、実用新案における補正と同様に、拒絶理由通知後は補正の内容や補正可能な期間を制限するなどが考えられる。審査、審判、再審係属中に補正が可能となると考えられるが、補正後の再審査の負担とのバランスを考慮する必要があるだろう
- ・補正可能な時期や回数については、ある程度の制限があってもよい。例えば、拒絶理由通知が来るまでは自由でよいが、拒絶理由通知後は補正できる範囲や回数を制限するなど、特許と同様にするのはどうか。大幅な補正が行われると審査のやり直しになる可能性もあり、審査が遅延するのは好ましくない
- ・あまりにも広く補正を認めると、審査のやり直しなど、審査の負担が多くなるのではないかと。審査の長期化につながるようなことは避けて欲しい。例えば、拒絶理由通知後は特許のように補正に制限をかけるなどしてはどうか

<補正を広く認めるのは賛成だが、補正却下後の新出願等の他の制度とのバランスはどうなるのか>

- ・部分意匠から全体意匠、又はその逆への補正を認めるのは賛成である。特に不利益もない。出願当初の開示の範囲であれば、必要図について補正を認めるのはいいと思う。そうすると、補正却下後の新出願はなくなるのではないかと

<全体意匠から部分意匠への補正は保護範囲の拡大につながり、先願主義の潜脱になるのではないかと>

- ・特許の場合は、New Matter の話になるので、出願当初に記載されているもの以上の保護は認めないということになる。しかし、意匠の場合、全体意匠から部分意匠に補正することは、保護の拡大につながるのではないかと。特許とは逆の考え方が必要であり、これを認めることは先願主義の潜脱になるのではないかと

<創作の中心を変更するような補正を認めるのは、法の趣旨や制度目的に反するのではないかと>

- ・例えば、出願当初ペットボトルの蓋部分を部分意匠として出願しているのであれば、創作の中心はその部分にあるといえる。にもかかわらず、拒絶理由を回避するためにボトルの部分に変更できるとなると、テクニカルな対応を重視するあまり、創作の中心的な部分を保護するという法の趣旨や制度目的に反することになるのではないかと

【その他】

<実施を踏まえ、どのような態様で登録するかは、出願人の選択による>

- ・基本部分が同じ引例がある場合、その部分を破線に補正し、他の部分を実線に補正して登録となった場合、実施できないことが想定されるが、出願人側の選択になるだろう

<分割で認められる以上の範囲を認めるのは行き過ぎではないか>

- ・後の質問とも関連するが、分割で認められる以上の権利を認めるのは行き過ぎだと思われる

<USのような柔軟なOA対応が日本ではほとんどできない>

- ・日本では、補正の余地がほとんどないため、いわば一発勝負になってしまう。USであれば、審査官の誤解などがあった場合、要素を加えることで対応できることもあるがこのようなことができない

(7) 海外アンケート調査結果

(i) 補正の可否について

国内アンケートと同様に、下記のような補正の想定事例についてそれぞれ補正が可能かどうか質問をした。

米国では、基本的に当初の出願書類に明確に開示されており、その範囲内であれば補正が可能との回答であった。なお、知財庁は、この補正も審査官が審査を開始した場合、補正を認めるか否かは審査官の裁量となるため、事案により異なると回答している。

選択肢③において回答が割れているが、回答者 A によると、「審査官が審査を行っている場合は non-election として拒絶となる」とあり、回答者 B によると選択肢③のような補正は「新規事項を導入する補正の例として、過去に未開示の保護対象を追加することによって当初の意匠の配置構成を変更する補正が挙げられる。意匠の配置構成を変更することは、当初の開示から逸脱するものであり、新規事項の導入とみなされる」(37 CFR 1.121(f)) として、意匠の配置構成を変更することに該当する場合があるとして補正できないとしている。

欧州は、基本的に当初の出願意匠を変更する補正は認められない。このため質問の選択肢のような補正はすることができないとして一致している。また、いずれの回答者も選択肢のような事例はなく、確定的なことはいえないとの付言があった。回答者 B は、選択肢④について補正が可能としているが、これは、「同一性が保持されると考えられる」ためであるが、事例がないため確定的なことはいえないとの回答であった。

中国では、部分意匠制度がないため、部分意匠に関する補正は一切することができないとの回答で共通した。なお、外国で部分意匠として出願された意匠を全体意匠に補正することは許容されている。これは、各国の制度の違いに対応するためである。

韓国では、基本的に選択肢に掲げるような補正は行うことができないという回答で一致した。回答者 D は選択肢①の補正を可能としているが、これは、「権利範囲の縮小に該当するのであれば、…要旨変更には該当しないと解釈することができる」ため補正が可能としており、このような場合に合致しない場合は補正できないという意見は他の回答者と共通している。

表 3 【回答一覧】

○：補正可能、×：補正不可、下記：下記参照

国/地域	米国			欧州				
	回答者	知財庁	A	B	知財庁	A	B	C
①全体意匠の一部を部分意匠にする (実線の一部を破線に変更する)	事案による	○	○	×	×	×	×	×
②部分意匠の意匠登録を受けようとする 部分の範囲の拡大(破線の一部を実 線にする)	事案による	○	○	×	×	×	×	×
③部分意匠の実線部分の位置や大きさを 変更(実線の位置を変更する)	事案による	○	×	×	×	×	×	×
④部分意匠を部品の全体意匠にする (物品の名称が変わる)	事案による	○	○	×	×	○	×	×
⑤その他	事案による	○	-	-	なし	-	-	-

国/地域	中国				韓国				
	回答者	A	B	C	D	A	B	C	D
①全体意匠の一部を部分意匠にする (実線の一部を破線に変更する)	×	×	-	×	×	×	×	×	○
②部分意匠の意匠登録を受けようとする 部分の範囲の拡大(破線の一部を実 線にする)	×	×	-	-	×	×	×	×	×
③部分意匠の実線部分の位置や大きさを 変更(実線の位置を変更する)	×	×	-	×	×	×	×	×	×
④部分意匠を部品の全体意匠にする (物品の名称が変わる)	-	×	-	-	×	×	×	×	×
⑤その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-

その他の回答

<米国>

回答者 A：出願当初の明細書や明細書で明示的に引用された内容、原出願の付属書類も補正の根拠とすることが可能

<欧州>

回答者 B：出願後であるが登録前に意匠の表現物を補正することに関しては、保護を求める意匠が意匠の定義に対応していないと EUIPO が判断する場合、EUIPO の求めに応じて可能であり、この場合に出願人は、意匠の同一性が保持されていることを条件として、意匠の表現物を補正することができる。共同体意匠施行規則（「CDIR」）第 11 条(1)及び(2)を参照されたい

<中国>

回答者 B: 中国には部分意匠制度がない

<韓国>

回答者 A:

デザイン審査基準にて、次の場合は要旨変更とみなさない

1. 最初の出願書および図面などを総合的に考慮して全体デザイン出願と当然認められる場合に、部分デザイン当否欄を削除する補正
2. 最初の出願書および図面などを総合的に考慮して部分デザイン出願と当然認められる場合に、部分デザインの当否を追加する補正
3. 最初の出願書および図面などを総合的に考慮して全体デザイン出願と当然認められる場合に、部分デザインとして登録を受けようとする部分を特定する記載を削除する補正
4. 最初の出願書および図面などを総合的に考慮して部分デザイン出願であることが明確で、部分デザインとして登録を受けようとする部分が当然導き出される場合に、部分デザインとして登録を受けようとする部分を特定する記載を補充する補正

回答者 C:

韓国デザイン審査基準

1. 最初出願書及び図面などを総合的に考慮して、部分デザインとして当然認められる場合、部分デザインであることを追加する補正は要旨変更にあたらない
2. 最初出願書及び図面などを総合的に考慮して、全体デザインとして当然認められる場合、部分デザインとして登録を受けようとする部分を特定する記載を削除する補正は要旨変更にあたらない
3. 最初出願書及び図面などを総合的に考慮して、部分デザイン出願であることが明らかであり、部分デザインとして登録を受けようとする部分が当然導き出される場合、部分デザインとして登録を受けようとする部分を特定する記載を補充する補正は要旨変更にあたらない

回答者 D:

デザイン保護法第 48 条に根拠し、デザイン審査基準の第 3 部、第 1 章、4 (出願の要旨変更) にて要旨変更の一般的な判断基準を定めています。特に同審査基準 4、2) では部分デザインについて、その中の (3) では部分デザインの補正について定めています。これらを参考にすれば、補正される範囲を類推することができます。審査基準 2)、(3) は下記のとおりです

『(3) 図面の「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載に対する補正

① 「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載の削除

- ① 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、全体デザイン出願として当然認められる場合、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載を削除する補正は、要旨変更に該当しない。
- ② 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、部分デザイン出願として当然認められる場合、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載を削除する補正は、要旨変更に該当する

② 「部分デザインと登録を受けようとする部分」を特定する記載の補充

- ① 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、部分デザイン出願であることが明らかであり、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」が当然導き出される場合、「部分デザインと登録を受けようとする部分」を特定する記載を補充する補正は、要旨変更に該当しない。
- ② 最初出願書及び図面などを総合的に考慮しても「部分デザインとして登録を受けようとする部分」が不明確な場合には、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載を補充する補正は、要旨変更にあらず

(ii) 補正の時期及び内容の制限について

前記 1.(7)(i)で補正ができると回答した事例につき、補正の時期や内容について制限があるか、さらに質問をした。

米国では、補正の時期や内容のいずれも制限があるとの回答であった。時期の制限については、最終オフィスアクション後の補正は制限されること、補正内容の制限は、その補正が 35 USC 第 112 条(a)及び(b)の要件を充足すること（すなわち、出願時に提出した図面を含む書面に十分に開示されており、その書面の記載に基づいていること）が必要であるとの回答であった。また、審査官は補正を認めるか否かの裁量権を有しており、最初に選択されていなかった部分など、審査対象が大きく変わるような補正については、分割出願や継続出願をすることになるとの回答であった。

欧州では、そもそも 1.(7)(i)に示した事例については、すべて補正が認められない。このため、本質問に関する回答はなかった。

中国では、外国からの優先権主張を伴う出願において、部分意匠を全体意匠にする補正が認められる。この補正について、補正の時期及び内容について、いずれも制限があるとの回答であった。補正時期の制限については、出願から 2 月又は通知書受領から 2 月以内のみ補正が可能である。補正の内容の制限は、補正前の図面や写真に示された範囲を超えてはならないというものであった。

韓国では、1.(7)(i)に示した事例について、ほぼ補正が認められないとの回答であったが、一般的な補正の制限に関する回答を得た。回答によると、補正の時期及び内容の制限はいずれもある。補正可能な時期は、審査時であればデザイン登録可否決定の通知書が発送される前までであり、補正可能な範囲は、出願当初の意匠について、要旨変更とならない範囲内（実質的同一性がある範囲内）で補正をすることができる。

① 米国の回答

表 4 【回答一覧】 ○：補正可能、×：補正不可、下記：下記参照

知財庁	
該当ケース (1.(7)(i)の選択肢)	①②③④⑤すべて
補正時期及び内容の制限の有無	ここでは、当初のクレームが同一であって、補正によって当初のクレームの開示内容に追加する変更が行われたのか、又は補正によって当初のクレームを置き換えるクレームに変更されたのか、明確にする必要がある。更に、「補正することができる期間」及び「補正内容」などの重要事項についても明確にする必要がある。

	知財庁
補正時期及び内容の制限の内容	ここで述べたすべての状況において、補正が導入された後、それがクレーム範囲に従属していないものであれば、それに対して制限を課すことができる。この制限は、その補正が特許性の見地から当初のクレームと区別されるのか否かに基づくものであり、そのように区別されるものであれば、その調査の負担が多大となり、審査官は新たな意匠について最初から完全調査をやり直す必要が生じるであろう。補正が現状のクレームを置き換えるものとなる場合に限り、審査官の裁量権が認められる。当初のクレームにその他の実施態様を追加する補正の場合、その補正が特許性の見地から区別されるものであれば、制限が課されるであろう。制限は、補正がクレーム範囲を変更するという事実のみを基礎とすることができない。

	回答者 A	回答者 B	
該当ケース (1.(7)(i)の選択肢)	①②③④⑤すべて	①	②④
補正時期の制限の有無	制限がある	制限がある	制限がある
補正時期の制限の内容	最終オフィスアクション後の補正は 37 CFR 1.116 に基づき制限される。	(下記参照)	出願手続の終結後（たとえば最終拒絶通知後）に補正が行われた場合、審査官はその補正を加入するか否かについて裁量権を有する。継続手続出願（CPA）又は継続出願（continuation application）が必要になる場合がある。
補正内容の制限の有無	制限がある	制限がある	制限がある
補正内容の制限の内容	35 USC 第 112 条(a)及び(b)の要件を充足する必要がある。並びに当初の表現物による選択に基づき補正クレームが取り下げられる可能性を参照されたい（MPEP 821.04(b)参照）。	(下記参照)	出願人が単に実線を破線に変更しているだけ、又はその反対に変更しているだけであっても、審査官は、その補正が書面記載によって裏付けられていないと判断する可能性がある。MPEP 1504.04.I.C(2) 参照

回答者 B：補正の時期の制限（詳細）

出願手続の終結後（たとえば最終拒絶通知後）に補正が行われた場合、審査官はその補正を加入するか否かについて裁量権を有する。継続手続出願（Continued Prosecution Application, CPA）又は継続出願（continuation application）が必要になる場合がある。MPEP 714,13 II を参照されたい。「出願人は、最終拒絶通知が行われたクレームの補正、最終拒絶通知後の新規クレームの追加（37CFR1.116 参照）、又は過去にキャンセルしたクレームの復活を、当然の権利として行うことができない点に留意すべきである…出願の更なる審査は、その出願が意匠出願であれば、37CFR1.53(d)に基づく継続手続出願（CPA）によって可能である。MPEP § 201.06(d)を参照されたい」

回答者 B：補正の内容の制限（詳細）

出願人が単に実線を破線に変更しているだけ、又はその反対に変更しているだけであっても、審査官は、その補正が書面記載によって裏付けられていないと判断する可能性がある。MPEP 1504.04.I.C(2)を参照されたい。（以下、強調付加）：「しかし限定的な状況において審査官は、各図面を単に見直すだけでは、発明者が当初の／先の出願の出願時において、後にクレームした意匠を所有していたと結論づけることができない場合がある。すなわち、後にクレームした意匠の要素が当初の／先の開示において（実線又は点線のいずれかで示されているのかを問わず）個別

に視認可能であっても、後にクレームした意匠が当業者に合理的に伝えられており、したがって当初の／先の開示によって裏付けられているのか否かを判断するために、審査官は追加的な考察が要求される。審査官は、書面記載の要件充足に関するすべての決定と同様に、発明時においてどのような意匠が、当初の／先の出願（それ全体）から当業者に合理的に伝えられていたものと考えられるのか、考慮すべきである。Ariad, 598 F.3d at 1351, 94 USPQ2d at 1172 を参照されたい（「十分な開示のテストとは、根拠とされる出願の開示内容から、発明者が出願日においてクレーム保護対象を所有していたと、当業者に合理的に伝えていたのか否かのテストである」）。更に、Owens, 710 F.3d at 1368, 106 USPQ2d at 1252（Ariad, 598 F.3d at 1351, 94 USPQ2d at 1172 を引用）も参照されたい。審査官は、後にクレームした意匠が、当初の／先の開示内容によって当業者に合理的に伝えられていないと判断する場合には、書面記載要件の欠如を理由として（又は優先権若しくは先の出願日からの利益の主張の評価において、出願が先の日付の資格を有していないことを理由として）そのクレームを拒絶すべきである。

② 欧州の回答

基本的に補正できないため、回答はなかった

③ 中国の回答

表 5 【回答一覧】

	回答者 A	回答者 D
該当ケース ((7)(i)の選択肢)	④	②④
補正時期の制限 の有無	制限がある	制限がある
補正時期の制限 の内容	制限の内容：通知書を受領した 2 ヶ月以内に補正しなければならない。 根拠： 専利法実施細則 51 条、審査指南第五部分第七章：一般的に指定期限は 2 ヶ月とする。	制限の内容:2 ヶ月 根拠： 出願人は、出願日から 2 ヶ月以内に意匠専利出願書類に対する補正を自発的に請求することができる。その他、出願人は専利局による審査意見通知書または補正通知書を受領した後、通知書に指摘された欠陥について専利出願書類を補正するものとする。 出願人は補正通知書を受け取った日から 2 ヶ月以内に答弁し、意匠の簡単な説明の差し替え頁を提出しなければならない。期限内に答弁しない場合、当該出願は取下げたものと見なされる。
補正内容の制限 の有無	制限がある	制限がある

	回答者 A	回答者 D
補正内容の制限の内容	<p>1. 提出する図面又は写真は専利保護を求める製品の意匠を明らかに示していなければならない。(専利法 27 条 2 項、審査指南第一部分第三章 4.2 意匠の図面又は写真)</p> <p>2. 意匠専利出願書類に対する補正は、元の図面または写真に示された範囲を超えてはならない。(専利法 33 条、審査指南第一部分第三章 10. 専利法第 33 条に基づいた審査)</p>	<p>意匠に対する特許出願書類の修正は、元の画像又は写真で表示した範囲を超えてはならない。 根拠: 専利法第三十三条 出願者は、その特許出願書類に対して修正を行うことができるが、意匠に対する特許出願書類の修正は、元の画像又は写真で表示した範囲を超えてはならない。</p>

④ 韓国の回答

表 6 【回答一覧】

	回答者 C	回答者 D
該当ケース ((7)(i)の選択肢)	⑤	①
補正時期の制限の有無	制限がある	制限がある
補正時期の制限の内容	<p>① デザイン登録可否決定の通知書が発送される前までに補正できる。</p> <p>② 再審査(法 64 条)により、再審査請求するとき、再審査請求するとき、補正できる。 法 6 条 1 項: 出願人はデザイン出願についてデザイン登録拒絶決定を受けた日から 30 日(延長申請した場合、延長された期間)以内に、補正するとともに再審査請求することができる。</p> <p>③ デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取り消し決定により(法 120 条)、デザイン登録拒絶決定に不服する審判を請求する場合、その請求日から 30 日以内に補正できる。</p>	<p>◎デザイン保護法第 48 条第 4 項各号</p> <p>1. デザイン登録可否決定の通知書が発送される前まで</p> <p>2. 第 64 条による再審査を請求する時</p> <p>3. 第 120 条によってデザイン登録拒絶決定に対する審判を請求する場合には、その請求日から 30 日以内</p> <p>◎デザイン審査基準の第 3 部、第 1 章、1、4)</p> <p>4) 補正の時期</p> <p>(1) 補正は、デザイン登録可否決定の通知書が発送される前までにできる。ただし、国際デザイン登録出願の場合には、国際登録公開がされた日からデザイン登録可否決定の通知書が発送される前までにすることができる。</p> <p>(2) 法第 64 条(再審査の請求)により再審査を請求する場合には、再審査を請求する時に補正することができる。</p> <p>(3) 法第 120 条(デザイン登録拒絶決定、又はデザイン登録取消決定に対する審判)により審判を請求する場合には、その請求日から 30 日以内に補正することができる。</p> <p>(4) 補正書が補正の時期に違反して提出された場合には、差戻しとなる。</p>
補正内容の制限の有無	制限がある	制限がある
補正内容の制限の内容	<p>補正は当初出願書などの誤記や不明確な記載などを訂正したり、補充したりすることであって、最初出願の要旨変更しない範囲内(実質的同一性がある範囲内)で補正できる。</p>	<p>審査基準の第 3 部、第 1 章、4 (出願の要旨変更)</p>

(iii) 補正の具体例について

前記 1.(7)(ii)の回答に加えて、補正が認められる内容と認められない内容の具体例を求めた。

米国では、認められる補正の具体例として、実線の一部をそのまま破線にする場合、椅子の背もたれと座面のような、部分意匠であって互いに隣接し継続的な意匠を構成するような補正が挙げられた。認められない例としては、互いに離れた複数の部分を実線にするような場合が挙げられた。

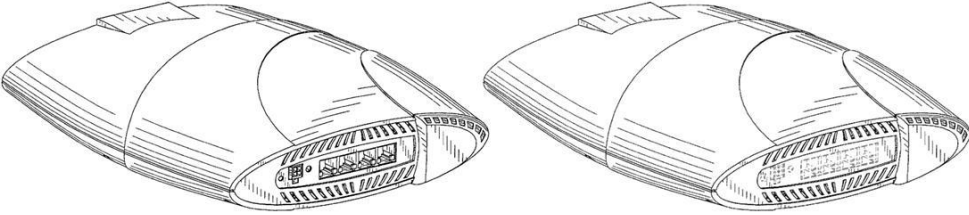
欧州では、前記(ii)と同様に、(i)の事例による補正は認められないため、回答はなかった。

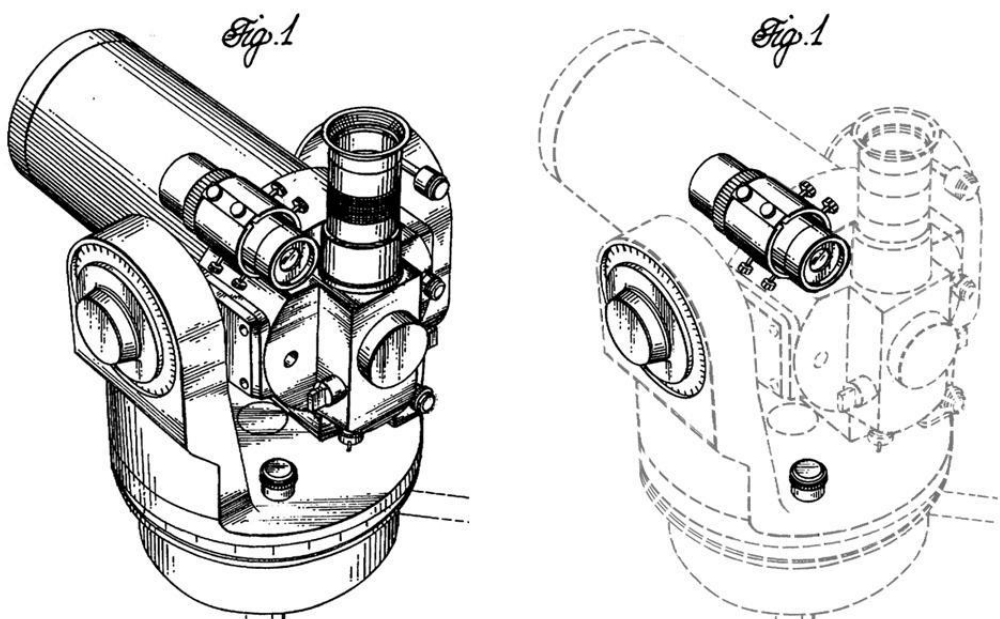
中国では、外国で部分意匠として出願された意匠を中国において全体意匠にする補正の例が挙げられた。認められない例としては、基礎出願において点線で示されていた部分を消去する補正の例が挙げられた。

韓国では、陰影線等のデザインを構成しない要素を削除する補正や第一国出願時に示されていた要素を追加する補正が認められる補正の例として挙げられた。認められない補正の例としては、線や模様、色彩等の追加、最初出願時の図面から当然導出できる一般的形状を表すものと判断されない場合、部分デザインの出願であって、出願当初に不明な部分を明確なものとする補正などが挙げられた。

① 米国

表 7 【回答一覧】

回答者 A	
補正できる内容の具体例	<p>全体的な印象が補正前後で同一又は実質的に類似する補正</p> 

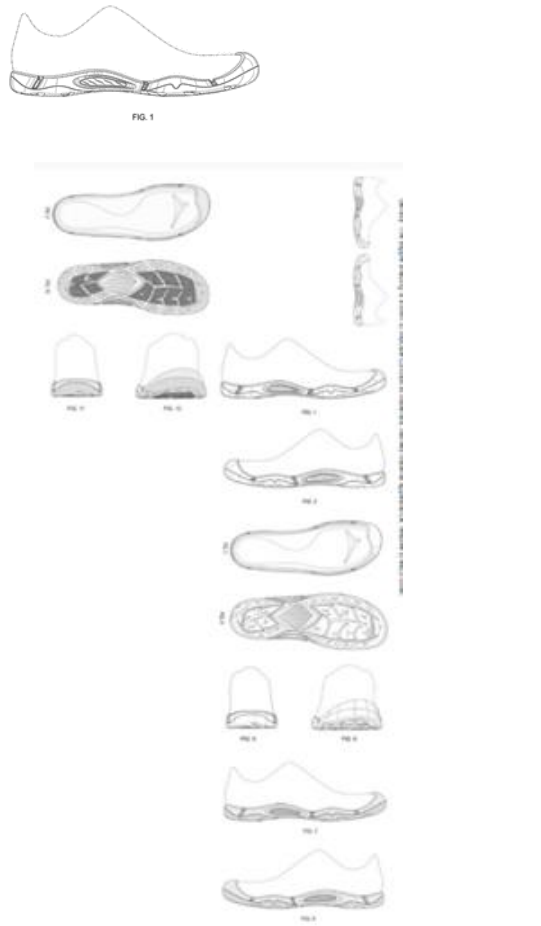
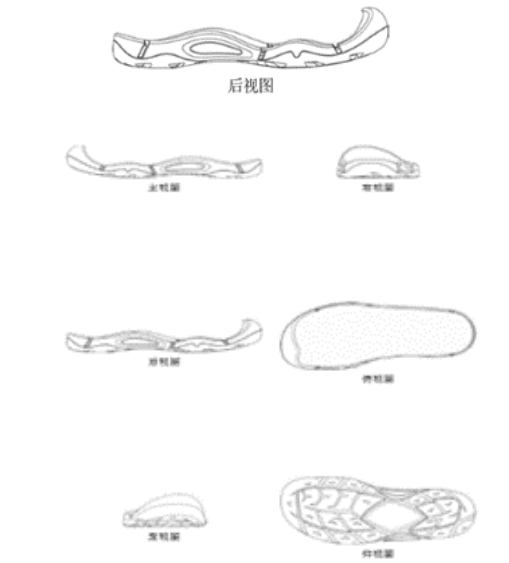
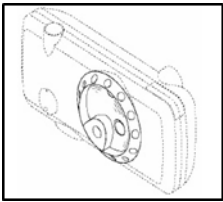
<p>補正できない内容の具体例</p>	<p>全体意匠から、互いに関連しない離れた複数の部分を実線にする補正</p> 
<p>回答者 B</p>	
<p>補正できる内容の具体例</p>	<p>PTO が補正は認められるものと判断すべき例の 1 つとして、当初の出願では椅子を開示しているが、その背もたれ部分だけをクレームしており、座面部及び脚部をクレームしていない場合を考える。ここで出願人が図面を補正し、背もたれ部及び座面部をクレームしているが、脚部はクレームしないものとなった場合、PTO は、この保護対象が当初の開示内容によって裏付けられているものと判断すべきである。背もたれ部及び座面部は互いに隣接しており、継続的な意匠を構成する。</p>
<p>補正できない内容の具体例</p>	<p>PTO が補正は書面記載要件を充足していないと判断するであろう例として、椅子の背もたれ部だけを当初からクレームしているが、座面部及び脚部はクレームしていない場合を考える。ここで出願人が図面を補正し、背もたれ部及び各脚部の 1 つだけをクレームするものとなった場合、PTO は、この保護対象（背もたれ部及び 1 つの脚部だけをクレーム）が当初の開示内容によって裏付けられていないものと判断するであろう。PTO は更に、特にクレームが想定される脚部がその他の脚部と比較して特徴的な外観を有している場合についても、この補正が認められるものと判断するかもしれない。</p>

② 欧州

基本的に補正できないため、回答はなかった。

③ 中国

表 8 【回答一覧】

回答者 A	
補正できる内容の具体例	<p>事例 4 の仮想例 基礎の出願 出典：米国登録意匠 D0864539</p>  <p>出願時の図面⁶⁵ 出典：中国登録意匠 CN201830066384.6 実際に、左の米国意匠の優先権を主張して中国へ出願</p> 
補正できない内容の具体例	<p>中国は部分意匠制度がないので、カメラ全体についてのみ登録できる。 (仮想例)</p> 
回答者 D	

⁶⁵ この事例では、靴のソール部分の部分意匠の出願を基礎として、靴のソール（部品）の全体意匠として出願され、登録となっている。基本的には、回答者 D のように破線部分の削除は認められないが、この事例の場合、基礎出願においてソール部分のすべての面が詳細に図面に表されている一方で、靴を表す破線は外形のみを表している。このため、ソール単独で販売可能と判断され、破線部分を削除した状態でも認められている。このように、クレームされた部分が単独で製造販売可能と判断される場合、部品の全体意匠として登録が認められている。

この判断は、図面に表されている意匠により判断され、例えば「簡単な説明」欄に「単独で製造販売可能」といった説明は必ずしも必要ないとの回答を得た。

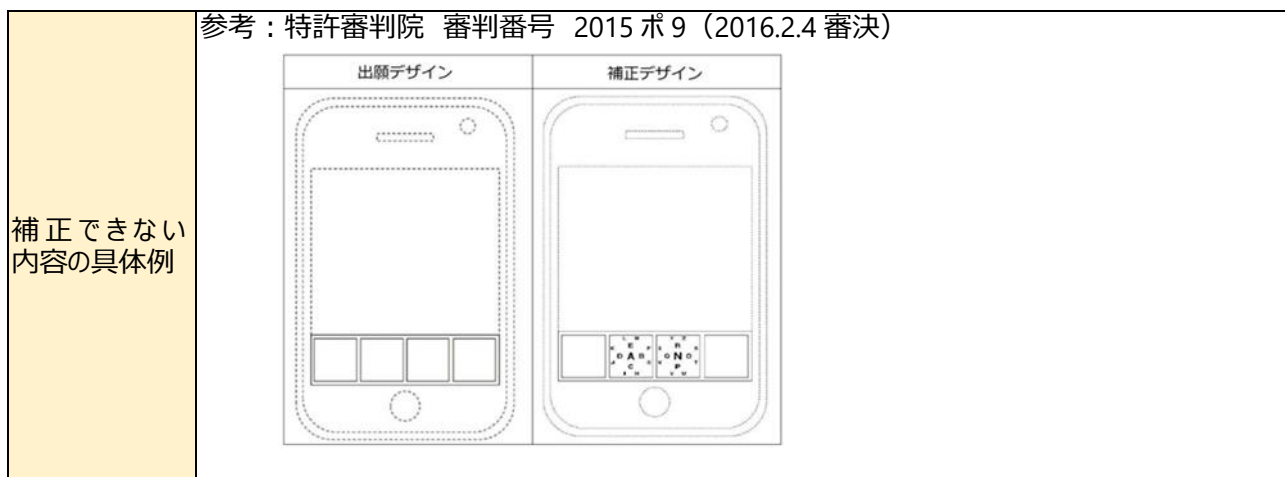
補正できる内容の具体例	
補正できない内容の具体例	

④ 韓国

表 9 【回答一覧】

回答者 C	
補正できる内容の具体例	① 図面にある陰影、指示線、その他デザインを構成しない線・符号又は文字などを表現した場合、これらを除去するための補正。
補正できない内容の具体例	① デザイン対象となっている物品の名称が同一物品以外の物品で補正する場合。（例：皿から灰皿への補正） ② 最初の図面で表現されている形状・模様や色彩上の付加、削除、変更などにより、物品の外観に影響を及ぼす場合。 ③ 図面を補正したり、追加で提出する場合、最初出願時の図面から当然導出できる一般的形象を表すものと判断されない場合。 ④ 部分デザイン登録を受けようとする部分が不明確な場合、部分デザインとして登録を受けようとする部分を特定するため、図面の記載を補充する補正。

回答者 D	
補正できる内容の具体例	審査基準 第3部、第1章、4、1) 参考：特許法院 2014ホ 2696 (2014.11.7 宣告)



(iv) 制限に反する補正をした場合の対応

前記 1.(7)(ii)の回答に加えて、出願人が制限に反する補正をした場合に知財庁から送られる通知とその対応について質問した。

米国では、拒絶理由を含むオフィスアクションが送付され、出願人は補正又は反論の機会がある。最終オフィスアクションの場合は、継続出願をすることもできるとの回答を得た。

欧州では、前記(iii)と同様に、(i)の事例による補正は認められないため、回答はなかった。

中国では、補正可能な時期に応答しない場合、取下と見なす通知を送付し、補正内容に不備がある場合は、第二補正通知書、審査意見通知書又は拒絶理由通知書が送付され、出願人はそれぞれ補正や意見書の提出等を行うことができるとの回答を得た。

韓国では、補正の時期に違反した場合は補正書の不受理、内容に違反した場合は補正却下の決定がなされる。出願人は、不受理の場合は行政訴訟、補正却下の場合は審判請求をすることができるとの回答を得た。

① 米国

表 10 【回答一覧】

回答者 A	
出願人が制限に反する補正をした場合に送られる通知	拒絶理由を含む OA が送付される
出願人の対応	Final 又は non-final の対応期間において、出願人は当該補正が拒絶理由に該当しないことを主張する。又は FinalOA 後であれば CPA を選択できる

回答者 B	
出願人が制限に反する補正をした場合に送られる通知	<p>出願人が最終拒絶通知後に補正を行い、審査官がその補正を拒否する場合、審査官は Advisory Action を行い、補正が加入されなかった旨を出願人に通知する。 MPEP 714.13.II を参照されたい。「提示された補正案によって、その事案が審判請求のために更に良い態様に改善されず、出願許可の条件も満たさない場合には、可能な限り、制定法上の期間中すみやかに、その事実を出願人に通知すべきである。提示された補正案の加入の拒否は、恣意的なものであってはならない。提示された補正案については、そのクレームが出願許可の条件を満たしているのか否か、そして審判請求における争点が単純化されるのか否かについて、十分に考察すべきである」。</p> <p>出願人が、それ以外の理由で終了した後（たとえば査定系クワイエルアクション（Ex Parte Quayle Action：軽微な不備についての通知）後）に補正を行い、審査官がその補正を拒否する場合、審査官は要件不充足通知（Notice of Non-Compliance）を行い、2 か月の応答期間を与える。 MPEP 714.13.II.F の Non-Compliant Amendments のリストを参照されたい。</p>
出願人の対応	補正を実現させるために、継続手続出願（CPA）又は継続出願が可能である。

② 欧州

基本的に補正できないため、回答はなかった。

③ 中国

表 11 【回答一覧】

回答者 A	
出願人が制限に反する補正をした場合に送られる通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補正できる時期の制限に違反する場合 出願人は期限内に答弁しない場合、審査官は状況により、取下げとみなす通知書を発行する。審査指南第一部分第三章 3.4 通知書に対する答弁 ・ 内容が問題のある場合 <ol style="list-style-type: none"> 1. 第二次補正通知書を発行する(補正できる図面の欠陥がある場合) 2. 審査意見通知書を発行する(補正できない図面の欠陥がある時、又は出願の図面の表示範囲を超えた時) 3. 拒絶理由通知書を発行(既に審査意見通知書を発行した場合)
出願人が制限に反する補正をした場合の OA 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取下げとみなす通知書を受領した場合 取下げとみなす通知書受領した 2 ヶ月以内に、権利回復を請求することができます。(専利法実施細則第 6 条、審査指南第五部分第七章第 6 節) ・ 内容が問題のある場合 <ol style="list-style-type: none"> 1. 第二次補正通知書を受領した場合：2 ヶ月以内に補正書類また意見陳述書を提出 2. 審査意見通知書を受領したばあい：2 ヶ月以内に補正書類また意見陳述書を提出 3. 拒絶理由通知書を受領した：審決取消訴訟を提起
回答者 D	
出願人が制限に反する補正をした場合に送られる通知	図面中に点線が存在し、特許保護される製品の意匠を鮮明、正確に示すことができず、専利法第 27 条第 2 款の規定に反している。
出願人の対応	元の図面における点線部分を実線に補正し、全体意匠として提出する。

④ 韓国

表 12 【回答一覧】

	回答者 C	回答者 D
出願人が制限に反する補正をした場合に送られる通知	1-1：補正時期に違反して補正した場合、特許庁は補正書を差し戻す。(不受理とする) 1-2：補正内容に違反して補正した場合、審査官は補正却下決定を下す。	「補正却下」通知を受けることになる(デザイン保護法第 49 条)。
出願人の対応	2-1：不受理された場合 不受理処分については行政審判や行政訴訟を提起することができる。 2-2：補正却下決定書を受領した日から 30 日以内に補正却下決定に不服する審判を審判院に請求することができる。	出願人は補正却下決定について、決定謄本送達を受けた日から 30 日以内に審判を請求することができる(同法第 119 条)。

(v) 日本における補正のニーズについて

部分意匠の出願に関し、日本において同様な補正のニーズがあるかについて質問をした。

「思ったことがない」という回答が最も多かったが、「意匠登録を受けようとする部分の縮小」や「意匠登録を受けようとする部分の拡大」の補正への要望がそれぞれ 3 者ずつあった。理由としては、出願時の不備や整合性をとるための補正などは認めてほしいといった要望や、また、破線部分を単純に実線にするような補正は新規事項を追加するものではないと考えられるといった理由が挙げられた。

表 13 【回答一覧】

国/地域	米国			欧州			
	回答者	A	B	C	A	B	C
①意匠登録を受けようとする部分の範囲の縮小	○						
②意匠登録を受けようとする部分の範囲の拡大	○						
③意匠登録を受けようとする部分(実線)の位置を変更する							
④部分意匠から部品の意匠に変更する							
⑤その他					○		
⑥思ったことはない		○		○		○	○

国/地域	中国				韓国			
回答者	A	B	C	D	A	B	C	D
①意匠登録を受けようとする部分の範囲の縮小		○	—			○		
②意匠登録を受けようとする部分の範囲の拡大			—		○	○		
③意匠登録を受けようとする部分(実線)の位置を変更する			—			○		
④部分意匠から部品の意匠に変更する			—					
⑤その他			—					
⑥思ったことはない	○		—	○			○	○

回答理由

<米国>

回答者 A： 出願時にクレームしていない特徴部分を含む被疑侵害物品に対応する可能性があるため(①②共通)

<欧州>

回答者 B：

「その他」の内容：当所では JPO に対する手続で補正を行った経験がない。しかし、意匠の 1 つ又は複数の図の間で小規模の不整合が存在している場合には（JPO の求めに応じて、又は出願人の自発的な請求によって）、新たな各図が補正前の各図と実質的に同一であることを条件として、（差替えの各図を提出することによる）各図の補正が許可されるべきである。

回答理由：実務からも明らかのように、時間的制約及び期限ぎりぎりでの指示などによって、「不完全」な状態で意匠出願を行う状況は何度も発生しており、ここで複数の視点からの図を提出する場合、各図が偶発的に整合していない状況が生じてしまう（たとえば図 1 における特定の線が実線であるが、異なる視点からの図 2 では破線となっている状況）。保護対象の明確性及び正確性の観点から、小規模な不整合性の場合には、「欠陥のある」図を、整合性のある図に置き換えることは許可されるべきである。更に、侵害訴訟において意匠権を主張する場合の法的不確実性を回避する目的からも、このような置換は許可されるべきである。

<中国>

回答者 A：日本に出願したことがないため。

回答者 B：当所が GUI 意匠出願を行う場合、中国では通常、GUI の正面図だけを提出する。日本で GUI 意匠出願を行う場合には製品の 6 面図が要求され、当所では GUI の側線を除く各線を破線に補正する。

GUI デザインの発展に伴い、出願人は製品（たとえば携帯電話のディスプレイ）を破線に補正し、GUI 部分だけを実線として維持するよう意図するのではないかと予測している。

回答者 D：中国では、部分意匠制度がないので、製品の全体意匠出願を提出することしかできない。

<韓国>

回答者 A：部分デザインとして登録を受けようとする部分、つまり実線部が非常に小さな範囲を表す場合には容易創作として拒絶される可能性があり、その場合は拒絶理由克服のために実線部を拡大したいと思うことがある。

回答者 B：

①の理由：(i)部分意匠出願の図面には物品全体の意匠が図示されているので、実線を破線に変更するか破線を実線に変更することは出願時、図面に図示された創作の範囲を越えて新しい創作事項を追加する補正ではないため、出願日基準の原則に反せず、(ii)補正によって権利の範囲が変更されるが、出願段階での補正であるため、第三者に不測の損害を負わせる可能性も低いので、(iii)出願人の便宜のために許容することが妥当だと考える。

②の理由：①の選択理由'に同じ

③の理由：(i) 部分意匠出願の図面には物品全体の意匠が図示されているので、実線の位置を変更することは出願時、図面に図示された創作の範囲を越えて新しい創作事項を追加する補正ではないので、出願日基準の原則に反せず、(ii)補正によって権利の範囲が変更されるが、出願段階での補正であるため、第三者に不測の損害を負わせる可能性も低いので、(iii)出願人の便宜のために許容することが妥当だと考える。

回答者 D：実際に問題が生じた経験がない。

(8) 海外ヒアリング調査結果

部分意匠の出願に関する審査運用に関し、米国と欧州の法律事務所それぞれ2か所ずつにインタビューを行った。

(i) 米国について

補正ができる根拠と補正ができる範囲について質問をした。

回答者2者とも共通して図面やクレーム、明細書を含む出願時に提出した書面に記載されている範囲内で補正が可能であるとの回答であった。ただし、部分を特定するために新たな線を追加するようなことは許されない。

ただし、審査官が審査に着手した後に、部分意匠の位置や範囲を大幅に変更するような、再度サーチが必要な補正が行われた場合には、継続出願や分割出願をするよう求められるだろうとのことであった。なお、この点で争われた事例はない。

回答者1

- (1) 全体意匠の一部を部分意匠に変更する補正、又はその逆の補正は、出願時の書面に完全に開示されている範囲内で可能である。明細書に記載されていない場合でも、図面で完全にサポートされ（すなわち、35 USC § 112A を満たす）ていればよい。ただし、時期による。このような補正の可否を争った事例はなく、推測となるが、審査官が審査を開始し、サーチが終了している場合は、全体意匠から部分意匠への補正は許されないと考えられる。理由は全体から部分、又はその逆のような補正は、審査をする際のサーチ範囲が大きく異なることになるため、審査のやり直しを伴うことになる。このため、審査官のサーチ終了後（例えば、OAを受け取った場合）にこのような補正をする場合は、審査官の裁量ではあるが、分割出願か継続出願をするように促されることになる。審査官がサーチを開始する前であれば、このような補正は認められるだろう（ただし、争われた事例はない）。
- (2) なお、部分意匠において、異なる範囲への補正の可否を判断した事例がある（*In re Owlens*）。ただ、これは新たに部分を指定する線を追加した事例である。この場合は線の追加は *New Matter* であるとして補正は認められなかった。部分を指定する際は、すでにある線を利用するのであれば認められる可能性は高いが、新たに線を追加するようなことは許されない（*In re Owlens*）。
- (3) 上記は、全体意匠から部分意匠又はその逆、部分意匠の実線の位置を変更する補正、実線の範囲を大きく変更する補正についても同様である。
- (4) 審査官のサーチ範囲内であるならば、部分意匠の実線の範囲を拡大・縮小する補正は認められると考えられる（ただし、争われた事例はない）。例えば、出願時に自転車の例でチェーンのケース部分の実線で表されており、実線の範囲に含まれるペダル部分が点線であったところ、そのペダル部分を実線に変更する補正や、サドルを支えるポール部分まで実線にするといった、ケース部分と連続し、かつ拡大範囲が大きいのであれば、このような補正は認められるだろう。
- (5) 補正の根拠は、出願時に図面に表されていればよく、明細書やクレームで実線の範囲についてクレームするといった記載がなくても補正できる。但し上記1)も考慮に入れる必要がある。

(6) もし、補正を考慮に入れるのであれば、出願時に部分意匠と全体意匠の両方の図面を入れておくのもいいだろう。ただし、どちらをクレームするかは選択する必要がある。分割出願又はターミナルディスクレームを要求されるだろう。

回答者 2

- (1) 可能である。このような補正は基本的にはいつでも可能である。ただし、審査官が審査を開始した後に補正を提出した場合、審査官は登録を受けようとする意匠の範囲を大きく変更するものであるとして、分割出願又は継続出願をするように言うだろう。これは、部分から全体、全体から部分、部分の位置の変更、部分を部品に変更、これらのいずれも同様である。ただし、自転車の例のように、チェーンのケース（実線の範囲）に含まれていた破線の部分（ペダル）を実線に変更するような補正であれば、そのような補正は、意匠の範囲を大きく変更するものとはみなされず、そのまま認められるだろう。
- (2) アンケートの回答で示した「As with all determinations for compliance with the written description requirement, the examiner should consider what design the original/earlier application -- in its totality-- would have reasonably conveyed to an ordinary designer at the time of the invention. (審査官は、書面記載の要件充足に関するすべての決定と同様に、発明時においてどのような意匠が、当初の／先の出願（それ全体）から当業者に合理的に伝えられていたものと考えられるのか、考慮すべきである。）」の「written description」は、クレームは明細書だけでなく、図面等、出願時に提出した出願書類全体が含まれる。したがって、明細書やクレームに出願当初記載がなかったとしても、その形状等が十分に表されているのであれば、実線を破線に変更するような補正は認められる。ただし、上記1)の事項は考慮する必要がある。
- (3) なお、登録を受けようとする部分を示すために線を追加したり、出願当初に示されていなかった詳細な構造を追加したりするような補正は new matter となり、認められない。もし、そのような補正をするのなら一部継続出願をする必要があるが、出願日の利益は受けられない。

(ii) 欧州について

欧州では、基本的に出願後に意匠を変更するような補正は許可されていない。審査に係属している間に補正できる機会も制限されている。いくつか補正可能な例はあるが、全体意匠から部分意匠のように、意匠の外観に影響を与えるような変更は許されないだろうという回答であった。ただし、事例は見当たらないため、確定的なことはいえないとのことであった。

回答者 1

- EUIPO のプラクティスでは、補正ができる機会やその内容も制限されている。基本的に、出願時の意匠を変更するような補正をすることはできない。対象とする範囲は、出願時に提出した書類すべてについてであり、図面だけでなく願書の記載も含む。なお、全体意匠の一部を部分意匠としたり、部分意匠の位置や範囲を変更したりするような補正で争われた事例は見当たらないため、確定的なことはいえない。
- 補正が可能な場合は、非常に限定されており、特殊な状況の場合でのみ認められる。意匠の登録を受けようとする範囲を示す実線や破線の変更については、以下のような場合に限り、認められうる。これらは、取消・無効審判での対応となる。

- ① 外から視認できない部分を破線にする場合（外から視認できない部分は意匠の外観を構成しないため、保護対象とならない）
- ② 機能的な部分を破線にする場合（もともと機能的な要素の部分は権利に含まれない）
- ③ ごくわずかな、重要でない部分について変更・削除する場合

回答者 2

- ・補正の前後における意匠の同一性が保持される範囲が問題となった事例は見当たらない。CDR や CDIR では、ほとんど補正ができる余地がないように規定されているが、実際には補正が認められている例は多い。
- ・EUIPO が補正方法を示唆し、それに従った補正は認められる。
- ・全体意匠から部分意匠、部分意匠から全体意匠への補正は、意匠の同一性が認められない可能性が高い。

(9) 審決例・裁判例⁶⁶

(i) 米国

<事例1>

【事件名/番号】 In re Owens 710 F.3d 1362	
【事件の種類】 審決取消（拒絶）	【場所】 巡回控訴裁判所（CAFC）
【判決日】 2013年3月26日	【出願番号】 29/253,172
【論点】 新たに部分を定義する線を追加した継続出願の可否	【結果】 請求棄却（拒絶）
<p>【概要】</p> <p>出願人は、ボトル側面に新たな領域の部分を示す線（下記図における、ボトル側面の5角形状の上部を台形状に区切る横線）を追加して継続出願をした。審査官は、当該線は、新しく台形状の側面を定義するものであり、出願時にこの台形状の側面が記載されていた証拠がなく、当該ボトルは継続出願時に販売されていたため、特許性がないとして出願を却下した。</p> <p>CAFCは、親出願の出願時に提出された書面に基づき、当業者が台形状の側面を別にクレームできると認識できず、台形状の側面に独自の特許性があることを示す示唆もないと判断した。</p>	
<p>【図面】</p> <p>出願時の図面 (29/219,709)</p> <p>継続出願時の図面</p>	

<事例2>

【事件名/番号】 In re Daniels, 144 F.3d 1452, 1456-1457, 46 USPQ2d 1788, 1790 (Fed. Cir. 1998);	
【事件の種類】 審決取消（拒絶）	【場所】 巡回控訴裁判所（CAFC）
【判決日】 1998年5月20日	【出願番号】 No. 29/020,787
【論点】 意匠の構成要素を削除した継続出願の可否	【結果】 請求認容、審決取消（登録）
<p>【概要】</p> <p>出願人は、側面に木の葉状の模様を有するヒルの捕獲器に係る意匠について出願し、最終拒絶となったため、木の葉状の模様を削除した態様の意匠を継続出願した。審査官は、変更後の</p>	

⁶⁶ 中国には部分意匠の制度がないため、中国の事例は見当たらなかった。

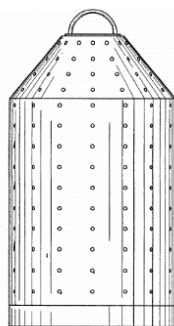
意匠は、親出願に開示されていたとはいえ、親出願の出願日の地位を有しないと判断した（審判も同様）。しかし、「製造物品としてのヒル捕獲器（leecher）は、先の意匠出願において明確に視認可能であり、この出願を見た技術者に対して、[発明者が] その時点で、当該物品について後にクレームされた [先の意匠出願においてクレームしていた木の葉の装飾を伴わない、単独態様での] 意匠を所有していたことを示すものである」として、拒絶査定及び審決を取り消した。

【図面】

・ 出願時の意匠



継続出願時の意匠（登録）



< 事例 3 >

【事件名/番号】 Appeal No. 1998-001691⁶⁷

【事件の種類】 審判（拒絶）

【場所】 Board of Patent Appeals and Interferences,

【判決日】 1998年9月29日

【結果】 申請却下

【論点】 登録可能な GUI の態様と新規事項追加補正

【概要】

出願人は GUI を出願したところ（下記図面の破線がない態様）、出願に係る意匠は、製造品の表面装飾ではなく、単なる絵にすぎず、法 171 条の要件を満たさないとして Office Action が出されたところ、出願人は、GUI の周囲を囲む破線を追加する補正をした。出願時の図面にはディスプレイ等が示されておらず、クレームに「タッチビデオ用のアイコン」と記載されているのみでは、表示対象が十分に開示されているとはいえ、当該補正は、新規事項追加であるとして当該補正は認められなかった。

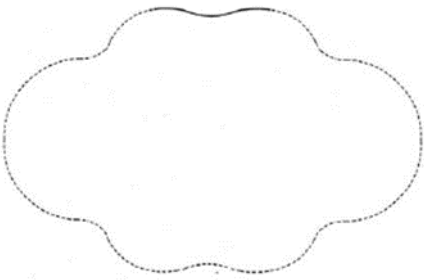
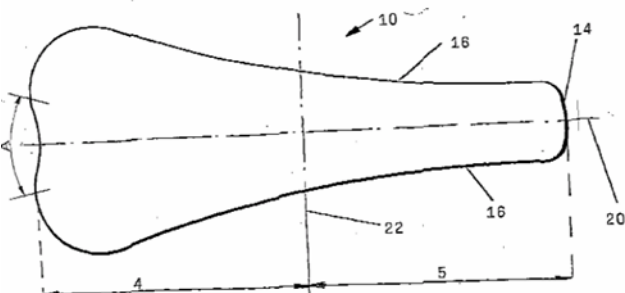
【図面】



⁶⁷ 同様の事件として、1998-1692、1998-1693、1998-1694 がある。いずれもアイコンの図のみが異なる出願を対象とした審判である。

(ii) 欧州⁶⁸

<事例4>

【事件名】 ICD 5544	
【事件の種類】 審判（無効）	【場所】 EUIPO 無効部
【判決日】 2017年2月17日	【登録番号】 000121017-0002
【論点】 新規性、補正の可否	【結果】 無効
【概要】 登録意匠は女性用ナプキンの羽の部分の外形を構成する曲線に係る部分意匠であるところ、下記右側の女性用ナプキンの外形を構成する曲線（図の左側側部のAで示された部分）部分に基づき新規性がないと無効審判が請求された。権利者は予備的請求（second auxiliary request）で破線部分を実線に修正する旨を主張したが、補正後の意匠が意匠の同一性を欠く（CDR § 25(6)）ことを理由に認められなかった。	
【図面】 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>登録意匠</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>引用意匠</p>  </div> </div>	

(iii) 韓国

<事例5>

【事件名/番号】 2015 ば 9 号審決	
【事件の種類】 審判（補正却下不服）	【場所】 特許審判院
【判決日】 2016年2月4日	【出願番号】 3020140037283
【論点】 要旨変更補正	【結果】 却下
【概要】	

⁶⁸ その他、英国の裁判所で判断された事例として、Samsung Electronics (UK) Limited v Applce Inc. [2012] EWHC 188 2 (Pat).（点線（dashed lines）がガラススクリーンの下に視認されるエッジ部を示しているのであって、意匠のクレームしない部分に点線を使用するという一般的な実務とは異なると判断された事例）、英国最高裁判所判断した事例として PMS International Group Plc v Magmatic Limited [2016] UKSC 12（拘束力を持たない見解として、出願された表現物を解釈し、登録意匠に何が含まれるのか、何が除外されるのか、それを明確にする方法を出願人に助言することはする場合には、UKIPO（及び恐らく黙示的に UKIPO）の実務及びガイドラインの問題であると述べた事例）

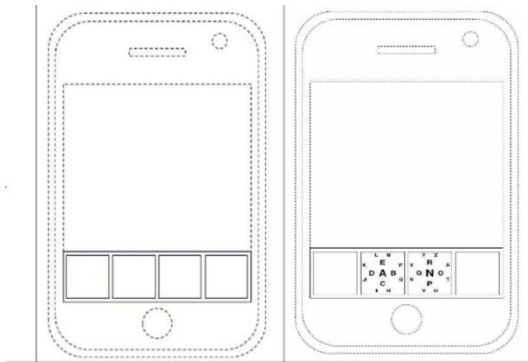
デザイン登録出願の要旨変更にあたるかどうかは最初出願書に添付された図面又は図面に記載されたデザインの説明に表現された内容と補正後の内容を比較して最初出願書に添付された図面又は図面記載事項の要旨が変更されたどうか基準とすべであり、特にデザイン出願書の図面上模倣の変更は特別事情がない限り、デザインの本質的要素である要旨変更にあたる。(大法院 1995.7.28.94Fu1626 判決)

本件補正デザインは変更された模様により最初出願デザインと全体的審美感が異なるデザインとなっているので、要旨変更にあたる。よって、補正は認められないと判断された。


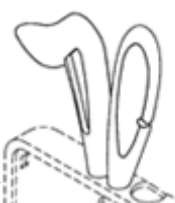


【図面】

(出願デザイン)

(補正デザイン)

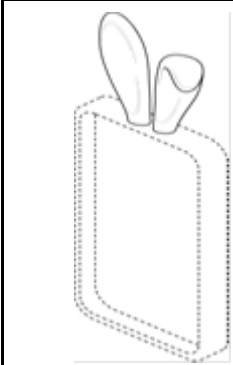
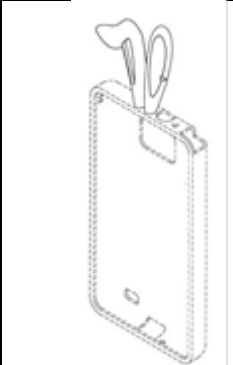
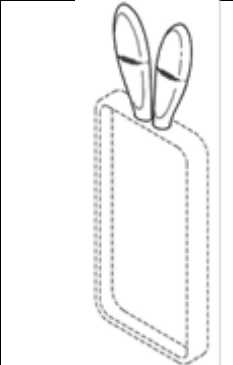


<事例 6>


【事件名/番号】 2011 ホ 9334 審決	
【事件の種類】 消極的権利範囲確認審判	【場所】 特許法院
【判決日】 2013 年 2 月 7 日	【出願番号】
【論点】	【結果】
<p>【判断概要】</p> <p>両デザイン「」及び「」は、①斜視図および正面図・背面図上、携帯電話ケースのフレームに接する下端から上に行くにつれその幅が広くなったあと再び狭くなるように形成された細長い楕円形である2つのウサギの耳形状である点(以下「共通点1」という)、②2つのウサギの耳形状の間の幅が、下端から上端に行くにつれ広くなるように形成された(以下「共通点2」という)、③2つのウサギの耳形状のうちの1つは上端から下へ約1/3の地点で略90度の角度で折り曲がるように形成された点(以下「共通点3」という)、④2つのウサギの耳形状は、正面から見たとき、その内部が全体的にくぼんでいるように形成され、内部に対応する部分を背面から見たとき、ゆるやかな曲線形状で形成された点(以下「共通点4」という)等において共通点があるところ、これら共通点は一部公知となったデザインの部分</p>  <p>「」を含んではいるものの、全体的に両デザインにおいて主な創作的モチーフを成すと同時に、その支配的な特徴を形成するものとして、それによって見る人に「片方はぴんと立ち、他方は折れ曲がっているウサギの耳」を連想させるという点で類似する。</p>	

したがって確認対象デザインは本件登録デザインと全体的に類似の審美感を持つといえるため、本件登録デザインの権利範囲に属するというのが妥当である。

【図面】

本件登録デザイン	比較(確認)対象デザイン	公知デザイン
		

<事例7>

【事件名/番号】 2012 ホ 4872 判決	
【事件の種類】 審決取消（拒絶）	【場所】 特許法院
【判決日】 2012年9月14日	【出願番号】 第 0056915 号
【論点】 離れた複数の部分に係る意匠についての一意匠一出願	【結果】 請求棄却
<p>【判断概要】</p> <p>デザインとは物品の形状・形・色彩または、これらを結合したものであって、視覚を通して美感をひき起こさせるものをいうが、物品の部分も上の物品に含まれる。したがってそれ自体として独立して取り引きされることができない物品の一部分に関するデザイン(以下‘部分デザイン’という)であってもデザイン保護法上のデザインに該当する。</p> <p>同法第11条第1項は「デザイン登録出願は1デザインごとに1デザイン登録出願とする。」と規定しており一つのデザイン登録出願の対象になるデザインは一つのデザインでなければならない。二以上のデザインになれないので、部分デザインに関する一つのデザイン登録出願もまた物品の一部分に関する一つのデザインのみを対象にしなければならない。</p> <p>ただし、デザインは物品の形状・形・色彩または、これらを結合したものであり、視覚を通して美感をひき起こさせるようにするものであるため、一つの物品のうちに物理的に分離された二以上の部分に対するデザインを対象に一つのデザイン登録出願(携帯電話ケースのうちウサギの耳と尾部を部分デザイン出願)されたとしても、その物理的に分離した部分が形態的一体性又は、機能的一体性を持って全体として一体的審美感をひき起こすようにするものであれば、デザイン保護法第11条第1項の「1デザイン」として登録を受けることができる。</p>	
<p>【図面】</p> <p>・本願意匠</p>	

2. 分割出願の要件

(1) 米国の制度

親出願の開示の範囲内で開示された意匠の一部について、親出願の出願が係属中に限り、分割出願をすることができ、子出願は、先の出願の出願日に提出された場合と同等の利益を有する (35 U.S.C. 120, 121)。分割出願は、審査中に限定要求 (restriction requirement) をするよう審査官から要求された場合に行うことが想定されているが、審査官からの示唆の有無は問われない (35 U.S.C. 120)。新規事項追加は認められず、先の出願の開示の範囲内でなければならない。分割した出願は、親出願とは独立した出願として扱われる (35 U.S.C. 121)。

なお、親出願が最終拒絶された場合に、審査官に再度出願内容の審査をするよう要求するものとして、継続出願 (continuation application) がある (37 CFR 1.53(b), Title 37 - Code of Federal Regulations Patents, Trademarks, and Copyrights ; 以下、37 CFR と表記する)。継続出願の範囲も親出願の開示の範囲で行うことができる。継続出願の場合は、元の出願が引き継がれるため、分割出願のように継続出願後の出願が元の出願と別個の扱いとはならない。

継続出願において、新規事項を追加したい場合は、一部継続出願を行うことができる (37 CFR 1.53(b))。この場合、新規性等の判断の基準日は、新たに追加した部分については元の出願日に遡及せず、一部継続出願をした日となる。

分割出願や継続出願を行うことができる範囲は、親出願の開示の範囲内であり、補正と同様に考えることができる。このため、部分意匠の登録を受けようとする範囲の縮小や拡大、位置が異なる部分について分割出願や継続出願を行うことが可能である。

35 U.S.C. 121 Divisional applications.⁶⁹

[Editor Note: Applicable to any patent application filed on or after September 16, 2012. See 35 U.S.C. 121 (pre-AIA) for the law otherwise applicable.]

If two or more independent and distinct inventions are claimed in one application, the Director may require the application to be restricted to one of the inventions. If the other invention is made the subject of a divisional application which complies with the requirements of section 120 it shall be entitled to the benefit of the filing date of the original application. A patent issuing on an application with respect to which a requirement for restriction under this section has been made, or on an application filed as a result of such a requirement, shall not be used as a reference either in the Patent and Trademark Office or in the courts against a divisional application or against the original application or any patent issued on either of them, if the divisional application is filed before the issuance of the patent on the other application. The validity of

⁶⁹ Consolidated Patent Laws - April 2019 update United States Code Title 35 - Patents, USPTO, URL: https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf [最終アクセス日：2020年2月3日]

a patent shall not be questioned for failure of the Director to require the application to be restricted to one invention.

第 121 条 分割出願⁷⁰

[編集者注：2012 年 9 月 16 日以後の特許出願に適用。他に適用される法律については改正前特許法第 121 条参照]

1 の出願によって 2 以上の独立した別個の発明がクレームされた場合は、長官は、当該出願をその内の 1 発明に限定すべき旨を要求することができる。他の発明が第 120 条の要件を満たす分割出願の主題とされた場合は、当該分割出願は、原出願に係る出願日の利益を受ける権原を有する。本条に基づいて限定すべき旨を要求された出願又はその要求の結果としてなされた出願に対して付与された特許は、分割出願が他の出願に関する特許の付与前に行われている場合は、USPTO においても又は裁判所においても、分割出願に対して、又は原出願若しくはその何れかに基づいて付与された特許に対して引用されないものとする。特許の有効性は、長官が出願を 1 発明に限定させる要求をしなかったことを理由として問題にすることはできない。

35 U.S.C. 120 Benefit of earlier filing date in the United States.

[Editor Note: Applicable to a patent application subject to the first inventor to file provisions of the AIA (see 35 U.S.C. 100 (note)). See 35 U.S.C. 120 (pre-AIA) for the law otherwise applicable.]

An application for patent for an invention disclosed in the manner provided by section 112(a) (other than the requirement to disclose the best mode) in an application previously filed in the United States, or as provided by section 363 or 385 which names an inventor or joint inventor in the previously filed application shall have the same effect, as to such invention, as though filed on the date of the prior application, if filed before the patenting or abandonment of or termination of proceedings on the first application or on an application similarly entitled to the benefit of the filing date of the first application and if it contains or is amended to contain a specific reference to the earlier filed application. No application shall be entitled to the benefit of an earlier filed application under this section unless an amendment containing the specific reference to the earlier filed application is submitted at such time during the pendency of the application as required by the Director. The Director may consider the failure to submit such an amendment within that time period as a waiver of any benefit under this section. The Director may establish procedures, including the requirement for payment of the fee specified in section 41(a)(7), to accept an unintentionally delayed submission of an amendment under this section.

第 120 条 合衆国における先の出願日の利益

[編集者注：合衆国発明法の先出願人規定(特許法第 100 条(注))の適用を受ける特許出願に適用される。他に適用される法律については改正前特許法第 120 条参照]

合衆国において先になされた出願において又は第 363 条によって規定される出願において、第 112 条(a)(ベストモード開示要件以外)に定められる方式によって開示される発明の特許出願であって、先になされた出願に記名された発明者及び共同発明者によってなされるものは、その発明に関し、先の出願の日提出された場合と同一の効果を有する。ただし、その出願が、最初の出願又は最初の出願の出願日の利益を受ける権原を有する類似の出願に関する特許付与又は出願手続の放棄若しくは終結の前になされること及び先になされた出願についての明示の言及を含んでいるか又は含むように補正されていることを条件とする。出願は、先になされた出願への明示の言及を含む補正書が長官の要求する、出願係属中の期間内に提出されない場合は、先の出願に係る本条に基づく利益を受ける権原を有さない。長官は、前記期間内における当該補正書の不提出を本条に基づく利益の放棄と考えることができる。長官は、本条に基づく補正書の故意によらず遅

⁷⁰ 「アメリカ合衆国 特許法 合衆国法典第 35 卷(35U.S.C)―特許 2015 年第 7 改正版, 2015 年 10 月施行」日本特許庁, URL: <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/usa-tokkyo.pdf> [最終アクセス日：2020 年 2 月 6 日] (改正箇所に該当しない条文についてのみ引用)

延した提出に関し、第 41 条(a)(7)に明記された手数料の納付要件を含め、その受理手続を制定することができる。

37 CFR 1.53 Application number, filing date, and completion of application.⁷¹

- (b) *Application filing requirements—Nonprovisional application.* The filing date of an application for patent filed under this section, other than an application for a design patent or a provisional application under paragraph (c) of this section, is the date on which a specification, with or without claims, is received in the Office. The filing date of an application for a design patent filed under this section, except for a continued prosecution application under paragraph (d) of this section, is the date on which the specification as prescribed by 35 U.S.C. 112, including at least one claim, and any required drawings are received in the Office. No new matter may be introduced into an application after its filing date. A continuing application, which may be a continuation, divisional, or continuation-in-part application, may be filed under the conditions specified in 35 U.S.C. 120, 121, 365(c), or 386(c) and § 1.78.
- (1) A continuation or divisional application that names as inventors the same or fewer than all of the inventors named in the prior application may be filed under this paragraph or paragraph (d) of this section.
- (2) A continuation-in-part application (which may disclose and claim subject matter not disclosed in the prior application) or a continuation or divisional application naming an inventor not named in the prior application must be filed under this paragraph.

アメリカ合衆国 特許規則⁷²

§ 1.53 出願番号、出願日及び出願の完成

(b) 出願要件-非仮出願

意匠特許出願又は(c)に基づく仮出願以外の本条に基づいてされた特許出願の出願日は、明細書(クレームを伴うか否かを問わない)が特許商標庁により受領された日とする。(d)に基づく継続手続出願を除き、本条に基づいてされた意匠特許出願の出願日は、少なくとも 1 のクレーム及び要求された図面を含む特許法第 112 条に規定される明細書が特許商標庁に受領された日とする。出願日後は、新規事項を出願に取り入れてはならない。継続、分割又は一部継続出願の形となる継続する出願は、特許法第 120 条、第 121 条、第 365 条(c)又は第 386 条(c)及び § 1.78 に指定されている条件に基づいてすることができる。

- (1) 先の出願に記名されている発明者と同一であるか又はその全員より少ない者の名称を発明者として記載する継続又は分割出願は、本項又は(d)に基づいてすることができる。
- (2) 一部継続出願(先の出願に開示されていない主題を開示し、クレームすることができる)又は継続若しくは分割出願であって、先の出願に記名されていなかった発明者を記名するものは、本項に基づいてしなければならない。

⁷¹ Consolidated Patent Rules - October 2019 Update Title 37 - Code of Federal Regulations Patents, Trademarks, and Copyrights, USPTO, URL: https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_rules.pdf [最終アクセス日：2020年2月7日]

⁷² 「アメリカ合衆国 特許規則 連邦規則法典第 37 卷 2018 年 1 月 16 日改正」 仮訳、日本特許庁、

(2) 欧州共同体の制度

分割出願は、複合出願であって、出願に係る意匠が、2 以上のロカルノ分類に属する場合のみ行うことができる。複合出願は、出願に含まれる製品のすべてが意匠の国際分類の同一のクラスに属するものでなければならない（CDR§37(1)）ため、これに違反する場合は、EUIPO は出願人に対し分割出願をするように要求する（CDIR§10(3)(d)）。対応しない場合は、出願は却下となる（CDIR§10(3)(d)）。

この場合分割できるのは、複合出願に含まれていた製品単位となる。部分意匠の場合は、破線部分などを分割することはできないと解される。

CDR Article 37 Multiple applications⁷³

1. Several designs may be combined in one multiple application for registered Community designs. Except in cases of ornamentation, this possibility is subject to the condition that the products in which the designs are intended to be incorporated or to which they are intended to be applied all belong to the same class of the International Classification for Industrial Designs.

...

CDR 第 37 条 複合出願⁷⁴

(1) 複数の意匠を結合して、1 の登録共同体意匠の複合出願とすることができる。装飾の場合を除き、この結合は、意匠を組み込む予定又は適用する予定の製品の全てが、意匠に関する国際分類の同一のクラスに属している場合に行うことができる。
(略)

CDIR Article 2 Multiple application⁷⁵

1. An application may be a multiple application requesting the registration of several designs.
2. When several designs other than ornamentation are combined in a multiple application, the application shall be divided if the products in which the designs are intended to be incorporated or to which they are intended to be applied belong to more than one class of the Locarno Classification.
3. For each design contained in the multiple application the applicant shall provide a representation of the design in accordance with Article 4 and the indication of the product in which the design is intended to be incorporated or to be applied.
4. The applicant shall number the designs contained in the multiple application consecutively, using arabic numerals.

⁷³ COUNCIL REGULATION (EC) No 6/2002 of 12 December 2001 on Community designs, EUIPO, URL: https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/law_and_practice/cdr_legal_basis/62002_cv_en.pdf [最終アクセス日：2020年2月7日]

⁷⁴ 「欧州連合 意匠理事会規則 共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則 No.6/2002, 2012 年 4 月 24 日 L112/2012 により改正 2013 年 7 月 1 日統合版」日本特許庁, URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/c6_02j.pdf [最終アクセス日：2020年2月7日]

⁷⁵ COMMISSION REGULATION (EC) No 2245/2002 of 21 October 2002 implementing Council Regulation (EC) No 6/2002 on Community designs, EUIPO, URL: https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/law_and_practice/cdr_legal_basis/22452002_cv_en.pdf [最終アクセス日：2020年2月7日]

第2条 複合出願⁷⁶

- (1) 出願は、複数の意匠の登録を請求する複合出願とすることができる。
- (2) 装飾以外の複数の意匠が1の複合出願に集約されている場合において、その意匠が組み込まれる予定の又はその意匠が適用される予定の製品がロカルノ分類の2以上のクラスに属しているときは、その出願は分割しなければならない。
- (3) 複合出願に含まれる個々の意匠に関し、出願人は、第4条による意匠の表示及びその意匠を組み込む予定であるか又は適用する予定である製品の表示を提出しなければならない。
- (4) 出願人は、複合出願に含めた意匠にアラビア数字を使用して連続番号を付さなければならない。

CDIR Article 10 Examination of requirements for a filing date and of formal requirements

...

3. The Office shall call upon the applicant to remedy the deficiencies noted within a time limit specified by it where, although a date of filing has been granted, the examination reveals that:

...

- (d) in the case of a multiple application, the products in which the designs are intended to be incorporated or to which they are intended to be applied belong to more than one class of the Locarno classification.

In particular, the Office shall call upon the applicant to pay the required fees within two months of the date of notification, together with the late payment fees provided for in Article 107(2)(a) to (d) of Regulation (EC) No 6/2002 and as set out in Regulation (EC) No 2246/2002.

In the case of the deficiency referred to in point (d) of the first subparagraph, the Office shall call upon the applicant to divide the multiple application in order to ensure compliance with the requirements under Article 2(2). It shall also call upon the applicant to pay the total amount of the fees for all the applications resulting from the separation of the multiple application, within such a time limit as it may specify.

After the applicant has complied with the request to divide the application within the time limit set, the date of filing of the resulting application or applications shall be the date of filing granted to the multiple application initially filed.

4. If the deficiencies referred to in paragraph 3(a) and (d) are not remedied before the time limit expires, the Office shall reject the application.

第10条 出願日に係る要件及び方式要件に関する審査

(略)

- (3) 出願日は認定されたが、審査の結果、次の事実が明らかになったときは、商標意匠庁は、出願人に対して、指摘した不備を同庁が定めた期間内に是正するよう要求するものとする。

(略)

(d) 複合出願の場合に、意匠を組み込む予定であるか又は適用する予定である製品が、ロカルノ分類2以上のクラスに属していること

特に、商標意匠庁は、出願人に対して、所要の手数料を、規則(EC)No.6/2002第107条(2)(a)から(d)までにおいて規定され、規則(EC)No.2246/2002に記載されている追納手数料と共に、通知日から2月以内に納付するよう要求しなければならない。

第1段落(d)にいう不備の場合は、商標意匠庁は、第2条(2)の要件を遵守させるようにするため、複合出願を分割するよう出願人に要求しなければならない。商標意匠庁はまた、複合出願の分割から生じる全ての出願に対する手数料の総額を同庁が指定する期間内に納付するよう出願人に要求するものとする。

⁷⁶ 欧州共同体 意匠委員会規則 2007年7月24日の委員会規則(EC)No.876/2007により改正された、共同体意匠に関する理事会規則(EC)No.6/2002の施行に係る2002年10月21日の委員会規則(EC)No.2245/2002、日本特許庁、URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ec2245_02j.pdf [最終アクセス日: 2020年2月7日]

出願人が所定の期間内に分割出願の要求に従った後、分割から生じた出願に係る出願日は、最初に提出された複合出願に対して認定した出願日とする。

(4) (3)(a)及び(d)にいう不備が指定期間の満了時までには是正されなかった場合は、商標意匠庁はその出願を却下するものとする。

Examination of Applications for Registered Community Designs⁷⁷

7 Multiple Applications

7.2 Formal requirements applying to multiple applications

7.2.3 The 'unity of class' requirement

7.2.3.4 Deficiencies

Where a multiple application combines a number of designs applied to products that belong to different classes, or to more than one class of the Locarno Classification, a deficiency will be raised.

For example, let us assume that three designs representing cars are combined in one multiple application, and the product indication for each design is motor cars (subclass 12-08) and scale models (subclass 21-01).

The examiner will issue an objection and request the applicant to:

- delete some of the product indications so that the remaining products can be classified in only one Locarno class; or
- divide the application into two multiple applications for each of the Locarno classes concerned, and pay the corresponding additional fees; or
- divide the application into three single applications for each design concerned, and pay the corresponding additional fees.

In some cases, it will not be possible to delete product indications, for example where a given product must be classified in two or more classes on account of the plurality of purposes it serves (see paragraph 6.2.3.1 above).

The applicant will be invited to comply with the examiner's request within 2 months and pay the total amount of fees for all applications resulting from the division of the multiple application or to delete some products in order to meet the 'unity of class' requirement.

The total amount to be paid is calculated by the examiner and notified to the applicant in the examination report. The examiner proposes the most cost-effective option between dividing the multiple application into as many applications as Locarno classes concerned or as many applications as designs concerned.

Where the applicant does not remedy the deficiencies in due time, the multiple application is refused in its entirety.

登録共同体意匠出願の審査 3

7 複数意匠出願

7.2 複数意匠出願の方式要件

7.2.3 「単一クラス」の要件

7.2.3.4 欠陥

⁷⁷ Examination of applications for registered Community designs 5.5 Amending and supplementing views, Entry into force: 01/02/2020, EUIPO, URL: <https://guidelines.euipo.europa.eu/1803316/1785706/designs-guidelines/5-5-amending-and-supplementing-views> [最終アクセス日: 2020年2月5日] なお、日本語訳は仮訳である。

1 件の複数意匠出願が、ロカルノ分類の異なるクラス又は複数クラスに属する製品に適用される複数の意匠の組合せである場合には、欠陥が生じる。

たとえば自動車を表現物とする 3 つの意匠が 1 件の複数意匠出願に組み合わされており、各意匠の製品の表示が「自動車（サブクラス 12-08）」及びスケール模型（サブクラス 21-01）である場合を想定する。

審査官は拒絶理由を発出し、出願人のいずれかを行うよう要求する。

- ・ 製品の表示の一部を削除し、残りの製品が 1 つのロカルノ分類のみに属するようにする。
- ・ 出願を関係する 2 つのロカルノ分類に分割し、対応する追加手数料を支払う。
- ・ 関係する各意匠を 3 件の単独出願に分割し、対応する追加手数料を支払う。

一部の場合、たとえば、ある 1 つの製品が複数の用途に供されるために、複数クラスに分類する必要がある場合など、製品表示の削除が不可能となることがある（ガイドライン 6.2.3.1 参照）。

出願人は 2 か月以内に審査官の要求を満足させ、「単一クラス」要件を充足させるために、複数意匠出願の分割から生じたすべての出願についての手数料の合計額の支払、又は一部の商品の削除を行わなければならない。

手数料支払の合計額は審査官が計算し、審査報告書において出願人に通知する。審査官は複数意匠出願を、ロカルノ分類が関係する件数に分割出願する場合と、意匠が関係する件数に分割出願する場合との間で、最もコスト効率の高い選択肢を提唱する。

出願人が適時に欠陥を是正しなければ、複数意匠出願は全体が拒絶される。

（3）中国の制度

分割出願は、原出願に 2 以上の意匠が含まれる場合に行うことができる（専利法実施細則第 42 条）。原出願が製品全体の意匠である場合、その一部を分割出願として出願することはできない（専利審査指南第 1 部分第 3 章 9.4.2）。

専利審査指南第一部分第三章⁷⁸

9.4.2 分割出願におけるその他の要求

- (1) 原出願に二つ以上の意匠が含まれる場合、分割出願は原出願のうちの一つ或いは複数の意匠に当たるもので、かつ原出願に示された範囲を超えてはならない。
- (2) 原出願が製品全体の意匠である場合、その一部を分割出願として提出することができない。例えば、バイクの意匠について保護を要求する専利出願の場合、バイクの部品を分割出願として提出してはならない。

分割出願で上述第 (1) 号に合致しない場合、審査官は審査意見通知書を発行し、出願人に補正を通知する。期間が経過しても回答がない場合、取り下げとみなす通知書を発行する。出願人が十分な理由もなく補正しない場合、当該分割出願に対し拒絶決定を下す。分割出願が上述第 (2) 号に合致しない場合、審査官は審査意見通知書を発行する。期間内に回答がない場合、取り下げとみなす通知書を発行する。出願人が十分な理由もなく分割出願としての出願にこだわる場合、当該分割出願に対し拒絶決定を下す。

⁷⁸ 独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）北京センター知的財産権部編「専利審査指南 2010 2010 年 2 月 1 日改正」JETRO 中国ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20100201.pdf [最終アクセス日：2020 年 2 月 7 日] なお、専利審査指南は、2013 年、2014 年、2017 年及び 2019 年にそれぞれ改訂されているが、改訂部分のみが都度公開されているため、2010 年以降の改訂箇所該当しない部分について引用している。

なお、原出願において、全体意匠とともにその部品の意匠が示されていた場合、部品の意匠において、その部品が用いられた全体図が図面に表されていた場合（参考図含む）、その部品の意匠や全体意匠を分割出願することができるとの解説がある。また、組物や複数意匠の場合も、構成物や特定の意匠を分割出願することができる⁷⁹。

（4）韓国の制度

分割は、基本的に第 40 条（1 デザイン 1 デザイン出願）に反する場合に限り、審査又は審判に係属中（補正をすることができる期間）に行うことができる。このため、1 デザイン 1 デザイン出願の要件を満たす場合は、分割出願を行うことができず、要件を満たす全体意匠から複数の部分意匠を分割したり、部分意匠の破線部分から複数の部分意匠を分割したりといったことはできない。

デザイン保護法⁸⁰

第 50 条（出願の分割）

- ① 次の各号のいずれか一つに該当する者は、デザイン登録出願の一部を 1 以上の新しいデザイン登録出願に分割してデザイン登録出願をすることができる。
 1. 第 40 条に違反して 2 以上のデザインを 1 デザイン登録出願で出願した者
 2. 複数デザイン登録出願をした者
- ② 第 1 項によって分割されたデザイン登録出願（以下、「分割出願」という）がいる場合、その分割出願は最初にデザイン登録出願をした時に出願したものと見る。但し、第 36 条第 2 項第 1 号又は第 51 条第 3 項及び第 4 項を適用する時には、この限りでない。
- ③ 第 1 項によるデザイン登録出願の分割は、第 48 条第 4 項による補正をすることができる期間にすることができる。

デザイン審査基準 第 3 部 出願の補正及び分割

第 2 章 出願の分割⁸¹

1. 分割出願の要件

（略）

2) 分割出願の対象

⁷⁹ 北京林達劉知識産権代理事務所「中国における意匠の分割出願」2013 年 1 月 29 日、工業所有権情報・研修館 新興国等知財情報データベース URL: <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/2316/> [最終アクセス日: 2019 年 7 月 31 日]

⁸⁰ 「デザイン保護法（一部改正 2019.01.08 法律第 16203 号）仮訳」JETRO ソウル事務所 URL: <http://www.choipat.com/menu31.php?id=23&category=0&keyword=> [最終アクセス日: 2020 年 2 月 7 日]

⁸¹ 日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 仮訳「デザイン審査基準 2019 年 1 月 1 日（仮訳）」p.97-99, JETRO ソウル事務所 URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/law/design201901.pdf [最終アクセス日: 2020 年 2 月 5 日]

(1) 分割の対象となる出願は、審査又は審判で係属中のものであって、次の一つに該当しなければならない。

① 法第40条（1デザイン1デザイン登録出願）第1項の1デザイン1デザイン登録出願の原則に違反して2以上のデザインを1デザイン登録出願にしたもの

(例)

㊦ 出願書又は図面の「デザインの対象となる物品」欄に「バイク及びバイク玩具」のように2以上の物品名を記載したもの

㊧ 図面に「椅子」に関してそれぞれ相違する形態で構成された2以上のデザインを図示したもの

㊨ 部分デザイン登録出願の図面に形態的又は機能的に一体性が認められず、物理的に分離されている2以上の部分を「部分デザインとして登録を受けようとする部分」に図示したもの

② 法第41条（複数デザイン登録出願）により複数デザイン登録出願にしたもの

③ 複数デザイン登録出願された一つの一連番号のデザインに2以上のデザインを図示したもの

④ 複数デザイン登録出願に物品類が異なる物品が含まれているもの

⑤ 法第42条（一組の物品のデザイン）第1項による一組の物品のデザインの成立要件を満たさなかったもの

(2) 分割による新たな出願のデザインは、原出願に含まれていた2以上のデザインのうち一つと同一でなければならない。

(3) 分割の対象にならない場合の例

① 1デザイン1デザイン登録出願に出願した完成品デザインに関するデザイン登録出願をそれぞれの部品別に分割するもの

② 一組の物品のデザインの要件を満たしているデザイン登録出願を各構成物品別に分割するもの

③ 物理的に分離された2以上の部分が形態的又は機能的に一体性が認められ、1デザイン1デザイン登録出願の要件を満たす部分デザイン登録出願をそれぞれの部分に分割するもの

(5) 国内アンケート結果

(i) 分割出願の要望

① 全体の傾向

部分意匠の意匠登録出願の分割出願に関し、現行審査基準では複数の意匠が含まれる場合のみが分割可能であるが、それ以外の態様で分割出願の要望があるか質問した（複数回答可）。「特に思ったことはない」が最も多かったが、それ以外では、「全体意匠の出願から当該意匠の一部を抜粋し部分意匠として新たに出願する」が最も多く、25.1%の者が選択した。他の3つの選択肢を選択した者は、12～13%とほぼ同じくらいの割合であった。その他の分割出願の態様としては、参考図に表された意匠を分割出願する、動的意匠のある一態様について分割出願するといった要望があった。

回答理由としては、拒絶理由通知へのより柔軟な対応ができるようにするためという回答が最も多く、次いで出願係属中に仕様変更やデザインの変更、出願戦略の変更があった場合に対応するためという回答が多かった。また、出願後に出願した意匠に似た他社製品があった場合の対応などが挙げられた

表 14 Q6-3 分割出願の要望（複数回答）

項目	回答者数	割合 (n=446)
① 全体意匠の出願（原出願）から、当該意匠の一部について抜粋し、部分意匠として新たに出願する。	112	25.1%
② 部分意匠の出願（原出願）の意匠登録を受けようとする部分以外の部分（破線部分）の一部について抜粋し、当該部分を部分意匠として新たに出願する。	58	13.0%
③ 部分意匠の出願（原出願）の、破線部分を実線にした意匠を、全体意匠として 新たに出願する。	57	12.8%
④ 全体意匠の出願（原出願）から、全体意匠を構成する部品の一部を抜粋し、部品の意匠として新たに出願する。	56	12.6%
⑤ その他	10	2.2%
⑥ 思ったことはない	279	62.6%
無回答	35	7.8%

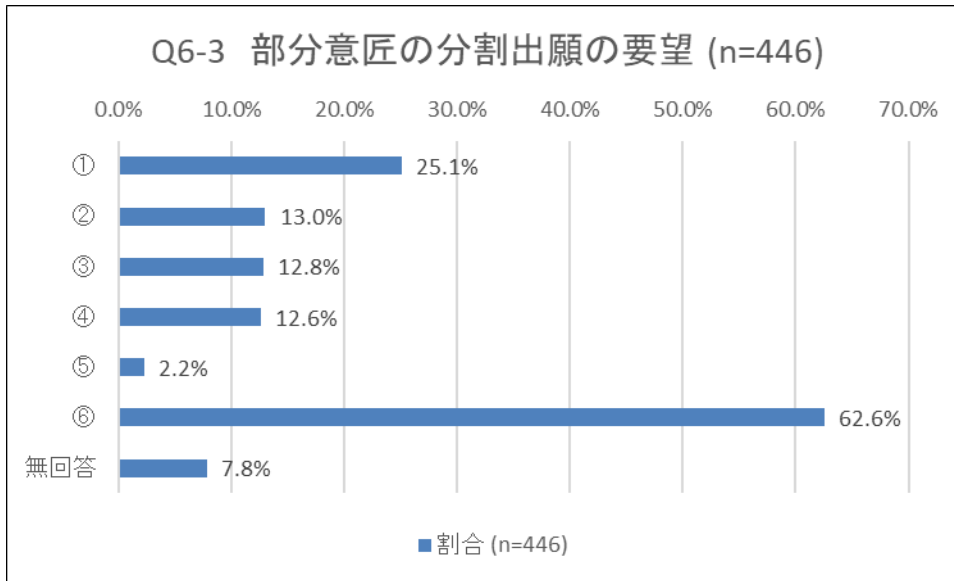


図 3 部分意匠の分割出願の要望

【「その他」の回答】

- ・「参考図」に現された意匠を分割する
- ・2以上の意匠を包含しているとの拒絶理由が通知されたとき
- ・④の事例は、米国の出願人が希望することがある
- ・一旦削除した意匠を、分割出願する
- ・実線で示した登録意匠に、破線部分にデザイン（意匠）を新たに加えた全体意匠として新たに
出願したい
- ・審査の結果、いかようにでも対応できる分割出願できるように出願することはある。保険的な
意味で
- ・動的意匠の一部の動きやあるいは特徴的な静止画の状態（動的態様の一部）について分割出願
したい場合も想定される
- ・分離した2箇所からなる部分意匠出願で1つの意匠と認められなかったケースにおいて、部分
意匠として登録を受けようとしていたそれぞれの部分
- ・意匠出願していません
- ・経験なし

② 出願経験及び部分意匠の出願の割合による集計

次に、国内又は海外への出願経験を有する者について（Ⅱ1.(5)(i)⑥参照）、回答者の出願件数における部分意匠の出願の割合（Ⅱ1.(5)(i)⑦参照）別にクロス集計を行った。

全体的として、分割出願の要旨変更補正の回答よりも低い結果となったが、国内のみに出願経験を有する者よりも、国内及び海外に出願経験を有する者の方が、柔軟な分割出願への要望が高い傾向を示した。

さらに出願の割合別にみると、柔軟な分割出願を希望する者は、約30%～90%の広い範囲にわたって分布していた。なお、「特に思ったことはない」と回答した者が最も多くを占

めたが、国内及び海外に出願経験がある者、国内のみに出願経験のある者の双方ともに、部分意匠の出願の割合が1～30%程度の範囲に回答した者に集中しており、「特に思ったことはない」と回答した者の約半数を占めていた。

表 15 部分意匠の出願割合によるクロス集計

項目	出願経験	部分意匠の出願の割合												計	割合① (n=296)	割合② (n=100)
		1 ～ 10 %	10 ～ 20 %	20 ～ 30 %	30 ～ 40 %	40 ～ 50 %	50 ～ 60 %	60 ～ 70 %	70 ～ 80 %	80 ～ 90 %	90 ～ 99 %	100 %	無 回 答			
① 全体意匠 の一部を 分割	①国内/海外	9	12	10	13	12	7	14	6	8	1	0	3	95	32.1%	—
	②国内のみ	4	2	2	2	0	2	0	1	1	0	1	1	16	—	16.0%
② 破線部分 の一部を 分割	①国内/海外	4	5	4	6	7	6	6	4	7	1	0	2	52	17.6%	—
	②国内のみ	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	2	6	—	6.0%
③ すべての破 線を実線 にして全 体意匠を 分割	①国内/海外	5	4	5	7	9	4	7	3	7	1	0	1	53	17.9%	—
	②国内のみ	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	4	—	4.0%
④ 全体意匠 の一部を 部品として 分割	①国内/海外	7	2	3	5	8	4	8	4	5	2	0	0	48	16.2%	—
	②国内のみ	1	0	0	1	0	1	0	1	1	0	1	2	8	—	8.0%
⑤ その他	①国内/海外	0	1	0	0	0	2	1	1	1	0	0	0	6	2.0%	—
	②国内のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	—	1.0%
⑥ 思ったこ とはない	①国内/海外	35	20	34	10	21	14	16	13	5	3	1	8	180	60.8%	—
	②国内のみ	16	8	8	5	2	1	3	2	1	1	1	21	69	—	69.0%
無回答	①国内/海外	2	1	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	7	2.4%	—
	②国内のみ	2	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	6	11	—	11.0%
計		85	56	68	53	59	43	55	37	37	9	7	47	556		

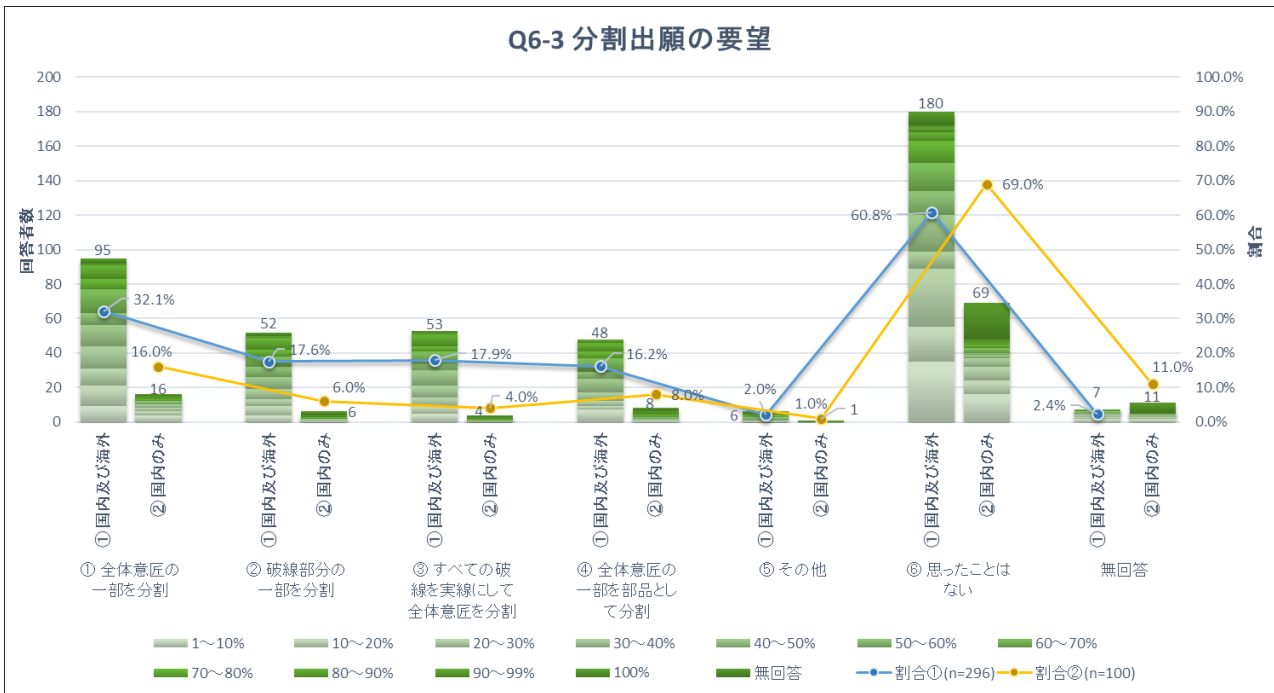


図 4 分割出願の要望 (出願経験のある回答者における部分意匠の出願割合別クロス集計)

(a) 選択肢① 全体意匠の一部を部分意匠として新たに出願する

<拒絶理由通知の対応のため>

- ・こちらも拒絶理由回避のために思うことはあります
- ・拒絶理由を受けた場合、出願時点では要部を確定できない場合に、補正したいと考えたことがある
- ・拒絶理由通知書を受けた時において、デザイン上の重要な部分等が、出願時とは異なっていることがあるため
- ・特徴部分について、拒絶理由が通知された場合の解消手段として、又は、関連意匠として出願した場合に特徴部分を権利化したい。
- ・公知意匠に類似するとして拒絶された場合に引例との共通点を破線化して権利化したいと考えた
- ・全体意匠が他の意匠と類似すると判断される場合であっても、特徴的な部分を分割することにより、部分意匠として意匠権を取得できる可能性があると考えられる
- ・別出願として後から部分意匠出願すると、現行法では第3条の2で拒絶されてしまう

<デザインの重要な部分が出願時と異なる部分であるとわかった>

- ・創作性のある部分であるとの認識が出願後の情報により変更になったため
- ・実製品にした時に、意匠図面では見落としがちな部分が印象的だったとき

<再検討の結果、権利化したい部分があった>

- ・意匠登録を受けた後に、意匠の一部を部分意匠で出願しておけば良かったと思った事がある。
- ・再考の結果、部分的に権利を取得したい場合があるため
- ・出願後、その重要性に気がついたから
- ・出願後に、部分について意匠性が認められると感じるとき
- ・出願後、新たに特徴的に価値を見出したものの別出願として、出願日がずれ込むため
- ・出願後に出願のし忘れた又は出願を希望する部分等気づくことがあるので
- ・出願当初は全体出願のみで保護できると見込んでいたが、その後に当該商品の意匠的特長が部分にあると判明することがあるため
- ・全体意匠を出願後に、部分意匠も出願しておくべきだったと思ったため
- ・全体意匠出願後に特徴部分だけの意匠を出願したいと考えたため

< 出願後に設計やデザインの変更があった、実施品と異なることがわかった >

- ・ 出願後、製品に形状変更があった
- ・ 意匠出願後の、製品デザイン変更に対応するため
- ・ 一部に設計変更が発生したため
- ・ 開発段階と実施品形状が異なったとき
- ・ 出願後に設計変更が生じた場合
- ・ 実施予定の意匠が変更となり、当該変更後意匠を権利範囲に含めるため

< 出願後に権利範囲を拡大したい、多様な範囲の権利を取得したいと考えた >

- ・ より権利範囲を広くしたいから
- ・ 意匠公報発行後または新規性喪失の1年後以降に、商品の売れ行きを見て権利範囲を拡大したいと考えることがあるが、現行の制度だと新規性喪失の例外を使っても対応できないため
- ・ 権利範囲の変更。新しい権利の取得
- ・ マーケットや他社製品の状況に応じて権利範囲を変更したい。特許の分割出願と同じように、元の願書及び図面に記載されている範囲内で、権利範囲を任意に変更できるようにしたい。また、関連出願する際に、元の部分意匠から他の部分を権利範囲とする部分意匠を出願できるようにしたい
- ・ 権利を多様化したい（出願後に）
- ・ 出願当初よりも出願対象意匠の重要度が増し、より権利を強固にしたいと考えた場合
- ・ 意匠登録を受けようとする部分の選定は、出願時に悩んで時間がかかる場合がある。出願後に分割ができれば、取り敢えず全体意匠を出願して、出願後に部分意匠の分割出願ができれば、出願手続きがしやすくなる
- ・ 当初出願に係る意匠を限定しすぎた場合があったため
- ・ 部分意匠とすることで、権利範囲を広くすることができる（ただし、他社が分割できることには、抵抗感がある）
- ・ 保護の拡大

< 出願戦略や様々な状況の変化に応じて柔軟な対応をしたい >

- ・ 意匠戦略が容易なため
- ・ 意匠出願後、一部を他製品への流用が決定した
- ・ 原出願に、形状特定の情報に記載されている（部分含む）ことを前提にして以下、開発や商品化状況、拒絶理由により可変的であってよい
- ・ 出願した意匠にもとづき現品を作成したが、買ったお客が、出願以外の使い方や提案があり修正をするとき
- ・ 出願後、ビジネス上の理由などでより権利範囲としたい要部が変わる可能性があるため
- ・ 出願後の事業動向の変化に対応するため
- ・ 先願のデザインの一部が後継機種に継承されることになった
- ・ 他社の実施状況に合わせた柔軟な権利取得を目指したいから
- ・ 同一物品について様々な範囲（パターン）での部分意匠を複数出願した場合、出願までの短期間に全てのパターンを想定するのは難しく、①ができればより柔軟な対応が可能となるため。
- ・ 理由はケースバイケースになります。（拒絶理由を回避する、権利化したい対象の変化など）

< より特徴的な部分を明確化、権利化するため >

- ・ バリエーションが増えるが、全体形状レベルではあまり差がなく、要部をしっかりアピールすべきと考えたため
- ・ より的をしぼった部分のみを実線とし、それ以外を類否判断上は重要視しないようにしたいと思ったことがある
- ・ 審査で類似する先行意匠を引用された際、本願意匠において最も重要な部分が先行意匠には表れていなかったの、原出願で争いつつ、その重要な部分について分割出願してその部分意匠だけでも権利化できればと思った
- ・ 特徴的な部分についても権利化するため

< 出願後に模倣品や他者の類似する製品を発見した又は先行意匠との差異を明確化したい >

- ・部分的な模倣への対抗策になり得る
- ・競合他社等の模倣の度合や、意匠公報を見た後で、戦略を変更する必要があると考えたため
- ・一部形状が類似するが、全体としては類似しないと思われる他社品が販売された場合の対抗策として
- ・自社製品の一部に変更を加えて意匠権回避を図る業社が存在するため
- ・全体意匠の一部を変更した模倣品が出たことがあった
- ・模倣メーカーに模倣されない様
- ・模倣品との関係で補正したいと思ったことがある
- ・全体意匠のうち、対象製品と同等の機能を達成するために必須となる部分があり、自社の権利を確実に保護するとともに他社による模倣をできるだけ抑止するために、分割出願をしたいと考えた
- ・他社にその部分を模倣された
- ・部分的な模倣をされたから
- ・部分的に模倣され、全体意匠では権利行使が困難であったため
- ・出願後に他社より同一の部分意匠を有する製品が発売された際への対応
- ・当該部分を他社にコピーされた
- ・特徴部分を備えた第三者製品の排除のため
- ・部分のデッドコピー防止のため
- ・その時は意匠性がないと判断し、出願しなかったが、他社がその部分のデッドコピーをしてきた時の対抗要件にしたい
- ・部分的に特徴がある意匠で、部分的にマネして欲しくない場合
- ・類似品対策、類似する箇所をクレームしたい

< 外国の出願との対応 >

- ・海外出願の結果に伴う、見直し（制度の違い等による気付き）
- ・出願後の自社・他社の製品状況変化にある程度対応できる米国意匠制度は使い勝手が良かったため
- ・米国出願においてそのような分割出願が認められていることから、米国出願における出願戦略と合わせるための出願を行いたい場合

< 可能になれば利用の幅が広がる >

- ・①Q6-2の場合、分割出願が可能なら、分割処理でも対応できるため、②他社製品の状況を見て、権利範囲を、特許では、明細書の範囲内で変更できるが、意匠でも可能になれば、デザイナーの創作したデザインを確実に保護できる
- ・種々の事情から全体意匠の出願のみ行っていた場合にも、全体意匠から一部を抜粋した部分意匠の分割出願が可能となれば、他社（者）のデザイン開発・実施状況や自社のデザイン戦略（の変更）等を考慮し、柔軟で戦略的な出願・権利取得が可能となるため

< 懸念がある。否定的意見 >

- ・権利範囲を拡大できる可能性があると思うが反面意匠の権利範囲の確定がむずかしくなる恐れがある
- ・この変更が成り立つと、クリアランス調査の判断リスクが高くなりすぎるので導入すべきではない
- ・製品によってはある。例えば、前モデルとの差異があまりないような製品については、補正による選択の幅が広がり、活用できそうである。一方で、クリアランスの立場からは、破線においても今後考慮しながら、デザイン回避しなければいけないという課題があり、特に、④の場合には、物品違いとなるため、善意の第三者の不利益とならないように一定の制限規定等が必要であると考え

< その他 >

- ・製品形状を一部変更した際に、関連意匠出願の出願期限を過ぎていたとき
- ・出願日の遡及効を確保しておくため

- ・特許出願から意匠出願への出願変更の際、現在の審査運用では、特許出願に記載された実施例の全体意匠の一部について、部分意匠として意匠出願への出願変更が認められているように思います。そうであるならば、全体意匠の意匠出願の一部を部分意匠として新たな意匠出願に変更することも認められて然るべきと考えます
- ・一意匠一出願の原則に従いたい。シンプルな出願にしたい
- ・現状分割出願の必要性にせまられてはいないが今後の可能性を考えて
- ・出願・権利化件数を増やそう、との考えから

<日本は要件が厳しすぎる>

- ・出願図面に記載されている内容であれば、ある程度自由に分割できるようにしていただきたいです。日本の審査の分割の要件が諸外国と比べ非常に厳しすぎると考えています

(b) 選択肢② 部分意匠の原出願の破線部分の一部を部分意匠として新たに出願する

<拒絶理由通知の対応のため>

- ・こちらも拒絶理由回避のために思うことはあります
- ・3条1項で拒絶された場合に、親出願では反論しつつ、子出願で意匠登録を受けようとする部分を拡大して、拒絶理由を解消できるのであれば、拒絶応答がしやすくなる
- ・拒絶理由を受けた場合、出願時点では要部を確定できない場合に、補正したいと考えたことがある
- ・拒絶理由通知書を受けた時において、デザイン上の重要な部分等が、出願時とは異なっていることがあるため
- ・出願当初は的をしぼって実線部分を少なくしていたが、先行意匠との関係で実線部分を増やせば非類似と主張できる場合がある

<デザインの重要な部分が出願時と異なる部分であるとわかった>

- ・創作性のある部分であるとの認識が出願後の情報により変更になったため

<再検討の結果、権利化したい部分があった>

- ・出願した後に、特徴部分以外を特徴とする意匠シリーズが考えられた場合
- ・出願後に出願のし忘れた又は出願を希望する部分等気づくことがあるので
- ・出願済み意匠であっても、特徴ある部位に関して、部分意匠出願したい場合がある
- ・別に特徴がある部分を権利化したい場合があったため
- ・他製品への流用を検討していなかった部品が、意匠出願後に他製品への流用が決定した

<出願後に設計やデザインの変更があった、実施品と異なることがわかった>

- ・意匠出願後の、製品デザイン変更に対応するため
- ・実施予定の意匠が変更となり、当該変更後意匠を権利範囲に含めるため

<出願後に権利範囲を拡大したい、多様な範囲の権利を取得したいと考えた>

- ・意匠公報発行後または新規性喪失の1年後以降に、商品の売れ行きを見て権利範囲を拡大したいと考えることがあるが、現行の制度だと新規性喪失の例外を使っても対応できない為
- ・権利を多様化したい。(出願後に)
- ・権利範囲の変更。新しい権利の取得
- ・出願当初よりも出願対象意匠の重要度が増し、より権利を強固にしたいと考えた場合

<出願戦略や様々な状況の変化に応じて柔軟な対応をしたい>

- ・意匠登録を受けようとする部分の選定は、出願時に悩んで時間がかかる場合がある。出願後に分割ができれば、取り敢えず全体意匠を出願して、出願後に部分意匠の分割出願ができれば、出願手続がしやすくなる
- ・出願した意匠にもとづき現品を作成したが、買ったお客が、出願以外の使い方や提案があり修正をするとき

- ・出願後、ビジネス上の理由などでより権利範囲としたい要部が変わる可能性があるため
- ・出願後の事業動向の変化に対応するため
- ・原出願に、形状特定の情報に記載されている（部分含む）ことを前提にして以下、開発や商品化状況、拒絶理由により可変的であってよい
- ・理由はケースバイケースになります。（拒絶理由を回避する、権利化したい対象の変化など）
- ・他社の実施状況に合わせた柔軟な権利取得を目指したいから

< 出願後に模倣品や他者の類似する製品を発見した又は先行意匠との差異を明確化したい >

- ・一部形状が類似するが、全体としては類似しないと思われる他社品が販売された場合の対抗策として
- ・競合他社等の模倣の度合や、意匠公報を見た後で、戦略を変更する必要があると考えたため
- ・マーケットや他社製品の状況に応じて権利範囲を変更したい。特許の分割出願と同じように、元の願書及び図面に記載されている範囲内で、権利範囲を任意に変更できるようにしたい。また、関連出願する際に、元の部分意匠から他の部分を権利範囲とする部分意匠を出願できるようにしたい
- ・自社製品の一部に変更を加えて意匠権回避を図る業社が存在するため
- ・出願後に他社より同一の部分意匠を有する製品が発売された際への対応
- ・模倣メーカーに模倣されない様
- ・模倣品との関係で補正したいと思ったことがある
- ・特徴部分を備えた第三者製品の排除のため

< 外国の出願との対応 >

- ・海外出願の結果に伴う、見直し（制度の違い等による気付き）
- ・出願後の自社・他社の製品状況変化にある程度対応できる米国意匠制度は使い勝手が良いため
- ・米国出願においてそのような分割出願が認められていることから、米国出願における出願戦略と合わせるための出願を行いたい場合

< 可能になれば利用の幅が広がる >

- ・「A」Q6-2 の場合、分割出願が可能なら、分割処理でも対応できるため、B他社製品の状況を見て、権利範囲を、特許では、明細書の範囲内で変更できるが、意匠でも可能になれば、デザイナーの創作したデザインを確実に保護できる。

< 懸念がある。否定的意見 >

- ・権利範囲を拡大できる可能性があると思うが反面意匠の権利範囲の確定がむずかしくなる恐れがある

< その他 >

- ・先後願の安定性は第3条の2により問題ない。
- ・当初意匠性を認めなかった部分について、後で意匠性を認めるとき
- ・類似しない箇所をディスクレーム

< 日本は要件が厳しすぎる >

- ・出願図面に記載されている内容であれば、ある程度自由に分割できるようにしていただきたいです。日本の審査の分割の要件が諸外国と比べ非常に厳しすぎると考えています

(c) 選択肢③ 部分意匠の出願から全体意匠として新たに出願（破線部分をすべて実線に変更）

< 拒絶理由通知の対応のため >

- ・コストをおさえるため、部分意匠出願1件のみ行っていた場合、仮に当該部分意匠出願が先行意匠と類似することを理由とする拒絶理由が通知された場合でも、部分意匠から通常の意匠出

願への補正が許容されれば、拒絶理由を解消でき、1件分の出願費用で権利取得が可能となるため

- ・こちらも拒絶理由回避のために思うことはあります
- ・意匠の一部を権利化したい場合に、拒絶の可能性も考え全体意匠出願することがある
- ・拒絶された際に分割できるのであればその選択肢があると活用しやすい
- ・3条1項で拒絶された場合に、親出願では反論しつつ、子出願で意匠登録を受けようとする部分を拡大して、拒絶理由を解消できるのであれば、拒絶応答がしやすくなる
- ・拒絶理由を受けた場合、出願時点では要部を確定できない場合に、補正したいと考えたことがある

< デザインの重要な部分が出願時と異なる部分だとわかった又は変わる場合がある >

- ・拒絶理由通知書を受けた時において、デザイン上の重要な部分等が、出願時とは異なっていることがあるため
- ・出願後、意匠上重要と思うポイント（実線部分）が変わる場合がある
- ・創作性のある部分であるとの認識が出願後の情報により変更になったため

< 全体出願として出願することで、非類似となり、登録可能性が高くなる >

- ・実線部分の対比では似ていないものの全体で対比した場合に似るケースがあるので、このような分割出願を認めてもらえると助かります
- ・先行意匠と類似であるという認定を覆えすことが困難であると判断した場合
- ・部分が公知だった場合
- ・部分意匠とした箇所に先行意匠が見つかり、全体に切り替えることにより登録確率を上げる
- ・部分意匠出願後に、全体意匠でも登録可能性が高いことがわかった

< 再検討の結果、権利化したい場合がある >

- ・公知意匠との対比において、全体として非類似であれば権利化したい場合があったため
- ・出願後、ビジネス上の理由などでより権利範囲としたい要部が変わる可能性があるため

< 出願後に設計やデザインの変更があった、実施品と異なることがわかった >

- ・意匠出願後の、製品デザイン変更に対応するため
- ・破線部分を含めた意匠と同じデザインで製品化が決まったとき

< 出願後に多様な範囲の権利を取得したいと考えた >

- ・権利を多様化したい。（出願後に）

< 出願戦略や様々な状況の変化に応じて柔軟な対応をしたい >

- ・①Q6-2の場合、分割出願が可能なら、分割処理でも対応できるため、②他社製品の状況を見て、権利範囲を、特許では、明細書の範囲内で変更できるが、意匠でも可能になれば、デザイナーの創作したデザインを確実に保護できる。
- ・理由はケースバイケースになります。（拒絶理由を回避する、権利化したい対象の変化など）
- ・意匠公報発行後または新規性喪失の1年後以降に、商品の売れ行きを見て権利範囲を拡大したいと考えることがあるが、現行の制度だと新規性喪失の例外を使っても対応できないため
- ・意匠登録を受けようとする部分の選定は、出願時に悩んで時間がかかる場合がある。出願後に分割ができれば、取り敢えず全体意匠を出願して、出願後に部分意匠の分割出願ができれば、出願手続がしやすくなる
- ・競合他社等の模倣の度合や、意匠公報を見た後で、戦略を変更する必要があると考えたため。
- ・原出願に、形状特定の情報が記載されている（部分含む）ことを前提にして以下、開発や商品化状況、拒絶理由により可変的であってよい
- ・出願した意匠にもとづき現品を作成したが、買ったお客が、出願以外の使い方や提案があり修正をするとき
- ・出願後、実際に商品販売を開始したところ、需要者の反応が予想以上に良かった場合など、実施品自体の保護の必要性が高まった場合

- ・ 出願後の自社・他社の製品状況変化にある程度対応できる米国意匠制度は使い勝手がよいため。
 - ・ 出願後の事業動向の変化に対応するため
 - ・ 他社の実施状況に合わせた柔軟な権利取得を目指したいから
- < 出願後に模倣品や他者の類似する製品を発見した又は先行意匠との差異を明確化したい >**
- ・ 模倣メーカーに模倣されない様
 - ・ 模倣品との関係で補正したいと思っただことがある
 - ・ 全体意匠としての権利化をしていなかったところ、全体として類似する模倣品が発生したため
 - ・ 特徴部分を備えた第三者製品の排除のため
 - ・ 部分のみ類似するが、全体形状が類似すると思われる他社品への対抗策として
- < 外国の出願との対応 >**
- ・ 海外出願の結果に伴う、見直し（制度の違い等による気付き）
- < 懸念がある。否定的意見 >**
- ・ 権利範囲を拡大できる可能性があると思うが反面意匠の権利範囲の確定がむずかしくなる恐れがある
- < その他 >**
- ・ 部分意匠の範囲を拡大し他の部位との関係を明確にすることで、部分意匠の特徴がより際立つ場合があり、意匠権を取得できる可能性があると考えられる
- < 日本は要件が厳しすぎる >**
- ・ 出願図面に記載されている内容であれば、ある程度自由に分割できるようにしていただきたいです。日本の審査の分割の要件が諸外国と比べ非常に厳しすぎると考えています

(d) 選択肢④ 全体意匠の一部を抜粋し、部品の意匠として出願する。

- < デザインの重要な部分が出願時と異なる部分であるとわかった >**
- ・ 拒絶理由通知書を受けた時において、デザイン上の重要な部分等が、出願時とは異なっていることがあるため
 - ・ 出願後、ビジネス上の理由などでより権利範囲としたい要部が変わる可能性があるため
 - ・ 創作性のある部分であるとの認識が出願後の情報により変更になったため
- < 出願後に権利化したい部分がでてきた >**
- ・ 出願後に出願のし忘れた又は出願を希望する部分等気づくことがあるので
 - ・ 製品を構成する部品に、出願後に意匠性を感じるとき
 - ・ 全体意匠を出願後に、部品意匠も出願しておくべきだったと思っただため
 - ・ 腕時計本体から、時計側（ケース）を部品として新たに出願したいと思っただ
- < 出願後に設計やデザインの変更があった、実施品と異なることがわかった >**
- ・ 出願後に、単独部品での商品展開の可能性があったため
 - ・ 補給部品として市場に出ることが、開発の後半で判明した場合
- < 出願又は登録後に権利範囲を拡大したい、多様な範囲の権利を取得したいと考えた >**
- ・ 意匠公報発行後または新規性喪失の1年後以降に、商品の売れ行きを見て権利範囲を拡大したいと考えることがあるが、現行の制度だと新規性喪失の例外を使っても対応できないため
 - ・ 競合他社等の模倣の度合や、意匠公報を見た後で、戦略を変更する必要があると考えたため
 - ・ 全体が登録になるなら、部分も登録になる可能性があると思っただから
 - ・ 特に特長とする部位だったため

< 出願戦略や様々な状況の変化に応じて柔軟な対応をしたい >

- ・ ①Q6-2 の場合、分割出願が可能なら、分割処理でも対応できるため、②他社製品の状況を見て、権利範囲を、特許では、明細書の範囲内で変更できるが、意匠でも可能になれば、デザイナーの創作したデザインを確実に保護できる。
- ・ 原出願に、形状特定の情報が記載されている（部分含む）ことを前提にして以下、開発や商品化状況、拒絶理由により可変的であってよい
- ・ 出願した意匠にもとづき現品を作成したが、買ったお客が、出願以外の使い方や提案があり修正をするとき
- ・ 出願後の事業動向の変化に対応するため
- ・ 出願当初よりも出願対象意匠の重要度が増し、より権利を強固にしたいと考えた場合
- ・ 他社の実施状況に合わせた柔軟な権利取得を目指したいから
- ・ 理由はケースバイケースになります。（拒絶理由を回避する、権利化したい対象の変化など）

< 出願後に模倣品や他者の類似する製品を発見した又は先行意匠との差異を明確化したい >

- ・ 製品の一部の部品について模倣が発生する可能性が生じたため
- ・ 全体意匠のみ出願した際に部品の模倣品が流通した場合に対応できる様に、このような分割出願を認めてもらえると助かります
- ・ 全体意匠の一部を変更した模倣品が出たことがあった
- ・ 特徴部分を備えた第三者製品の排除のため
- ・ 部品単位での模倣に備えるため（部品での出願をしそびれていたときなど）
- ・ 部分のデッドコピー防止のため
- ・ 模倣メーカーに模倣されない様
- ・ 模倣品との関係で補正したいと思ったことがある
- ・ 部分意匠と全体意匠では対象物品が異なるので、権利行使の相手を考慮して変更したいと思うことがある
- ・ 類似品対策、類似する箇所をクレームしたい

< 外国の出願との対応 >

- ・ 出願後の自社・他社の製品状況変化にある程度対応できる米国意匠制度は使い勝手がよいため
- ・ 中国出願に対応するため

< 懸念がある。否定的意見 >

- ・ 権利範囲を拡大できる可能性があると思うが反面意匠の権利範囲の確定がむずかしくなる恐れがある

< 日本は要件が厳しすぎる >

- ・ 出願図面に記載されている内容であれば、ある程度自由に分割できるようにしていただきたいです。日本の審査の分割の要件が諸外国と比べ非常に厳しすぎると考えています

(e) 選択肢⑤ その他

- ・ アタッチメントを付けた状態を権利範囲に含めたところ、2以上の意匠と判断され、拒絶理由を受けたため、出願時に、アタッチメントを付けた状態での図を6図出しておらず、結局、参考図にする必要があり、くやしい思いをしました
- ・ より魅力的な独自性を持つ商品を開発できるため
- ・ 拒絶理由回避のため
- ・ 出願後の自社・他社の製品状況変化にある程度対応できる米国意匠制度は使い勝手がよいため
- ・ 出願当初に含まれている意匠については、登録を認めてほしい
- ・ 米国では、発明特許の考え方を適用するので、①から④のような考え方があるが、欧州ではあくまで外観なので、これを適用する多くの国（アジア諸国を含む）では馴染まず、その状況を知っている代理人はこのような方途は採用しない
- ・ 保護の拡大

(f) 選択肢⑥ 思ったことはない

< 出願時に十分検討している >

- ・ 事前の調査等によって、登録出願する態様は検討済みであり、特に見立てを間違えた記憶はないため
- ・ 自社の出願対象に二以上の意匠が包含されることは、ほぼありません
- ・ 社は外部の特許事務所と、後々問題がないよう吟味して出願しているため、このような状態になったことはありません
- ・ 1の意匠か2以上の意匠かの判断が難しい案件は出願していないため
- ・ パッケージデザインや本体のデザインを出願する場合もシンプルな構造のものが多く、分割して別の出願にする必要性がないため
- ・ 一意匠一出願を原則に対応しているから
- ・ 最初の出願で権利化したいところを全て入れて出願しているから
- ・ 一つの製品が複数の意匠を包含している場合、後から分割出願しなくても済むように、予め複数の意匠に分けて意匠出願しているから
- ・ 出願に際し、じっくり検討するから
- ・ 出願時における特許事務所との打合せにて確認しているため
- ・ 出願時に意匠登録を受けようとする範囲を十分に検討しているため
- ・ 出願時に考えられるパターンを出願している
- ・ 出願時に考慮しているため
- ・ 出願当初から全体、部分をしっかりと検討して出願しているため
- ・ 出願当初から分けて出願したから
- ・ 分割したければこの制度を利用する。意匠を全体意匠で出願するか、部品とするか部分とするかは、出願時点で検討しているので、出願後に検討しなおすことは今までなかった
- ・ 出願の目的から考えれば、そもそも2つの意匠を1つの出願で出してしまう事がおかしい。どうせ後で分割する事になるのだから、最初から2出願で出すべき
- ・ 意匠出願は、独自に行った創作を出願するものであり、出願前に創作者が独自と考える部分を吟味して出願すべき。引例が出た後の後知恵でその範囲を修正する事は、そもそも独自性に乏しいものとされて然るべき

< いままで考えたことがない >

- ・ そのような発想はない
- ・ ⑥の回答の通り、分割出願をしたいと思ったことはない
- ・ 思ったことはない
- ・ 分割出願を基本的に利用しないため、思ったことがありません
- ・ 分割出願件数も少なく、単に考えたこともないため

< 分割出願を必要とする事案、状況になったことがない >

- ・ そういった事案がなかったため
- ・ そのような事案に接したことがない
- ・ そのような事例がないから
- ・ そのような状況になる意匠登録がなかったから
- ・ 意匠出願にあたり、その様な対象物が無い
- ・ 過去に事例が無い
- ・ 該当がなかった
- ・ 該当事例がない。
- ・ 具体的な場面に遭遇したことがない
- ・ 元々組物出願が無く、変更希望が発生したことがない
- ・ 従来意匠に基づき出願形態を決めているが、意匠は対象をとらえやすいことから特に質問の状況に遭遇したことはありません
- ・ 出願の時点で決定した出願形態を変更したい案件が無かったため
- ・ 二以上の意匠を包含している出願をしていないため

- ・二以上の意匠を包含している出願を行ったことがないため
- ・必要な事例がなかったため
- ・必要性がない
- ・分割可能な意匠出願をしたことがないから
- ・補正を要する事案がない

<可能になれば利用の幅が広がる>

- ・これまで特に必要性を感じたことはなかったが、一意匠についてした意匠出願について、上記①～④が出来るようになれば、拒絶受領時等の対応の幅が広がる可能性はある。また、意匠法改正が来年度予定されているため、上記①～④の分割出願の改正も追って行われるとすれば利用の幅が広がる可能性はある
- ・思ったことはないが、可能になれば、出願戦略として使えると思う

<許容することに懸念がある。否定的意見>

- ・出願日を維持しながら、特に①②のように、一般論として原出願よりも広い権利範囲や原出願と異なる権利範囲を得られるような状況が認められるべきではないと考える
- ・審査のスピードが重視される。当初の出願日を維持しつつ、実質的に異なる出願をすることに、適切な手続きがなされているという納得感は得にくい
- ・一意匠と認定判断された意匠を二以上の意匠として分割を認めると、第三者の監視負担や不測の不利益を与える影響が大きく、法律的に他に担保する規定がないと難しいと思われます
- ・特許はライバルの製品を見て出願を分割して、その製品を権利範囲に含めるような出願は可能な範囲はあるが、意匠は特許ほど分割できる範囲は広くないと思う

<その他>

- ・関連意匠制度で十分

<意匠出願をしたことがない、多くない>

- ・出願自体、多くない
- ・意匠出願はしていない
- ・出願した事が無い
- ・出願しないので

(g) 無回答であった者による回答

- ・拒絶理由通知書を受けた時において、デザイン上の重要な部分等が、出願時とは異なっていることがあるため
- ・実製品にしたときに、意匠図面では見落としがちな部分が印象的だったとき
- ・この変更が成り立つと、クリアランス調査の判断リスクが高くなりすぎるので導入すべきではない
- ・実線部分の意匠を変更して全体の印象を似せた商品を他者に販売されたとき
- ・出願後の自社・他社の製品状況変化にある程度対応できる米国意匠制度は使い勝手がよいため
- ・部品が部分意匠として出願した物品以外にも使用可能と判明したとき

(6) 国内ヒアリング結果

(i) 分割出願の範囲について

分割出願についても概ね賛成の意見であった。ただし、補正範囲の緩和とともに行うべきとの意見も併せて得られた。ただし、全体意匠から部分又は部品の意匠を分割する場合には、出願当初に当該部分を創作していたとはいえ、法の趣旨に反するのではないかとの意見もあった。また、部品として分割出願する場合、物品名の変更については議論すべきとの意見もあった。

【肯定的意見】**<賛成である>**

- ・分割出願も賛成である。出願日の利益も維持してほしい
- ・一の意匠について出願された場合に、その意匠の一部について、新たな分割出願（部分意匠、部品意匠とする制度について、賛成する
- ・権利者側の立場としては、分割出願の自由度も広げてほしい。分割出願が必要な場合は、レアケースかもしれないが、制度上の選択肢としてあってほしい

<意匠活用機会が広がる>

- ・補正と同様に認めて欲しい。USでは、要素を特定して継続出願などで再チャレンジすることもあり、同様なことができる。事業の戦略の変化によっては権利化したいものを出願当初から変更したい場合もある
- ・拒絶理由通知時の対応の幅が広がり、特に改正意匠法の施行が来年度予定されていることから、分割出願制度も拡充されるとすると、意匠活用機会が広がる可能性がある

<審査の迅速性にも影響はない、他人の後願も排除可能>

- ・分割出願の場合、新たな出願になるので、審査の迅速性は損なわない。また、他人の後願についても3条の2で拒絶にすることができる

<特許と同様の分割出願が可能のため、同様に開示範囲であれば認めてよい>

- ・認めてもよいと考える。特許ではこのような分割出願が可能であるので、意匠でも開示の範囲であれば認めてもよいのではないかと

<現行でも特許経由で可能なので、意匠法上でも認めてよい>

- ・現行法でも、特許出願をしておけば、分割後に変更出願することで同様なことは可能である。意匠法で制度上認めてもよいのではないかと

<審査の迅速性に影響がない範囲であれば認めてよい>

- ・全体意匠の出願から、部品の意匠を分割出願する場合でも、クリアランス上、特に問題はないだろう
- ・現在の審査のスピードに影響を与えない範囲であれば、認めてもよいと考える

<意匠法上の補正の考え方を特許法上の補正に近づける意図があるなら、同様に分割出願も認めてよい>

- ・登録後に分割が可能かどうかという問い合わせはよく受ける。7条違反でなくとも分割や補正ができるとよいと考える。特に、米国のようにクレーム部分が分離していることが許容されている国からの優先権出願では、分割ができると出願人が望む範囲での権利化が可能となるのではないかと。意匠法における補正の考え方を特許法上の補正に近づける意図があるのなら、同様

な分割出願も認めていいと考える。これまでの「意匠」の考え方を変更したくないのであれば、現行のままよい

<分割出願可能な時期は登録までなら問題ないだろう>

- ・分割出願可能な時期は、登録までであるなら問題ないと考える

【否定的意見】

<当初の出願日に分割出願に係る意匠を創作していたのか疑問があり、後出しのような出願に出願日を遡及させるのは法の趣旨に反するのではないかと>

- ・出願日が遡及することを考えると、そもそも原出願時に、分割しようとする部分や部品の意匠を創作していたのか、という素朴な疑問がある。後から分割出願したということは、出願時にこれらの部分を創作していたとは言えないのではないかと。これは、後出しとも考えられ、出願日を遡及させるのは法の趣旨に反するのではないかと

<第三者の立場からは歓迎できない。出願当初に明確で表されていない部分や部品にまで別個の権利が成立するのは問題ではないかと>

- ・現行法を考えると、認めるのは少し違和感がある。権利を取得する側にはよいが、権利行使をされる第三者の立場からすると歓迎はできない。出願当初の図面から、すべての部分や部品に該当する部分が明確に示されているとは限らない。そのような場合でも別個の権利として成立するのは問題ではないかと

【その他】

<分割出願に伴う物品名の変更まで認めるかは検討課題になるだろう>

- ・部品の分割出願を許容する場合、物品名の変更まで認めるかは一つの検討課題になるだろう

(7) 海外アンケート調査結果

(i) 分割出願の可否について

国内アンケートと同様に、下記のような想定事例についてそれぞれ分割出願が可能かどうか質問をした。

提示した各仮想事例について分割出願が可能と回答したのは、米国のみであった。欧州、中国及び韓国はいずれも分割出願できないとの回答であった。欧州、中国及び韓国の場合、分割出願が可能な態様は限定的であり、基本的に複数の意匠を含む場合に限られる。このため、一意匠のみが含まれる出願について分割出願をすることはできない。

米国では、分割対象の意匠が原出願時の書面に明示されていれば、これに基づき分割出願又は継続出願をすることができるとの回答であった。

表 16 【回答一覧】

○：補正可能、×：補正不可、下記：下記参照

国/地域	米国			欧州				
	知財庁	A	B	知財庁	A	B	C	D
①全体意匠の一部を部分意匠として分割出願（実線の一部を破線に変更する）	-	○	○	×	×	×	×	×
②部分意匠の異なる部分を部分意匠として分割出願（破線の一部を実線にする）	-	○	○	×	×	×	×	×
③部分意匠の出願から全体意匠を分割出願（破線をすべて実線にする）	-	○	○	×	×	×	×	×
④全体意匠の一部を、部品の全体意匠として分割出願	-	○	○	×	×	×	×	×
⑤その他	-	下記	-	-	-	下記	-	-

国/地域	中国				韓国			
	A	B	C	D	A	B	C	D
①全体意匠の一部を部分意匠として分割出願（実線の一部を破線に変更する）	×	×	-	×	×	×	×	×
②部分意匠の異なる部分を部分意匠として分割出願（破線の一部を実線にする）	×	×	-	×	×	×	×	×
③部分意匠の出願から全体意匠を分割出願（破線をすべて実線にする）	×	×	-	×	×	×	×	×
④全体意匠の一部を、部品の全体意匠として分割出願	×	×	-	×	×	×	×	×
⑤その他	-	下記	-	下記	下記	-	下記	下記

その他の回答

<米国>

回答者 A: 分割（継続）出願でクレームしている意匠の裏付けとして、図面以外の（明細書を含む）当初の開示内容、原明細書に引用によって明確に取り入れた資料、又は原出願に添付して提出した附属書類などは、補正の裏付けとなり得る。MPEP 1504.04 I.B.参照。

<欧州>

回答者 B: 「補正」の選択肢1の回答を参照

<中国>

回答者 B: 特許審査ガイドライン第1部、第3章、セクション9.4.2の paragraph(1)の規定によると、原出願に複数の意匠が含まれている場合、分割出願における意匠は、その原出願から取り出した1つ又は複数の意匠が対象とされ、原出願に示されていた開示範囲を超えるものであってはならない。

回答者 D: 中国では、類似意匠で出願し審査官に指摘された場合のみに分割が可能である。

<韓国>

回答者 A:

デザイン保護法およびデザイン審査基準で規定している分割出願の対象は次のとおり。

1. 1デザイン1デザイン登録出願の原則に違反して2以上のデザインを1デザイン登録出願したもの。
2. 複数デザイン登録出願としたもの。
3. 複数デザイン登録出願された一つの一連番号のデザインに2以上のデザインを図示したもの。
4. 複数デザイン登録出願に物品類が異なる物品が含まれたもの。
5. 組物のデザインの成立要件を充足できないもの。

回答者 C:

- 部分デザイン出願の図面に形態的又は機能的に一体性が認められず、物理的に分離されている2以上の部分を部分デザインとして登録を受けようとする部分を図示したもの。
- 複数デザインとして出願した場合。
- 一組の物品のデザイン要件を満たさない場合

回答者 D:

デザイン審査基準の第3部、第2章、「1.分割出願の要件」をみると、分割ができる場合を定めている。参考：デザイン審査基準 第3部、第2章、1.

(ii) 分割の時期及び内容の制限について

前記 2.(7)(i)で補正ができると回答した事例につき、補正の時期や内容について制限があるか、さらに質問をした。

米国では、分割出願をする場合、親出願の手続が係属中でなければならず、親出願の提出書面に記載された範囲内で分割出願をすることができるという回答を得た。

欧州では、前記 2.(7)(i)で分割出願できる仮想事例がないため、回答はなかった。

中国及び韓国では、複数の意匠が含まれていると認められるときに分割出願が可能であり、その場合、分割出願する時期及び内容のいずれも制限があるとの回答であった。

中国の場合は、知財庁が発行した通知の受領日から2月以内に原出願で開示された範囲内で分割出願が可能であるとの回答を得た。

韓国では、補正可能な時期に分割出願することができ、出願に含まれる複数意匠を一つずつ分割出願を行うとともに、原出願から分割出願に係る意匠を削除する補正が必要となるとの回答を得た。

① 米国

表 17 【回答一覧】

該当ケース (2.(7)(i)の選択肢)	回答者 A		回答者 B	
	①②③④⑤		①	②③
分割出願の時期の制限の有無	すべて制限がある		制限がある	制限がある
時期の制限の内容	分割出願は親出願の手続係属中（すなわち発行又は放棄の前）に行わなければならない。35 USC 第 120 条参照。		(下記参照)	分割出願と親出願は同時に係属していなければならない。同時係属性に関する MPEP211.01(b) を参照
分割出願の内容の制限の有無	制限あり		制限はない	制限はない
分割出願の内容に制限	2.(7)(i)の内容と同じ		分割出願と親出願は同時に係属していなければならない。同時係属性に関する MPEP211.01(b) を参照	—
原出願の取り扱い	分割出願により原出願が影響を受けることはない（①～⑤共通）		原出願は分割出願から独立して審査される。（①～③共通）	

回答者 B：時期の制限の内容

分割出願と親出願とは、同時係属中であることが要求される。同時係属性に関する MPEP 211.01(b)を参照されたい。
 「後に行われた出願が、35 U.S.C. 第 120 条、第 121 条、第 365 条(c)、又は第 386 条(c)に基づく仮出願でない先に行われた出願からの利益を主張している場合、当該後に行われた出願は、先の

出願と、又は先の出願の出願日について同様の利益の資格を有する、仮出願でない中間出願と同時係属中であることが要求される。同時係属性 (copendency) の規定については、次のいずれかの事象前に、後の出願が行われていなければならないと定義されている。(A) 先の出願の特許付与；(B) 先の出願の放棄；(C) 先の出願における手続の終了。先の出願に特許が発行される場合、後に行われた出願が同時係属中とされるためには、先の出願について特許発行が行われる日と同日又はその前に、後の出願が行われていれば十分である。親出願の特許発行日と同日に子出願が行われた場合において、子出願は親出願から利益を受ける資格を有すると判断された、Immersion Corp. v. HTC Corp., 826 F.3d 1357, 1359, 119 USPQ2d 1083, 1084 (Fed. Cir. 2016) を参照されたい。特許は通常であれば、発行手数料の支払から 4 週間以内に公告される。出願人が継続出願を行う場合には、継続出願を行う前に先の出願について特許が発行される状況を回避するために、発行手数料の支払日以前に出願することが推奨される。

先の出願を放棄する場合には、先の出願との同時係属性を満たすために、放棄前に後の出願を行う必要がある。「放棄 (abandoned)」という用語は、手続不履行による放棄 (MPEP § 711.02)、明確に表示された放棄 (MPEP § 711.01)、発行手数料の不払による放棄 (37 CFR 1.316)、及び、35 U.S.C. 第 122 条(b)(2)(B)(iii)に基づく非公開請求後に外国出願について PTO に通知しなかった場合の放棄 (MPEP § 1124) を意味する。手続の終了 (termination of proceedings) という表現には、出願が放棄された場合又は特許が発行された場合が含まれ、したがってこの表現は 3 つの同時係属性の定義の中で最も広いものとなる。

② 欧州

基本的に、一出願に複数の意匠が含まれている場合に限り分割出願することができる。このため、2.(7)(i)の選択肢に該当するものはなかった。

③ 中国

表 18 【回答一覧】

	回答者 B
該当ケース (2.(7)(i)の選択肢)	⑤
分割出願の時期 の制限の有無	制限がある
時期の制限の内容	特許審査ガイドライン第 1 部、第 1 章、セクション 5.1.1 のパラグラフ(3)の規定によると、出願人が分割出願を行う期間は、原出願について特許権を付与する旨の特許庁が発行した通知の受領日から 2 か月以内 (すなわち登録の方式要件を充足させる期間内) である。この期間の経過後、又は原出願が拒絶された場合、又は原出願が取り下げられた場合、又は取下げ擬制され権利が回復されなかった場合、概して分割出願は行うことができない。
分割出願の内容 の制限の有無	制限がある
分割出願の内容 に制限	特許審査ガイドライン第 1 部、第 3 章、セクション 9.4.2 のパラグラフ(1)の規定によると、原出願に複数の意匠が含まれている場合、分割出願における意匠は、その原出願から取り出した 1 つ又は複数の意匠が対象とされ、原出願に示されていた開示範囲を超えるものであってはならない。

	回答者 B
原出願の取り扱い	⑤について 上述した事例における原出願の取扱い：原出願は、その原出願から分割出願の意匠が削除された後に権利化される。

④ 韓国

表 19 【回答一覧】

	回答者 C	回答者 D
該当ケース (2.(7)(i)の選択肢)	⑤	⑤
分割出願の時期の 制限の有無	制限がある	制限がある
時期の制限の内容	補正可能な時期に分割出願も可能 になっている。 しかし、国際デザイン出願については、 拒絶理由通知書をうけたときのみ分割 出願できる。	参考：デザイン審査基準 第 3 部、第 2 章、1、 3) 3) 分割出願の時期 (1) 出願（国際デザイン登録出願は除く）の分 割は法第 48 条（出願の補正と要旨変更）第 4 項によりデザイン登録出願を補正できる時期にす ることができる。 (2) 国際デザイン登録出願の場合には拒絶理由 通知を受けたときのみ分割することができる
分割出願の内容の 制限の有無	制限がある	制限がある
分割出願の内容に 制限	(1) 一つの出願となっている 2 以上のデ ザイン中、一つのデザインのみを登録 を受けようとする場合、原出願を一つ の出願に関する出願で補正しなけれ ばならない。 (2) 一つの出願となっている 2 以上のデ ザインを 2 以上のデザイン出願に分 割する場合、原出願を一つのデザイ ン出願に関する出願で補正すると共 に残りのデザイン中登録を受けようと するデザイン毎に分割出願しなけれ ばならない。	デザイン審査基準 第 3 部、第 2 章、1.（分割出 願の要件）を参照
原出願の取り扱い	分割出願は原出願の取り扱いに影響を 与えない	—

(iii) 分割出願の具体例について

前記 2.(7)(ii)の回答に加えて、補正が認められる内容と認められない内容の具体例を求めた。

米国では、書面による裏付けが必要という回答であった。また、欧州は該当事例がないため回答がなかった。

中国や韓国では、一出願に複数の意匠を含む場合に分割出願をすることができる例が挙げられた。

① 米国

表 20 【回答一覧】



	回答者 A	回答者 B
分割できる内容の具体例	35 USC 第 112 条(a)に基づく書面による説明の裏付けが要求される。	—
分割できない内容の具体例	—	—

② 欧州

2.(7)(i)の選択肢に該当事例がないため、回答は得られなかった。

③ 中国

表 21 【回答一覧】

	回答者 B	回答者 D
分割できる内容の具体例	<p><Case 1> 意匠 1 は送信機、意匠 2 は受信機である。これらの意匠を 1 件で出願した場合を想定する。審査官はオフィスアクションを行うであろう。出願人は原出願から、これらのいずれか一方を削除し、削除された意匠を分割出願として出願することができる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>Design1</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>Design2</p>  </div> </div>	—

	回答者 B	回答者 D
	<p><Case 2> これらの製品は組物であり、1 件の出願で行われた場合を想定する。出願人は、たとえばカップ、茶盆、その他いずれかを原出願から削除し、それを分割出願において出願することができる。</p> 	
分割できない内容の具体例	<p>原出願は受信機の意匠を含んでいる。出願人が分割出願において受信機のハンドルの出願を希望する場合を想定する。分割出願は認められない。</p> 	<p>中国では、類似意匠で出願し審査官に指摘された場合のみに分割が可能ですので、分割できない案例が無い。</p>

④ 韓国

表 22 【回答一覧】

	回答者 C	回答者 D
分割できる内容の具体例	<p>(1) 部分デザイン出願の図面に形態的又は機能的に一体性が認められず、物理的に分離されている 2 以上の部分を部分デザインとして登録を受けようとする部分を図示したもの。 (2) 複数デザインとして出願した場合。 (3) 一組の物品のデザイン要件を満たさない場合。</p>	—
分割できない内容の具体例	<p>① 1 デザイン 1 出願で出願した完成品デザインに関するデザイン登録出願を各々部品別で分割すること。 ② 一組の物品のデザイン要件を満たしているデザイン出願を各々構成部品別に分割すること。 ③ 物理的に分離されている 2 以上の部分が形態的又は機能的に一体性が認められ、1 デザイン 1 出願要件を満たしている部分デザインを各々部分で分割すること。</p>	<p>判例参考：大法院 2012 フ 3343 (2013.2.15 宣告) 分離的に分離された 2 以上の部分を 1 デザイン出願したものは、1 デザインにつき 1 デザイン登録出願の原則を違反していないという判例である。</p>

(iv) 制限に反する分割出願をした場合の対応

前記 2.(7)(ii)の回答に加えて、出願人が制限に反する分割出願をした場合に知財庁から送られる通知とその対応について質問した。

米国では、子出願の出願日が親出願の出願日に遡及しないこととなるため、新規性等の判断基準が子出願の出願日となることにより、新たな引例が示される可能性がある。出願人は、「不備を是正する機会はない」との回答と、「親出願について意匠再発行出願を行い、再度係属状態とすることで新たに分割出願を行う機会を得ることもできる」という回答を得た。

欧州は、前記 2.(7)(i)(ii)に該当事例がないため、回答は得られなかった。

中国も部分意匠制度がないため、前記 2.(7)(i)に該当事例はないものの、分割出願に不備がある場合、分割出願が行われなかったものとみなす通知が發送され、当該通知を出願人が受領した場合、是正手段はないとのことであった。子出願が出願可能な対象に関する要件を満たさない場合、オフィスアクションがなされ、「出願人は補正や意見の陳述等を行うことができる」という回答を得た。

韓国でも複数意匠を含む出願である場合のみ分割出願できるが、この場合、「制限に反する分割出願をした場合、分割出願不認定予告通知書が發送され、出願人は意見書を提出することができる」という回答であった。

① 米国

表 23 【回答一覧】

	回答者 A
出願人が制限に反する分割出願をした場合に送られる通知	親出願が分割出願前に放棄又は特許となった場合、子出願の出願日は親出願の出願日に遡及しない。この結果新たな引例が示される可能性がある。
	<p>回答者 B</p> <p>親出願（若しくはその他のファミリー出願）の特許発行後又は放棄後に分割出願が行われる場合、その分割出願には親出願の出願日の資格が認められない。</p> <p>親出願からの利益を主張する、親出願と同時係属中の分割出願 1 を行い、親出願及び分割出願 1 の両方からの利益を主張する分割出願 2 を行うことは認められる。分割出願 2 は、分割出願 1 と同時係属中であることが要求される。親出願と分割出願 2 とは同時係属中でなくてもよい。これは「優先権の連鎖（priority chain）」と呼ばれる。</p>
出願人の対応	<p>回答者 A</p> <p>親出願を再開して分割出願に含まれる新たな図を追加する意匠再発行出願が可能。親出願の再開により、審査官は新たな図に基づく限定要求を行う可能性があり、非選択の実施例について分割出願が可能となる。</p>
	<p>回答者 B</p> <p>同時係属していない場合、出願人がこれを是正できる手段は存在しない。</p>

② 欧州

2.(7)(i)の選択肢に該当事例がないため、回答は得られなかった。

③ 中国

表 24 【回答一覧】

	回答者 B	回答者 D
出願人が制限に反する補正をした場合に送られる通知	予備審査中、分割出願の出願日が、出願日の要件を充足していない場合、審査官は分割出願が行われなかったものとみなされる旨の通知を行い、事案を終了させる決定を行う。分割出願が、出願可能な対象に関する要件を充足していない場合、審査官は第 1 回オフィスアクションを通知し、指定期間内に応答するよう出願人に要求する。	中国の制度において、類似意匠以外には分割出願が不可能です。
出願人の対応	分割出願が行われなかったものとみなされる旨の通知を出願人が受領した場合、可能な対応策は存在しない。出願人が第 1 回オフィスアクションの通知を受領した場合には、2 か月以内にオフィスアクションに応答することができる。出願人はオフィスアクションに対する応答において、意匠の補正、又は単なる理由陳述を行うことができる。ただし審査官が応答を認めるのか否かは、各事案に特有の状況によって異なる。	—

④ 韓国

表 25 【回答一覧】

	回答者 C
出願人が制限に反する補正をした場合に送られる通知	分割出願不認定予告通知書を送付する。
出願人の対応	意見書を提出することができる。

(v) 日本への出願に対する分割出願のニーズについて

部分意匠に関する分割出願に関し、日本への出願に対する下記のような分割出願のニーズがあるかについて質問をした。

「思ったことがない」という回答が最も多かったが、「①全体意匠の一部を部分意匠として分割出願する」が 4 者、「②部分意匠の意匠登録を受けようとする部分の以外の部分を部分意匠として分割出願する」、「③部分意匠の出願から全体意匠を分割出願する」及び

「④全体意匠の一部を部品の意匠として分割出願する」がそれぞれ3者ずつあった。理由としては、出願時の不備や整合性をとるための補正などは認めてほしいといった要望や、また、破線部分を単純に実線にするような補正は新規事項を追加するものではないと考えられるといった理由が挙げられ、補正とほぼ同じような理由であった。

表 26 【回答一覧】

国/地域	米国			欧州			
回答者	A	B	C	A	B	C	D
①全体意匠の一部を部分意匠として分割出願する	○			—			
②部分意匠の意匠登録を受けようとする部分の以外の部分を部分意匠として分割出願する	○			—			
③部分意匠の出願から全体意匠を分割出願する	○			—			
④全体意匠の一部を部品の意匠として分割出願する	○			—			
⑤その他				—			
⑥思ったことはない		○		—	○	○	○

国/地域	中国				韓国			
回答者	A	B	C	D	A	B	C	D
①全体意匠の一部を部分意匠として分割出願する		○	—			○		○
②部分意匠の意匠登録を受けようとする部分の以外の部分を部分意匠として分割出願する			—			○		○
③部分意匠の出願から全体意匠を分割出願する			—			○		○
④全体意匠の一部を部品の意匠として分割出願する			—			○		○
⑤その他			—					○
⑥思ったことはない	○		—	○	○		○	

回答理由

<米国>

回答者 A： 出願時にクレームしていない特徴部分を含む被疑侵害物品に対応する可能性があるため(①②共通)

<欧州>

回答者 B:

「その他」の内容： 当所では JPO に対する手続で補正を行った経験がない。しかし、意匠の 1 つ又は複数の図の間で小規模の不整合が存在している場合には（JPO の求めに応じて、又は出願人の自発的な請求によって）、新たな各図が補正前の各図と実質的に同一であることを条件として、（差替えの各図を提出することによる）各図の補正が許可されるべきである。

回答理由：実務からも明らかなように、時間的制約及び期限ぎりぎりでの指示などによって、「不完全」な状態で意匠出願を行う状況は何度も発生しており、ここで複数の視点からの図を提出する場合、各図が偶発的に整合していない状況が生じてしまう（たとえば図 1 における特定の線が実線であるが、異なる視点からの図 2 では破線となっている状況）。保護対象の明確性及び正確性の観点から、小規模な不整合性の場合には、「欠陥のある」図を、整合性のある図に置き換えることは許可されるべきである。更に、侵害訴訟において意匠権を主張する場合の法的不確実性を回避する目的からも、このような置換は許可されるべきである。

<中国>

回答者 A: 日本に出願したことがないため。

回答者 B: 当所が GUI 意匠出願を行う場合、中国では通常、GUI の正面図だけを提出する。日本で GUI 意匠出願を行う場合には製品の 6 面図が要求され、当所では GUI の側線を除く各線を破線に補正する。

GUI デザインの発展に伴い、出願人は製品（たとえば携帯電話のディスプレイ）を破線に補正し、GUI 部分だけを実線として維持するよう意図するのではないかと予測している。

回答者 D: 中国では、部分意匠制度がないので、製品の全体意匠出願を提出することしかできません。

<韓国>

回答者 A: 分割出願によって原出願図面が要旨変更となる。

回答者 B:

①～④共通

- (i) 全体意匠出願とその一部の部分意匠出願(または部品出願)は権利範囲が相違するので、出願人にはさまざまな範囲の権利を確保するため、別途の分割出願を行う必要性が認められ、
 - (ii) 全体意匠の範囲以内で一部分を部分意匠や部品で分割出願することは新規事項を出願するわけではないので、出願日遡及することに不合理な点がなく、
 - (iii) 原出願の出願過程における分割出願を行うことで、第三者に予測不可能な損害を及ぼす心配も低く、
 - (iv) 日本意匠法第 10 条は関連意匠制度を規定し、基本意匠にのみ類似の意匠を関連意匠で出願することができるが、他人出願や他人の公示意匠に対して関連意匠の出願日が基本意匠の出願日に遡及しないので、先に創作して図面に図示して先願日した出願人を忠実に保護する必要があるため、原出願の範囲に含まれる一部を、同一性を維持して分割する分割出願を許容する必要があると考えられる。
- (ご参考までに、韓国のデザイン保護法は第 35 条に関連意匠制度を規定しているが、韓国審査指針書は完成品を基本意匠にして完成品を関連意匠で出願する場合、部品を基本意匠にして部品を関連意匠で出願する場合、一セットの物品を基本意匠にして一セットの物品を関連意匠で出願する場合、部分意匠を基本意匠にして部分意匠を関連意匠で出願する場合に限り関連意匠出願を認めている。)

回答者 D :

- ①～④の回答理由(共通)：出願するときは必要性を感じることができませんが、その後に分割の必要性を感じることが出来ると思います。
- ⑤の回答理由：分割出願の許容範囲を幅広くし、最初の創作者の創作を認めてもらうことが望ましいと思われまます。

(8) 海外ヒアリング調査結果

部分意匠の出願に関する審査運用に関し、米国の法律事務所 2 か所にインタビューを行った。なお、欧州では、部分意匠の出願について、分割出願をすることができないため、分割出願については行っていない。

(i) 米国

いずれの回答者も、論点は補正と同様であり、補正と同様に考えてよいとの回答であった。すなわち、図面に明確に表され、35 USC§112 の要件を満たしていれば、明細書等の記載がなくとも分割出願をすることができる。部分を特定するために新たな線を追加するなど、新たな要素を追加するような場合は一部継続出願を選択することになるが、新たな要素については出願日の優先的な地位は認められない。

回答者 1

- (1) 補正と同様に考えてよい。明細書やクレームに記載がなくても、図面に表されていれば可能である。
- (2) 全体意匠の一部を分割する、部分意匠の位置を変更する（サドルからハンドルへ）、部分意匠から全体意匠を分割するといったことは可能である。なお、新たに線を追加して部分を指定するような補正は New Matter となる。審査中、元の意匠と大きく異なるような補正をした場合、審査官が元の意匠と異なる意匠であると認定して制限要求を行い、出願人がこれにしたがって分割出願したような場合は、審査官は、その 2 つの出願にかかる意匠が類似であるとは言えなくなる。

回答者 2

補正と同様に考えてよい。明細書やクレームに記載がなくても、図面に表されていれば可能である。審査官が審査を開始した後に補正の手続をした場合は、分割出願か継続出願を選択するように指摘されるだろう。新たな要素を追加したい場合は一部継続出願となる。

(9) 審決例・裁判例⁸²

(i) 米国

<事例 1>

【事件名/番号】 Racing Strollers Inc. v. TRI Industries Inc., 878 F.2d 1418, 1420, 11 USPQ2d 1300, 1301 (Fed. Cir. 1989)	
【事件の種類】 侵害	【場所】 巡回控訴裁判所 (CAFC)
【判決日】 1989年6月26日	【登録番号】 D 297,525
【論点】 特許出願から意匠出願を分割できるか	【結果】
<p>【概要】 本件は、侵害事件であったが、その中で、本件登録意匠の出願日前から当該意匠を具体化した製品が販売されており、これにより当該意匠登録が無効になる可能性が示唆されたところ、本件登録意匠は製品販売の前に出願された特許出願から分割したものであり、本件意匠登録は特許出願の出願日の地位の利益を受けると権利者は主張した。</p> <p>CAFCは特許出願から意匠を分割できるかについて判断した。この点に関して、意匠を分割できないとした <i>Campbel</i> という先例が挙げられていたが、CAFCは、この事例は、35U.S.C. 120条、121条及び112条について、1952年法に基づき判断がされるべきところ、これを考慮せず改正前の条件で判断したものとして <i>Campbel</i> の判断を否定した。その上で、条文の文言解釈により、120条はその条件に適合する出願は、その基礎とした先の出願の出願日の利益を受けることができること、171条は特許に関する規定は、別段の規定がある場合を除き、意匠に適用すると規定していること、120条の適用において、意匠に適用することに「別段の規定」はないことを挙げ、特許出願から分割した意匠の出願は、先の出願である特許出願の出願日の利益を受けることができると判断した。</p>	
<p>【図面】 ・ 本件登録意匠</p> 	

⁸² 欧州、中国及び韓国の事例は見当たらなかった。

3. 優先権主張における同一性

(1) 米国の制度

原則として、先の出願の出願日から6月以内に、先の出願に係る意匠と同一の意匠を米国に出願した場合、優先権を主張することができる。米国への出願時に、例えば部分意匠の登録を受けようとする範囲を変更した状態で優先権主張における同一性が認められるかといった規定やガイドラインの記載は見当たらなかった。

35 U.S.C. 172 Right of priority.⁸³

The right of priority provided for by subsections (a) through (d) of section 119 shall be six months in the case of designs. The right of priority provided for by section 119(e) shall not apply to designs.

第172条 優先権⁸⁴

第119条(a)から(d)までによって規定される優先権は、意匠の場合は6月とする。第119条(e)によって定められる優先権は、意匠には適用しない。

35 U.S.C. 119 Benefit of earlier filing date; right of priority.

[Editor Note: 35 U.S.C. 119(a) as set forth below is only applicable to patent applications subject to the first inventor to file provisions of the AIA (see 35 U.S.C. 100 (note)). See 35 U.S.C. 119(a) (pre-AIA) for the law otherwise applicable.]

(a) An application for patent for an invention filed in this country by any person who has, or whose legal representatives or assigns have, previously regularly filed an application for a patent for the same invention in a foreign country which affords similar privileges in the case of applications filed in the United States or to citizens of the United States, or in a WTO member country, shall have the same effect as the same application would have if filed in this country on the date on which the application for patent for the same invention was first filed in such foreign country, if the application in this country is filed within 12 months from the earliest date on which such foreign application was filed. The Director may prescribe regulations, including the requirement for payment of the fee specified in section 41(a)(7), pursuant to which the 12-month period set forth in this subsection may be extended by an additional 2 months if the delay in filing the application in this country within the 12-month period was unintentional.

(b)

(1) No application for patent shall be entitled to this right of priority unless a claim is filed in the Patent and Trademark Office, identifying the foreign application by specifying the application number on that foreign application, the intellectual property authority or country in or for which the application was filed, and the date of filing the application, at such time during the pendency of the application as required by the Director.

(2) The Director may consider the failure of the applicant to file a timely claim for priority as a waiver of any such claim. The Director may establish procedures, including the requirement for payment of the fee specified in section 41(a)(7), to accept an unintentionally delayed claim under this section.

⁸³ Consolidated Patent Laws - April 2019 update United States Code Title 35 - Patents, USPTO, URL: https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf [最終アクセス日：2020年2月7日]

⁸⁴ 「アメリカ合衆国 特許法 合衆国法典第35巻(35U.S.C)―特許2015年第7改正版, 2015年10月施行」日本特許庁, URL: <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/usa-tokkyo.pdf> [最終アクセス日：2020年2月7日] (改正箇所該当しない条文についてのみ引用)

(3) The Director may require a certified copy of the original foreign application, specification, and drawings upon which it is based, a translation if not in the English language, and such other information as the Director considers necessary. Any such certification shall be made by the foreign intellectual property authority in which the foreign application was filed and show the date of the application and of the filing of the specification and other papers.

(c) In like manner and subject to the same conditions and requirements, the right provided in this section may be based upon a subsequent regularly filed application in the same foreign country instead of the first filed foreign application, provided that any foreign application filed prior to such subsequent application has been withdrawn, abandoned, or otherwise disposed of, without having been laid open to public inspection and without leaving any rights outstanding, and has not served, nor thereafter shall serve, as a basis for claiming a right of priority.

(d) Applications for inventors' certificates filed in a foreign country in which applicants have a right to apply, at their discretion, either for a patent or for an inventor's certificate shall be treated in this country in the same manner and have the same effect for purpose of the right of priority under this section as applications for patents, subject to the same conditions and requirements of this section as apply to applications for patents, provided such applicants are entitled to the benefits of the Stockholm Revision of the Paris Convention at the time of such filing.

第 119 条 先の出願日の利益；優先権

[編集者注：下記に規定の特許法第 119 条(a)は、合衆国発明法の先出願人規定(特許法第 100 条(注))の適用を受ける特許出願に限り適用される。他に適用される法律については改正前特許法第 119 条(a)参照]

(a) ある者により合衆国においてなされた発明特許出願の場合において、当該人又はその法定代理人若しくは譲受人が、合衆国においてなされた出願について若しくは合衆国の国民に対して同等の特権を与える外国において、又は WTO 加盟国において、先に同一発明に係る正規の特許出願をしているときは、当該発明特許出願は、合衆国における当該出願が前記の外国出願がされた最先の日から 12 月以内に提出されることを条件として、同一の発明に関する特許出願が前記の外国において最初になされた日に合衆国においてなされた同一出願の場合と同じ効果を有するものとする。長官は、第 41 条(a)(7)に規定の手数料納付の要件を含む規則を定め、本項に規定の 12 月の期間を、その 12 月以内での合衆国における出願の遅延が故意でなかった場合は 2 月延長することができる。

(b)

(1) 特許出願は、外国特許出願の出願番号、その出願がなされた若しくはその出願が指定した知的所有権当局又は国及び出願日を記載することによって外国出願を特定した優先権主張が、長官が定める出願係属中の期間内に USPTO に提出されない限り、優先権を享受する権原を有さない。

(2) 長官は、出願人が優先権主張を適時に提出しなかったときは、当該主張の放棄と考えることができる。長官は、本条に基づく主張の故意によらない遅延を容認するために、第 41 条(a)(7)に定める手数料納付要件を含む受理手続を制定することができる。

(3) 長官は、外国における原出願の願書、明細書及びその基礎とする図面の認証謄本、それらが英語によるものでない場合の翻訳文並びに長官が必要と考えるその他の書類を要求することができる。当該認証は、外国出願がなされた外国の知的所有権当局によってなされなければならない。かつ、出願日及び明細書その他の書類の提出日を示すものでなければならない。

(c) 同様の方式により、かつ、同一の条件及び要件に従うことを条件として、本条に定めた権利は、最初にされた外国出願の代わりに、同一外国において正規にされた後の出願を基礎とすることができる。ただし、当該後願の前にされた外国出願が、公衆の閲覧に付されることなく、かつ、如何なる権利も存続させることなく取り下げられ、放棄され又はその他の処分を受けたこと及び優先権主張の基礎として使用されたことがなく、今後も使用されないことを条件とする。

(d) 出願人がその裁量により特許証又は発明者証の何れかを出願する権利を有する国においてなされた発明者証出願は、特許出願に適用される本条の条件及び要件と同一のものに従うことを条件として、本条に基づく優先権の適用上、合衆国においては特許出願と同一の方式により処理され、かつ、同一の効果をも有する。ただし、出願人がその提出時にパリ条約のストックホルム改正の利益を享受する権原を有することを条件とする。

MPEP § 1504.10 Priority Under 35 U.S.C. 119(a)-(d), 386(a) and (b) [R-08.2017]⁸⁵

The provisions of 35 U.S.C. 119(a)-(d), 172, 386(a) and (b) apply to design patent applications. In order to obtain the benefit of an earlier foreign filing date, the U.S. application must be filed within 6 months of the earliest date on which any foreign application for the same design was filed. It should be noted that where a design patent application claims benefit under 35 U.S.C. 120 to an intermediate nonprovisional utility patent application that directly claims priority to a foreign application, the intermediate nonprovisional utility application must have been filed within 6 months of the filing date of the foreign priority application in order for the design patent application to obtain the benefit of the earlier foreign filing date. See 35 U.S.C. 172. Under certain conditions, a right of priority to a foreign application may be restored if the U.S. design application is filed within two months of the expiration of the six-month period specified in 35 U.S.C. 172. See 37 CFR 1.55(c). Design applications may not claim the benefit of a provisional application under 35 U.S.C. 119(e). See 37 CFR 1.55 and MPEP § 213 - 216 for further information concerning the right of priority to a foreign application and the formal requirements applicable thereto.

MPEP § 1504.10 : 35 U.S.C. 第 119 条(a)-(d)、第 386 条(a)及び(b)に基づく優先権 [R-08.2017]

35 U.S.C.第 119 条(a)-(d)、第 172 条、第 386 条(a)及び(b)の規定は、意匠特許出願に適用される。先の外国出願日の利益を取得するためには、同一意匠について行われたすべての外国出願のうち最先の日から 6 か月以内に米国出願を行わなければならない。なお意匠特許出願が、35 U.S.C. 第 120 条に基づき、外国出願の優先権を直接主張する中間的な非仮出願の実用特許出願についての利益を主張する場合、その意匠特許出願が最先の外国出願日の利益を取得する目的で、その中間的な非仮出願の実用特許出願は、外国の優先出願の出願日から 6 か月以内に行われていることが要求される。35 U.S.C.第 172 条を参照されたい。一定の条件において、35 U.S.C. 第 172 条で定める 6 か月の期間の終了から 2 か月以内に米国意匠出願が行われる場合には、外国出願の優先権を回復することができる。37 C.F.R. 1.55(c)を参照されたい。意匠出願は 35 U.S.C. 第 119 条(e)に基づく仮出願の利益を主張することができない。外国出願の優先権及びそれに適用される方式要件の詳細に関しては、37 C.F.R. 1.55 及び MPEP § 213 - 216 を参照されたい。

(2) 欧州共同体の制度

優先権主張の基礎とできるのは、意匠又は実用新案のみであり、特許を基礎とすることはできない。また、基礎とした意匠又は実用新案と、出願に係る意匠が何らの追加や削除もなく、同一でなければならない (CDR§41、登録共同体意匠出願の審査に係るガイドライン 6.2.1.1, p. 53)。ただし、重要でない細部 (immaterial detail) の部分のみが異なっている

⁸⁵ MPEP 1504.10 Priority Under 35 U.S.C. 119(a)-(d), 386(a) and (b) [R-08.2017], USPTO, URL: <https://mpep.uspto.gov/RDMS/MPEP/current#/current/d0e159958.html> [最終アクセス日：2020年2月7日] なお、日本語訳は仮訳である。

場合や、国により出願に係る要件を満たすための図面の表現の違いである場合、これらは同一とみなされる（CDR§5(2)、登録共同体意匠出願の審査に係るガイドライン 6.2.1.1, p. 53）。なお、出願における審査においては、意匠の同一性は審査されず、同一性が問題となるのは登録後の審判の場面となる（CDIR§10(3)）。

部分意匠から全体意匠、全体意匠から部分意匠などへの違いは上記の例外のどれにも当たらない。このため、欧州共同体では、優先権主張を伴う場合におけるこれらの違いは同一と認められない可能性が高い。

CDR Article 5 Novelty⁸⁶

...

2. Designs shall be deemed to be identical if their features differ only in immaterial details.

第 5 条 新規性⁸⁷

(略)

(2) 複数の意匠の特徴が重要性のない細部においてのみ異なっている場合は、それらの意匠は同一であるとみなす。

CDR Article 41 Right of priority

1. A person who has duly filed an application for a design right or for a utility model in or for any State party to the Paris Convention for the Protection of Industrial Property, or to the Agreement establishing the World Trade Organisation, or his successors in title, shall enjoy, for the purpose of filing an application for a registered Community design in respect of the same design or utility model, a right of priority of six months from the date of filing of the first application.
2. Every filing that is equivalent to a regular national filing under the national law of the State where it was made or under bilateral or multilateral agreements shall be recognised as giving rise to a right of priority.
3. "Regular national filing" means any filing that is sufficient to establish the date on which the application was filed, whatever may be the outcome of the application.
4. A subsequent application for a design which was the subject of a previous first application, and which is filed in or in respect of the same State, shall be considered as the first application for the purpose of determining priority, provided that, at the date of the filing of the subsequent application, the previous application has been withdrawn, abandoned or refused without being open to public inspection and without leaving any rights outstanding, and has not served as a basis for claiming priority. The previous application may not thereafter serve as a basis for claiming a right of priority.
5. If the first filing has been made in a State which is not a party to the Paris Convention, or to the Agreement establishing the World Trade Organisation, paragraphs 1 to 4 shall apply only in so far as that State, according to published findings, grants, on the basis of a filing made at the Office and subject to conditions equivalent to those laid down in this Regulation, a right of priority having equivalent effect.

第 41 条 優先権

(1) 工業所有権の保護に関するパリ条約又は世界貿易機関を設立する協定の締約国において又は当該締約国に関して、正規に意匠権又は実用新案の出願をした者又はその権原承継人は、同一

⁸⁶ COUNCIL REGULATION (EC) No 6/2002 of 12 December 2001 on Community designs, EUIPO, URL: https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/law_and_practice/cdr_legal_basis/62002_cv_en.pdf [最終アクセス日：2020年2月7日]

⁸⁷ 「欧州連合 意匠理事会規則 共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則 No.6/2002, 2012 年 4 月 24 日 L112/2012 により改正 2013 年 7 月 1 日統合版」日本特許庁, URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/e_c6_02j.pdf [最終アクセス日：2020年2月7日]

の意匠又は実用新案に関する登録共同体意匠の出願をする目的では、最初の出願の出願日から6月の優先権を有するものとする。

- (2) 出願がされた加盟国の国内法又は2国間若しくは多国間の条約に基づき正規の国内出願と同等である全ての出願は、優先権を生じさせるものと認められる。
- (3) 「正規の国内出願」とは、その出願の結果如何を問わず、出願がされた日付を確定するために十分な全ての出願をいう。
- (4) 先の最初の出願の対象である意匠について、同一の国において又は同一の国に関して後にされた出願は、先の出願が公衆の閲覧に供されないで、かつ、如何なる権利も存続させないで、後の出願の出願日までに取り下げられ、放棄され又は拒絶されたこと、及び先の出願が未だ優先権主張の基礎とされていないことを条件として、優先権を決定する目的では、最初の出願とみなされるものとする。その後においては、先の出願は、優先権主張の基礎とすることができない。
- (5) 最初の出願がパリ条約又は世界貿易機関を設立する協定の締約国でない国において行われた場合は、(1)から(4)までは、当該国が、公表された事実認定によれば、商標意匠庁に対してされた出願を基にし、かつ、本規則に規定されている条件と同等の条件に従って優先権を付与している場合にのみ適用するものとする。

CDIR⁸⁸ Article 8

Claiming priority

1. Where the priority of one or more previous applications is claimed in the application pursuant to Article 42 of Regulation (EC) No 6/2002, the applicant shall indicate the file number of the previous application and file a copy of it within three months of the filing date referred to in Article 38 of that Regulation. The President of the Office shall determine the evidence to be provided by the applicant.
2. Where, subsequent to the filing of the application, the applicant wishes to claim the priority of one or more previous applications pursuant to Article 42 of Regulation (EC) No 6/2002, he/she shall submit, within one month of the filing date, the declaration of priority, stating the date on which and the country in or for which the previous application was made. The applicant shall submit to the Office the indications and evidence referred to in paragraph 1 within three months of receipt of the declaration of priority.

第8条 優先権の主張⁸⁹

- (1) 出願において、規則(EC)No.6/2002 第42条に従って1又は2以上の先の出願による優先権を主張する場合は、出願人は、先の出願の出願番号を表示し、かつ、同規則第38条において規定した出願日から3月以内に先の出願の謄本を提出しなければならない。商標意匠庁長官は、出願人が提出すべき証拠を定めなければならない。
- (2) 出願人が、出願をした後で規則(EC)No.6/2002 第42条に従って1又は2以上の先の出願による優先権を主張しようとするときは、出願人は出願日から1月以内に、先の出願の出願日及び先の出願をした又は先の出願の対象とした国を記載した優先権申立書を提出しなければならない。出願人は、優先権申立書が受領された日から3月以内に、(1)にいう表示及び証拠を提出しなければならない。

Article 10 Examination of requirements for a filing date and of formal requirement

...

3. The Office shall call upon the applicant to remedy the deficiencies noted within a time limit specified by it where, although a date of filing has been granted, the examination reveals that:

⁸⁸ COMMISSION REGULATION (EC) No 2245/2002 of 21 October 2002 implementing Council Regulation (EC) No 6/2002 on Community designs, EUIPO, URL: https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdFs/law_and_practice/cdr_legal_basis/22452002_cv_en.pdf [最終アクセス日：2020年2月7日]

⁸⁹ 欧州共同体 意匠委員会規則 2007年7月24日の委員会規則(EC)No.876/2007により改正された、共同体意匠に関する理事会規則(EC)No.6/2002の施行に係る2002年10月21日の委員会規則(EC)No.2245/2002、日本特許庁、URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ec2245_02j.pdf [最終アクセス日：2020年2月7日]

- (a) the requirements set out in Articles 1, 2, 4 and 5 or the other formal requirements for applications laid down in the Regulation (EC) No 6/2002 or in this Regulation have not been complied with;
- (b) the full amount of the fees payable pursuant to Article 6(1), read in conjunction with Commission Regulation (EC) No 2246/2002, has not been received by the Office;
- (c) where priority has been claimed pursuant to Articles 8 and 9, either in the application itself or within one month after the date of filing, the other requirements set out in those Articles have not been complied with;
- (d) in the case of a multiple application, the products in which the designs are intended to be incorporated or to which they are intended to be applied belong to more than one class of the Locarno classification.

In particular, the Office shall call upon the applicant to pay the required fees within two months of the date of notification, together with the late payment fees provided for in Article 107(2)(a) to (d) of Regulation (EC) No 6/2002 and as set out in Regulation (EC) No 2246/2002.

In the case of the deficiency referred to in point (d) of the first subparagraph, the Office shall call upon the applicant to divide the multiple application in order to ensure compliance with the requirements under Article 2(2). It shall also call upon the applicant to pay the total amount of the fees for all the applications resulting from the separation of the multiple application, within such a time limit as it may specify.

After the applicant has complied with the request to divide the application within the time limit set, the date of filing of the resulting application or applications shall be the date of filing granted to the multiple application initially filed.

第 10 条 出願日に係る要件及び方式要件に関する審査 (略)

- (3) 出願日は認定されたが、審査の結果、次の事実が明らかになったときは、商標意匠庁は、出願人に対して、指摘した不備を同庁が定めた期間内に是正するよう要求するものとする。
 - (a) 第 1 条、第 2 条、第 4 条及び第 5 条に規定した要件、又は規則(EC)No.6/2002 若しくは本規則に定めた出願に関する他の方式要件が遵守されていないこと
 - (b) 商標意匠庁が、委員会規則(EC)No.2246/2002 と関連して解釈される第 6 条(1)により納付されるべき手数料の全額は受領していないこと
 - (c) 出願時、又は出願日から 1 月以内の何れかに、第 8 条及び第 9 条に従って優先権が主張された場合において、それらの条文に規定されている他の要件が遵守されていないこと
 - (d) 複合出願の場合に、意匠を組み込む予定であるか又は適用する予定である製品が、ロカルノ分類の 2 以上のクラスに属していること

特に、商標意匠庁は、出願人に対して、所要の手数を、規則(EC)No.6/2002 第 107 条(2)(a)から(d)までにおいて規定され、規則(EC)No.2246/2002 に記載されている追納手数料と共に、通知日から 2 月以内に納付するよう要求しなければならない。

第 1 段落(d)にいう不備の場合は、商標意匠庁は、第 2 条(2)の要件を遵守させるようにするため、複合出願を分割するよう出願人に要求しなければならない。商標意匠庁はまた、複合出願の分割から生じる全ての出願に対する手数料の総額を同庁が指定する期間内に納付するよう出願人に要求するものとする。

出願人が所定の期間内に分割の要求に従った後、分割から生じた出願に係る出願日は、最初に提出された複合出願に対して認定した出願日とする。

Examination of Applications for Registered Community Designs 6.2.1.1 Priority

Formal requirement (p.50-51)

At the filing stage, the Office will only examine whether all formal requirements are met.

The formal requirements are:

- priority claim must be filed together with the Community design application or within 1 month of the filing date;
- file number, filing date and country of previous application must be indicated when claiming priority;
- copy of all priority documents must be submitted in due time (within 3 months of either the filing date or, as the case may be, receipt of the declaration of priority) along with, where applicable, translations thereof.

The Office will then publish the priority claim ‘as claimed’, meaning that the Office will not confirm the validity of the priority claim.

...

The Community design relates to the ‘same design or utility model’ (p.53)

The subject matter of the previous application must be identical to that of the corresponding Community design, without the addition or deletion of any features.

According to Article 5(2) CDR, the subject matter is considered to be identical if the Community design and the previous application for a design right or a utility model differ only in details that can be qualified as ‘immaterial’.

The identity of the subject matter may not be affected when, on account of diverging formal requirements, the representation of the design as shown in the previous application has to be altered in order to be filed as a Community design (15/05/2013, ICD 8 683).

共同体意匠に係る出願の審査

6.2.1.1 優先権

方式要件

出願段階で EUIPO は、すべての方式要件を充足しているのか否かのみを審査する。
方式要件は次のとおりである。

- 優先権主張は、共同体意匠出願と同時に又は出願日から 1 か月以内に行わなければならない。
- 優先権主張時に、先の出願の出願番号、出願日、出願国を表示しなければならない。
- すべての優先権書類の謄本を適時に（出願日から 3 か月以内、又は該当すれば、優先権の宣言書の受領日から 3 か月以内）に提出し、該当すればその翻訳文を添付しなければならない。

その後に EUIPO は、優先権主張を「主張されたもの」として公表する。すなわち EUIPO は優先権主張の有効性について確認しない。

(略)

共同体意匠は「同一の意匠又は実用新案」に関するものとする (p. 53)。

先の出願の保護対象は、対応する共同体意匠の保護対象と同一であることが要求され、何らかの特徴を追加又は削除してはならない。

CDR 第 5 条(2)によると、共同体意匠と、意匠権又は実用新案についての先の出願との間で、「些細なもの (immaterial)」と呼べるような細部のみが異なる場合、その保護対象は同一とみなされる。

方式要件の相違から、先の出願に示されている意匠の表現物を、共同体意匠として出願するために改変する必要がある場合には、保護対象の同一性に影響を与えない (2013 年 5 月 15 日、ICD 8 683)。

(3) 中国の制度

優先権主張を伴う出願における意匠の同一性の判断は、審査の段階では判断されず (専利審査指南 第一部分 第三章 5.2.1 で適用する同部分第一章 6.2.2.1)、審判段階において判断される。同一性が認められるには、製品が同一であることと、基礎とした外国出願において、明確に示されていることが必要とされる (専利審査指南第 4 部分第 5 章 9.2)。

基礎とした出願と中国への後願とでは、図面上の完全一致は必ずしも常に求められてはおらず、後願で保護を求める意匠が基礎出願において明確に示されていれば、これらの意匠の主題は同一であると認められる。

中国では、部分意匠は認められていないため、外国の基礎出願が部分意匠である場合、そのまま出願することはできない。しかし、このような場合、破線部分が基礎出願において明確に示されていれば、破線を実線に変更して全体意匠として出願しても、優先権は認められる⁹⁰。

専利法 第二十九条⁹¹

出願者が発明又は実用新案の特許を外国で初めて出願した日から 12 カ月以内に、あるいは意匠特許を外国で初めて出願した日から 6 カ月以内に、中国で再び同様の主題について特許を出願する場合、当該外国と中国が締結した約定又は共に締結した国際条約に基づき、あるいは相互に優先権を認めることを原則とし、優先権を受けることができる。

専利審査指南 第一部分 第三章 意匠専利出願の方式審査

5.2 優先権主張

出願人が優先権を主張する場合、専利法 29 条 1 項、30 条、専利法実施細則 31 条、32 条及びパリ条約における関連規定に合致しなければならない。

専利法 29 条 1 項の規定によると、意匠専利出願の優先権主張は外国優先権に限られる。つまり、出願人は、外国で初回の専利出願の提出日から起算する 6 ヶ月以内に、中国で再び同じ主題について意匠専利を出願する場合、当該外国が中国と締結した協定又は共同で加盟している国際

⁹⁰ 北京林達劉知識産権代理事務所「中国における意匠の優先権主張について」2013 年 5 月 17 日、工業所有権情報・研修館 新興国等知財情報データベース URL: <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/2886/> [最終アクセス日: 2019 年 7 月 31 日]

⁹¹ 独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京センター知的財産権部編「中華人民共和国専利法 (改正) 2009 年 10 月 1 日施行」JETRO 中国ウェブサイト内, URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20091001rev.pdf [最終アクセス日: 2020 年 2 月 7 日]

条約に準拠するか、若しくは優先権を相互に認める原則に準拠して、優先権を享有することができる。

専利法実施細則 31 条 4 項の規定によると、意匠専利出願の出願人が外国優先権を主張する場合に、その先の出願には意匠に対する簡単な説明が含まれておらず、出願人が専利法実施細則 28 条の規定に基づいて提出した簡単な説明が、先の出願書類の図面又は写真に示される範囲を超えていない場合には、優先権を享受することは影響を受けないものである。

専利法実施細則 32 条 1 項の規定によると、出願人は 1 件の意匠専利出願において、1 つ又は複数の優先権を主張して良いとする。方式審査において、複数優先権に対する審査に当たっては、1 つずつの優先権が本章の関係規定に合致するかを審査しなければならない。

5.2.1 先の出願及び優先権を主張する後の出願

本部分第一章第 6.2.1.1 節の規定を適用する。

専利審査指南 第一部分 第一章

6.2.1.1 先の出願及び優先権を主張する後の出願

...

方式審査において、先の出願がパリ条約に定義された初回出願であるか、そして先の出願と後の出願の主題の実体的内容が同じであるかということについて、一切審査しないが、初回出願が明らかにパリ条約の関連規定に合致しない、又は先の出願と後の出願の主題が明らかに無関係である場合は除く。先の出願はパリ条約 4 条で定義された発明者証明書を要求する出願であっても良い。

専利審査指南 第四部分第五章

9.2 意匠の同一主題の認定⁹²

意匠の同一主題の認定は、中国での後願意匠とその外国での最初の出願に示した内容に基づいて判断する。同一主題に属する意匠は以下の二つの条件を同時に満たさなければならない。

- (1) 同一製品における意匠に属する；
- (2) 中国での後願で保護を求める意匠は、その外国における最初の出願に明確に示されている。

中国での後願で保護を求める意匠は、その外国における最初の出願の中の図面又は写真と完全に一致しておらず、或いは後願の書類に簡単な説明があるが、先願書類に簡単な説明事項がないとしても、両者の出願書類から、後願で保護を求めている意匠は外国での最初出願にすでに明確に示されていることが分かれば、中国での後願で保護を求めている意匠は、その外国における最初出願の意匠と主題が同一であり、優先権を主張できると認定することができる。例えば、ある外国における最初の出願には、ある製品の正面図、背面図、左側面図及び斜視図を含むが、その中国での後願では当該製品の正面図、背面図、左側面図、右側面図及び平面図を提出しており、かつ簡単な説明において底面があまり見えないため底面図を省略すると明記したとする。この場合、後願の正面図、背面図及び左側面図がその外国における最初出願に示されたものと同一であり、かつ右側面図と平面図が既にその外国における最初出願の斜視図に明確に示されているならば、両者は同一主題を持ち、当該後願はその外国における最初出願の優先権を主張することができる。

⁹² 独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）北京センター知的財産権部編「専利審査指南 2010 2010 年 2 月 1 日改正」JETRO 中国ウェブサイト内、URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20100201.pdf [最終アクセス日：2020 年 2 月 8 日] なお、専利審査指南は、2013 年、2014 年、2017 年及び 2019 年にそれぞれ改訂されているが、2010 年以降の改訂箇所該当しない部分について引用している。

(4) 韓国の制度

パリ条約による優先権主張を伴う出願の場合、基礎とした出願に係るデザインと韓国特許庁に出願した出願に係るデザインとが同一であることが求められる（デザイン保護法第51条）。

この同一性の判断は、原則としては優先権書類に表されたデザインと同一のデザインが韓国特許庁への出願に含まれていることが要求される。具体的には、物品と形態のそれぞれに求められる。物品の場合は、その用途・機能が実質的に同一であれば同一性が認められる。形態の場合は、登録を受けようとするデザインの形態が実質的に同一であればよい。

なお、完成品から部品、全体デザインから部分デザイン、参考図面に表されているデザインを出願、といったような出願は、デザインの同一性が認められないとされている。

デザイン保護法⁹³**第51条（条約による優先権主張）**

① 条約によって大韓民国国民に出願に対する優先権を認める当事国の国民がその当事国又は他の当事国に出願した後同一なデザインを大韓民国にデザイン登録出願して優先権を主張する場合には、第33条及び第46条を適用する時その当事国又は他の当事国に出願した日を大韓民国にデザイン登録出願した日と見る。大韓民国国民が条約によって大韓民国国民に出願に対する優先権を認める当事国に出願した後同一なデザインを大韓民国にデザイン登録出願した場合にもまた同じである。

（以下略）

デザイン審査基準 第6部 その他の審査事項**第1章 条約による優先権主張⁹⁴****1. 優先権主張の要件**

…

3. 優先権主張の基礎となるデザインと我が国に出願されたデザインの同一性有無の判断

1)優先権主張の基礎となるデザインと我が国に出願されたデザインの同一性有無に関する判断の一般原則

(1) 出願の形式又はデザインを表現する方式にかかわらず、優先権証明書類に表現されたデザインの中であって、我が国に出願されたデザインと実質的に同一のデザインが含まれていれば構わない。

(2)我が国において出願されたデザインが優先権証明書類に表現されているか否かは、当該デザインが属している分野において通常の知識に基づいて優先権証明書類全体の記載内容及び最初に出願した国の制度などを総合的に考慮して判断する。

2)物品の同一性有無に関する判断方法

⁹³ 「デザイン保護法（一部改正 2019.01.08 法律第16203号）仮訳」JETRO ソウル事務所 URL: <http://www.choipat.com/menu31.php?id=23&category=0&keyword=> [最終アクセス日：2020年2月7日]

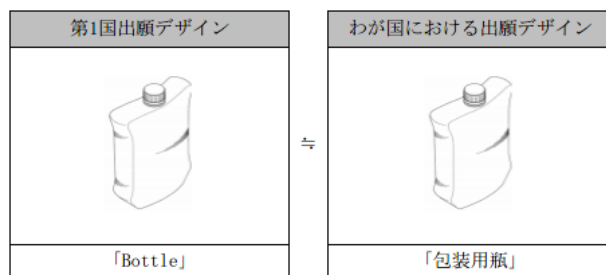
⁹⁴ 日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 仮訳「デザイン審査基準 2019年1月1日（仮訳）」p.195-199, JETRO ソウル事務所 URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/law/design201901.pdf [最終アクセス日：2020年2月8日]

(1) 最初出願デザインの物品名称と我が国における出願デザインの物品名称が異なっても優先権証明書類の記載内容を総合的に考慮して判断するとき、出願デザインが適用される物品の用途・機能が実質的に同一であれば、物品の同一性を認める。

(2) 優先権証明書類に記載された物品の名称が多数の物品を包括する名称であるとしても、そのうち一つの物品の名称を我が国の出願書に記した場合には、物品の同一性を認める。

(例) 優先権主張書類に物品の名称が「Bottle」と書いてあり、図面は飲料用ペットボトルに関するデザインが表現されている。

わが国の出願書には物品の名称が「包装用瓶」と書いてある。



3) デザインの同一性有無に関する判断方法

(1) 第1国と我が国において、登録を受けようとするデザインの形態が実質的に同一であれば、デザインの同一性が認められる。

(2) 優先権証明書類の記載内容及び物品の特性などを総合的に考慮したとき、導き出されるデザインを我が国において出願した場合には、デザインの同一性が認められる。

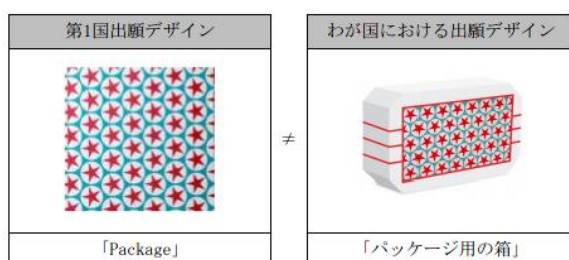
(例) 第1国の出願が平面的物品に近い「CADRAN DE MONTRE (腕時計向け文字盤)」のデザインであって、透視図のみが図示されている。

我が国の出願書には、「腕時計向け文字盤」のデザインを実線で表現した1組の図面が図示され、この図面から導き出されたデザインが優先権主張証明書類に表現された斜視図から導き出されるデザインと実質的に一致する。

(3) 優先権証明書類の記載内容などを総合的に考慮しても、登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を限定することができなければ、デザインの同一性は認められない。

(例) 第1国の出願で物品の名称に「Package」と記され、図面には平面的な模様のみが図示されている。

我が国においては部分デザインで出願し、物品の名称を「パッケージ用の箱」と記載し、パッケージ用の箱に関するデザイン全体の一部分にその模様を図示した。



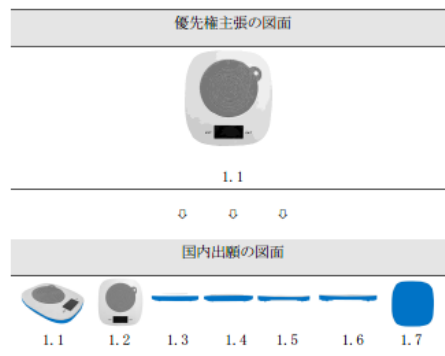
(4) 優先権証明書類にいくつかの物品に関するデザインが表現されている場合、その構成物品の全部又は一部を対象にして規則 [別表5] (組物物品の区分) に規定された一組のデザインとして出願したのであればデザインの同一性が認められる。

(5) いくつかの優先権主張に基づいたデザインを結合して構成したデザインを我が国の出願書に表現した場合は、デザインが同一であると認められない。

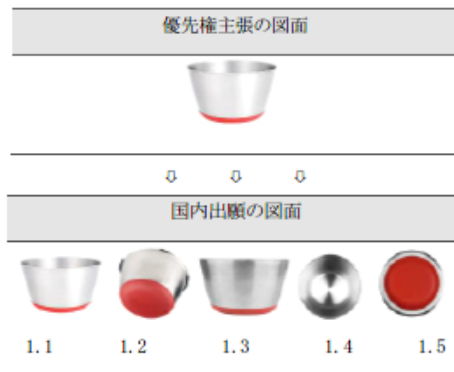
(例) 第1国における出願が「腕時計の本体」に関するデザインであって、第2国における出願は、「腕時計のバンド」に関するデザインだが、我が国における出願書には完成品に関するデザインである「腕時計」を表現した。

- (6) 優先権証明書類に表現されているデザインが完成品のデザインである場合、我が国における出願書にその完成品を構成する一つの部品に関するデザインを表現したのであれば、デザインの同一性が認められない。
- (7) 優先権証明書類に表現されているデザインが全体デザインに関する出願だが、我が国において部分デザインとして出願した場合には、デザインの同一性が認められない。
- (8) 優先権証明書類に含まれた図面のうち、参考図面に該当する図面に表現されているデザインを我が国において出願した場合には、デザインの同一性が認められない。
- (9) 最初に出願した国の制度的特性（EU・米国などでは全体又は部分デザインを表示せずに出願され、図面要件も韓国と異なる）上、優先権証明書類に示されているデザインが図面の一部（斜視図、正面図など）のみの場合は、それぞれ基礎出願と国内出願書に示した図面自体をもとに同一性を判断する。

(例1) EUで出願されたデザインが正面図又は斜視図のいずれか一つのみで表されており、国内で部分デザインとして出願され、同一性が認められる場合
「キッチン用はかり」の出願で、デザインの説明欄に「青色の部分は登録を受けようとしいない部分」と記載した場合



(例2) EUで出願されたデザインが正面図又は斜視図のいずれか一つのみで表されており、国内で全体デザインとして出願され、同一性が認められる場合



(5) 国内アンケート結果

(i) 同一性を認めてほしい優先権主張を伴う出願の態様

部分意匠の意匠登録出願に関し、パリ条約に基づく優先権の主張を伴う日本への意匠登録出願をする場合に、同一性が求められるが、「同一」と認める範囲に関しどのような要望があるか質問した（複数回答可）。「特に思ったことはない」が最も多かったが、それ以外では「全体意匠についての出願を基礎出願とする、一又は複数の部分意匠についての日本への意匠出願」が9.0%、「部分意匠についての出願を基礎出願とする、全体意匠についての日本への意匠出願（破線を実線に変更して出願）」が6.3%程度であり、他の2つの選択肢はいずれも2%台にとどまった。その他の態様としては、「中国などの部分意匠制度がない国の意匠出願に基づく場合に部分意匠として出願することを認めて欲しい」といった要望があった。

回答理由としては、日本に出願するまでに仕様変更やデザインの変更があった場合に対応するためという回答が多かった。制度の違いに柔軟に対応できるようにしたいとの理由も多く挙げられた。

表 27 同一性を認めてほしい優先権主張を伴う出願の態様（複数回答）

項目	回答者数	割合 (n=446)
① 全体意匠についての出願を基礎出願とする、一又は複数の部分意匠についての日本への意匠出願	40	9.0%
② 部分意匠についての出願を基礎出願とする、全体意匠についての日本への意匠出願（破線を実線に変更して出願）	28	6.3%
③ 部分意匠についての出願を基礎出願とする、位置/大きさの異なる部分意匠についての日本への意匠出願	10	2.2%
④ その他	12	2.7%
⑤ 思ったことはない	347	77.8%
無回答	41	9.2%

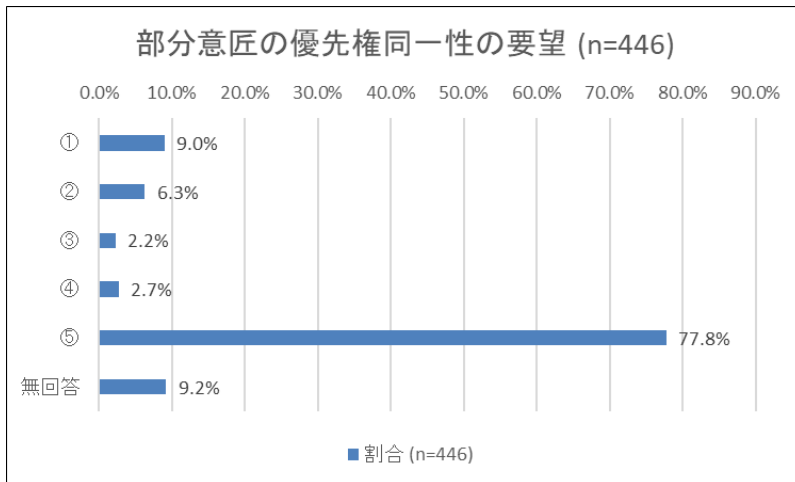


図 5 Q6-5 単一性を認めてほしい優先権主張を伴う出願の態様

「その他」の回答

- ・そういった事例なし
- ・よくわからない
- ・基本、日本出願を基礎として外国出願に優先権主張するが、相互にあれば利用するかもしれない
- ・図の不足などにより、物品の一部が表されていない第一国の意匠を、第二国では、前記表されている範囲の部分意匠として出願するケース
- ・中国など、部分意匠制度がない国からの優先権を伴った部分意匠出願
- ・中国や欧州など グレースピリオドや無登録意匠など
- ・日本から中国に出願する場合に、破線を実線に変更することはある
- ・日本の部分意匠出願を基礎出願として、中国への意匠出願
- ・部分意匠（基礎出願）→部分意匠（基礎出願より実線の範囲拡大）
- ・未だ世界に出願した事がない

① 回答理由

(a) 選択肢① 全体意匠の基礎出願から優先権主張して部分意匠を出願

<出願後に設計やデザインの変更があった、実施品と異なることがわかった>

- ・実施予定の意匠が変更となり、当該変更後意匠を権利範囲に含めるため

<出願戦略や様々な状況の変化に応じて柔軟な対応をしたい>

- ・その国で創作された意匠をその国について第1国出願しなければならない場合に、緊急対応で作成した検討不足のままの全体/部分の基礎出願となる場合がある。日本に出願する際には、検討した結果、戦略が変わることもある

<特徴的な部分を明確化、権利化するため>

- ・ブランドとして特徴的な部分のみを再び意匠権として権利化したい場合
- ・基礎出願に多くの特徴がある意匠が含まれている場合があります

<出願後に模倣品や他者の類似する製品を発見したときに対応したい>

- ・他社より類似品が発売された際の対応のため

<外国の制度との違いへの柔軟な対応をしたい>

- ・米国で可能であるから

<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一国が米国における出願であって、出願時は全体が実線で表されており、その後の予備補正や審査経過に応じて、部分的に破線を用いてディスクレームされているような場合において、日本では優先権における同一性要件を維持するため、出願時の態様でしか出願し得ず、日米間において異なる権利内容となってしまう点 ・ 中国に全体意匠として出願していたもの（類似意匠を10件まで含ませたマルチ出願の場合もあり得る）を後から部分意匠として日本で出願したい場合もあるため ・ 部分意匠がない国を第1国出願とした場合に、日本では特に守りたい範囲に絞るため ・ 部分意匠出願が認められていない国に第1国出願をするケースがあるため ・ 部分意匠制度がない国の出願を日本で部分意匠として権利化の方がメリットがあるため ・ 部分意匠制度のない中国に第1国出願し、特徴部のみを実線として日本に出願し「いいとこどり」を防止したかったため ・ 部分意匠制度の無い国に第1国出願をしたため、日本で部分意匠出願ができなかった ・ 第一国では部分意匠制度が無い、日本では部分意匠の出願を検討 ・ 各国に応じた柔軟な権利取得をめざすため ・ 海外諸国の法制度を活用し、よりよい意匠権保護を図りたいとの思いから <p><可能になれば利用の幅が広がる></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「とりあえず、何らかの出願をして、自社、他社の実施状況を見て優先権主張出願できるので、出願戦略の自由度が上がるため。」 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎出願において権利を請求した範囲（実線領域）内で優先権を主張することは認めてもよいと思う。 ・ 海外子会社の意匠権利化のため。 ・ 基礎出願を行った現地代理人若しくは出願人から、可否についての問い合わせがあった。
--

選択肢② 部分意匠の基礎出願から優先権主張して全体意匠を出願

<p><出願戦略や様々な状況の変化に応じて柔軟な対応をしたい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その国で創作された意匠をその国について第1国出願しなければならない場合に、緊急対応で作成した検討不足のままの全体／部分の基礎出願となる場合がある。日本に出願する際には、検討した結果、戦略が変わることもある。 <p><出願後に模倣品や他者の類似する製品を発見した又は先行意匠との差異を明確化したい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他社の類似品や出願の状況による。部分意匠より全体意匠のほうが類似品対策に効果がある場合は全体意匠で、また部分意匠の出願で拒絶の確立が高くなることが予想されれば、全体意匠へ切り替える。 <p><外国の制度との違いへの柔軟な対応をしたい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外諸国の法制度を活用し、よりよい意匠権保護を図りたいとの思いから。 ・ 国ごとの権利取得のため ・ 実質的な権利範囲はほぼ同一であっても、国によって、破線にせざるを得ない箇所を破線にした場合であって、日本では全体意匠として権利化が可能な場合があるから。 ・ 日本から中国への出願パターンですが、中国では部分意匠制度がないため、日本の部分意匠に基づいて、中国で全体意匠を出しました。このため、日本も若干の変更は、認めるべきものと考えます。 ・ 米国発明者がいる場合、米国に第一国出願義務が課せられるが、米国では Embodiment として複数の意匠を含ませることができ、かかる複数意匠を含む出願を基礎にして日本へ優先権主張を伴わせて出願したい場合もあるため。 ・ 日本で出願した部分意匠出願を基礎出願として外国（アメリカ、中国、欧州）に出願したことがある

- ・日本において部分意匠として出願したものを、部分意匠制度がない国（例：中華人民共和国など）に出願する必要が後から発生した場合。
- ・各国に応じた柔軟な権利取得をめざすため。

<可能になれば利用の幅が広がる>

- ・「とりあえず、何らかの出願をして、自社、他社の実施状況を見て優先権主張出願できるので、出願戦略の自由度が上がるため。」

<その他>

- ・海外子会社の意匠権利化のため。
- ・基礎出願を行った現地代理人若しくは出願人から、可否についての問い合わせがあった。
- ・日本での登録性が微妙な場合
- ・破線であっても意匠を特定できる場合には、実線へ変更した登録を認めてもよいと考えます。

(b) 選択肢③ 部分意匠の基礎出願から優先権主張して位置や大きさが異なる部分意匠を出願

- ・「とりあえず、何らかの出願をして、自社、他社の実施状況を見て優先権主張出願できるので、出願戦略の自由度が上がるため。」
- ・各国に応じた柔軟な権利取得をめざすため。
- ・国によって模倣のされ方が異なるため。
- ・日本はより巧みな模倣があるため。
- ・日本では願書での機能用途の説明を十分にできることから図面表現が汎用的なものとなっても登録される可能性はあるが、米国では形態上の特徴が重要視される傾向にあるため、同様の権利を狙ったとしても、図面における権利要求範囲を異ならせる必要がある場合も考えられるため。
- ・部分の形態に特徴があれば、位置・大きさにとらわれる必要はないと考えます。

(c) 選択肢④ その他

- ・必ずしも6面が必要とされていない国の基礎出願を日本の方式に合わせるため
- ・制度の違いなど、第三者も納得できる明確な判断基準がある場合に、適用すべきと考えます。
- ・第1国において、部分意匠的な内容のもので、破線がなかったり、図が一部不測していても、部分意匠として日本への出願を認めても、パリ条約の制度から、相当大きく相容れないものもないから
- ・日本での登録性が微妙な場合
- ・日本出願後に、中国への出願が必要になった。
- ・未だ世界に出願してない。

(d) 選択肢⑤ 思ったことはない

<出願時に十分検討しているため>

- ・意匠を全体意匠で出願するか、部品とするか部分とするかは、出願時点で検討しているので、出願後に検討しなおすことは今までない。
- ・基礎出願と、優先権主張出願は、同一であることを前提に対応しているから。
- ・創作された意匠の多くは、特徴部分（意匠の要部）が明確であることが多く、第二国出願等において出願形式の変更できないことが課題となることは無い

<いままで考えたことがない>

- ・①～③はできないと考えていたので、念頭にないから。
- ・⑤の回答の通り、検討したことはない。
- ・考えたことがないから
- ・考えていなかったから
- ・思ったことはない。
- ・発想したことがない。
- ・必要性がない

<そのような事案、状況になったことがない>

- ・そういった事案がなかったため
- ・そのような事案に接したことがない
- ・そのような事例が無いから
- ・そのような出願はない。
- ・そのような状況になる意匠登録があったから。
- ・該当することがなかった。
- ・該当事例がない。
- ・具体的に依頼や相談を受けたことがない。
- ・過去、特に問題となったことはありません。
- ・過去に事例が無い
- ・基礎出願時から形状変更等がなかった為、必要がなかった。
- ・検討を要する事案がない
- ・現在のところ、単純な優先権主張しか行ったことがないため、部分⇔全体についての優先権主張を検討したことはありません。
- ・事例が無かったため。
- ・必要な事例がなかった為。
- ・戦略的に使用したことがない
- ・知りうる限りにおいてない。

<海外から日本へ優先権主張を伴う出願をしたことがない、日本に第一国出願をしている>

- ・パリ条約による優先権主張を行なって日本へ意匠出願したことがない。
- ・外国出願を基礎とした日本出願は、検討したことが無い。
- ・ほぼ全ての意匠出願が日本を第一国出願とするため、該当する事例がない。
- ・意匠においては、最初に日本へ出願することを基本としているため。
- ・すべて日本が基礎出願となっている為。
- ・基本的に、日本を第一国として意匠出願しているから。
- ・基本的に日本を第二国とすることがない。また、パリ優先権を伴わない日本出願との公平性を欠くものとする。
- ・基本的に日本意匠出願後に外国意匠出願している。
- ・海外（アジア諸国）の合弁企業での生産品でも、設計開発は日本で行っている。想定される派生デザインに関しても、日付確保の点から先ずは日本への出願を行っているため。
- ・外国での出願を基礎とし、日本を第二国として出願することは無かったため。
- ・外国を第一国、日本を第二国とする意匠出願は行っていない。
- ・第1国は常に日本なので、このような検討をしたことがありません。
- ・日本が最初の出願国となる意匠出願しか行っていない。
- ・日本が第二国となるケースがほとんどありません。
- ・日本に出願する際は、第一国に出願するため。
- ・日本の企業なので、まず日本に出してから外国を考えるので。
- ・日本への出願がある場合は、日本を第一国の出願としているため。
- ・日本へ出願するケースは日本を第一国とするため。
- ・日本より先に海外に出願することはないため
- ・日本を第2国として出願することがほとんどないため検討したことはないが、上記①～③が出来れば出願戦略の幅が広がる可能性はある。

- ・日本を第二国としたことがない
- ・日本を第二国とすることがないため。
- ・日本を第二国とする意匠出願案件がなかった。
- ・日本を第二国とする事例がないため
- ・日本を第二国にしたことがないため。
- ・日本以外の国で出願した第1国出願を基礎出願として、優先権を主張した日本への出願を行うことはないから。
- ・日本以外の国を第一国として意匠を出願することがない
- ・日本以外の国を第一国として意匠出願をすることがない。
- ・日本以外の国を第一国として出願することはまずない。そもそも海外に出願することがない。
- ・日本以外を第1国（基礎）としたことがない
- ・弊社の意匠出願は基本的に日本第一国で対応していることから、日本第二国前提の問いなので
- ・部分意匠制度がある外国への出願を行っていない。また、優先権を利用する場合には日本にて基礎出願を行う為。

< 海外案件は扱ったことが無い、優先権主張を伴う出願はしていない >

- ・海外への、海外からの出願をするケースがありません。
- ・海外に向けた意匠出願をしたことがない。
- ・海外へ輸出する製品がないため
- ・外国からの出願を扱っていない
- ・国際出願の経験が浅く分からない。
- ・国際的な事業展開をしないから
- ・優先権主張を伴う意匠出願をしたことがない。
- ・中国などには別途全体意匠の書面を作り同日出願しているから。

< その他 >

- ・意匠出願は、独自に行った創作を出願するものであり、出願前に創作者が独自と考える部分を吟味して出願すべき。引例が出た後の後知恵でその範囲を修正する事は、そもそも独自性に乏しいものとされて然るべき。
- ・すぐ登録となって公開になることを前提としているから
- ・外国の出願人が日本へ出願する場合だと思うが、Q6-5のような出願を依頼されたことがない。
- ・日本の代理人としては、意匠法の解釈から外れることについて検討するのは時間の無駄であった。
- ・優先権主張第一国の提出図と第二国の提出図について、異なっている場合、米国では実線、破線の線種の差異であれば許容される。台湾では、第1国図面に補正することが許容される。多くの他の国では、許容されないので、代理人としてはきわめて注意深く図面を点検します。
- ・優先権が確実に認められるよう、第一国の図面に不備があったとしても、第一国の図面をそのまま日本出願の図面としているため。
- ・日本向けと海外向けの製品が異なる

< 意匠出願自体をしていない、又は少ない >

- ・意匠出願はしていない
- ・出願した事が無い。
- ・出願しないので。
- ・なし
- ・特になし

(e) 無回答であった者による回答

- ・海外への出願がほとんどない
- ・日本を第二国とした出願が実務上発生しないため。

- ・日本以外を第一国とすることがない。
- ・国ごとの権利取得のため
- ・早く中国で対応できるよう促してほしい。
- ・中国を基礎にすることが現状ほぼありません。これが出てくるとニーズが生まれるかもしれません。

(ii) 訂正について

現行法にない登録意匠の訂正制度への要望の有無について質問した。「思ったことはない」が最も多く、他の訂正を認めてもよいとするいずれの選択肢も5～7%程度にとどまった。

訂正を認めてもよいとする選択肢の回答理由としては、登録後の誤記等をなくし瑕疵のない権利とするためといった理由が多く、その他模倣品対策で利用したいといったものがあった。一方で、権利範囲に影響のある訂正は認めるべきではなく、訂正を認めるとしても誤記等の対応までにとどめるべきといった意見が挙げられた。

①訂正の要望

表 28 訂正の要望（複数回答）

項目	回答者数	割合 (n=446)
① 意匠登録を受けようとする部分（実線）の一部を、意匠登録を受けようとする部分以外の部分（破線）にする。（意匠登録を受けようとする部分の範囲の縮小）	32	7.2%
② 意匠登録を受けようとする部分以外の部分（破線）の一部を、意匠登録を受けようとする部分（実線）にする。（意匠登録を受けようとする部分の範囲の拡大）	27	6.1%
③ 誤記訂正	31	7.0%
④ 明瞭でない記載の釈明	29	6.5%
⑤ 本意匠の表示の追加（自己の登録意匠が自己の他の先願意匠に類似するとして、権利無効と判示された場合などを想定）	26	5.8%
⑥ その他	11	2.5%
⑦ 思ったことはない	296	66.4%
無回答	72	16.1%

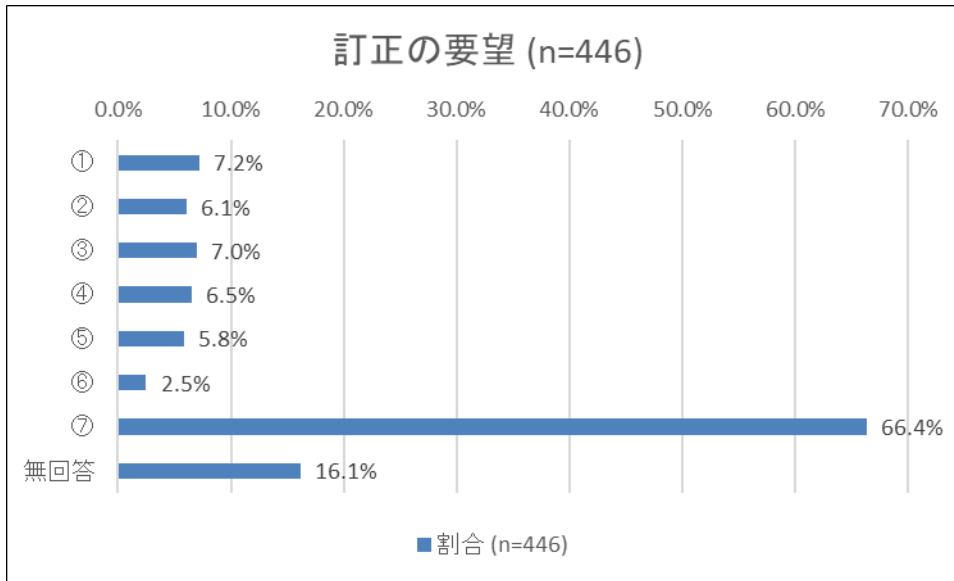


図 6 訂正の要望

「その他」の自由記載

- ・そういった事例なし
- ・意匠出願していません
- ・経験なし
- ・図面の差し換えについて
- ・断面図の追加
- ・展示会のサンプルを出願したが、完成品の出願において先行公開されていた類似意匠が外国（韓国）にあり、困った
- ・部分変更
- ・本意匠の表示の削除

②回答理由

(a) 選択肢① 意匠登録を受けようとする部分の範囲の縮小

<誤りがあった場合に是正したい>

- ・誤記訂正
- ・作図の誤りを訂正する必要がある場合が想定されるため

<権利行使や訴訟、無効審判時の対応として>

- ・紛争を有利に進めるため
- ・無効理由をなくする
- ・権利行使において、瑕疵部分に関する争いを避けるため
- ・瑕疵のない権利に補正できれば保有している意匠権を有効活用できる
- ・そのことによって権利範囲が明確になる
- ・訴訟・審判において、無効主張されている場合に、先行意匠との類否関係を回避するための訂正が可能であるとよい
- ・パッケージの形状で応用が効くため

<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行意匠等の関係により請求範囲を変更することで新規性、創作性が認められる場合があると考える <p>< 思うような権利範囲で登録できなかったのを是正したい ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意図しない部分の形状を”要部”と捉えられ、思ってたような審査結果（権利化）ができないことがある ・ 登録後に権利範囲が狭いと感じるとき ・ 特徴部分だけを保護したい <p>< 模倣品や他社製品対策として利用したい ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意匠登録を得た後に登場してきたデザイン模倣が権利要求範囲を外れているような場合に後から訂正できるようにするため ・ 模倣品対策 ・ 模倣品との関係で補正したいと思ったことがある ・ 模倣品への対抗策 ・ 登録意匠の権利範囲に属さない模倣品に対して、無関係な部分を破線にするため ・ マーケットや他社製品の状況に応じて権利範囲を変更したい ・ 当社意匠権に似た他社製品が販売された際に、類似と想定する部分の部分意匠をしておけば良かった（変更したい）と思った事がある ・ 登録後、第三者に権利行使をしたい場合であって、権利を限定しすぎているために、権利範囲を回避されてしまっている場合に、権利行使を可能にできる <p>< 認めても特に問題はない ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利者を利する訂正は開示範囲では認めるべき、監視者としてもさほど負担ではない <p>< その他 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意匠は出願時（特許と違い）一発勝負である ・ 当社では出願を特許事務所を通じて行っている為、当社の考えた出願が認められない場合、担当者の判断になる
--

(b) 選択肢② 意匠登録を受けようとする部分の範囲の拡大

<ul style="list-style-type: none"> ・ 瑕疵のない権利に補正できれば保有している意匠権を有効活用できる ・ 意匠権の権利範囲は狭くなっても、3条1項3号の類似の拒絶理由を解消する応答方法の一つとなる可能性があるためです ・ 引例を見て、後から無効理由を解消したいと思ったから ・ 権利行使において、瑕疵部分に関する争いを避けるため ・ 権利者を利する訂正は開示範囲では認めるべき、監視者としてもさほど負担ではない ・ 誤記訂正 ・ 作図の誤りを訂正する必要がある場合が想定されるため ・ 実線部分を増やすことで特徴がより明確になると思ったため ・ 出願時に決めた部分意匠の権利範囲を広く設定し過ぎたことが拒絶理由を受けて発覚した際に権利範囲を狭くすることで拒絶理由を解消できる手段が欲しいです ・ 先行意匠に類似するという無効理由を回避する程度に訂正するため ・ 先行意匠等の関係により請求範囲を変更することで新規性、創作性が認められる場合があると考える ・ 意匠は出願時（特許と違い）一発勝負である ・ 登録後に無効理由が出てきた場合に、権利を限定することで、権利の継続をすることができる ・ 当社では出願を特許事務所を通じて行っている為、当社の考えた出願が認められない場合、担当者の判断になる ・ 特許と合わせることを望ましい

- ・部分意匠として意匠登録を得た後に登場してきたデザイン模倣がむしろ全体意匠であったら類似するというケースもあり得るため、後から訂正できるようにするため
- ・紛争を有利に進めるため
- ・模倣品への対抗策
- ・無効理由をなくする
- ・模倣品対策
- ・マーケットや他社製品の状況に応じて権利範囲を変更したい

(c) 選択肢③ 誤記訂正

<登録後に誤りを発見した際に是正できるとよい>

- ・登録後に誤記に気づいていてもこれを治癒する術がないため
- ・登録後に誤記を見つけた際、誤記を訂正したいと思った
- ・登録後に誤記に気付いたため
- ・登録後の図の不整合は訂正したい
- ・6図が整合していなかったことに気付いたため
- ・図面や意匠に係る物品について、誤りを見つけた場合に対応したいことがあるため
- ・接着されたパッケージの畳んだ状態（位置）を間違えていたため
- ・登録されたが、六面図内の図面重複による誤りがあった
- ・意匠の説明、意匠にかかる物品の説明などについて、誤記などがある場合には、訂正できる機会があるとよい
- ・誤記訂正の必要な場合が想定されるため
- ・本当に権利化したい所と違っていた場合

<権利行使の場面で瑕疵のない権利にしたい>

- ・瑕疵のない権利に補正できれば保有している意匠権を有効活用できる
- ・権利行使において、瑕疵部分に関する争いを避けるため
- ・権利範囲が明確になる

<認めても第三者に大きな負担は生じない>

- ・誤記を直せる範囲は明らかな事項についてするものに限られますので、第三者に不測の不利益を及ぼすこともないため
- ・権利者を利する訂正は開示範囲では認めるべき、監視者としてもさほど負担ではない
- ・認めても大した問題にならないため

<権利範囲に影響のある訂正は認めるべきではない>

- ・不要な紛争の事前回避策として有効一方、権利の有効性や範囲に影響を及ぼすような訂正は認められるべきではないと考える

<その他>

- ・誤記訂正も場合によっては要旨変更と判断される
- ・誤認防止
- ・特許と合わせることが望ましい
- ・当社では出願を特許事務所を通じて行っている為、当社の考えた出願が認められない場合、担当者の判断になる

(d) 選択肢④ 明瞭でない記載の釈明

<瑕疵のない権利となれば活用しやすい>

- ・瑕疵のない権利に補正できれば保有している意匠権を有効活用できる
- ・権利範囲が明確になる

- ・権利行使において、瑕疵部分に関する争いを避けるため
- ・登録後に誤記に気づいていてもこれを治癒する術がないため

<具体的なケース>

- ・意匠の説明、意匠にかかる物品の説明などについて、明瞭でない記載について訂正できる機会があるとよい
- ・透明製品について、透明である旨の記載をしていなかった場合に訂正できればと思ったことはあります
- ・特に曲面が多いデザインは表現が難しく、参考図等から表現されていれば断面図等を付加する等
- ・意匠の要旨でない部分において、細かな構造物が露出している部分があり、その部分について意匠が不明瞭と判断された場合に、その部分は意匠の要旨ではない旨の釈明をしたい
- ・一部の図面において他の図面との不整合が発見された場合
- ・明瞭でない記載の釈明が必要な場合が想定されるため
- ・拒絶理由通知が発行された時の意見書に対する補完のため
- ・図面不備による不明瞭

<認めても特に問題は無い、第三者に大きな負担も生じない>

- ・認めても大した問題にならないため
- ・権利者を利する訂正は開示範囲では認めるべき、監視者としてもさほど負担ではない

<権利範囲に影響が出る場合は認めるべきではない>

- ・不要な紛争の事前回避策として有効である一方、権利の有効性や範囲に影響を及ぼすような訂正は認められるべきではないと考える

<その他>

- ・特許と合わせることを望ましい
- ・誤認防止
- ・当社では出願の特許事務所を通じて行っている為、当社の考えた出願が認められない場合、担当者の判断になる

(e) 選択肢⑤ 本意匠の表示の追加

<関連意匠制度の改正をふまえると今後必要>

- ・今後の関連意匠制度ではよくあるケースではないかと考えられるため、予め訂正制度を十分に検討いただくことを希望する
- ・関連意匠に関する法改正が行われたことにより今後、必要性が生じると思われる
- ・選択肢中の想定事例の場合等が考えられるため
- ・競技用車両においては、機能を優先するために、一見すると外観デザインが似ているものがある。当事者であれば非類似と考えるデザインであっても、審判時に類似により無効と判断された場合への対応策があった方が望ましい
- ・自己の意匠に類似しているとされた事はないが、登録意匠の類似範囲を広げたいと考えた事がある
- ・権利範囲の明確化

<形式的な瑕疵で無効とされるのは酷である>

- ・形式的な瑕疵により無効とされるのは酷である
- ・本来願書の表示上だけの書誌的事項の欠如を理由に、後発的に本意匠又は関連意匠との関係で無効とされるのは好ましいとはいえず、治癒する機会が確保されていることが好ましい
- ・出願方法の間違いをただす
- ・元々登録され得る意匠は、登録されるべき
- ・瑕疵のない権利に補正できれば保有している意匠権を有効活用できる

<認めても第三者に大きな負担はない>

- ・特に不利益が監視者側に発生しないから
- ・認めても大した問題にならないため

<その他>

- ・当社では出願を特許事務所を通じて行っている為、当社の考えた出願が認められない場合、担当者の判断になる

(f) 選択肢⑥ その他

- ・ある物品について誤った図面（底面図）で出願した。それに気付いた時は審査が終了していて、差し換えが不可だった。つまり、審査官も気付かないことがあるため
- ・ホイールの形状などで6面図だけでは面の構成が審査官に十分理解してもらえないことが想定される
- ・意匠認可を受けても実際の製品にする場合、製造上の都合により登録を受けたものと若干異なった意匠になる場合がある。最終製品の意匠で改めて登録したい
- ・関連意匠に関する法改正が行われたことにより今後、必要性が生じると思われる
- ・選択肢①の実線の一部を、破線にする補正について、領域的な意味では（）書きにあるように意匠登録を受けようとする“部分の範囲”は縮小するかもしれないが、限定要素（具体的構成要素）が減るのだから“権利の範囲”としては、拡大することになるのではないか。登録後に、権利範囲が拡大するのは、制度として適切ではないと考える
- ・登録後の権利範囲の明確化、無効審判に対する対抗処置として、訂正審判・訂正請求は認めてもよいと考えます

(g) 選択肢⑦ 思ったことはない

<訂正できないことを前提にしている>

- ・「意匠は訂正ができない。」を前提に対応しているから
- ・後から訂正不要な図面を使って意匠出願しているから
- ・出願時に考慮しているため
- ・登録時点での意匠は最高の物を出願しているため

<いままで考えたことがない>

- ・⑦の回答の通り、訂正請求をしたいと思ったことはない
- ・これまで、登録後に訂正したいと思うような案件は無い
- ・考えていなかったから
- ・思ったことはない
- ・訂正請求できないものを訂正しようと思わなかったから
- ・特に思ったことはない
- ・訂正ができると考えたこともなかったため
- ・知りうる限りにおいてない

<訂正を必要とする事案、状況になったことがない>

- ・そういった事案がなかったため
- ・そのような事案に接したことがない
- ・そのような事例が無いから
- ・過去、特に問題となったことはありません
- ・過去に事例が無い
- ・該当する意匠出願案件がなかった
- ・該当事例がない

- ・必要がなかった為
- ・必要性がなかったから
- ・具体的に必要に迫られたことがない
- ・検討する機会が無かった
- ・今までは、訂正したい場面に遭遇したことがないです。③～⑤については訂正できてよい気がします
- ・そのような状況になる意匠登録になったから
- ・該当することがなかった
- ・今まで訂正審判中または無効審判中に訂正請求が必要になったことがないため
- ・必要な事例がなかった為
- ・訂正が必要な状況になったことがない
- ・訂正を要する事案がない
- ・登録意匠に対して、訂正審判や無効審判を行ったことがない
- ・意匠は訂正審判まで行く事が、ほぼ無いので
- ・パッケージデザインや本体のデザインを出願する場合もシンプルな構造のものが多く、訂正を必要とするようなことがないため
- ・対象案件がないため
- ・審判案件の経験が無く特に個別見解はありません
- ・審判経験がないため
- ・訂正したい案件そのものが今までない。また、出願／登録する場合は実施品が多く、訂正したとしても実際に問題が起こっていた際はその問題の解消が図られるわけではないと思われるため

<権利行使を行うことがあまりない、したことがない>

- ・そもそも権利行使をあまり行わないため、訂正を行いたいと思ったことはありません
- ・権利行使しようと思ったことがないため
- ・現在までのところ意匠での係争が少ないため

<許容すると監視負担が大きくなるのではないかと>

- ・①②を許容すると、他社権利の監視負担が大きい。③④は、自社権利について、特に困った経験は無い。⑤は、言われれば「できると良い」と思うが、従前、関連意匠の時期的要件が厳しかったので、実際に「できると良い」と思ったことは無い
- ・事例がないので、思ったことはないが、クリアランス調査の判断リスクが高くなりすぎるので導入すべきではない

<実質的な変更や権利範囲の拡大になるものは認めるべきではない>

- ・意匠の場合は訂正の範囲は狭いので、訂正してもしなくても明確性等に殆ど影響はないように思う。訂正を認める制度を新たに作っても、形式的な変化はあっても実務上実質的な変化がないものについては、そのような制度は作らない方が良い。例えば、特許の優先権主張の補正のようなもの
- ・事後的に、権利範囲を拡大できるような訂正は認められるべきではない
- ・意匠出願は、独自に行った創作を出願するものであり、出願前に創作者が独自で考える部分を吟味して出願すべき。引例が出た後の後知恵でその範囲を修正する事は、そもそも独自性に乏しいものとされて然るべき

<要旨変更にあたらないのであれば認めてもよい>

- ・訂正が必要な状況に陥ったことがないため、但し要旨変更にならない訂正であれば、することが可能であることは好ましいと考える
- ・実際に思ったことはありませんが、③④⑤の訂正ができれば良いと考えます。尚、①、②は意匠の変更を生じると解されますので、第三者に不利益を生じると考えます

<その他>

- ・制度が無かったから

- ・訂正するのであれば別途出願します
- ・関連意匠の要件が改正され、より別途出願しやすくなったと感じます

<意匠出願をしたことがない>

- ・意匠出願はしていない
- ・出願した事が無い
- ・出願しないので
- ・特になし

(h) 無回答であった者の自由記載回答

- ・権利内容の実質的変更は第三者も含めて制度の運用が混乱するので、誤記程度が望ましいと考えます。その際、素早く訂正公報が発行される仕組みの確立が重要かと思えます。あわせて、庁内のデータベースの更新もよろしくお願いいたします
- ・直近、訂正及び無効審判に至った事例が無いため
- ・必要を感じたことがなかった
- ・権利関係が複雑化する可能性があるのであまり好ましくない考える

(6) 国内ヒアリング結果

(i) 優先権主張における意匠の同一性について

優先権主張においても、同様に同一性の範囲を緩和することに概ね賛成の意見であった。ただし、補正や分割出願も併せて行うべき、外国と国内の出願人のそれぞれの利益のバランスに配慮すべきとの意見も同様に多かった。

<制度上の違いに合わせるための変更は運用で認められているため、特に問題はない>

- ・部分意匠の出願を全体意匠の出願として優先権主張するというのは、中国でもそのような運用がなされており、特に問題はないと考える
- ・中国の出願を基礎とする優先権主張をして、日本に部分意匠の出願ができるようになるとよいと思う
- ・開示の範囲であれば、認めてもいいのではないか。欧州への出願を基礎として日本へ優先権主張を伴う出願がされているケースにおいて、6面図がそろっておらず、意匠の全体が開示されていないものであっても運用で認められている。これを踏まえると質問のような出願を認めてもよいと考える

<意匠活用の幅が広がる>

- ・補正や分割出願の拡充と同様に、意匠活用の幅が広がるため、賛成である。ただし、日本へ第一国出願することがほとんどであるため、強い希望はない

【留意事項あり】

<補正や分割出願の範囲と連動してバランスをとるべき>

- ・米国を前提に考えると、「同一性」の範囲が大きくなるのは好ましい。補正や分割が可能な範囲と連動していれば問題も生じないだろう
- ・国内制度とのバランスが必要だろう。補正可能な範囲と同一性の範囲とは連動すべきである。補正ができないのに優先権主張で認めてしまうのは、バランスを欠く
- ・認めてもよいと考える。認めたとしても第三者に迷惑になることは考えにくい。ただし、優先権主張で認めるとするならば、補正でも同様の補正を認める必要があるだろう。制度的に矛盾が生じることになり、海外から優先権主張して日本に出願する場合と純粋に日本のみに出願した場合とで、バランスを失する
- ・部分意匠に関する補正、分割が質問文のように可能になれば、特に認めても問題ないと考ええる。逆に、部分意匠に関する補正、分割の拡充を認めず、優先権主張における同一性の判断のみ柔軟にするのは一貫性がないのではないか
- ・全体意匠の出願を基礎に部分意匠の出願ができるというのは、問題があるのではないか。特に、全体意匠から部分意匠への補正が認められていない以上、優先権主張時のみ認めるというのは問題がある。補正とのバランスをとるべきである

<国内と海外の出願人それぞれのバランスを考慮して条件を整えるべき>

- ・直近のニーズはあまり想定できないが、外国の出願人と国内の出願人とのバランスを考慮して、条件を整えればよいと考える

<審査の負担や出願人側の監視負担が大きくなるのではないかと>

- ・部分意匠として出願した複数の出願をそれぞれ基礎として、日本に一つの出願にまとめて出願できるのか。もしこれが認められるのなら、出願人側の監視負担や、審査の負担が大きくなるのではないかと

<同一性を認める範囲を広げるとしても、何らかの制限は必要ではないか>

- ・部分意匠の出願を基礎として、全体意匠の出願をする場合、基礎出願に表れていない形状を、後の全体意匠の出願に追加する場合には優先権の効果を認めない等、「同一性」の拡大範囲の制限は必要と考える

【その他】

<米国では appendix のみの記載に基づいて優先権主張はできないがクレームアップはできると聞いた>

- ・参考とした国について、優先権証明書に記載されておらず、appendix のみに記載されている国を基礎とする優先権主張は認められなかったが、米国では、これをクレームアップできると聞いた

<米国出願で要求される陰影を表す線の有無は同一性の判断に影響があるか>

- ・米国では、陰影を示す線が必要であるが、この線がある場合と無い場合とを比較した場合、相互に同一性がないと判断されるのか

(ii) その他

その他、制度面からは、登録後の訂正や、登録に対する第三者の対抗手段の整備などに言及する意見が得られた。また、改正法施行後の権利行使に関して懸念があるといった意見もあった。

<登録後の訂正についても議論してほしい>

- ・登録後に図面等で不備が見つかった場合、訂正ができない。例えば、国内で登録後、対応の海外出願の審査において不備が指摘されたことがあり、特許のような訂正審判の制度があれば利用を検討する場合があります
- ・特許のような訂正を認めるかについては、意匠における減縮についての判断の難しさもあり、時期尚早ではないかと考える。例えば、部分意匠で実線の範囲を狭くしたからといって、減縮になるとは限らない。ただ、権利行使等、権利を活用する立場からすると、意匠が非類似と判断されることが多いため、手段としてはあってもよいという意見もある

<他者による登録に対する第三者の対抗手段についても整備してほしい>

- ・現行の意匠制度には、特許のような付与後異議申立て等の制度がなく、無効審判しかない。このため、有効性を争う場合のハードルが高い。秘密意匠制度との関係があり、制度設計が難しいと思われるが、導入の検討を希望する

<法改正により、企業が守りたいと考えるものを保護できる選択肢が増えたのは好ましい>

- ・今回意匠法が改正され、他者による模倣への対抗手段の選択肢が増えることは好ましい。これまでは模倣されても不競法くらいしか手段がなく、かつ不競法の適用も難しいものであった。会社として守りたいものについて、どの法を使用すれば効率的に守れるかを柔軟に考えることが今後も重要になってくるだろう

<審査や権利行使の場面で様々な不明な点が出てくるのではないかと懸念がある>

- ・今回の法改正に関しては、きちんと準備がなされているのか疑問がある。審査基準が公開されたからといって解決されない点が出てくるのではないかと

- ・権利行使の場面を考慮して法改正がなされたのか疑問である。どのようなケースを想定してどのような出願を奨励しようとしているのか、不明な点が多々あり、様々に疑問がわく。法律の施行後、裁判所の判断待ちというのは、混乱が生じないか心配である

<改正法施行後は過去に拒絶になったが非公開の意匠でも関連意匠として登録できる場合があるのか>

- ・法改正後に、意匠出願 A を行ったが、別の自社登録意匠 B に対して類似するとの理由で拒絶理由通知が発せられた。当時の意匠法では、その時期は関連意匠出願できる時期ではなかったため、当該拒絶理由に承服した。このような場合、改正法施行後は、この拒絶査定となった意匠出願 A について、登録意匠 B を本意匠とする関連意匠として登録できるのか

<業界でコンペ不調後に自社の提案内容が他社案に採用されることがあるが事前の対策が難しい>

- ・業界では、コンペで負けた案件の内容が、注文者の希望に応じてコンペに勝った競合他社に採用されることはよくある。実施が不透明なものを出願するのは、出願にもコストがかかる以上難しく、何らかの権利で保護することは現状難しい状況にある
- ・現行法でも特許で出願した後、意匠に変更できるが、これは建築物などでも可能なのか。今回の改正により、出願戦略の選択肢を増やすことができる

(7) 海外アンケート調査結果

(i) パリ条約に基づく優先権主張を伴う出願に係る意匠の同一性について

国内アンケートと同様に、下記のような想定事例についてそれぞれ優先権主張をした場合の同一性が認められるか質問をした。

米国については回答が分かれた。回答者 A は、クレームの範囲が異なるため同一性が認められないとの回答であったが、回答者 B は、補正や分割出願と同様に「クレーム保護対象が当初の出願の開示内容によって裏付けられているのか否かの問題に関係する」とし、開示内容により裏付けられていれば同一性が認められると回答している。

欧州でも回答が分かれているが、回答者 A は出願手続係属中を想定した回答であり、EUIPO では、優先権主張を伴う出願に関し、出願の同一性は見ないため受理されると回答している。回答者 B 及び知財庁は、優先権主張を伴う出願の同一性は無効審判等で問題になる場合があるとし、これを想定した回答となっている。いずれも同一性は認められないとの回答であった。

中国では、部分意匠制度がないため、部分意匠の出願を基礎とする場合に、部分意匠の破線部分を実線にして全体意匠としても同一性は認められる。

韓国では、いずれの事例も同一性は認められないとの回答であった。

表 29 【回答一覧】

○：補正可能、×：補正不可、下記：下記参照

国/地域 回答者	米国				欧州				
	知財庁	A	B	C	知財庁	A	B	C	D
①全体意匠の出願を基礎として、1又は複数の部分意匠の出願にする（実線破線に変更する）	—	×	○		×	○	×	×	×
②部分意匠の出願を基礎として全体意匠の出願にする（破線すべて実線にする）	—	×	○		×	○	×	×	×
③部分意匠の出願を基礎として、位置/大きさの異なる部分の部分意匠の出願にする（実線の位置、範囲を変更する）	—	×	○		—	○	×	×	×
④その他	—	—	—		—	—	下記	—	下記

国/地域	中国				韓国				
	回答者	A	B	C	D	A	B	C	D
①全体意匠の出願を基礎として、 1又は複数の部分意匠の出願にする(実線を破線に変更する)	×	×	-	-	×	×	×	×	×
②部分意匠の出願を基礎として 全体意匠の出願にする(破線を すべて実線にする)	○	○	-	○	×	×	×	×	×
③部分意匠の出願を基礎として、 位置/大きさの異なる部分の部分 意匠の出願にする(実線の位 置、範囲を変更する)	×	×	-	-	×	×	×	×	×
④その他	下記	-	-	-	下記	-	下記	下記	下記

その他の回答

<欧州>

回答者 B:「補正」の選択肢1の回答を参照

回答者 D:

先の出願における説明的な文言、言葉、シンボルが明らかに意匠の一部を構成していなければ、そのような説明的な文言、言葉、シンボルを含まない後の出願は、同一とみなされる。

<中国>

回答者 A:

基本的に、部分意匠の優先権が中国で認められる場合

1. 部分意匠が部品意匠として出願する
2. 部分意匠が全体意匠として出願する

審決及び裁判例によると、優先権についての同一性を判断のポイントは

1. 同じ製品に係るデザインかどうか。
2. 優先権を主張する出願が基礎出願において完全に表示されるかどうか。

図面の作成方法による表現の差異は同一性の判断基準にならない。その理由は、国による意匠制度の違いがあるので、違う国の要件に満たすため、ある程度図面の修正が認められます。

<韓国>

回答者 A:

デザイン審査基準では物品の同一性の有無について次のように規定している。

- (1) 最初の出願デザインの物品名称と韓国出願デザインの物品名称が異なっても、優先権証明書類の記載内容を総合的に考慮して判断するとき出願デザインが適用される物品の用途/機能が実質的に同一であれば、物品の同一性を認める。
- (2) 優先権証明書類に記載された物品の名称が多数の物品を包括する名称でも、その中の一つの物品の名称を韓国の出願書に記載した場合には物品の同一性を認める。

<画像デザイン審査(第7部第1章)>

- (3) 優先権証明書類に表現されているデザインが全体デザインに関する出願であるのに韓国で部分デザインとして出願した場合には、原則的にデザインの同一性が認められない。ただし、基礎出願国家で部分デザイン出願制度が認められない場合は、登録を受けようとする部分の実質的なデザインの同一性、物品の名称、デザインの説明、物品類区分などを総合的に考慮してデザインの同一性有無を判断する。

回答者 C: 第1国出願デザインの物品名称と韓国出願デザインの物品名称が異なっても優先権証明書類の記載内容を総合的に考慮した時、出願デザインが適用される物品の用途、機能が実質的に同一であれば、物品の同一性が認められる。

回答者 D:

デザイン審査基準から第3部、第1章、3、3)の「デザインの同一性有無に関する判断方法」を見てみると(1)、(2)、(9)に該当すれば同一性が認められます。

該当審査基準は下記のとおりです。

『3) デザインの同一性有無に関する判断方法

- (1) 第1国と韓国で登録を受けようとするデザインの形態が実質的に同一ならばデザインの同一性が認められる。
- (2) 優先権証明書類の記載内容及び物品の特性等を総合的に考慮するとき、導き出されるデザインを韓国に出願した場合にはデザインの同一性が認められる。
(例) 第1国の出願が平面的な物品に近い“CADRAN DE MONTRE (時計用文字盤)”のデザインとして図示されている。

韓国の出願書には“腕時計用文字盤”のデザインを表現した残り部分の図面が図示されていれば、これら図面から図出されたデザインが優先権証明書類に表現された斜視図から図示されるデザインと実質的に一致する。

- (9) 最初出願した国家の制度的特性(EU・アメリカ等は全体または部分デザインを表示せず出願し図面要件も韓国と相違する)上、優先権証明書類に表現されているデザインが図面の一部(斜視図、正面図等)のみ表現されている場合には各々基礎出願と国内出願書に現れた図面それぞれ自体を基礎と同一性有無を判断する。

(例) EUに出願されたデザインが正面図または斜視図の一つのみで表現されており国内に部分デザインとして出願され同一性が認められる場合“キッチン用はかり”の出願で、デザインの説明欄に‘青い部分は登録を受けようとししない部分である’と記載した場合。



(例2) EUに出願されたデザインが正面図または斜視図の一つのみで表現されており国内に全体デザインとして出願され、同一性が認められる場合



(ii) 出願後に補正した場合の同一性の判断について

3.(7)(i)の事例のうち、出願後に意匠の同一性が認められるように補正を行った場合、その補正及び補正後の優先権主張は認められるかについて質問をした。

米国では、出願後であっても同一性が認められるような補正も補正後の優先権も認められるとの回答であった。

欧州では、補正も補正後の優先権も認められないとの回答であった。事例④では補正も補正後の優先権も認められるとの回答であるが、これは、出願時に意匠の定義に合致しないことにより EUIPO から通知がきた場合、同一性が認められる範囲内で補正が認められるケースを想定している。

中国では、出願後であっても、基礎出願において部分意匠であった場合に、これを全体意匠にする補正をしても認められる。

韓国では、補正も補正後の優先権も認められないとの回答が多数を占めたが、認められるとした回答者もいた。これは、法制度等の違いにより多少の違いがあっても総合的に判断して同一性が認められる場合があることを想定している。

① 米国

表 30 【回答一覧】

	回答者 A
3(7)(i)の事例	①～④共通
補正及び優先権の認否	補正も補正後の優先権も認められる
コメント及び根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該補正が 35USC§112(a)に基づき出願当初の開示内容により裏付けられることを条件とする ・ MPEP 1504.04 I. B. & C 及び MPEP 1504.20

② 欧州

表 31 【回答一覧】

	知財庁	回答者 B		回答者 C	回答者 D
3(7)(i)の事例	①②共通	①②③共通	④	①～④共通	①②共通
補正及び優先権の認否	補正も補正後の優先権も認められない	補正も補正後の優先権も認められない	補正も補正後の優先権も認められる	補正は認められない	補正は認められない
コメント及び根拠	原則として、出願後にデザインの表現を変更することはできない (Article 12(2) CDIR)	Q1-1(1) Case 5 と Q3-1 Case 1. を参照されたい	Q1-1(1) Case 5 と Q3-1 Case 1. を参照されたい	RCD に対して出願後に許可される補正はない	-

③ 中国

表 32 【回答一覧】

	回答者 A	回答者 B
3(7)(i)の事例	①③	①③
補正及び優先権の認否	補正も補正後の優先権も認められる	補正も補正後の優先権も認められる
コメント及び根拠	根拠：専利法第 2 条 4 項意匠の定義、部分意匠制度がない 認められる補正： 1. 全体意匠出願に変更する 2. 一部分意匠を部品意匠に変更して、出願する。(複数の部品は専利法第 9 条の単一性問題があるので、認められない)	特許審査ガイドライン第 1 部、第 3 章、セクション 10.1 及び 10.2 の規定によると、2 か月以内に出願人が自発的に行った補正に関して審査官は、その補正が当初の図面又は写真に示されている開示範囲を超えているのか否かについて審査する。補正が当初の図面又は写真に示されている開示範囲を超えるものであれば、審査官はオフィスアクションを行い、補正が第 33 条で規定する要件を充足していない旨を通知する。 通知で指摘した欠陥に応答する補正の場合、審査官は、その補正が当初の図面又は写真に示されている開示範囲を超えているのか否か、及び、それが通知で指摘した欠陥に応答するものであるのか否かについて審査する。出願人が提出した補正書に、通知で指摘した欠陥に応答しない補正が含まれている場合であっても、その補正が第 33 条で規定する要件を充足しており、原出願書類における欠陥を是正しており、出願が権利化される見込を有していれば、その補正は通知で指摘した欠陥に応答する補正とみなされ、補正出願書類が認められる可能性がある。補正が当初の図面又は写真に示されている開示範囲を超えるものであれば、審査官はオフィスアクションを行い、補正が第 33 条で規定する要件を充足していない旨を出願人に通知する。出願人が意見書提出又は訂正を行った後に、依然として補正が同規定の要件を充足していなければ、審査官は拒絶決定を行うことができる。

④ 韓国

表 33 【事例 1 の回答一覧】

	回答者 A	回答者 B	回答者 C	回答者 D
補正及び優先権の認否	補正も補正後の優先権も認められない	補正は認められない	補正も補正後の優先権も認められる	—
コメント及び根拠	デザイン審査基準で規定しているように基礎出願との同一性がないため優先権を認められることができず、また、同一性がないデザインへの補正は要旨変更には該当して補正も認められることができない。	(下記参照)	デザイン審査基準には「優先権主張の証明書類(出願書、図面など)の記載内容及び物品の特性などを総合的に考慮し、導出できるデザインを韓国に出願した場合に、デザイン同一性が認められる。」と記載されている。よって、優先権主張無しに韓国で単独で出願したことと異なり、優先権主張の場合は、第 1 国出願書類が要旨変更の可否の判断資料になる。	上記、該当判例は探すことができなかったが、要旨変更には該当する補正が認められないと考える。下記判例は部分デザインと関係はない参考されたい。 事件内容としては、優先権不認定予告通知を受領後、優先権と同一に補正をしたが、要旨変更という理由で補正却下決定がされ、その後特許法院で要旨変更ではないと判事した事例である。(判例 2014.11.7 宣告(2014 ホ 2696))

回答者 B のコメント及び根拠

事例①で優先権証明書類に表現されている意匠と同一性が認められるように補正をするためには、部分意匠を全体意匠で補正しなければならない。これに関連して、部分意匠の要旨変更に関連して韓国デザイン審査基準第 17 条第 3 項は次のように規定している。

③部分デザインにおいて要旨変更とは、次の各号の要素を総合的に判断して最初に出願されたデザインと補正されたデザイン間に同一性が維持されないことをいう。

1. デザインの対象となる物品
2. 部分デザインであってデザイン登録を受けようとする部分の機能・用途
3. 当該物品のうちで部分デザインとして登録を受けようとする部分が占める位置・大きさ・範囲
4. 部分デザインであってデザイン登録を受けようとする部分の形状・形・色彩または、これらの結合

したがって、部分意匠を優先権証明書類に表現されているデザインと同じ全体意匠で補正することは部分意匠として意匠登録を受けようとする部分が占める位置、大きさ、範囲、形状、形が変わるので要旨変更には該当して許容されない。

表 34 【事例 2 の回答一覧】

	回答者 A	回答者 B	回答者 C	回答者 D
補正及び優先権の認否	補正も補正後の優先権も認められない	補正は認められない	補正も補正後の優先権も認められる	—
コメント及び根拠	デザイン審査基準で規定しているように基礎出願との同一性がないため優先権を認められることができず、また、同一性がないデザインへの補正は要旨変更には該当して補正も認められない	上記事例①と同様に、デザイン審査基準第 17 条第 3 項によれば、全体意匠を優先権証明書類に表現されている意匠と同じ部分意匠で補正することは意匠登録を受けようとする部分	第 1 国と韓国で登録を受けようとするデザインの形態が実質的に同一であればデザインの同一性が認められる。」と記載されている。韓国では部分デザイン制度があり、補正により第 1	上記該当判例はお探することができませんでしたが、要旨変更には該当して補正が認められないと考える。

	当して補正も認められない。 することができない。	が占める位置、大きさ、 範囲、形状、形が変わ るので要旨変更には該 当して許容されない。	国出願と同様に部分 意匠が認められる。	
--	-----------------------------	---	------------------------	--

【事例3の回答一覧】

	回答者 A	回答者 B	回答者 C	回答者 D
補正及び優先権の認否	補正も補正後の優先権も認められない	補正は認められない	補正も補正後の優先権も認められる	—
コメント及び根拠	デザイン審査基準(第6部第1章)で規定しているように基礎出願との同一性がないため優先権を認められることができません。また、同一性がないデザインへの補正は要旨変更には該当して補正も認められることができません。	上記事例①と同様に、デザイン審査基準第17条第3項によれば、部分意匠の登録を受けようとする部分が位置/大きさが相違する部分に変更して優先権証明書類に表現されている意匠と同じ部分意匠で補正することは意匠登録を受けようとする部分が占める位置、大きさ、範囲、形状、形が変わるので要旨変更には該当して許容されない。	(下記参照)	上記該当判例は見当たらないが、要旨変更には該当して補正が認められないと考える。

回答者Cのコメント及び根拠

<p>デザイン審査基準に「出願の形式やデザインを表現する方式と関係なく優先権証明書類に表現されたデザインの中、韓国に出願されたデザインと実質的に同一のデザインが含まれていれば同一性が認められる。」と記載されている。</p> <p>つまり、優先権主張無しに韓国で単独に出願したと異なり、優先権主張の場合には、第1国出願書類が要旨変更の可否の判断資料になる。よって、第1国の図面と同じく補正した場合は要旨変更にならない。</p>
--

(事例④ (その他) は回答なし)

(iii) 日本へ優先権主張を伴う出願のニーズについて

部分意匠に関する優先権主張を伴う出願に関し、日本において下記のような優先権主張を伴う出願のニーズがあるかについて質問をした。

「思ったことがない」という回答が最も多かったが、「①全体意匠の出願を基礎として、1又は複数の部分意匠の出願にする(実線を破線に変更する)」を選択した者が5者、「②部分意匠の出願を基礎として全体意匠の出願にする(破線をすべて実線にする)」を選択した者が4者、「③部分意匠の出願を基礎として、位置/大きさの異なる部分の部分意匠の出願にする」を選択した者が3者あった。理由としては、開示範囲内で広く認めることで全体意匠や部分意匠の選択肢が増えるといった意見が多かった。

表 35 【回答一覧】

国/地域	米国			欧州			
回答者	A	B	C	A	B	C	D
①全体意匠の出願を基礎として、1又は複数の部分意匠の出願にする(実線を破線に変更する)	○	○					
②部分意匠の出願を基礎として全体意匠の出願にする(破線をすべて実線にする)	○	○					
③部分意匠の出願を基礎として、位置/大きさの異なる部分の部分意匠の出願にする	○						
④その他							
⑤思ったことはない				○	○	○	○

国/地域	中国				韓国			
回答者	A	B	C	D	A	B	C	D
①全体意匠の出願を基礎として、1又は複数の部分意匠の出願にする(実線を破線に変更する)		○	—			○		○
②部分意匠の出願を基礎として全体意匠の出願にする(破線をすべて実線にする)			—			○		○
③部分意匠の出願を基礎として、位置/大きさの異なる部分の部分意匠の出願にする(実線の位置、範囲を変更する)			—			○		○
④その他			—					○
⑤思ったことはない	○		—	○	○		○	

回答理由

<米国>

回答者 A：出願当初に完全にサポートされていることが条件として、競合他社製品をうまく取り込めるようにクレームを変更できる(上記共通)

回答者 B：

①の選択理由：実線が主要な意匠の特徴に適合することを示し、その他の特徴がクレームの対象外とされるように、意匠クレームを変更する選択肢が存在すれば、更に有益と思われる。

②の選択理由：実線が主要な意匠の特徴に適合することを示し、その他の特徴がクレームの対象外とされるように、意匠クレームを変更する選択肢が存在すれば、更に有益と思われる。

<欧州>

回答者 A：全体意匠の出願を基礎として、部分意匠の出願ができるとよい。

回答者 B：

パリ条約の原則に従い、たとえば日本などの第2国における後の出願が、たとえばEUなどにおける最初の出願で開示されていたものと「同一意匠」である場合に限り、優先権主張が認められるべきである。

<中国>

回答者 A：日本に出願したことがないため。

回答者 B：

中国に部分意匠制度は存在していない。中国において出願人は、全体意匠について意匠出願を行う必要がある。出願人がその製品について日本で意匠出願を行うよう決定する場合、出願人は中国意匠出願の優先権を主張して、日本で部分意匠出願を意図することが可能になるであろう。

<韓国>

回答者 A：韓国は日本とほぼ同じ部分デザイン制度を運用している。

回答者 B：

①～③共通

パリ条約に基づく優先権主張を認めても

- ①部分意匠を認める日本の法制下で、第1国の基礎出願の図面に図示された意匠(実線および破線を含む)のうち一部分を同一性が認められる範囲で、条約優先権主張をして部分意匠出願をしても、条約優先権主張の趣旨に反せず、
- ②出願人には第1国出願の範囲内で、全体デザインで出願するのか、その一部を部分デザインで出願するのか否かを選択する必要性が認められ、
- ③第1国出願の創作範囲内での出願であるため、第三者に不測の損害を及ぼす心配もなく、
- ④過去とは異なるように簡単に第1国の出願内容をインターネット コンピュータ・ネットワーク等を通して簡単に確認することができるので審査負担も特に加重されるわけではない。

回答者 D：

- ①～④共通：優先権の出願書類に図示された全ての図面（破線部分含む）に一致するのであれば、優先権を幅広く認めてあげるのが望ましいと思われる。

(8) 海外ヒアリング調査結果

部分意匠の出願に関する審査運用に関し、米国と欧州の法律事務所各2か所にインタビューを行った。

(i) 米国

優先権主張を伴う出願において、出願が受理された後に原出願と異なる範囲の部分に補正することが可能であるか質問をした。

こちらも考え方として補正と同様であるとの回答で共通した。すなわち、出願時に開示された範囲内で補正は可能であるが、審査官の審査が開始された後は、再度サーチが必要となるような大幅な変化を伴う補正は継続出願又は分割出願をするように求められるだろうとの回答であった。

回答者1

パリ優先権主張を伴う出願は、原出願と当該出願の意匠は同一でなければならない。その後の補正については、先ほどの補正の件と同様に考えればよい。すなわち、全体意匠の一部を部分意匠とするような補正であって、審査官のサーチ範囲を大きく変更するような補正は、審査官のサーチ終了後は認められないだろう（事例はない）。審査官のサーチ開始前であれば認められると考えられる。

回答者2

先ほどの補正の件と同様に考えればよい。すなわち、全体意匠の一部を部分意匠とするような補正の手続において、審査官が審査を開始した後に行った場合であって、当該補正が登録を受けようとする意匠の範囲を大きく変更するものと認められる場合、分割出願か継続出願を行うように指摘される。

(ii) 欧州について

優先権主張を伴う出願において、EUIPO は実際にどのような審査を行うか、及び部分意匠と全体意匠との関係において、どの程度までの違いが許容されるのかについて質問をした。

優先権主張を伴う出願がされた際に、出願に係る意匠と原出願に係る意匠との同一性に関しては、EUIPO では審査時は判断されず、登録後の審判等で問題となる。出願時に EUIPO が審査するのは、出願人や時期的な要件のみであるとの回答であった。

優先権主張を伴う出願に関し、全体意匠と部分意匠間の違いがある事例はないとの共通の回答であった。優先権主張を伴う意匠の同一性に関し、ガイドラインや条文上は厳しい基準が定められているが、実際には多少の幅があるとの回答であった。優先権が認められるには、原則として、原出願に係る意匠と同一の意匠を出願しなければならないが、完全な同一性が求められるわけではなく、「重要でない部分 (immaterial details)」が異なる場合でも認められる。

回答者 1

- ・優先権主張を伴う出願は、基礎出願の意匠と出願に係る意匠とは同一でなければならない。基礎出願の意匠の一部を変更して出願することはできない。EUIPO では、意匠の同一性まではチェックしない。問題となるのは登録後の場面である。無効審判などで意匠の優先権が認められなかった事例がある（スマートフォンのボタンの形状を変更して出願した事例、基礎出願の背面図がスマートフォンの外形を示す線のみであったが、当該出願では斜視図のように表され、丸みや厚みが表されており、基礎出願の他の図からもそれが示されていなかった事例など）
- ・EUIPO がチェックするのは、出願人が同一であるか、優先権主張が期間内であるか、優先権証明書の提出が期間内であるかといった、手続主体と時期的な要件に関するもののみである。当事務所では、後の紛争のことも考慮し、内容的な部分も含めてチェックを行い、クライアントに説明している。
- ・意匠の同一性に関し、出願手続後は、図面の数が基礎出願の図面の数と違っていてもよい。例えば、①EUIPO では、7 図までしか添付できないが基礎出願で 8 図以上あるため、一部の図を省略する場合、②基礎出願を行った国で提出図面の数に制限があった場合において、EUIPO のプラクティスに合わせるために必要な図面を追加する場合など、表された意匠に変更が生じない限りにおいて、図面の数の異同は優先権主張が認められるか否かに関し問題は生じない。
- ・今回インタビューの自転車と自動車の例は、部分意匠と全体意匠の違いはあるものの、単にクレームする部分が異なるだけで、図面に表れている意匠の特徴は同一である。このようなケースは扱ったことがなく、意匠の一部を変更するとも言えない可能性がある。

回答者 2

- ・優先権主張を伴う出願は、原則として基礎出願の意匠と出願に係る意匠とは同一でなければならない。
- ・EUIPO が Formal requirement としてチェックするのは、CDIR10(3)、同 8、Guidelines p50~51 の 6.2.1 Priority and exhibition priority, 6.2.1.1 Priority に記載されている事項である。基本的に時期的な要件を満たしているかをみている。

- ・優先権の同一性に関しては、重要でない部分 (immaterial details) の違いであれば同一性があると認められている (Guideline 5.3 を参照のこと)。この「重要でない部分 (immaterial details) の違い」であるか否かの判断基準は明確にいうことは難しい。ただし、100%同一でなければならないということではなく、感覚的にいうと、97~98%程度同一であれば認められている。実際に基礎出願に係る意匠と後の出願に係る意匠とが 100%同一でなくても認められた事例はある。
- ・何が「重要でない部分 (immaterial details)」であるかについても程度問題になる。例えば、全体意匠であればその意匠の特徴というべき部分は複数あると考えられ (例えば 20 個くらい)、その中の一つが欠けていたとしても同一性があると認められるだろう。逆に、意匠の特徴といえ

る部分が 5 か所くらいしかない場合、その一か所が欠けていたとすると「重要でない部分 (immaterial details)」の違いとはみなされない。

- 例えば、インタビューの自転車の例でいうと、基礎出願が全体意匠であった場合、自転車の意匠の特徴と言える部分 (subject matter) はたくさんある。このうち、サドルだけ、又はハンドルだけが欠けていたとしても、その場合は「重要でない部分 (immaterial details)」が違うだけとみなされる。

しかし、基礎出願が自転車の部分意匠であった場合、その意匠の特徴といえる部分は全体意匠よりもかなり少ない。そのような場合、そのどこか一か所が欠けていたとしても「重要でない部分 (immaterial details)」の違いとはみなされず、同一性がないと考えられる。

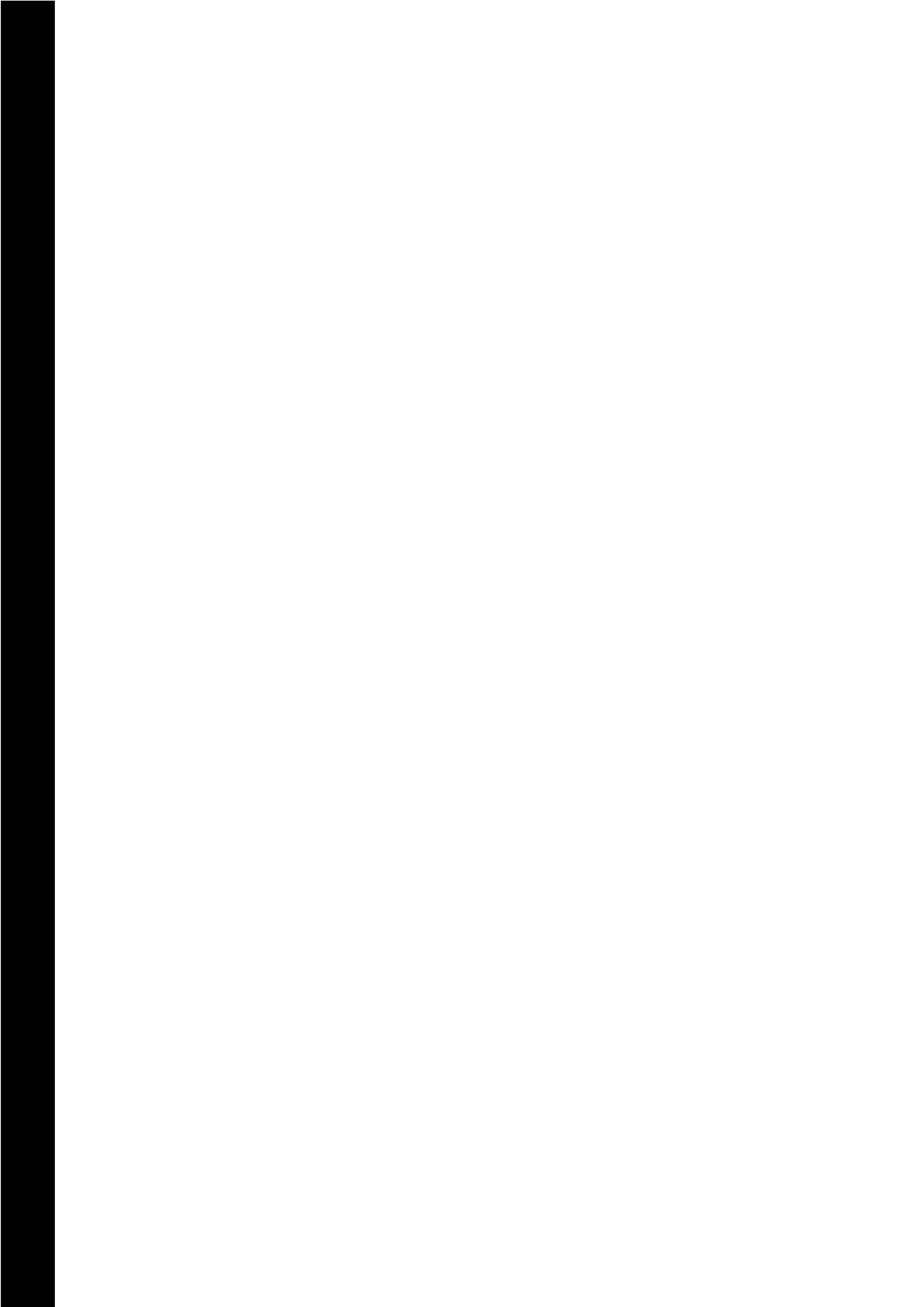
- 補正における同一性についても同様に考えられる。

(9) 審決例・裁判例

事例は見当たらなかった⁹⁵。

⁹⁵ 部分意匠ではないが、優先権不認定予告通知を受領後、優先権と同一に補正をしたが、要旨変更という理由で補正却下決定がされ、その後特許法院で要旨変更ではないと判事した事例（判例 2014.11.7 宣告 (2014 ホ 2696)）がある

資料編



資料 I



IV. 資料編

1. 資料1：国内アンケート質問票

I. 基本情報に関する質問

Q1-1 すべての方にお伺いします。

貴社又は貴事務所の属する業種について、次の中から該当するものをすべて選択してください⁹⁶。業種が複数にわたる場合は、そのうち最も主要な業種を一つ選び、その数字を主要業種の欄に記入してください。

業種（複数回答可）	
<input type="checkbox"/> ① 農林水産業 <input type="checkbox"/> ② 鉱業 <input type="checkbox"/> ③ 建設業 【製造】 <input type="checkbox"/> ④ 食料品製造業 <input type="checkbox"/> ⑤ 繊維工業 <input type="checkbox"/> ⑥ パルプ・紙鉱業 <input type="checkbox"/> ⑦ 印刷業 <input type="checkbox"/> ⑧ 医薬品製造業 <input type="checkbox"/> ⑨ 総合化学工業 <input type="checkbox"/> ⑩ 油脂・塗料製造業 <input type="checkbox"/> ⑪ ⑨⑩以外の化学工業 <input type="checkbox"/> ⑫ 石油製品・石炭製品工業 <input type="checkbox"/> ⑬ プラスチック製品製造業 <input type="checkbox"/> ⑭ ゴム製品製造業 <input type="checkbox"/> ⑮ 窯業 <input type="checkbox"/> ⑯ 鉄鋼業 <input type="checkbox"/> ⑰ 非鉄金属製造業 <input type="checkbox"/> ⑱ 金属製品製造業 <input type="checkbox"/> ⑲ はん用機械器具製造業 <input type="checkbox"/> ⑳ 生産用機械器具製造業 <input type="checkbox"/> ㉑ 業務用機械器具製造業 <input type="checkbox"/> ㉒ 電子部品・デバイス製造業 <input type="checkbox"/> ㉓ 電気機械器具製造業 <input type="checkbox"/> ㉔ 情報通信機械器具製造業 <input type="checkbox"/> ㉕ 輸送用機械器具製造業 <input type="checkbox"/> ㉖ その他の製造業	【サービス等】 <input type="checkbox"/> ㉗ 電気・ガス・水道業 <input type="checkbox"/> ㉘ 情報通信業 <input type="checkbox"/> ㉙ 運輸業 <input type="checkbox"/> ㉚ 卸売業 <input type="checkbox"/> ㉛ 小売業 <input type="checkbox"/> ㉜ 金融・保険業 <input type="checkbox"/> ㉝ 不動産業 <input type="checkbox"/> ㉞ 飲食・宿泊業 <input type="checkbox"/> ㉟ 特許事務所／法律事務所 <input type="checkbox"/> ㊱ デザイン業 <input type="checkbox"/> ㊲ ㉗～㊱以外のサービス業 【学術関連機関】 <input type="checkbox"/> ㊳ 教育機関（大学等） <input type="checkbox"/> ㊴ 技術移転期間（TLO等） <input type="checkbox"/> ㊵ 公的研究機関 <input type="checkbox"/> ㊶ ㊳～㊵以外の学術関連機関 【その他】 <input type="checkbox"/> ㊷ その他の業種 <input type="checkbox"/> ㊸ ㉗～㊷に属さない個人
業種が複数になる場合： 主要業種の番号をご記入ください（ ）	

⁹⁶ 本分類は、総務省統計局「科学技術調査」で用いている産業分類に準じて作成しています。
 (https://www.stat.go.jp/data/kagaku/kekka/a3_25you.html)

Q1-2 すべての方にお伺いします。

貴社の企業規模（資本金）について、次の中から該当するものを一つだけ選択してください。

選択肢（一つだけ）

- ① 1,000 万円未満
- ② 1,000 万円～5,000 万円未満
- ③ 5,000 万円～1 億円未満
- ④ 1 億円～10 億円未満
- ⑤ 10 億円～100 億円未満
- ⑥ 100 億円～1,000 億円未満
- ⑦ 1,000 億円以上

Q1-3 すべての方にお伺いします。

貴社の従業員のうち、デザイナーは何人ですか？ 次の中から該当するものを一つだけ選択してください。

選択肢（一つだけ）

- ① デザイナーはいない
- ② 5 人未満
- ③ 5 人～10 人未満
- ④ 10 人～15 人未満
- ⑤ 15 人～20 人未満
- ⑥ 20 人以上

Q1-4 すべての方にお伺いします。

貴社のデザイン開発はどのように行っていますか？ 次の中から該当するものを一つだけ選択してください。

選択肢（一つだけ）

- ① デザイン開発はすべて内製している
- ② デザイン開発はすべて外注している
- ③ デザイン開発は内製と外注がある
- ④ デザイン開発を行っていない
- ⑤ その他（)

II. 新しい意匠に関する質問

<GUI（操作画像及び表示画像）>

すべての方にお伺いします。

（ご回答ができない質問については空欄のまま、次の質問にお進みください。）

Q2-1（GUIの開発）

貴社又はあなたは、GUIを開発しているか、したことはありますか？ 以下のうち、貴社又はあなたの開発状況に最も近いものを、いずれか一つだけ選択してください。

選択肢（一つだけ）

- ① 現在も開発している
- ② 現在は開発していないが、過去開発していた
- ③ 現在も過去も GUIを開発したことはない

Q2-2（コンテンツ等を組みこんだ GUI）

以下に挙げたもののうち、貴社又はあなたが開発している又はしたことがある GUIに該当するものはありますか？ 該当するものをすべて選択してください。

選択肢（複数選択可）

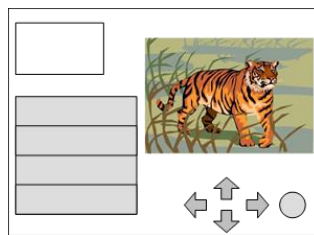
- ① GUIの中に、コンテンツ（映画やカメラで撮影した動画又は写真等の静止画）を表示する箇所のあるもの
- ② 機器に備えたカメラで撮影した現実の映像と情報を組み合わせた GUI
- ③ 機器に備えたカメラで撮影した現実の映像の一部又は全部を変化させた新たな動画又は静止画を作成する GUI
- ④ 上記以外の、コンテンツ等を組み込んだ GUI
()
- ⑤ その他
()
- ⑥ GUIの開発をしていない／したことがない

Q2-2 (コンテンツ等を組みこんだ GUI の表現)

現在の日本の意匠法ではコンテンツは保護の対象外であり、コンテンツを含んだ意匠を登録することはできません。仮にコンテンツ等を組み込んだ GUI (例えば、動画の操作ボタンと再生される動画を組み合わせた GUI) を登録しようとするのであれば、少なくともコンテンツが表示される部分と、その他の登録したい部分とを区別する必要があります。この場合、コンテンツと、創作した GUI とを区別するためには、どのような表現が必要だと考えますか? 以下のうち貴社又はあなたが、この情報があればコンテンツと GUI とを区別することができると思うものをすべて選択してください。このような GUI の開発をしていない方も、登録することになった場合を想定してお答えください。

選択肢 (複数選択可)

(参考) コンテンツ等を組み込んだ GUI の例 (動画再生用 GUI)



※右上の虎が表示された部分がコンテンツ。その下のボタンが動画の操作部分

- ① GUI のどの部分がコンテンツか、という説明文章 (のみ)
- ② コンテンツの箇所を図示や指示線で示した説明図 (のみ)
- ③ 上記の①+②
- ④ その他

(

)

Q2-3 (インタラクティブな GUI の開発)

以下に挙げたもののうち、貴社又はあなたが開発している又はしたことのある GUI に該当するものはありますか? 該当するものがあればすべて選択してください

選択肢 (複数選択可)

- ① 仮想的な 3 次元空間内に操作用のアイコン等が配された GUI
 - ② ユーザーの機器の状態 (例えば、スマートフォンの向きや動き) に連動して変化する GUI
 - ③ 状況や情報に応じてインタラクティブに変化する GUI
 - ④ その他
- (
- ⑤ GUI の開発をしていない/したことがない
-)

Q2-4 (インタラクティブな GUI の表現)

状況に応じて変化する、インタラクティブな GUI を静止画像や説明文章で表現しようとする場合、GUI の特徴を表現するためにはどのような情報が必要だと考えますか？ 以下のうち、貴社又はあなたが、この情報があれば GUI の特徴を表現できると思うものをすべて選んでください。このような GUI の開発をしていない方も、登録することになった場合を想定してお答えください。

選択肢 (複数選択可)

- ① GUI がどのような情報や状況に応じて変化するか、という説明文章 (のみ)
 - ② 状況に応じて変化した GUI の図 (のみ)
 - ③ 上記の①+②
 - ④ その他
- ()

Q2-5 (立体的な GUI の図面表現)

GUI の中には、ホログラムや立体的な表示器で表示される画像や、仮想現実 (Virtual Reality: VR) や拡張現実 (Augmented Reality: AR) に使われる画像のように、立体形状 (又は仮想的な立体形状) をもつものもあります。このような立体的に見える GUI を静止画像で表現するには、どのような図面等が必要だと思いますか？ 以下のうち 貴社又はあなたの考えに最も近いものを一つだけ選択してください。

選択肢 (一つだけ)

- ① 6 方向 (正面、背面、平面、底面、右側面、左側面) から見た 6 つの図
 - ② 様々な視点から見た複数の斜視図
 - ③ その他
- ()

Q2-6 (機能、用途を限定しない GUI の外観のみの創作)

あなた又は貴社において、機能、用途、操作方法、実装する機器等を決めず、先に GUI のイメージのみ作成することはありますか？

当てはまるものを一つだけ選択してください。

選択肢 (一つだけ)

- ① よくある
- ② ある
- ③ 稀にある
- ④ ない
- ⑤ GUI の開発をしていない / したことがない
- ⑥ わからない

Q2-7 (GUIの意匠の審査)

意匠登録すべきでない意匠として、「公知^{※1}のGUIと同一か類似したGUI」や、「当業者^{※2}であれば容易に創作できるGUI」、「公序良俗^{※3}に反するGUI」等が挙げられます。これらに該当し、意匠登録すべきでないと考えるGUIがあればご教示ください。

自由記載

※1：「公知」とは、公開されて秘密の状態を脱し、他人に知られていることをいいます。

※2：「当業者」とは、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者をいいます。

※3：「公序良俗」とは「公の秩序、善良の風俗」をいい、「公序良俗に反する」というのは、例えば、外国の元首の像や国旗、王家の紋章などを表して、外国政府等の尊厳を害するようなものや、わいせつ物を表したようなもの、道徳観に反するようなものなどをいいます。このようなものを表す意匠は、登録することができません。

<建築物の意匠>

すべての方にお伺いします。

(ご回答ができない質問については空欄のまま、次の質問にお進みください。)

Q3-1 (意匠設計の担当者)

貴社内に建築物の外観を設計する者(意匠設計の担当者)はいらっしゃいますか？
当てはまるものを一つだけ選択してください。

選択肢 (一つだけ)
<input type="checkbox"/> ① 社内に意匠設計者がいる <input type="checkbox"/> ② 社内に意匠設計者はいない

Q3-2 (外注した外観デザインの権利)

意匠設計を外注する場合、その建築物の外観の権利等の管理や機密保持等に関する契約や取り決めはありますか？ 当てはまるものを一つだけ選択してください。

選択肢 (一つだけ)
<input type="checkbox"/> ① 意匠設計を外注することはない(意匠設計はすべて内製している) <input type="checkbox"/> ② 意匠設計を(一部又は全部)外注しているが、特に取り決め等はない <input type="checkbox"/> ③ 建築物の意匠設計をしていない <input type="checkbox"/> ④ 外観の権利等の管理や機密保持等に関する契約や取り決めがある (具体的には：例 秘密保持契約、ライセンス契約)

Q3-3 (法令による外観デザインの制限)

建築物の外観の創作性の評価に影響を及ぼすような、建築物の外観の形態に制限を加える法令はありますか? 該当するものを一つだけ選択し、「ある」と回答された場合は、具体的な法令名をご記入ください。

選択肢 (一つだけ)	
<input type="checkbox"/> ① ある (具体的な法令名 (複数可):)
<input type="checkbox"/> ② 特になし	

Q3-4 (情報収集)

以下のうち、貴社が建築物に関する情報収集の際に活用しているものはありますか? 当てはまるものをすべて選択してください。

選択肢 (複数選択可)	
<input type="checkbox"/> ① 建築関係の雑誌や業界誌 (具体的な誌名:)
<input type="checkbox"/> ② 建築関係のウェブサイト (具体的なウェブサイト名:)
<input type="checkbox"/> ③ 建築賞やコンペの受賞作品 (具体的な賞名:)
<input type="checkbox"/> ④ 競合他社の建築物	
<input type="checkbox"/> ⑤ 建築対象地域の建築物	
<input type="checkbox"/> ⑥ 過去の建築様式	
<input type="checkbox"/> ⑦ その他 ()
<input type="checkbox"/> ⑧ 特に参考とするものはない	

Q3-5 (建築物の外観デザイン)

貴社が評価する建築物の外観デザインの事例はありますか? 該当するものを一つだけ選択し、「ある」と回答された場合、具体的な建築名及び評価する理由をご記入ください。

選択肢 (一つだけ)	
<input type="checkbox"/> ① ある (具体的な建築名:)
(評価する理由:)
<input type="checkbox"/> ② 特になし	

Q3-6 (建築物の模倣)

貴社が手掛けた、又は利用している建築物の外観や外観の一部が第三者に模倣されたことはありますか？ ある場合、どのように対応されましたか？ 該当するものを一つだけ選択し、「ある」と回答された場合、具体的な模倣内容と貴社の対応について、それぞれご記入ください。

選択肢 (一つだけ)

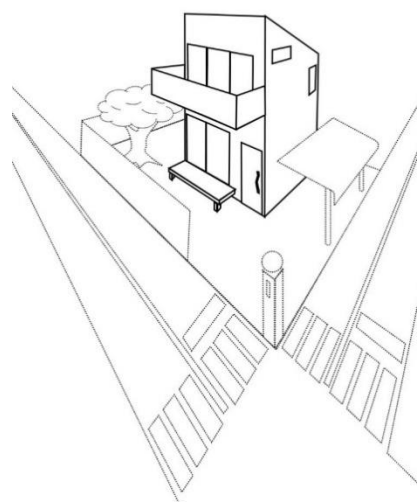
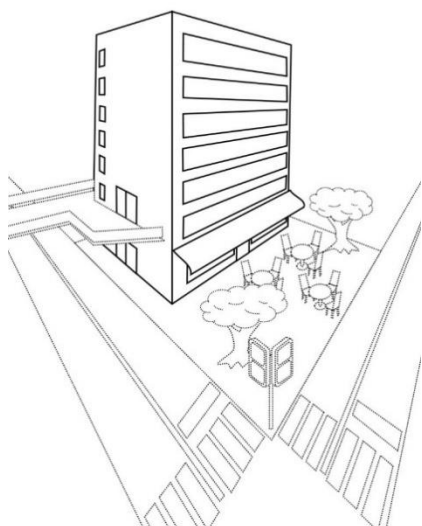
- ① ある
(具体的な模倣内容：)
(貴社の対応：)
- ② なし

Q3-7 (建築物の創作の単位)

貴社又はあなたのお考えにおいて、「建築物」の創作に、建築物本体以外の付随物は含まれるとお考えですか？ 該当するものを一つだけ選択し、②を選択された場合は、「建築物」に含めるべき付随物について、合わせてお答えください。選択肢は、次ページに続きます。

選択肢 (複数選択可)

- ① 「建築物」の創作は建物本体のみであって、付随物は含まれない
(例) オフィスビル本体のみ (太線部) (例) 一般住宅本体のみ (太線部)

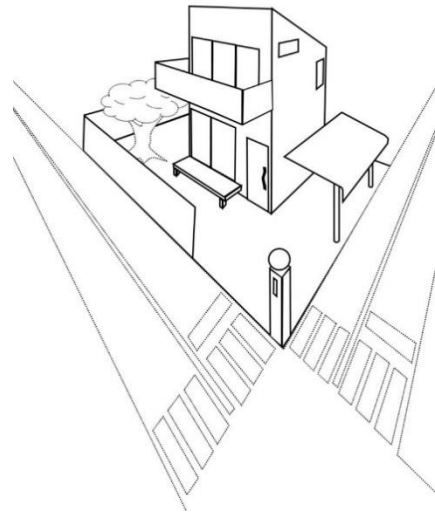
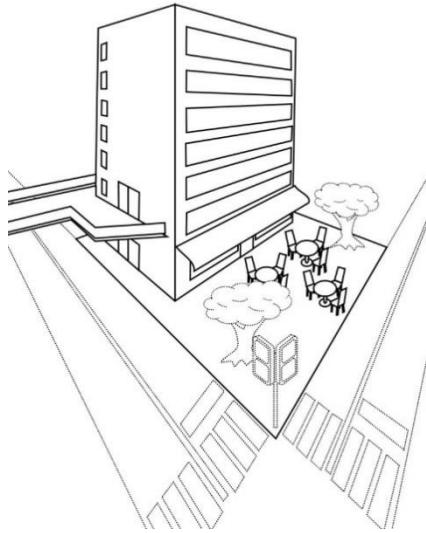


選択肢（複数選択可）

- ②「建築物」の創作には、建物本体に加えて、付随する物（ペDESTリアンデッキや屋上庭園、ビル敷地内の公共空間のデザイン、敷地内のカーポートや門扉等）が含まれる。
※植栽等自然物を除く

（例）オフィスビル本体+周辺空間（太線部）

（例）一般住宅本体+周辺空間（太線部）



「建築物」に含めるべき付随物（自由記載）

Q3-8 （建築物の範囲）

上記 Q3-7 に挙げた事例のほか、貴社又はあなたのお考えにおいて「建築物」に含まれる、あるいは「建築物」として取り扱われるものには、どのようなものがありますか？ 下記の欄にご自由にご記入ください。

自由記載

Q3-9 (建築物の意匠の審査)

意匠登録すべきでない建築物として、「公知^{※1}の建築物と同一か類似した建築物」や、「当業者^{※2}であれば容易に創作できる建築物」、「公序良俗^{※3}に反する建築物」等が考えられます。これらのうち、具体的に意匠登録すべきでない建築物があればご教示ください。

自由記載

※1:「公知」とは、公開されて秘密の状態を脱し、他人に知られていることをいいます。

※2:「当業者」とは、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者をいいます。

※3:「公序良俗」とは「公の秩序、善良の風俗」をいい、「公序良俗に反する」というのは、例えば、外国の元首の像や国旗、王家の紋章などを表して、外国政府等の尊厳を害するようなものや、わいせつ物を表したような、道徳観に反するようなもののことをいいます。このようなものを表す意匠は、登録することができません。

Q3-10 (建築物の意匠の審査)

建築物の意匠の審査資料として特許庁が収集すべき資料があればご教示ください。

自由記載

Q3-11 (建築物の意匠の審査)

特許庁が建築物の意匠の審査を行うにあたって留意すべき点があればご教示ください。

自由記載

<内装の意匠>

すべての方にお伺いします。

(ご回答ができない質問については空欄のまま、次の質問にお進みください。)

Q4-1 (内装デザインの担当者)

貴社内に内装のデザイナーはいらっしゃいますか？ 当てはまるものを一つだけ選択してください。

選択肢 (一つだけ)

- ① 社内に内装のデザイナーがいる
- ② 社内に内装のデザイナーはいない

Q4-2 (外注した内装デザインの権利)

内装のデザインを外注する場合、その意匠創作の権利の管理や機密保持等に関する契約や取り決めはありますか？ 該当するものを一つだけ選択してください。

選択肢 (一つだけ)

- ① 内装デザインを外注することはない (内装デザインはすべて内製している)
- ② 内装デザインの全部又は一部を外注しているが、特に取り決め等はない
- ③ 内装のデザインを取り扱うことがない
- ④ 内装デザインの権利等の管理や機密保持等に関する契約や取り決めがある (具体的には：)

Q4-3 (内装デザインを制限する法令)

内装デザインの創作性の評価に影響を及ぼすような、内装のデザインの形態に制限を加える法令はありますか？ 該当するものを一つだけ選択し、「ある」と回答された場合は、具体的な法令名をご記入ください。

選択肢 (一つだけ)

- ① ある (具体的な法令名 (複数可)：)
- ② 特になし

Q4-4 (情報収集)

以下のうち、貴社が内装デザインの情報収集の際に活用しているものはありますか？ 当てはまるものをすべて選択してください。

選択肢（複数選択可）

- ① 内装デザイン関係の雑誌や業界誌
（具体的な誌名： _____ ）
- ② 内装デザイン関係のウェブサイト
（具体的なウェブサイト名： _____ ）
- ③ 内装デザイン関係の賞やコンペの受賞作品
（具体的な賞名： _____ ）
- ④ 競合他社が手掛けた内装デザイン
 ⑤ その他
（ _____ ）
- ⑥ 特に参考とするものはない

Q4-5 （評価する内装デザイン）

貴社が評価する内装デザインの事例はありますか？ 該当するものを一つだけ選択し、「ある」と回答された場合、具体的な内装名及び評価する理由をご記入ください。

選択肢（一つだけ）

- ① ある
（具体的な内装名など： _____ ）
（評価する理由： _____ ）
- ② 特になし

Q4-6 （内装デザインの模倣）

貴社が手掛けた、又は利用している内装デザインや内装デザインの一部が**第三者に模倣されたことはありますか？** ある場合、どのように対応されましたか？ 該当するものを一つだけ選択し、「ある」と回答された場合、具体的な模倣内容と貴社の対応について、それぞれご記入ください。

選択肢（一つだけ）

- ① ある
（具体的な模倣内容： _____ ）
（貴社の対応： _____ ）
- ② なし
 ③ 内装のデザインはしていない

Q4-7 (内装の創作)

内装のデザインを考える際、内装全体の統一感を意識することはありますか。以下のうち貴社 又はあなたのお考えに最も近いものを一つだけ選択してください。

選択肢 (一つだけ)	
<input type="checkbox"/>	① 毎回考えている
<input type="checkbox"/>	② よくある (8割以上程度)
<input type="checkbox"/>	③ たまにある (6～8割程度)
<input type="checkbox"/>	④ 考えることも考えないこともある (4～6割程度)
<input type="checkbox"/>	⑤ あまりない (2～4割程度)
<input type="checkbox"/>	⑥ ほとんどない (2割以下程度)
<input type="checkbox"/>	⑦ 全く考えていない
<input type="checkbox"/>	⑧ 内装のデザインはしていない

Q4-8 (内装全体の統一感)

貴社又はあなたは、以下に挙げる要素が共通することが、内装全体の統一感にどの程度影響を及ぼすと考えますか? 貴社又はあなたのお考えに最も近いものを、要素ごとに一つずつ選択してください。内装のデザインをしていない方も、もしデザインをした場合どのように考えるかを想定してお答えください。

選択肢 (各項目一つだけ) + 自由記載				
要素	非常に影響する	やや影響する	あまり影響しない	影響しない
モチーフが共通する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
色彩が共通する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
素材が共通する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
質感が共通する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
表面処理が共通する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

上記の他、内装に統一感を出すために揃える要素があれば、以下にご記載ください。
()

Q4-9 (内装の意匠の審査)

意匠登録すべきでない内装デザインとして、「公知^{*1}の内装デザインに類似した内装」や、「当業者^{*2}であれば容易に創作できる内装」、「公序良俗^{*3}に反する内装」等が考えられます。これらのうち、具体的に意匠登録すべきでない内装の意匠があればご教示ください。

自由記載

- ※1：「公知」とは、公開されて秘密の状態を脱し、他人に知られていることをいいます。
※2：「当業者」とは、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者をいいます。
※3：「公序良俗」とは「公の秩序、善良の風俗」をいい、「公序良俗に反する」というのは、例えば、外国の元首の像や国旗、王家の紋章などを表して、外国政府等の尊厳を害するようなものや、わいせつ物を表したような、道徳観に反するようなもののことをいいます。このようなものを表す意匠は、登録することができません。

Q4-10 (内装の意匠の審査)

特許庁が内装の意匠の審査資料として収集すべき資料があればご教示ください。

自由記載

Q4-11 (内装の意匠の審査)

特許庁が内装の意匠の審査を行う際に留意すべき点があればご教示ください。

自由記載

<一意匠一出願・組物の意匠>

すべての方にお伺いします。

(ご回答ができない質問については空欄のまま、次の質問にお進みください。)

Q5-1 (一意匠一出願)

日本の意匠制度には、一意匠一出願の原則があり、一つの出願に二つ以上の物品を含めることができません(※注)。このような運用に関して、出願をあきらめたり、何かお困りになった事例があればお聞かせ下さい。

※注 ただし、一つの用途や機能を果たすためのものであれば、二つ以上のパーツから構成されるものでも、一意匠として出願することができます。

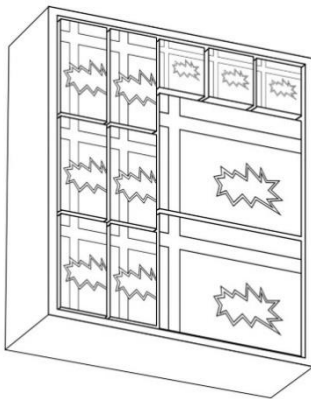
自由記載

Q5-2 (複数の構成物を含むデザイン1)

現在の日本の意匠法では、一つの出願に二つ以上の物品を含めることができませんが、所定の要件を満たすことにより、組物*として登録することができます。ただし、以下の事例のような、複数の構成物を含む贈答品のようなデザインを組物*として登録することはできません。下記の例のような特徴を有する意匠について、一つの意匠として出願したいと考えたことはありますか？ 該当するものを一つだけ選択し、「一つの意匠として出願したいと考えたことがある」と回答された場合、具体的な例をご記入ください。

※「組物」とは、コーヒーセットや食器セットのように、同時に使用される複数の物品で構成され、全体として統一感がある場合、登録が認められるものです。組物として登録するには、p.21にある表に該当するものである必要があります。

【例】



【特徴】

- ・ いろいろな商品の組合せで構成
- ・ すべての商品のパッケージに共通するデザインが施してある。
- ・ 全体として、統一感がある。

(願書の記載例)

【意匠に係る物品】 ギフトセット

【意匠に係る物品の説明】

本物品は、コーヒー、紅茶、お菓子を詰め合わせたギフトセットである。

Q5-2 の選択肢 (一つだけ)

① 一つの意匠として出願したいと考えたことがある
(具体的に： _____)

② 特になし

Q5-3 (複数の構成物を含むデザイン2)

以下の事例のような、複数の構成物を含むデザインについて、一つの意匠として出願したいと考えたことはありますか。該当するものを一つだけ選択し、「一つの意匠として出願したいと考えたことがある」と回答された場合、具体的にどのようなものかをご記入ください。

【例】



【特徴】

- ・違う種類の商品の組合せで構成
- ・パッケージのまま、ひとまとまりの状態で販売される
- ・共通するデザインは特に施されていない

【意匠に係る物品】 歯磨き用品

【意匠に係る物品の説明】

本物品は、歯ブラシと歯磨き粉をブリスターパックに入れたもので、そのまま店頭で陳列できるものである。

選択肢 (一つだけ)

- ① 一つの意匠として出願したいと考えたことがある
(具体的に：)
- ② 特になし

Q5-4 (組物のリスト)

現在の日本の意匠法において、組物の意匠として出願できるのは、出願意匠が意匠法施行規則別表第二(※次ページ参照)に掲げる組物のいずれかに該当する場合に限られています。このリストについて、どのようにお考えですか?

当てはまるものをすべて選択してください。

選択肢(複数選択可)	
<input type="checkbox"/> ① 新しい組物を追加してほしい。 (具体的に追加すべきもの:)
<input type="checkbox"/> ② 現在の組物から削除してほしい。 (具体的に削除すべきもの:)
<input type="checkbox"/> ③ 特に困ったことはない	
<input type="checkbox"/> ④ その他 ()

※(参考)意匠法施行規則 別表第二

一組の下着セット	一組の天井灯セット
一組のカフスボタン及びネクタイ止めセット	一組の台所セット
一組の装身具セット	一組の便器用付属品セット
一組の喫煙用具セット	一組の紅茶セットおもちゃ
一組の美容用具セット	一組のコーヒーセットおもちゃ
一組のひなセット	一組のディナーセットおもちゃ
一組の洗濯機器セット	一組の薬味入れセットおもちゃ
一組の便所清掃用具セット	一組のナイフ、フォーク及びスプーンセットおもちゃ
一組の洗面用具セット	一組のゴルフクラブセット
一組の電気歯ブラシセット	一組のドラムセット
一組のキャンプ用鍋セット	一組の事務用具セット
一組の紅茶セット	一組の筆記具セット
一組のコーヒーセット	一組の自動車用エアスポイラーセット
一組の酒器セット	一組の自動車用シートカバーセット
一組の食卓用皿及びコップセット	一組の自動車用フロアマットセット
一組のせん茶セット	一組の自動車用ペダルセット
一組のディナーセット	一組の自動二輪車用カウルセット
一組の薬味入れセット	一組の自動二輪車用フェンダーセット
一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット	一組の車載用経路誘導機セット
一組のいすセット	一組のオーディオ機器セット
一組の応接家具セット	一組の車載用オーディオ機器セット
一組の屋外用いす及びテーブルセット	一組のスピーカーボックスセット
一組の玄関収納セット	一組のテレビ受像機セット
一組の収納棚セット	一組の光ディスク再生機セット
一組の机セット	一組の電子計算機セット
一組のテーブルセット	一組の自動販売機セット
一組のエアーコンディショナーセット	一組の医療用エックス線撮影機セット
一組の洗面化粧台セット	一組の門柱、門扉及びフェンスセット

Q5-5 (新たな保護対象の組物)

今回の意匠法改正により、画像意匠（GUI など）や建築物といった、新たに保護対象となったものも組物の構成物とすることができるようになります。これらの新たに保護対象となったものについて、組物の意匠として出願したいと考えるものがあればご教示ください。

自由記載

Q5-6 (組物の部分意匠)

現在の日本の意匠法では、組物の一部分のみを部分意匠として登録することはできません。もし、可能となった場合、組物の部分意匠として出願したいと考えるものがあればご教示ください。

自由記載

Ⅲ. 部分意匠に関する質問

すべての方にお伺いします。

< 手続補正の要件 >

Q6-1 現在、意匠出願の手続補正（以下、「補正」）は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面の要旨を変更する補正は、認められません。貴社又はあなたは、これまでに、出願当初の意匠の要旨を変更する補正をしたいと思ったことはありますか？ あるとすれば、それはどのような補正ですか？当てはまるものをすべて選択してください。

選択肢（複数選択可）	
<input type="checkbox"/>	① 意匠登録を受けようとする部分（ 実線 ）の一部を、意匠登録を受けようとする部分以外の部分（ 破線 ）にする。（意匠登録を受けようとする部分の範囲の縮小）
<input type="checkbox"/>	② 意匠登録を受けようとする部分以外の部分（ 破線 ）の一部を、意匠登録を受けようとする部分（ 実線 ）にする。（意匠登録を受けようとする部分の範囲の拡大）
<input type="checkbox"/>	③ 意匠登録を受けようとする部分（ 実線 ）の位置を変更する（例：車のミラー部分から、車のバンパー部分への変更など）
<input type="checkbox"/>	④ 部分意匠から部品の意匠に変更する （例：「車のミラー部分の部分意匠」から「ミラーの意匠」への変更）
<input type="checkbox"/>	⑤ その他 ()
<input type="checkbox"/>	⑥ 思ったことはない

※<参考>意匠法第十七条の二（補正の却下）

願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三月を経過するまでは、当該意匠登録出願について査定をしてはならない。

4 審査官は、意匠登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し補正却下決定不服審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその意匠登録出願の審査を中止しなければならない。

Q6-2 Q6-1 で選択された補正をしたいと思った理由をそれぞれご記入ください。

	理由（自由記載）
①の選択理由	
②の回答理由	
③の回答理由	
④の回答理由	
⑤の回答理由	
⑥の回答理由	

<分割出願>

Q6-3 現在、意匠出願が二以上の意匠を包含している場合のみ、その一部を一又は二以上の新たな意匠出願（以下、「分割出願」。手続補正とは異なり、原出願の意匠を維持したまま、別の意匠の権利化が可能。）とすることができます。貴社又はあなたは、これまでに、一意匠についてした意匠出願を分割し、開示した意匠の一部を新たな出願として出願したいと思ったことがありますか？ あるとすれば、それはどのような分割出願ですか？ 当てはまるものをすべて選択してください。

選択肢（複数選択可）	
<input type="checkbox"/>	① <u>全体意匠の出願（原出願）から、当該意匠の一部について抜粋し、部分意匠として新たに出願する。</u>
<input type="checkbox"/>	② 部分意匠の出願（原出願）の意匠登録を受けようとする部分以外の部分（ <u>破線部分</u> ）の一部について <u>抜粋</u> し、当該部分を <u>部分意匠として新たに出願</u> する。
<input type="checkbox"/>	③ 部分意匠の出願（原出願）の、 <u>破線部分を実線にした意匠を</u> 、全体意匠として <u>新たに出願</u> する。
<input type="checkbox"/>	④ 全体意匠の出願（原出願）から、 <u>全体意匠を構成する部品の一部を抜粋し、部品の意匠として新たに出願</u> する。
<input type="checkbox"/>	⑤ その他 ()
<input type="checkbox"/>	⑥ 思ったことはない

Q6-4 Q6-3 で選択された分割出願をしたいと思った理由をそれぞれご記入ください。

	理由（自由記載）
①の回答理由	
②の回答理由	
③の回答理由	
④の回答理由	
⑤の回答理由	
⑥の回答理由	

<優先権主張>

Q6-5 日本でパリ条約による優先権の主張が認められるためには、日本（第二国）にした意匠出願の意匠が、優先権の基礎となる第一国への最初の出願（以下、「基礎出願」）の意匠と同一であることが求められます。貴社又はあなたは、これまでに、下記のような出願について、パリ条約による優先権を主張することを検討したことはありますか？ 当てはまるものをすべて選択してください。なお、基礎出願は一の意匠についての出願としてお考えください。

選択肢（複数選択可）	
<input type="checkbox"/>	① <u>全体意匠</u> についての出願を <u>基礎出願</u> とする、一又は <u>複数の部分意匠</u> についての <u>日本への意匠出願</u>
<input type="checkbox"/>	② <u>部分意匠</u> についての出願を <u>基礎出願</u> とする、 <u>全体意匠</u> についての <u>日本への意匠出願</u> （破線を実線に変更して出願）
<input type="checkbox"/>	③ <u>部分意匠</u> についての出願を <u>基礎出願</u> とする、 <u>位置/大きさの異なる部分意匠</u> についての <u>日本への意匠出願</u>
<input type="checkbox"/>	④ その他 ()
<input type="checkbox"/>	⑤ 思ったことはない

Q6-6 Q6-5 で選択された出願について検討した理由をそれぞれご記入ください。

	理由（自由記載）
①の回答理由	
②の回答理由	
③の回答理由	
④の回答理由	
⑤の回答理由	

IV. 訂正^{*}に関する質問

Q7-1 現在、意匠については、特許とは異なり、訂正審判及び無効審判中の訂正の請求はできません。貴社又はあなたは、これまでに、意匠について訂正を請求したいと思ったことはありますか？ あるとすれば、それはどのような訂正内容ですか？ 当てはまるものをすべて選択してください。

選択肢（複数選択可）	
<input type="checkbox"/>	① <u>意匠登録を受けようとする部分（実線）の一部を、意匠登録を受けようとする部分以外の部分（破線）にする。</u> （意匠登録を受けようとする部分の範囲の縮小）
<input type="checkbox"/>	② <u>意匠登録を受けようとする部分以外の部分（破線）の一部を、意匠登録を受けようとする部分（実線）にする。</u> （意匠登録を受けようとする部分の範囲の拡大）
<input type="checkbox"/>	③ 誤記訂正
<input type="checkbox"/>	④ 明瞭でない記載の釈明
<input type="checkbox"/>	⑤ 本意匠の表示の追加（自己の登録意匠が自己の他の先願意匠に類似するとして、権利無効と判示された場合などを想定）
<input type="checkbox"/>	⑥ その他 ()
<input type="checkbox"/>	⑦ 思ったことはない

※ 訂正とは、特許庁による審査が終了し、登録された後に、提出した書面（願書に添付した書面）の記載や図面を修正することをいいます。特許法では、特定の目的である場合に限り、登録後でも一部の書面（明細書等）を修正することができます。

<参考>特許法第二百二十六条（訂正審判）

特許権者は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすることについて訂正審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 特許請求の範囲の減縮
- 二 誤記又は誤訳の訂正
- 三 明瞭でない記載の釈明
- 四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする事。

Q7-2 Q7-1 で選択した訂正内容について、その理由をそれぞれご記入ください。

	理由（自由記載）
①の選択理由	
②の選択理由	
③の選択理由	
④の選択理由	
⑤の選択理由	
⑥の選択理由	
⑦の選択理由	

■ご回答いただいた方（ご回答代表者）のご連絡先を、差し支えない範囲で構いませんので、ご記入ください。

企業／貴事務所名：	
所属部署：	お名前：
電話番号：	E-Mail：
住所：	

アンケートは以上です。ご回答ありがとうございました。

資料Ⅱ





2. 資料 2 : 海外アンケート質問票

I. About the partial design system in your country

<Scope of amendment>

Q1-1(1) Please answer the following questions about the scope of amendment allowed in your country.

Is the following amendment allowed in your country? Please tick whether or not the amendment is allowed in each of the following cases. If the amendment is allowed, please identify the legal basis (provisions of laws or regulations, court judgments, etc.), and if it is not allowed, explain the reason.

Case 1: Amendment to partially change the part for which the protection is sought (solid lines) into a part other than the part for which the protection is sought (broken lines) (narrowing the scope of the part for which the protection is sought)
<input type="checkbox"/> The amendment is allowed. (Basis: _____)
<input type="checkbox"/> The amendment is not allowed. (Reason: _____)
Case 2: Amendment to partially change a part other than the part for which the protection is sought (broken lines) into a part for which the protection is sought (solid lines) (expanding the scope of the part for which the design registration is requested)
<input type="checkbox"/> The amendment is allowed. (Basis: _____)
<input type="checkbox"/> The amendment is not allowed. (Reason: _____)
Case 3: Amendment to change the position of the part for which the protection is sought (solid lines) (e.g., changing the position from the mirror of a car to the bumper of a car)
<input type="checkbox"/> The amendment is allowed. (Basis: _____)
<input type="checkbox"/> The amendment is not allowed. (Reason: _____)
Case 4: Amendment to change a partial design into the design of a component (e.g., changing a "partial design of the mirror of a car" into a "design of a mirror")
<input type="checkbox"/> The amendment is allowed. (Basis: _____)
<input type="checkbox"/> The amendment is not allowed. (Reason: _____)

Case 5: If amendment is allowed in any cases other than the above, please describe them along with the legal basis.

(Answer)

Q1-1(2) Please answer this question if you answered "the amendment is allowed" in any of the cases in Q1-1(1). Is there any restriction on the period for making the amendment and/or what can be amended with regard to each case for which you have answered "the amendment is allowed" in Q1-1(1)? If so, please explain the restriction on the period for making the amendment and/or what can be amended. Please also identify the legal basis (provisions of laws or regulations, court judgments, etc.).

Answer 1

Case number for which you answered "the amendment is allowed" in Q1-1(1) (select one)

Case 1 Case 2 Case 3 Case 4 Case 5

On the period for making the amendment

There is a restriction.

(Restriction and legal basis: _____)

There is no restriction.

On what can be amended

There is a restriction.

(Restriction and legal basis: _____)

There is no restriction.

Answer 2

Case number for which you answered "the amendment is allowed" in Q1-1(1) (select one)

Case 2 Case 3 Case 4 Case 5

On the period for making the amendment

There is a restriction.

(Restriction and legal basis: _____)

There is no restriction.

On what can be amended

There is a restriction.

(Restriction and legal basis: _____)

There is no restriction.

Answer 3
Case number for which you answered "the amendment is allowed" in Q1-1(1) (select one) <input type="checkbox"/> Case 3 <input type="checkbox"/> Case 4 <input type="checkbox"/> Case 5
On the period for making the amendment <input type="checkbox"/> There is a restriction. (Restriction and legal basis: _____) <input type="checkbox"/> There is no restriction.
On what can be amended <input type="checkbox"/> There is a restriction. (Restriction and legal basis: _____) <input type="checkbox"/> There is no restriction.

Hereafter, please provide answers by copying and pasting the necessary number of answer boxes.

Q1-1(3) Please answer this question if you answered "there is a restriction on what can be amended" for any of the cases in Q1-1(2). Please show specific examples of what can be and what cannot be amended. Even hypothetical case examples would be fine.

Specific example of what can be amended
Specific example of what cannot be amended

Q1-1 (4) Please answer this question if you answered "there is a restriction" on the period for making the amendment and/or what can be amended for any of the cases in Q1-1(2). If an applicant makes an amendment that violates that restriction, what is informed or requested by Office Action (does the Patent Office send a notice of grounds for rejection, a written direction, etc.)? Then, what kind of response can the applicant make to this Office Action? Please also identify the legal basis (provisions of laws or regulations, court judgments, etc.).

(1) Office Action (a notice of grounds for rejection, a written direction, etc.) sent to the applicant
(2) What the applicant can do in response

Q1-2 We understand that, in your country, amendment is allowed within the scope indicated in the application or drawings attached to the design application as originally filed, provided that no new matter is added. **(1)** Does the examiner ever perform ("redo") the prior search or the examination process from scratch in reaction to such amendment? **(2)** If so, under what condition does such "redoing" take place? **(3)** For what percentage of total design applications, does such redoing take place? **(4)** What period is required for the redoing?

(1) Whether the redoing of the prior search or the determination process takes place
<input type="checkbox"/> The redoing of the prior search or the determination process takes place sometimes. <input type="checkbox"/> The redoing of the prior search or the determination process never takes place.
(2) Examples of cases in which the redoing of the prior search or the determination process takes place
(Answer)
(3) Percentage of cases in which the redoing of the prior search or the determination process takes place (even a rough estimate would be fine)
_____ %
(4) Period required for redoing the prior search or the determination process (even a rough estimate would be fine)
About ___ days/weeks/months (Please select (highlight) the unit that applies)

Q1-1' Presently in Japan, a written amendment of a design application (hereinafter referred to as "amendment") that changes the gist of the design represented in the application and drawings attached to the application as originally filed is not allowed. Has your company or have you ever wished to make any of the following amendments to an application filed in Japan? Please select all options that apply.

Options (select all that apply)	
<input type="checkbox"/>	(1) Amendment to <u>partially change</u> the part for which the protection is sought (<u>solid lines</u>) <u>into</u> a part other than the part for which the protection is sought (<u>broken lines</u>) (narrowing the scope of the part for which the protection is sought)
<input type="checkbox"/>	(2) Amendment to <u>partially change</u> a part other than the part for which the protection is sought (<u>broken lines</u>) <u>into</u> a part for which the protection is sought (<u>solid lines</u>) (expanding the scope of the part for which the protection is sought)
<input type="checkbox"/>	(3) Amendment to <u>change the position of</u> the part for which the protection is sought (<u>solid lines</u>) (e.g., changing the position from the mirror of a car to the bumper of a car)
<input type="checkbox"/>	(4) Amendment to <u>change a partial design into the design of a component</u> (e.g., changing a "partial design of the mirror of a car" into a "design of a mirror")
<input type="checkbox"/>	(5) Other ()
<input type="checkbox"/>	(6) No

Q1-2' For each of the options you selected in Q1-1', please explain why you wished to make such an amendment.

	Reason (free-form answer)
Reason for (1)	
Reason for (2)	
Reason for (3)	
Reason for (4)	
Reason for (5)	
Reason for (6)	

<Divisional applications>

Q2-1(1) Please answer the following questions about divisional applications that can be filed in your country.

Can a divisional application be filed in your country in each of the following cases? Please tick whether or not a divisional application can be filed in each of the following cases. If a divisional application can be filed, please also identify the legal basis (provisions of laws or regulations, court judgments, etc.), and if it cannot be filed, explain the reason. In addition, if a divisional application can be filed, when will be the filing date of the divisional application and the relevant date for determining the substantive requirements, such as novelty? Please also identify the legal basis (provisions of laws or regulations, court judgments, etc.).

Case 1: Extracting a part of a whole design from an application for the whole design (original application), and filing a new application for a partial design (filing a new application by representing only a part of the whole design in solid lines, and other parts in broken lines) (whole design → partial design)
<input type="checkbox"/> The divisional application can be filed. (Basis: _____) When will be the filing date and the date for determining the substantive requirements? (date: _____) (Basis: _____)
<input type="checkbox"/> The divisional application cannot be filed. (Reason: _____)
Case 2: When there is a part represented in broken lines in the drawings of the original application, filing a new application by changing a part of the broken lines into solid lines (partial design → other parts)
<input type="checkbox"/> The divisional application can be filed. (Basis: _____) When will be the filing date and the date for determining the substantive requirements? (date: _____) (Basis: _____)
<input type="checkbox"/> The divisional application cannot be filed. (Reason: _____)
Case 3: When there is a part represented in broken lines in the drawings of the original application, <u>filing a new application by changing all of the broken lines into solid lines</u> (partial design → whole design)
<input type="checkbox"/> The divisional application can be filed. (Basis: _____) When will be the filing date and the date for determining the substantive requirements? (date: _____) (Basis: _____)
<input type="checkbox"/> The divisional application cannot be filed. (Reason: _____)
Case 4: <u>Extracting a part of the components constituting a whole design</u> from an application for the whole design (original application), and <u>filing a new application for the design of a component</u> (whole design → component design)
<input type="checkbox"/> The divisional application can be filed. (Basis: _____) When will be the filing date and the date for determining the substantive requirements? (date: _____) (Basis: _____)
<input type="checkbox"/> The divisional application cannot be filed. (Reason: _____)

Case 5: If a divisional application can be filed in any cases other than the above, please describe them along with the legal basis.

(Answer)

Q2-1(2) Please answer this question if you answered "the divisional application can be filed" in any of the cases in **Q2-1(1)**. Is there any restriction on the period for the divisional application and/or on what can be divided with regard to each case for which you answered "the divisional application can be filed" in Q2-1(1)? If so, please explain the restriction on the period for the divisional application and/or on what can be divided. Please also identify the legal basis (provisions of laws or regulations, court judgments, etc.).

Answer 1

Case number for which you have answered "the divisional application can be filed" in Q2-1(1)
 Case 1 Case 2 Case 3 Case 4 Case 5

On the **period** in which the divisional application can be filed

There is a restriction.

(Restriction and legal basis: _____)

There is no restriction.

On what can be divided

There is a restriction.

(Restriction and legal basis: _____)

There is no restriction.

Answer 2

Case number for which you have answered "the divisional application can be filed" in Q2-1(1)
 Case 1 Case 2 Case 3 Case 4 Case 5

On the **period** in which the divisional application can be filed

There is a restriction.

(Restriction and legal basis: _____)

There is no restriction.

On what can be divided

There is a restriction.

(Restriction and legal basis: _____)

There is no restriction.

Answer 3
Case number for which you have answered "the divisional application can be filed" in Q2-1(1) <input type="checkbox"/> Case 1 <input type="checkbox"/> Case 2 <input type="checkbox"/> Case 3 <input type="checkbox"/> Case 4 <input type="checkbox"/> Case 5
On the period in which the divisional application can be filed <input type="checkbox"/> There is a restriction. (Restriction and legal basis: _____) <input type="checkbox"/> There is no restriction.
On what can be divided <input type="checkbox"/> There is a restriction. (Restriction and legal basis: _____) <input type="checkbox"/> There is no restriction.

Hereafter, please provide answers by copying and pasting the necessary number of answer boxes.

Q2-1(3) Please answer this question if you answered "the divisional application can be filed" for any of the cases in Q2-1(1). When the divisional application is filed, how is the original application treated? Please explain the treatment of the original application for each case in which the divisional application is filed, along with the legal basis (provisions of laws or regulations, court judgments, etc.).

Example: the original application is deemed to have been withdrawn, etc.

Answer 1
Case number for which you have answered "the divisional application can be filed" in Q2-1(1) <input type="checkbox"/> Case 1 <input type="checkbox"/> Case 2 <input type="checkbox"/> Case 3 <input type="checkbox"/> Case 4 <input type="checkbox"/> Case 5 (Answer: Treatment of the original application in the case above)
Answer 2
Case number for which you have answered "the divisional application can be filed" in Q2-1(1) <input type="checkbox"/> Case 2 <input type="checkbox"/> Case 3 <input type="checkbox"/> Case 4 <input type="checkbox"/> Case 5 (Answer: Treatment of the original application in the case above)
Answer 3
Case number for which you have answered "the divisional application can be filed" in Q2-1(1) <input type="checkbox"/> Case 3 <input type="checkbox"/> Case 4 <input type="checkbox"/> Case 5 (Answer: Treatment of the original application in the case above)

Hereafter, please provide answers by copying and pasting the necessary number of answer boxes.

Q2-1(4) Please answer this question if you answered "there is a restriction on what can be divided" for any of the cases in Q2-1(2). Please show specific examples of what can be and what cannot be divided. Even hypothetical case examples would be fine.

Specific example of what can be divided
Specific example of what cannot be divided

Q2-1(5) Please answer this question if you answered "**there is a restriction on the period for the divisional application and/or what can be divided**" for any of the cases in **Q2-1(2)**. If an applicant files a divisional application that violates that restriction, what is informed or requested by Office Action (does the Patent Office send a notice of grounds for rejection, a written direction, etc. to the applicant)? Then, what kind of response can the applicant make to this Office Action? Please also identify the legal basis (provisions of laws or regulations, court judgments, etc.).

(1) Office Action (a notice of grounds for rejection, a written direction, etc.) sent to the applicant
(2) What the applicant can do in response

Q2-1' Presently in Japan, a divisional application can only be filed if a filed design application contains two or more designs, due to the principle of one application for one design. Has your company or have you ever wished to file any of the following divisional applications in Japan? Please select all options that apply.

Options (select all that apply)
<input type="checkbox"/> (1) <u>Extracting a part of a whole design from an application for the whole design (original application), and filing a new application for a partial design</u>
<input type="checkbox"/> (2) <u>Partially extracting any part other than the part for which the design registration is requested (broken lines) of an application for a partial design (original application), and filing a new application for a partial design with regard to that extracted part</u>
<input type="checkbox"/> (3) <u>Changing broken lines in an application for a partial design (original application) into solid lines, and filing a new application for a whole design</u>
<input type="checkbox"/> (4) <u>Extracting a part of the components constituting a whole design from an application for the whole design (original application), and filing a new application for the design of a component</u>
<input type="checkbox"/> (5) Other ()
<input type="checkbox"/> (6) No

Q2-2' For each of the options you selected in Q2-1', please explain why you wished to file such a divisional application.

	Reason (free-form answer)
Reason for (1)	
Reason for (2)	
Reason for (3)	
Reason for (4)	
Reason for (5)	
Reason for (6)	

<Identicalness of design with regard to an application claiming a priority>

Q3-1 If any of the following types of applications claiming a priority is filed in your country, is the design in the application determined to be identical to the design in the original application? Please answer for each type of application.

Case 1: A design application filed in your country for one or multiple partial designs based on an application for a whole design
<input type="checkbox"/> Identical (Basis: _____)
<input type="checkbox"/> Not identical (Reason: _____)
Case 2: A design application filed in your country for a whole design based on an application for a partial design (an application filed by changing broken lines into solid lines)
<input type="checkbox"/> Identical (Basis: _____)
<input type="checkbox"/> Not identical (Reason: _____)
Case 3: A design application filed in your country for a partial design of different position or size based on an application for a partial design
<input type="checkbox"/> Identical (Basis: _____)
<input type="checkbox"/> Not identical (Reason: _____)
Case 4: If the design in an application claiming a priority is determined to be identical to the design in the basic application in any cases other than the above, please describe them along with the legal basis.
(Answer)

Q3-2 Please answer this question if you answered that the design is determined to be "***not identical***" for any of the cases in **Q3-1** (you do not need to answer this question for any of the cases for which you have selected "identical" in Q3-1). If the design is determined to be "not identical," and the applicant makes amendment after the filing so that the design will be determined to be identical, will such amendment be allowed? Will the priority claim be accepted after the amendment? Please also identify the legal basis (provisions of laws or regulations, court judgments, etc.), if any.

<Regarding Case 1 in Q3-1>

(1) Will the amendment be allowed?
<input type="checkbox"/> Amendment will be allowed.
<input type="checkbox"/> Amendment will not be allowed.
(2) Will the priority claim be accepted after the amendment?
<input type="checkbox"/> The priority claim will be accepted.
<input type="checkbox"/> The priority claim will not be accepted.
(3) Please describe the basis for your answers above.
(Answer)

<Regarding Case 2 in Q3-1>

(1) Will the amendment be allowed?
<input type="checkbox"/> Amendment will be allowed.
<input type="checkbox"/> Amendment will not be allowed.
(2) Will the priority claim be accepted after the amendment?
<input type="checkbox"/> The priority claim will be accepted.
<input type="checkbox"/> The priority claim will not be accepted.
(3) Please describe the basis for your answers above.
(Answer)

<Regarding Case 3 in Q3-1>

(1) Will the amendment be allowed?
<input type="checkbox"/> Amendment will be allowed.
<input type="checkbox"/> Amendment will not be allowed.

(2) Will the priority claim be accepted after the amendment?
<input type="checkbox"/> The priority claim will be accepted.
<input type="checkbox"/> The priority claim will not be accepted.
(3) Please describe the basis for your answers above.
(Answer)

<Regarding Case 4 in Q3-1>

(1) Will the amendment be allowed?
<input type="checkbox"/> Amendment will be allowed.
<input type="checkbox"/> Amendment will not be allowed.
(2) Will the priority claim be accepted after the amendment?
<input type="checkbox"/> The priority claim will be accepted.
<input type="checkbox"/> The priority claim will not be accepted.
(3) Please describe the basis for your answers above.
(Answer)

Q3-1' In order for a priority claim under the Paris Convention to be accepted, the design in the design application filed in Japan (the second country) is required to be identical to the design in the first application that serves as the basis of the priority (hereinafter referred to as the "basic application"). Does your company or do you wish that the designs be determined to be identical when filing any of the following types of applications claiming a priority in Japan? Please select all options that apply. Please consider that the basic application is an application for a single design.

Options (select all that apply)
<input type="checkbox"/> (1) A <u>design application filed in Japan for one or multiple partial designs based on an application for a whole design</u>
<input type="checkbox"/> (2) A <u>design application filed in Japan for a whole design based on an application for a partial design</u> (an application filed by changing broken lines into solid lines)
<input type="checkbox"/> (3) A <u>design application filed in Japan for a partial design of different position or size based on an application for a partial design</u>
<input type="checkbox"/> (4) Other
<input type="checkbox"/> (5) No

Q3-2' For each type of application you selected in Q3-1', please explain why you wish to file such a priority application.

	Reason (free-form answer)
Reason for (1)	
Reason for (2)	
Reason for (3)	
Reason for (4)	
Reason for (5)	

Q3-3' If you have any opinions or requests concerning the partial design system in Japan, please let us know.

Opinions or requests concerning the partial design system in Japan

II. Examples of Patent Office trial decisions and court judgments in your country

Q4 If there are any Patent Office trial decisions or court judgments concerning the following types and aspects of designs, please let us know.

(1) Partial design (scope of amendment, divisional application, priority claim, etc.) (Patent Office trial decisions, court judgments, etc.)
(2) Design of a graphic image (definition of the design, novelty, creativity, etc.) (Patent Office trial decisions, court judgments, etc.)
(3) Architecture appearance and interior design (definition of the design, novelty, creativity, etc.) (Patent Office trial decisions, court judgments, etc.)
(4) Design of a set of articles (definition of the design, novelty, creativity, etc.) (Patent Office trial decisions, court judgments, etc.)

Q5 Does your country have a plan to amend the design law (patent law) or revise any relevant guidelines in the future? If so, please let us know the details.

(1) Is there a plan to amend law or to revise guidelines, etc.? <input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> Law <input type="checkbox"/> Guidelines, etc. (When?:) <input type="checkbox"/> No.
(2) What are the details?

This is the end of the questionnaire. Thank you for your cooperation.

資料Ⅲ



3. 資料3：国内裁判例一覧⁹⁷

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
1	平成 30(ネ)2523	意匠 侵害	令和元年 9 月 5 日 大阪高裁	検査用照明 器具	37 条 1 項、 同条 2 項	部分	控訴棄却 (一審原告及び一審被告両方)	控訴人兼被控訴人 (一審原告) シーシーエス株式会社	控訴人兼被控訴人 (一審被告) 株式会社イマック	原審の判断を維持し、無効理由はなく、イ〜ハ号物件のうち、イ〜ロ号物件と本件意匠との類似を認め、侵害と判断した。
2	平成 29(ワ)8272	審取	令和元年 8 月 29 日 大阪地方裁判所	そうめん流し 器	37 条 1 項、 同条 2 項	全体	一部認容	原告 株式会社ハック	被告 時代健康研究株式会社	本件登録意匠は各部に着目すれば公知意匠が含まれるが、それをもって要部から排除すべきものではなく、レール部とトレイ部を両方備える点に特徴があり、新規な部分であるとして、この特徴が共通するため、意匠の全体に与える影響は大きく、被告意匠と本件登録意匠とは類似すると判断した。
3	平成 31(ネ)10023	差止	令和元年 8 月 28 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					被控訴人 株式会社エス・オー・ダブリュー	控訴人 ナップエンタープライズ株式会社	特許権と意匠権の消尽(特許権の消尽と同旨)
4	平成 30(ワ)2554	特許 侵害	令和元年 8 月 27 日 大阪地方裁判所					被告 エヌパット株式会社	原告 因幡電機産業株式会社	特許権に基づく差止請求及び損害賠償請求(意匠は引例)
5	平成 30(行ケ)10160	審取	令和元年 7 月 30 日 知的財産高等裁判所					被告 株式会社 M T G	原告 株式会社ファイブスター	特許無効審判の審決取消(意匠は引例)
6	平成 31(行ケ)10017	審取	令和元年 7 月 24 日 知的財産高等裁判所					被告 特許庁長官	原告 三谷セキサン株式会社	
7	平成 30(行ケ)10181	審取	令和元年 7 月 3 日 知的財産高等裁判所	検査用照明 器具	3 条 1 項 3 号 3 条 2 項			原告 株式会社イマック	被告 シーシーエス株式会社 齊藤真大	物品非類似だが当該部分の用途・機能が共通する部分同士の類否 同一引例による 3 条 1 項及び 3 条 2 項の判断

⁹⁷ 裁判所ウェブサイトの「統合検索」より全文検索で「意匠」の語が含まれる裁判例を検索した。期間は平成 20 年 1 月 1 日～令和 1 年 9 月 25 日（検索実行日）であり、検索結果は 503 件であった。このうち、意匠に関する行政訴訟の裁判例（173 件）については、物品、参照条文、概要を付加した。

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
8	平成 31(ネ)10004	損害	令和元年 6 月 27 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所	アイマスク、レ ッグウォーマ ー他			控訴棄却	控訴人（一審原 告）株式会社ジ ェイ・エス竹内瑞穂	被控訴人（一審 被告）株式会社 ユメロン黒川、Y	
9	平成 29(ワ)31572	不競 差止	令和元年 6 月 18 日 東京地方裁判所					被告 株式会社ラ ルジュ	原告 株式会 社三宅デザイン事務 所 原告 株式会 社イッセイミヤケ	かばんの譲渡等、輸入等の差 止請求。かばんの外観は意匠 的特徴を有しており、周知の商 品等表示として認められた事例
10	平成 29(ワ)12720	不競 差止	令和元年 6 月 13 日 大阪地方裁判所					被告 日本耐酸 壘工業株式会社	原告 日本精工 硝子株式会社	意匠登録されていないデザイン を参照しながら独自に商品開 発して販売したことは権利の侵 害にならないとした事例
11	平成 30(ネ)10081 等	不競 差止	令和元年 5 月 30 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					控訴人・被控訴 人・反訴原告 （一審被告） 株式会社 M A R I モビリティ開発	控訴人・被控訴 人・反訴被告 （一審原告） 任天堂株式会社	マリオカート事件控訴審
12	平成 30(行ケ)10169	審取	平成 31 年 4 月 22 日 知的財産高等裁判所	トレーニング 機器	3 条 1 項 3 号 3 条 2 項			原告 株式会社 M T G	被告 株式会社ド リームファクトリー	基本的構成態様の相違点が 与える印象の違いは、共通点 がもたらす印象をはるかに凌駕 する
13	平成 30(行ケ)10148	審取	平成 31 年 4 月 18 日 知的財産高等裁判所	卓上敷マット	3 条 2 項			原告 高山商事 株式会社	被告 特許庁長 官	慶弔用品の「盆奠座」を卓上 用敷マット」に転用することは容 易に想到できたと認められる
14	平成 30(行ケ)10147	審取	平成 31 年 4 月 18 日 知的財産高等裁判所	卓上敷マット	3 条 2 項			原告 高山商事 株式会社	被告 特許庁長 官	慶弔用品の「盆奠座」を卓上 用敷マット」に転用することは容 易に想到できたと認められる
15	平成 30(行ケ)10152	審取	平成 31 年 4 月 11 日 知的財産高等裁判所	Handle for electric toothbrush	3 条 1 項 3 号			原告 コーニンク レックファイリップス	被告 特許庁長 官	需要者の資格を通じて起こさせ る全体的な美感を共通にして いるものと認められる
16	平成 29(ワ)5011	意匠 侵害	平成 31 年 3 月 28 日 大阪地方裁判所					被告 グリコケミカル 株式会社	原告 株式会社グ リーンベル	
17	平成 29(ワ)849	意匠 侵害	平成 31 年 3 月 28 日 大阪地方裁判所					原告 株式会社お 取り付け. c o m	被告 有限会社シ ーガル	
18	平成 30(行ケ)10132	審取 特許	平成 31 年 3 月 7 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
19	平成 30(ネ)10053 等	育成者権侵害	平成 31 年 3 月 6 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
20	平成 30(ネ)10074	不競差止	平成 31 年 2 月 27 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
21	平成 30(行ケ)10096	審取特許	平成 31 年 2 月 21 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
22	平成 30(ネ)2025	商標侵害	平成 31 年 2 月 21 日 大阪高等裁判所					#N/A	#N/A	
23	平成 30(ワ)6962	不競差止	平成 31 年 2 月 20 日 東京地方裁判所					原告 株式会社エス・オー・ダブリュー	被告 ナップエンタープライズ株式会社	特許権と意匠権の侵害
24	平成 28(ワ)26612 等	パブリシティ権侵害	平成 31 年 2 月 8 日 東京地方裁判所					第 1 事件原告 ジル・スチュアート 第 1・第 2 事件原告 ジル・スチュアート (アジア) エル・エル・シー	第 1・第 2 事件被告 株式会社サンエー・インターナショナル	
25	平成 29(ワ)4106	商標侵害	平成 31 年 1 月 31 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
26	平成 29(ワ)9834	不競差止	平成 31 年 1 月 31 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	営業上の信用を害する虚偽
27	平成 27(ワ)6338	損賠	平成 31 年 1 月 29 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	強制労働
28	平成 30(行ケ)10059	審取商標	平成 31 年 1 月 29 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
29	平成 29(ワ)22543	商標侵害	平成 30 年 12 月 27 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
30	平成 29(ワ)40178	差止損賠	平成 30 年 12 月 20 日 東京地方裁判所				請求棄却	原告 株式会社ジエイ・エス	被告 株式会社ユメロン黒川、A	
31	平成 29(ネ)10086	損賠	平成 30 年 12 月 18 日 知的財産高等裁判所 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
32	平成 30(行ケ)10068	審取特許	平成 30 年 12 月 10 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
33	平成 28(ワ)5345	特許侵害	平成 30 年 11 月 29 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
34	平成 29(ネ)10055	特許 侵害	平成 30 年 11 月 26 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
35	平成 30(ネ)10047	不競 差止	平成 30 年 11 月 22 日 知的財産高等裁判所 さいたま地方裁判所 川 越支部					#N/A	#N/A	営業秘密
36	平成 28(ワ)12791	意匠 侵害	平成 30 年 11 月 6 日 大阪地方裁判所	検査用照明 器具	37 条 1 項、 同条 2 項	部分	一部認容	原告 シーシーエス 株式会社	被告 株式会社イ マック	本件意匠は無効にされるべきで はなく、イ号物件等と対比して 基本的な構造として共通点が多 く、差異点も小さなものである ので、互いに類似するとして、 侵害を認め、差止と損害賠償 を認めた。
37	平成 30(ネ)10042	損賠 不競	平成 30 年 10 月 23 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所				15 申出 をしてはな らない。	#N/A	#N/A	商標権侵害
38	平成 28(ワ)6539	意匠 侵害	平成 30 年 10 月 18 日 大阪地方裁判所					原告 山崎実業 株式会社	被告 不二貿易 株式会社	
39	平成 29(ワ)6293	不競 差止	平成 30 年 9 月 27 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	標章の使用
40	平成 29(ワ)11295	意匠 侵害	平成 30 年 9 月 21 日 東京地方裁判所					原告 株式会社エ ア・テクノロジー	被告 O2ハリーテ クノ株式会社 株 式会社神戸メイ ケア	
41	平成 29(ワ)10742	特許 侵害	平成 30 年 9 月 19 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
42	平成 29(ワ)1142	不競 差止	平成 30 年 9 月 13 日 名古屋地方裁判所					原告 A (居酒屋)	被告 B (居酒屋)	飲食店の店舗デザイン (意匠 法改正に関係)
43	平成 28(ワ)9003	意匠 侵害	平成 30 年 9 月 7 日 東京地方裁判所					原告 株式会社ア ルページ和田祐 造	被告 株式会社レ ッセ・パッセ	
44	平成 30(行ケ)10013	審取 特許	平成 30 年 9 月 4 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
45	平成 29(行ケ)10201	審取 特許	平成 30 年 9 月 4 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
46	平成 28(ネ)987	損賠	平成 30 年 8 月 31 日 大阪高等裁判所 その他 京都地方裁判所					#N/A	#N/A	アスベスト事件
47	平成 27(ワ)34338 等	不競 差止	平成 30 年 8 月 24 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
48	平成 30(行ケ)10005	審取 商標	平成 30 年 7 月 25 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
49	平成 30(行ケ)10004	審取 商標	平成 30 年 7 月 25 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
50	平成 29(行ケ)10234	審取	平成 30 年 7 月 19 日 知的財産高等裁判所	コート	3 条 1 項 3 号 3 条 2 項 4 条 2 項			原告 株式会社アルページュ	被告 株式会社レッセ・パッセ	新規性喪失の例外適用のために提出された証明書に記載された公開意匠と本願意匠とは同一ではなく、公開意匠から本願意匠への変更も証明書からは想定できない。
51	平成 30(行ケ)10021	審取	平成 30 年 6 月 27 日 知的財産高等裁判所	放熱フィン付き 検査用照明器具	3 条 1 項 3 号			原告 シーシーエス株式会社	被告 株式会社イマック	共通点は需要者の注意を強く惹くものではないのに対し、差異点は需要者が一見して気付くため、両意匠を別異のものと印象づける
52	平成 30(行ケ)10020	審取	平成 30 年 6 月 27 日 知的財産高等裁判所	放熱フィン付き 検査用照明器具	3 条 1 項 3 号			原告 シーシーエス株式会社	被告 株式会社イマック	共通点である全体的な構成態様は需要者の注意を強く惹くものではないのに対し、各フィン部の差異点は需要者が一見して気付くため、両意匠を別異の視覚的印象を与えるため、非類似と判断できる
53	平成 29(行ケ)10228	審取 商標	平成 30 年 6 月 13 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
54	平成 30(ネ)10009	損賠 不競	平成 30 年 6 月 7 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					被控訴人 株式会社堀内電機製作所 第一実業株式会社	控訴人 アオバ自動機株式会社	商品の形態の模倣

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
55	平成 30(行ケ)10010	審取	平成 30 年 5 月 30 日 知的財産高等裁判所	中空鋼管材 におけるボルト 被套具	3 条 2 項			原告 株式会社 坂上鐵工所	被告 特許庁長 官	3 条 2 項の「公然知られた」は 意匠登録出願前に、日本国 内又は外国において、現実に 不特定又は多数の者に知られ たという事実が必要であると解 すべきであるが、公報掲載によ りその事実は推認できるとした
56	平成 30(行ケ)10009	審取	平成 30 年 5 月 30 日 知的財産高等裁判所	中空鋼管材 におけるボルト 被套具	3 条 2 項			原告 株式会社 坂上鐵工所	被告 特許庁長 官	3 条 2 項の「公然知られた」は 意匠登録出願前に、日本国 内又は外国において、現実に 不特定又は多数の者に知られ たという事実が必要であると解 すべきであるが、公報掲載によ りその事実は推認できるとした
57	平成 29(行ケ)10167	特許 取消	平成 30 年 5 月 30 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
58	平成 29(行ケ)10187	審取	平成 30 年 4 月 12 日 知的財産高等裁判所	ライター	3 条 1 項 3 号			原告 株式会社コ ラボ	被告 特許庁長 官	周知著名の形態と同一の部分 が注意を惹く構成態様である 場合、その部分を特徴的部分 として類否判断を行うことは当 然とした。
59	平成 29(行ケ)10120 等	審取 特許	平成 30 年 4 月 4 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
60	平成 29(ネ)10083	不競 差止	平成 30 年 3 月 29 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					被控訴人 株式 会社良品計画	控訴人 株式会 社カインズ	意匠権の侵害
61	平成 28(ワ)12807	特許 侵害	平成 30 年 3 月 26 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
62	平成 29(行ケ)10170	審取 商標	平成 30 年 3 月 22 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
63	平成 29(行ケ)10198	審取	平成 30 年 3 月 22 日 知的財産高等裁判所	トレーニング 機器	3 条 1 項 3 号			原告 株式会社 MTG	被告 株式会社わ がんせ	共通点は、需要者が着目する 程度が低い部分であり類否判 断に及ぼす影響は大きくないと し、需要者の目を惹く部分の差 異点において両意匠を非類似 とした。
64	平成 28(ワ)43757	信用 棄損	平成 30 年 3 月 13 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	商品表示の使用

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
		行為差止								
65	平成 29(行ケ)10188	審取	平成 30 年 3 月 12 日 知的財産高等裁判所	アクセサリ ケース型カメラ	3 条 2 項			原告 株式会社 FIELD	被告 特許庁長 官	隠しカメラ機能付きのアクセサリ ーボックスの意匠に対し、隠しカ メラ付ティッシュボックス及び同ボ トルケースを参考として容易に 想到できるとした事例
66	平成 29(ワ)19011	商標 侵害	平成 30 年 2 月 28 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
67	平成 29(行ケ)10181	審取	平成 30 年 2 月 26 日 知的財産高等裁判所	箸の持ち方 矯正具	3 条 2 項			原告 株式会社ケ イジェイシー	被告 株式会社ナ カノ	箸に適宜脱着して使用される 一對の矯正具に関し、二つの 部品から構成された点及びその 二つの部品が対になったまと まり感のある一体の美感を形成し ている点に、意匠としての着想 の新しさや独創性が認められる とした
68	平成 27(ワ)8736	特許 差止	平成 30 年 2 月 15 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
69	平成 29(行ケ)10155	審取 商標	平成 30 年 1 月 15 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
70	平成 27(ワ)33412	損賠 不競	平成 29 年 12 月 22 日 東京地方裁判所					原告 アオバ自動 機株式会社	被告 株式会社 堀内電機製作所 第一実業株式会 社	商品の形態の模倣
71	平成 28(ワ)12671	不競 差止	平成 29 年 11 月 28 日 大阪地方裁判所					原告 東洋スチ ール株式会社	被告 株式会社ス ーパーツール	商品の形態の類似
72	平成 28(ワ)19080	損賠 著作	平成 29 年 11 月 16 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
73	平成 29(ネ)1627	意匠 差止	平成 29 年 11 月 9 日 大阪高等裁判所					控訴人 (一審 原告) 株式会 社誠文社	被告) 株式会 社アーテック 被控訴人 (一 審被告) 株式 会社アーテック	
74	平成 28(ワ)8468	特許 権移 転登 録手	平成 29 年 11 月 9 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
		続等請求								
75	平成 25(ワ)30271	職務発明対価金請求特許	平成 29 年 10 月 27 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
76	平成 28(行ケ)10211	審取特許	平成 29 年 10 月 25 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
77	平成 27(ワ)8271	職務意匠に基づく対価等請求意匠	平成 29 年 10 月 12 日 大阪地方裁判所					原告 P 1	被告 タカラ産業株式会社 株式会社エフシーデザイン	
78	平成 28(ワ)39582	不競差止	平成 29 年 9 月 28 日 東京地方裁判所					原告 ユニパルス株式会社	被告 島津エス・ディー株式会社	商品の形態の類似
79	平成 27(行ウ)205	固定資産評価審査決定取消	平成 29 年 9 月 14 日 東京地方裁判所 その他					#N/A	#N/A	
80	平成 27(ワ)12265	不当利得返還特許	平成 29 年 9 月 14 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
81	平成 28(行ケ)10230	審取商標	平成 29 年 9 月 14 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
82	平成 26(ワ)20955	商標侵害	平成 29 年 9 月 13 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
83	平成 29(ネ)812	損害 意匠	平成 29 年 9 月 7 日 大阪高等裁判所					控訴人（一審原告）株式会社バル	被告）有限会社プレーン被控訴人（一審）有限会社シル被控訴人（一審被告）有限会社プレーン（一審被告）有限会社シル	
84	平成 28(ワ)6400	特許 差止	平成 29 年 8 月 31 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
85	平成 28(ワ)4167	損害 特許	平成 29 年 8 月 31 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
86	平成 27(ワ)1185	損害 特許	平成 29 年 8 月 28 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
87	平成 27(ワ)24688	不競 差止	平成 29 年 6 月 28 日 東京地方裁判所					原告 月島環境エンジニアリング株式会社	被告 マツイマシン株式会社	商品の形態の類似
88	平成 29(ネ)10004	不競 差止	平成 29 年 6 月 28 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					被控訴人 株式会社サンワード	控訴人 株式会社サンワード	商標権と意匠権の移転登録
89	平成 28(ワ)5104	不競 差止	平成 29 年 6 月 15 日 大阪地方裁判所					原告 コモライフ株式会社	被告 株式会社フエリシモ	
90	平成 28(行ケ)10168	審取 特許	平成 29 年 6 月 12 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
91	平成 28(行ケ)10242	審取	平成 29 年 5 月 30 日 知的財産高等裁判所	映像装置付き自動車（画像意匠）	2 条 2 項 3 条 1 項 柱書	部分/ 画像		原告 三菱電機株式会社	被告 特許庁長官	自動車周囲の路面に表示される横断者誘導用画像は、物品の操作に使用される画像ではなく、法 2 条 2 項の画像に当たらないと判断された事例
92	平成 28(行ケ)10241	審取	平成 29 年 5 月 30 日 知的財産高等裁判所	映像装置付き自動車（画像意匠）	2 条 2 項 3 条 1 項 柱書	部分/ 画像		原告 三菱電機株式会社	被告 特許庁長官	自動車周囲の路面に表示される画像は、物品たる自動車のハンドルによる操作を促すにすぎず、物品の操作をするものではないため、法 2 条 2 項の画像に当たらないと判断された事例
93	平成 28(行ケ)10240	審取	平成 29 年 5 月 30 日 知的財産高等裁判所	映像装置付き自動車	2 条 2 項 3 条 1 項 柱書	部分/ 画像		原告 三菱電機株式会社	被告 特許庁長官	自動車周囲の路面に表示される画像は、物品たる自動車のアクセルペダル等による操作を促

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
				(画像意匠)						すにすぎず、物品の操作をするものではないため、法2条2項の画像に当たらないと判断された
94	平成 28(行ケ)10239	審取	平成 29 年 5 月 30 日 知的財産高等裁判所	映像装置付き自動車 (画像意匠)	2条2項 3条1項柱書	部分/ 画像		原告 三菱電機株式会社	被告 特許庁長官	自動車周囲の路面に表示される画像は、物品たる自動車の物理的な部品による操作を促すにすぎず、物品の操作をするものではないため、法2条2項の画像に当たらないと判断された
95	平成 28(ワ)7185	意匠侵害	平成 29 年 5 月 18 日 大阪地方裁判所					原告 株式会社誠文社	被告 株式会社アーテック	
96	平成 27(ワ)23694	著作者人格権侵害差止	平成 29 年 4 月 27 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
97	平成 28(ワ)20818	特許侵害	平成 29 年 4 月 19 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
98	平成 26(ワ)15187	職務発明対価請求事件	平成 29 年 3 月 27 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
99	平成 28(行ケ)10076	審取特許	平成 29 年 3 月 14 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
100	平成 26(ワ)7643	特許侵害	平成 29 年 3 月 3 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
101	平成 27(ワ)21853	不正差止	平成 29 年 2 月 24 日 東京地方裁判所					原告 有限会社リッソ	被告 タンスのゲン株式会社	商品の形態の類似
102	平成 24(行ウ)177 等	固定資産評価審査決定取消	平成 29 年 2 月 23 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
103	平成 27(ネ)10113	不競	平成 29 年 2 月 23 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	文書の持ち出し及び使用行為
104	平成 28(ワ)675	損害 意匠	平成 29 年 2 月 14 日 大阪地方裁判所					原告 株式会社ベル	被告 有限会社ブ レーン 有限会社 シエル	
105	平成 28(ワ)5739	意匠 民事	平成 29 年 2 月 7 日 大阪地方裁判所					原告 ファーベル株 式会社	被告 株式会社サン・スマイ ル	
106	平成 28(ワ)13870	意匠 侵害	平成 29 年 1 月 31 日 東京地方裁判所					原告 ジー・オー・ ピー株式会社	被告 株式会社ピ カコーポレイション	
107	平成 26(行ウ)56	法人 税更 正処 分取 消等 請求	平成 29 年 1 月 26 日 名古屋地方裁判所 その他					#N/A	#N/A	
108	平成 28(行ケ)10167	審取	平成 29 年 1 月 24 日 知的財産高等裁判所	箸の持ち方 矯正具	3 条 1 項 3 号			原告 株式会社ケ イジエイシー	被告 株式会社ナ カノ	2 つの部品からなる本件意匠に 対し、一方が箸本体と一体化 する引用意匠とは異なる美感 を生じさせるとして、非類似と判 断した。 審決での判断に誤りがあると認 定したものの本件意匠と引用 意匠とは非類似として結論その ものに誤りは無いとした。
109	平成 27(ワ)547	不競 差止	平成 29 年 1 月 19 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
110	平成 27(ワ)9648 等	不競 差止	平成 29 年 1 月 19 日 大阪地方裁判所					原告 株式会社ジ オン商事	被告 玉一商店 株式会社	商品の形態の模倣
111	平成 28(行ケ)10136	審取	平成 29 年 1 月 17 日 知的財産高等裁判所	吸入器	3 条 1 項 3 号			原告 テバブランデ ットファーツールア ンドディー	被告 特許庁長 官	薬剤の吸入器において、透明カ バーに覆われたマウスピース端 部を需要者の注意を強く惹く部 分とし、異なる美感を起こさせる として非類似と判断した。
112	平成 28(行ケ)10135	審取	平成 29 年 1 月 17 日 知的財産高等裁判所	吸入器	3 条 1 項 3 号			原告 テバブランデ ットファーツールア ンドディー	被告 特許庁長 官	平成 28(行ケ)10136 に同じ

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
113	平成 28(行ケ)10134	審取	平成 29 年 1 月 17 日 知的財産高等裁判所	吸入器	3 条 1 項 3 号			原告 テバブランド ファーツールア ンドディー	被告 特許庁長 官	平成 28(行ケ)10136 に同じ
114	平成 28(行ケ)10133	審取	平成 29 年 1 月 17 日 知的財産高等裁判所	吸入器	3 条 1 項 3 号			原告 テバブランド ファーツールア ンドディー	被告 特許庁長 官	平成 28(行ケ)10136 に同じ
115	平成 28(行ケ)10087	審取 特許	平成 29 年 1 月 17 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
116	平成 28(行ケ)10153	審取	平成 29 年 1 月 11 日 知的財産高等裁判所	バケツ	3 条 1 項 3 号			原告 株式会社カ インズ	被告 八幡化成 株式会社	バケツの本体側面と蓋部に施され た凹凸形状の違いよりもその ような意匠が施された本体と蓋 部の外観全体の統一感が需 要者の目を惹く部分とし、本件 意匠と引用意匠は類似すると 判断した事例。
117	平成 28(ネ)10069 等	試作 品製 作代 金請 求 商標	平成 28 年 12 月 22 日 知的財産高等裁判所 横浜地方裁判所					#N/A	#N/A	
118	平成 28(行ケ)10132	審取	平成 28 年 12 月 21 日 知的財産高等裁判所	吸入器	3 条 1 項 3 号			原告 テバユーケー リミテッド, テバファ ーマシューティカル ズベンノートシャップ	被告 特許庁長 官	薬剤の吸入器において、透明カ バーに覆われたマウスピース端 部を需要者の注意を強く惹く部 分とし、異なる美感を起こせ るとして非類似と判断した。
119	平成 28(行ケ)10131	審取	平成 28 年 12 月 21 日 知的財産高等裁判所	吸入器	3 条 1 項 3 号			原告 テバユーケー リミテッド, テバファ ーマシューティカル ズベンノートシャップ	被告 特許庁長 官	平成 28(行ケ)10132 に同じ
120	平成 28(行ケ)10130	審取	平成 28 年 12 月 21 日 知的財産高等裁判所	吸入器	3 条 1 項 3 号			原告 テバユーケー リミテッド, テバファ ーマシューティカル ズベンノートシャップ	被告 特許庁長 官	平成 28(行ケ)10132 に同じ
121	平成 28(行ケ)10129	審取	平成 28 年 12 月 21 日 知的財産高等裁判所	吸入器	3 条 1 項 3 号			原告 テバユーケー リミテッド, テバファ ーマシューティカル ズベンノートシャップ	被告 特許庁長 官	平成 28(行ケ)10132 に同じ

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
122	平成 28(行ケ)10128	審取	平成 28 年 12 月 21 日 知的財産高等裁判所	吸入器	3 条 1 項 3 号			原告 テバユーケー リミテッド, テバファ ーマシューティカル ズベンノートシャップ	被告 特許庁長 官	平成 28(行ケ)10132 に同じ
123	平成 28(行ケ)10127	審取	平成 28 年 12 月 21 日 知的財産高等裁判所	吸入器	3 条 1 項 3 号			原告 テバユーケー リミテッド, テバファ ーマシューティカル ズベンノートシャップ	被告 特許庁長 官	平成 28(行ケ)10132 に同じ
124	平成 28(行ケ)10126	審取	平成 28 年 12 月 21 日 知的財産高等裁判所	吸入器	3 条 1 項 3 号			原告 テバユーケー リミテッド, テバファ ーマシューティカル ズベンノートシャップ	被告 特許庁長 官	平成 28(行ケ)10132 に同じ
125	平成 28(行ケ)10125	審取	平成 28 年 12 月 21 日 知的財産高等裁判所	吸入器	3 条 1 項 3 号			原告 テバユーケー リミテッド, テバファ ーマシューティカル ズベンノートシャップ	被告 特許庁長 官	平成 28(行ケ)10132 に同じ
126	平成 28(ネ)10054	著作 侵害	平成 28 年 12 月 21 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
127	平成 27(ワ)7051	不競 差止	平成 28 年 12 月 7 日 東京地方裁判所					原告 株式会社サ ンワード	被告 株式会社サ ンワード	意匠及び商標の使用
128	平成 28(ネ)10018	不競 差止	平成 28 年 11 月 30 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					被控訴人 株式 会社セラヴィ	控訴人 X 1 X 2 中村小裕	商品の形態の模倣
129	平成 28(行ケ)10121	審取	平成 28 年 11 月 30 日 知的財産高等裁判所	吸入器	3 条 1 項 3 号			原告 テバユーケー リミテッド	被告 特許庁長 官	薬剤の吸入器において、透明カ バーに覆われたマウスピース端 部を需要者の注意を強く惹く部 分とし、異なる美感を起こさせる として非類似と判断した。
130	平成 28(行ケ)10124	審取	平成 28 年 11 月 30 日 知的財産高等裁判所	吸入器	3 条 1 項 3 号			原告 テバユーケー リミテッド	被告 特許庁長 官	平成 28(行ケ)10121 に同じ
131	平成 28(行ケ)10123	審取	平成 28 年 11 月 30 日 知的財産高等裁判所	吸入器	3 条 1 項 3 号			原告 テバユーケー リミテッド	被告 特許庁長 官	平成 28(行ケ)10121 に同じ
132	平成 28(行ケ)10122	審取	平成 28 年 11 月 30 日 知的財産高等裁判所	吸入器	3 条 1 項 3 号			原告 テバユーケー リミテッド	被告 特許庁長 官	平成 28(行ケ)10121 に同じ
133	平成 28(行ケ)10138	審取	平成 28 年 11 月 22 日 知的財産高等裁判所	ブラインド用 スラット	3 条 2 項			原告 立川ブライ ンド工業株式会社	被告 株式会社ニ チベイ	厚みのあるブラインド用スラットのラダーコードを収容するガイドの役割を有する切欠き部の斜

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
										面に係る部分意匠において、斜面の厚みや角度の違いは当業者が容易に想到できる範囲内であるとした。
134	平成 28(ラ)10009	保全異議申立決定に対する保全抗告著作	平成 28 年 11 月 11 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
135	平成 28(行ケ)10108	審取	平成 28 年 11 月 10 日 知的財産高等裁判所	包装用容器	3 条 2 項			原告 ザ プロクター アンド ギャンブル カンパニー	被告 特許庁長 官	本願意匠と引用意匠の組合せのデザインコンセプトが異なるといっても、相違点における工夫は当業者が容易に創作しうるものと判断した。
136	平成 28(行ケ)10054	審取	平成 28 年 11 月 7 日 知的財産高等裁判所	手摺	3 条 1 項 3 号 3 条 2 項			原告 株式会社 丸豊建硝	被告 Y	寸法やグラデーションの幅や色調等は、構成比率の変更にすぎず、当業者にとってありふれた手法であるとした。
137	平成 27(行ケ)10197	審取 特許	平成 28 年 10 月 26 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
138	平成 25(ワ)34182	特許を受ける権利確認請求特許	平成 28 年 10 月 24 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
139	平成 28(行ケ)10046	審取 実案	平成 28 年 10 月 19 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
140	平成 28(ネ)10059	著作 侵害	平成 28 年 10 月 13 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
141	平成 27(行ケ)10260	審取 特許	平成 28 年 9 月 28 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
142	平成 27(行ケ)10259	審取 特許	平成 28 年 9 月 28 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
143	平成 28(行ケ)10034	審取	平成 28 年 9 月 21 日 知的財産高等裁判所	容器付冷菓	7 条			原告 井村屋グループ株式会社	被告 特許庁長官	図面及び願書の記載によれば、「容器付冷菓」は冷菓が主体で容器が付随していると解され、流通時は一体のものとして扱われ、個別に独立して取引の対象とならないことから、「容器付冷菓」は一物品であると認められると判断した。
144	平成 26(ワ)10489	特許 侵害	平成 28 年 9 月 8 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
145	平成 28(行コ)19	難民 不認定処 分等 取消	平成 28 年 7 月 28 日 名古屋高等裁判所 名古屋地方裁判所					#N/A	#N/A	
146	平成 28(ネ)10001	特許 侵害	平成 28 年 7 月 13 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
147	平成 27(ネ)3325	損賠 意匠	平成 28 年 6 月 10 日 大阪高等裁判所					控訴人 (一審 原告) 株式会 社クローバー	被告) 株式会社 L E C 被控訴人 (一審 被告) 株式会社 L E C	
148	平成 27(ワ)37086	意匠 侵害	平成 28 年 5 月 18 日 東京地方裁判所					原告 A	被告 有限会社ア ットプランニング 株 式会社メルシー	
149	平成 27(行ウ)623	行政 処分 取消 意匠	平成 28 年 4 月 28 日 東京地方裁判所	-	44 条の 2 第 1 項			原告 平和堂貿 易株式会社, 株 式会社北村工房	被告 国	年金管理を依頼していた特許事務所の人為的ミスによる登録料の納付期限及び追納期間の徒過は、44 条の 2 第 1 項の「正当な理由」に当たらないとした。
150	平成 27(ワ)27220	著作 侵害	平成 28 年 4 月 27 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
151	平成 27(ワ)21304	著作 侵害	平成 28 年 4 月 21 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
152	平成 27(行ケ)10104	審取	平成 28 年 4 月 20 日 知的財産高等裁判所	貝吊り下げ 具	48 条 1 項 3 号	部分		原告 株式会社エ ム・シー・アイ エンジニアリング	被告 株式会社む つ家電特機	被告は長年にわたる本件意匠の 出願日より前に本件意匠と一 部異なる意匠出願を行っており、 本件意匠を創作したとしても不 自然ではなく、冒認出願を 否定した。
153	平成 26(ワ)33834	意匠 差止	平成 28 年 4 月 15 日 東京地方裁判所					原告 株式会社 伊藤製作所	被告 株式会社ヒ ロコチ	
154	平成 28(モ)40004	保全 異議 申立 著作	平成 28 年 4 月 7 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
155	平成 27(行ケ)10156	審取 特許	平成 28 年 3 月 28 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
156	平成 27(行ケ)10075	審取 特許	平成 28 年 3 月 24 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
157	平成 26(行ウ)330	市街 地再 開発 事業 に係 る 資産 価額	平成 28 年 3 月 8 日 東京地方裁判所 公用 負担・公用収用など					#N/A	#N/A	
158	平成 23(行ウ)533 等	関税 更正 処分 等取 消	平成 28 年 2 月 25 日 東京地方裁判所 租税					#N/A	#N/A	
159	平成 27(ネ)10103	損賠 商標	平成 28 年 2 月 18 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
160	平成 27(ネ)2384	差止 意匠	平成 28 年 1 月 27 日 大阪高等裁判所 棄却 京都地方裁判所					被控訴人 フルテッ ク株式会社	控訴人 協和ハー モネット株式会社	
161	平成 27(ネ)10077	意匠 侵害	平成 28 年 1 月 27 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					控訴人 (原 告) Xデザイン事 務所こと	被告) 株式会社 シュゼット 被控訴人 (被	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
									告) 株式会社シュゼット	
162	平成 26(行ウ)568	公金支出差止返還請求	平成 28 年 1 月 26 日 東京地方裁判所 住民訴訟					#N/A	#N/A	
163	平成 26(ワ)5210	損賠特許	平成 28 年 1 月 21 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
164	平成 27(ワ)7033	不競差止	平成 28 年 1 月 14 日 東京地方裁判所					原告 A B 中村小裕	被告 株式会社セラヴィ 株式会社スタイリングライフ	商品の形態の模倣
165	平成 26(ワ)11576	意匠侵害	平成 27 年 12 月 22 日 大阪地方裁判所					原告 P 1	被告 株式会社ネットランドジャパン	
166	平成 27(ワ)2587 等	不競差止	平成 27 年 12 月 10 日 東京地方裁判所					第 1 事件原告 株式会社アクアデザインアミノ	第 1 事件被告 株式会社マツダ	商品の形態の模倣
167	平成 26(ワ)1459	特許侵害	平成 27 年 11 月 26 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
168	平成 27(行ケ)10111	審取商標	平成 27 年 11 月 19 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
169	平成 25(ワ)11486	不競差止	平成 27 年 10 月 29 日 大阪地方裁判所 棄却					原告 P 1 株式会社 ADDHOME トータル・アイ株式会社	被告 株式会社直村企画	商品の形態の模倣
170	平成 27(行ケ)10074	審取商標	平成 27 年 10 月 29 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
171	平成 27(行ケ)10073	審取商標	平成 27 年 10 月 29 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
172	平成 26(ワ)11557	損賠意匠	平成 27 年 10 月 26 日 大阪地方裁判所					原告 株式会社クローバー	被告 株式会社 L E C	
173	平成 27(ネ)10044	職務発明対価請求特許	平成 27 年 9 月 30 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
174	平成 27(行ケ)10008	審取 商標	平成 27 年 9 月 29 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
175	平成 25(ワ)1074	著作 侵害	平成 27 年 9 月 24 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
176	平成 26(行ウ)212	異議 申立 棄却 決定 取消 行政	平成 27 年 9 月 17 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	種苗法、品種登録
177	平成 25(ワ)23293	契約 無効 確認 商標	平成 27 年 8 月 31 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
178	平成 25(ワ)89	専用 使用 権設 定登 録 商標	平成 27 年 8 月 31 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
179	平成 27(行ケ)10047	審取	平成 27 年 7 月 16 日 知的財産高等裁判所	マイクロニ ードルパッチ	3 条 2 項			原告 コスメディ製 薬株式会社	被告 特許庁長 官	本願意匠は公知の形態に基づ いて容易に創作することができ たものであり、その判断資料は 同一又は類似の物品又は「ほ うれい線」対策といった特定に 使用部位に関する物品に限ら れない。
180	平成 27(行ケ)10004	審取	平成 27 年 7 月 9 日 知的財産高等裁判所	遊戯用器具 の表示器	3 条 2 項			原告 株式会社エ レクス	被告 大一電機 産業株式会社	複数の文字表示部を組み合わ せた表示部の意匠について、あ りふれた手法に基づく複数の構 成要素を組み合わせることによ っても新たな美観は生じうると して、創作非容易性を認めた
181	平成 24(ワ)29533	損賠 商標	平成 27 年 7 月 7 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
182	平成 26(行ケ)10236	審取 特許	平成 27 年 6 月 30 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
183	平成 26(ネ)10130	損害 著作	平成 27 年 5 月 25 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
184	平成 26(ワ)12985	意匠 侵害	平成 27 年 5 月 15 日 東京地方裁判所					原告 A デザイン 事務所こと	被告 株式会社シ ュゼット	
185	平成 26(行ケ)10170 等	審取 商標	平成 27 年 5 月 13 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
186	平成 26(ネ)10007	特許 権譲 渡代 金請 求	平成 27 年 4 月 28 日 知的財産高等裁判所 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
187	平成 26(ネ)10063	著作 侵害	平成 27 年 4 月 14 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
188	平成 24(ワ)12351	損害 特許	平成 27 年 4 月 10 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
189	平成 23(行ウ)718	消費 税更 正処 分等 取消	平成 27 年 3 月 26 日 東京地方裁判所 租税					#N/A	#N/A	
190	平成 25(ワ)19494	著作 侵害	平成 27 年 3 月 26 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
191	平成 25(ワ)13862	商標 侵害	平成 27 年 3 月 25 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
192	平成 25(ネ)10104	損害 民事	平成 27 年 3 月 25 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					被控訴人 ディアン ジェリコ・ギターズ ル・シー Y	控訴人 ベスタクス 株式会社訴訟承 継人	商標と意匠の使用
193	平成 24(ワ)33752	意匠 侵害	平成 27 年 2 月 26 日 東京地方裁判所					原告 オムロンヘル スケア株式会社	被告 株式会社タ ニタ	
194	平成 25(ワ)92	不当 利得 返還 商標	平成 27 年 2 月 18 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
195	平成 24(ワ)35757	特許 侵害	平成 27 年 2 月 10 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
196	平成 26(行ケ)10163	審取	平成 27 年 1 月 28 日 知的財産高等裁判所	携帯情報端末	3 条 1 項 3 号	部分		原告 三星電子株式会社	被告 特許庁長官	携帯情報端末の側面の形状に係る意匠において、差異点のある部分や形状は、両意匠において基調を占める部分である共通点に比べると需要者の注意を惹く部分ではなく、両意匠の類否判断に与える影響は大きなものではないと判断した。
197	平成 26(行ケ)10162	審取	平成 27 年 1 月 28 日 知的財産高等裁判所	携帯情報端末	3 条の 2	部分		原告 三星電子株式会社	被告 特許庁長官	携帯情報端末の側面の形状に係る意匠において、差異点のある部分や形状が美感に与える影響も小さいものである以上、引用意匠と異なる美感を与えるものではないと判断した。
198	平成 26(行ケ)10161	審取	平成 27 年 1 月 28 日 知的財産高等裁判所	携帯情報端末	3 条の 2	部分		原告 三星電子株式会社	被告 特許庁長官	携帯情報端末の側面の形状に係る意匠において、差異点のある部分や形状が美感に与える影響も小さいものである以上、引用意匠と異なる美感を与えるものではないと判断した。
199	平成 26(行ケ)10101	審取 特許	平成 27 年 1 月 22 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
200	平成 26(行ケ)10020	審取 特許	平成 26 年 12 月 18 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
201	平成 25(ワ)27442	商標 侵害	平成 26 年 11 月 14 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
202	平成 25(行ケ)10281	審取	平成 26 年 11 月 13 日 知的財産高等裁判所	人工歯	3 条 1 項 3 号	部分		原告 株式会社松風	被告 特許庁長官	審決取消訴訟において審決を取り消し、再度審判で新規性がないと判断された再度の審決取消訴訟において、審決が維持された事例
203	平成 25(ワ)2728	損賠 著作	平成 26 年 11 月 7 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
204	平成 25(ワ)22468	不競 差止	平成 26 年 10 月 17 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
205	平成 25(行ケ)10204	審取 特許	平成 26 年 10 月 15 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
206	平成 25(ネ)2494	損賠	平成 26 年 9 月 26 日 大阪高等裁判所					#N/A	#N/A	
207	平成 25(ワ)25813	特許 侵害	平成 26 年 9 月 25 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
208	平成 26(行ケ)10012	審取 特許	平成 26 年 9 月 24 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
209	平成 26(行ケ)10078	審取	平成 26 年 9 月 11 日 知的財産高等裁判所	携帯情報端 末	3 条 2 項	部分/ 画像		原告 株式会社ア クセル	被告 特許庁長 官	一覧表示される複数の動画の 画像自体が操作画面となっ ている場合でも、静止画、動画 を問わずその内容自体は物品 の操作の用に供されるものとい えず、意匠を行使するものでは ないと判断した。
210	平成 26(行ケ)10077	審取	平成 26 年 9 月 11 日 知的財産高等裁判所	携帯情報端 末	3 条 2 項	部分/ 画像		原告 株式会社ア クセル	被告 特許庁長 官	平成 26(行ケ)10078 に同じ
211	平成 26(行ケ)10076	審取	平成 26 年 9 月 11 日 知的財産高等裁判所	携帯情報端 末	3 条 2 項	部分/ 画像		原告 株式会社ア クセル	被告 特許庁長 官	平成 26(行ケ)10078 に同じ
212	平成 26(行ケ)10075	審取	平成 26 年 9 月 11 日 知的財産高等裁判所	携帯情報端 末	3 条 2 項	部分/ 画像		原告 株式会社ア クセル	被告 特許庁長 官	平成 26(行ケ)10078 に同じ
213	平成 26(行ケ)10074	審取	平成 26 年 9 月 11 日 知的財産高等裁判所	携帯情報端 末	3 条 2 項	部分/ 画像		原告 株式会社ア クセル	被告 特許庁長 官	平成 26(行ケ)10078 に同じ
214	平成 26(行ケ)10073	審取	平成 26 年 9 月 11 日 知的財産高等裁判所	携帯情報端 末	3 条 2 項	部分/ 画像		原告 株式会社ア クセル	被告 特許庁長 官	平成 26(行ケ)10078 に同じ
215	平成 26(行ケ)10072	審取	平成 26 年 9 月 11 日 知的財産高等裁判所	携帯情報端 末	3 条 2 項	部分/ 画像		原告 株式会社ア クセル	被告 特許庁長 官	平成 26(行ケ)10078 に同じ
216	平成 23(行ウ)164	法人 税更 正処 分等 取消	平成 26 年 8 月 28 日 東京地方裁判所 租税					#N/A	#N/A	
217	平成 26(行ケ)10038	審取 商標	平成 26 年 7 月 17 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
218	平成 26(行ケ)10037	審取 商標	平成 26 年 7 月 17 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
219	平成 26(行ケ)10036	審取 商標	平成 26 年 7 月 17 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
220	平成 25(ネ)10114 等	特許侵害	平成 26 年 7 月 14 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
221	平成 25(ネ)569	意匠侵害	平成 26 年 7 月 4 日 大阪高等裁判所					控訴人 (一番原告) HOYACANDEOO PTRONICS 株式 会社	被告 A R K T E C H株式会社 被控訴人 (一番 被告)A R K T E C H株式会社	
222	平成 22(ワ)25934	職務発明 対価 請求 特許	平成 26 年 6 月 20 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
223	平成 26(ワ)845	損賠	平成 26 年 6 月 12 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	契約義務の債務不履行
224	平成 22(ワ)27449	著作 民事	平成 26 年 5 月 30 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
225	平成 25(ワ)6920	意匠 侵害	平成 26 年 5 月 29 日 東京地方裁判所					原告 株式会社ア ドバンス	被告 株式会社ブ レーンベース 株式 会社トリニティー 乙A 乙B 乙C	
226	平成 25(ネ)10043	債務 不存 在確 認 特許	平成 26 年 5 月 16 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
227	平成 25(行ウ)612	特許 行政	平成 26 年 4 月 30 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
228	平成 25(ワ)2462	意匠 侵害	平成 26 年 4 月 21 日 大阪地方裁判所					原告 株式会社ノ ザワ	被告 三菱マテリア ル建材	
229	平成 25(ワ)18665	損賠 不競	平成 26 年 4 月 17 日 東京地方裁判所					原告 レアック・ジャ パン株式会社	被告 株式会社 大創産業 補助参加人 プラ スワン株式会社	商品の形態の模倣
230	平成 25(ワ)8040	著作 侵害	平成 26 年 4 月 17 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
231	平成 21(ワ)16790	損賠	平成 26 年 3 月 27 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	信託契約上の義務違反

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
232	平成 25(行ケ)10287	審取	平成 26 年 3 月 27 日 知的財産高等裁判所	携帯電話機	3 条 1 項 3 号			原告 三星電子 株式会社	被告 特許庁長 官	相違点は、携帯電話機全体の 形状に係るものであり、これによ り看者に異なる美感を与え、共 通点から生じる印象に埋没しな いとして非類似と判断した。
233	平成 25(行ケ)10308	審取	平成 26 年 3 月 27 日 知的財産高等裁判所	使い捨てカイ ロ	3 条 2 項			原告 株式会社ロ ッテ	被告 特許庁長 官	二度張り可能な使い捨てカイロ において、剥離紙の面積を 1 度 目と 2 度目で同じ面積にするよ うに切り込み線を入れることは、 引例に基づき容易に創作する ことができると判断した。
234	平成 25(行ケ)10307	審取	平成 26 年 3 月 27 日 知的財産高等裁判所	使い捨てカイ ロ	3 条 2 項			原告 株式会社ロ ッテ	被告 特許庁長 官	平成 25(行ケ)10308 に同じ
235	平成 25(行ケ)10306	審取	平成 26 年 3 月 27 日 知的財産高等裁判所	使い捨てカイ ロ	3 条 2 項			原告 株式会社ロ ッテ	被告 特許庁長 官	平成 25(行ケ)10308 に同じ
236	平成 25(行ケ)10305	審取	平成 26 年 3 月 27 日 知的財産高等裁判所	使い捨てカイ ロ	3 条 2 項			原告 株式会社ロ ッテ	被告 特許庁長 官	平成 25(行ケ)10308 に同じ
237	平成 25(行ケ)10315	審取	平成 26 年 3 月 27 日 知的財産高等裁判所	シール	3 条 2 項			原告 X	被告 特許庁長 官	インターネット公報は、掲載によ り法 3 条 1 項 1 号における「公 然知られた」状態となると判断さ れた。
238	平成 25(ネ)10075 等	不競 差止	平成 26 年 2 月 26 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					被控訴人 兼附 帯控訴人 株式 会社タイパン 兼 附帯控訴人 Y	控訴人 兼附帯 被 株式会社サブ ライズ	商品の形態の模倣
239	平成 25(ワ)3255	商標 移転 登録 手続 請求	平成 26 年 1 月 28 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
240	平成 25(ワ)12233	意匠 侵害	平成 26 年 1 月 23 日 東京地方裁判所					原告 アトラス・エ ージーアイ・ホール ディングス・エルエル シー	被告 株式会社 文化放送開発セ ンター	
241	平成 25(ワ)3832	不競 差止	平成 26 年 1 月 20 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	標章の使用
242	平成 25(行ウ)8	環境 区域	平成 25 年 12 月 26 日 仙台地方裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
		内行為許可取消請求								
243	平成 25(行ケ)10164	審取商標	平成 25 年 12 月 25 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
244	平成 25(行ケ)10154	審取特許	平成 25 年 12 月 24 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
245	平成 25(行ケ)10106	審取特許	平成 25 年 12 月 24 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
246	平成 25(行ケ)10254	審取商標	平成 25 年 11 月 27 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
247	平成 23(行ウ)43	委託料等 公金支出 差止	平成 25 年 11 月 26 日 福岡地方裁判所 棄却					#N/A	#N/A	
248	平成 24(ワ)36238	民事	平成 25 年 11 月 21 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	名称、標章の使用
249	平成 25(行ケ)10168	審取商標	平成 25 年 11 月 21 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
250	平成 23(ワ)26745	特許侵害	平成 25 年 11 月 19 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
251	平成 25(行ケ)10160	意匠行政訴訟	平成 25 年 11 月 14 日 知的財産高等裁判所	包装容器	3 条 2 項			原告 日本テトラパック株式会社	被告 特許庁長官	創作非容易性の判断にあたり 共通点と差異点を明らかにすることなく判断したとの主張に対し、必ずしも詳細に認定する必要は無いと判断した。
252	平成 24(ワ)22013 等	商品形態模倣行為差止不競	平成 25 年 11 月 13 日 東京地方裁判所					原告 プロエフことプロエフこと株式会社 Crystal d.	被告 株式会社チユチュアンナ	商品の形態の模倣
253	平成 25(ワ)2464	特許侵害	平成 25 年 10 月 31 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
254	平成 23(ワ)21757	職務 発明 対価 請求 特許	平成 25 年 10 月 30 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
255	平成 23(ワ)15499	特許 侵害	平成 25 年 10 月 24 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
256	平成 25(ワ)19696	特許 侵害	平成 25 年 10 月 17 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
257	平成 21(ワ)37962	商標 権	平成 25 年 10 月 10 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
258	平成 25(ネ)1136	意匠 侵害	平成 25 年 10 月 10 日 大阪高等裁判所					控訴人 (1 審 原告) (1 審原 告) チルソンシステ ム株式会社	被告) 株式会社 エルゴジャパン 被控訴人 (1 審被告) 株式会 社エルゴジャパン	
259	平成 25(ネ)10059	貸金 請求	平成 25 年 9 月 30 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
260	平成 23(ワ)14336	意匠 侵害	平成 25 年 9 月 26 日 大阪地方裁判所					原告 株式会社 oneA	被告 株式会社エ レクス	
261	平成 24(行ケ)10398	審取 特許	平成 25 年 9 月 25 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
262	平成 21(ワ)5	損害	平成 25 年 8 月 30 日 東京高等裁判所 その他					#N/A	#N/A	値引き販売行為
263	平成 24(行ケ)10400	審取 特許	平成 25 年 8 月 28 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
264	平成 24(ワ)6772	意匠 侵害	平成 25 年 8 月 22 日 大阪地方裁判所					原告 P 1	被告 潤石有限 会社	
265	平成 24(ワ)6771	意匠 侵害	平成 25 年 8 月 22 日 大阪地方裁判所					原告 P 1	被告 山城開発 株式会社	
266	平成 23(ワ)28857	不競 差止	平成 25 年 7 月 19 日 東京地方裁判所					原告 株式会社サ プライズ	被告 株式会社タ イパン A	商品の形態の模倣
267	平成 24(ネ)10099	職務 発明 対価 請求	平成 25 年 7 月 11 日 知的財産高等裁判所 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
		特許								
268	平成 23(ワ)955	建築 工事 差止	平成 25 年 7 月 10 日 大分地方裁判所 棄却					#N/A	#N/A	眺望利益の侵害
269	平成 24(ワ)9449	不競 著作 侵害	平成 25 年 7 月 2 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
270	平成 24(行ケ)10346	審取 商標	平成 25 年 6 月 27 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
271	平成 24(行ケ)10449	審取	平成 25 年 6 月 27 日 知的財産高等裁判所	遊技機用表示灯	3 条 2 項			原告 株式会社 one A	被告 株式会社 エルクス	部分意匠の構成に物品自体の 構成を加えて意匠を認定すべ きという主張に対し、部分意匠 制度の趣旨に反するとして認め なかった。
272	平成 23(ワ)11694	特許 民事	平成 25 年 6 月 13 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
273	平成 24(行ケ)10339	審取 特許	平成 25 年 5 月 23 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
274	平成 24(ネ)10080	特許 侵害	平成 25 年 4 月 25 日 知的財産高等裁判所 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
275	平成 24(ワ)8221	実案 意匠 侵害	平成 25 年 4 月 19 日 東京地方裁判所					原告 株式会社コ マリヨー	被告 ジェイディジ ヤパン株式会社	
276	平成 24(ワ)3162	意匠 侵害	平成 25 年 4 月 19 日 東京地方裁判所					原告 株式会社フ アイン	被告 株式会社マ キノ	
277	平成 23(ネ)2651	不競 民事	平成 25 年 4 月 18 日 大阪高等裁判所					被控訴人 (一 審原告) 株式 会社サンファミリー	控訴人 (一審 被告) 株式 会社ジェイビーエス	商品の形態の類似
278	平成 24(行コ)38	固定 資産 評価 審査 決定 取消	平成 25 年 4 月 16 日 東京高等裁判所 租税					#N/A	#N/A	
279	平成 24(行ケ)10404	審取 商標	平成 25 年 3 月 28 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
280	平成 24(行ケ)10403	審取 商標	平成 25 年 3 月 28 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
281	平成 22(ワ)31759	損賠 著作	平成 25 年 3 月 28 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
282	平成 23(ワ)30566	不競 差止	平成 25 年 3 月 27 日 東京地方裁判所					原告 アイワ機工 株式会社	被告 有限会社メ ニ・テック Y	商品の形態の類似
283	平成 24(行ケ)10059	審取 特許	平成 25 年 3 月 13 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
284	平成 24(ワ)4224	意匠 侵害	平成 25 年 3 月 7 日 大阪地方裁判所					原告 P 1 チルソ ンシステム株式会 社	被告 株式会社エ ルゴジャパン	
285	平成 21(ワ)10811	特許 侵害	平成 25 年 2 月 28 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
286	平成 24(ネ)10015	特許 侵害	平成 25 年 2 月 1 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
287	平成 23(ワ)10389	不当 利得 返還 意匠	平成 25 年 1 月 24 日 大阪地方裁判所					原告 P 1	被告 星和電機 株式会社	
288	平成 24(行ケ)10279	審取	平成 25 年 1 月 24 日 知的財産高等裁判所	雨樋用管	3 条 1 項 3 号			原告 トライエンジ ニアリング株式会 社	被告 特許庁長 官	物品にとってありふれた態様で 構成されている場合において、 具体的構成態様の共通点は 類否判断に一定の影響を与 え、基本的構成態様の共通点 と相まって強い印象を与えるとし た。
289	平成 23(ワ)529	意匠 侵害	平成 25 年 1 月 22 日 大阪地方裁判所					原告 HOYACANDEEO PTRONICS 株式 会社	被告 A R K T E C H 株式会社	
290	平成 23(行ケ)10414	審取 特許	平成 25 年 1 月 10 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
291	平成 24(行ケ)10253	審取 商標	平成 24 年 12 月 26 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
292	平成 24(ワ)3604	不競 差止	平成 24 年 12 月 20 日 大阪地方裁判所					原告 株式会社マ ツト自動車	被告 株式会社パ ドックス	商品の形態（意匠）の類似

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
293	平成 21(ワ)13559	損賠 商標	平成 24 年 12 月 13 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
294	平成 24(行ウ)383	特許 分割 却下 取消	平成 24 年 12 月 6 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
295	平成 23(ワ)2283	不競 差止	平成 24 年 12 月 6 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	特許権、複製権・翻案件の侵害
296	平成 24(ネ)10062	意匠 侵害	平成 24 年 12 月 5 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					被控訴人 西邦 工業株式会社	控訴人 株式会 社ユニックス柳楽 久司	
297	平成 23(ワ)6621	不競 差止	平成 24 年 11 月 29 日 東京地方裁判所					原告 株式会社オ ビツ製作所	被告 株式会社ボ ークス	商品の形態の模倣
298	平成 24(行ケ)10188	審取 商標	平成 24 年 11 月 29 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
299	平成 24(行ケ)10113	審取 商標	平成 24 年 11 月 29 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
300	平成 24(行ケ)10105 等	審取	平成 24 年 11 月 26 日 知的財産高等裁判所	人工歯	3 条 1 項 3 号			原告 株式会社 松風	被告 特許庁長 官	審決は複数の相違点を看過してなされたものであり、相違点は基本的構成態様の共通点から生じる印象に埋没するものではないとして審決を取り消した。
301	平成 23(ワ)3361	意匠 侵害	平成 24 年 11 月 8 日 大阪地方裁判所					原告 株式会社ニ チエイ	被告 株式会社 美友 a m i 株 式会社	
302	平成 21(ワ)4377	職務 発明 対価 請求 特許	平成 24 年 10 月 16 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
303	平成 23(ワ)6904	職務 発明 対価 請求 特許	平成 24 年 9 月 28 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
304	平成 22(ワ)36664 等	著作 侵害	平成 24 年 9 月 27 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
305	平成 23(ワ)12566	不競 差止	平成 24 年 9 月 20 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	商品表示の類似
306	平成 22(ワ)16066	差止 不競	平成 24 年 9 月 20 日 大阪地方裁判所					原告 株式会社 大廣製作所	被告 株式会社 ビューティガレージ	意匠権の侵害
307	平成 24(行ケ)10022	審取 実案	平成 24 年 9 月 19 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
308	平成 22(ワ)411	補償 金請求 特許	平成 24 年 9 月 14 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
309	平成 23(ワ)40316	職務 発明の再 譲渡請求 特許	平成 24 年 9 月 12 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
310	平成 23(ワ)38884	商標 侵害	平成 24 年 9 月 10 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
311	平成 23(行ウ)443	特許 料納付書 却下処分 取消	平成 24 年 8 月 31 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
312	平成 23(ワ)29563	損賠 商標	平成 24 年 7 月 31 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
313	平成 22(ワ)42141	不競 差止	平成 24 年 7 月 30 日 東京地方裁判所					原告 プリヴェィ A G 株式会社	被告 株式会社サ クサン 有限会社リ バティフィールド	商品の形態の類似
314	平成 24(行ケ)10042	審取	平成 24 年 7 月 18 日 知的財産高等裁判所	自動二輪車 用タイヤ	3 条 1 項 3 号			原告 株式会社ブ リヂストン	被告 特許庁長 官	物品の表面に表れる特定の単 位の繰り返しという共通点より も、繰り返しの単位内における 個別の形状が取引者・需要者 の注意を惹く特徴的な形態とな りうるとして非類似と判断した。
315	平成 23(行ケ)10271	審取 特許	平成 24 年 7 月 11 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
316	平成 22(行ウ)754	設立 認可 処分 取消	平成 24 年 7 月 10 日 東京地方裁判所 公用 負担・公用収用など					#N/A	#N/A	
317	平成 22(ワ)41231	不競 差止	平成 24 年 7 月 4 日 東京地方裁判所					原告 プリヴェIA G 株式会社	被告 株式会社 総通 有限会社 日本光材	商品の形態の類似
318	平成 24(行ケ)10026 等	審取	平成 24 年 7 月 4 日 知的財産高等裁判所	側部観察窓 付き容器	50 条 3 項、 特許法 50 条 3 条 2 項			原告 シーリング コーポレーション	被告 特許庁長 官	審決において、拒絶理由通知 に示されていない周知例を加えて 創作非容易性を否定したとして も、周知例はごくありふれた態 様を示すものであり、引用例で も示され、原告はすでにこの点 について争っているとして、手続 に違背はないとした。
319	平成 23(ワ)247	意匠 侵害	平成 24 年 6 月 29 日 東京地方裁判所					原告 ラディウス株 式会社	被告 株式会社ア ベル	
320	平成 23(ワ)10705	意匠 侵害	平成 24 年 6 月 28 日 東京地方裁判所					原告 株式会社コ ニックス	被告 西邦工業 株式会社	
321	平成 23(ネ)10085	意匠 侵害	平成 24 年 6 月 28 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					控訴人 (第 1 審 原告) X	被告) シロー株式 会社 被控訴人 (第 1 審被告) シロー株 式会社	
322	平成 24(ネ)10011	損賠 特許	平成 24 年 6 月 27 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
323	平成 23(行ケ)10295	審取 特許	平成 24 年 6 月 26 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
324	平成 23(ワ)9600	意匠 侵害	平成 24 年 6 月 21 日 大阪地方裁判所					原告 タイガー魔 法瓶株式会社	被告 株式会社た つみや	
325	平成 23(ネ)10076	不競 差止	平成 24 年 6 月 14 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	営業秘密の開示等
326	平成 23(ワ)9476	意匠 侵害	平成 24 年 5 月 24 日 大阪地方裁判所					原告 向陽技研 株式会社	被告 株式会社ヒ カリ	
327	平成 23(行ケ)10296	審取 特許	平成 24 年 5 月 23 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
328	平成 23(ワ)10113	不競差止	平成 24 年 4 月 19 日 大阪地方裁判所					原告 株式会社そとや工房	被告 株式会社丸三タカギ 株式会社ノグチ 有限会社フォーナート	商品の形態の類似
329	平成 23(行ケ)10226	審取特許	平成 24 年 3 月 28 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
330	平成 22(行ウ)626	行政文書不開示取消	平成 24 年 3 月 22 日 東京地方裁判所 情報公開					#N/A	#N/A	
331	平成 23(ネ)10062	損害著作	平成 24 年 3 月 22 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
332	平成 22(ワ)805	意匠侵害	平成 24 年 3 月 15 日 大阪地方裁判所					原告 東リ株式会社	被告 株式会社サングツ	
333	平成 23(ネ)10035	実案侵害	平成 24 年 3 月 14 日 知的財産高等裁判所 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
334	平成 23(ワ)29828	損害著作	平成 24 年 2 月 28 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
335	平成 23(行ケ)10230	審取特許	平成 24 年 2 月 28 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
336	平成 23(行ケ)10264	審取	平成 24 年 1 月 16 日 知的財産高等裁判所	穀類乾燥機 用集塵機	3 条 1 項 3 号			原告 笹川農機株式会社	被告 特許庁長官	形態として看者の目を惹く顕著な部分が見当たらず、特徴的な部分は両意匠の全体の形態であり、これらが共通する両意匠は共通の美感を与えると判断した。
337	平成 22(ワ)32858	損害特許	平成 23 年 12 月 28 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
338	平成 21(ワ)13219	損害意匠	平成 23 年 12 月 27 日 東京地方裁判所					原告 ユーロプロオペレーティングエルエルシー 株式会社オークローンマーケティング	被告 フェージョンマーケティング株式会社	
339	平成 21(ワ)44391 等	特許侵害	平成 23 年 12 月 26 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
340	平成 21(ワ)29786	手数料収受強要差止	平成 23 年 12 月 22 日 東京地方裁判所 その他					#N/A	#N/A	
341	平成 23(行ケ)10240	審取	平成 23 年 12 月 15 日 知的財産高等裁判所	印刷用はくり紙	3 条 2 項			原告 セキセイ株式会社	被告 特許庁長官	公知の引用意匠から、本願意匠の各構成を創作することに着想の新しさや独創性を見いだすことはできず、当業者が容易に創作することができたと判断した。
342	平成 23(行ケ)10239	審取	平成 23 年 12 月 15 日 知的財産高等裁判所	印刷用はくり紙	3 条 2 項			原告 セキセイ株式会社	被告 特許庁長官	本願意匠の創作には、ミシン目の一部を実線に変更する程度のものであり、意匠全体からみても当業者が容易に創作することができたと判断した。
343	平成 22(ワ)11862	商標侵害	平成 23 年 12 月 15 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
344	平成 22(ワ)13746	意匠侵害	平成 23 年 12 月 15 日 大阪地方裁判所					原告 ニューメディア・テック	被告 ニューメディア・テック 株式会社大倉	
345	平成 23(行ケ)10159	審取	平成 23 年 11 月 30 日 知的財産高等裁判所	コンタクトレンズ	3 条 1 項 3 号			原告 X	被告 特許庁長官	コンタクトレンズに施された模様や彩色の違いを検討し、本願意匠と引用意匠とは看者に異なる美感を与えるものとして互いに非類似と判断した。
346	平成 22(ワ)24818	特許差止	平成 23 年 11 月 25 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
347	平成 23(行ケ)10141	審取特許	平成 23 年 11 月 22 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
348	平成 23(行ケ)10129	審取	平成 23 年 11 月 21 日 知的財産高等裁判所	照明器具用 反射板	3 条 1 項 1 号			原告 株式会社 新陽社	被告 株式会社オ プトデザイン	秘密保持契約は、自動的に継 続するため、製品の納品及び 量産により自動的に終了したと はいえない。「公然知られた」と いうためには意匠の全体が視認 されなければならない、設置状態 で意匠の一部分のみが視認で きるとしても、製品の販売や設 置により意匠の全体が視認され た事実が認められないため、3 条 1 項 1 号に該当したとはい えないと判断した。
349	平成 21(ワ)46862	商標 侵害	平成 23 年 11 月 14 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
350	平成 22(行ウ)295	建築 確認 処分 取消	平成 23 年 11 月 11 日 東京地方裁判所 警察 関係					#N/A	#N/A	建築基準条例
351	平成 23(ワ)131	意匠 侵害	平成 23 年 11 月 10 日 東京地方裁判所					原告 A	被告 ジロー株式 会社	
352	平成 22(ワ)1232	商標 侵害	平成 23 年 10 月 28 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
353	平成 21(行ウ)155	通知 処分 取消 請求	平成 23 年 10 月 14 日 大阪地方裁判所 租税					#N/A	#N/A	
354	平成 23(行ケ)10174	審取 商標	平成 23 年 10 月 11 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
355	平成 23(行ケ)10051	審取	平成 23 年 9 月 28 日 知的財産高等裁判所	空調装置用 膨張弁	3 条 1 項 3 号			原告 株式会社テ ージーケー	被告 株式会社 不二工機	本件意匠登録の出願前に公 知の部分は取引者や需要者の 注意を引く形態とはいえず、出 願前に公知でない部分が注意 を引きやすいといえ、これら特徴 的な形態の多くの部分が共通 することから美感において両意 匠が類似すると判断した。

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
356	平成 22(ワ)3490 等	商標 請求 権不 存在 確認	平成 23 年 9 月 15 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
357	平成 22(ワ)9966	意匠 侵害	平成 23 年 9 月 15 日 大阪地方裁判所					原告 株式会社グ リーンベル	被告 株式会社コ スモビューティー 株 式会社大創産業	
358	平成 22(ネ)10068	特許 民事	平成 23 年 9 月 5 日 知的財産高等裁判所 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
359	平成 22(ワ)2723	損賠	平成 23 年 8 月 25 日 大阪地方裁判所					原告 株式会社サ ンファミリー	被告 株式会社ジ ェビーエス	商品の形態の模倣
360	平成 22(ワ)11899	不競 差止	平成 23 年 7 月 14 日 大阪地方裁判所					原告 イノマタ化学 株式会社	被告 株式会社 大創産業 補助参加人 近 畿用品製造株式 会社	商品の形態の模倣
361	平成 22(ワ)15903	損賠	平成 23 年 6 月 17 日 東京地方裁判所					原告 シチズン・シ ステムズ株式会社	被告 株式会社ジ ョナス	商品の形態の模倣
362	平成 22(ワ)11115	商標 侵害	平成 23 年 6 月 2 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
363	平成 22(ワ)8024	実案 侵害	平成 23 年 4 月 28 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
364	平成 22(行ケ)10401	審取	平成 23 年 4 月 28 日 知的財産高等裁判所	浄水器	3 条 1 項 3 号			原告 ニューメディ カ・テック株式会社	被告 ニューメディ カ・テック販売株式 会社	共通点はあるがふれた態様である ので顕著な特徴ということではでき ないのに対し、差異点は美感に 及ぼす影響が大きく、異なる美 感を生じさせるため両意匠を非 類似と判断した。
365	平成 22(行コ)10006	却下 処分 取消 請求	平成 23 年 4 月 28 日 知的財産高等裁判所	-	15 条 1 項、 特許法 43 条 2 項 68 条 2 項、 特許法 18 条の 2 第 1 項			控訴人 (原 告) インヴィトロジ ェン ダイナル エ ーエス	被告) 国, 特許 庁長官	優先権証明書の未提出により 出願却下処分となり(先行処 分)、その後提出した手続補 正書も却下となったところ、補正 の機会なく却下処分としたのは 手続違背であると主張したが認め られなかった。また別件訴訟 で先行処分について争っている

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
										ことにつき、完全に一致するものではないため訴えの利益を否定しなかった事例。
366	平成 22(行コ)10005	手続却下処分等取消	平成 23 年 4 月 28 日知的財産高等裁判所東京地方裁判所	-	15 条 1 項、特許法 43 条 2 項 68 条 2 項、特許法 18 条の 2 第 1 項			控訴人 (原告) インヴィトロジェン ダイナル エーエス	被告) 国, 特許庁長官	優先権証明書の未提出は、重大な要件の瑕疵であり、補正することはできないため、本件処分に違法性はない。
367	平成 22(行ケ)10312	審取特許	平成 23 年 4 月 26 日知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
368	平成 22(ネ)10014	意匠侵害	平成 23 年 3 月 28 日知的財産高等裁判所大阪地方裁判所					控訴人 (一番原告) 株式会社ライセンス&	被告) 株式会社ダイモン 被控訴人 (一番被告) 株式会社ダイモン	
369	平成 22(ネ)10077	不競差止	平成 23 年 3 月 24 日知的財産高等裁判所東京地方裁判所					被控訴人(原告) 素数株式会社高井信也	控訴人 (被告) 有限会社せいらく	商品の形態の模倣
370	平成 21(ワ)14272	特許侵害	平成 23 年 3 月 23 日東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
371	平成 22(行ケ)10342	審取商標	平成 23 年 3 月 17 日知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
372	平成 22(行ケ)10213	審取特許	平成 23 年 2 月 28 日知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
373	平成 21(ワ)18507	特許侵害	平成 23 年 1 月 21 日東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
374	平成 22(行コ)10004	異議申立棄却決定取消	平成 23 年 1 月 11 日知的財産高等裁判所東京地方裁判所	-	4 条 3 項 行政事件訴訟法 10 条 2 項			控訴人 X	被控訴人 特許庁長官	4 条 3 項の証明書の提出期限の翌日に提出し却下された手続について、4 条に規定する 6 月の出願期間に加えて出願日は任意に決定できるのであるから、30 日以内に証明書の提出

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
										を要求することは出願人の保護にかけることはないと判断した。
375	平成 21(ワ)6755	不競差止	平成 22 年 12 月 16 日 大阪地方裁判所					原告 株式会社 西松屋チェーン	被告 イオンリテール株式会社	商品陳列デザインの使用
376	平成 22(ワ)4770	意匠侵害	平成 22 年 12 月 16 日 大阪地方裁判所					原告 P ニシガキ工業株式会社	被告 株式会社 小林鉄工所	
377	平成 21(ネ)10063	損賠特許	平成 22 年 12 月 13 日 知的財産高等裁判所 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
378	平成 21(ワ)13824	特許侵害	平成 22 年 11 月 25 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
379	平成 21(ワ)1193	著作民事	平成 22 年 11 月 18 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
380	平成 22(行ケ)10169	審取商標	平成 22 年 11 月 16 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
381	平成 21(行ケ)10433	審取商標	平成 22 年 11 月 15 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
382	平成 22(行ケ)10048	審取特許	平成 22 年 11 月 10 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
383	平成 21(ネ)312	損賠	平成 22 年 10 月 29 日 名古屋高等裁判所 その他 名古屋地方裁判所					#N/A	#N/A	建築工事
384	平成 19(ワ)9548 等	損賠商標	平成 22 年 10 月 27 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
385	平成 21(行ウ)597	却下処分取消特許	平成 22 年 10 月 8 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
386	平成 21(行ウ)540	手続却下処分取消特許	平成 22 年 10 月 8 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
387	平成 21(ワ)30827	商標侵害	平成 22 年 9 月 30 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
388	平成 22(行ケ)10067	審取特許	平成 22 年 9 月 29 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
389	平成 22(行ケ)10093 等	審取商標	平成 22 年 9 月 15 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
390	平成 20(ワ)8761	意匠侵害	平成 22 年 8 月 26 日 大阪地方裁判所					原告 株式会社カクマル	被告 株式会社コノ工測器	
391	平成 21(行ケ)10440	審取特許	平成 22 年 8 月 9 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
392	平成 22(行ウ)92	異議申立棄却決定取消請求 意匠	平成 22 年 8 月 6 日 東京地方裁判所	-	4 条 3 項 行政事件訴訟法 10 条 2 項			原告 A	被告 国	行政事件訴訟法 10 条 2 項により本件棄却決定の固有の違法事由（瑕疵）のみ主張できるどころ、原告は、本件却下処分 の違法を理由として本件棄却決定の取消を求めており、主張自体失当とした。
393	平成 21(行ケ)10396	審取商標	平成 22 年 7 月 21 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
394	平成 19(ネ)10032	特許侵害	平成 22 年 7 月 20 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
395	平成 21(ワ)15068	職務発明対価請求	平成 22 年 7 月 15 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
396	平成 21(ワ)23051	著作侵害	平成 22 年 7 月 8 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
397	平成 18(ワ)27879	補償金請求 特許	平成 22 年 7 月 8 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
398	平成 22(行ケ)10079	審取	平成 22 年 7 月 7 日 知的財産高等裁判所	呼吸マスク	3 条 1 項 3 号			原告 スリーエム イノベイティブ プロパティズ カンパニー	被告 特許庁長官	原告は物品の使用状態であるマスクの装着状態を考慮して類否判断すべきと主張したが、願書の記載及び願書の添付した図面にはその形状や説明の記載がなく、願書等から認識できる事項以外を考慮して意匠を認定することはできないとした

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
399	平成 21(行ケ)10208	審取	平成 22 年 6 月 30 日 知的財産高等裁判所	ゴルフボール	3 条 1 項 3 号			原告 X	被告 キャロウェイ ゴルフ株式会社	ゴルフボールの前面に六角形の ディンプルを配列した点で共通 し、これは看者が最も着目する 基本的な構成態様であり、本 願意匠に含まれる五角形のディ ンプルはごく僅かであり、目立た ないものであるため、共通点を 凌駕するほどの強い美感を生じ させるものはないとした。
400	平成 21(ワ)3529	特許 侵害	平成 22 年 6 月 24 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
401	平成 21(ワ)3527 等	特許 侵害	平成 22 年 6 月 24 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
402	平成 21(ネ)2465	特許 侵害	平成 22 年 5 月 21 日 大阪高等裁判所					#N/A	#N/A	
403	平成 21(ネ)3051	意匠 侵害	平成 22 年 5 月 14 日 大阪高等裁判所					控訴人（原告） 大阪ケミカル工業 株式会社	被告 株式会社ク リエイティブ・エナジ ー被控訴人）株 式会社サルス 被控訴人（被 告）株式会社ク リエイティブ・エナジ ー（被告）株式 会社サルス	
404	平成 20(ワ)36851	意匠 侵害	平成 22 年 5 月 14 日 東京地方裁判所					原告 株式会社コ ーギー本舗	被告 株式会社ビ ー・エヌ	
405	平成 20(ワ)17170 等	損害 特許	平成 22 年 5 月 6 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
406	平成 21(ワ)12902	損害 民事	平成 22 年 4 月 28 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	パブリシティ権の侵害
407	平成 21(ワ)25633	損害 民事	平成 22 年 4 月 28 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	パブリシティ権の侵害
408	平成 21(ネ)10023	損害 特許	平成 22 年 4 月 27 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
409	平成 21(ワ)11520	意匠 侵害	平成 22 年 3 月 25 日 大阪地方裁判所					反訴原告 岩谷マ テリアル株式会社	反訴被告 株式 会社サンコープラス チック	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
410	平成 21(行ケ)10290	審取 商標	平成 22 年 2 月 25 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
411	平成 21(行ケ)10186	審取 特許	平成 22 年 2 月 24 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
412	平成 21(ネ)10017	特許 を受ける 権利 確認	平成 22 年 2 月 24 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
413	平成 19(行ウ)161	建築 確認 処分 取消	平成 22 年 2 月 17 日 大阪地方裁判所 警察 関係					#N/A	#N/A	建築基準法
414	平成 20(ワ)1586	著作 侵害	平成 22 年 1 月 29 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
415	平成 21(ネ)2110	損賠 意匠	平成 22 年 1 月 29 日 大阪高等裁判所					控訴人 (原告) 株式会社 村角工業 株式会社井上裕 史	被告 (被告) 株式会社 硝英製作所 被控訴人 (被告) 株式会社 硝英製作所	
416	平成 21(行ケ)10209	審取	平成 22 年 1 月 27 日 知的財産高等裁判所	貼り薬	3 条 1 項 3 号 3 条 2 項			原告 三笠製薬 株式会社	被告 久光製薬 株式会社	差異点である本件登録意匠の 剥離シートの着色部分は、今 日中点を凌駕する影響を美感 に与えるものであり、使用者に 与える影響が大きく異なるた め、非類似と判断した。
417	平成 20(行ケ)10091	審取 商標	平成 22 年 1 月 26 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
418	平成 20(ワ)14302 等	特許 侵害	平成 22 年 1 月 21 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
419	平成 21(行ケ)10110	審取 特許	平成 21 年 12 月 24 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
420	平成 21(行ケ)10126	審取 特許	平成 21 年 12 月 17 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
421	平成 21(行ケ)10177	審取 商標	平成 21 年 12 月 17 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
422	平成 18(ワ)8794	不競差止	平成 21 年 12 月 10 日 大阪地方裁判所					原告 株式会社カクタスコーポレーション	被告 株式会社フアブレス	商品の形態の類似
423	平成 21(ネ)10040	損賠特許	平成 21 年 12 月 10 日 知的財産高等裁判所 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
424	平成 21(行コ)65	都市計画変更決定取消	平成 21 年 11 月 26 日 東京高等裁判所 公用負担・公用収用など					#N/A	#N/A	
425	平成 18(ワ)1243	損賠	平成 21 年 11 月 26 日 仙台地方裁判所					#N/A	#N/A	フランチャイズ 契約の債務不履行
426	平成 21(ワ)2726	意匠侵害	平成 21 年 11 月 5 日 大阪地方裁判所					原告 大阪ケミカル工業株式会社井上裕史	被告 株式会社クリイティブ・エナジー 株式会社サルス	
427	平成 21(行ケ)10083	審取	平成 21 年 10 月 28 日 知的財産高等裁判所	住宅用警報器	3 条 1 項 3 号			原告 ホーチキ株式会社	被告 特許庁長官	審決では取消事由 1 において両意匠の相違点を具体的に挙げていないものの、その差異は審決の結論に影響を及ぼすほどのものではないとした。
428	平成 21(行ケ)10011	審取特許	平成 21 年 10 月 28 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
429	平成 20(ネ)10024 等	特許移転請求	平成 21 年 10 月 20 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
430	平成 19(行ウ)16	埋立免許差止	平成 21 年 10 月 1 日 広島地方裁判所 公物・公企業など					#N/A	#N/A	
431	平成 20(ワ)5712	損賠意匠	平成 21 年 9 月 10 日 大阪地方裁判所					原告 P	被告 キャロウェイゴルフ	
432	平成 20(ワ)12501	特許侵害	平成 21 年 9 月 3 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
433	平成 21(行ケ)10051	審取	平成 21 年 8 月 31 日 知的財産高等裁判所	光学部品シート転写成形ロール	3 条 1 項 3 号			原告 東芝機械株式会社	被告 特許庁長官	基本的な構成態様において共通する部分があるものの、差異点において看者に対し日感情の

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
										相違を生じさせているとして非類似と判断した。
434	平成 21(行ケ)10108	審取特許	平成 21 年 8 月 31 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
435	平成 21(行ケ)10032	審取	平成 21 年 8 月 27 日 知的財産高等裁判所	弾性ダンパー	3 条 2 項			原告 株式会社サンケイ技研	被告 特許庁長官	審決においてある部分の構成（素材）を明らかにしていないからといって、実質的に素材の違いを考慮して創作容易性を判断しているといえるため、本願意匠の認定が誤りとなるものではないと判断した。
436	平成 20(ワ)3277	特許侵害	平成 21 年 8 月 27 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
437	平成 20(行ケ)10343	審取特許	平成 21 年 8 月 27 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
438	平成 18(ワ)26725 等	商標侵害	平成 21 年 7 月 23 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
439	平成 20(ワ)13282	損賠	平成 21 年 7 月 23 日 大阪地方裁判所					原告 村角工業株式会社	被告 株式会社硝英製作所	
440	平成 21(行ケ)10036	審取	平成 21 年 7 月 21 日 知的財産高等裁判所	輪ゴム	3 条 1 項 3 号			原告 株式会社共和	被告 特許庁長官	側面に開口部が設けられた結束用の輪ゴムにつき、開口部の位置、大きさ、範囲に大きな差異があり、需要者に注目される部分でもあるところ、この差異は使用形態においても顕著に表れることから非類似と判断した。
441	平成 20(行ケ)10421	審取特許	平成 21 年 6 月 30 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
442	平成 19(ネ)10056	不当利得返還特許	平成 21 年 6 月 25 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
443	平成 20(ワ)15970	損賠不競	平成 21 年 6 月 4 日 大阪地方裁判所					原告 タイガー魔法瓶株式会社	被告 協和工業株式会社	マグボトルの形態の類似
444	平成 20(行ケ)10401	審取	平成 21 年 5 月 28 日 知的財産高等裁判所	流体圧シリンダ	3 条 1 項 3 号			原告 S M C 株式会社	被告 特許庁長官	意匠を構成する大部分がありふれたものでありその共通点に看者が注目すると原告は主張したが、ありふれた形態以外の

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
										形態から生じる美感が、ありふれた形態から生じる美感を超えない場合に需要者の注意を引くとし、相違点を検討した結果、両者は非類似と判断した。
445	平成 20(ネ)10088 等	損害特許	平成 21 年 5 月 25 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
446	平成 20(行コ)10002	却下 処分 取消 請求	平成 21 年 3 月 26 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所	-	15 条 1 項、 特許法 43 条 1 項 60 条の 3 特例法規 則 14 条	不明		控訴人 (1 審原告) パルミジャーニ フルルール エス. ア ー.	被控訴人(1 審被告) 国 処分行政庁 特 許庁長官	控訴人は、特許法 43 条 1 項の「同時に」を「同日に」と解釈すべきと主張したが、そのように解すべき特別の事情が認められない限り許されないとし、特別の事情判断した。
447	平成 20(行ケ)10402	審取	平成 21 年 3 月 25 日 知的財産高等裁判所	人形	3 条 1 項 3 号	部分		原告 有限会社 鈴木人形	被告 有限会社 ティーエム	証拠として提出された画像が不鮮明であることにより、審決における基礎的構成態様及び具体的構成態様の認定内容は引用意匠から確定することができず、当該審決は誤りと判断した。
448	平成 20(行ケ)10371	審取 商標	平成 21 年 3 月 24 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
449	平成 20(行ケ)10220	審取 商標	平成 21 年 3 月 10 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
450	平成 19(ワ)17762	損害 実案	平成 21 年 2 月 27 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
451	平成 18(行ウ)63	事業 認可 処分 取消	平成 21 年 2 月 26 日 名古屋地方裁判所 公 用負担・公用収用など					#N/A	#N/A	
452	平成 18(ワ)503	損害	平成 21 年 2 月 24 日 名古屋地方裁判所					#N/A	#N/A	耐震強度の偽装
453	平成 20(行ケ)10388	審取	平成 21 年 2 月 24 日 知的財産高等裁判所	健康帯	3 条 1 項 3 号	全体		原告 ヨークス株式 会社	被告 安達興業 株式会社	差異点の構成態様は、両意匠の共通点が看者にもたらず類似するという印象を凌駕するものではなく、異なった美感や美

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
										的印象を与えるものとはいえないと判断した。
454	平成 20(行ケ)10347	審取 商標	平成 21 年 2 月 24 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
455	平成 19(ワ)12655	特許 を受ける 権利 確認	平成 21 年 1 月 29 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
456	平成 20(行コ)48	既得 権有 効確 認請 求	平成 21 年 1 月 28 日 東京高等裁判所 その他					#N/A	#N/A	
457	平成 20(ネ)10054 等	特許 侵害	平成 21 年 1 月 28 日 知的財産高等裁判所 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
458	平成 20(行ケ)10131	審取	平成 21 年 1 月 28 日 知的財産高等裁判所	取鍋	3 条 2 項	全体	請求棄却	原告 株式会社 陽紀	被告 株式会社 豊栄商会	看者から注目されると認められる部分の差異があり、引用意匠のいずれとも大きく異なるのであるから、これらの引用意匠から本件意匠を容易に創作できるとはいえず、形状差が常套的な域を出ないということとはできないと判断した。
459	平成 20(行ケ)10332	審決	平成 21 年 1 月 27 日 知的財産高等裁判所	基礎杭	3 条 1 項 3 号	全体	請求棄却	原告 三谷セキサン株式会社	被告 特許庁長 官	物品に求められる機能を満たすための寸法や形状の差異は、需要者・取引者にとって注意を引くものとはいえず、意匠全体の類似性の判断に影響を与えないと判断した。
460	平成 19(ワ)11899	不競 差止	平成 20 年 12 月 26 日 東京地方裁判所					原告 サントリー株式会社	被告 特許庁長 官	パッケージデザインの類似
461	平成 20(行ケ)10251	審取	平成 20 年 12 月 25 日 知的財産高等裁判所	ビールピッチャー	3 条 1 項 3 号	部分	審決取消	原告 サントリー株式会社、サントリ	被告 特許庁長 官	基本的構成態様は共通するが、具体的構成態様において、

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
								ー・ショッピング・クラブ、紀伊産業株式会社		看者に異なる美感を与えており、非類似と判断した。
462	平成 18(行ウ)40 等	都市計画変更取消	平成 20 年 12 月 24 日 横浜地方裁判所 公用負担・公用収用など					#N/A	#N/A	
463	平成 20(行ケ)10186	審取	平成 20 年 11 月 26 日 知的財産高等裁判所	腕時計側	3 条 1 項 3 号	全体	請求棄却	原告 オデマルスピゲット (マーケティング) エスアー	被告 特許庁長官	物品である腕時計側は正面視の態様が最も看者の注意を引くものであり、その部分がほぼ同一であるため、操作部分に差異があるとしても全体として類似すると判断した。
464	平成 20(行ケ)10185	審取	平成 20 年 11 月 26 日 知的財産高等裁判所	腕時計	3 条 1 項 3 号	全体	審決取消	原告 ソシエテ アノニム デ ラ マニユ ファクチャー ドーロ ジェリイ オデマルスピゲット アンド カンパニー	被告 特許庁長官	腕時計の竜頭やガード部は正面からよく見える目立つ部分であり、その部分の差異は軽視できず、共通点を凌ぐというべきであり、非類似と判断した。
465	平成 20(行ケ)10184	審取	平成 20 年 11 月 26 日 知的財産高等裁判所	腕時計側	3 条 1 項 3 号	全体	審決取消	原告 ソシエテ アノニム デ ラ マニユ ファクチャー ドーロ ジェリイ オデマルスピゲット アンド カンパニー	被告 特許庁長官	腕時計の竜頭やガード部は正面からよく見える目立つ部分であり、その部分の差異は軽視できず、他の差異点とも相まって共通点を凌ぐというべきであり、非類似と判断した。
466	平成 18(ワ)22106	損賠特許	平成 20 年 11 月 13 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
467	平成 18(ワ)17608	損害賠償民事	平成 20 年 10 月 30 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	機密保持契約の債務不履行
468	平成 20(ワ)1089	意匠侵害	平成 20 年 10 月 30 日 東京地方裁判所					原告 株式会社タヤ	被告 株式会社サワフジ	
469	平成 19(行ケ)10351	審取特許	平成 20 年 10 月 28 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
470	平成 19(ワ)10469	職務発明対価請求	平成 20 年 9 月 29 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
		特許								
471	平成 19(行ケ)10370	審取 商標	平成 20 年 9 月 17 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
472	平成 19(ワ)1411	意匠 侵害	平成 20 年 9 月 11 日 大阪地方裁判所					原告 株式会社 岳将	被告 株式会社 協進設計	
473	平成 20(行ケ)10071	審取	平成 20 年 8 月 28 日 知的財産高等裁判所	研磨パッド	3 条 2 項	全体	審決取消	原告 ニッタ・ハース 株式会社	被告 特許庁長 官	審決では溝の形状と配置のみに着目したが、これらから構成される研磨部の形状も検討すべきとし、研磨部の形状に着目すると当業者に創作容易とはいえないと判断した。
474	平成 20(行ケ)10070	審取	平成 20 年 8 月 28 日 知的財産高等裁判所	研磨パッド	3 条 2 項	全体	審決取消	原告 ニッタ・ハース 株式会社	被告 特許庁長 官	審決では溝の形状と配置のみに着目したが、これらから構成される研磨部の形状も検討すべきとし、研磨部の形状に着目すると当業者に創作容易とはいえないと判断した。
475	平成 20(行ケ)10069	審取	平成 20 年 8 月 28 日 知的財産高等裁判所	研磨パッド	3 条 2 項	全体	審決取消	原告 ニッタ・ハース 株式会社	被告 特許庁長 官	審決では溝の形状と配置のみに着目したが、これらから構成される研磨部の形状も検討すべきとし、研磨部の形状に着目すると当業者に創作容易とはいえないと判断した。
476	平成 18(ワ)8248	特許 侵害	平成 20 年 8 月 28 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
477	平成 19(ネ)10039	職務 発明 対価 請求	平成 20 年 8 月 6 日 知的財産高等裁判所 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
478	平成 19(ワ)19275	損害 著作	平成 20 年 7 月 4 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
479	平成 19(行ケ)10293	審取 商標	平成 20 年 6 月 30 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
480	平成 20(行ウ)82	却下 処分 取消 請求	平成 20 年 6 月 27 日 東京地方裁判所	腕時計側	15 条 1 項、 特許法 43 条 1 項 60 条の 3	—	請求棄却	原告 パルミジャーニ フルリール エス. ア —	被告 国 行政処分庁 特 許庁長官	出願当初にパリ条約の優先権 主張をする旨を願書に記載して おらず、同日にその旨を補正し たところ、当該手続補正書が却 下され、特許庁 43 条 1 項の 「同時に」を「同日に」と解釈す べきと主張したが、認められな かった事例。
481	平成 19(行ケ)10405	審取 商標	平成 20 年 6 月 24 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
482	平成 18(ワ)8725	特許 侵害	平成 20 年 5 月 29 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	
483	平成 19(行ケ)10215	審取 商標	平成 20 年 5 月 29 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
484	平成 19(行ケ)10411	審取 商標	平成 20 年 5 月 28 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
485	平成 19(行ケ)10402	審取	平成 20 年 5 月 28 日 知的財産高等裁判所	短靴	3 条 1 項 3 号 3 条 2 項	部分	審決取消	原告 ケイ スイス インコーポレーテド	被告 ナガイレーベ ン株式会社（意 匠権者）	よく知られた形状等からなる共 通点について、当該部分がロゴ マークに相当するように需要者 に広く知れ渡っている場合、需 要者の注意を引く部分として類 否判断に与える影響が大きくな るとして、そのような共通点を有 する意匠は互いに類似すると判 断した事例。
486	平成 19(行ケ)10390	審取	平成 20 年 5 月 26 日 知的財産高等裁判所	木ねじ	3 条 1 項 3 号	部分	請求棄却	原告 ベクトリックス 株式会社	被告 株式会社フ カサワ	物品の共通性は対比される意 匠同士の物品の用途及び機 能が同一又は類似することが必 要であり、物品の当該部分同 士の用途及び機能を検討する には及ばないとし、対比される 部分についてはねじの駆動穴と してはごくありふれたものであり、 看者の注意を惹かないとした審 決に誤りはないとした。
487	平成 19(ワ)16411	特許 民事	平成 20 年 5 月 20 日 大阪地方裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
488	平成 19(行ケ)10385	審取	平成 20 年 4 月 24 日 知的財産高等裁判所	金属製ブ ラインのルー バー	3 条 2 項	全体	請求棄却	原告 田中金属 株式会社	被告 特許庁長 官	審決における本願意匠の構成 態様の認定に誤りはなく、引用 意匠とほぼ同一の形態とほぼ 同一であり、また、他の部分も ありふれた一般的なものである から、当業者であれば容易に創 作をすることができたと認められ ると判断した。
489	平成 19(行ケ)10321	審取	平成 20 年 4 月 14 日 知的財産高等裁判所	包装用袋	10 条の 2 第 1 項	全体/ 部分	請求棄却	原告 ザ プロクタ ー アンド ギャン ブル カンパニー	被告 特許庁長 官	米国の出願を基礎とする優先 権主張を伴う原出願が、全体 意匠と部分意匠の 2 意匠を含 むとして全体意匠を削除する補 正をし、その後の部分意匠の審 査がなされ、部分意匠の拒絶 査定確定前に削除した全体意 匠を分割出願として出願した が、分割の要件を満たさないと して認められなかった。また、分 割出願前に削除後の原出願の 拒絶理由通知の対応として分 割出願に係る意匠と同一の形 態を示す図を参考図として追 加する補正をしたが、これをも って原出願が複数の意匠を含む とは認められなかった。
490	平成 19(行ケ)10344	審取	平成 20 年 3 月 31 日 知的財産高等裁判所	自動二輪車 用タイヤ	9 条 1 項	全体	審決取消	原告 ピレリ・タイ ヤ・ソチエタ・ペ ル・アツィオーニ	被告 特許庁長 官	基本的構成態様では共通する 点を有するが、具体的態様に おいて見るものに異なる美感を 与えているため、本願意匠と引 用意匠とは非類似と判断した。
491	平成 19(ネ)10097	損賠 意匠	平成 20 年 3 月 27 日 知的財産高等裁判所 新潟地方裁判所 三条 支部					被控訴人 株式 会社井澤 株式 会社総通 株式 会社ウイングツ ーン	控訴人 株式 会社小林工具製 作所	
492	平成 19(ネ)10057 等	商標 侵害	平成 20 年 3 月 19 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
493	平成 19(ワ)12522	職務 発明 対価 請求	平成 20 年 2 月 29 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
494	平成 19(行ケ)10324	審取	平成 20 年 2 月 21 日 知的財産高等裁判所	ハンドバッグ	3 条 1 項 3 号	全体	請求棄却	原告 エルメス セリ エ	被告 特許庁長 官	差異点はあるものの、その差異 点が両意匠が有する共通点に よって生じる美感とは異なる美 感を与えるものとは認められない と判断した。
495	平成 18(ワ)24193	補償 金請 求	平成 20 年 2 月 20 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	
496	平成 19(ワ)1972	意匠 侵害	平成 20 年 2 月 19 日 東京地方裁判所					原告 越後商事 株式会社	被告 株式会社 樋口製作所	
497	平成 18(行ケ)10388	審取	平成 20 年 1 月 31 日 知的財産高等裁判所	発光ダイオ ード付き商品 陳列台	3 条 1 項 2 号、民訴法 228 条 4 項 3 条 1 項 3 号	全体	請求棄却	原告 株式会社 日興インターナシ ョナル	被告 株式会社コ スモレーザサイエン ス	原告は、証拠として提出された 引用刊行物が民訴法 228 条 4 項の推定の働かない刊行物 である旨主張したが、口頭弁論 においてこれらの引用文書につ いて「原本が存在することにつ いては争わない」旨陳述したこと からこの主張は認められなかつた。
498	平成 19(行ケ)10303	審取 商標	平成 20 年 1 月 31 日 知的財産高等裁判所					#N/A	#N/A	
499	平成 19(行ケ)10247	審取	平成 20 年 1 月 31 日 知的財産高等裁判所	包装用容器	3 条 1 項 3 号	全体	請求棄却	原告 関西化研 工業株式会社	被告 特許庁長 官	両意匠は基本的構成態様に おいて共通し、相違点も当該 物品の分野では普通に行われ ることであり、相違点を考慮し てもそれぞれの基本的構成態 様を共通にするとの印象を強 く与えるため、両者は類似す ると判断した。
500	平成 18(ワ)11437	不競 差止	平成 20 年 1 月 24 日 大阪地方裁判所					原告 株式会社エ スエスケイ	被告 株式会社コ マリョー	図柄模様の類似
501	平成 17(ワ)25884	特許 移転 登録 請求	平成 20 年 1 月 23 日 東京地方裁判所					#N/A	#N/A	

No.	事件番号	事件	裁判所情報	物品	条文	種類	結果	当事者	当事者	メモ
502	平成 19(ワ)2366	意匠 侵害	平成 20 年 1 月 22 日 大阪地方裁判所					原告 株式会社ラ インセンス&プロパ ティコントロール	被告 北勢工業 株式会社	
503	平成 19(ネ)10063 等	不競 差止	平成 20 年 1 月 17 日 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所					被控訴人・附帯 控訴人 株式会 社アルページユ	控訴人・附帯被 株式会社イーダム	商品の形態の模倣

資料IV



4. 資料4：国内参考文献等一覧

(1) 文献一覧⁹⁸

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
1	NEDO 開放特許のご紹介 <2008>		新エネルギー・産業技術総合開発機構 資産管理部	2008年1月
2	米国特許制度解説—MPEP の要点が解る<第2版>	石井正 / 監修、丸島敏一 / 著	エイバックズーム	2008年1月
3	インターナショナル・ローヤーズ—国際的活動をする弁護士・弁理士便覧 <2008年版>		アイ・エル・エス出版	2008年1月
4	著作権法 <新版> (知的財産法実務シリーズ4)	三好豊 / 著	中央経済社	2008年1月
5	アメリカ著作権法の基礎知識 <第2版> (ユニ知的所有権ブックス9)	山本隆司 / 著	太田出版	2008年1月
6	商標法 (弁理士論文教室)	小松純・小林一郎 / 著	法学書院	2008年1月
7	音楽ビジネスの著作権 (エンタテインメントと著作権—初歩から実践まで3)	福井健策 / 編、前田哲男・谷口元 / 著	著作権情報センター	2008年1月
8	著作権法入門 <2008>	文化庁 / 編著	著作権情報センター	2008年1月
9	特許審判—法理と実務	松縄正登 / 著	朝倉書店	2008年1月
10	新世代知的財産法政策学の創成 (21世紀COE 知的財産研究叢書4)	田村善之 / 編著、Lee, Nari・長谷川晃・吉田邦彦・瀬川信久・稗貴俊文・吉田広志・村上裕章・吉田克己・道幸哲也・山本哲生・常本照樹・会沢恒・横溝大 / 著	有斐閣	2008年2月
11	産業財産権関係条約対照条文集 <第3版> [「工業所有権関係条約対照条文集」の改題]	PATECH 企画出版部 / 編	PATECH 企画	2008年2月
12	不正競争防止法解説と裁判例	工藤莞司 / 著	発明協会	2008年2月
13	知的財産権法文集—平成19年改正 <平成20年4月1日施行版>	発明協会 / 編	発明協会	2008年2月
14	知的財産権と独占禁止法—独禁法解釈論の再検討序説	岩本章吾 / 著	晃洋書房	2008年2月
15	学術論文のための著作権 Q&A—著作権法に則った「論文作法」 <新訂2版>	宮田昇 / 著	東海大学出版会	2008年2月
16	IT 知財と法務—ビジネスモデル&コンプライアンスプログラムの構築 <第2版>	松田政行・高橋俊一 / 監修、IT 企業法務研究所・IT 知財と法務編集委員会 / 編著	日刊工業新聞社	2008年2月
17	パテントポートフォリオ戦略総調査 <2008> (経営戦略シリーズ)	名古屋マーケティング本部 / 調査・編	富士経済	2008年3月
18	デジタルコンテンツの知的財産権に関する調査研究—進化するコンテンツビジネスモデルとその収益性・合法性—VOCALOID2, 初音ミク, ユーザ, UGM サイト, 権利者—報告書		デジタルコンテンツ協会	2008年3月
19	知的財産権と自由な情報流通との調整の在り方をめぐる憲法学的考察—情報技術に関する法における基本原理の探求〔英語併記〕(産業財産権研究推進事業報告書平成19年度)	山口いつ子 / 著	知的財産研究所	2008年3月

⁹⁸ 2008年以降に出版された文献について『D1-Law.com 法律判例文献情報』、『国立国会図書館』ウェブサイトにて「意匠」の語を含むものを検索した。(検索日：2019年9月20日、997件)

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
20	デジタル・コンテンツ法のパラダイム (IIP 研究論集 12)	知的財産研究所／編	知的財産研究所	2008年3月
21	タイプフェイスの保護のあり方に関する調査研究報告書 (特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書)		知的財産研究所	2008年3月
22	知的財産としての技術情報等の保護・管理のあり方に関する調査研究報告書 (特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書)		比較法研究センター	2008年3月
23	知的財産としての情報の価値に関する調査研究報告書 (特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書)		比較法研究センター	2008年3月
24	意匠登録出願における「特徴記載書」に関する調査研究報告書 (特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書)		知的財産研究所	2008年3月
25	早期権利取得促進のための審判制度のあり方に関する調査研究報告書 (特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書)		知的財産研究所	2008年3月
26	著名商標に係る保護の拡大等に関する調査研究報告書 (特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書)		知的財産研究所	2008年3月
27	知的財産権基本法文集 <平成 20 年度版>	PATECH 企画出版部/編	PATECH 企画出版部	2008年3月
28	外国著作権法令集 (39) —ベトナム編	佐藤恵太・Nguyen, PhuongThuy / 訳	著作権情報センター	2008年3月
29	外国著作権法令集 (38) —インド編	山本隆司・岡雅子 / 訳	著作権情報センター	2008年3月
30	知的財産法制の再構築 (早稲田大学 21 世紀 COE 叢書企業社会の変容と法創造 7)	高林龍 / 編著、Dreyfuss, RochelleC.・松本重敏・竹中俊子・平嶋竜太・斉藤博・Ginsburg, JaneC.・上野達弘・今村哲也・渋谷達紀・茶園成樹・木棚照一・道垣内正人 /	日本評論社	2008年3月
31	米国特許法—判例による米国特許法の解説 (現代産業選書知的財産実務シリーズ)	山下弘綱 / 編著	経済産業調査会	2008年3月
32	社会と知的財産 (放送大学教材 2008)	妹尾堅一郎・生越由美 / 著	放送大学教育振興会 (発売日本放送出版協会)	2008年3月
33	米国特許侵害訴訟 (現代産業選書知的財産実務シリーズ)	Ballerini, RichardM. / 著、友寄のむぎ / 監修、中村尚子 / 訳	経済産業調査会	2008年3月
34	アメリカ知的財産権法	Miller, ArthurR.・Davis, MichaelH. / 著、藤野仁三 / 訳	八朔社	2008年3月
35	国際特許出願マニュアル—「特許協力条約」活用の実務	奥田百子 / 著	中央経済社	2008年3月
36	知的財産権六法 <2008 (平成 20 年版) >	角田政芳 / 編	三省堂	2008年3月
37	知的財産政策とマネジメント—公共性と知的財産権の最適バランスをめぐる	隅藏康一 / 編著	白桃書房	2008年3月
38	知って得するソフトウェア特許・著作権 <改訂 5 版>	古谷栄男・松下正・眞島宏明・鶴本祥文 / 著	アスキー	2008年3月
39	知的財産権のグローバル化—医薬品アクセスと TRIPS 協定	山根裕子 / 著	岩波書店	2008年3月
40	理系のための法学入門—知的財産法を理解するために <改訂第 6 版>	杉光一成 / 著	法学書院	2008年3月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
41	工業所有権（産業財産権）法令集＜第57版＞	発明協会／編	発明協会	2008年3月
42	はじめての知的財産法—法律をあなたの「お友達」の1人に＜第2版＞（3日でわかる法律入門）	尾崎哲夫／著	自由国民社	2008年3月
43	ロイヤルティの実務—ライセンスビジネスでの契約と監査のノウハウ	淵邊善彦・吉野仁之／著	中央経済社	2008年3月
44	各国における意匠権侵害に対する行政・刑事・民事救済制度とその運用に関する状況調査研究報告書	日本国際知的財産保護協会	日本国際知的財産保護協会	2008年3月
45	地域中小企業等意匠権活用調査研究報告書平成19年度		特許庁	2008年3月
46	画面上の画像デザインの保護：中国法と日本法の比較研究（産業財産権研究推進事業報告書；平成19年度）	グワン・ユーイン	知的財産研究所	2008年3月
47	産業財産権標準テキスト 意匠編	経済産業省特許庁 企画	工業所有権情報・研修館	2008年3月
48	最新判例知財法—小松陽一郎先生還暦記念論文集	小松陽一郎先生還暦記念論文集刊行会／編	青林書院	2008年4月
49	民法でみる知的財産法	金井高志／著	日本評論社	2008年4月
50	著作権法—制度と政策＜第3版＞	作花文雄／著	発明協会	2008年4月
51	実務知的財産法講義＜全訂増補版＞（実務法律講義13）	末吉亙／編著	民事法研究会	2008年4月
52	知的財産をめぐる国際税務	高久隆太／著	大蔵財務協会	2008年4月
53	ケースブック知的財産法＜第2版＞（弘文堂ケースブックシリーズ）	小泉直樹・高林龍・井上由里子・佐藤恵太・駒田泰士・島並良・上野達弘／編著	弘文堂	2008年4月
54	特許法＜第10版＞	青山紘一／著	法学書院	2008年4月
55	知的財産権研究（5）	中山信弘／編	レクシスネクシス・ジャパン（発売雄松堂出版）	2008年5月
56	商標の保護（日本工業所有権法学会年報31）	日本工業所有権法学会／編	有斐閣	2008年5月
57	知的財産権訴訟における損害賠償額算定の実務	寒河江孝允／監修、永野周志・矢野敏樹／編	ぎょうせい	2008年5月
58	工業所有権法（産業財産権法）逐条解説＜第17版＞	特許庁／編	発明協会	2008年5月
59	判例で読む米国特許法＜新版＞	木村耕太郎／著	商事法務	2008年5月
60	中国商標実務基礎	魏啓学・劉新宇／編著	発明協会	2008年5月
61	知的財産法＜第4版＞（有斐閣アルマ Specialized）	角田政芳・辰巳直彦／著	有斐閣	2008年5月
62	著作権という魔物（アスキー新書065）	岩戸佐智夫／著	アスキー・メディアワークス（発売角川グループパブリッシング）	2008年5月
63	重点演習知的財産法	大瀬戸豪志・岩坪哲／著	青林書院	2008年5月
64	著作権法の新論点	第二東京弁護士会知的財産権法研究会／編	商事法務	2008年5月
65	デジタル・コンテンツ法のパラダイム	知的財産研究所／編	雄松堂出版	2008年5月
66	デジタル著作権の知識とQ&A（くらしの法律相談20）	飯沼総合法律事務所／編	法学書院	2008年5月
67	知的財産関係訴訟（リーガル・プロGRESSブ・シリーズ3）	飯村敏明・設楽隆一／編著	青林書院	2008年5月
68	編集者の著作権基礎知識＜第6版＞	豊田きいち／著	日本エディタースクール出版部	2008年5月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
69	商標法<新版> (知的財産法実務シリーズ2)	末吉亙/著	中央経済社	2008年5月
70	判例で学ぶ著作権法入門—実践的理解をめざして	坂田均/著	ミネルヴァ書房	2008年5月
71	現代社会と著作権法—斉藤博先生御退職記念論集	野村豊弘・牧野利秋/編集代表、小泉直樹・井上由里子・渡邊修・飯村敏明・岡邦俊・伊藤真/編	弘文堂	2008年6月
72	知的財産権法文集<平成21年度版>	PATECH企画出版部/編	PATECH企画	2008年6月
73	知的財産権侵害訴訟実務ハンドブック<改訂版> (現代産業選書知的財産実務シリーズ)	日本弁理士会/編著	経済産業調査会	2008年6月
74	産業財産権関係政令省令集<第12版>	PATECH企画出版部/編	PATECH企画	2008年6月
75	債権・動産・知財担保利用の実務	鎌田薫/編	新日本法規出版	2008年6月
76	著作権法講座<第2版>	作花文雄/著	著作権情報センター	2008年6月
77	特許侵害訴訟の実務<全面改訂> (現代産業選書知的財産実務シリーズ)	関西法律特許事務所/編、村林隆一・松本司・岩坪哲・井上裕史・田上洋平/著	経済産業調査会	2008年6月
78	米国特許法研究—特許法の歴史、原理、そして実務を考える	幸田ヘンリー/著	アイ・エル・エス出版	2008年6月
79	アジア特許法実務ハンドブック	高岡亮一/著	中央経済社	2008年6月
80	知的財産とコンテンツ産業政策	山崎茂雄・宿南達志郎・立岡浩/編	水曜社	2008年6月
81	不正競争防止法<第5版>	青山紘一/著	法学書院	2008年6月
82	意匠法<新版> (知的財産法実務シリーズ3)	末吉亙/著	中央経済社	2008年6月
83	実演家のパブリシティ権ハンドブック	日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター/編	日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター	2008年7月
84	翻訳出版の実務<第4版>	宮田昇/著	日本エディタースクール出版部	2008年7月
85	平成20年改正特許法等新旧条文対照表	発明協会/編	発明協会	2008年7月
86	欧州特許入門—要点解説<第2版>	木梨貞男/著	発明協会	2008年7月
87	発明の進歩性—判断の実務	西島孝喜/著	東洋法規出版	2008年7月
88	ちょっと待って、そのコピペ! 著作権侵害の罪と罰 (じっぴコンパクト)	林幸助/著	実業之日本社	2008年7月
89	敵は裁判所にあり—ある職務発明裁判の真実	越智俊郎/著	牧歌舎 (発売星雲社)	2008年8月
90	外国特許制度概説—アメリカ篇, アメリカを除く諸外国篇<第12版>	朝日奈宗太/著	東洋法規出版	2008年8月
91	産業財産権四法対照法文集<平成21年度版>	PATECH企画出版部/編	PATECH企画	2008年8月
92	台湾著作権法逐条解説 (現代産業選書知的財産実務シリーズ)	章忠信/著、萩原有里/訳	経済産業調査会	2008年8月
93	知的財産権4法<特・実・意・商>対照条文集<第3版>	TR-IP研究所/編	法学書院	2008年8月
94	著作権保護期間—延長は文化を振興するか?	田中辰雄・林紘一郎/編著	勁草書房	2008年8月
95	著作者になる本	富樫康明/著	日本地域社会研究所	2008年9月
96	基準解説・マニュアル等の著作権に関する考察 (国土技術政策総合研究所資料475)	高橋宏直/著	国土技術政策総合研究所	2008年9月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
97	不正競争防止法<2008>	経済産業省経済産業政策局知的財産政策室／編著	経済産業省知的財産政策室	2008年9月
98	Copyright law of Japan	大山幸房／ほか訳	著作権情報センター	2008年9月
99	知的財産契約実務ガイドブック—各種知財契約の戦略的考え方と作成	石田正泰／著	発明協会	2008年9月
100	中国知的財産権の運用実務—特許意匠実用新案	経志强／著	中央経済社	2008年9月
101	ユコ組知的財産権六法<2009>	三修社編集部／編	三修社	2008年9月
102	知的財産・著作権のライセンス契約入門<第2版>	山本孝夫／著	三省堂	2008年9月
103	知的財産法概説<第3版>	相澤英孝・西村あさひ法律事務所／編著	弘文堂	2008年9月
104	著作権 110 番—著作権関連事件簿 (SP 選書)	富樫康明／著	日本地域社会研究所	2008年9月
105	条文を捉える (1) —特許法 (上)	久野浜男／著	PATECH 企画	2008年11月
106	条文を捉える (2) —特許法 (下) 実用新案法	久野浜男／著	PATECH 企画	2008年11月
107	知的財産権法文集—平成 20 年改正<平成 21 年 1 月 1 日施行版>	発明協会／編	発明協会	2008年11月
108	特許侵害訴訟 (法学翻訳叢書 9 特許法)	Schramm, Carl／著、布井要太郎・滝井朋子／訳	信山社	2008年11月
109	実務家のための知的財産権判例 70 選<2008 年度版>—平成 19 年 3 月 8 日～平成 20 年 3 月 27 日判決	弁理士クラブ知的財産実務研究所／編	発明協会	2008年11月
110	知的財産法判例教室<第3版>	正林真之／監修	法学書院	2008年11月
111	特許法・実用新案法<新版> (知的財産法実務シリーズ 1)	飯塚卓也／著	中央経済社	2008年11月
112	中国における特許保護の現状と課題—日本法との比較法的研究 (現代産業選書経済産業研究シリーズ)	梁熙艶／著	経済産業調査会	2008年12月
113	知的財産権基本法文集<平成 21 年度版>	PATECH 企画出版部／編	PATECH 企画	2008年12月
114	ビジネスと知的財産	角倉雅博／著	文芸社	2008年12月
115	外国著作権法令集 (40) —フランス編	大山幸房／訳	著作権情報センター	2008年12月
116	産業財産権法の解説—平成 20 年特許法等の一部改正	特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室／編	発明協会	2008年12月
117	特許侵害訴訟の実務と理論 (理論と実際シリーズ 9 知的財産法)	布井要太郎／著	信山社	2008年12月
118	わかりやすい知的財産権のはなし		三菱UFJリサーチ&コンサルティング	2008年12月
119	標準特許法<第3版>	高林龍／著	有斐閣	2008年12月
120	知的財産法講義 (3) —不正競争防止法・独占禁止法上の私人による差止請求制度・商標法・半導体集積回路配置法<第2版>	渋谷達紀／著	有斐閣	2008年12月
121	知財小六法<平成 21 年版>	発明協会／編	発明協会	2008年12月
122	アメリカ著作権法 (LexisNexis アメリカ法概説 5)	Leaffer, Marshall A.／著、牧野和夫／監訳	レクシスネクシス・ジャパン (発売雄松堂出版)	2008年12月
123	知的財産法<第3版> (伊藤真実務法律基礎講座 3)	伊藤真／監修、伊藤塾／著	弘文堂	2008年12月
124	「広告の著作権」実用ハンドブック—こんな時、どうする? (ユニ知的所有権ブックス 10)	志村潔／著、北村行夫／監修	太田出版	2008年12月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
125	ピリ辛著作権相談室—著作権フリーライターが日本国民に捧げる, 渾身の著作権格闘記		ココログ出版	
126	Copyright law of Japan	大山幸房/ほか訳	著作権情報センター	2009年1月
127	産業財産権四法対照<第16版>〔「産業財産権四法対照法文集」の改題〕	PATECH 企画出版部/編	PATECH 企画	2009年1月
128	知的財産権法文集—平成21年改正<平成22年1月1日施行版>	発明協会/編	発明協会	2009年1月
129	著作権法入門<2009>	文化庁/編著	著作権情報センター	2009年1月
130	死蔵特許—技術経営における新たな脅威: Patent Hoarding 訴訟	榊原憲/著	一灯舎(発売オーム社)	2009年1月
131	著作権法入門	島並良・上野達弘・横山久芳/著	有斐閣	2009年1月
132	情報社会と法—経営情報法学<第3版>		産業能率大学	2009年1月
133	検証—中国 WTO 加盟 7 周年の効果知的財産権紛争をめぐる日中経済摩擦への対応 (アジア研究所・アジア研究シリーズ 67)	范云涛/研究代表	亜細亜大学アジア研究所	2009年1月
134	著作権法の解説<8訂版>	千野直邦・尾中普子/著	一橋出版	2009年1月
135	特許・実用新案の法律相談<第3版>(新・青林法律相談1)	村林隆一・小松陽一郎/編	青林書院	2009年1月
136	著作権法コンメンタル(1)—1条~22条の2	半田正夫・松田政行/編	勁草書房	2009年1月
137	著作権法コンメンタル(2)—23条~90条の3	半田正夫・松田政行/編	勁草書房	2009年1月
138	著作権法コンメンタル(3)—91条~124条・附則著作権等管理事業法	半田正夫・松田政行/編	勁草書房	2009年1月
139	特許・商標のしくみ—図解で早わかり	渡辺弘司/監修	三修社	2009年1月
140	商標の実務	眞島宏明/著	レクシスネクシス・ジャパン(発売雄松堂出版)	2009年1月
141	中部地域中小企業知的財産マネジメント事例集		経済産業省中部経済産業局	2009年2月
142	条解弁理士法—平成19年改正法対応<改訂3版>(現代産業選書知的財産実務シリーズ)	特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室/編著	経済産業調査会	2009年2月
143	実務者のための著作権ハンドブック<第7版>	著作権法令研究会/編著	著作権情報センター	2009年2月
144	出版・マンガビジネスの著作権(エンタテインメントと著作権—初歩から実践まで4)	福井健策/編、桑野雄一郎/著	著作権情報センター	2009年2月
145	著作権マニュアル—見えない・見えにくい人への情報提供サービス<2008新版>	全国視覚障害者情報提供施設協会サービス委員会著作権プロジェクト/編	全国視覚障害者情報提供施設協会	2009年2月
146	論点解析知的財産法	田村善之/編著	商事法務	2009年2月
147	著作権法概説<第14版>	半田正夫/著	法学書院	2009年2月
148	岐路に立つ特許制度—知的財産研究所20周年記念論文集	知的財産研究所・島並良/編	知的財産研究所	2009年3月
149	知的財産の適切な保護・活用等に関する調査研究—各主体における営業秘密の適切な管理手法調査研究<平成20年度>		帝国データバンク	2009年3月
150	著作物の流通・契約システムの調査研究著作権制度における権利制限規定に関する調査研究報告書		著作権制度における権利制限規定に関する調査研究会	2009年3月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
151	その他の諸外国地域における権利制限規定に関する調査研究—レポート（著作物の流通・契約システムの調査研究『著作権制度における権利制限規定に関する調査研究』報告書別冊）		著作権制度における権利制限規定に関する調査研究会	2009年3月
152	パブリシティの権利をめぐる諸問題—肖像権委員会（（社）著作権情報センター附属著作権研究所研究叢書18）	著作権情報センター附属著作権研究所／著	著作権情報センター	2009年3月
153	中国商標権冒認出願判例・事例集	遠藤誠／著	ジェトロ北京センター知的財産権部	2009年3月
154	IT投資効率向上のための共通基盤開発プロジェクト（デジタル・ネット時代におけるコンテンツ取引と法制度のあり方に関する調査）報告書〈平成20年度〉		三菱総合研究所	2009年3月
155	台湾における知的財産裁判所の制度概要		交流協会	2009年3月
156	台湾模倣対策マニュアル別冊—特許訴訟を主題とした知的財産案件の民事訴訟プロセス		交流協会	2009年3月
157	知財戦略コンサルティング活用事例集—専門家との協働で実践する知的財産経営広域関東圏の中小企業に学ぶ！〈2009〉	みずほ情報総研／編	関東経済産業局	2009年3月
158	韓国の知的財産権侵害—判例・事例集	金・張法律事務所／著	日本貿易振興機構在外企業支援・知的財産部知的財産課	2009年3月
159	模倣対策マニュアル—韓国編	金・張法律事務所／著	日本貿易振興機構在外企業支援・知的財産部知的財産課	2009年3月
160	模倣対策マニュアル—中国編	上海博邦知識産権有限公司／著	日本貿易振興機構在外企業支援・知的財産部知的財産課	2009年3月
161	中国の知的財産権侵害—判例・事例集	森・濱田松本法律事務所／著	日本貿易振興機構在外企業支援・知的財産部知的財産課	2009年3月
162	模倣対策マニュアル—中東編	日本貿易振興機構／著	日本貿易振興機構在外企業支援・知的財産部知的財産課	2009年3月
163	知っておきたい特許法〈17訂版〉	工業所有権法研究グループ／編著	朝陽会（発売全国官報販売協同組合）	2009年3月
164	外国著作権法令集（41）—ベトナム編別冊	佐藤恵太・Nguyen, PhuongThuy／訳	著作権情報センター	2009年3月
165	ここがポイント！中国特許調査—中国でビジネスを展開するメーカーの知財担当必読！（アジア特許調査シリーズ1）	赤壁幸江・小山裕史／著	日本パテントデータサービス	2009年3月
166	著作権文献・資料目録〈2007〉	大家重夫・黒澤節男／編	著作権情報センター	2009年3月
167	特許権侵害訴訟の実務（弁護士専門研修講座）	東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会／編	ぎょうせい	2009年3月
168	企業と研究者のための職務発明ハンドブック—適正な職務発明対価の額をさぐる（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	永野周志／著	経済産業調査会	2009年3月
169	なるほど図解著作権法のしくみ（CKbooks）	奥田百子／著	中央経済社	2009年3月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
170	デジタルコンテンツ法の最前線—発展するコンテンツビジネス	久保利英明／監修、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク／編	商事法務	2009年3月
171	知的財産法演習ノート—知的財産法を楽しむ21問<第2版>	小泉直樹・駒田泰土／編著、鈴木将文・井関涼子・上野達弘・宮脇正晴／著	弘文堂	2009年3月
172	知的資産の監査	池田公司／著	中央経済社	2009年3月
173	知的財産権侵害要論—不正競争編<第3版>	竹田稔／著	発明協会	2009年3月
174	特許法の理論（グローバルCOE知的財産研究叢書1）	田村善之／著	有斐閣	2009年3月
175	国際知的財産法	木棚照一／著	日本評論社	2009年3月
176	知的財産権六法<2009（平成21年版）>	角田政芳／編	三省堂	2009年3月
177	知的財産法入門<第11版>	土肥一史／著	中央経済社	2009年3月
178	GoogleBookSearch クラスアクションの和解に関する解説—その手続と法的効果及び出版文化に与えるインパクト	松田政行・増田雅史／著	日本書籍出版協会	2009年4月
179	歴史のなかの特許—発明への報奨・所有権・賠償請求権	石井正／著	晃洋書房	2009年4月
180	特許の実証経済分析	山田節夫／著	東洋経済新報社	2009年4月
181	実践！特許のすべてがわかる本—特許・実用新案・意匠・商標発明から出願まで	守谷一雄／著	新星出版社	2009年4月
182	Q&A 商標の使用—世界52カ国の商標実務家の寄稿による（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	深見特許事務所／編、深見久郎／監修	経済産業調査会	2009年4月
183	UseofTrademarkQ & A — DetailedAnalysisbyTrademarkPractitionersfrom52Countries（現代産業選書知的	深見特許事務所／編、深見久郎／監修	経済産業調査会	2009年4月
184	外国特許実務を考慮したクレームと明細書の作成（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	深見特許事務所／編、深見久郎／監修	経済産業調査会	2009年4月
185	知的財産権法文集—平成20年改正<平成21年4月1日施行版>	発明協会／編	発明協会	2009年4月
186	理系のための法律入門—技術者・研究者が知っておきたい権利と責任（ブルーバックス）	井野邊陽／著	講談社	2009年4月
187	企業実務家のための実践特許法<第4版>	外川英明／著	中央経済社	2009年4月
188	ロースクール演習知的財産法	三山峻司・松村信夫／編	法学書院	2009年4月
189	著作権法要説—実務と理論	松村信夫・三山峻司／著	世界思想社	2009年4月
190	知的財産権法概論<第2版>	紋谷暢男／著	有斐閣	2009年4月
191	特許出願実務のエッセンス—明細書・クレーム（特許請求の範囲）作成のポイント<新版>	黒田泰／著	清文社	2009年4月
192	表現活動と法<新版>	志田陽子／著	武蔵野美術大学出版局	2009年4月
193	特許法<第11版>	青山紘一／著	法学書院	2009年4月
194	発明の本質的部分の保護の適否（日本工業所有権法学会年報32）	日本工業所有権法学会／編	有斐閣	2009年5月
195	条文を捉える（3）—意匠法	久野浜男／著	PATECH 企画	2009年5月
196	中国商標に関する商品及び役務の類似基準<日本語・英語訳付>及びその解説	岩井智子／編・解説・訳、張萌／訳	発明協会	2009年5月
197	アメリカ特許法実務ハンドブック<第3版>	高岡亮一／著	中央経済社	2009年5月
198	商標の法律相談（新・青林法律相談23）	小野昌延・小松陽一郎／編	青林書院	2009年5月
199	知的財産訴訟手続法—知的財産関係民事訴訟における手続の特例	城山康文・武智克典・檜山聡／編著	青林書院	2009年5月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
200	特許法の日米比較	第二東京弁護士会知的財産権法研究会／編	商事法務	2009年5月
201	ライセンス（知的財産法実務シリーズ7）	渡邊肇／著	中央経済社	2009年5月
202	図解わかる特許・実用新案一届出と手続きのしかた<改訂新版>	発明学会／監修	新星出版社	2009年5月
203	商標実務入門—ブランド戦略から権利行使まで	片山英二／監修、阿部・井窪・片山法律事務所／編	民法法研究会	2009年5月
204	最新知的財産のデューデリがよ〜わかる本—M&Aでは知財をどのように評価するか？（How—nual 図解入門ビジネス）	鈴木公明／編著、北沢優樹／著	秀和システム	2009年5月
205	著作権白書—著作権産業の側面からみて（3）（著作権研究所研究叢書19）		著作権情報センター	2009年6月
206	ソフトウェア特許の経済分析（産業財産権研究推進事業（平成19～21年度）報告書平成19年度）	新井泰弘／著	知的財産研究所	2009年6月
207	「商品のモノマネ」のルール—特許・知的財産制度を知って商売繁盛！（PHPビジネス新書095）	辻本希世士／著、辻本一義／監修	PHP研究所	2009年6月
208	知的財産法で見る中国	長沢幸男・古谷真帆／著	発明協会	2009年6月
209	知的財産侵害物品の水際取締制度の解説<2009年版>—模倣品・海賊版への対策は万全ですか		日本関税協会知的財産情報センター	2009年6月
210	民事実務論集—裁判官・弁護士として	畑郁夫／著	判例タイムズ社	2009年7月
211	著作権白書—著作権産業の側面からみて（3）別冊（外国6報告書翻訳集）（社）著作権情報センター附属著作権研究所研究叢書19別冊）	著作権情報センター附属著作権研究所／著	著作権情報センター	2009年7月
212	特許明細書の書き方—より強い特許権の取得と活用のために<改訂6版>（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	伊東国際特許事務所／編、伊東忠彦／監修	経済産業調査会	2009年7月
213	欧州特許庁審決の動向<第5版対応>	欧州特許庁審判部／編著、欧州特許庁審決研究会／訳	発明協会	2009年7月
214	米国特許法逐条解説<第5版>	幸田ヘンリー／著	発明協会	2009年7月
215	工業所有権（産業財産権）法令集<第58版>	発明協会／編	発明協会	2009年7月
216	知的財産権保護の国際規範—孤児著作物問題への視座（知的財産研究叢書8）	菱沼剛／著	信山社出版	2009年7月
217	最新著作権の基本と仕組みがよ〜わかる本—2010年からの著作権法改正に対応！（How—nual 図解入門ビジネス）	リバーシティ法律事務所／監修、橋本拓朗・横溝昇・加藤美香保・梅村陽一郎／著	秀和システム	2009年7月
218	米国特許法入門	斉藤達也／著	法学書院	2009年7月
219	審決取消訴訟の実務と理論<平成21年版>〔「知的財産高等裁判所と審決取消訴訟の実務」の改題改訂〕（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	村林隆一／著	経済産業調査会	2009年7月
220	意匠出願のてびき<第34版>	特許庁／編	発明協会	2009年7月
221	実用新案出願のてびき<第41版>	特許庁／編	発明協会	2009年7月
222	商標出願のてびき<第35版>	特許庁／編	発明協会	2009年7月
223	特許出願のてびき<第36版>	特許庁／編	発明協会	2009年7月
224	著作権の窓から	半田正夫／著	法学書院	2009年7月
225	末吉流知財法務入門—知財楽しむ者	末吉亙／著	商事法務	2009年7月
226	図解これだけ覚える著作権入門	秦克則／著	成美堂出版	2009年7月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
227	アメリカ特許訴訟実務入門—基礎から最新判例まで学ぶ	牧野和夫／著	税務経理協会	2009年7月
228	実例で見る商標審査基準の解説<第6版>	工藤莞司／著	発明協会	2009年8月
229	知的財産権法文集<平成22年度版>	PATECH 企画出版部/編	PATECH 企画	2009年8月
230	商標法概論—制度と実務	古関宏／著	法学書院	2009年8月
231	判例に学ぶ特許実務教本—プロのための<改訂第3版>	三好秀和／監修、岩崎幸邦／著	日刊工業新聞社	2009年8月
232	米国特許明細書の作成と審査対応実務（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	立花顕治／著	経済産業調査会	2009年8月
233	ココ組知的財産権六法<2010>	三修社編集部／編	三修社	2009年8月
234	知的財産法最高裁判例評釈大系（3）—小野昌延先生喜寿記念著作権法・総合判例索引	小野昌延先生喜寿記念刊行事務局／編	青林書院	2009年9月
235	知的財産法最高裁判例評釈大系（2）—小野昌延先生喜寿記念意匠法・商標法・不正競争防止法	小野昌延先生喜寿記念刊行事務局／編	青林書院	2009年9月
236	知的財産法最高裁判例評釈大系（1）—小野昌延先生喜寿記念特許・実用新案法	小野昌延先生喜寿記念刊行事務局／編	青林書院	2009年9月
237	著作権が明解になる10章<全訂版>	吉田大輔／著	出版ニュース社	2009年9月
238	中国特許法第3次改正ガイドブック	中華人民共和国国家知識産権局条法司／編、中島敏・権鮮枝／訳	発明協会	2009年9月
239	弁理士試験エレメンツ（3）—条約／不正競争防止法／著作権法<補訂版>	Wセミナー／編	早稲田経営出版	2009年9月
240	知的資産経営の法律知識—知的財産法の実務と考え方	影山光太郎／著	三和書籍	2009年9月
241	著作権法プラクティス—演習10講30問	松田政行／著	勁草書房	2009年9月
242	コンテンツ商品化の法律と実務—ライセンス契約完全ガイド	穂積保／著	学陽書房	2009年9月
243	知的財産権4法<特・実・意・商>対照条文集<第4版>	TR-IP研究所／編	法学書院	2009年9月
244	新・商標法概説	小野昌延・三山峻司／著	青林書院	2009年9月
245	知的財産法概説<第5版>	盛岡一夫／著	法学書院	2009年9月
246	パテントプール概説—技術標準と知的財産問題の解決策を中心として<改訂版>	加藤恒／著	発明協会	2009年11月
247	朗読と著作権—朗読愛好家と著作権者との共存共栄のために	定武禮久／著	アピアランス工房	2009年11月
248	実務家のための知的財産権判例70選<2009年度版>—平成20年4月18日～平成21年3月17日判決	弁理士クラブ知的財産実務研究所／編	発明協会	2009年11月
249	商標法<新版第2版>（知的財産法実務シリーズ2）	末吉亙／著	中央経済社	2009年11月
250	ゼミナール意匠法<第2版>	峯唯夫／著	法学書院	2009年11月
251	著作権判例百選<第4版>（別冊ジュリスト198）	中山信弘・大淵哲也・小泉直樹・田村善之／編	有斐閣	2009年12月
252	知的財産分野における日本と欧州の統一された裁判管轄制度に向けて〔英語併記〕	Lopez TarruellaMartinez Aurelio／著	知的財産研究所	2009年12月
253	最新音楽著作権ビジネス—原盤権から配信ビジネスまで	鹿毛丈司／著	ヤマハミュージックメディア	2009年12月
254	外国著作権法令集（42）—アメリカ合衆国編	山本隆司／訳	著作権情報センター	2009年12月
255	知的財産権基本法文集<平成22年度版>	PATECH 企画出版部/編	PATECH 企画	2009年12月
256	著作権論	梶山敬士／著	日本評論社	2009年12月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
257	特許法・実用新案法（弁理士試験論文マスターノート）	正林真之／監修	中央経済社	2009年12月
258	知的財産権とデザインの教科書	渡邊知子・龍村全／著、日経デザイン／編	日経BP社（発売日経BP出版センター）	2009年12月
259	知財小六法＜平成22年版＞	発明協会／編	発明協会	2009年12月
260	日本知財学会年次学術研究発表会（第8回）	鳥澤孝之／著	日本知財学会	
261	知的財産セミナー「知的財産活動基盤の強化—新たな産学官連携に向けて」報告書平成21年度「文部科学省産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）」	鳥澤孝之／著	室蘭工業大学知的財産本部	
262	米国特許法—判例による米国特許法の解説＜改訂版＞（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	山下弘綱／編著	経済産業調査会	2010年1月
263	デジタル時代の著作権（ちくま新書867）	野口祐子／著	筑摩書房	2010年1月
264	図解特許協力条約＜第4版＞	荒木好文／著、堤卓／補訂	発明協会	2010年1月
265	外国特許制度概説—アメリカ篇，アメリカを除く諸外国篇＜第13版＞	朝日奈宗太／著	東洋法規出版	2010年1月
266	注解意匠法	満田重昭・松尾和子／編	青林書院	2010年1月
267	小説で読む知的財産法—最新知財ビジネスの法実務	四宮隆史／著	法学書院	2010年1月
268	中国の知的財産権制度と運用および技術移転の現状	科学技術振興機構中国総合研究センター／編、呉漢東・徐二・馬治国・陳伝夫・李正華・李順徳・范曉波・寿歩・劉春田・張玉臣・王兵・梅元紅・馬忠法・丁建新／著	科学技術振興機構中国総合研究センター	2010年1月
269	工業所有権法（産業財産権法）逐条解説＜第18版＞	特許庁／編	発明協会	2010年1月
270	著作権の世紀—変わる「情報の独占制度」（集英社新書0527）	福井健策／著	集英社	2010年1月
271	ライセンス契約のすべて—交渉から契約締結までのリスクマネジメント実務応用編	吉川達夫・森下賢樹／編著	レクシスネクシス・ジャパン（発売雄松堂出版）	2010年1月
272	すぐに役立つ音楽著作権講座	秀間修一／著	シンコーミュージック・エンタテイメント	2010年1月
273	著作権法（事例・判例）（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	青山紘一／著	経済産業調査会	2010年2月
274	著作権法詳説—判例で読む16章＜第8版＞	三山裕三／著	レクシスネクシス・ジャパン（発売雄松堂出版）	2010年2月
275	中国知的財産権法令集—48法令の日・中完全対訳＜2010年初版＞	北京市天達律師事務所／編、張青華／訳・監修、萩原有里・三木美穂子／訳	エイバックズーム	2010年3月
276	知的財産侵害の効果的な防止抑制のための法と政策の国際的調和〔英語併記〕	Ditsayabut, Santanee／著	知的財産研究所	2010年3月
277	近未来の法モデルと法情報（高等研報告書0904）	北川善太郎／研究代表	国際高等研究所	2010年3月
278	知的財産訴訟の実務	知的財産裁判実務研究会／編	法曹会	2010年3月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
279	知的財産法の未来—明治大学法科大学院創立5周年記念シンポジウム		明治大学法科大学院	2010年3月
280	知的財産に関するガワーズ・レビューに関する報告書（著作権研究所研究叢書20）	Gowers, Andrew / 著、著作権情報センター附属著作権研究所／編	著作権情報センター	2010年3月
281	知的財産権と国際貿易	山口直樹／著	成文堂	2010年3月
282	著作権契約法現行コード（著作権研究所研究叢書21）	著作権契約法委員会／編、著作権情報センター附属著作権研究所／著	著作権情報センター	2010年3月
283	韓国の知的財産権侵害—判例・事例集	金・張法律事務所／著	日本貿易振興機構在外企業支援・知的財産部知的財産課	2010年3月
284	ひと目でわかる特許侵害訴訟重要判決の核心（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	荒垣恒輝・「特許ニュース」編集部／編	経済産業調査会	2010年3月
285	中国の知的財産権侵害—判例・事例集	森・濱田松本法律事務所／著	日本貿易振興機構在外企業支援・知的財産部知的財産課	2010年3月
286	著作権文献・資料目録<2008>	大家重夫・黒澤節男／編	著作権情報センター	2010年3月
287	外国著作権法令集（43）—ドイツ編	本山雅弘／訳	著作権情報センター	2010年3月
288	弁理士による知的財産価値評価のための手引き		日本弁理士会知的財産価値評価推進センター	2010年3月
289	知的財産法<第5版>（有斐閣アルマ Specialized）	角田政芳・辰巳直彦／著	有斐閣	2010年3月
290	著作権法概論<改訂版>（放送大学教材）	作花文雄・吉田大輔／著	放送大学教育振興会（発売日本放送出版協会）	2010年3月
291	商標法講義	西村雅子／著	発明協会	2010年3月
292	著作権関係法令集<平成22年版>	著作権法令研究会／編	著作権情報センター	2010年3月
293	判例でみる音楽著作権訴訟の論点60講	田中豊／編	日本評論社	2010年3月
294	知的財産法入門<第12版>	土肥一史／著	中央経済社	2010年3月
295	中国特許法ガイド—第3次法改正の解説（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	汪惠民／著、津国特許事務所知財研究会／補訂	経済産業調査会	2010年3月
296	著作権・フェアユースの最新動向—法改正への提言	フェアユース研究会／著、中山信弘・泉克幸・上野達弘・駒田泰土・楢山敬士・小倉秀夫・宮下佳之・小川憲久／著	第一法規	2010年3月
297	専利法改正後の意匠権類似性比と権利侵害の認定	ジエトロ北京センター知的財産権部	ジエトロ	2010年3月
298	詳解著作権法<第4版>	作花文雄／著	ぎょうせい	2010年4月
299	特許法<第12版>	青山紘一／著	法学書院	2010年4月
300	図解わかる著作権—クリエイティブ×ビジネスの基礎知識	中川達也／監修、コンピュータソフトウェア著作権協会／編著	ワークスコーポレーション	2010年4月
301	知的財産権法文集—平成21年改正<平成22年4月1日施行版>	発明協会／編	発明協会	2010年4月
302	概説著作権法	齊藤博・吉田大輔／著	ミネルヴァ書房	2010年4月
303	知的財産権六法<2010（平成22年版）>	角田政芳／編	三省堂	2010年4月
304	知的財産法判例教室<第4版>	正林真之／監修	法学書院	2010年4月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
305	すぐに役立つ商標・意匠のしくみと手続き<改訂新版>	渡辺弘司/監修	三修社	2010年4月
306	アジア4カ国の知財契約—すぐに役立つ法律アドバイス中国韓国インド台湾	新出篤弘・林田淳也/著	発明協会	2010年5月
307	第3次中国特許法改正の実務	劉新宇/監修、高二二/著	発明協会	2010年5月
308	特許制度と競争政策(日本工業所有権法学会年報33)	日本工業所有権法学会/編	有斐閣	2010年5月
309	知的財産法<第3版>(演習ノート)	盛岡一夫・土肥一史/編	法学書院	2010年5月
310	不正競争防止法—事例・判例<第2版>(現代産業選書知的財産実務シリーズ)	青山紘一/著	経済産業調査会	2010年5月
311	その論文は著作権侵害?—基礎知識からQ&A	服部誠/著	中山書店	2010年5月
312	日本図書館情報学会春季研究集会発表要綱2010年	日本図書館情報学会春季研究集会事務局/編、烏澤孝之/著	日本図書館情報学会	2010年5月
313	知財訴訟(専門訴訟大系2)	小山稔・西口元/編集代表、久保利英明・北尾哲郎/編	青林書院	2010年5月
314	著作権法の実務(現代産業選書知的財産実務シリーズ)	松田政行/編著、森・濱田松本法律事務所知財弁護士/著	経済産業調査会	2010年5月
315	「ブランド」と「法」	第二東京弁護士会知的財産権法研究会/編	商事法務	2010年5月
316	著作権法コンメンタル別冊—平成21年改正解説	池村聡/著	勁草書房	2010年5月
317	企業秘密保護の理論と実務—営業秘密を中心として<第4版>〔第3版のタイトル:企業秘密保護法入門〕	長内健/著	民事法研究会	2010年5月
318	知的財産法<第5版>	田村善之/著	有斐閣	2010年5月
319	解説改正著作権法	寺本振透/編集代表、西村あさひ法律事務所/編	弘文堂	2010年5月
320	知的財産法判例ダイジェスト	牧野和夫/編著	税務経理協会	2010年5月
321	実践特許・知的財産の基礎と活用	辻本希世士/著	発明協会	2010年6月
322	商標としての使用—侵害訴訟における解釈及びその問題点について	金久美子/著	知的財産研究所	2010年6月
323	解説特許法—弁理士本試験合格を目指して<改訂3版>(現代産業選書知的財産実務シリーズ)	江口裕之/著	経済産業調査会	2010年6月
324	知的財産権に基づく侵害行為差止め仮処分の国際裁判管轄	的場朝子/著	知的財産研究所	2010年6月
325	著作権に関する検討課題		衆議院調査局文部科学調査室	2010年6月
326	逐条解説不正競争防止法<平成21年改正版>	経済産業省知的財産政策室/編著	有斐閣	2010年7月
327	知的財産法判例集<補訂版>	大淵哲也・茶園成樹・平嶋竜太・蘆立順美・横山久芳/著	有斐閣	2010年7月
328	知的財産とソフトウェア(ソフトウェア研究叢書4)	中山信弘/編集代表、大淵哲也/編、城山康文・前田哲男・金井重彦・内藤篤・美勢克彦・松田俊治・高橋謙二・野口祐子/著	有斐閣	2010年7月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
329	知的財産権は誰でもとれる—知財ビジネス入門・新標準テキスト（コミュニティ・ブックス）	中本繁実／著	日本地域社会研究所	2010年7月
330	著作権 2.0—ウェブ時代の文化発展をめざして（NTT出版ライブラリーレゾナント 061）	名和小太郎／著	NTT出版	2010年7月
331	知的財産権と渉外民事訴訟	河野俊行／編	弘文堂	2010年8月
332	中国特許審査指南＜2010年改正版＞	北京銘碩国際特許事務所／訳、西島孝喜／翻訳監修	東洋法規出版	2010年8月
333	技術経営（MOT）におけるオープンイノベーション論—戦略的知的財産契約により実効性確保	石田正泰／著	発明協会	2010年8月
334	経営に効く7つの知財力	土生哲也／著	発明協会	2010年8月
335	知財デューデリジェンス	佐藤義幸／著	商事法務	2010年8月
336	すぐに役立つ著作権のしくみとトラブル解決実践マニュアル	梅原ゆかり・尾込平一郎／監修	三修社	2010年8月
337	知的財産権法文集＜平成23年度版＞	PATECH 企画出版部／編	PATECH 企画	2010年8月
338	見ればわかる！外国商標出願入門	野田薫央／編著、森智香子・芦田望美・小暮理恵子・大塚一貴・葦原工ミ・瀧澤文／著	発明協会	2010年8月
339	著作権のことならこの1冊（はじめの一步）	神田将／監修、飯野たから・真田親義／執筆	自由国民社	2010年8月
340	特許法〔工業所有権法上〕第2版増補版の改訂（法律学講座双書）	中山信弘／著	弘文堂	2010年8月
341	技術標準をめぐる法システム—企業間協力と競争、独禁法と特許法の交錯	和久井理子／著	商事法務	2010年8月
342	アジア諸国の知的財産制度—山上和則先生古稀記念	小野昌延・岡田春夫／編	青林書院	2010年9月
343	知的財産権法文集—平成21年改正＜平成22年10月1日施行版＞	発明協会／編	発明協会	2010年9月
344	CopyrightlawofJapan	大山幸房／ほか訳	著作権情報センター	2010年9月
345	知的財産権 4法〈特・実・意・商〉対照条文集＜第5版＞	TR-IP 研究所／編	法学書院	2010年9月
346	著作権ビジネスの理論と実践（早稲田大学ロースクール著作権法特殊講義）	高林龍／編著	成文堂	2010年9月
347	知的財産法入門（岩波新書新赤版 1266）	小泉直樹／著	岩波書店	2010年9月
348	情報・倫理・知的財産—ネットワーク社会のリベラルアーツ	白井豊／著	ゆたか創造舎	2010年9月
349	著作権法入門＜2010-2011＞	文化庁／編著	著作権情報センター	2010年9月
350	3D組知的財産権六法＜2011＞	三修社編集部／編	三修社	2010年9月
351	知的財産法の新しい流れ—片山英二先生還暦記念論文集		青林書院	2010年11月
352	現行著作権法の立法理由と解釈—著作権法全文改正の資料として＜2刷＞〔初版：文部省昭和33年刊〕	小林尋次／著	第一書房	2010年11月
353	出願人のための特許協力条約（PCT）＜改訂版＞	下道晶久／著	発明協会	2010年11月
354	中国知的財産法制度における公益と私益（早稲田大学モノグラフ 31）	俞風雷／著	早稲田大学出版部	2010年11月
355	Q&A 引用・転載の実務と著作権法＜第2版＞	北村行夫・雪丸真吾／編	中央経済社	2010年11月
356	産業財産権四法対照＜第17版＞	PATECH 企画出版部／編	PATECH 企画	2010年11月
357	著作権法	岡村久道／著	商事法務	2010年11月
358	Q&A 知的財産権取引の国際課税・国内課税—形成取得活用譲渡	手塚崇史／著	中央経済社	2010年11月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
359	不正競争防止法<第6版>	青山紘一／著	法学書院	2010年11月
360	知的財産法概説<第4版>	相澤英孝・西村あさひ法律事務所／編著	弘文堂	2010年11月
361	プライバシー権・肖像権の法律実務<第2版>	佃克彦／著	弘文堂	2010年11月
362	実務家のための知的財産権判例70選<2010年度版>—平成21年3月25日～平成22年3月31日判決	弁理士クラブ知的財産実務研究所／編	発明協会	2010年11月
363	実践知財ビジネス法務—弁護士知財ネット設立5周年記念	弁護士知財ネット／編	民事法研究会	2010年11月
364	外国著作権法令集(44)—英国編	大山幸房／訳	著作権情報センター	2010年12月
365	職務発明裁判集—「相当の対価」請求事件	高橋建雄／著	太陽書房	2010年12月
366	テーマ別重要特許判例解説	創英知的財産研究所／編著、塚原朋一／監修、著、阿部寛・池田正人・城戸博兒／著	日本評論社	2010年12月
367	ヨーロッパ特許条約実務ハンドブック<第2版>	高岡亮一／著	中央経済社	2010年12月
368	特許・著作権判例インデックス	塩月秀平／編著	商事法務	2010年12月
369	標準著作権法	高林龍／著	有斐閣	2010年12月
370	米国特許法令集—対訳	正林国際特許商標事務所／訳・監修	東洋法規出版	2010年12月
371	知的財産法の未来(知的財産研究叢書9)	中山信弘・韓相郁／著	信山社出版	2010年12月
372	最新知的財産判例集—未評釈判例を中心として三山峻司先生＝松村信夫先生還暦記念	三山峻司先生＝松村信夫先生還暦記念刊行会／編	青林書院	2011年1月
373	ブラジル商標制度	外川奈美／著	発明協会	2011年1月
374	産業財産権四法対照<第18版>	PATECH企画出版部／編	PATECH企画	2011年1月
375	商標権侵害と商標の使用(学術選書54商標法)	大西育子／著	信山社	2011年1月
376	逐条解説まるわかり!知的財産権4法の要点	向畑元博／編著、弁理士受験新報編集部／監修	法学書院	2011年1月
377	知的財産権法文集<平成23年12月1日施行版>	発明協会／編	発明協会	2011年1月
378	はじめての知的財産法<第3版>(3日でわかる法律入門)	尾崎哲夫／著	自由国民社	2011年1月
379	中国特許訴訟実務概説—第3次改正専利法及び改正中国民事訴訟法対応版	河野英仁・張嵩／著	発明協会	2011年1月
380	実務詳説特許関係訴訟	高部眞規子／著	金融財政事情研究会(発売きんざい)	2011年1月
381	発明の進歩性—判断の実務<改訂版>	西島孝喜／著	東洋法規出版	2011年1月
382	Q&A 著作権法—実務経験に基づく重要事例108	鈴木基宏／著	青林書院	2011年1月
383	知的財産権と独占禁止法—反独占の思想と戦略	本間忠良／著	発明協会	2011年2月
384	特許翻訳のテクニック—弁理士が基礎から教える	奥田百子／著	中央経済社	2011年2月
385	外国著作権法令集(45)—韓国編	金亮完／訳	著作権情報センター	2011年2月
386	商標制度の新しい潮流—小売等役務商標制度、地域団体商標制度、立体商標、非伝統的商標	小野昌延・竹内耕三／編	青林書院	2011年2月
387	現場で使える美術著作権ガイド	甲野正道・山梨俊夫／著、全国美術館会議／編	ブリュッケ(発売星雲社)	2011年2月
388	知的財産権侵害と損害賠償	高林龍／編	成文堂	2011年3月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
389	松田治躬先生古稀記念論文集	松田治躬先生古稀記念 論文集刊行会／編	東洋法規出版	2011年3月
390	解説著作権法施行令の一部を改正する政令等 について	文化庁長官官房著作権 課／著	日本点字図書館 (製作)	2011年3月
391	コンテンツに係る知的創造サイクルの好循環に資 する法的環境整備に関する調査研究—コンテ ンツをめぐる法的環境のこの10年とこれから報告書		デジタルコンテンツ協 会	2011年3月
392	行政書士ができる知的資産業務知的資産契約 マニュアル—魅力満載！(知的資産バイブル 2)	日本行政書士会連合会 第三業務部知的資産部 門／監修	日本行政書士会 連合会	2011年3月
393	そが知りたい著作権 Q&A100—CRIC 著作権 相談室から	早稲田祐美子／著	著作権情報センタ ー	2011年3月
394	著作権文献・資料目録<2009>	大家重夫・黒澤節男／ 編	著作権情報センタ ー	2011年3月
395	韓国の知的財産権侵害—判例・事例集	金・張法律事務所／著	日本貿易振興機 構在外企業支援・ 知的財産部知的 財産課	2011年3月
396	中国の知的財産権侵害—判例・事例集	森・濱田松本法律事務 所／著	日本貿易振興機 構在外企業支援・ 知的財産部知的 財産課	2011年3月
397	知っておきたい特許法<18訂版>	工業所有権法研究グル ープ／編	朝陽会(発売全 国官報販売協同 組合)	2011年3月
398	インターナショナル・ローヤーズ—国際的活動をす る弁護士・弁理士便覧<2010/11年版>		アイ・エル・エス出版	2011年3月
399	著作権侵害をめぐる喫緊の検討課題(早稲田 大学ロースクール著作権法特殊講義2)	高林龍／編著、三村量 一／ほか著	成文堂	2011年3月
400	実務者のための著作権ハンドブック<第8版>	著作権法令研究会／編 著	著作権情報センタ ー	2011年3月
401	インド特許法と実務(現代産業選書知的財産 実務シリーズ)	Vadehra, Sharad・ Vadehra, ColonelKrishanLal/ 著、高橋雄一郎・望月 尚子・北島志保／訳	経済産業調査会	2011年3月
402	よくわかる音楽著作権ビジネス—実践編< 4thEdition>	安藤和宏／著	リット—ミュージック	2011年3月
403	よくわかる音楽著作権ビジネス—基礎編< 4thEdition>	安藤和宏／著	リット—ミュージック	2011年3月
404	知的財産権六法<2011(平成23年版)>	角田政芳／編	三省堂	2011年3月
405	論点解析知的財産法<第2版>	田村善之／編著	商事法務	2011年3月
406	事 件 で 学 ぶ 著 作 権 (Uniintellectualpropertybooks13)	豊田きいち／著	太田出版	2011年3月
407	知的財産権侵害訴訟の今日的課題—村林隆 一先生傘寿記念	「村林隆一先生傘寿記 念知的財産権侵害訴訟 の今日的課題」編集委 員会／編	青林書院	2011年4月
408	企業人・大学人のための知的財産権入門—特 許法を中心に<第2版>	廣瀬隆行／著	東京化学同人	2011年4月
409	権利行使を考慮した特許出願の戦略的中间手 続	大貫進介／著	発明協会	2011年4月
410	知的財産権法文集—平成22年改正<平成 23年4月1日施行版>	発明協会／編	発明協会	2011年4月
411	明治の特許維新—外国特許第1号への挑 戦!	櫻井孝／著	発明協会	2011年4月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
412	商標の類否	櫻木信義／著	発明協会	2011年4月
413	理工系のための実践・特許法〈第2版〉	古谷栄男／著	共立出版	2011年4月
414	新・不正競争防止法概説	小野昌延・松村信夫／著	青林書院	2011年4月
415	知的財産法判例教室〈第5版〉	正林真之／監修	法学書院	2011年4月
416	新・注解特許法（上）—第1条～第99条	中山信弘・小泉直樹／編	青林書院	2011年4月
417	新・注解特許法（下）—第4章第2節前注・第100条～第204条・附則	中山信弘・小泉直樹／編	青林書院	2011年4月
418	エンタテインメント法への招待	道垣内正人・森下哲朗／編著	ミネルヴァ書房	2011年4月
419	侵害訴訟と無効の抗弁（日本工業所有権法学会年報34）	日本工業所有権法学会／編	有斐閣	2011年5月
420	著作権と憲法理論（学術選書67 憲法・著作権法）	大日方信春／著	信山社	2011年5月
421	エンターテインメント法	金井重彦・龍村全／編著	学陽書房	2011年5月
422	国際知的財産権保護と法の抵触（学術選書63 知的財産法）	金彦叔／著	信山社	2011年5月
423	米国特許訴訟Q&A150問—米国特許訴訟に 関与する日本の企業や実務家のための必携バイブル	阿部・井窪・片山法律事務所／編	日本国際知的財産保護協会	2011年6月
424	知財ライセンス契約の法律相談〈改訂版〉 （新・青林法律相談19）	山上和則・藤川義人／編	青林書院	2011年6月
425	対照式工業所有権4法—平成23年改正	発明協会／編	発明協会	2011年7月
426	企業再生と知的財産—知財活用の新たな局面 （現代産業選書知的財産実務シリーズ）	津野孝／監修、春田泰徳・鈴木公明／著	経済産業調査会	2011年7月
427	知的創造物の法的保護〈第3版〉	平野聖／著	ふくろう出版	2011年8月
428	審決例・判例から学ぶ韓国特許制度のポイント	権東勇・松居祥二／著	発明協会	2011年8月
429	平成23年改正特許法・不正競争防止法等 新旧条文対照表	発明協会／編	発明協会	2011年8月
430	欧州特許出願実務ガイド（現代産業選書知的 財産実務シリーズ）	酒井国際特許事務所企画室／編	経済産業調査会	2011年8月
431	知的財産と独占禁止法（日本経済法学会年報32）	日本経済法学会／編	有斐閣	2011年9月
432	USPQ 米国商標審判決100選—日英対訳 （現代産業選書知的財産実務シリーズ）	Case, David E.／著、日本商標協会関西支部／編	経済産業調査会	2011年9月
433	知的財産権法文集〈平成24年度版〉	PATECH 企画出版部／編	PATECH 企画	2011年9月
434	企業実務家のための実践特許法〈第5版〉	外川英明／著	中央経済社	2011年9月
435	著作権法入門〈2011-2012〉	文化庁／編著	著作権情報センター	2011年9月
436	日本の著作権はなぜこんなに厳しいのか	山田奨治／著	人文書院	2011年9月
437	3D組知的財産権六法〈2012〉	三修社編集部／編	三修社	2011年9月
438	中国モノマネ工場—世界ブランドを揺さぶる「山寨革命」の衝撃	阿甘／著、徐航明・永井麻生子／訳、生島大嗣／監修・解説	日経BP社（発売日経BPマーケティング）	2011年11月
439	ライセンス契約のすべて—ビジネスリスクの法的マネジメント基礎編〈第2版〉	吉川達夫・森下賢樹・飯田浩司／編著	レクシスネクシス・ジャパン	2011年11月
440	実務家のための知的財産権判例70選〈2011年度版〉—平成22年3月31日～平成23年3月28日判決	弁理士クラブ知的財産実務研究所／編	発明協会	2011年11月
441	海の向こうに本を届ける—著作権輸出への道	栗田明子／著	晶文社	2011年11月
442	商標法の解説と裁判例	工藤莞司／著	マスターリンク	2011年11月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
443	理系のための法学入門—知的財産法を理解するために<改訂第7版>	杉光一成/著	法学書院	2011年11月
444	産総研特許の解説集—中小企業のための技術宝箱	全国イノベーション推進 機関ネットワーク/編	産業技術総合研 究所	2011年12月
445	がんばろう日本！知的財産権活用企業事例集 2011—知恵と知財でがんばる中小企業50の物語【第1弾】		特許庁総務部企 画調査課	2011年12月
446	著作権法改正の政治学—戦略的相互作用と 政策帰結	京俊介/著	木鐸社	2011年12月
447	年報知的財産法 2011	高林龍・三村量一・竹中 俊子/編	日本評論社	2011年12月
448	韓国特許実務入門—出願から審査・審判・訴 訟・登録管理までの最新のポイントを解説<第2 版> (現代産業選書知的財産実務シリーズ)	康應善/著、酒井宏明 /編著	経済産業調査会	2011年12月
449	アメリカ商標法ガイドブック	中嶋知子/著	中央経済社	2011年12月
450	産業財産権法の解説—平成23年特許法等の 一部改正	特許庁工業所有権制度 改正審議室/編	発明協会	2011年12月
451	なんでコンテンツにカネを払うのさ？—デジタル時 代のぼくらの著作権入門	岡田斗司夫・福井健策 /著	阪急コミュニケーシ ョ ンズ	2011年12月
452	標準特許法<第4版>	高林龍/著	有斐閣	2011年12月
453	著作権ビジネスの理論と実践(2) (早稲田大 学ロースクール著作権法特殊講義3)	高林龍/編著	成文堂	2011年12月
454	孤児著作物問題の研究—既存規範の動的な 分析と新規範の確立に向けての可能性	菱沼剛/著	成文堂	2011年12月
455	著作権ビジネス構造分析	土井宏文/著	コンテンツ・シティ出 版事業部	2012年1月
456	産業財産権四法対照<第19版>	PATECH 企画出版部/編	PATECH 企画	2012年1月
457	中国特許・商標調査の最前線	プロパティ/編	発明推進協会	2012年1月
458	特許法・著作権法	小泉直樹/著	有斐閣	2012年1月
459	著作権法入門<2012-2013>	文化庁/編著	著作権情報センタ ー	2012年1月
460	知的財産権基本法文集<平成25年度版>	PATECH 企画出版部/編	PATECH 企画	2012年1月
461	知っておきたい知的財産活用術—地域が生き残 るための知恵と工夫	香坂玲/編著	ぎょうせい	2012年1月
462	審決取消訴訟の実務と理論<平成24年版> (現代産業選書知的財産実務シリーズ)	村林隆一/著	経済産業調査会	2012年1月
463	最新商標権関係判例と実務	知的所有権問題研究会 /編	民事法研究会	2012年1月
464	違法ダウンロードで逮捕されないための改正著作 権法	鳥飼総合法律事務所/ 著、鳥飼重和/監修	朝日新聞出版	2012年1月
465	クラウドビジネスと法	ソフトウェア情報センター /編	第一法規	2012年1月
466	ロイヤルティの実務詳解—ライセンス契約をめぐる 法務・会計・税務と監査手法	淵邊善彦・吉野仁之・寺 内章太郎・長谷部智一 郎/著	中央経済社	2012年1月
467	著作権法論点データベース (現代産業選書知 的財産実務シリーズ)	山本建/著	経済産業調査会	2012年1月
468	決定版改正米国特許法全理解—2011年改 正法により何がかわるか	河野英仁/著	アイ・エル・エス出版	2012年1月
469	実務詳説著作権訴訟	高部真規子/著	金融財政事情研 究会 (発売きんざ い)	2012年1月
470	特許戦争！—“知財立国”日本の生きる道	段勲/著	人間の科学新社	2012年1月
471	産業財産権四法対照整理ノート—特許法/実 用新案法/意匠法/商標法<平成24年度 版>	PATECH 企画出版部/編	PATECH 企画	2012年2月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
472	公共の利益のための大学知的財産マネジメント	米国アカデミー米国学術研究会議／著、羽鳥賢一／監訳、科学技術振興機構知的財産戦略センター／訳	エアクレーレン	2012年2月
473	ポイント整理工業所有権法—特許法・実用新案法編平成23年改正法対応弁理士試験用	小針世津子／著	発明協会	2012年2月
474	知的財産—こんなトラブルに巻き込まれたら	小林徹／著	発明協会	2012年2月
475	中国デザイン関連法—実務に役立つ！主要判決がわかる！	森智香子／編・著、韓登堂・藤本昇・権鮮枝・野村慎一／著	発明協会	2012年2月
476	TPP 知財戦争の始まり	渡辺惣樹／著	草思社	2012年2月
477	知的財産権の考え方・活かし方 Q&A	矢野輝雄／著	オーム社	2012年2月
478	デジタル社会におけるデザイン保護に即した意匠制度の在り方に関する調査研究報告書（特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書；平成23年度）		知的財産研究所	2012年2月
479	模倣対策マニュアル—ロシア編	Goroditsky & Partners 法律事務所／著	日本貿易振興機構進出企業支援・知的財産部知的財産課	2012年3月
480	韓国の知的財産権侵害—判例・事例集	金・張法律事務所／著	日本貿易振興機構進出企業支援・知的財産部知的財産課	2012年3月
481	模倣対策マニュアル—韓国編	金・張法律事務所／著	日本貿易振興機構進出企業支援・知的財産部知的財産課	2012年3月
482	外国著作権法令集（46）—ロシア編	桑野雄一郎／訳	著作権情報センター	2012年3月
483	中国の知的財産権侵害—判例・事例集	森・濱田松本法律事務所／著	日本貿易振興機構進出企業支援・知的財産部知的財産課	2012年3月
484	模倣対策マニュアル—中国編	西村あさひ法律事務所／編	日本貿易振興機構進出企業支援・知的財産部知的財産課	2012年3月
485	著作権文献・資料目録〈2010〉	大家重夫・黒澤節男／編	著作権情報センター	2012年3月
486	弁理士試験法文集—平成23年法改正 PCT 規則改正対応〈第2版〉	TAC 弁理士講座／編	早稲田経営出版	2012年3月
487	知っておきたい特許法〈19訂版〉	工業所有権法研究グループ／編	朝陽会	2012年3月
488	知的財産権法文集〈平成24年4月1日施行版〉	発明協会／編	発明協会	2012年3月
489	シミュレーション特許侵害訴訟〈改訂3版〉（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	伊原友己・久世勝之・岩坪哲・井上裕史／著	経済産業調査会	2012年3月
490	図解特許協力条約〈第4版増補〉	荒木好文／著、堤卓／補訂	発明協会	2012年3月
491	情報サービスと著作権〈改訂第2版〉（JISAブックレット6）	情報サービス産業協会／編、吉田正夫／監修	情報サービス産業協会	2012年3月
492	特許判例ガイド〈第4版〉（CaseG）	増井和夫・田村善之／著	有斐閣	2012年3月
493	意匠法	茶園成樹／編	有斐閣	2012年3月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
494	ロジスティクス知的財産法(1)―特許法	田村善之・時真真／著	信山社出版	2012年3月
495	商標登録制度の解説と意見書24例(現代産業選書知的財産実務シリーズ)	眞島宏明／著	経済産業調査会	2012年3月
496	改正・米国特許法のポイント	奥田百子／著	中央経済社	2012年3月
497	知的財産権六法<2012(平成24年版)>	角田政芳／編	三省堂	2012年3月
498	意匠法コンメンタル<第2版>	寒河江孝允・峯唯夫・金井重彦／編著	レクスネクシス・ジャパン	2012年3月
499	クリエイターのための法律相談所	松島恵美・諏訪公一／著	グラフィック社	2012年3月
500	デジタルコンテンツ法制―過去・現在・未来の課題	増田雅史・生貝直人／著	朝日新聞出版	2012年3月
501	知的財産法入門<第13版>	土肥一史／著	中央経済社	2012年3月
502	知的財産権侵害訴訟実務ハンドブック<改訂3版>(現代産業選書知的財産実務シリーズ)	日本弁理士会／編著	経済産業調査会	2012年3月
503	特許判例百選<第4版>(別冊ジュリスト209)	中山信弘・大淵哲也・小泉直樹・田村善之／編	有斐閣	2012年4月
504	知的財産権訴訟要論―特許・意匠・商標編<第6版>〔初版のタイトル等：知的財産権侵害要論(発明協会1992年刊)〕	竹田稔／著	発明推進協会	2012年4月
505	知的財産権・損害論の理論と実務(別冊NBL139)	大阪弁護士会知的財産法実務研究会／編	商事法務	2012年4月
506	写真著作権―Q&Aで学ぶ(ユニ知的所有権ブックス15)	日本写真家協会／企画 監修、日本写真家協会 著作権委員会／編著	太田出版	2012年4月
507	知的財産法<第6版>(有斐閣アルマSpecialized)	角田政芳・辰巳直彦／著	有斐閣	2012年4月
508	ケースブック知的財産法<第3版>(弘文堂ケースブックシリーズ)	小泉直樹・高林龍・井上由里子・佐藤恵太・駒田泰士・島並良・上野達弘／編著	弘文堂	2012年4月
509	特許訴訟(上)(専門訴訟講座6)	大淵哲也・塚原朋一・熊倉禎男・三村量一・富岡英次／編	民事法研究会	2012年4月
510	特許訴訟(下)(専門訴訟講座6)	大淵哲也・塚原朋一・熊倉禎男・三村量一・富岡英次／編	民事法研究会	2012年4月
511	知的財産権法概論<第3版>	紋谷暢男／著	有斐閣	2012年4月
512	現代知的財産法講座(1)―知的財産法の理論的探究	高林龍・三村量一・竹中俊子／編集代表	日本評論社	2012年5月
513	弁理士エレメンツ(2)―意匠法／商標法<第3版>	TAC弁理士講座／編	早稲田経営出版	2012年5月
514	通常実施権の当然対抗(日本工業所有権法学会年報35)	日本工業所有権法学会／編	有斐閣	2012年5月
515	特許明細書の書き方―より強い特許権の取得と活用のために<改訂7版>(現代産業選書知的財産実務シリーズ)	伊東忠彦・伊東忠重／監修、伊東国際特許事務所／編	経済産業調査会	2012年5月
516	不正競争防止法解説と裁判例<改訂版>〔初版：発明協会2008年刊〕	工藤莞司／著	発明推進協会	2012年5月
517	知的財産契約実務ガイドブック―各種知財契約の戦略的考え方と作成<改訂版>〔初版：発明協会平成20年刊〕	石田正泰／著	発明推進協会	2012年5月
518	特許・商標・不正競争関係訴訟の実務入門	東京弁護士会知的財産権法部／編、牧野知彦・堀籠佳典・川田篤・高橋元弘・杉山一郎／著	商事法務	2012年5月
519	中国知的財産権契約実務基礎	魏啓学・陳傑／著	発明推進協会	2012年5月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
520	実務知的財産法講義〈新版〉（実務法律講義 13）	末吉亙／編著	民事法研究会	2012年5月
521	現代知的財産法講座（4）—知的財産法学の歴史的鳥瞰	高林龍・三村量一・竹中俊子／編集代表	日本評論社	2012年6月
522	アメリカ特許実務マニュアル—2011年米国特許法改正を踏まえて	井上知哉／著	中央経済社	2012年6月
523	特許法・実用新案法〈第2版〉（弁理士試験論文マスターノート）	正林真之／監修	中央経済社	2012年6月
524	審判便覧〈第14版〉〔第13版：発明協会2011年刊〕	特許庁審判部／編	発明推進協会	2012年6月
525	平成23年改正法における無効審判及び訂正審判の実務の考え方—改正法の的確な運用のために	特許庁審判部／編	発明推進協会	2012年6月
526	米国発明法とその背景—19世紀以来の特許制度改革（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	澤井智毅／著	経済産業調査会	2012年6月
527	新・注解不正競争防止法（上）〈第3版〉	小野昌延／編著	青林書院	2012年6月
528	新・注解不正競争防止法（下）〈第3版〉	小野昌延／編著	青林書院	2012年6月
529	ライブ講義知的財産法	田村善之／著	弘文堂	2012年6月
530	産業財産権標準テキスト—総合編〈第4版〉〔初版：発明協会2006年刊〕		発明推進協会	2012年7月
531	中国商標に関する商品及び役務の類似基準〈日本語・英語訳付〉及びその解説〈第2版〉〔初版：発明協会2009年刊〕	岩井智子／編・解説・訳、張萌・範困／訳	発明推進協会	2012年7月
532	商品及び役務の区分解説—国際分類第10版対応〈改訂第6版〉〔改訂第5版：発明協会2007年刊〕	特許庁商標課／編	発明推進協会	2012年7月
533	実務解説特許・意匠・商標	牧野利秋／編	青林書院	2012年7月
534	知的財産権4法〈特・実・意・商〉対照条文集〈第6版〉	TR-IP研究所／編	法学書院	2012年7月
535	弁理士試験知的財産法総整理—奥町メソッド	奥町哲行／著	日本評論社	2012年7月
536	知って得するソフトウェア特許・著作権〈改訂6版〉〔初版：アスキー1992年刊〕	古谷栄男・松下正・眞島宏明・鶴本祥文／著	アスキー・メディアワークス（発売角川グループパブリッシング）	2012年7月
537	特許訴訟の実務（裁判実務シリーズ2）	高部眞規子／編	商事法務	2012年7月
538	特許法における明細書による開示の役割—特許権の権利保護範囲決定の仕組みについての考察	前田健／著	商事法務	2012年7月
539	映像の著作権—Q&Aで学ぶ（ユニ知的所有権ブックス16）	二瓶和紀・宮田ただし／著	太田出版	2012年7月
540	よくわかる！知的財産法実務入門—特許・著作権・独禁法・営業秘密・デザイン〈第2版〉〔初版のタイトル：企業実務のための知的財産法入門〕	矢野千秋／著	民事法研究会	2012年7月
541	要点早わかり米国特許入門—出願から審査・訴訟までのポイント解説〈最新版〉〔初版：工業調査会2001年刊〕（特許がよくわかるシリーズ）	木梨貞男／著	技術評論社	2012年7月
542	完全対応版改正特許法 Q&A45（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	栗山貴行／著	経済産業調査会	2012年8月
543	メディアとICTの知的財産権（未来へつなぐデジタルシリーズ12）	菅野政孝・大谷卓史・山本順一／著	共立出版	2012年8月
544	新・注解特許法別冊—平成23年改正特許法解説	中山信弘・小泉直樹／編、松山智恵・澤井光一／執筆	青林書院	2012年8月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
545	現代知的財産法講座(2) 知的財産法の実務的発展	高林龍・三村量一・竹中俊子／編集代表	日本評論社	2012年9月
546	知的財産権法文集<平成25年度版>	PATECH 企画出版部/編	PATECH 企画	2012年9月
547	著作権侵害をめぐる喫緊の検討課題(2) (早稲田大学ロースクール著作権法特殊講義4)	高林龍 / 編、Griffiths, Jonathan / ほか著	成文堂	2012年9月
548	特許出願の中間手続基本書<改訂版>〔初版のタイトル等：権利行使を考慮した特許出願の戦略的中間手続(発明協会2011年刊)〕	大貫進介／著	発明推進協会	2012年9月
549	知的財産権法文集<平成24年10月1日施行版>	発明推進協会／編	発明推進協会	2012年9月
550	中国特許出願実務入門	北京三友知識産権代理有限公司／編著、畠山敏光／訳、酒井宏明／監修	発明推進協会	2012年9月
551	最新著作権の基本と仕組みがよ〜くわかる本—2012年10月からの著作権法改正に対応!<第2版>(How-nual 図解入門ビジネス)	リバーシティ法律事務所／監修、橋本拓朗・横溝昇・加藤美香保・梅村陽一郎・南部朋子／著	秀和システム	2012年9月
552	知的財産法<第4版>(伊藤真実務法律基礎講座3)	伊藤真／監修、伊藤塾／著	弘文堂	2012年9月
553	なるほど図解商標法のしくみ<第2版>(CKBOOKS)	奥田百子／著	中央経済社	2012年9月
554	なるほど図解特許法のしくみ<第2版>(CKBOOKS)	奥田百子／著	中央経済社	2012年9月
555	なるほど図解著作権法のしくみ<第2版>(CKBOOKS)	奥田百子／著	中央経済社	2012年9月
556	民法でみる知的財産法<第2版>	金井高志／著	日本評論社	2012年9月
557	実例で見る商標審査基準の解説<第7版>〔第6版：発明協会2009年刊〕	工藤莞司／著	発明推進協会	2012年9月
558	知財イノベーションと市場戦略イノベーション	高橋明弘／著	国際書院	2012年9月
559	判例に学ぶ特許実務マニュアル—紛争に強い明細書の書き方<第5版>〔初版：工業調査会1990年刊〕	山内康伸／著	森北出版	2012年9月
560	特許法<第2版>(法律学講座双書)	中山信弘／著	弘文堂	2012年9月
561	商標審査基準—「特許法等の一部を改正する法律(平成23年法律第63号)」の改正に対応した<改訂第10版>〔初版：発明協会1971年刊〕	特許庁商標課／編	発明推進協会	2012年9月
562	知財高裁判例集<平成23年版>	知財高裁判例研究会／著	青林書院	2012年11月
563	工業所有権(産業財産権)法令集<第59版>	発明推進協会／編	発明推進協会	2012年11月
564	新旧対照改正米国特許法実務マニュアル—改正米国特許法, 規則及びガイドラインの解説(現代産業選書知的財産実務シリーズ)	河野英仁／著	経済産業調査会	2012年11月
565	実務詳説特許関係訴訟<第2版>	高部真規子／著	金融財政事情研究会(発売きんざい)	2012年11月
566	著作権法要論	生駒正文・久々湊伸一／著	マスターリンク	2012年11月
567	実務家のための知的財産権判例70選<2012年度版>—平成23年3月28日~平成24年3月29日判決	弁理士クラブ知的財産実務研究所／編	発明推進協会	2012年11月
568	編集者の著作権基礎知識(ユニ知的所有権ブックス17)	豊田いきち／著	太田出版	2012年11月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
569	権利侵害を許さない商標・商号・意匠・ドメインの法律と手続き—事業者必携	元榮太郎／監修	三修社	2012年11月
570	民事法の現代的課題—松本恒雄先生還暦記念	小野秀誠・滝沢昌彦・小粥太郎・角田美穂子／編	商事法務	2012年12月
571	現代知的財産法講座(3)—知的財産法の国際的交錯	高林龍・三村量一・竹中俊子／編集代表	日本評論社	2012年12月
572	知的財産の国際私法原則研究—東アジアからの日韓共同提案(早稲田大学比較法研究所叢書40)	木棚照一／編著、野村美明・李圭鎬・中野俊一郎／著	早稲田大学比較法研究所(発売成文堂)	2012年12月
573	年報知的財産法2012	高林龍・三村量一・竹中俊子／編	日本評論社	2012年12月
574	著作権関係法令集<平成25年版>		著作権情報センター	2012年12月
575	最新判例からみる商標法の実務(2)<2012>	小林十四雄・小谷武・足立勝／編	青林書院	2012年12月
576	工業所有権法(産業財産権法)逐条解説<第19版>〔第18版:発明協会2010年刊〕	特許庁／編	発明推進協会	2012年12月
577	対照式工業所有権4法—平成24年改正	発明推進協会／編	発明推進協会	2012年12月
578	特許情報処理:言語処理的アプローチ(自然言語処理シリーズ5)	奥村学／監修、藤井敦・谷川英和・岩山真・難波英嗣・山本幹雄・内山将夫／著	コロナ社	2012年12月
579	逐条解説不正競争防止法<平成23・24年改正版>	経済産業省知的財産政策室／編著	有斐閣	2012年12月
580	原点から考えるオンライン出版—著作権と電子書籍の流通(ユニ知的所有権ブックス18)	北村行夫／著	太田出版	2012年12月
581	意匠法<新版第2版>(知的財産法実務シリーズ3)	末吉瓦／著	中央経済社	2012年12月
582	商標法<新版第3版>(知的財産法実務シリーズ2)	末吉瓦／著	中央経済社	2012年12月
583	アメリカ改正特許法—日米の弁護士・弁理士による実務的解説	Kirkland & Ellis LLP・深見特許事務所・第一法律事務所／編	発明推進協会	2013年1月
584	著作権法入門<2013-2014>	文化庁／編著	著作権情報センター	2013年1月
585	知財高裁判例集<平成24年版>	知財高裁判例研究会／著	青林書院	2013年1月
586	インターネット新時代の法律実務 Q&A—スマートフォン／クラウド／ビッグデータ／ライブログ／マイナンバー／情報セキュリティ／掲示板／ブログ／SNS／動画投稿サイト／電子書籍／ネットショップ	田島正広／監修・編集代表・著、足木良太・上沼紫野・梅田康宏・大倉健嗣・長田敦・亀井源太郎・柴山将一・鈴木優・平林健吾・舟山聡／編著	日本加除出版	2013年1月
587	知的財産権法文集<平成25年10月1日施行版>	発明推進協会／編	発明推進協会	2013年1月
588	知的財産権法理と提言—牧野利秋先生傘寿記念論文集	中山信弘・齊藤博・飯村敏明／編	青林書院	2013年1月
589	著作権法詳説—判例で読む15章<第9版>	三山裕三／著	レクシスネクシス・ジャパン	2013年1月
590	「商品及び役務の区分」に基づく類似商品・役務審査基準<改訂第12版>	特許庁商標課／編	発明推進協会	2013年1月
591	産業財産の損害賠償の国際比較研究	浜田治雄／著	三恵社	2013年1月
592	新米国特許法—対訳付き	服部健一／著	発明推進協会	2013年1月
593	アメリカ特許法実務ハンドブック<第4版>	高岡亮一／著	中央経済社	2013年1月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
594	知的財産権法・競争法論集	紋谷暢男／著	商事法務	2013年1月
595	ソフトウェア取引の法律相談（新・青林法律相談31）	TMI 総合法律事務所／編	青林書院	2013年2月
596	特許と危機管理—アップルとサムスンの特許を巡る武闘裁判	佐久間健／著	芙蓉書房出版	2013年2月
597	特許法	渋谷達紀／著	発明推進協会	2013年2月
598	著作権法	渋谷達紀／著	中央経済社	2013年2月
599	ポイント整理工業所有権法—意匠法・商標法編平成23年改正法対応弁理士試験用	小針世津子／著	発明推進協会	2013年2月
600	著作権教育の第一歩—先生のための入門書	川瀬真／監修、大和淳・野中陽一・山本光／編	三省堂	2013年2月
601	電子書籍・出版の契約実務と著作権	村瀬拓男／著	民法法研究会	2013年2月
602	著作権法概説<第15版>	半田正夫／著	法学書院	2013年2月
603	解説特許法—弁理士本試験合格を目指して<改訂4版>（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	江口裕之／著	経済産業調査会	2013年3月
604	著作権ビジネスの理論と実践（3）JASRAC 寄付講座<2011年度>（早稲田大学ロースクール著作権法特殊講義5）	高林龍／編著代表、鳥澤孝之・今村哲也／著	Risoh	2013年3月
605	先使用権の確保に向けた実務戦略—先使用権制度、判例、企業における発明管理施策（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	重富貴光／著	経済産業調査会	2013年3月
606	Q&A 著作権の知識100問	清水節・岡本岳／編著	日本加除出版	2013年3月
607	新・商標法概説<第2版>	小野昌延・三山峻司／著	青林書院	2013年3月
608	知的財産法判例六法	大淵哲也／編	有斐閣	2013年3月
609	著作権法コンメンタル別冊—平成24年改正解説	池村聡・壹貫田剛史／著	勁草書房	2013年3月
610	知的財産法入門<第14版>	土肥一史／著	中央経済社	2013年3月
611	知らないとおぼない！著作権トラブル	富樫康明／著	花伝社（発売共栄書房）	2013年3月
612	平成23・24年度日本弁理士会の委員会の政策提言集	【1】特許法と実用新案法 p1~14, 【2】意匠法 p15~16, 【3】商標法 p16~23, 【4】その他 p24~27	日本弁理士会	2013年3月
613	知的財産権六法<2013（平成25年版）>	角田政芳／編	三省堂	2013年3月
614	著作権法要説—実務と理論<第2版>	松村信夫・三山峻司／著	世界思想社	2013年3月
615	著作権法<新訂版>〔初版：商事法務2010年刊〕	岡村久道／著	民法法研究会	2013年4月
616	ロシア知的財産制度と実務—権利取得とインフォースメント（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	黒瀬雅志／編著、伊藤武泰・谷口登・木本大介／著	経済産業調査会	2013年4月
617	知的財産権法文集<平成25年4月1日施行版>	発明推進協会／編	発明推進協会	2013年4月
618	知的財産デューデリジェンスの実務—M&Aを成功に導く<第2版>	TMI 総合法律事務所・デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー／編	中央経済社	2013年4月
619	知的財産法演習ノート—知的財産法を楽しむ23問<第3版>	小泉直樹・駒田泰士／編著、井関涼子・上野達弘・奥邨弘司・鈴木将文・宮脇正晴／著	弘文堂	2013年4月
620	知的財産法判例教室<第6版>	正林真之／監修	法学書院	2013年4月
621	知的財産権取引と課税問題	谷口智紀／著	成文堂	2013年4月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
622	知的財産法入門	茶園成樹／編	有斐閣	2013年4月
623	特許法	茶園成樹／編	有斐閣	2013年4月
624	イノベーションと特許政策（日本工業所有権法学会年報36）	日本工業所有権法学会／編	有斐閣	2013年5月
625	特許権・進歩性判断基準の体系と判例理論（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	永野周志／著	経済産業調査会	2013年5月
626	著作権法コンメンタル	小倉秀夫・金井重彦／編著	レクスネクシス・ジャパン	2013年5月
627	日米欧重要特許裁判例—明細書の記載要件から侵害論・損害論まで	片山英二・大月雅博・日野真美・黒川恵／著	エイバックズーム	2013年5月
628	知的財産権法文集（2013）〈第20版〉	PATECH 企画出版部／編	PATECH 企画	2013年6月
629	特許法の概要（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	渋谷達紀／著	経済産業調査会	2013年6月
630	一目でわかる！特許法等改正年一覧表	発明推進協会／編	発明推進協会	2013年6月
631	米国発明法の特許防衛戦略	岸本芳也／著	中央経済社	2013年6月
632	新・商標教室	小谷武／著	弁護士会館ブックセンター出版部 LABO（発売大学図書）	2013年6月
633	テーマ別重要特許判例解説〈第2版〉	創英知的財産研究所／編著、塚原朋一／監修、著、阿部寛・池田正人・城戸博兒・吉住和之／著	日本評論社	2013年6月
634	クラウド時代の著作権法—激動する世界の状況（KDDI 総研叢書）	小泉直樹・奥邨弘司・駒田泰士・張睿暎・生貝直人・内田祐介／著	勁草書房	2013年7月
635	知的財産法概説〈第5版〉	相澤英孝・西村あさひ法律事務所／編著	弘文堂	2013年7月
636	著作権法逐条講義〈6訂新版〉	加戸守行／著	著作権情報センター	2013年8月
637	不正競争防止の法実務〈改訂版〉	棚橋祐治／監修、宍戸充・金井重彦・松嶋隆弘・菅原貴与志・中川浄宗／編著	三協法規出版	2013年8月
638	知的財産政策ビジョン・知的財産推進計画2013（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	知的財産戦略本部／編	経済産業調査会	2013年8月
639	クリエイターのための著作権入門講座—ネットワーク時代のクリエイター必携！〈改訂第2版〉	コンピュータソフトウェア著作権協会／編	マイナビ	2013年8月
640	知財立国の発展へ—竹田稔先生傘寿記念	中山信弘・塚原朋一・大森陽一・石田正泰・片山英二／編	発明推進協会	2013年9月
641	競争法の理論と課題—独占禁止法・知的財産法の最前線根岸哲先生古稀祝賀	川濱昇・泉水文雄・土佐和生・泉克幸・池田千鶴／編	有斐閣	2013年9月
642	米国特許法逐条解説〈第6版〉	ヘンリー幸田／著	発明推進協会	2013年9月
643	著作権法の概要（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	渋谷達紀／著	経済産業調査会	2013年9月
644	米国特許手続ハンドブック—フォームを用いた解説が分かりやすい	大坂雅浩／著	発明推進協会	2013年9月
645	中国商標法第3次改正の解説	河野英仁／著	発明推進協会	2013年11月
646	実務家のための知的財産権判例70選〈2013年度版〉—平成24年4月19日～平成25年3月21日判決	弁理士クラブ知的財産実務研究所／編	発明推進協会	2013年11月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
647	NPE 訴訟と新知財戦略—日本企業が米国式特許ビジネスで成長するために	ダニエル・マクドナルド／著、佐々木隆仁・杉浦和彦／編・訳	幻冬舎ルネッサンス	2013年11月
648	知的財産法の挑戦	同志社大学知的財産法研究会／編	弘文堂	2013年11月
649	実演家概論—権利の発展と未来への道	日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター／編	勁草書房	2013年12月
650	年報知的財産法 2013	高林龍・三村量一・竹中俊子／編	日本評論社	2013年12月
651	インド商標実務の解説	Chaudhry, Rahul・安原亜湖／著、宮永栄／監修	発明推進協会	2013年12月
652	インド特許法とそのプラクティス	Kankanala, KalyanC.・Narasani, ArunK.・Radhakrishnan, Vinita／著、酒井宏明／監修、酒井国際特許事務所企画室／訳編	発明推進協会	2013年12月
653	標準著作権法<第2版>	高林龍／著	有斐閣	2013年12月
654	事例から考える特許法	三山峻司／編著	法学書院	2013年12月
655	体系化する知的財産法(上)	辰巳直彦／著	青林書院	2013年12月
656	体系化する知的財産法(下)	辰巳直彦／著	青林書院	2013年12月
657	中国知財事例解説集—実用新案篇(現代産業選書知的財産実務シリーズ)	中国国家知識産権局特許庁実用新案審査部／編著、北京三友知識産権代理有限公司・三友国際知財サービス／訳	経済産業調査会	2013年12月
658	著作権法がソーシャルメディアを殺す(PHP新書896)	城所岩生／著	PHP研究所	2013年12月
659	CopyrightandRelatedRightsinthe“Cloud”Environment=Droitd’auteurdroitvoisina`l’e	ALAIJapan／編	国際著作権法学会	
660	知的財産訴訟の現在—訴訟代理人による判例評釈	中村合同特許法律事務所／編	有斐閣	2014年1月
661	会社の商標実務入門	正林真之／監修	中央経済社	2014年1月
662	著作権法<第2版>	中山信弘／著	有斐閣	2014年1月
663	著作権法入門<2014-2015>	文化庁／編著	著作権情報センター	2014年1月
664	なるほど図解商標法のしくみ<第3版>(CKBOOKS)	奥田百子／著	中央経済社	2014年1月
665	なぜ特許世界一の日本が国際訴訟で苦戦するのか?—情報漏洩,知財権の徹底防衛,外国法対策が日本の生命線だ!	泉谷渉／著	東洋経済新報社	2014年1月
666	実務者のための著作権ハンドブック<第9版>	著作権法令研究会／編著	著作権情報センター	2014年1月
667	図解特許協力条約<第5版>〔初版:発明協会2000年刊〕	荒木好文／著、堤卓／補訂	発明推進協会	2014年1月
668	新・不正競争訴訟の法理と実務—最新の判例・学説に基づく実務解説	松村信夫／著	民事法研究会	2014年1月
669	図解最新知的財産権の法律と手続きがわかる事典	渡辺弘司／監修	三修社	2014年1月
670	新米国特許法—対訳付き<増補版>	服部健一／著	発明推進協会	2014年2月
671	Q&A引用・転載の実務と著作権法<第3版>	北村行夫・雪丸真吾／編	中央経済社	2014年2月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
672	ビジネス著作権法—侵害論編<新版>〔初版：産経新聞出版 2006 年刊〕	荒竹純一／著	中央経済社	2014 年 2 月
673	日常でコンテンツを扱う際の著作権—入門・初級編	上原伸一／著	あみのさん	2014 年 2 月
674	中国特許法と実務—中国特許出願，審査，審判から特許民事訴訟まで改正中国民事訴訟法対応（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	河野英仁／著	経済産業調査会	2014 年 3 月
675	新・拒絶理由通知との対話—特許出願<第 2 版>	稲葉慶和／著、鈴木伸夫／補訂	エイバックズーム	2014 年 3 月
676	もう知らないではすまされない著作権	奥田百子／監修、鈴木龍介・富田太郎・山本浩司／著	中央経済社	2014 年 3 月
677	知的財産権六法<2014（平成 26 年版）>	角田政芳／編	三省堂	2014 年 3 月
678	情報社会の法と倫理（放送大学教材）	尾崎史郎・児玉晴男／編著	放送大学教育振興会（発売 NHK 出版）	2014 年 3 月
679	米国特許明細書の作成と審査対応実務<改訂 2 版>（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	立花顕治／著	経済産業調査会	2014 年 3 月
680	実務に効く知的財産判例精選（ジュリスト増刊）	小泉直樹・末吉亙／編	有斐閣	2014 年 4 月
681	著作権—それホント？	岡本薫／著	発明推進協会	2014 年 4 月
682	ロジスティクス知的財産法（2）—著作権法	田村善之・高瀬亜富・平澤卓人／著	信山社出版	2014 年 4 月
683	弁理士四法特・実・意・商対照で見る知的財産法入門	納富美和／著	法学書院	2014 年 4 月
684	知的財産権法文集<平成 26 年 4 月 1 日施行版>	発明推進協会／編	発明推進協会	2014 年 4 月
685	見ればわかる！外国商標出願入門—主要国での商標出願と国際登録出願の実務<改訂版>	野田薫央／編著、森智香子・芦田望美・小暮理恵子・大塚一貴・葦原工ミ・瀧澤文／著	発明推進協会	2014 年 4 月
686	商標法	茶園成樹／編	有斐閣	2014 年 4 月
687	著作権法	茶園成樹／編	有斐閣	2014 年 4 月
688	実務審決取消訴訟入門<第 2 版>	片山英二／監修、阿部・井窪・片山法律事務所／編	民事法研究会	2014 年 4 月
689	知的財産法講義<改訂版>	牧野和夫／著	税務経理協会	2014 年 4 月
690	商標の使用と権利侵害（日本工業所有権法学会年報 37）	日本工業所有権法学会／編	有斐閣	2014 年 5 月
691	デジタルコンテンツの著作権 Q&A	結城哲彦／著	中央経済社	2014 年 5 月
692	不正競争防止法	渋谷達紀／著	発明推進協会	2014 年 5 月
693	知的財産訴訟の実務<改訂版>	知的財産裁判実務研究会／編	法曹会	2014 年 5 月
694	パブリシティ権概説<第 3 版>	内藤篤・田代貞之／著	木鐸社	2014 年 5 月
695	職務発明規定変更及び相当対価算定の法律実務（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	高橋淳／著	経済産業調査会	2014 年 5 月
696	情報セキュリティ管理の法務と実務	野村総合研究所・浅井国際法律事務所／著	きんざい	2014 年 5 月
697	基礎から学べる！著作権“早わかり”講座	東京丸の内法律事務所著作権研究会／著、笹本撰・清水豊・前嶋博・上村剛／編著	第一法規	2014 年 5 月
698	知的財産権基本法文集<平成 27 年度版>	PATECH 企画出版部／編	PATECH 企画	2014 年 6 月
699	知的財産権法文集（2014）<第 21 版>	PATECH 企画出版部／編	PATECH 企画	2014 年 6 月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
700	技術法務のススメー事業戦略から考える知財・契約プラクティス	鮫島正洋／編集代表	日本加除出版	2014年6月
701	論点別・特許裁判例事典ー迅速な調査と活用のために	高石秀樹／著	中央経済社	2014年6月
702	知的財産訴訟実務大系（1）ー知財高裁歴代所長座談会，特許法・実用新案法（1）	牧野利秋・飯村敏明・高部眞規子・小松陽一郎・伊原友己／編	青林書院	2014年6月
703	知的財産訴訟実務大系（2）ー特許法・実用新案法（2），意匠法，商標法，不正競争防止法	牧野利秋・飯村敏明・高部眞規子・小松陽一郎・伊原友己／編	青林書院	2014年6月
704	知的財産訴訟実務大系（3）ー著作権法，その他，全体問題	牧野利秋・飯村敏明・高部眞規子・小松陽一郎・伊原友己／編	青林書院	2014年6月
705	特許翻訳の実務ー英文明細書・特許法のキポイント	沢井昭司・時國滋夫／著	講談社	2014年7月
706	対照式工業所有権4法ー平成26年改正	発明推進協会／編	発明推進協会	2014年7月
707	新・特許異議申立制度の解説ー平成26年特許法改正（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	高畑豪太郎／著	経済産業調査会	2014年7月
708	著作権法案内（勁草法学案内シリーズ）	半田正夫／著	勁草書房	2014年7月
709	インターネットビジネスの著作権とルール（インターネットと著作権ー初歩から実践まで5）	福井健策／編著、池村聡・杉本誠司・増田雅史／著	著作権情報センター	2014年7月
710	知的財産権法文集＜平成27年1月1日施行版＞	発明推進協会／編	発明推進協会	2014年8月
711	平成26年改正特許法・著作権法等新旧条文対照表	発明推進協会／編	発明推進協会	2014年8月
712	ヨーロッパ特許条約実務ハンドブック＜第3版＞	高岡亮一／著	中央経済社	2014年8月
713	Q&A プライベート・ブランドの法律実務ー商品企画・開発から製造，販売までの留意点	市毛由美子・大東泰雄・西川貴晴・竹内千春／著	民事法研究会	2014年8月
714	種苗法の概要（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	渋谷達紀／著	経済産業調査会	2014年8月
715	産業財産権四法対照＜第20版＞	PATECH 企画出版部／編	PATECH 企画	2014年9月
716	アメリカ著作権法の形成（青山学院大学法学叢書2）	松川実／著	日本評論社	2014年9月
717	外国出願のための特許翻訳英文作成教本	中山裕木子／著	丸善出版	2014年9月
718	障害者サービスと著作権法（JLA 図書館実践シリーズ26）	日本図書館協会障害者サービス委員会・日本図書館協会著作権委員会／編	日本図書館協会	2014年9月
719	著作権法＜第3版＞	岡村久道／著	民事法研究会	2014年9月
720	不正競争防止法コンメンタール＜改訂版＞	金井重彦・山口三恵子・小倉秀夫／編著	レクスネクシス・ジャパン	2014年9月
721	知財高裁判例集＜平成25年版＞	知財高裁判例研究会／著	青林書院	2014年9月
722	はじめての知的財産法＜第4版＞（3日でわかる法律入門）	尾崎哲夫／著	自由国民社	2014年9月
723	商標法＜新版第4版＞（知的財産法実務シリーズ2）	末吉亙／著	中央経済社	2014年9月
724	立法と判例による著作権法条文の解説	石川健太郎／著	発明推進協会	2014年11月
725	実務家のための知的財産権判例70選＜2014年度版＞ー平成25年4月10日～平成26年3月27日判決	弁理士クラブ知的財産実務研究所／編	発明推進協会	2014年11月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
726	インターネットの法律実務（弁護士専門研修講座）	東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会／編	ぎょうせい	2014年12月
727	年報知的財産法 2014	高林龍・三村量一・上野達弘／編	日本評論社	2014年12月
728	著作権関係法令集＜平成27年版＞		著作権情報センター	2014年12月
729	職務発明規定改正対応の実務	高橋淳／著	レクシスネクシス・ジャパン	2014年12月
730	裁判例から見る進歩性判断（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	高橋淳／著	経済産業調査会	2014年12月
731	特許法入門	島並良・上野達弘・横山久芳／著	有斐閣	2014年12月
732	産業財産権法の解説—平成26年特許法等の一部改正	特許庁総務部総務課制度審議室／編	発明推進協会	2014年12月
733	法務・知財パーソンのための契約交渉のセオリー—交渉準備から契約終了後までのナレッジ（ビジネスセオリー005）	一色正彦・竹下洋史／著	レクシスネクシス・ジャパン	2014年12月
734	知的財産法（1）—特許法（有斐閣ストウディア）	駒田泰士・潮海久雄・山根崇邦／著	有斐閣	2014年12月
735	標準特許法＜第5版＞	高林龍／著	有斐閣	2014年12月
736	産業財産権四法対照＜第21版＞	PATECH 企画出版部／編	PATECH 企画	2015年1月
737	商標法の解説と裁判例＜改訂版＞	工藤莞司／著	マスターリンク	2015年1月
738	コンテンツ・セキュリティと法	山本隆司／著	商事法務	2015年1月
739	知財審決取消訴訟の理論と実務	中野哲弘／著	日本加除出版	2015年1月
740	新・不正競争防止法概説＜第2版＞	小野昌延・松村信夫／著	青林書院	2015年1月
741	アプリ法務ハンドブック（BUSINESSLAWJOURNALBOOKS）	小野齊大・鎌田真理雄・東條岳・橋詰卓司・平林健吾／著	レクシスネクシス・ジャパン	2015年1月
742	知的財産法入門＜第15版＞	土肥一史／著	中央経済社	2015年1月
743	著作権法入門＜2015-2016＞	文化庁／編著	著作権情報センター	2015年1月
744	中国専利法詳解	尹新天／著、荒木一秀・金相允・島野公利・雙田飛鳥・西内盛二・李英二／訳、銭孟二／翻訳監修	有斐閣	2015年1月
745	注解特許権侵害判断認定基準—裁判例からみたクレーム解釈の実務＜第2版＞	永野周志／著	ぎょうせい	2015年1月
746	メディアと著作権	堀之内清彦／著	論創社	2015年1月
747	電子書籍・出版の契約実務と著作権＜第2版＞	村瀬拓男／著	民事法研究会	2015年1月
748	知っておきたい特許法—特許法から著作権法まで＜20訂版＞	工業所有権法研究グループ／編	朝陽会	2015年2月
749	インド特許法改正と医薬品産業の展望	三森八重子／著	医薬経済社	2015年2月
750	バイオ特許実務ハンドブック（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	辻丸国際特許事務所／編	経済産業調査会	2015年2月
751	中国商標法の解説—第3次改正対応版	河野英仁／著	発明推進協会	2015年2月
752	知財立国が危ない	荒井寿光・馬場錬成／著	日本経済新聞出版社	2015年2月
753	知的財産法判例教室＜第7版＞	正林真之／監修	法学書院	2015年2月
754	アメリカの最高裁判例を読む—21世紀の知財・ビジネス判例評釈集（IIP 研究論集13）	知的財産研究所・尾島明／編	知的財産研究所	2015年2月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
755	画像デザインの開発手法の実態に関する調査研究報告書 (特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 ; 平成 26 年度)		知的財産研究所	2015 年 2 月
756	特許審決取消判決の分析—事例からみる知財高裁の実務 (別冊 NBL148)	大阪弁護士会知的財産法実務研究会 / 編	商事法務	2015 年 3 月
757	知的財産権法文集 <平成 27 年 4 月 1 日施行版>	発明推進協会 / 編	発明推進協会	2015 年 3 月
758	知的財産権六法 <2015 (平成 27 年版) >	角田政芳 / 編	三省堂	2015 年 3 月
759	著作権法 (弁理士試験論文マスターノート)	正林真之 / 監修	中央経済社	2015 年 3 月
760	法科大学院 10 年の歩みと未来への展望—明治大学法科大学院開設 10 周年記念シンポジウム		明治大学法科大学院	2015 年 3 月
761	日常でコンテンツを扱う際の著作権—入門・初級編 <第 2 版>	上原伸一 / 著	あみのさん	2015 年 4 月
762	アプリビジネス成功への法務戦略—開発・リリース・運用に必要な法律知識	GVA 法律事務所 / 著	技術評論社	2015 年 4 月
763	知的財産法 <第 7 版> (有斐閣アルマ Specialized)	角田政芳・辰巳直彦 / 著	有斐閣	2015 年 4 月
764	著作権法を考える 10 の視点	吉田大輔 / 著	出版ニュース社	2015 年 4 月
765	知的財産法判例集 <第 2 版>	大淵哲也・茶園成樹・平嶋竜太・蘆立順美・横山久芳 / 著	有斐閣	2015 年 4 月
766	コンテンツビジネスと著作権法の実務	棚橋祐治 / 監修、井奈波朋子・石井美緒・松嶋隆弘 / 編著	三協法規出版	2015 年 4 月
767	不正競争防止法	茶園成樹 / 編	有斐閣	2015 年 4 月
768	知的財産権のしくみ—図解で早わかり	渡辺弘司 / 監修	三修社	2015 年 4 月
769	すぐに役立つ図解と Q & A でわかる最新ネットトラブルの法律知識とプロバイダへの削除依頼・開示請求の仕方	服部真和 / 監修	三修社	2015 年 4 月
770	均等論, 覚醒か死か (日本工業所有権法学会年報 38)	日本工業所有権法学会 / 編	有斐閣	2015 年 5 月
771	商標審査基準—平成 27 年 4 月 1 日適用 <改訂第 11 版>	特許庁 / 編	発明推進協会	2015 年 5 月
772	審判便覧 <改訂第 15 版>	特許庁審判部 / 編	発明推進協会	2015 年 5 月
773	初めての米国特許実務	高岡亮一 / 著	中央経済社	2015 年 5 月
774	新しい商標と商標権侵害—色彩, 音からキャッチフレーズまで	青木博通 / 著	青林書院	2015 年 5 月
775	はばたき—21 世紀の知的財産法中山信弘先生古稀記念論文集	小泉直樹・田村善之 / 編	弘文堂	2015 年 6 月
776	MPEP の要点が解る米国特許制度解説 <第 3 版>	石井正 / 監修、丸島敏一 / 著	エイバックズーム	2015 年 7 月
777	現代知的財産法—実務と課題	設楽隆一・清水節 / 編	発明推進協会	2015 年 7 月
778	外国意匠制度概説 (1) —ベトナム・タイ・インドネシア・マレーシア・インド編	創英 IP ラボ / 編著	日本評論社	2015 年 7 月
779	日中英特許技術用語辞典 (現代産業選書知的財産実務シリーズ)	立群専利代理事務所・志賀国際特許事務所 / 編	経済産業調査会	2015 年 7 月
780	著作権・商標・不競法関係訴訟の実務 (裁判実務シリーズ 8)	高部真規子 / 編	商事法務	2015 年 7 月
781	著作権入門ノート「アートと法」—表現の自由・自主規制・キャラクター「法と芸術」(明石書店 2001 年刊) の改題改訂	小笠原正仁 / 著	阿吽社	2015 年 7 月
782	出版をめぐる法的課題—その理論と実務	上野達弘・西口元 / 編著	日本評論社	2015 年 7 月
783	商標法 <第 2 次改訂版>	平尾正樹 / 著	学陽書房	2015 年 7 月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
784	ブラジル知的財産法概説（信山社ブックス 8）	Arita, Hissao・二宮正人／著、大嶽達哉／訳監修	信山社	2015年8月
785	知的財産権基本法文集＜平成28年度版＞	PATECH 企画出版部／編	PATECH 企画	2015年8月
786	知的財産権法文集（2015）＜第22版＞	PATECH 企画出版部／編	PATECH 企画	2015年8月
787	進歩性規定法的判断の実務	高橋淳／著	レクシスネクシス・ジャパン	2015年8月
788	知的財産権法文集＜平成27年6月1日施行版＞	発明推進協会／編	発明推進協会	2015年8月
789	意匠の実務（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	吉田親司／著	経済産業調査会	2015年8月
790	秘密保持・競争避止・引抜き法律相談（最新青林法律相談2）	高谷知佐子・上村哲史／著	青林書院	2015年8月
791	著作権のことならこの1冊＜第3版＞（はじめの一步）	神田将／監修、飯野たから・真田親義／執筆	自由国民社	2015年8月
792	中国語特許明細書を読む。書く。—技術系の中国語学習書＜改訂版＞	雙田飛鳥・安秋順／著	アイ・エル・エス出版	2015年8月
793	実例で見る商標審査基準の解説＜第8版＞	工藤莞司／著	発明推進協会	2015年9月
794	不正競争防止法—平成27年改正の全容	小倉秀夫／著	レクシスネクシス・ジャパン	2015年9月
795	知的財産関係条約	茶園成樹／編	有斐閣	2015年9月
796	知的財産と標準化戦略	藤野仁三／著	八朔社	2015年9月
797	知的財産法講義＜3訂版＞	牧野和夫／著	税務経理協会	2015年9月
798	訴訟の技能—会社訴訟・知財訴訟の現場から	門口正人・末吉互／著	商事法務	2015年9月
799	実務詳説商標関係訴訟	高部眞規子／著	金融財政事情研究会（発売きんざい）	2015年9月
800	特許法・実用新案法＜第3版＞（弁理士試験論文マスターノート）	正林真之／監修	中央経済社	2015年9月
801	営業秘密 Q&A80	荒川雄二郎／編著	商事法務	2015年11月
802	新・特許異議申立制度の解説—平成26年特許法改正＜増補・改訂版＞（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	高畑豪太郎／著	経済産業調査会	2015年11月
803	著作権法実戦問題	梶山敬士／編著、上沼紫野・市川稯・曾根翼・片山史英／著	日本加除出版	2015年11月
804	著作権法概説＜第16版＞	半田正夫／著	法学書院	2015年11月
805	実務家のための知的財産権判例70選＜2015年度版＞—平成26年4月8日～平成27年3月31日判決	弁理士クラブ知的財産実務研究所／編	発明推進協会	2015年11月
806	年報知的財産法 2015—2016	高林龍・三村量一・上野達弘／編	日本評論社	2015年12月
807	著作権法コンメンタル（1）—1条～25条＜第2版＞	半田正夫・松田政行／編	勁草書房	2015年12月
808	著作権法コンメンタル（2）—26条～88条＜第2版＞	半田正夫・松田政行／編	勁草書房	2015年12月
809	著作権法コンメンタル（3）—89条～124条・附則著作権等管理事業法＜第2版＞	半田正夫・松田政行／編	勁草書房	2015年12月
810	特許権行使の制限法理	愛知靖之／著	商事法務	2015年12月
811	シミュレーション特許侵害訴訟＜改訂4版＞（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	伊原友己・久世勝之／著	経済産業調査会	2015年12月
812	商標法コンメンタル	金井重彦・鈴木将文・松嶋隆弘／編著	レクシスネクシス・ジャパン	2015年12月
813	知財4法基礎—特許法・実用新案法・意匠法・商標法	生駒正文／編著、崎山博教／著	マスターリンク	2015年12月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
814	産業財産権四法対照<第22版>	PATECH 企画出版部/編	PATECH 企画	2016年1月
815	契約法の現代化(1)―契約規制の現代化	山本敬三/著	商事法務	2016年1月
816	著作権法<第2版>	茶園成樹/編	有斐閣	2016年1月
817	著作権法入門<第2版>	島並良・上野達弘・横山久芳/著	有斐閣	2016年1月
818	新・注解商標法(上)―序章・第1条～第35条	小野昌延・三山峻司/編	青林書院	2016年1月
819	新・注解商標法(下)―第36条～第85条 事項索引・判例索引	小野昌延・三山峻司/編	青林書院	2016年1月
820	Q&A 引用・転載の実務と著作権法<第4版>	北村行夫・雪丸真吾/編	中央経済社(発売中央経済グループパブリッシング)	2016年1月
821	情報・コンテンツの公正利用の実務―IT/ネット時代の企業活動におけるコンテンツの活用	齋藤浩貴・上村哲史/編著、池村聡・佐々木奏・田中浩之・桑原秀明・嶋村直登・呂佳叡/著	青林書院	2016年1月
822	対照式工業所有権4法―平成27年改正	発明推進協会/編	発明推進協会	2016年1月
823	なるほど図解特許法のしくみ<第3版>(CKBOOKS)	奥田百子/著	中央経済社(発売中央経済グループパブリッシング)	2016年1月
824	アンブッシュ・マーケティング規制法―著名商標の顧客誘引力を利用する行為の規制	足立勝/著	創耕舎	2016年1月
825	審判便覧<改訂第16版>	特許庁審判部/編	発明推進協会	2016年1月
826	映像の著作権―Q&Aで学ぶ<第2版>(ユニ知的所有権ボックス20)	二瓶和紀・宮田ただし/著	太田出版	2016年1月
827	写真著作権―Q&Aで学ぶ<第2版>(ユニ知的所有権ボックス19)	日本写真家協会/企画 監修、日本写真家協会 著作権委員会/編著	太田出版	2016年1月
828	中国商標法と実務―第3次改正対応(詳細版)(現代産業選書知的財産実務シリーズ)	馬彦華/著	経済産業調査会	2016年1月
829	特許の英語表現・文例集<増補改訂版>	Rowland, WilliamC.・奥山尚一・McArdle, Neil・Muraoka, JoelT.・時國滋夫/著	講談社	2016年2月
830	知的財産権を用いた資金提供・調達―日仏における実態調査をふまえて	川瀬真・原謙一/著	日本評論社	2016年2月
831	産業財産権法の解説―平成27年特許法等の一部改正	特許庁総務部総務課制度審議室/編	発明推進協会	2016年2月
832	知的財産権法文集<平成28年4月1日施行版>	発明推進協会/編	発明推進協会	2016年2月
833	著作権の法律相談(1)(最新青林法律相談5)	TMI 総合法律事務所/編、水戸重之/編集代表、石原修・中村勝彦・升本喜郎・五十嵐敦・大江修子/編	青林書院	2016年2月
834	著作権の法律相談(2)(最新青林法律相談6)	TMI 総合法律事務所/編、水戸重之/編集代表、石原修・中村勝彦・升本喜郎・五十嵐敦・大江修子/編	青林書院	2016年2月
835	知的財産法判例教室グローバル版―米欧中韓(現代産業選書知的財産実務シリーズ)	正林真之/監修	経済産業調査会	2016年2月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
836	知的財産・コンピュータと法—野村豊弘先生古稀記念論文集	中山信弘／編集代表、飯村敏明・上野達弘・牛久健司・大野幸夫・小川憲久・楢山敬士・三木茂・光主清範・三村量一／編	商事法務	2016年3月
837	著作権がよ〜くわかる本ポケット図解	リバーシティ法律事務所／監修、横溝昇・南部朋子・南川麻由子・氏家悠／著	秀和システム	2016年3月
838	知的財産法の要件事実（法科大学院要件事実教育研究所報14）	伊藤滋夫／編	日本評論社	2016年3月
839	秘密保持契約の実務—作成・交渉から平成27年改正不競法まで	森本大介・石川智也・濱野敏彦／編著	中央経済社（発売中央経済グループパブリッシング）	2016年3月
840	特許法＜第3版＞（法律学講座双書）	中山信弘／著	弘文堂	2016年3月
841	商標〈一問一答〉世界の不使用取消制度—アジア・オセアニア編（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	R&C／編	経済産業調査会	2016年3月
842	弁理士試験エレメンツ（1）—基本テキスト特許法／実用新案法＜第7版＞	TAC 弁理士講座／編	早稲田経営出版	2016年3月
843	知的財産権六法＜2016（平成28年版）＞	角田政芳／編	三省堂	2016年3月
844	実務解説職務発明—平成27年特許法改正対応	深津拓寛・松田誠司／著	商事法務	2016年3月
845	商標法の研究（日本大学法学部叢書38）	土肥一史／著	中央経済社（発売中央経済グループパブリッシング）	2016年3月
846	意匠権取得による効果及びユーザーの多様性に着目した意匠制度の活用に関する調査研究報告書（特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書；平成27年度）	三菱総合研究所,	三菱総合研究所,	2016年3月
847	日米欧重要特許裁判例—明細書の記載要件から侵害論・損害論まで＜第2版＞	片山英二・大月雅博／著	エイバックズーム	2016年4月
848	企業実務家のための実践特許法＜第6版＞	外川英明／著	中央経済社（発売中央経済グループパブリッシング）	2016年4月
849	知的財産法（2）—著作権法（有斐閣ストゥディア）	駒田泰士・潮海久雄・山根崇邦／著	有斐閣	2016年4月
850	職務発明規定変更及び相当利益決定の法律実務＜改訂版＞（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	高橋淳／著	経済産業調査会	2016年4月
851	日本の著作権はなぜもっと厳しくなるのか	山田奨治／著	人文書院	2016年4月
852	サイバー社会への法的アクセス—Q&Aで学ぶ理論と実際	松本博／編	法律文化社	2016年4月
853	鐵丸先生のこんな法務じゃ会社があぶない—トラブル回避の極意を5分で伝授	畑中鐵丸／著	第一法規	2016年4月
854	意匠権及び商標権に関するデータベースの構築	元橋一之、池内健太、党建偉	文部科学省科学技術・学術政策研究所第1研究グループ	2016年4月
855	知的財産権の帰属（日本工業所有権法学会年報39）	日本工業所有権法学会／編	有斐閣	2016年5月
856	出願人のためのブラジル特許制度	青和特許法律事務所ブラジル特許制度研究会／編	発明推進協会	2016年5月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
857	弁理士試験エレメンツ(2)―基本テキスト意匠法/商標法<第6版>	TAC 弁理士講座/編	早稲田経営出版	2016年5月
858	不正競争の法律相談(1)(最新青林法律相談8)	小野昌延・山上和則・松村信夫/編	青林書院	2016年5月
859	不正競争の法律相談(2)(最新青林法律相談9)	小野昌延・山上和則・松村信夫/編	青林書院	2016年5月
860	知的財産権法文集<平成28年4月1日施行版増補>	発明推進協会/編	発明推進協会	2016年6月
861	知的財産・知的財産権・知的財産戦略	羽藤秀雄/著	同文館出版	2016年6月
862	著作物を楽しむ自由のために―最高裁著作権判例を超えて	岡邦俊/著	勁草書房	2016年6月
863	化学・バイオ特許の出願戦略<改訂7版>(現代産業選書知的財産実務シリーズ)	細田芳徳/著	経済産業調査会	2016年6月
864	特許<化学>明細書の書き方<第11版>	室伏良信/著	法学書院	2016年6月
865	商標審査基準―平成28年4月1日適用<改訂第12版>	特許庁/編	発明推進協会	2016年6月
866	商標法<第3版>(弁理士試験論文マスターノート)	正林真之/監修	中央経済社(発売中央経済グループパブリッシング)	2016年6月
867	知的財産権基本法文集<平成29年度版>	PATECH 企画出版部/編	PATECH 企画	2016年7月
868	知的財産権法文集(2016)<第23版>	PATECH 企画出版部/編	PATECH 企画	2016年7月
869	公立図書館の無料原則と公貸権制度	稲垣行子/著	日本評論社	2016年7月
870	知財戦略としての米国特許訴訟	岸本芳也/著	日本経済新聞出版社	2016年7月
871	日本における特許権の取得と侵害に関する実務解説―日本語・英語・中国語の3段表記(現代産業選書知的財産実務シリーズ)	倉内義朗/著	経済産業調査会	2016年7月
872	知的財産判例総覧 2014(1)―特許法・実用新案法	TMI 総合法律事務所/編	青林書院	2016年8月
873	実務詳説特許関係訴訟<第3版>	高部眞規子/著	金融財政事情研究会(発売きんざい)	2016年8月
874	最新不正競争関係判例と実務<第3版>	大阪弁護士会友新会/編	民法法研究会	2016年8月
875	知的財産法判例教室<第8版>	正林真之/監修	法学書院	2016年8月
876	特許出願の中間手続基本書<第4版>	大貫進介/著	発明推進協会	2016年9月
877	日米欧中に対応した特許出願戦略と審査対応実務<改訂版>	立花顕治/著	発明推進協会	2016年9月
878	知的財産判例総覧 2014(2)―意匠法・商標法・不正競争防止法・著作権法	TMI 総合法律事務所/編	青林書院	2016年9月
879	営業秘密保護の手引き(別冊 NBL159)	経済産業省知的財産政策室/編著	商事法務	2016年9月
880	クラウド情報管理の法律実務	松尾剛行/著	弘文堂	2016年9月
881	電子商取引及び情報取引等に関する準則と解説<平成28年版>(別冊 NBL158)	松本恒雄/編	商事法務	2016年9月
882	Q&A 商標・意匠・不正競争防止法―大阪の弁護士が解説する知的財産権(現代産業選書知的財産実務シリーズ)	大阪弁護士会知的財産委員会出版プロジェクトチーム/編	経済産業調査会	2016年9月
883	工業所有権(産業財産権)法令集<第60版>	発明推進協会/編	発明推進協会	2016年9月
884	Q&A 営業秘密をめぐる実務論点	TMI 総合法律事務所/編	中央経済社(発売中央経済グループパブリッシング)	2016年9月
885	実務家のための知的財産権判例70選<2016年度版>―平成27年4月10日~平成28年3月30日判決	弁理士クラブ知的財産実務研究所/編	発明推進協会	2016年11月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
886	対訳実務家のための欧州特許条約	Eitle, Hoffmann / 編著	日本評論社	2016年11月
887	商標判例読解 (現代産業選書知的財産実務シリーズ)	コアサハラ法律特許事務所 / 編	経済産業調査会	2016年11月
888	GoogleBooks 裁判資料の分析とその評価—ナショナルアーカイブはどう創られるか	松田政行 / 編著、増田雅史 / 著	商事法務	2016年11月
889	入門知的財産法	平嶋竜太・宮脇正晴・蘆立順美 / 著	有斐閣	2016年11月
890	商標実務入門—ブランド戦略から権利行使まで <第2版>	片山英二 / 監修、阿部・井窪・片山法律事務所 / 編	民事法研究会	2016年11月
891	IoTビジネスを成功させるための法務入門	中野友貴 / 著	第一法規	2016年11月
892	著作権判例百選 <第5版> (別冊ジュリスト231)	小泉直樹・田村善之・駒田泰土・上野達弘 / 編	有斐閣	2016年12月
893	年報知的財産法 2016—2017	高林龍・三村量一・上野達弘 / 編	日本評論社	2016年12月
894	ライセンス契約のすべて—ビジネスリスクの法的マネジメント基礎編 <第3版>	吉川達夫・森下賢樹・飯田浩司 / 編著	レクシスネクシス・ジャパン	2016年12月
895	ライセンス契約のすべて—交渉から契約締結までのリスクマネジメント実務応用編 <第2版>	吉川達夫・森下賢樹 / 編著	レクシスネクシス・ジャパン	2016年12月
896	逐条解説・不正競争防止法 (逐条解説シリーズ)	経済産業省知的財産政策室 / 編	商事法務	2016年12月
897	標準著作権法 <第3版>	高林龍 / 著	有斐閣	2016年12月
898	著作権法詳説—判例で読む14章 <第10版> [第9版:レクシスネクシス・ジャパン 2013年刊]	三山裕三 / 著	勁草書房	2016年12月
899	国際特許管理の日本的展開—GEと東芝の提携による生成と発展	西村成弘 / 著	有斐閣	2016年12月
900	中国知財実務 (現代産業選書知的財産実務シリーズ)	洗理恵 / 著	経済産業調査会	2016年12月
901	新米国特許法—対訳付き <2017年版>	服部健一 / 著	発明推進協会	2017年1月
902	新・注解特許法 (上)—第1条~第65条 (第1章~第3章の2) <第2版>	中山信弘・小泉直樹 / 編	青林書院	2017年1月
903	新・注解特許法 (中)—第66条~第112条の3 (第4章第1節~第3節) <第2版>	中山信弘・小泉直樹 / 編	青林書院	2017年1月
904	新・注解特許法 (下)—第113条~第204条 (第5章~第11章) 附則・判例索引・事項索引 <第2版>	中山信弘・小泉直樹 / 編	青林書院	2017年1月
905	米国特許実務—米国実務家による解説 (現代産業選書知的財産実務シリーズ)	山下弘綱 / 著	経済産業調査会	2017年1月
906	営業秘密防衛 Q&A—内部不正による情報漏洩リスクへの実践的アプローチ	田中勇氣 / 著	経団連出版	2017年1月
907	知的財産関係条約基本解説	奥田百子 / 著	法学書院	2017年1月
908	特許訴訟の実務 <第2版> (裁判実務シリーズ2)	高部眞規子 / 編	商事法務	2017年1月
909	SEのための特許入門 <改訂第5版> (JISAブックレット5)	情報サービス産業協会 / 編、水谷直樹 / 監修	情報サービス産業協会	2017年1月
910	初めての人のためのビジネス著作権法	牧野和夫 / 著	中央経済社 (発売中央経済グループパブリッシング)	2017年1月
911	「商品及び役務の区分」に基づく類似商品・役務審査基準 <改訂第16版>	特許庁 / 編	発明推進協会	2017年2月
912	知的財産権法文集 <平成29年4月1日施行版>	発明推進協会 / 編	発明推進協会	2017年2月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
913	インターネット新時代の法律実務 Q & A—FinTech/クラウド/ビッグデータ・ライブログ・マイナンバー/情報セキュリティ/検索エンジン・ドメインネーム/掲示板・ブログ・SNS/動画投稿サイ	田島正広/監修・編集代表・編著、足木良太・上沼紫野・梅田康宏・大倉健嗣・長田敦・亀井源太郎・柴山将一・鈴木優・中島麻里・平林健吾/編著	日本加除出版	2017年2月
914	知的財産権六法<2018(平成30年版)>	二田政芳/編	三省堂	2017年3月
915	世界のソフトウェア特許—その理論と実務<改訂版>〔日本・アメリカ・イギリス・ドイツ・韓国・中国〕	谷義一・牛久健司/著	発明推進協会	2017年3月
916	知的財産法<第8版>(有斐閣アルマ Specialized)	角田政芳・辰巳直彦/著	有斐閣	2017年3月
917	しなやかな著作権制度に向けて—コンテンツと著作権法の役割	中山信弘・金子敏哉/編	信山社	2017年3月
918	知的財産権六法<2017(平成29年版)>	二田政芳/編	三省堂	2017年3月
919	知的財産法演習ノート—知的財産法を楽しむ23問<第4版>	小泉直樹・駒田泰土/編著、井関涼子・上野達弘・奥邨弘司・鈴木将文・宮脇正晴/著	弘文堂	2017年3月
920	知的財産法入門<第2版>	茶園成樹/編	有斐閣	2017年3月
921	意匠法<新版第3版>(知的財産法実務シリーズ3)	末吉亙/著	中央経済社(発売中央経済グループパブリッシング)	2017年3月
922	商標法<新版第5版>(知的財産法実務シリーズ2)	末吉亙/著	中央経済社(発売中央経済グループパブリッシング)	2017年3月
923	知的財産権法概論〔第3版有斐閣2012年刊の改訂〕	紋谷暢男・紋谷崇俊/著	発明推進協会	2017年4月
924	実務知的財産権と独禁法・海外競争法—技術標準化・パテントプールと知財ライセンスを中心として〔日本・アメリカ・EU・中国〕	滝川敏明/著	法律文化社	2017年4月
925	知的財産(理工系の基礎)	知的財産編集委員会/編、浅見節子・石井康之・荻野誠・生越由美・草間文彦・鈴木公明・橋本千賀子・平塚三好・平山賢太郎・宮武久佳/著	丸善出版	2017年4月
926	知的財産法(ビジネス法体系)	田中浩之/著、ビジネス法体系研究会/編	レクシスネクシス・ジャパン	2017年4月
927	特許にすべきものは何か(日本工業所有権法学会年報40)	日本工業所有権法学会/編	有斐閣	2017年5月
928	商標審査基準—平成29年4月1日適用<改訂第13版>	特許庁/編	発明推進協会	2017年5月
929	新欧州特許出願実務ガイド(現代産業選書知的財産実務シリーズ)	酒井国際特許事務所/編	経済産業調査会	2017年5月
930	著作権の誕生—フランス著作権史(出版人・知的所有権叢書02)	宮澤溥明/著	太田出版	2017年5月
931	欧州特許出願の基礎と実務—英日対訳・日本出願人のための手引き	ライナー・フリッチェ・マニエル・セルデンワグナー・クリストフ・フェーン・ティルマン・ミュラー/著、知財コーポレーション/訳、木梨貞男/翻訳監修	東洋出版	2017年7月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
932	知的財産契約実務ガイドブック—各種知財契約の戦略的考え方と作成<第3版>	石田正泰/著	発明推進協会	2017年7月
933	実践知的財産法—制度と戦略入門	木棚照一/編、浅野卓/ほか著	法律文化社	2017年7月
934	わかって使える商標法 (ユニ知的所有権ブックス21)	北村行夫/監修、亀井弘泰・近藤美智子・松澤邦典・鈴木元/著	太田出版	2017年7月
935	商標の類否<改訂版>〔初版：発明協会2011年刊〕	櫻木信義/著	発明推進協会	2017年8月
936	知的財産権基本法文集<平成30年度版>	PATECH 企画出版部/編	PATECH 企画	2017年8月
937	知的財産権法文集 (2017) <第24版>	PATECH 企画出版部/編	PATECH 企画	2017年8月
938	中国商標に関する商品及び役務の類似基準<日本語・英語訳付>及びその解説<第3版>	岩井智子/編・解説・訳、李菲菲/訳	発明推進協会	2017年9月
939	解説特許法—弁理士本試験合格を目指して<改訂5版> (現代産業選書知的財産実務シリーズ)	江口裕之/著	経済産業調査会	2017年9月
940	商標の法律相談 (1) (最新青林法律相談16)	小野昌延・小松陽一郎・三山峻司/編	青林書院	2017年9月
941	商標の法律相談 (2) (最新青林法律相談17)	小野昌延・小松陽一郎・三山峻司/編	青林書院	2017年9月
942	知的財産権法文集<平成29年5月30日施行版>	発明推進協会/編	発明推進協会	2017年9月
943	米国特許出願書類作成および侵害防止戦略 (現代産業選書知的財産実務シリーズ)	ベンジャミン J. ハウプトマン・キエン T.リー/著、川上桂子/監修、安江佳奈/訳	経済産業調査会	2017年9月
944	実務家のための知的財産権判例70選<2017年度版>—平成28年4月12日~平成29年3月24日判決	弁理士クラブ知的財産実務研究所/編	発明推進協会	2017年11月
945	統一的に考える進歩性とクレーム解釈—「物理・化学の原理とその利用のし方」と「物体系・物質系の発明の分類」から (現代産業選書知的財産実務シリーズ)	影山光太郎/著	経済産業調査会	2017年11月
946	知財実務ガイドブック—知財の活用とトラブル対策	三山峻司/著	青林書院	2017年11月
947	知的財産権訴訟要論—特許編<第7版>	竹田稔・松任谷優子/著	発明推進協会	2017年12月
948	日本知的財産法	茶園成樹/編	発明推進協会	2017年12月
949	標準特許法<第6版>	高林龍/著	有斐閣	2017年12月
950	特許法<第2版>	茶園成樹/編	有斐閣	2017年12月
951	Q&A で学ぶ図書館の著作権基礎知識<第4版> (ユニ知的所有権ブックス22)	黒澤節男/著	太田出版	2017年12月
952	産業財産権四法対照<第23版>	PATECH 企画出版部/編	PATECH 企画	2018年1月
953	要点解説米国特許実務入門	木梨貞男/著	発明推進協会	2018年1月
954	著作権法入門<2018-2019>	文化庁/編著	著作権情報センター	2018年1月
955	特許侵害訴訟 (企業訴訟実務問題シリーズ)	森・濱田松本法律事務所/編、飯塚卓也・岡田淳・桑原秀明/著	中央経済社 (発売中央経済グループ(ブリッジ))	2018年1月
956	出版・マンガビジネスの著作権<第2版> (エンタテインメントと著作権—初歩から実践まで4)	福井健策/編、桑野雄一郎・赤松健/著	著作権情報センター	2018年1月
957	知的財産権訴訟要論—不正競争・商標編<第4版>	竹田稔・服部誠/著	発明推進協会	2018年2月
958	よくわかる音楽著作権ビジネス—基礎編<5thEdition>	安藤和宏/著	リットーミュージック	2018年2月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
959	よくわかる音楽著作権ビジネス—実践編 < 5thEdition >	安藤和宏 / 著	リットーミュージック	2018年2月
960	職務発明の実務 Q&A (勁草法律実務シリーズ)	高橋淳・松田誠司 / 編著	勁草書房	2018年2月
961	知的財産法 [レクシスネクシス・ジャパン平成 29 年刊の再刊] (ビジネス法体系)	田中浩之 / 著、ビジネス法体系研究会 / 編	第一法規	2018年2月
962	詳解著作権法 <第 5 版>	作花文雄 / 著	ぎょうせい	2018年3月
963	JASRAC と著作権、これでいいのか—強硬路線に 100 万人が異議	城所岩生 / 著	ポエムピース	2018年3月
964	米国特許手続ハンドブック—図表を多用し、フォームを用いて分かりやすく解説 <第 2 版>	大坂雅浩 / 著	発明推進協会	2018年3月
965	「商品及び役務の区分」に基づく類似商品・役務審査基準 <改訂第 17 版>	特許庁 / 編	発明推進協会	2018年3月
966	個人情報管理ハンドブック <第 4 版>	TMI 総合法律事務所 / 編	商事法務	2018年3月
967	著作権法 (放送大学教材)	作花文雄 / 著	放送大学教育振興会 (発売 NHK 出版)	2018年3月
968	知的財産法	小泉直樹 / 著	弘文堂	2018年3月
969	ビジュアルデザイン発注時に知っておきたい! 著作権のキホントラブルを未然に防ぐ対策 Q&A	石川正樹 / 著	第一法規	2018年3月
970	知的財産法 (LEGALQUEST)	愛知靖之・前田健・金子敏哉・青木大也 / 著	有斐閣	2018年4月
971	著作権・商標・不競法関係訴訟の実務 <第 2 版> (裁判実務シリーズ 8)	高部真規子 / 編	商事法務	2018年4月
972	国際知的財産法入門	木棚照一 / 著	日本評論社	2018年4月
973	図解特許協力条約 <第 6 版>	荒木好文 / 著	発明推進協会	2018年5月
974	知的財産法判例教室 <第 9 版>	正林真之 / 監修	法学書院	2018年5月
975	特許権侵害に基づく損害賠償 (日本工業所有権法学会年報 41)	日本工業所有権法学会 / 編	有斐閣	2018年6月
976	はじめての知的財産法 <第 5 版> (3 日でわかる法律入門)	尾崎哲夫 / 著	自由国民社	2018年6月
977	Q&A 特許法—大阪の弁護士が解説する知的財産権 (現代産業選書知的財産実務シリーズ)	大阪弁護士会知的財産委員会出版プロジェクトチーム / 編	経済産業調査会	2018年7月
978	地理的表示保護制度登録申請マニュアル	地理的表示保護制度登録申請マニュアル作成チーム / 編著	大成出版社	2018年7月
979	知的財産権法文集 (2018) <第 25 版>	PATECH 企画出版部 / 編	PATECH 企画	2018年8月
980	知的財産権基本法文集 <平成 31 年度版>	PATECH 企画出版部 / 編	PATECH 企画	2018年8月
981	日本における意匠権の取得と侵害に関する実務解説—日本語・英語の 2 段表記 (現代産業選書知的財産実務シリーズ)	倉内義朗 / 著	経済産業調査会	2018年8月
982	コンテンツ別ウェブサイトの著作権 Q&A	雪丸真吾・福市航介・宮澤真志 / 編	中央経済社 (発売 中央経済グループパブリッシング)	2018年8月
983	知財マネジメントの要点—企業のための地図と羅針盤	飯田圭 / 著	清文社	2018年8月
984	商標法 <第 2 版>	茶園成樹 / 編	有斐閣	2018年9月
985	ライセンス契約のすべて—ビジネスリスクの法的マネジメント基礎編 [第 3 版レクシスネクシス・ジャパン 2016 年刊に一部変更を加えたもの]	吉川達夫・森下賢樹 / 編著	第一法規	2018年9月
986	ライセンス契約のすべて—交渉から契約締結までのリスクマネジメント実務応用編 [第 2 版レクシスネクシス・ジャパン 2016 年刊の改訂]	吉川達夫・森下賢樹 / 編著	第一法規	2018年9月

番号	書名	著者名	出版社	出版年月
987	商標と法の研究〔イギリス・アメリカ・フランス・ドイツ・日本〕（知財法論文集3）	小島庸和／著	五絃舎	2018年11月
988	特許はいかにして発明されたか—特許の歴史と実務にアプローチ（現代産業選書 知的財産実務シリーズ）	深見特許事務所／編、 深見久郎／ほか著	経済産業調査会	2018年11月
989	知的財産権法文集＜平成31年1月1日施行版＞	発明推進協会／編	発明推進協会	2018年11月
990	商標登録制度の解説と意見書27例＜改訂版＞（現代産業選書 知的財産実務シリーズ）	眞島宏明／著	眞島宏明／著	2018年11月
991	論点別特許裁判例事典—迅速な調査と活用のために＜第2版＞〔初版：中央経済社2014年刊〕（現代産業選書知的財産実務シリーズ）	高石秀樹／著	経済産業調査会	2018年12月
992	最新裁判実務大系（10）—知的財産権訴訟（1）	高部眞規子／編著	青林書院	2018年12月
993	最新裁判実務大系（11）—知的財産権訴訟（2）	高部眞規子／編著	青林書院	2018年12月
994	特許データと意匠データのリンケージ：創作者レベルで見る企業における工業デザイン活動に関する分析（Discussion paper；no. 171）	池内健太, 元橋一之	文部科学省科学技術・学術政策研究所第1研究グループ	2019年3月
995	収集対象候補リスト及び資料選定基準・画像採取基準の調査；画像意匠審査のための意匠審査資料（公知資料）収集及び作成：平成30年度最終報告書	東芝デジタルソリューションズ	東芝デジタルソリューションズ	2019年3月
996	台湾模倣対策マニュアル：台湾における意匠保護の戦略	日本台湾交流協会	日本台湾交流協会	2019年3月
997	これで分かる意匠（デザイン）の戦略実務：デザイン開発から国内外の調査・権利化・侵害紛争・訴訟まで	藤本昇 監修	発明推進協会	2019年5月

(2) 参考論文⁹⁹

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
1	知的財産としてのデザインの創造、権利化、活用 第3回デザインに関するライセンス契約（上）	石田正泰	デザインプロテクト 2008 No.77 Vol.21-1	2008	0
2	（株）岡村製作所におけるデザイン保護の取り組み	北沢優樹	デザインプロテクト 2008 No.77 Vol.21-1	2008	0
3	知的財産と民商法 III	満田重昭	デザインプロテクト 2008 No.77 Vol.21-1	2008	0
4	知的財産としてのデザインの創造、権利化、活用 第4回デザインに関するライセンス契約（下）	石田正泰	デザインプロテクト 2008 No.78 Vol.21-2	2008	0
5	（株）リコーのデザイン活動とデザイン保護の取り組み	齊藤和幸、宇田川隆次	デザインプロテクト 2008 No.78 Vol.21-2	2008	0
6	知的財産と民商法 IV	満田重昭	デザインプロテクト 2008 No.78 Vol.21-2	2008	0
7	（株）アシックスにおけるデザイン保護の取り組み	渡辺 毅	デザインプロテクト 2008 No.79 Vol.21-3	2008	0
8	知的財産と民商法 V	知的財産と民商法 V	デザインプロテクト 2008 No.79 Vol.21-3	2008	0
9	意匠の類比判断における「商標」の扱い 平成 19 年 度（行ケ）第 1402 号審決取消請求事件 知財高 判平成 20 年 5 月 28 日	峯 唯夫	デザインプロテクト 2008 No.80 Vol.21-4	2008	0
10	三菱電機（株）におけるデザイン保護の取り組み	八田尚之	デザインプロテクト 2008 No.80 Vol.21-4	2008	0
11	判例研究 意匠法における意匠の視覚性の意義[知 財高裁平成 18.3.31 判決]	鷹取 政信	国士館法学 (40) 2008 p.49～66	2008	0
12	意匠登録出願における「特徴記載書」に関する調査 研究	今井久美子	知財研紀要 17:2008	2008	0
13	特許法等の一部を改正する法律について（特集 第 169 回国会主要成立法律）	福田知子・西田英範	ジュリスト	2008	1
14	中国における多機能ミキサーの事案の評釈	趙嘉祥、劉鋒／訳	A.I.P.P.I.	2008	1
15	部分意匠の創作容易性（平成 19.12.26 知財高 判）＜判例研究＞	土生真之	知財管理	2008	1
16	後発医薬品をめぐるソフトウェア＜研究ノート＞	東京大学大学院法 学政治学研究所 COE プログラム・知的 財産権ソフトウェア収集 班	ソフトウェア研究	2008	1
17	レース付き衣服の形態模倣と不正競争防止法 2 条 1 項 3 号（平成 20.1.17 知財高判）	泉克幸	『速報判例解説（3） （法学セミナー増刊）』 所収	2008	1
18	立体商標の登録要件について（1）—Coca-Cola 立体商標事件（平成 20.5.29 知財高判）＜判例 研究＞	田村善之・劉曉倩	知財管理	2008	1
19	OHIM ニュース（3）＜海外情報＞	欧州共同体商標意 匠庁、日本国際知的 財産保護協会事務 局／訳	A.I.P.P.I.	2008	2
20	部分意匠と損害額算定における寄与度（平成 17.12.15 大阪地判）＜判例研究＞	市川佐知子	パテント 61(2):2008-02- 10	2008	2

⁹⁹ 2008 年以降の論文を『D1-Law.com 法律判例文献情報』、『国立国会図書館』ウェブサイトにて検索した（検索日：2019 年 9 月 20 日、論文：1192 件）

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
21	企業におけるデザイン保護の現状と戦略的意匠出願	恩田博宣	知財管理 58(2) (通号 686) 2008.2 p.163～179	2008	2
22	ミニマグライト事件—立体商標と商標法 3 条 1 項 3 号及び同条 2 項該当性について (平成 19.6.27 知財高判)	佐藤百合子	A.I.P.P.I.	2008	2
23	商品の立体的形状のみからなる商標の登録要件判断の基準の行方—ミニマグライト判決考 (平成 19.6.27 知財高判)	光野文子	知財管理	2008	2
24	意匠の類否判断に係る人的基準について<研究ノート> (特集 知的財産法制研究 (3))	五味飛鳥	季刊企業と法創造	2008	3
25	米国デザイン関連法の危機 (1)	Saidman, PerryJ.、日本国際知的財産保護協会事務局/解説・訳	A.I.P.P.I.	2008	3
26	OHIM ニュース (4) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/解説・訳	A.I.P.P.I.	2008	3
27	肉眼によって認識できない形状等を意匠登録できる場合〔コネクター接続端子事件〕 (平成 18.3.31 知財高判)	室谷和彦	『最新判例知財法—小松陽一郎先生還暦記念論文集』所収	2008	4
28	意匠に係る物品の類否及び部分意匠侵害における損害認定〔化粧用パフ事件〕 (平成 17.12.15 大阪地判)	白波瀬文夫	『最新判例知財法—小松陽一郎先生還暦記念論文集』所収	2008	4
29	米国デザイン関連法の危機 (2)	Saidman, PerryJ.、日本国際知的財産保護協会事務局/解説・訳	A.I.P.P.I.	2008	4
30	OHIM ニュース (5) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/解説・訳	A.I.P.P.I.	2008	4
31	応用美術が「美術の著作物」として著作権法上保護されるための判断基準〔菓子のおまけ用フィギュア事件〕 (平成 17.7.28 大阪高判)	竹田千穂	『最新判例知財法—小松陽一郎先生還暦記念論文集』所収	2008	4
32	不正競争防止法 2 条 1 項 3 号の保護の主体—5 条 2 項所定の利益額の算定〔ヌーブラ事件〕 (平成 16.9.13 大阪地判)	村田秀人	『最新判例知財法—小松陽一郎先生還暦記念論文集』所収	2008	4
33	商品の一部分の商品形態及び商品等表示該当性〔マンホール用足掛具事件〕 (平成 17.5.24 東京地判)	板倉集一	『最新判例知財法—小松陽一郎先生還暦記念論文集』所収	2008	4
34	商品等の立体的形状に関する商標法 3 条 2 項の適用とその要件〔立体商標「ひよ子」登録審決取消請求事件〕 (平成 18.11.29 知財高判)	北岡弘章	『最新判例知財法—小松陽一郎先生還暦記念論文集』所収	2008	4
35	立体商標と商標法 3 条 1 項 3 号, 同条 2 項該当性〔マグライト立体商標事件〕 (平成 19.6.27 知財高判)	福田あやこ	『最新判例知財法—小松陽一郎先生還暦記念論文集』所収	2008	4
36	商品形態と立体商標 (平成 19.6.27 知財高判)	上野達弘	『平成 19 年度重要判例解説 (ジュリスト臨時増刊 1354)』所収	2008	4
37	立体商標の登録出願を拒絶すべきものとした審決が取り消された事例 (平成 19.6.27 知財高判)	泉克幸	『速報判例解説 (2) (法学セミナー増刊)』所収	2008	4

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
38	立体商標の登録要件—マグライト立体商標事件（平成 19.6.27 知財高判）＜判例研究＞	小島立	知財管理	2008	4
39	意匠、この人にきく	米川 聡, 佐藤 恵太, 特許庁意匠課	発明 105(4) 2008.4 p.4~17	2008	4
40	パソコンのデザインの商品表示性及び混同のおそれ—iMac 仮処分事件（平成 11.9.20 東京地決）	出井直樹	『知的財産権研究（5）』所収	2008	5
41	中国における意匠の類似判断の主体について	趙嘉祥、劉鋒／訳	A.I.P.P.I. 53(5) 2008.5 p.290~296	2008	5
42	OHIM ニュース（6）＜海外情報＞	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／解説・訳	A.I.P.P.I.	2008	5
43	経験デザインの法的保護	鈴木公明	特技懇	2008	5
44	新しい形態の商標の保護（シンポジウム 商標法による商標の保護—不正競争防止法との関係からの考察）	鈴木将文	『商標の保護（日本工業所有権法学会年報 31）』所収	2008	5
45	不正競争防止法上の商品形態の保護—意匠法・商標法等と比較して	川瀬幹夫	知財管理	2008	5
46	OHIM ニュース（7）＜海外情報＞	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／解説・訳	A.I.P.P.I.	2008	6
47	米州情報	CIPIC 事務局	CIPIC ジャーナル	2008	6
48	意匠法特有の制度の概要（今更聞けないシリーズ 7）	今井貴子	知財管理 58(6) (通号 690) 2008.6 p.801~806	2008	6
49	立体商標 認定の基準見えた？—周知への企業努力考慮 類似品排除・広告効果が条件＜法務インサイド＞	前村聡	日本経済新聞	2008	6
50	「ひよ子」立体商標事件（平成 18.11.29 知財高判）（千葉地裁民事法研究会 Report18）	西田昌吾	金融・商事判例	2008	6
51	立体商標の出願につき、当該商標登録出願を拒絶すべきものとした審決が商標法 3 条 2 項に該当するとして取消された事例—「マグライト立体商標」事件（平成 19.6.27 知財高判）＜最新判例批評 39＞	生駒正文	判例評論	2008	6
52	コカ・コーラ事件にみる立体商標の保護—著名な文字商標が使用された包装容器自体の出所識別力獲得の立証（アンケート調査）（平成 20.5.29 知財高判）＜解説＞	青木博通	CIPIC ジャーナル	2008	6
53	How to 発明 3CCD ハードディスクムービーの意匠	宮森 昭彦	発明 105(6) 2008.6 p.26~28	2008	6
54	OHIM ニュース（8）＜海外情報＞	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／解説・訳	A.I.P.P.I.	2008	7
55	我国店舗デザインに対する知的財産法保護の限界領域＜論説・研究＞	生駒正文	知的財産法研究	2008	7
56	新判決例研究(第 91 回)意匠法第 3 条第 3 項第 3 号の類似する意匠[知的財産高等裁判所平成 20.3.31 判決]	村林 隆一	知財ぶりずむ：知的財産情報 6 (通号 70) 2008.7 p.79~89	2008	7
57	知的財産権歴史探訪(シリーズ 8)意匠登録第 1 号～第 100 号の探訪(上)	小林 和男	知財ぶりずむ: 知的財産情報 6 (通号 70) 2008.7 p.96~148	2008	7

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
58	How to 発明 声を音色に変換する電子トランペットの意匠	鈴木 俊英	発明 105(7) 2008.7 p.26~28	2008	7
59	OHIM ニュース (9) <海外情報>		欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	2008	8
60	Latest Developments in Japanese IP Cases—Trial Decision/Statement of Features/Purpose of the Design Law—Carl JIMUKI v. Commissioner of the Japan Patent Office(平成 19.9.10 知財高判)<AIPPI Case Reporter>	AIPPIJAPANCASEStudyGroup・水野みな子	A.I.P.P.I. International ed.	2008	8
61	GuyLian チョコレート事件に見る立体商標の保護—生来的に商品の出所識別力があるとされた事例(平成 20.6.30 知財高判) <解説>	青木博通	CIPIC ジャーナル	2008	8
62	知的財産権歴史探訪(8)意匠登録第1号~第100号の探訪(下)	小林 和男	知財ぶりずむ: 知的財産情報 6(通号 71) 2008.8 p.166~225	2008	8
63	事例に学ぶ光・電子分野の知的財産(第8回)意匠法	西澤 紘一, 櫻井 博行	オプトロニクス / オプトロニクス社 [編] 27(8)(通号 320) 2008.8 p.146~152	2008	8
64	OHIM ニュース (10) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2008	9
65	意匠法における意匠の視覚性の意義(平成 18.3.31 知財高判) <判例研究>	鷹取政信	国土館法学	2008	9
66	マグライト立体商標事件(平成 19.6.27 知財高判)	美勢克彦	『平成 19 年度主要民事判例解説(別冊判例タイムズ 22)』所収	2008	9
67	菓子「ひよ子」の立体形状が全国的な周知性を獲得しておらず、商標法3条2項の該当性により無効審判請求を排斥した審決が取り消された事例—立体商標「ひよ子」事件(平成 18.11.29 知財高判)	大野聖二	『平成 19 年度主要民事判例解説(別冊判例タイムズ 22)』所収	2008	9
68	立体的形状のみから成るコーラ・ボトルの商標登録を認めた事例(平成 20.5.29 知財高判) <涉外判例教室>	長谷川俊明	国際商事法務	2008	9
69	判例分析 コカ・コーラ立体商標事件—登録認容の決め手, アンケート調査<実務記事>	青木博通	ビジネス法務	2008	9
70	中国意匠特許の取得の概要と改正動向	森 智香子	The Lawyers 5(9) 2008.9 p.42~47	2008	9
71	新判決例研究(第95回)意匠法第3条第1項第3号の類似する意匠[知財高裁平成 20.5.28 判決]	村林 隆一	知財ぶりずむ: 知的財産情報 6(通号 72) 2008.9 p.58~87	2008	9
72	判例と実務シリーズ(No.356)部分意匠の創作容易性[知財高裁平成 19.12.26 判決]	土生 真之	知財管理 / 日本知的財産協会誌広報委員会 編 58(10)(通号 694) 2008.10 p.1349~1359	2008	10
73	OHIM ニュース (11) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2008	11

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
74	Latest Developments in Japanese IP Cases— Registration of Three-Dimensional Trademark— The Coca-Cola Company v. Commissioner of the Japan Patent Office(平成 20.5.29 知財高 判)<AIPPI Case Reporter>	AIPPIJAPANCASESTU dyGroup・今井優仁	A.I.P.P.I. International ed.	2008	11
75	立体商標の登録要件について(2完)—Coca- Cola 立体商標事件(平成 20.5.29 知財高判)	田村善之・劉曉倩	知財管理	2008	11
76	意匠の類似--意匠法 24 条 2 項 その後	松井 宏記	関西特許情報センター振 興会機関誌 / 関西特 許情報センター振興会 編 (22) 2008.11 p.11~ 28	2008	11
77	ドイツ知的財産権法関連判決集—利得返還請求 権(5)<翻訳>	松川実	青山法学論集	2008	12
78	外観設計(意匠)に関する中国における高級人民 法院判決紹介<海外情報>	張立岩	A.I.P.P.I.53(12) 2008.12 p.804~809	2008	12
79	OHIM ニュース(12)<海外情報>	欧州共同体商標意 匠庁、日本国際知的 財産保護協会事務 局/訳	A.I.P.P.I.	2008	12
80	意匠審査基準の一部改正について<解説>	特許庁審査業務部 意匠課企画調査班	パテント 61(12)(通号 701) 2008.12 p.36~40	2008	12
81	CAFC, 意匠特許の侵害の判断基準を通常の観察 者テストに変える(日米ホットライン)	服部健一	発明 105(12) 2008.12 p.67~69	2008	12
82	追及権をめぐる論争の再検討(1)—論争の背 景, EC 指令の効果と現代美術品市場	河島伸子	知的財産法政策学研究 (北海道大学大学院)	2008	12
83	商品の包装の形状に係る純立体商標が商標法 3 条 2 項の適用を受けた事例—コカコーラボトル事件(平 成 20.5.29 知財高判)<判例研究>	川瀬幹夫	知財管理	2008	12
84	立体商標の識別力(今更聞けないシリーズ 13)	村上晃一	知財管理	2008	12
85	新判決例研究(第 98 回)最近の判決にみる意匠法 24 条 2 項	小谷悦司	知財ふりずむ: 知的財 産情報 7(通号 75) 2008.12 p.36~48	2008	12
86	「意匠制度 120 年の歩み」発行(上)	梅澤修	デザインプロテクト 2009 No.81 Vol.22-1	2009	0
87	横浜ゴム(株)におけるデザイン保護の取り組み	武山秀一	デザインプロテクト 2009 No.81 Vol.22-1	2009	0
88	「意匠制度 120 年の歩み」発行(下)	梅澤修	デザインプロテクト 2009 No.82 Vol.22-2	2009	0
89	株式会社レーベン販売のデザイン保護活動	高部篤	デザインプロテクト 2009 No.82 Vol.22-2	2009	0
90	平成 21 年度意匠公知資料の公開利用許諾事業に ついて	特許庁 審査業務部 意匠課	デザインプロテクト 2009 No.82 Vol.22-2	2009	0
91	中国における商品形態の保護の現状—2008 年改 正専利法の特徴を中心に	呂媛媛	デザインプロテクト 2009 No.83 Vol.22-3	2009	0
92	中国のインダストリアルデザインとデザイン教育の現状	朱鍾炎	デザインプロテクト 2009 No.83 Vol.22-3	2009	0
93	香港ハウスウェア・フェアにみるデザインの動向	加藤淳子	デザインプロテクト 2009 No.83 Vol.22-3	2009	0
94	「無印良品」におけるデザイン保護の取り組み	安井敏	デザインプロテクト 2009 No.83 Vol.22-3	2009	0
95	意匠制度の実務者に向けた研修等の紹介	山田繁和	デザインプロテクト 2009 No.83 Vol.22-3	2009	0

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
96	(社)日本自動車工業会の知的財産に関する取り組み	佐々木 滋	デザインプロテクト 2009 No.83 Vol.22-3	2009	0
97	平成 20 年度意匠公知資料の著作物利用許諾事業について	特許庁 審査業務部 意匠課	デザインプロテクト 2009 No.83 Vol.22-3	2009	0
98	知的財産と不法行為法 1	小塚荘一郎	デザインプロテクト 2009 No.83 Vol.22-3	2009	0
99	ユニ・チャーム株式会社の知的財産保護活動	ユニ・チャーム株式会社 知財法務本部 知財グループ	デザインプロテクト 2009 No.84 Vol.22-4	2009	0
100	サステナブルデザイン - 第 2 回 社会のサステナビリティと環境問題	益田文和	デザインプロテクト 2009 No.84 Vol.22-4	2009	0
101	知的財産と不法行為法 2	小塚荘一郎	デザインプロテクト 2009 No.84 Vol.22-4	2009	0
102	平成 21 年度意匠公知資料の著作物利用許諾事業について	特許庁 審査業務部 意匠課	デザインプロテクト 2009 No.84 Vol.22-4	2009	0
103	中国における意匠紛争について	谷山稔男	デザインプロテクト 2009 No.84 Vol.22-4	2009	0
104	ベトナムにおける工業意匠保護の現状と課題	ル・ニョク・ラム (Dr. Le Ngoc Lam)	デザインプロテクト 2009 No.85 Vol.23-1	2009	0
105	セイコーエプソン株式会社におけるデザイン保護の取り組み	椎名 力	デザインプロテクト 2009 No.85 Vol.23-1	2009	0
106	知的財産と国際経済法 1	川瀬剛志	デザインプロテクト 2009 No.85 Vol.23-1	2009	0
107	意匠登録制度関連統計	特許庁 審査業務部 意匠課	デザインプロテクト 2009 No.85 Vol.23-1	2009	0
108	グローバルにみた修理部品(Spare parts)の意匠保護 --各国の保護類型と欧米の動向	青木 博通	CIPIC ジャーナル / 日本関税協会知的財産情報センター [編] 190 2009 p.1~22	2009	0
109	意匠・デザイン戦略と弁理士	外川 英明	日本知財学会誌 / 日本知財学会 編 6(2) 2009 p.38~46	2009	0
110	ワークショップ スペアパーツ意匠保護に関する除外条項の適否 (特許制度と競争政策)	佐藤 恵太, 毛利 峰子	日本工業所有権法学会年報 / 日本工業所有権法学会 編 (33) 2009 p.25~43	2009	0
111	意匠データベースの構造と活用に関する考察	橋本 正洋	日本知財学会誌 6(3) 2009 p.37~45	2009	0
112	中国における多機能ミキサーの終審判決	趙嘉祥、劉鋒 / 訳	A.I.P.P.I.	2009	1
113	共同体商標と共同体意匠の世界 <解説> (特集 欧州)	松井宏記	パテント	2009	1
114	米国 CAFC における特許制度改革—意匠権のクレーム解釈における公知意匠の役割を明瞭にした Egyptian Goddess v. Swissa 大法廷判決	山口洋一郎	A.I.P.P.I.54(1) 2009.1 p.6~18	2009	1
115	OHIM ニュース (13) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局 / 訳	A.I.P.P.I.	2009	1
116	物品を分解しなければ見えない部位と意匠法 (平成 20.1.31 知財高判) <判例研究>	茶園成樹	Law & Technology L & T (42) 2009.1 p.70~78	2009	1
117	意匠拒絶査定不服審判の審決理由が依拠する引用意匠の齟齬等について争われた事例 (平成 20.1.31 知財高判) <判例研究>	中村知公	知財管理 59(1) (通号 697) 2009.1 p.67~79	2009	1

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
118	商品の形状からなる立体商標の識別性—商標法 3条 1 項 3 号	小川宗一	『日本大学法学部創設 120 周年記念論文集 (1) —法律学編』所収	2009	1
119	Recent Developments of JP Cases from the Intellectual Property High Court regarding Registrability of 3D Trademarks	青木篤	A.I.P.P.I. International ed.	2009	1
120	立体的形状のみから成る商標の登録—知財高判平 20・5・29 コカ・コーラボトル立体商標事件〈論説・解説〉	足立勝	Law & Technology	2009	1
121	新判決例研究(第 100 回)本願意匠の構成とそれを前提とする創作容易性[知的財産高等裁判所平成 10.8.28 判決]	村林 隆一	知財ぶりずむ：知的財産情報 7 (通号 76) 2009.1 p.92~113	2009	1
122	OHIM ニュース (14) 〈海外情報〉	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2009	2
123	知的財産訴訟の実務 (15)	浅井憲	法曹時報	2009	2
124	OHIM ニュース (15) 〈海外情報〉	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2009	3
125	商標の意匠的使用と商標権侵害(昭和 49.4.19 東京地判,昭和 51.2.24 大阪地判,昭和 59.2.28 大阪地判,昭和 60.9.26 大阪高判,平成 2.7.20 最高二小判)(研究報告 商標の使用について)	外川英明	パテント 62(4) (通号 705) (別冊) 2009 p.34 ~43	2009	3
126	中国における自動車意匠の保護の状況と関連裁判例の分析—自動車意匠の類似性判断をめぐって	余 翔, Zhou Ying, 蘭 蘭 他訳	知的財産法政策学研究 (北海道大学大学院) (22) 2009.3 p.233~254	2009	3
127	意匠の類否—多機能物品事件 (平成 19.4.18 東京地判) 〈判例研究〉	林實	日本大学法学部知財ジャーナル 2 2009.03 p.69 ~77	2009	3
128	応用美術の法的保護 (講演録) 〈早稲田大学・北海道大学グローバル COE ジョイント著作権シンポジウム〉 (特集 知的財産法制研究 (4))	上野達弘・駒田泰土・本山雅弘・奥邨弘司・五味飛鳥・劉曉倩	季刊企業と法創造	2009	3
129	応用美術の法的保護について〈研究ノート〉 (特集 知的財産法制研究 (4))	五味飛鳥	季刊企業と法創造	2009	3
130	追及権をめぐる論争の再検討 (2 完) —論争の背景, EC 指令の効果と現代美術品市場	河島伸子	知的財産法政策学研究 (北海道大学大学院)	2009	3
131	応用美術 (デザイン) の法的保護—韓国と日本の意匠法, 不正競争防止法及び著作権法の比較を中心に (要約)	チャ, サンユク	知財研紀要 18:2009	2009	3
132	商品の形状からなる立体商標の識別力の判断について—GUYLIAN シーシェルバー事件 (平成 20.6.30 知財高判) 〈判例研究〉	本宮照久	日本大学法学部知財ジャーナル	2009	3
133	OHIM ニュース (16) 〈海外情報〉	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2009	4
134	著名な日本企業の商品が「知名商品」に該当しないとして反不正競争法 5 条 2 号の適用が認められなかった事案 (中国案例百選 146)	藤本一郎	国際商事法務	2009	4
135	商品形態模倣行為と善意取得者保護—小物入れ兼ねいぐるみ事件 (平成 20.7.4 東京地判)	泉克幸	『速報判例解説 (4) (法学セミナー増刊)』所収	2009	4

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
136	立体商標の識別力（特集 商標制度制定 125 周年を迎えて）	江幡奈歩	Law & Technology	2009	4
137	中国特許法第3回改正後の意匠特許に関する規定及び日本意匠法との比較	汪 惠民, 大黒 武敏, 張 立岩	知財ぷりずむ：知的財産情報 7 (通号 79) 2009.4 p.1~8	2009	4
138	OHIM ニュース (17) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2009	5
139	意匠法の類否判断と感性工学の考察	高野洋一・中野秀男	情報ネットワーク・ローレビユー (8) 2009.5 p.38~49	2009	5
140	知的財産法エキスパートへの道(第 10 回)意匠法の基礎	木村 耕太郎	知財ぷりずむ：知的財産情報 7 (通号 81) 2009.6 p.191~194	2009	5
141	OHIM ニュース (18) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2009	6
142	グローバルにみた修理部品 (Spare parts) の意匠保護—各国の保護類型と欧米の動向<解説>	青木博通	CIPIC ジャーナル	2009	6
143	いわゆる「技術的形態除外説」と不正競争防止法 2 条 1 項 1 号—伝票式会計伝票に関する 4 つの判例と連結ピンに関する最近の判例を素材に(昭和 52.12.23 東京地判,昭和 58.11.15 東京高判,昭和 60.3.15 福岡地判,昭和 61.1.24 東京地判,平成 19.4.26 大阪地判) (東京弁護士会知的財産権法部 判例研究 25)	鹿野真美	パテント	2009	6
144	意匠・デザインのパブリックドメイン	畑郁夫	『民事実務論集—裁判官・弁護士として』所収	2009	7
145	応用美術の法的保護—ドイツ著作権法及び意匠法における考察<研究ノート>	戸波美代	専修法学論集 (106) 2009.7 p.231~243	2009	7
146	OHIM ニュース (19) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2009	7
147	知的財産関連の動向 静かに始まった商標制度と意匠制度の国際調和		A.I.P.P.I. 54(7) 2009.7 p.452~454	2009	7
148	技術的機能に由来する商品形態と不正競争防止法 2 条 1 項 1 号 (旧 1 条 1 項 1 号) (昭和 52.12.23 東京地判) [判批]	畑郁夫	『民事実務論集—裁判官・弁護士として』所収	2009	7
149	知的財産法エキスパートへの道(第 11 回)意匠の類似(1)	木村 耕太郎	知財ぷりずむ：知的財産情報 7 (通号 82) 2009.7 p.124~128	2009	7
150	中国大連における日中韓 Trilateral Meeting 報告<国際会議報告>	井野砂里・宮川美津子・磯貝克臣・梅田五郎	A.I.P.P.I.	2009	8
151	OHIM ニュース (20) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2009	8
152	中国第 3 回改正特許法からみた意匠保護の立法の進歩及び法の執行の探索	程永順、洗理恵/訳	知財管理 編 59(8) (通号 704) 2009.8 p.915~922	2009	8

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
153	自他商品識別力の弱い標章を含むパッケージデザインの保護—「黒烏龍茶」事件（平成 20.12.26 東京地判）	柿内瑞絵	知財管理 59(8) (通号 704) 2009.8	2009	8
154	知的財産法エキスパートへの道(第 12 回)意匠の類似(2)	木村 耕太郎	知財ぶりずむ：知的財産情報 7 (通号 83) 2009.8 p.220~226	2009	8
155	量産される家具のデザインと著作物性—ニーチェア—に関する著作権事件（平成 3.3.28 最高一小判）	松尾和子	『知的財産法最高裁判例評釈大系（3）—小野昌延先生喜寿記念著作権法・総合判例索引』所収	2009	9
156	デザイン書体—ゴナ書体事件（平成 12.9.7 最高一小判）	板倉集一	『知的財産法最高裁判例評釈大系（3）—小野昌延先生喜寿記念著作権法・総合判例索引』所収	2009	9
157	新規性と創作容易性—はとバス事件（昭和 39.6.26 最高二小判）	加藤恒久	『知的財産法最高裁判例評釈大系（2）—小野昌延先生喜寿記念意匠法・商標法・不正競争防止法』所収	2009	9
158	先使用—地球儀型トランジスタラジオ意匠事件（昭和 44.10.17 最高二小判）	熊倉禎男	『知的財産法最高裁判例評釈大系（2）—小野昌延先生喜寿記念意匠法・商標法・不正競争防止法』所収	2009	9
159	意匠法上の「類似」と「創作容易」の関係—可とう伸縮ホース事件（昭和 49.3.19 最高三小判）	森本敬司	『知的財産法最高裁判例評釈大系（2）—小野昌延先生喜寿記念意匠法・商標法・不正競争防止法』所収	2009	9
160	文字と模様—カップ入りヌードル事件（昭和 55.10.16 最高一小判）	峯唯夫	『知的財産法最高裁判例評釈大系（2）—小野昌延先生喜寿記念意匠法・商標法・不正競争防止法』所収	2009	9
161	意匠の要部—ふとん干器事件（昭和 59.1.31 最高三小判）	藤本昇	『知的財産法最高裁判例評釈大系（2）—小野昌延先生喜寿記念意匠法・商標法・不正競争防止法』所収	2009	9
162	意匠の把握と文字・文章表現の参酌—蛇口接続金具事件（昭和 61. 2. 13 最高一小判）	西博幸	『知的財産法最高裁判例評釈大系（2）—小野昌延先生喜寿記念意匠法・商標法・不正競争防止法』所収	2009	9
163	意匠の不完全利用（昭和 61.11.21 最高二小判）	牛木理一	『知的財産法最高裁判例評釈大系（2）—小野昌延先生喜寿記念意匠法・商標法・不正競争防止法』所収	2009	9
164	意匠法 3 条 1 項柱書・工業上利用することができる意匠—形状の特定—電気かみそり用カッター意匠事件（昭和 63. 3. 15 最高三小判）	芹田幸子	『知的財産法最高裁判例評釈大系（2）—小野昌延先生喜寿記念意匠法・商標法・不正競争防止法』所収	2009	9

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
165	意匠の「類似」と「利用」の関係—かわら事件（平成4.9.22 最高三小判）	小谷悦司	『知的財産法最高裁判例評釈大系（2）—小野昌延先生喜寿記念意匠法・商標法・不正競争防止法』所収	2009	9
166	冒認出願と不法行為（平成5.2.16 最高三小判）	小西敏雄	『知的財産法最高裁判例評釈大系（2）—小野昌延先生喜寿記念意匠法・商標法・不正競争防止法』所収	2009	9
167	物品の独立性と意匠の実施（平成6.10.27 最高一小判）	福田あやこ	『知的財産法最高裁判例評釈大系（2）—小野昌延先生喜寿記念意匠法・商標法・不正競争防止法』所収	2009	9
168	類似意匠出願が他人の先願の意匠と類似する場合—天井埋込み灯事件（平成7.2.24 最高二小判）	三村量一	『知的財産法最高裁判例評釈大系（2）—小野昌延先生喜寿記念意匠法・商標法・不正競争防止法』所収	2009	9
169	物品の相違と意匠の類否（平成15.11.21 最高二小決）	茶園成樹	『知的財産法最高裁判例評釈大系（2）—小野昌延先生喜寿記念意匠法・商標法・不正競争防止法』所収	2009	9
170	意匠的使用と商標の使用—ルイ・ヴィトン事件（昭和63.1.19 最高三小判）	生駒正文	『知的財産法最高裁判例評釈大系（2）—小野昌延先生喜寿記念意匠法・商標法・不正競争防止法』所収	2009	9
171	OHIM ニュース（21）〈海外情報〉	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2009	9
172	Design Protection of Spare Parts from a Global Perspective — Types of Protection among Countries, and Trends in the EU and USA	青木博通	A.I.P.P.I. International ed.	2009	9
173	公開美術著作物の利用〔バス車体絵画事件〕（平成13.7.25 東京地判）	小島立	『著作権判例百選〈第4版〉（別冊ジュリスト198）』所収	2009	9
174	有体物の支配と無体物の支配—顔真卿自書建中告身帖事件（昭和59.1.20 最高二小判）	齊藤博	『知的財産法最高裁判例評釈大系（3）—小野昌延先生喜寿記念著作権法・総合判例索引』所収	2009	9
175	商品形態の保護とその限界—コイルマット事件（平成6.12.22 最高一小判）	松尾和子	『知的財産法最高裁判例評釈大系（2）—小野昌延先生喜寿記念意匠法・商標法・不正競争防止法』所収	2009	9
176	商品形態の商品等表示該当性—龍村事件（平成11.4.27 最高三小判）	吉羽真一郎	『知的財産法最高裁判例評釈大系（2）—小野昌延先生喜寿記念意匠法・商標法・不正競争防止法』所収	2009	9

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
177	模倣商品の善意取得者の保護（平成 20.7.4 東京地判）＜判例研究＞	板倉集一	知財管理	2009	9
178	コーラ飲料の包装容器の立体的形状のみからなる商標が、原告商品に使用された結果、自他商品識別機能を獲得したというべきであるから、商標法 3 条 2 項により商標登録を受けることができるものと認定し、登録拒絶を妥当とした特許庁の審決を取り消した事例—コカ・コーラ・ボトル立体商標事件（平成 20. 5. 29 知財高判）	宮川美津子	『平成 20 年度主要民事判例解説（別冊判例タイムズ 25）』所収	2009	9
179	中国と日本の意匠実務の相違に関する考察	森 智香子	The Lawyers 6(9) 2009.9 p.66～69	2009	9
180	共同体商標と共同体意匠の世界（特集 欧州）	松井 宏記	パテント 62(11) (通号 712) 2009.10 p.27～46	2009	10
181	中国特許法第 3 回改正後の意匠特許に関する規定についての再検討--改正法が日本出願人の中国意匠出願に及ぼす影響	汪 惠民, 張 立岩	知財ふりずむ：知的財産情報 8 (通号 85) 2009.10 p.12～25	2009	10
182	新判決例研究(第 118 回)意匠の類否における「使用状態を示す参考図」の位置づけ[知財高裁 2 部平成 21.7.21 判決]	小谷 悦司	知財ふりずむ：知的財産情報 8 (通号 85) 2009.10 p.49～55	2009	10
183	OHIM ニュース (22) ＜海外情報＞	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2009	11
184	Standards and Protection Scope of Registered Design in Japan,the U.S. and the European Community	井野砂里	A.I.P.P.I. International ed.	2009	11
185	OHIM ニュース (23) ＜海外情報＞	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2009	12
186	中国改正審査基準—意匠出願に関する運用	韓登營・森智香子	発明 106(12) 2009.12 p.12～17	2009	12
187	応用美術（1）—人形〔ファービー人形事件：控訴審〕（【1】【2】平成 14.7.9 仙台高判）	水戸重之	『著作権判例百選＜第 4 版＞（別冊ジュリスト 198）』所収	2009	12
188	応用美術（2）—仏壇彫刻〔仏壇彫刻事件〕（昭和 54.7.9 神戸地姫路支判）	青木博通	『著作権判例百選＜第 4 版＞（別冊ジュリスト 198）』所収	2009	12
189	応用美術（3）—フィギュア〔チョコエッグ事件：控訴審〕（平成 17.7.28 大阪高判）	本山雅弘	『著作権判例百選＜第 4 版＞（別冊ジュリスト 198）』所収	2009	12
190	ロゴマークの著作物性〔「Asahi」ロゴマーク事件：控訴審〕（平成 8.1.25 東京高判）	長塚真琴	『著作権判例百選＜第 4 版＞（別冊ジュリスト 198）』所収	2009	12
191	著作権と所有権〔顔真卿自書建中告身帖事件：上告審〕（昭和 59.1.20 最高二小判）	板倉集一	『著作権判例百選＜第 4 版＞（別冊ジュリスト 198）』所収	2009	12
192	翻案権と類似性（3）—美術〔舞台装置（赤穂浪士）事件：控訴審〕（平成 12.9.19 東京高判）	金井重彦	『著作権判例百選＜第 4 版＞（別冊ジュリスト 198）』所収	2009	12
193	引用（2）—美術全集への掲載〔藤田嗣治事件：控訴審〕（昭和 60.10.17 東京高判）	高部真規子	『著作権判例百選＜第 4 版＞（別冊ジュリスト 198）』所収	2009	12

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
194	商品形態のデッド・コピー規制の動向—制度趣旨からみた法改正と裁判例の評価（特集 商品形態のデッド・コピー規制の現況と課題）	田村善之	知的財産法政策学研究（北海道大学大学院）	2009	12
195	商品形態の実質的同一性判断における評価基準の構築—近時の裁判例を素材として（特集 商品形態のデッド・コピー規制の現況と課題）	蘭蘭	知的財産法政策学研究（北海道大学大学院）	2009	12
196	アジア諸国における修理部品(Spare Parts)の意匠保護	青木博通	デザインプロテクト 2010 No.86 Vol.23-2	2010	0
197	意匠の類似について I	峯 唯夫	デザインプロテクト 2010 No.86 Vol.23-2	2010	0
198	知的財産と国際経済法 2	川瀬剛志	デザインプロテクト 2010 No.86 Vol.23-2	2010	0
199	株式会社ブリヂストンにおけるデザイン保護の取り組み	鈴木 治	デザインプロテクト 2010 No.86 Vol.23-2	2010	0
200	中国新意匠制度とその実務的対応 I	趙 嘉祥	デザインプロテクト 2010 No.87 Vol.23-3	2010	0
201	意匠の類似]について II - 類似判断主体	峯 唯夫	デザインプロテクト 2010 No.87 Vol.23-3	2010	0
202	サムスン電子株式会社のデザイン経営と知的財産権の保護	朴 淳榮 (パク・スンヨン)	デザインプロテクト 2010 No.87 Vol.23-3	2010	0
203	知的財産と独占禁止法 I	藪内俊輔	デザインプロテクト 2010 No.87 Vol.23-3	2010	0
204	GUI デザイン - 第 1 回 ヒューマンデザインテクノロジーに基づく GUI 設計	平田一郎	デザインプロテクト 2010 No.87 Vol.23-3	2010	0
205	デザイン行政の今(Vol.1)	デザイン行政の今 (Vol.1)特許庁意匠課課長 川崎芳孝	デザインプロテクト 2010 No.87 Vol.23-3	2010	0
206	中国新意匠制度とその実務的対応 II	趙 嘉祥	デザインプロテクト 2010 No.88 Vol.23-4	2010	0
207	米国意匠権侵害の判断基準に関する CAFC 大法廷判決とその後の判例	鹿又弘子	デザインプロテクト 2010 No.88 Vol.23-4	2010	0
208	「意匠の類似」について III - 意匠法 3 条 1 項 3 号と 3 条 2 項	峯 唯夫	デザインプロテクト 2010 No.88 Vol.23-4	2010	0
209	知的財産と独占禁止法 II	藪内俊輔	デザインプロテクト 2010 No.88 Vol.23-4	2010	0
210	GUI デザイン - 第 2 回 ユーザ要求事項の抽出	前川正実、山岡俊樹	デザインプロテクト 2010 No.88 Vol.23-4	2010	0
211	意匠公知資料について (特許情報施策および事業)	尾曲 幸輔	Japio year book 2010 p.106~108	2010	0
212	出願人等の評価を踏まえた意匠審査の在り方に関する調査研究	今井久美子	知財研紀要 19:2010	2010	1
213	ブラジルにおける戦略的権利保護—商標、意匠及び不正競争を中心に<解説> (特集 新興国における模倣品対策 (商標・不正競争防止法等を中心に))	Moreira, Andre deO.S. Neto, AlbertoJ. Guerra, Guerra, Cristina / 英訳	パテント	2010	1
214	米国意匠権の行使—Egyptian Goddess 事件とその後の事件からみた考察<特別寄稿>	Neils, PaulF.、森智香子 / 訳	発明	2010	1
215	OHIM ニュース (24) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局 / 訳	A.I.P.P.I.	2010	1
216	多様化するデザイン創作活動を促進する意匠制度の在り方に関する調査研究 (要約)	早川信秀	知財研紀要 19:2010	2010	1

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
217	米国における機能性および意匠特許の有効性と侵害	Saidman, PerryJ.、 日本国際知的財産 保護協会事務局／ 訳	A.I.P.P.I.55(2) 2010.2 p.88～108	2010	2
218	OHIM ニュース (25) <海外情報>	欧州共同体商標意 匠庁、日本国際知的 財産保護協会事務 局／訳	A.I.P.P.I.	2010	2
219	使用時に変形する意匠の類否判断—輪ゴム意匠事 件 (平成 21.7.21 知財高判)	川瀬幹夫	知財管理 60(2) (通号 710) 2010.2 p.275～ 288	2010	2
220	官能評価を用いた意匠・商標画像の類否判断予測 の検討 (情報システムと社会環境(IS) Vol.2009-IS- 110)	佐藤 文俊, 古田 壮 宏, 赤倉 貴子	情報処理学会研究報告 2009 年度(5) 2010.2 p.1-6	2010	2
221	包含関係にある複数の部分意匠の実務的意義	鈴木公明	日本大学法学部知財ジ ャーナル 3 2010.03 p.83 ～95	2010	3
222	OHIM ニュース (26) <海外情報>	欧州共同体商標意 匠庁、日本国際知的 財産保護協会事務 局／訳	A.I.P.P.I.	2010	3
223	著作権法改正による美術の著作物への影響—47 条 の 2 と追及権 (特集 知的財産法制研究 (5))	小川明子	季刊企業と法創造	2010	3
224	美術の著作物と共同著作 (Q&A 著作権相談か ら)	早稲田祐美子	コピーライト	2010	3
225	デザインの創造・保護・活用への提言 (特集 知的 創造サイクルの実現に向けて)	日本知的財産協会 意匠委員会	知財管理	2010	3
226	立体商標の登録と競争制限的影響—立体的形状 に係る保護要件の統一的解釈の可能性 (特集 知的 財産法制研究 (5))	五味飛鳥	季刊企業と法創造	2010	3
227	研究開発に関わる中国ビジネス・トラブル事例(第 34 回)3 億円の賠償金を勝ち取るには?—意匠権侵害を めぐる攻防	ギ イ	研究開発リーダー / 技 術情報協会 編 6(12) (通号 48) 2010.3 p.54 ～57	2010	3
228	OHIM ニュース (27) <海外情報>	欧州共同体商標意 匠庁、日本国際知的 財産保護協会事務 局／訳	A.I.P.P.I.	2010	4
229	商品の形状に係る立体商標について商標法 3 条 1 項 3 号該当性を否定した事例 (平成 20.6.30 知財 高判)	今村哲也	『速報判例解説 (6) (法学セミナー増刊)』 所収	2010	4
230	意匠権 (特集「知的財産」のリスクマネジメント)	南部 朋子, 加藤 美 香保	Business risk management 25(4) 2010.4 p.16～19	2010	4
231	スベアパーツ意匠保護に関する除外条項の適否 <ワ ークショップ>	佐藤恵太・毛利峰子	『特許制度と競争政策 (日本工業所有権法学 会年報 33)』所収	2010	5
232	不正競争防止法における店舗デザインの法的保護の あり方について <知的財産判例研究論文>	土井典子	知的財産専門研究 (大 阪工業大学)	2010	5
233	意匠に関するロシア法制の新規な点 <海外情報>	Vasilets Alexander、水野みな 子・川崎典子／訳	A.I.P.P.I.55(5) 2010.5 p.330～332	2010	5
234	OHIM ニュース (28) <海外情報>	欧州共同体商標意 匠庁、日本国際知的	A.I.P.P.I.55(5) 2010.5	2010	5

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
		財産保護協会事務局／訳			
235	立体商標の登録要件〈研究報告〉	堀江垂以子	『特許制度と競争政策（日本工業所有権法学会年報 33）』所収	2010	5
236	中国意匠	王 勇	知財ぶりずむ：知的財産情報 8 (通号 92) 2010.5 p.9～22	2010	5
237	OHIM ニュース (29) 〈海外情報〉	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2010	6
238	ノベルティグッズ用マスコットデザインの保護（Q&A 著作権相談から）	早稲田祐美子	コピライト	2010	6
239	OHIM ニュース (30) 〈海外情報〉	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2010	7
240	最新中国意匠制度入門—中国意匠実務に関する10の常識（今更聞けないシリーズ 36）	森智香子	知財管理 60(7) (通号 715) 2010.7 p.1197～1202	2010	7
241	商標・意匠・デザイン (特集 提案型 弁護士・弁理士が警告する 重要リーガルリスク 35)	青木 博通	Business law journal 3(7) (通号 28) 2010.7 p.34～37	2010	7
242	OHIM ニュース (31) 〈海外情報〉	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2010	8
243	意匠シンポジウム「意匠の類似」（前半）〈パネルディスカッション〉	高橋大典・峯唯夫・牛木理一・小谷悦司・飯村敏明・牧野利秋・加藤恒久・梅澤修	パテント 63(10) (通号 724) 2010.8 p.19～36	2010	8
244	【1】原告の商品表示の周知性を肯定しつつ、その著名性を否定した事例 【2】原告の商品表示と被告らの2種類の商品表示との類否について、一方については類似性を肯定し、他方については類似性を否定した事例 【3】原告の商品と被告らの商品とを比較する広告が原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知するものであるとされた事例 【4】登録商標の使用が商標としての使用に当たらないとされた事例 【5】商品のデザインの著作物性が否定された事例 【6】製造業者と販売業者の関係にある被告らの関連共同性が肯定された事例—黒烏龍茶事件（平成20.12.26 東京地判）	末吉 亘	『平成 21 年度主要民事判例解説（別冊判例タイムズ 29）』所収	2010	9
245	OHIM ニュース (32) 〈海外情報〉	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2010	9
246	意匠シンポジウム「意匠の類似」（後半）〈パネルディスカッション〉	高橋大典・峯唯夫・牛木理一・小谷悦司・飯村敏明・牧野利秋・加藤恒久・梅澤修	パテント 63(11) (通号 725) 2010.9 p.63～77	2010	9

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
247	チョコレートの形状の立体商標を商標法 3 条 1 項 3 号該当とした拒絶維持審決の取消事例（平成 20.6.30 知財高判）＜判例研究＞	堀江亜以子	知財管理	2010	9
248	米国意匠権の行使 Egyptian Goddess 事件とその後の事件からみた考察	Paul F. Neils, 森 智香子	発明 107(10) 2010.10 p.24～29	2010	10
249	ブラジルにおける戦略的権利保護：商標、意匠及び不正競争を中心に	André de O. S. Moreira, Alberto J. Guerra Neto	パテント 63(12):2010-10-10	2010	10
250	OHIM ニュース (33) ＜海外情報＞	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2010	11
251	同一性保持権侵害と原状回復措置請求に関する一考察	大鷹一郎	『知的財産法の新しい流れ—片山英二先生還暦記念論文集』所収	2010	11
252	インターネット取引における美術品の紹介（Q&A 著作権相談から）	早稲田祐美子	コピライト	2010	11
253	OHIM ニュース (34) ＜海外情報＞	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2010	12
254	知的財産関連の動向 意匠法の国際調和が本格化		A.I.P.P.I.55(12) 2010.12 p.876～878	2010	12
255	ドイツ知的財産権法関連判決集—3 算定方式 (5) ＜翻訳＞	松川実	青山法学論集	2010	12
256	応用美術の保護—著作権保護の正当化根拠としての「創作的表現」をめぐる一考察（シンポジウム 著作物の隣接領域と著作権法）	上野達弘	著作権研究	2010	12
257	韓国デザイン保護法の施行令および施行規則改正案の要旨	尹 乃漢	デザインプロテクト 2011 No.89 Vol.24-1	2011	0
258	意匠法 3 条 2 項（創作非容易性）について I	梅澤 修	デザインプロテクト 2011 No.89 Vol.24-1	2011	0
259	TOTO 株式会社におけるデザイン保護の取り組み	亀井龍彦	デザインプロテクト 2011 No.89 Vol.24-1	2011	0
260	GUI デザイン — 第 3 回 構造化コンセプトに基づいた GUI 設計方法	平田一郎、山岡俊樹	デザインプロテクト 2011 No.89 Vol.24-1	2011	0
261	インドと日本における意匠保護に関する考察	Dr. D.R.アガワール	デザインプロテクト 2011 No.90 Vol.24-2	2011	0
262	意匠法 3 条 2 項（創作非容易性）について II	梅澤 修	デザインプロテクト 2011 No.90 Vol.24-2	2011	0
263	ミズノ株式会社におけるデザイン保護の取り組み	松田清孝	デザインプロテクト 2011 No.90 Vol.24-2	2011	0
264	特許法等の一部改正に関する意匠法改正部分について	原田雅美	デザインプロテクト 2011 No.91 Vol.24-3	2011	0
265	株式会社ニフコにおけるデザイン保護の取り組み	高尾孝一	デザインプロテクト 2011 No.91 Vol.24-3	2011	0
266	裁判例等からみた「欧州共同体意匠規則」I — 欧州共同体意匠規則の概要	青木博通	デザインプロテクト 2011 No.92 Vol.24-4	2011	0
267	意匠法の問題圏 第 1 回 — 意匠法の目的 I	梅澤 修	デザインプロテクト 2011 No.92 Vol.24-4	2011	0
268	意匠法と不正競争防止法：法的保護および水際取締制度の問題	前田 兵衛	税関研修所論集 (42):[2011 年度] p.75-189	2011	0

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
269	意匠の類似--我が国における判断手法と判断主体 (特集 デザイン知財とマネジメント)	中川 裕幸	日本知財学会誌 / 日本知財学会 編 8(1) 2011 p.24~31	2011	0
270	韓国のデザイン(意匠)動向--韓国でのデザイン出願、登録、及び紛争の動向とデザイン保護法の改正動向について (特集 デザイン知財とマネジメント)	明 政勇, 丁 芝雨	日本知財学会誌 / 日本知財学会 編 8(1) 2011 p.59~67	2011	0
271	意匠制度を巡る諸問題について	小林 徹	知財研フォーラム / 知的財産研究所 編 84 2011.冬 p.49~55	2011	0
272	新しいタイプの意匠・商標を巡る諸問題について	小林 徹	知財研フォーラム / 知的財産研究所 編 85 2011.春 p.43~49	2011	0
273	中国の法改正・判例紹介(3)ブリヂストン社が公牛社を訴えた意匠権侵害訴訟事件に対する分析--意匠権侵害訴訟における公知意匠抗弁の適用諸問題について[最高裁判所 2010 民提字第 189 号]	陳 傑	知財研フォーラム / 知的財産研究所 編 85 2011.春 p.76~80	2011	0
274	意匠の類否判断—手さげかご事件 (平成 18.8.30 大阪高判)	富家恵	『最新知的財産判例集—未評釈判例を中心として 三山峻司先生=松村信夫先生還暦記念』所収	2011	1
275	貿易における知的財産権問題とビジネス上の対応—商標権, 意匠権侵害を中心として	美野久志	商学論究 (関西学院大学)	2011	1
276	知的財産権侵害 (模倣品取引) のグローバル化と対策—中国を巡る商標権 / 意匠権侵害問題の拡大と貿易関連の対応 (上)	美野久志	貿易と関税	2011	1
277	改正後の中国意匠制度	趙嘉祥、劉鋒 / 訳	A.I.P.P.I.56(1) 2011.1 p.6~28	2011	1
278	OHIM ニュース (35) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局 / 訳	A.I.P.P.I.56(1) 2011.1	2011	1
279	世界の知的財産制度とそれを取り巻く環境 <特集>	河合弘明・井口雅文・牧隆志・多田達也・竹下敦也・曾我亮司・長部喜幸・菅原洋平・Utkina, Elena、特技懇編集委員会 / 仮訳	特技懇	2011	1
280	人物写真に基づく商標・商品等表示の機能と著作物性—福の神仙臺四郎事件 (平成 19.10.2 仙台地判)	板倉集一	『最新知的財産判例集—未評釈判例を中心として 三山峻司先生=松村信夫先生還暦記念』所収	2011	1
281	公開の美術の著作物の利用 (Q&A 著作権相談から)	早稲田祐美子	コピーライト	2011	1
282	続・著作権の事件簿 (143) 子ども用いすの形態の類似と不正競争行為 (平成 22.11.18 東京地判)	岡邦俊	JCA ジャーナル	2011	1
283	応用美術の著作権保護をめぐる若干の考察	森本晃生	パテント	2011	1
284	商品形態模倣行為につき損害賠償を請求し得る主体—靴形態模倣事件 (平成 18.4.26 東京地判)	白波瀬文夫	『最新知的財産判例集—未評釈判例を中心として 三山峻司先生=松村信夫先生還暦記念』所収	2011	1

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
285	商品形態の商品等表示性—耳かき事件（平成18.9.28 東京地判）	室谷和彦	『最新知的財産判例集—未評釈判例を中心として 三山峻司先生＝松村信夫先生還暦記念』所収	2011	1
286	リュックにつき商品形態模倣行為（不正競争防止法2条1項3号）の成立が否定された事例—背負いリュック事件（平成18.11.16 大阪地判）	岩谷敏昭	『最新知的財産判例集—未評釈判例を中心として 三山峻司先生＝松村信夫先生還暦記念』所収	2011	1
287	既製品の容器を使用した商品の他人の商品該当性及び商品形態の模倣と不法行為—アトシステム事件（平成21.6.9 大阪地判）	藤原正樹	『最新知的財産判例集—未評釈判例を中心として 三山峻司先生＝松村信夫先生還暦記念』所収	2011	1
288	店舗等の外観保護の可能性—商品陳列デザインの保護をめぐる裁判例の実務的検討（平成22.12.16 大阪地判）（NBL Square）	井口加奈子	NBL	2011	2
289	OHIM ニュース（36）＜海外情報＞	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2011	2
290	意匠＜特集＞		パテント 64(2) (通号730) 2011.2 p.1～88	2011	2
291	「意匠の底力キャンペーン」キャンペーンマーク&キャッチフレーズ選考会（特集 意匠）	瀧野 文雄，牛木護，香原 修也 他	パテント 64(2) (通号730) 2011.2 p.2～8	2011	2
292	アメリカ意匠特許制度について＜解説＞（特集 意匠）	林美和・塚原憲一・永井道彰・中村知公	パテント 64(2) (通号730) 2011.2 p.9～31	2011	2
293	Egyptian Goddess 事件判決に見る侵害判断基準＜解説＞（特集 意匠）	西村雅子	パテント 64(2) (通号730) 2011.2 p.32～35	2011	2
294	最近の審判決・判定の紹介—需要者認定の観点から（平成22.8.26 大阪地判）＜紹介＞（特集 意匠）	赤澤克豪・山本典弘・垣木晴彦・池田恭子・宮地正浩・加藤恒久	パテント 64(2) (通号730) 2011.2 p.36～47	2011	2
295	画像意匠に関する研究—特許庁意匠課との意見交換会，画像意匠の登録例の紹介＜解説＞（特集 意匠）	野村慎一・新井景親・岡崎博之・川崎典子・栗原弘・仁科勝史・野田薫央	パテント 64(2) (通号730) 2011.2 p.48～57	2011	2
296	部分意匠に関する判決研究—類否判断を中心に＜紹介＞（特集 意匠）	茅野直勝・木下實三・佐藤英二・服部光芳・仲村圭代・恩田博宣・廣田美穂	パテント 64(2) (通号730) 2011.2 p.58～88	2011	2
297	コンパクト事件[知財高裁平成17.4.13 判決]（特集 意匠；部分意匠に関する判決--研究類否判断を中心に）	茅野 直勝	パテント 64(2) (通号730) 2011.2 p.61～66	2011	2
298	プーリー事件[知財高裁平成19.1.31 判決]（特集 意匠；部分意匠に関する判決--研究類否判断を中心に）	木下 實三	パテント 64(2) (通号730) 2011.2 p.67～70	2011	2
299	ビールピッチャー事件[知財高裁平成20.12.25 判決]（特集 意匠；部分意匠に関する判決--研究類否判断を中心に）	佐藤 英二	パテント 64(2) (通号730) 2011.2 p.71～74	2011	2
300	短靴事件[知財高裁平成20.5.28 判決]（特集 意匠；部分意匠に関する判決--研究類否判断を中心に）	仲村 圭代	パテント 64(2) (通号730) 2011.2 p.77～80	2011	2

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
301	化粧用パフ事件[大阪地裁平成 17.12.15 判決] (特集 意匠 ; 部分意匠に関する判決--研究類否判断を中心に)	恩田 博宣	パテント 64(2) (通号 730) 2011.2 p.81~85	2011	2
302	包装用容器事件[知財高裁平成 19.12.26 判決] (特集 意匠 ; 部分意匠に関する判決--研究類否判断を中心に)	廣田 美穂	パテント 64(2) (通号 730) 2011.2 p.86~88	2011	2
303	事業戦略と知財戦略 <白鷗大学法政策研究所講演会講演録>	大阪弘一	白鷗大学法政策研究所年報	2011	3
304	OHIM ニュース (37) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2011	3
305	意匠制度の改革へ向けての今後の課題 (特集 産業財産権制度の現状と課題)	水谷直樹	特許研究 (通号 51) 2011.3 p.14~21	2011	3
306	意匠法における特徴記載書のあり方に関する考察 (知恵の話 22)	上田育弘	パテント 64(3):2011-03-10	2011	3
307	形態模倣行為に対する請求の主体	牧野利秋	『松田治躬先生古稀記念論文集』所収	2011	3
308	ヤクルト立体商標事件知財高裁判決—5,000人のアンケート調査が決め手に! (平成 22.11.16 知財高判) <実務解説>	青木博通	ビジネス法務	2011	3
309	登録意匠の要部認定と類否判断について	小谷悦司	『知的財産権侵害訴訟の今日的課題—村林隆一先生傘寿記念』所収	2011	4
310	欧州における修理用部品の意匠保護に関する考察	毛利峰子	『知的財産権侵害訴訟の今日的課題—村林隆一先生傘寿記念』所収	2011	4
311	OHIM ニュース (38) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2011	4
312	3号の保護対象から除外される「ありふれた形態」	芹田幸子	『知的財産権侵害訴訟の今日的課題—村林隆一先生傘寿記念』所収	2011	4
313	立体商標に係る現代的課題	川瀬幹夫	『知的財産権侵害訴訟の今日的課題—村林隆一先生傘寿記念』所収	2011	4
314	OHIM ニュース (39) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2011	5
315	商品自体の形状は『反不正当竞争法』の保護を受けることができる—中華人民共和国最高人民法院(2010)民提字第16号民事裁定书についての分析 (特集 第16回知的財産権誌上研究発表会)	黄暉・馮超・佐藤辰彦	パテント	2011	5
316	韓国デザイン保護法の改正動向	高利化	知財管理	2011	5
317	OHIM ニュース (40) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2011	6
318	わが国における名誉・信用回復請求権の現状と課題 (2)	和田真一	立命館法学	2011	6
319	立体形状と水際での保護 <解説>	橋本千賀子	CIPIC ジャーナル	2011	6

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
320	意匠審査基準の一部改訂案に対する意見募集	特許庁意匠課意匠審査基準室	知財ぶりずむ：知的財産情報 9 (通号 105) 2011.6 p.79~172	2011	6
321	意匠制度とイノベーション	西村 成弘, 川畑 弘	関西大学商学論集 / 関西大学商学会 編 56(1) 2011.6 p.53~69	2011	6
322	OHIM ニュース (41) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2011	7
323	続・著作権の事件簿 (149) 絵画の鑑定書に作品のカラーコピーを添付することが「引用」として許容されるか―「美術鑑定書」事件 (平成 22.5.19 東京地判, 平成 22.10.13 知財高判)	岡邦俊	JCA ジャーナル	2011	7
324	OHIM ニュース (42) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2011	8
325	立体商標の保護 (EC 企業法判例研究 149)	今野裕之	国際商事法務	2011	8
326	中国における意匠登録の「使用状態参考図」について―ソファベッド事件 [北京市高級人民法院 2008.2.25 判決]	中国専利代理(香港)有限公司意匠研究班	財管理 / 日本知的財産協会誌広報委員会 編 61(9) (通号 729) 2011.9 p.1315~1324	2011	8
327	OHIM ニュース (43) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2011	9
328	中国における意匠登録の「使用状態参考図」について―ソファベット事件 (北京市高級人民法院 2008.2.25 判決)	中国専利代理 (香港) 有限公司意匠研究班	知財管理	2011	9
329	「引用」概念による公正利用と法制度上の課題―「美術品鑑定証書」事件における引用要件の混迷 (平成 22.10.13 知財高判)<Point of View>	作花文雄	コピライト	2011	9
330	家具につき立体商標の登録が認められた事例 (平成 23.6.29 知財高判) (知的財産権判例ニュース)	水谷直樹	発明	2011	9
331	貿易における知的財産権問題とビジネス上の対応：商標権、意匠権侵害を中心として	美野 久志	商学論究 59(2) 2011.10 p.33-83	2011	10
332	知的財産権侵害(模倣品取引)のグローバル化と対策―中国を巡る商標権/意匠権侵害問題の拡大と貿易関連の対応(上)	美野 久志	貿易と関税 59(10) (通号 703) 2011.10 p.22~35	2011	10
333	中国知的財産権訴訟判例紹介(第 9 回)最終製品の一部について意匠権がある場合の最終製品の製造販売	市橋 智峰, 加藤 真司	知財ぶりずむ：知的財産情報 10 (通号 109) 2011.10 p.63~66	2011	10
334	3D デジタルデザインの法的保護―意匠法と著作権法の「死の谷」 (3D デジタルと知的財産 4)	杉光一成	NBL (965):2011.11.15 p.106-115	2011	11
335	意匠の類比判断 (平成 23.9.15 大阪地判) <知財判例速報>	小泉直樹	ジュリスト (1433) 2011.11.15 p.62~63	2011	11
336	OHIM ニュース (44) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2011	11
337	世界最高の特許庁を目指して<特集>	奥直也・杉浦淳・澤井智毅・小林雄司・	特技懇	2011	11

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
		高尾昌之・阿部琢磨 ・亀井正博・宗定勇・ 深草祐一			
338	中国における意匠の類否判断についての考察—本田「CR-V」意匠権無効審判をめぐる行政紛争案件からみて	張雨	知財管理 61(11) 2011.11 p.1637-1649	2011	11
339	知的財産権侵害（模倣品取引）のグローバル化と対策—中国を巡る商標権／意匠権侵害問題の拡大と貿易関連の対応（下）	美野久志	貿易と関税 59(11) (通 号 704) 2011.11 p.34～ 48	2011	11
340	新判決例研究(第 161 回)意匠法第 3 条第 1 項第 3 号の類似意匠[知的財産高等裁判所平成 22.7.7 判決]	村林 隆一	知財ぶりずむ：知的財 産情報 10=111:2011.12 p.64- 71	2011	11
341	意匠の類否判断—手さげかご事件（平成 18.8.30 大阪高判）＜判例研究＞	富宅恵	知的財産専門研究（大 阪工業大学） (10):2011.12 p.103-125	2011	12
342	不正競争・商標・意匠＜2011 年学説の動向＞	志賀典之・五味飛 鳥・加藤幹	『年報知的財産法 2011』所収	2011	12
343	知的財産法と奢侈禁止規範（3 完）	Beebe, Barton、南 部朋子／訳	知的財産法政策学研究 （北海道大学大学院）	2011	12
344	OHIM ニュース（45）＜海外情報＞	欧州共同体商標意 匠庁、日本国際知的 財産保護協会事務 局／訳	A.I.P.P.I.	2011	12
345	知的財産権侵害（模倣品取引）のグローバル化と対策—中国を巡る商標権／意匠権侵害問題の拡大と貿易関連の対応（上）＜解説＞	美野久志	CIPIC ジャーナル 205:2011.12 p.29-45	2011	12
346	フランスのインターネット違法ダウンロード規制法—著作権の保護と表現の自由の均衡をめぐって＜翻訳・解説＞	服部有希	外国の立法	2011	12
347	他人の商品形態を模倣した商品を譲渡等する行為につき、我が国の不正競争防止法及び著作権法を準拠法と決定し、被告は模倣商品を善意に取得した者に該当するとともに、原告商品は著作物に該当しないとされた事例—ブードル型小物入れ事件（平成 20.7.4 東京地判）＜判例研究＞	中川浄宗	東海法学	2011	12
348	How to 発明 全国発明表彰受賞者に聞く：平成 23 年度特許庁長官賞 世界初のデザインからグローバルデザイン戦略へ「メッシュ・サスペンション・チェア」の意匠	井関 徹	発明 108(12):2011.12 p.22-24	2011	12
349	判例研究 意匠の類否判断：手さげかご事件[大阪高等裁判所平成 18.8.30 判決]	富宅 恵	知的財産専門研究 / 大阪工業大学大学院知 的財産研究科 編 (10):2011.12 p.103-125	2011	12
350	裁判例等からみた「欧州共同体意匠規則」II— 手続要件に関する審決・裁判例等	青木博通	デザインプロテクト 2012 No.93 Vol.25-1	2012	0
351	EU 意匠規則と日本意匠法の法制度の乖離と調和の可能性 I	(社) 日本デザイン 保護協会 意匠研究 会事務局	デザインプロテクト 2012 No.93 Vol.25-1	2012	0
352	意匠法の問題圏 第 2 回 - 意匠法の目的 II	梅澤 修	デザインプロテクト 2012 No.93 Vol.25-1	2012	0
353	白山陶器株式会社デザインの活動	松尾慶一	デザインプロテクト 2012 No.93 Vol.25-1	2012	0
354	裁判例等からみた「欧州共同体意匠規則」III— 保護要件に関する審決・裁判例等 (1)	青木博通	デザインプロテクト 2012 No.94 Vol.25-2	2012	0

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
355	意匠法の問題圏 第3回 - 保護対象Ⅰ	梅澤 修	デザインプロテクト 2012 No.94 Vol.25-2	2012	0
356	EU 意匠規則と日本意匠法の法制度の乖離と調和の可能性Ⅱ	(社)日本デザイン 保護協会 意匠研究 会事務局	デザインプロテクト 2012 No.94 Vol.25-2	2012	0
357	コイズミ照明株式会社のデザイン保護の取り組み	上原正人	デザインプロテクト 2012 No.94 Vol.25-2	2012	0
358	裁判例等からみた「欧州共同体意匠規則」Ⅳ - 保護要件に関する審決・裁判例等(2)	青木博通	デザインプロテクト 2012 No.95 Vol.25-3	2012	0
359	意匠法の問題圏 第4回 - 保護対象Ⅱ	梅澤 修	デザインプロテクト 2012 No.95 Vol.25-3	2012	0
360	デザイン分野におけるオープンイノベーション対応論 デザインの創造、保護、活用における法的、戦略的 課題Ⅰ	石田正泰	デザインプロテクト 2012 No.95 Vol.25-3	2012	0
361	HARIO 株式会社のデザイン活動	辻本真理	デザインプロテクト 2012 No.95 Vol.25-3	2012	0
362	裁判例等からみた「欧州共同体意匠規則」Ⅴ - 保 護要件に関する審決・裁判例等(3)	青木博通	デザインプロテクト 2012 No.96 Vol.25-4	2012	0
363	意匠法の問題圏 第5回 - 保護対象Ⅲ	梅澤 修	デザインプロテクト 2012 No.96 Vol.25-4	2012	0
364	デザイン分野におけるオープンイノベーション対応論 デザインの創造、保護、活用における法的、戦略的 課題Ⅱ	石田正泰	デザインプロテクト 2012 No.96 Vol.25-4	2012	0
365	ミサワホーム株式会社におけるデザイン保護の取組み	八木 仁	デザインプロテクト 2012 No.96 Vol.25-4	2012	0
366	画面デザインの保護の拡充について：懸念を乗り越え、我が国意匠制度をさらに育てるために	小林 徹	知財研フォーラム / 知的 財産研究所 編 89:2012.春 p.40-45	2012	0
367	中国の法改正・判例紹介(8)意匠権失効後の商品 意匠保護に関する探究：中韓晨光公司与微亜達 製筆公司等三社との不正競争事件[中華人民共 和国最高裁判所 2010 裁定]	魏 啓学, 陳 傑, 吳 秀霜	知財研フォーラム / 知的 財産研究所 編 90:2012.夏 p.101-105	2012	0
368	「意匠」と「商標」の比較から見えてくるもの	小林 徹	知財研フォーラム / 知的 財産研究所 編 91:2012.秋 p.65-71	2012	0
369	中国の法改正・判例紹介(9)公知意匠と区別される 特徴が意匠の全体の視覚的効果に及ぼす影響： 君豪公司与佳芸家具廠との間の意匠権侵害紛争事 件[中華人民共和国最高裁判所 2011.11.22 裁定]	魏 啓学, 陳 傑, 劉 海生	知財研フォーラム / 知的 財産研究所 編 91:2012.秋 p.81-88	2012	0
370	商品陳列デザインの営業表示該当性(平成 22.12.16 大阪地判)	泉克幸	『速報判例解説(11) (法学セミナー増刊)』 所収	2012	1
371	意匠の国際登録制度「ヘーグ協定ジュネーブアクト」 のリスクと対策<解説>	青木博通	CIPIC ジャーナル	2012	1
372	OHIM ニュース(46) <海外情報>	欧州共同体商標意 匠庁、日本国際知的 財産保護協会事務 局/訳	A.I.P.P.I.	2012	1
373	フランス商標・意匠法と欧州共同体及び日本の制度 との比較の概要<解説>(特集 欧州(仏))	Dieny, Magali・高 橋洋江 Boyle, Patrick	パテント 65(1)=745:2012.1 p.48- 58	2012	1
374	椅子のデザインが立体商標として登録を認められた事 例—Y チェア事件(平成 23.6.29 知財高判)<判 例研究>	堀江亜以子	知財管理	2012	1

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
375	国際協定への加盟に向けた意匠制度の在り方に関する調査研究—ヘーグ協定加盟に向けた意匠制度の在り方（要約）	前田和明	知財研紀要 21:2012	2012	1
376	デジタル社会におけるデザイン保護に即した意匠制度の在り方に関する調査研究（要約）	齊藤博紀	知財研紀要 21:2012	2012	1
377	立体商標の登録要件〈論説・解説〉	土肥一史	Law & Technology	2012	1
378	Y チェア立体商標事件（平成 23.6.29 知財高判）〈知財判例速報〉	小泉直樹	ジュリスト	2012	1
379	OHIM ニュース（47）〈海外情報〉	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2012	2
380	知的財産権侵害（模倣品取引）のグローバル化と対策—中国を巡る商標権／意匠権侵害問題の拡大と貿易関連の対応（下）〈解説〉	美野久志	CIPIC ジャーナル 206:2012.2 p.26-43	2012	2
381	OHIM ニュース（48）〈海外情報〉	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2012	3
382	意匠の国際登録制度「ヘーグ協定ジュネーブ条約」と自己指定の留保〈解説〉	青木博通	特許 65(3)=747:2012.3	2012	3
383	ヤクルト容器立体商標第 2 次事件（平成 22.11.16 知財高判）〈判例評釈〉	堀江亜以子	特許研究	2012	3
384	美容製品、せっけん、香料類及び香水類、化粧品を指定商品とする、女性の胴体部分をモチーフとした容器の形状に係る立体商標の登録出願について、商標法 3 条 2 項の適用を受けた事例（平成 23.4.21 知財高判）〈判例研究〉	安田和史	日本大学知財ジャーナル	2012	3
385	冒認による意匠登録を受ける権利の侵害（平成 5.2.16 最高三小判）	佐藤恵太	『特許判例百選〈第 4 版〉（別冊ジュリスト 209）』所収	2012	4
386	通常実施権者の無効審判請求（昭和 60.7.30 東京高判）	酒迎明洋	『特許判例百選〈第 4 版〉（別冊ジュリスト 209）』所収	2012	4
387	実施権者の手足による先使用権の主張—地球儀型トランジスタラジオ意匠事件（昭和 44.10.17 最高二小判）	田中昌利	『特許判例百選〈第 4 版〉（別冊ジュリスト 209）』所収	2012	4
388	OHIM ニュース（49）〈海外情報〉	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2012	4
389	ベビー服・子供服の陳列のための商品陳列デザインが不正競争防止法 2 条 1 項 1 号または 2 号における営業表示に該当しないとされた事例—西松屋事件（平成 22.12.16 大阪地判）〈判例研究〉	泉克幸	Law & Technology	2012	4
390	特許権と意匠権による GUI の保護〈考察〉	渡辺和宏	特許 65(4)=748:2012.4	2012	4
391	美術作品を縮小カラーコピーして鑑定証書の裏面に添付したことが適法な引用として認められた事例（平成 22.10.13 知財高判）	張睿暎	『速報判例解説（10）（法学セミナー増刊）』所収	2012	4

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
392	香水等の容器に係る立体的形状のみからなる商標について、商標法3条1項3号所定の「その商品の形状のみを普通に用いられる方法で表示する商標のみからなる「商標」に該当するものの、同3条2項所定の「使用の結果需要者が何人かの業務に係る商品等であることを認識できる商標」であるとした事例—ジャンポール・ゴルチエ・クラシック事件（平成23.4.21知財高判）〈判例評釈〉	中川浄宗	発明	2012	4
393	ASEAN 地域における特許、意匠及び商標の登録及び保護〈海外情報〉	Mirandah,Patrick · Sadanathan,Suriya · Cubilla,Juvelyn · Fajelagutan,Jennifer · D. Pramulasari,Maulitt a·Quirk,Andrew	A.I.P.P.I. 57(5):2012.5 p.286-304	2012	5
394	OHIM ニュース (50) 〈海外情報〉	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I. 57(5):2012.5	2012	5
395	Overview of Intellectual Property Judgments Rendered by the Japanese Court in 2011	城山康文	A.I.P.P.I. International ed.	2012	5
396	商品陳列方法の「商品等表示」該当性—商品陳列デザイン事件について（平成22.12.16大阪地判）	松村信夫	知財管理	2012	5
397	応用美術問題の本質とその展開	本山雅弘	『現代知的財産法講座（1）—知的財産法の理論的探究』所収	2012	5
398	中国の美術著作権の現況について（Copyright Essay）	入江観	コピライト	2012	5
399	美術の著作物の利用（Q&A 著作権相談から）	早稲田祐美子	コピライト	2012	5
400	中国への製造委託品の形態模倣事件（平成23.8.25大阪地判）	谷口由記	知財管理	2012	5
401	デザインの本質と意匠保護	斎藤瞭二	『現代知的財産法講座（4）—知的財産法学の歴史的鳥瞰』所収	2012	6
402	意匠制度の将来	松尾和子	『現代知的財産法講座（4）—知的財産法学の歴史的鳥瞰』所収	2012	6
403	OHIM ニュース (51) 〈海外情報〉	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2012	6
404	2011年台湾「専利法」改正の解説	Yu, JessieChia-Jui	パテント	2012	6
405	意匠制度の現状に関する考察と改善の提案	日本知的財産協会意匠委員会	知財管理 62(6)=738:2012.6 p.779-791	2012	6
406	ソウル総会の議題に対する日本部会の意見（2）〈国際会議資料〉	奥山尚一・谷口登・ 片山英二・青木博通・ 熊倉禎男・勝沼宏仁	A.I.P.P.I.	2012	7
407	OHIM ニュース (52) 〈海外情報〉	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2012	7

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
408	Study Reports of the Japanese Group of AIPPI on Questions to be Studied at the AIPPI World Intellectual Property Congress in Seoul<Japanese Group Reports>	岡部 謙・磯貝 克臣・奥山 尚一・谷口 登・片山 英二・青木 博通・熊倉 禎男・勝沼 宏仁	A.I.P.P.I. International ed.	2012	7
409	【1】我が国について既に効力を生じている文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約に我が国が国家として承認していない国が事後に加入した場合における同国の国民の著作物である映画の著作権法 6 条 3 号所定の著作物該当性 【2】著作権法 6 条各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行為と不法行為の成否〔北朝鮮著作権事件〕（平成 23.12.8 最高一小判）〈最高裁重要判例解説〉	山田真紀	Law & Technology	2012	7
410	商品・包装の形状の立体商標登録—「Y チェア」事件を契機として（平成 23. 6. 29 知財高判）〈論説・解説〉	井関涼子	Law & Technology	2012	7
411	OHIM ニュース（53）〈海外情報〉	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2012	8
412	意匠〈特集〉		パテント 65(8)=752:2012.8	2012	8
413	部分意匠登録事例研究—類否判断を中心に（特集 意匠）	平成 23 年度意匠委員会（第 2 委員会） 部分意匠・画像部会	パテント 65(8)=752:2012.8 p.6-21	2012	8
414	最近の審判決・判定の紹介—注意を引く部分の観点から〈解説〉（特集 意匠）	平成 23 年度意匠委員会（第 2 委員会） 改正法・審査基準部会	パテント 65(8)=752:2012.8 p.22-44	2012	8
415	海外意匠制度について—BRICs, ASEAN 諸国を中心に〈解説〉（特集 意匠）	平成 23 年度意匠委員会（第 2 委員会） 外国部会	パテント 65(8)=752:2012.8 p.45-60	2012	8
416	我が国の美術分野における新たな著作権管理団体の誕生—日本美術著作権協会（JASPAR）の設立に寄せて〈オピニオン〉	大家重夫	コピーライト	2012	8
417	JA のための知的財産権講座(第 5 回)意匠権について	西本 泰造	農業協同組合経営実務 67(8)=838:2012.8 p.68-73	2012	8
418	アップルとサムスのタブレット端末訴訟：意匠特許の非自明性判断 米国特許判例紹介(第 56 回)Apple,Inc. v. Samsung Electronics Co.,Ltd.,etal.[CAFC2012.5.14 判決]	河野 英仁	知財ぶりずむ：知的財産情報 10=119:2012.8 p.50-55	2012	8
419	産業構造審議会知的財産政策部会第 18 回意匠制度小委員会配布資料	特許庁総務部総務課制度改正審議室	知財ぶりずむ：知的財産情報 10=119:2012.8 p.102-142	2012	8
420	OHIM ニュース（54）〈海外情報〉	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2012	9
421	公然知られた意匠に関する検討・考察—特許法における公知・公用を参照しつつ（平成 23. 11. 21 知財高判）	峯唯夫	知財管理 62(9)=741:2012.9 p.1311-1321	2012	9

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
422	【1】我が国について既に効力を生じている文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約に我が国が国家として承認していない国が事後に加入した場合における同国の国民の著作物である映画の著作権法6条3号所定の著作物該当性 【2】著作権法6条各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行為と不法行為の成否（平成23.12.8 最高一小判）<判例批評>	横山久芳	民商法雑誌	2012	9
423	同一の廃墟を被写体として撮影された廃墟写真について翻案権侵害が否定された事例—廃墟写真事件（平成23.5.10 知財高判）<判例研究>	谷川和幸	知的財産法政策学研究（北海道大学大学院）	2012	9
424	不正競争防止法2条1項3号の形態模倣と先行者の地位	古城春美	『現代知的財産法講座（2）—知的財産法の実務的発展』所収	2012	9
425	形態模倣の不正競争事件における留意点（今更聞けないシリーズ61）	前田幸嗣	知財管理	2012	9
426	意匠の国際登録制度「ヘーグ協定ジュネーブアクト」のリスクと対策	青木 博通	CIPIC ジャーナル 210:2012.10 p.50-64	2012	10
427	IP 解説 最近の政策動向を分析 特許に加え意匠・商標戦略も強化を：知財立国に向けた3つの論点	橋本 正洋	金融財政 business：時事トップ・コンフィデンシャル + (10282):2012.10.22 p.10-14	2012	10
428	特許法をめぐる裁判例（続・重要判例に学ぶ中国ビジネス最前線6）	黒瀬雅志	NBL	2012	11
429	OHIM ニュース（55）<海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2012	11
430	Overview of Intellectual Property Judgments Rendered by the Japanese Court in the First Half of 2012	城山康文	A.I.P.P.I. International ed.	2012	11
431	「角度調整金具」事件にみる部分意匠の特定（平成24.5.24 大阪地判）<寄稿>	梅澤修	特技懇	2012	11
432	意匠の類否判断	高橋 淳	知財ぶりずむ：知的財産情報 11=122:2012.11 p.19-25	2012	11
433	産業構造審議会知的財産政策部会第20回意匠制度小委員会 配布資料	特許庁総務部総務課制度改正審議室	知財ぶりずむ：知的財産情報 11=122:2012.11 p.92-110	2012	11
434	不正競争・商標・意匠<2012年学説の動向>	志賀典之・五味飛鳥・足立勝	『年報知的財産法2012』所収	2012	12
435	商品形態デザインと法的保護の検討—普通形態と必然的機能形態を中心として	鷹取政信	国士館法学	2012	12
436	商品陳列デザインについての営業表示該当性の判断（平成22.12.16 大阪地判）	張鵬	知的財産法政策学研究（北海道大学大学院）	2012	12
437	OHIM ニュース（56）<海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2012	12
438	事例で学ぶ知財紛争に備えた予防策・紛争対応—商標・意匠編（特集 知財紛争の攻め方・守り方）	青木博通	ビジネス法務 12(12):2012.12 p.46-49	2012	12

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
439	自動車バンパー意匠権侵害事件（中国における判例と知財実務）	韓登堂	発明 109(12):2012.12 p.44-47	2012	12
440	包装容器のデザインに係る電子データの受領および保持は商標法2条3項1号所定の「商品の包装に標章を付する行為」に該当せず、包装容器の写真が広告として掲載された情報誌の発送は同2条3項8号所定の「広告等を頒布する行為」に該当せず、商標の不使用について同50条2項ただし書き所定の正当な理由もないとした事例—エコルクス事件（平成22.12.15 知財高判）〈判例評釈〉	中川浄宗	発明	2012	12
441	立体商標事件にみる保護と各国立体商標事情—特に商品の容器や商品自体の形状について〈論説・研究〉	生駒正文	知的財産法研究	2012	12
442	産業構造審議会知的財産政策部会第21回意匠制度小委員会配布資料	特許庁総務部総務課制度改正審議室	知財ぶりずむ：知的財産情報 11=123:2012.12 p.106-156	2012	12
443	意匠制度の国際比較（特集 デザイン戦略と知的財産）	青木 博通	IP マネジメントレビュー (7):2012.12 p.18-22	2012	12
444	中国意匠制度の最新発展状況と無効審判、権利侵害審判の実践Ⅰ	趙 嘉祥	デザインプロテクト 2013 No.97 Vol.26-1	2013	0
445	トルコ意匠制度—EU 意匠規則 1993 年ドラフトを基本とする制度の特徴—	青木博通	デザインプロテクト 2013 No.97 Vol.26-1	2013	0
446	ハーグ協定ジュネーブアクト加盟に向けた検討について	小林 徹	デザインプロテクト 2013 No.97 Vol.26-1	2013	0
447	中小企業へのインダストリアルデザイン導入と知財保護	堀越敏晴	デザインプロテクト 2013 No.97 Vol.26-1	2013	0
448	アッシュコンCEPT株式会社のデザインとその保護活動—「竹」に「木」を接ぐ試み—	名児耶秀美	デザインプロテクト 2013 No.97 Vol.26-1	2013	0
449	中国意匠制度の最新発展状況と無効審判、権利侵害審判の実践Ⅱ	趙 嘉祥	デザインプロテクト 2013 No.98 Vol.26-2	2013	0
450	裁判例等からみた「欧州共同体意匠規則」VI—保護要件に関する審決・裁判例等（4）	青木博通	デザインプロテクト 2013 No.98 Vol.26-2	2013	0
451	画像デザイン保護に関する問題の所在	五味飛鳥	デザインプロテクト 2013 No.98 Vol.26-2	2013	0
452	意匠法の問題圏 第6回—保護対象Ⅳ	梅澤 修	デザインプロテクト 2013 No.98 Vol.26-2	2013	0
453	裁判例等からみた「欧州共同体意匠規則」VII—保護要件に関する審決・裁判例等（5）	青木博通	デザインプロテクト 2013 No.99 Vol.26-3	2013	0
454	「意匠」と「物品」との関係	峯 唯夫	デザインプロテクト 2013 No.99 Vol.26-3	2013	0
455	アロン化成株式会社におけるデザイン保護の取り組み	内藤兼之	デザインプロテクト 2013 No.99 Vol.26-3	2013	0
456	特許庁による意匠行政について（特集 行政・司法のデザイン保護最前線）	久保田 大輔	デザインプロテクト 2013 No.100 Vol.26-4	2013	0
457	裁判例等からみた「欧州共同体意匠規則」VIII—侵害事件に関する裁判例	青木博通	デザインプロテクト 2013 No.100 Vol.26-4	2013	0
458	意匠権侵害の損害賠償—寄与率と部分意匠を中心に	古城春実	デザインプロテクト 2013 No.100 Vol.26-4	2013	0
459	公益社団法人 日本パッケージデザイン協会のデザイン保護活動	丸山和子	デザインプロテクト 2013 No.100 Vol.26-4	2013	0
460	デザイン政策・デザイン活動の定量的測定の試みⅠ— 地方自治体におけるデザイン政策の現状	長谷川光一	デザインプロテクト 2013 No.100 Vol.26-4	2013	0

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
461	特許庁審査官の知識・ノウハウを民間へ提供する研修：検索エキスパート研修[上級]・検索エキスパート研修[意匠] (特許情報施策および事業)	中野 裕二	Japio year book 2013 p.108-110	2013	0
462	不正競争・商標・意匠 (2013 年学説の動向)	志賀 典之, 足立勝, 五味 飛鳥	年報知的財産法 2013 p.143-155	2013	0
463	意匠法第 3 条第 1 項第 3 号の要件判断の手法についての一考察：制度利用者のための一つの手がかりとして	宮田 莊平	秋田公立美術大学研究紀要 (1):2013 p.79-88	2013	0
464	ハーグ協定ジュネーブアクトが意匠制度に投げかけた課題	小林 徹	知財研フォーラム / 知的財産研究所 編 92:2013.冬 p.46-52	2013	0
465	論究の芽 意匠法における物品の類似性について	青木 大也	論究ジュリスト (7):2013.秋 p.166-172	2013	0
466	特許庁から見た食品産業の海外展開：特許・意匠・商標の観点 (特集 我が国の食文化・食産業の海外展開と知的財産)	北村 弘樹, 山田 繁和, 山田 正樹	知財研フォーラム / 知的財産研究所 編 95:2013.秋 p.11-22	2013	0
467	商品の輸入販売に必要な不可欠な手続を行った者による意匠権の侵害 (平成 24.11.8 大阪地判)	駒田泰土	『速報判例解説 (13) (法学セミナー増刊)』所収	2013	1
468	応用美術の保護について―「産業製品に関する意匠保護と著作権保護の相互作用」に関する AIPPI の Q231 をもふまえて	吉田和彦	『知財立国の発展へ―竹田稔先生傘寿記念』所収	2013	1
469	第 43 回 AIPPI 国際総会 (2) ―ソウル<国際会議報告>	磯貝克臣・谷口登・青木博通・乾裕介・勝沼宏仁	A.I.P.P.I. 8(1):2013.1	2013	1
470	OHIM ニュース (57) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.8(1):2013.1	2013	1
471	平成 24 年度第 2 四半期の判決について<シリーズ判決紹介>	吉村和彦	特技懇	2013	1
472	デザイン―模倣品に対して過小評価されている対抗手段 (要約)	Padovani, Stella	知財研紀要	2013	1
473	『意匠法』の「教科書」を編集して	茶園成樹	書齋の窓	2013	1
474	「商品の形態」が不正競争防止法 2 条 1 項 1 号で保護される場合―子供用いす事件 (平成 22.11.18 東京地判) <判例評釈>	池原元宏	CIPIC ジャーナル	2013	1
475	不正競争防止法の守備範囲	高部眞規子	『知的財産権 法理と提言―牧野利秋先生傘寿記念論文集』所収	2013	1
476	不競法 2 条 1 項 3 号の請求主体 (平成 24.3.28 東京地判) <知財判例速報>	小泉直樹	ジュリスト	2013	1
477	知的財産 Q&A(No.154)WIPO の国際事務局に出席する意匠：ヘーグシステムの利用	水野 みな子, 川崎典子	知財管理 63(1)=745:2013.1 p.129-132	2013	1
478	OHIM ニュース (58) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2013	2

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
479	パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト・知財教育 <特集>	里見朋香・桂正憲・三木俊克・飯田昭夫・谷口牧子・一関工業高等専門学校知財教育推進部会・若山俊輔・内田晴久・大津孝佳・覚野一与・松田覚・森下眞行・島田章伸・出口祥啓・前井宏之・赤松尚子・塩川信明・中西博行・香田常克・勘原利幸・逸見知弘・内藤善文・吉永伸裕・松山大治・内野泰延・陣内秀樹・花田義晴・上野正善・知念豊孝	パテント	2013	2
480	【1】我が国について既に効力を生じている文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約に我が国が国家として承認していない国が事後加入した場合における同国国民の著作物である映画の著作権法 6 条 3 号所定の著作物該当性 【2】著作権法 6 条各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行為と不法行為の成立（平成 23.12.8 最高一小判） <最新判例批評 11>	諏訪野大	判例評論	2013	2
481	続・著作権の事件簿（168） イベント用装置の著作物性が否定され、著作権確認請求が確認の利益を欠くものとして却下された事例―「スペースチューブ」事件（平成 24. 2. 22 知財高判）	岡邦俊	JCA ジャーナル	2013	2
482	How to 発明 全国発明表彰受賞者に聞く 平成 24 年度 発明協会会長賞 風の流れをデザインする。「グローバルゼロエミッション EV(電気自動車)」の意匠(意匠登録第 1389080 号)	山崎 一樹	発明 110(2):2013.2 p.17-19	2013	2
483	OHIM ニュース（59） <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.58(2):2013.2	2013	3
484	「ファン」の意匠に関する復審案件の類似性判定 <海外情報>	趙嘉祥、蘇萌萌/訳	A.I.P.P.I.58(2):2013.2	2013	3
485	OHIM ニュース（60） <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2013	4
486	専利の要件，出願から権利付与（中国の知的財産制度と実務上の留意点 3）	大峽通生・岩井久美子	JCA ジャーナル	2013	4
487	意匠権侵害訴訟において意匠法 39 条 1 項が適用される場合の寄与率（平成 24.6.29 東京地判，平成 24.3.15 大阪地判，平成 23.9.15 大阪地判，平成 22.8.26 大阪地判）	中所昌司	パテント 66(6)=763:2013.4 p.59-71	2013	4
488	不正競争防止法 2 条 1 項 3 号の形態模倣の事案における同法 5 条 1 項による損害額の認定に関する考察（知財訴訟の論点） <論説・解説>	真辺朋子	Law & Technology	2013	4
489	欧州知財の実務と動向(3)知的財産権を保護するための共同体意匠と商標の組み合わせ	サブリーナ フマガリ，村井 康司 翻訳	知財ぶりずむ：知的財産情報 11=127:2013.4 p.42-50	2013	4

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
490	OHIM ニュース (61) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2013	5
491	Summary of Japanese Court IP-related Cases Handed Down in the Second Half of 2012	城山康文	A.I.P.P.I. International ed.	2013	5
492	特許「まとめ審査」で迅速に一キヤノンやプリチストン取得, 最速 6 ヶ月 <法務>	瀬川奈都子	日本経済新聞	2013	5
493	立体商標の登録要件—“L’EAU D’ISSEY”立体商標事件 (平成 23.4.21 知財高判)	青木大也	A.I.P.P.I.	2013	5
494	OHIM ニュース (62) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2013	6
495	「モノの外観とビジネス」第二東京弁護士会・日本弁理士会合同研修 (前編) <講演録>	中川裕幸	NIBEN Frontier	2013	6
496	意匠の類否判断における各要素の検討—カラーコンタクトレンズ事件 (平成 23.11.30 知財高判) <判例研究>	松井宏記	知財管理 63(6)=750:2013.6	2013	6
497	不正競争防止法ダイジェスト (2) —商品形態・コンテンツに関する不正競争行為 (今更聞けないシリーズ 71)	日本知的財産協会フェアトレード委員会	知財管理 63(6)=750:2013.6	2013	6
498	新判決例研究(第 183 回)意匠法第 3 条 1 項 3 号の類似性[知的財産高裁平成 24.7.18 判決]	村林 隆一	知財ぶりずむ : 知的財産情報 11=129:2013.6 p.36-40	2013	6
499	意匠によって、技術的思考を保護できる範囲 (統一論題 経営システムの発展と IT 人材の育成)	前川 知浩, 小田 哲明	日本経営システム学会全国大会講演論文集 50:2013.6.1・2 p.94-97	2013	6
500	不正競争防止法 2 条 1 項 3 号の不正競争行為の請求主体性について—同号の請求主体について, 「商品を自ら開発, 商品化した者又はこれと同様の固有一款正当な利益を有する者」と述べた裁判例等を契機として (平成 24.3.28 東京地判)	松田俊治	A.I.P.P.I.58(7):2013.7	2013	7
501	「訴訟的見地から見た商品の形態の保護—不正競争防止法による保護を中心に」第二東京弁護士会・日本弁理士会合同研修 (後半 1) <講演録>	寺澤幸裕	NIBEN Frontier	2013	7
502	知的財産関連の動向 意匠登録出願の手続きに関する国際条約を締結する外交会議招集へ		A.I.P.P.I. 58(7):2013.7	2013	7
503	OHIM ニュース (64) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2013	8
504	OHIM ニュース (63) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2013	8
505	知的財産関連の動向		A.I.P.P.I.	2013	8
506	共同体意匠と「情報に通じた使用者」の概念 (EC 企業法判例研究 172)	今野裕之	国際商事法務	2013	8
507	「訴訟的見地から見た商品の形態の保護—不正競争防止法による保護を中心に」第二東京弁護士会・日本弁理士会合同研修 (後半 2) <講演録>	寺澤幸裕	NIBEN Frontier	2013	8

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
508	香水等の容器の立体的形状に係る立体商標登録の可否（平成 23.4.21 知財高判）＜商事判例研究—平成 23 年度 19＞	青木大也	ジュリスト	2013	8
509	OHIM ニュース（65）＜海外情報＞	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2013	9
510	意匠＜特集＞		パテント 66(11)=768:2013.9	2013	9
511	事例から考察する意匠制度活用について—特許と意匠の併用の観点から（特集 意匠）	折居章・大塚啓生・岡崎博之・土井健二・岩城全紀	パテント 66(11)=768:2013.9 p.6-20	2013	9
512	特許から意匠への出願変更の検討（1）—出願変更制度活用の概要と審決・判決にみる客体の同一性判断（特集 意匠）	山本典弘・岩堀邦男・片山礼介・瀧野文雄・谷村昌宏・田上英二・村松亮子	パテント 66(11)=768:2013.9 p.21-33	2013	9
513	特許から意匠への出願変更の検討（2）—他法域間の意匠登録出願変更とその活用事例の考察（特集 意匠）	鮫島武信	パテント 66(11)=768:2013.9 p.34-38	2013	9
514	画像デザイン登録事例研究—類否判断を中心に（特集 意匠）	茅野直勝・岡野光男・加藤恒久・仁科勝史・仲村圭代・土谷和之	パテント 66(11)=768:2013.9 p.39-52	2013	9
515	ハーグ協定ジュネーブ条約の概要＜解説＞（特集 意匠）	中村知公・梶並順・小暮理恵子・林美和・森智香子	パテント 66(11)=768:2013.9 p.53-63	2013	9
516	EU におけるデザインの著作権保護：Arco Lamp 事件から見る欧州意匠指令の実施が加盟国に与える影響[ミラノ地裁 2012.9.12 判決]	王 琦	六甲台論集. 法学政治学篇 60(1):2013.9 p.71-92	2013	9
517	意匠大国のもとで、判断の精緻化をめざす最高人民法院	中島 敏	日中法律家交流協会報(50):2013.9.30 p.29-32	2013	9
518	商品の輸入販売に必要な不可欠な手続を行った者による意匠権の侵害[大阪地裁平成 24.11.8 判決]		新・判例解説 watch：速報判例解説 13:2013.10 p.211-214	2013	9
519	3D プリンターと知的財産法	杉光一成	NBL	2013	11
520	OHIM ニュース（66）＜海外情報＞	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2013	11
521	Overview of IP-Related Judgments Rendered by Japanese Courts in the First Half of 2013	城山康文	A.I.P.P.I. International ed.	2013	11
522	「自動車タイヤ」意匠特許権侵害民事再審事件—中国における意匠特許権の保護範囲と公知意匠の抗弁	中島敏	知財管理 63(11)=755:2013.11	2013	11
523	意匠法における物品の類似性について＜論究の芽＞	青木大也	論究ジュリスト	2013	11
524	引用の要件—美術品鑑定証書事件（平成 22.10.13 知財高判）＜商事判例研究—平成 22 年度 34＞	青木大也	ジュリスト	2013	11
525	知財マスターへのエチュード(Lesson6)小さな物品の意匠性	中川 浄宗	発明 110(11):2013.11 p.26-29	2013	11
526	不正競争，商標，意匠＜2013 年学説の動向＞	志賀典之・足立勝・五味飛鳥	『年報知的財産法 2013』所収	2013	12

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
527	ファッションショーにおけるモデルのメイクアップとヘアスタイル, ファッションデザインとアクセサリー, モデルのポーズ等の著作権と著作隣接権による保護—東京地判平成 25.7.19「Forever21 ファッションショー事件」を契機として	角田政芳	A.I.P.P.I.	2013	12
528	OHIM ニュース (67) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2013	12
529	新判決例研究(第 193 回)意匠の類否判断と意匠法 39 条 1 項ただし書の適用に関する一事例[東京地裁平成 24.6.29 判決]	平野 和宏	知財ぶりずむ : 知的財産情報 12=135:2013.12 p.18-35	2013	12
530	中国における機能性意匠の類否判断 : 最高人民法院による機能性意匠と装飾性意匠の評価 : 中国知的財産権訴訟判例解説(第 6 回)国家知識産権局専利復審委員会 再審請求人(一審被告、二審上訴人)v.張迪軍 再審被請求人(一審原告、二審被上訴人)	河野 英仁	知財ぶりずむ : 知的財産情報 12=135:2013.12 p.47-52	2013	12
531	わが国における名誉・信用回復請求権の現状と課題 (3 完)	和田真一	立命館法学	2013	12
532	不正競争及び著作権侵害を理由とする損害賠償請求の準拠法 (平成 23.3.2 東京地判) <渉外判例研究 620>	小野木尚	ジュリスト	2013	12
533	意匠権の類似範囲	水谷直樹	デザインプロテクト 2014 No.101 Vol.27-1	2014	0
534	意匠法の問題圏 第 7 回 - 保護対象 V	梅澤 修	デザインプロテクト 2014 No.101 Vol.27-1	2014	0
535	デザイン政策・デザイン活動の定量的測定の試み II - 企業内デザイン活動の状況	長谷川光一	デザインプロテクト 2014 No.101 Vol.27-1	2014	0
536	三協立山株式会社におけるデザイン保護の取り組み	小栗裕一	デザインプロテクト 2014 No.101 Vol.27-1	2014	0
537	中国における意匠出願の実務的対応と日本企業のデザイン保護戦略 I	藤本 昇	デザインプロテクト 2014 No.102 Vol.27-2	2014	0
538	ブランドのあり方	石田正泰	デザインプロテクト 2014 No.102 Vol.27-2	2014	0
539	FICPI 京都シンポジウム～意匠権侵害の判断基準～	青木博通	デザインプロテクト 2014 No.102 Vol.27-2	2014	0
540	意匠法の問題圏 第 8 回 - 保護対象 V	梅澤 修	デザインプロテクト 2014 No.102 Vol.27-2	2014	0
541	創作保護の観点から見た制度とデザインとの乖離	森山明子	デザインプロテクト 2014 No.102 Vol.27-2	2014	0
542	コベルコ建機株式会社におけるデザイン保護について	田中精一	デザインプロテクト 2014 No.102 Vol.27-2	2014	0
543	中国における意匠出願の実務的対応と日本企業のデザイン保護戦略 II	藤本 昇	デザインプロテクト 2014 No.103 Vol.27-3	2014	0
544	利用関係による意匠権侵害について	茶園成樹	デザインプロテクト 2014 No.103 Vol.27-3	2014	0
545	意匠法の問題圏 第 9 回 - 保護対象 V 部分意匠③	梅澤 修	デザインプロテクト 2014 No.103 Vol.27-3	2014	0
546	ヤマハ発動機株式会社におけるデザイン保護の取り組み	永末卓司	デザインプロテクト 2014 No.103 Vol.27-3	2014	0
547	本田技研工業株式会社における意匠権のエンフォースメント	別所弘和	デザインプロテクト 2014 No.104 Vol.27-4	2014	0

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
548	意匠権に係る輸入差止申立書作成のポイント	青木博通	デザインプロテクト 2014 No.104 Vol.27-4	2014	0
549	意匠法の問題圏 第 10 回 - 保護対象 V 部分意匠④	梅澤 修	デザインプロテクト 2014 No.104 Vol.27-4	2014	0
550	株式会社ノーリツにおけるデザイン保護の取り組み	月山由紀子	デザインプロテクト 2014 No.104 Vol.27-4	2014	0
551	デザイン情報の流通と意匠法	五味飛鳥	デザインプロテクト 2014 No.104 Vol.27-4	2014	0
552	画像内容に基づく意匠検索システムの応用 (検索の効率化と精度向上)	韓 月紅	Japio year book 2014 p.152-154	2014	0
553	不正競争、商標、意匠 (2014 年学説の動向)	志賀 典之, 足立勝, 五味 飛鳥	年報知的財産法 2014 p.138-152	2014	0
554	「増幅器付スピーカー」事件—X 製品 (増幅器) の意匠が, Y の登録意匠 (意匠に係る物品: 「増幅器付スピーカー」) に物品, 意匠の形態において類似しているとして, X による, 意匠権侵害に基づく差止請求権不存在確認請求が棄却された事例 (平成 19.4.18 東京地判)	富岡英次・井野砂里	『知的財産訴訟の現在—訴訟代理人による判例評釈』所収	2014	1
555	「商品陳列デザイン」事件—商品陳列方法の商品等表示該当性が否定された事例 (平成 22.12.16 大阪地判)	田中伸一郎・渡辺光	『知的財産訴訟の現在—訴訟代理人による判例評釈』所収	2014	1
556	知的財産関連の動向		A.I.P.P.I.	2014	1
557	トレードドレスの保護—欧米と日本における保護の概観 (今更聞けないシリーズ 87)	大向尚子	知財管理	2014	1
558	意匠の活用について—一部分意匠に関すること	奥野貴男	発明 = The invention 111(1):2014.1	2014	1
559	知財マスターへのエチュード(Lesson7)物品の内部形態の意匠性	中川 浄宗	発明 = The invention 111(1):2014.1	2014	1
560	特許法等の一部を改正する法律 (平 26.5.14 法律第 36 号)	石山裕二・杉村光嗣	法令解説資料総覧	2014	1
561	意匠法における登録要件と権利範囲 (歴史と各国比較) (上)	梅澤修	A.I.P.P.I.59(1):2014.1	2014	1
562	OHIM ニュース (68) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.59(1):2014.1	2014	1
563	中国知的財産権硯候 (23) —「バス意匠事件に関する検討」その他	福山達夫・魏啓学・北京林達劉知識産権代理事務所	関東学院法学 23(3):2014.1 p.1-47	2014	1
564	意匠類否判断の主体 (需要者) の解釈と実務—立体フェイスマスク事件から (平成 24.11.8 大阪地判)	恩田博宣	知財管理 64(1)=757:2014.1 p.103-118	2014	1
565	意匠法における登録要件と権利範囲 (歴史と各国比較) (下)	梅澤修	A.I.P.P.I.59(2):2014.2	2014	2
566	OHIM ニュース (69) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.59(2):2014.2	2014	2
567	部分意匠の意匠権侵害が認められた事例 (平成 25.9.26 大阪地判) (知的財産権判例ニュース)	生田哲郎・中所昌司	発明 11(2):2014.2 p.43-45	2014	2
568	CAFC は, 地裁判事の意匠特許とトレードドレスに基づく差し止め否認はそのまま容認するものの, 特許に基づく差し止め否認を棄却し, 地裁へ差し戻した (日米ホットライン)	服部健一	発明 111(2):2014.2 p.56-59	2014	2

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
569	産業構造審議会知的財産分科会第2回意匠制度小委員会配布資料	特許庁総務課制度審議室	知財ふりずむ：知的財産情報 12=137:2014.2 p.48-120	2014	2
570	知らないと危険! : TPP 国際標準化時代対応、グローバルビジネス入門としての知的財産権の対処・学習	渋井 二三男	コミュニケーション教育学研究：コミュニケーション教育学会研究誌 (4):2014.2 p.33-38	2014	2
571	新たなデザイン保護体系を目指して—デザイン保護法制の横断的検討と論点整理〈特集〉		NBL (1020):2014.3.1	2014	3
572	特集に当たって (特集 新たなデザイン保護体系を目指して—デザイン保護法制の横断的検討と論点整理)	中山信弘	NBL (1020):2014.3.1	2014	3
573	デザインと著作権 (特集 新たなデザイン保護体系を目指して—デザイン保護法制の横断的検討と論点整理)	市村直也	NBL (1020):2014.3.1	2014	3
574	商標法とデザイン保護—商標法3条1項3号の解釈を中心に (特集 新たなデザイン保護体系を目指して—デザイン保護法制の横断的検討と論点整理)	金子敏哉	NBL (1020):2014.3.1	2014	3
575	不正競争防止法におけるデザインの保護—2条1項3号と意匠法との対比を中心に (特集 新たなデザイン保護体系を目指して—デザイン保護法制の横断的検討と論点整理)	青木大也	NBL (1020):2014.3.1	2014	3
576	「規制立法」としての知的財産法—デザイン保護における意匠法の役割に関する試論 (特集 新たなデザイン保護体系を目指して—デザイン保護法制の横断的検討と論点整理)	杉光一成	NBL (1020):2014.3.1	2014	3
577	共同体意匠登録簿における商標—共同体意匠登録簿におけるロゴの登録	Gevers, Ellen、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.59(3):2014.3	2014	3
578	OHIM ニュース (70) 〈海外情報〉	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.59(3):2014.3	2014	3
579	画像デザイン保護に関する問題の所在—著作権法による保護との関係など (研究報告 複数の知的財産法による保護の交錯)	五味飛鳥	パテント 67(4)=775(別冊11):2014.3 p.160-178	2014	3
580	商標的使用と意匠的使用の判断基準 (研究報告 複数の知的財産法による保護の交錯)	中村仁	パテント 67(4)=775(別冊11):2014.3 p.64-71	2014	3
581	不正競争防止法2条1項3号について—意匠法との関係を中心に (研究報告 複数の知的財産法による保護の交錯)	外川英明	パテント 67(4)=775(別冊11):2014.3 p.81-95	2014	3
582	登録の場面における商標と意匠の抵触—共同体意匠と共同体商標の抵触事例を中心に (研究報告 複数の知的財産法による保護の交錯)	大西育子	パテント 67(4)=775(別冊11):2014.3 p.117-130	2014	3
583	建築の著作物、店舗デザインの保護 (研究報告 複数の知的財産法による保護の交錯)	横山久芳	パテント 67(4)=775(別冊11):2014.3	2014	3
584	輪郭のない色彩商標—色彩つき意匠との関係 (研究報告 複数の知的財産法による保護の交錯)	大島厚	パテント 67(4)=775(別冊11):2014.3 p.160-178	2014	3
585	米国意匠重要判決—Egyptian Goddess 事件後〈資料〉	Cornwell, David K.S.・Durkin, Tracy - Gene G.・林美和	知財管理 64(3)=759:2014.3 p.405-421	2014	3

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
586	舞台装置であるスペースチューブの著作物性が否定された事例【スペースチューブ事件】（平成 24.2.22 知財高判）＜判例研究＞	鈴木香織	日本大学知財ジャーナル	2014	3
587	TRIPP TRAPP 事件（平成 22.11.18 東京地判）＜判例研究＞	鈴木香織	著作権研究	2014	3
588	応用美術の著作権保護―「段階理論」を越えて（研究報告 複数の知的財産法による保護の交錯）	上野達弘	パテント 67(4)=775(別冊 11):2014.3	2014	3
589	商品形態の商品等表示該当性（研究報告 複数の知的財産法による保護の交錯）	宮脇正晴	パテント 67(4)=775(別冊 11):2014.3	2014	3
590	職務発明・考案・意匠の従業者対価の算定において、考案・意匠に関しては設定登録前の期間是对価算定の対象とならないと判示した例（平成 24. 10. 16 大阪地判）	吉田広志	『速報判例解説（14）（法学セミナー増刊）』所収 14:2014.4 p.265-268	2014	4
591	OHIM ニュース（71）＜海外情報＞	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2014	4
592	意匠特許のクレーム範囲は図面で定義される。また、プロセキューション・ヒストリー・エストッパルも通常の特許と同じように適用される（日米ホットライン）	服部健一	発明	2014	4
593	商品形態模倣行為に対する差止等の請求主体（平成 11.1.28 東京地判，平成 16.9.13 大阪地判，平成 18.1.23 大阪地判）	山内貴博	『実務に効く 知的財産判例精選（ジュリスト増刊）』所収	2014	4
594	輸入販売業者の調査義務（平成 25.12.26 知財高判）＜知財判例速報＞	小泉直樹	ジュリスト	2014	4
595	OHIM ニュース（72）＜海外情報＞	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2014	5
596	Requirements for Registration and the Scope of the Right under Design Law (History and International Comparison)(1)	梅澤修	A.I.P.P.I. International ed.	2014	5
597	意匠法と商標法（教えて！平塚先生 イチからわかる！知的財産の話 2）	平塚三好	会社法務 A2Z (84):2014.5 p.44-47	2014	5
598	意匠法改正のポイント：ハーグ協定加入と見送られた画像デザイン保護	峯 唯夫	Business law journal 7(5)=74:2014.5 p.74-78	2014	5
599	意匠法巴戟(其の 1)	五味ノ山	発明 = The invention 111(5):2014.5 p.43-45	2014	5
600	ロシアにおけるタイプフェイス及び店舗等の室内装飾の意匠特許権による保護	谷口 登	知財ふりずむ：知的財産情報 12=140:2014.5 p.29-37	2014	5
601	新時代の商標・意匠・不正競争防止法 Q&A(第 1 回)	松田 誠司	知財ふりずむ：知的財産情報 12=140:2014.5 p.92-98	2014	5
602	パリ条約による優先権主張の認否における「意匠の同一」に関する各国・五味ノ山 地域知財庁の運用の違いについて	特許庁平成 25 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害が及ぶ範囲に関する調査研究」ワーキンググループ・日本国	A.I.P.P.I.59(6):2014.6	2014	6

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
		際知的財産保護協会国際法制研究所			
603	OHIM ニュース (73) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.59(6):2014.6	2014	6
604	ついに法案提出！知財 5 法の改正と最新トピック<特集>		ビジネス法務 14(6):2014.6	2014	6
605	意匠法と商標法が改正の目玉！「特許法の一部を改正する法律案」の要点解説（特集 ついに法案提出！知財 5 法の改正と最新トピック）	青木博通	ビジネス法務 14(6):2014.6 p.88-98	2014	6
606	適法引用の要件—美術品鑑定証書事件（平成22.10.13 知財高判）<商事法判例研究 575>	愛知靖之、前田雅弘・洲崎博史・北村雅史/監修	旬刊商事法務	2014	6
607	意匠法巴戦(其の2)そもそも意匠法など要らぬ!	山田山	発明 = The invention 111(6):2014.6 p.49-51	2014	6
608	新時代の商標・意匠・不正競争防止法 Q&A(第2回)	山田 威一郎	知財ふりずむ：知的財産情報 12=141:2014.6 p.66-73	2014	6
609	意匠法巴戦(其の3)	松井富士	発明 = The invention 111(7):2014.7 p.39-41	2014	7
610	特許法等の一部を改正する法律の概要	石山裕二・杉村光嗣	NBL	2014	7
611	Requirements for Registration and the Scope of the Right under Design Law (History and International Comparison)(2)	梅澤修	A.I.P.P.I. International ed.	2014	7
612	GUI 意匠の保護が可能となった中国意匠特許制度（上海ウオッチ 36）	相澤良明	国際商事法務	2014	7
613	応用美術に関するドイツ段階理論の消滅とわが解釈論への示唆<論説・解説>	本山雅弘	Law & Technology	2014	7
614	OHIM ニュース (74) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2014	7
615	ロシアにおける意匠特許出願	谷口 登	知財ふりずむ：知的財産情報 12=142:2014.7 p.14-21	2014	7
616	新判決例研究(第202回)意匠権の要部認定の為の公知意匠の参酌の範囲について[大阪高裁平成25.10.10 判決]	村林 隆一, 井上 裕史	知財ふりずむ：知的財産情報 12=142:2014.7 p.35-42	2014	7
617	新時代の商標・意匠・不正競争防止法 Q&A(第3回)	辻村 和彦	知財ふりずむ：知的財産情報 12=142:2014.7 p.77-84	2014	7
618	意匠による技術的思想の保護範囲に影響を及ぼす要因	前川 知浩, 小田 哲明	日本経営システム学会誌 / 日本経営システム学会 [編] 31(1):2014.7 p.31-36	2014	7
619	OHIM ニュース (75) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2014	8
620	新・意匠法のポイントと解説—意匠の国際登録制度「ハーグ協定」の実施のための改正<解説>	青木博通	CIPIC ジャーナル 221:2014.8 p.47-64	2014	8

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
621	香港における工業製品の意匠保護：著作権と登録意匠<解説> (特集 著作権)	Fong, Andrea	パテント 67(9)=780:2014.8 p.56-60	2014	8
622	フィリピン 著作権による保護対意匠による保護<解説> (特集 著作権)	Hechanova EdithaR.	パテント 67(9)=780:2014.8 p.67-73	2014	8
623	意匠の活用について—特許と意匠を併願する場合	奥野貴男	発明 111(8):2014.8 p.52-55	2014	8
624	The Round-table Talk 意匠法巴戦：どうする!? ニッポンのデザイン保護	峯 唯夫, 堀越 敏晴, 友利 昂(川守田 昂) 他	発明 111(8):2014.8 p.5-11	2014	8
625	不競法裁判例を類型別に整理 権利化していない場合の争い方 (特集 侵害成否が微妙な「マネ」「ズル」への対抗策：商標法・意匠法・不競法はどこまで使えるか)	菅 尋史, 村田 知信	Business law journal 7(8)=77:2014.8 p.22-28	2014	8
626	Interview ヒットしてからでも遅くない 類似品対策の実務ポイント (特集 侵害成否が微妙な「マネ」「ズル」への対抗策：商標法・意匠法・不競法はどこまで使えるか)	中村 勝彦	Business law journal 7(8)=77:2014.8 p.29-31	2014	8
627	5 社の判断基準と落とし所 (特集 侵害成否が微妙な「マネ」「ズル」への対抗策：商標法・意匠法・不競法はどこまで使えるか)		Business law journal 7(8)=77:2014.8 p.32-41	2014	8
628	OHIM ニュース (76) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2014	8
629	新時代の商標・意匠・不正競争防止法 Q&A(第 4 回)	室谷 光一郎	知財ぶりずむ：知的財産情報 12=143:2014.8 p.71-74	2014	8
630	Can the Make-Up and Hair-Style of Fashion Models, Fashion Design, Cat-Walking and Fashion Shows be Protected by Copyright and Neighboring Rights? “Forever21 Fashion Shows Case” Decision of July 19, 2013 by Tokyo District Court(平成 25.7.19 東京地判)	角田政芳	A.I.P.P.I. International ed.	2014	9
631	意匠<特集>		パテント	2014	9
632	意匠権活用事例の検討—特許権・実用新案権との併用 (特集 意匠)	岩堀 邦男, 村松 亮子, 垣本 晴彦 他	パテント 67(10)=781:2014.9 p.6-21	2014	9
633	3 条 2 項 (創作非容易性) の特許庁等の判断—拒絶査定を取り消した審決等から (特集 意匠)	折居 章, 土井 健二, 鈴木 学	パテント 67(10)=781:2014.9 p.22-39	2014	9
634	部分意匠に関する判決研究<解説> (特集 意匠)	内藤 拓郎, 大畑 敏郎, 谷崎 政剛 他	パテント 67(10)=781:2014.9 p.40-52	2014	9
635	ハーグ協定ジュネーブアクトの実務と留意点—願書の記載・料金体系, データベース, 登録例, 裁判例<解説> (特集 意匠)	梶並 順, 松井 宏記, 岡崎 博之 他	パテント 67(10)=781:2014.9 p.53-69	2014	9
636	海外画像デザイン登録例研究<解説> (特集 意匠)	茅野 直勝, 大塚 啓生, 篠田 卓宏 他	パテント 67(10)=781:2014.9 p.70-75	2014	9
637	ちょっと意外な知的財産(第 5 回)これって意匠権になるの?	原嶋 成時郎	型技術 / 日刊工業新聞社 [編] 29(9)=366:2014.9 p.96-99	2014	9

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
638	イノベーションの軌跡 全国発明表彰受賞者にさく 平成 26 年度 内閣総理大臣発明賞 撮影現場で知るプロの技。新しい形は現場の声から生まれました「機動性に優れた小型軽量デジタルシネマカメラ」の意匠(意匠登録第 1439774 号)	井ノ上 学	発明 111(9):2014.9 p.16-19	2014	9
639	知財マスターへのエチュード(Lesson8)意匠の類否判断の主体	中川 浄宗	発明 111(9):2014.9 p.24-27	2014	9
640	ロシア意匠特許出願の審査	谷口 登	知財ふりずむ：知的財産情報 12=144:2014.9 p.33-38	2014	9
641	新時代の商標・意匠・不正競争防止法 Q&A(第 5 回)	白木 裕一	知財ふりずむ：知的財産情報 12=144:2014.9 p.103-108	2014	9
642	特許庁の意匠審査：日常の審査業務の様子	原川 宙	Industrial art news+産業工芸研究 / 工芸財団, 工芸技術協会 編 (44):2014.9 p.20-25	2014	9
643	意匠の活用について：部分意匠に関する事	奥野 貴男	発明 111(10):2014.10 p.56-59	2014	10
644	ロシア民法改正について 意匠・商標編	谷口 登	知財ふりずむ：知的財産情報 13=145:2014.10 p.27-31	2014	10
645	海外ビジネスの経営と法から学ぶ(187)アジアでの研究開発における職務発明と意匠権	鈴木 康二	New finance 44(10)=516:2014.10 p.50-55	2014	10
646	国際調和を図りつつ、中小企業・小規模事業者にとっても一層使いやすい知的財産制度を構築—特許法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 36 号）（平 26・5・14 公布 1 年内施行（一部を除く））〈法令解説〉	永井翔吾・深津拓寛	時の法令	2014	11
647	特許法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 36 号）（弁護士のための新法令紹介 387）	森上翔太	自由と正義	2014	11
648	OHIM ニュース（77）〈海外情報〉	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2014	11
649	Outline of the 2014 Revisions to the Patent Act and Other Acts (The “Revision Act”)	石山裕二・杉村光嗣	A.I.P.P.I. International ed.	2014	11
650	今、立体商標を考える—商標法と意匠法の保護の交錯	外川英明	白門（中央大学） 66(11)=788:2014.11 p.9-20	2014	11
651	商品形態模倣商品の輸入者の適用除外の主張が否定された事例（平成 25.12.26 知財高判）〈判例研究〉	板倉集一	知財管理	2014	11
652	立体商標の類否（平成 26.5.21 東京地判）〈知財判例速報〉	小泉直樹	ジュリスト	2014	11
653	知財マスターへのエチュード(Lesson9)意匠の物品の類否判断[知財高裁平成 17.10.31 判決]	中川 浄宗	発明 111(11):2014.11 p.28-31	2014	11
654	新時代の商標・意匠・不正競争防止法 Q&A(第 7 回)	福崎 浩	知財ふりずむ：知的財産情報 13=146:2014.11 p.51-56	2014	11

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
655	産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第 1 回意匠審査基準ワーキンググループ・配布資料	特許庁	知財ふりずむ：知的財産情報 13=146:2014.11 p.86-112	2014	11
656	不正競争, 商標, 意匠 <2014 年学説の動向>	志賀典之・足立勝・五味飛鳥	『年報知的財産法 2014』所収	2014	12
657	OHIM ニュース (78) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2014	12
658	【1】我が国について既に効力を生じている文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約に我が国が国家として承認していない国が事後に加入した場合における同国の国民の著作物である映画の著作権法 6 条 3 号所定の著作物該当性 【2】著作権法 6 条各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行為と不法行為の成否 (平成 23.12.8 最高一小判)	山田真紀	『最高裁判所判例解説—民事篇<平成 23 年度> (下) (5 月~12 月分)』所収	2014	12
659	イノベーションの軌跡：全国発明表彰受賞者にきく平成 26 年度 発明協会会長賞 生産現場にふさわしいデザイン。使いやすさと美しさの両立を目指して。「次世代シームレス縫製機・ボンディングマシン」の意匠(意匠登録第 1415763 号)	江上 恵一郎	発明 111(12):2014.12 p.16-19	2014	12
660	新時代の商標・意匠・不正競争防止法 Q&A(第 8 回)	阪上 武仁	知財ふりずむ：知的財産情報 13=147:2014.12 p.61-66	2014	12
661	立体形状：知的財産と競争政策上の課題—日本の商標保護制度に関する比較法的意見 (要約)	クロノボラス, アポストロス	知財研紀要	2015	0
662	我が国のハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入と意匠による国際展開	山田繁和	デザインプロテクト 2015 No.105 Vol.28-1	2015	0
663	「デザイン・ドリブン・イノベーション」(Design Driven Innovation)の概念と知的財産法(杉光一成	デザインプロテクト 2015 No.105 Vol.28-1	2015	0
664	審査主義における新規性の判断	原田雅美	デザインプロテクト 2015 No.105 Vol.28-1	2015	0
665	タイガー魔法瓶株式会社におけるデザイン保護の取り組み	中垣佳照	デザインプロテクト 2015 No.105 Vol.28-1	2015	0
666	デザイン行政の今(Vol.17)INTERVIEW 新たな国際出願がこの春スタート：ジュネーブ改正協定加入で可能になる新国際出願 利用者にとって制度のメリットが活き指針となる意匠法を各専門家がチーム体制で改正に臨む	坂田 麻智	デザインプロテクト 2015 No.105 Vol.28-1	2015	0
667	中国意匠権 (意匠専利権) 消滅後の保護問題について	許 凱	デザインプロテクト 2015 No.106 Vol.28-2	2015	0
668	ファッションショーにおけるモデルのメイクアップ、衣服等のコーディネート、ポーズ等の法的保護	角田政芳	デザインプロテクト 2015 No.106 Vol.28-2	2015	0
669	グローバルにみた「物品」と意匠権の保護範囲	青木博通	デザインプロテクト 2015 No.106 Vol.28-2	2015	0
670	意匠法の問題圏 第 11 回 - 保護対象 V 部分意匠⑤	梅澤 修	デザインプロテクト 2015 No.106 Vol.28-2	2015	0
671	株式会社デンソーにおけるデザインとその保護の取り組み	折笠 弦、稲垣浩司	デザインプロテクト 2015 No.106 Vol.28-2	2015	0
672	デザイン行政の今(Vol.18)INTERVIEW 意匠制度の有効性を知ってほしい	久保田 大輔	デザインプロテクト 2015 No.106 Vol.28-2	2015	0
673	意匠制度とデザイナー	峯 唯夫	デザインプロテクト 2015 No.107 Vol.28-3	2015	0

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
674	産業立法によるデザイン保護の経済的意義	鈴木公明	デザインプロテクト 2015 No.107 Vol.28-3	2015	0
675	意匠法の問題圏 第 12 回 - 保護対象 V 部分 意匠⑥	梅澤 修	デザインプロテクト 2015 No.107 Vol.28-3	2015	0
676	株式会社ニコンにおけるデザインとその保護の取り組み	浅野英昭	デザインプロテクト 2015 No.107 Vol.28-3	2015	0
677	商標権、意匠権と著作権の抵触関係	土肥一史	デザインプロテクト 2015 No.108 Vol.28-4	2015	0
678	デザインの創造、保護、活用における法的、実務的 課題 - 東京五輪・パラリンピックのエンブレム問題を踏まえて	石田正泰	デザインプロテクト 2015 No.108 Vol.28-4	2015	0
679	インダストリアルデザイナーと意匠権	堀越敏晴	デザインプロテクト 2015 No.108 Vol.28-4	2015	0
680	ビジョン株式会社におけるデザイン保護の取り組み	山中英子	デザインプロテクト 2015 No.108 Vol.28-4	2015	0
681	パラダイムが変わる	五味飛鳥	デザインプロテクト 2015 No.108 Vol.28-4	2015	0
682	意匠検索システム構築の背景と今後 (特許情報施 策および事業)	山田 繁和	Japio year book 2015(特集・寄稿集編) p.120-123	2015	0
683	五輪エンブレム問題で表出したデザイン保護法制の 課題 (HOT/COOL Player)	杉光一成	NBL	2015	1
684	椅子デザインにも「著作権」—知財高裁「実用品は 意匠権」から一転	渋谷高弘	日本経済新聞	2015	1
685	ドイツにおけるバースデイトレイン判決	Thomas ChristianR.、日本国 際知的財産保護協 会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2015	1
686	中国の知財関連判決紹介 (10) <海外情報>	北京魏啓学法律事 務所・北京林達劉知 識産権研究所	A.I.P.P.I.	2015	1
687	裁判例評釈 いわゆる応用美術の著作物性判断基 準につき従前の立場を変更した知財高裁第 2 部判 決 (平成 27.4.14 知財高判) (特集 著作権)	森本晃生	パテント	2015	1
688	模倣品に悩むファッション業界—デザイン保護へ 権 利意識高める (知財戦略フロンティア)	渋谷高弘	日本経済新聞	2015	1
689	" Identity of Designs " : Differences in the Practices of National/Regional IP Offices When Assessing Priority Claims under the Paris Convention	Japan Patent Office Project "Study on Scope of Effects of Design Rights and of Acts Found to be Infringements in Countries and Regions" Working Group・AIPPI・ JAPAN, International IP Legislation Research Office	A.I.P.P.I. International ed.	2015	1
690	OHIM ニュース (79) <海外情報>	欧州共同体商標意 匠庁、日本国際知的 財産保護協会事務 局/訳	A.I.P.P.I.	2015	1

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
691	ジュネーブ改正協定を適切に実施するための規定の整備（意匠法等の改正）について（特集 動き出す新制度—平成 26 年特許法等改正）	坂田麻智	特技懇	2015	1
692	我が国の意匠制度の歴史＜寄稿＞	山田繁和	特技懇	2015	1
693	意匠の類否判断における需要者の意義と可能性（1）（シリーズデザイン）	鈴木公明	特技懇	2015	1
694	画面ユーザーインターフェースの保護事例＜紹介＞	平成 25 年度ソフトウェア委員会第 1 部会	パテント	2015	1
695	画像デザインの開発手法の実態に関する調査研究（要約）	安部敬	知財研紀要	2015	1
696	ファッションショーの表現要素に関して応用美術の著作物該当性と実演該当性が争われた事例（平成 26.8.28 知財高判）	本山雅弘	『速報判例解説（17）（法学セミナー増刊）』所収	2015	1
697	応用美術の著作物性が肯定された事例—TRIPP TRAPP 事件（上）（平成 27.4.14 知財高判）＜判例解説＞	田村善之	ビジネス法務	2015	1
698	応用美術の著作物性に関する判断基準の提言—今一度、主観的要件はいかがでしょう＜提言＞（特集 著作権）	中川信治	パテント	2015	1
699	知財マスターへのエピソード(Lesson10)意匠の形態の類否判断[大阪地裁平成 23.9.15 判決]	中川 浄宗	発明 112(1):2015.1 p.20-23	2015	1
700	新時代の商標・意匠・不正競争防止法 Q&A(第 9 回)	内田 誠	知財ふりずむ：知的財産情報 13=148:2015.1 p.57-65	2015	1
701	産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第 3 回意匠審査基準ワーキンググループ 配付資料	特許庁	知財ふりずむ：知的財産情報 13=148:2015.1 p.66-104	2015	1
702	中国の知財関連判決紹介（2）＜海外情報＞	北京魏啓学法律事務所・北京林達劉知識産権研究所	A.I.P.P.I.	2015	2
703	OHIM ニュース（80）＜海外情報＞	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2015	2
704	意匠行政を振り返って—デザイン（意匠）の保護と創作の奨励という原点を思う	本多誠一	発明 112(2):2015.2 p.47-51	2015	2
705	新時代の商標・意匠・不正競争防止法 Q&A(第 10 回)	永田 貴久	知財ふりずむ：知的財産情報 13=149:2015.2 p.109-114	2015	2
706	OHIM ニュース（81）＜海外情報＞	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2015	3
707	知的財産関連の動向	下道晶久・水野みな子	A.I.P.P.I.	2015	3
708	ハーグ協定に基づく意匠の国際登録制度—ジュネーブ改正協定と平成 26 年改正意匠法の概要	渡邊知子	特許研究（59）:2015.3 p.6-17	2015	3
709	意匠の審査について—審査業務を運用するための準備と管理	温品博康	発明 112(3):2015.3 p.41-45	2015	3
710	立体商標の登録拒絶事由の解釈（EC 企業法判例研究 192）	今野裕之	国際商事法務	2015	3

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
711	インドネシアの知財紛争と知財関連法制の最新情報：主として商標法、意匠法の側面から（インドネシア知財制度の現地調査の概要報告：日弁連知的財産センター・弁護士知財ネット合同調査）	ジヨコ スリスティヨノ	知財ぶりずむ：知的財産情報 13=150:2015.3 p.11-15	2015	3
712	新時代の商標・意匠・不正競争防止法 Q&A(第 11 回)	室谷 和彦	知財ぶりずむ：知的財産情報 13=150:2015.3 p.61-66	2015	3
713	WIPO 意匠登録—欧州の経験から<海外情報>	Jimenez Araceli Blanco、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.60(4):2015.4	2015	4
714	OHIM ニュース (82) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.60(4):2015.4	2015	4
715	知的財産関連の動向	木村一弘	A.I.P.P.I.60(4):2015.4	2015	4
716	欧州情報	CIPIC 事務局	CIPIC ジャーナル	2015	4
717	意匠の活用について—警告書を受領したら (1)	奥野貴男	発明 112(4):2015.4 p.50-53	2015	4
718	特別対談 中村遥子(意匠審査官)×雨宮ひとみ(デザイナー)：デザインの護り人・創り人	中村 遥子, 雨宮 ひとみ	発明 112(4):2015.4 p.5-11	2015	4
719	ファッションショーにおける美的表現と応用美術の著作物該当性 (平成 26.8.28 知財高判)	本山雅弘	『平成 26 年度重要判例解説 (ジュリスト臨時増刊 1479)』所収	2015	4
720	「商品の機能を確保するために不可欠な形態」の意義が争われた事例 (くしゃつと水切りざる事件) (平成 23.10.3 大阪地判)	山神清和	『速報判例解説 (16) (法学セミナー増刊)』所収	2015	4
721	不正競争防止法 2 条 1 項 3 号とありふれた商品形態<論説・解説>	泉克幸	Law & Technology	2015	4
722	新時代の商標・意匠・不正競争防止法 Q&A(第 12 回)	吉川 景司	知財ぶりずむ：知的財産情報 13=151:2015.4 p.59-67	2015	4
723	意匠の国際登録制度について：ハーグ協定に基づく国際的なデザイン保護制度	特許庁	知財ぶりずむ：知的財産情報 13=151:2015.4 p.87-125	2015	4
724	ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度と我が国意匠法における取扱いの要点について	伊藤宏幸	A.I.P.P.I.60(5):2015.5	2015	5
725	マレーシア登録意匠：「Must Match」除外とスペアパーツに対するその影響 Veresdale v Doerwyn 判決後の状況<海外情報>	Lee, SiewLing・Chuah, JernErn、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.60(5):2015.5	2015	5
726	OHIM ニュース (83) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.60(5):2015.5	2015	5
727	意匠制度<特集>		特技懇	2015	5
728	我が国のハーグ協定加入の経緯と議論—ハーグ協定加入への軌跡を振り返って (特集 意匠制度)	山田繁和	特技懇	2015	5
729	ハーグ国際意匠登録制度における WIPO 国際事務局の役割 (特集 意匠制度)	吉田英生	特技懇	2015	5
730	ハーグ協定及びロカルノ協定加入の国会承認を得るまで (特集 意匠制度)	尾曲幸輔	特技懇	2015	5

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
731	意匠審査 (特集 意匠制度)	木村 恭子	特技懇	2015	5
732	公的研究と意匠制度 (特集 意匠制度)	油科 壮一	特技懇	2015	5
733	新規な意匠出願制度の試みについて (強い意匠権の確立を目指して) <提言> (特集 第 20 回知的財産権誌上研究発表会)	岡崎 信太郎	パテント 68(5)=791:2015.5 p.39-46	2015	5
734	GUI の意匠権の効力範囲 (特集 第 20 回知的財産権誌上研究発表会)	渡辺 和宏	パテント 68(5)=791:2015.5 p.47-53	2015	5
735	欧州共同体意匠と意匠権侵害—意匠権侵害判断基準と侵害訴訟における留意点	青木 博通	知財管理 65(5)=773:2015.5 p.574-584	2015	5
736	意匠の活用について—警告書を受領したら (2)	奥野 貴男	発明 112(5):2015.5 p.52-55	2015	5
737	産業財産権制度の知識と活用法(第 3 回)なぜ意匠権を取得するのか 実用新案制度について	寺岡 秀幸	近代中小企業 50(5)=657:2015.5 p.36-39	2015	5
738	新時代の商標・意匠・不正競争防止法 Q&A(第 13 回)	坂本 優	知財ふりずむ : 知的財産情報 13=152:2015.5 p.77-82	2015	5
739	ファッション・デザインの法的保護についての一考察—アメリカ法の議論を手がかりに	淵 麻依子	『はばたき—21 世紀の知的財産法 中山信弘先生古稀記念論文集』所収	2015	6
740	政省令をふまえた新商標の出願・意匠の国際登録 <実務解説>	青木 博通	ビジネス法務 15(6):2015.6 p.46-51	2015	6
741	OHIM ニュース (84) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.60(6):2015.6	2015	6
742	GUI 画像デザインの中国での意匠特許保護と現状	相澤 良明	知財管理 65(6)=774:2015.6 p.757-767	2015	6
743	意匠への期待—意匠権を用いた戦略的な知財活用に向けて	保倉 行雄	発明 112(6):2015.6 p.60-63	2015	6
744	著作権法における応用美術の保護のあり方	横山 久芳	『はばたき—21 世紀の知的財産法 中山信弘先生古稀記念論文集』所収	2015	6
745	新時代の商標・意匠・不正競争防止法 Q&A(第 14 回)	三木 孝彦	知財ふりずむ : 知的財産情報 13=153:2015.6 p.43-49	2015	6
746	海外情報 Design View : 世界規模での意匠検索	Araceli Blanco Jimenez	A.I.P.P.I.60(6):2015.6	2015	6
747	シンガポールにおける国際意匠出願手続き <海外情報>	Namazie, Farah Kan, Katherine、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2015	7
748	OHIM ニュース (85) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2015	7
749	韓国の判決紹介 (29) <海外情報>	宋ジノ	A.I.P.P.I.	2015	7
750	新時代の商標・意匠・不正競争防止法 Q&A(第 15 回)	森本 純	知財ふりずむ : 知的財産情報 13=154:2015.7 p.86-93	2015	7

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
751	OHIM ニュース (86) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2015	8
752	意匠の活用について—あるデザイナーの素朴な疑問	奥野貴男	発明 112(8):2015.8 p.56-59	2015	8
753	ファッションショーにおけるモデルの化粧や髪型と衣服やアクセサリのコーディネートが著作権性が否定された事例 (平成 26.8.28 知財高判) <最新判例批評 39>	奥邨弘司	判例評論	2015	8
754	東海支部開設日記念「知的財産セミナー2015: 特許・意匠・商標で活つ! : 成功事例に見る知財活用」開催報告	水野 祐啓, 加藤 光宏, 富澤 正 他	パテント 68(8)=794:2015.8 p.121-128	2015	8
755	新時代の商標・意匠・不正競争防止法 Q&A(第 16 回)	犬飼 一博	知財ぶりずむ : 知的財産情報 13=155:2015.8 p.68-74	2015	8
756	制度設計論 (2) : デザイン社会システムの設計—知識社会における実装知覚の世界観	菊池純一	青山ビジネスロー・レビュー	2015	9
757	OHIM ニュース (87) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2015	9
758	The International Registration System of Industrial Designs under the Geneva Act of the Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs and the Treatments Made under the Japanese Design Act	伊藤宏幸	A.I.P.P.I. International ed.	2015	9
759	問い直される実用品デザインの保護のルール—TRIPP TRAPP 事件知財高裁判決のインパクト (平成 27.4.14 知財高判) <判例紹介>	中川隆太郎	コピーライト	2015	9
760	意匠 <特集>		パテント 68(9)=795:2015.9	2015	9
761	部分意匠及び関連意匠に関する登録例, 審判決例の研究 <解説> (特集 意匠)	河野 隆一, 高野 登志雄, 仁科 勝史 他	パテント 68(9)=795:2015.9 p.5-30	2015	9
762	実務家のための米国・欧州・韓国意匠出願のガイドライン <解説> (特集 意匠)	垣木 晴彦, 林 美和, 小松 悠有子 他	パテント 68(9)=795:2015.9 p.31-56	2015	9
763	ベトナムにおける意匠の新規性判断の手法について「意匠の基礎となる造形特徴」とは? (特集 意匠)	Long, TranNam・岡田貴子	パテント 68(9)=795:2015.9 p.57-62	2015	9
764	部分意匠に係る意匠権の侵害について (特集 意匠)	青木大也	パテント 68(9)=795:2015.9 p.63-70	2015	9
765	機能性を有する製品の外観をトレードドレスで保護することは難しい—Apple Inc. v. Samsung Electronics Co. Ltd. et. Al.—2015 年 5 月 18 日 CAFC 判決 (米国知財重要判例紹介 102)	森下梓	国際商事法務	2015	9
766	IP High Court Judgment That Recognized the Copyrightability of Tripp Trapp for the First Time(平成 27.4.14 知財高判)	相良由里子	A.I.P.P.I. International ed.	2015	9
767	応用美術 (椅子) の著作物性 (平成 27.4.14 知財高判) <知財判例速報>	小林利明	ジュリスト	2015	9

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
768	新時代の商標・意匠・不正競争防止法 Q&A(第17回・完)	山崎 道雄	知財ぶりずむ：知的財産情報 13=156:2015.9 p.55-62	2015	9
769	韓国におけるハーグ協定ジュネーブ改正協定によるデザインの国際出願制度の要点に関して	金廷二	A.I.P.P.I.	2015	11
770	OHIM ニュース (88) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2015	11
771	知的財産関連の動向		A.I.P.P.I.	2015	11
772	デザインの法的保護とその限界—五輪エンブレム問題を通して<時の問題>	水野祐	月刊法学教室	2015	11
773	応用美術の著作物性が肯定された事例—TRIPP TRAPP 事件(下)(平成 27.4.14 知財高判)<判例解説>	田村善之	ビジネス法務	2015	11
774	ファッションショーにおける化粧、髪型のスタイリング、衣装やアクセサリの選択とコーディネートにつき著作物性を否定した事例(1)(平成 25.7.19 東京地判,平成 26.8.28 知財高判)<判例研究>	橋谷俊	知的財産法政策学研究(北海道大学大学院)	2015	11
775	ニュース報道における記事見出しに著作物性はないとされたが、無償でこれを自己の営業に使用することは社会的な相当性を欠き不法行為が成立するとされた事例(平成 17.10.6 知財高判)	諏訪野大	『下級審商事判例評釈(平成 16 年—20 年)(慶応義塾大学法学研究会叢書 86)』所収	2015	11
776	不正競争, 商標, 意匠<2015 年学説の動向>	志賀典之・足立勝・五味飛鳥	『年報知的財産法 2015—2016』所収	2015	12
777	英国意匠アップデート	Clark, Tania、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.60(12):2015.12 p.1086-1	2015	12
778	OHIM ニュース (89) <海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2015	12
779	産業構造審議会知的財産分科会 意匠制度小委員会第 8 回意匠審査基準ワーキンググループ配付資料	特許庁	知財ぶりずむ：知的財産情報 14=159:2015.12 p.58-119	2015	12
780	画像を含む意匠に適用される新しい意匠審査基準について	伊藤宏幸	デザインプロテクト 2016 No.109 Vol.29-1	2016	0
781	商標法改正 改正商標法(平成 27 年 4 月 1 日施行)の下における意匠と商標の新たな関係：意匠なのか、商標なのか(1)	青木博通	デザインプロテクト 2016 No.109 Vol.29-1	2016	0
782	意匠制度活用活性化に関する考察	石田正泰	デザインプロテクト 2016 No.109 Vol.29-1	2016	0
783	オムロンヘルスケア株式会社におけるデザイン保護の取り組み	山田真幸、湯本将彦	デザインプロテクト 2016 No.109 Vol.29-1	2016	0
784	商標法改正 改正商標法(平成 27 年 4 月 1 日施行)の下における意匠と商標の新たな関係：意匠なのか、商標なのか(2)	青木 博通	デザインプロテクト 2016 No.109 Vol.29-2	2016	0
785	意匠制度研究 1991 年の EC 委員会「インダストリアルデザインの法的保護に関するグリーンペーパー」を読み返す	朝倉 悟	デザインプロテクト 2016 No.109 Vol.29-2	2016	0
786	意匠法の問題圏(第 13 回)保護対象(6)視覚的美感(1)	梅澤 修	デザインプロテクト 2016 No.109 Vol.29-2	2016	0
787	部分意匠の類否判断—破線の解釈を中心として	峯 唯夫	デザインプロテクト 2016 No.111 Vol.29-3	2016	0

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
788	複数の知的財産法によるデザイン保護の可能性 II	大塚理彦	デザインプロテクト 2016 No.111 Vol.29-3	2016	0
789	商標法改正 改正商標法(平成 27 年 4 月 1 日施行)の下における意匠と商標の新たな関係 : 意匠なのか、商標なのか(3)	青木 博通	デザインプロテクト 2016 No.111 Vol.29-3	2016	0
790	意匠類似論 I	藤木和雄	デザインプロテクト 2016 No.111 Vol.29-3	2016	0
791	株式会社プリチストンが中国メーカーとの意匠権侵害訴訟と無効審判訴訟に勝訴	趙嘉祥	デザインプロテクト 2016 No.112 Vol.29-4	2016	0
792	改正商標法 (平成 27 年 4 月 1 日施行) の下における意匠と商標の新たな関係 - 意匠なのか、商標なのか IV	青木博通	デザインプロテクト 2016 No.112 Vol.29-4	2016	0
793	意匠類似論 II	藤木和雄	デザインプロテクト 2016 No.112 Vol.29-4	2016	0
794	意匠法の問題圏 第 14 回 - 保護対象 VI 視覚的美観②	梅澤 修	デザインプロテクト 2016 No.112 Vol.29-4	2016	0
795	デザイン行政の今(Vol.22)INTERVIEW 意匠審査の査定を支える品質管理	綿貫 浩一	デザインプロテクト 2016 No.112 Vol.29-4	2016	0
796	意匠の類似と物品の類似 : 知的財産権の範囲と物品等の意義 (年報発刊 40 周年記念)	青木 大也	日本工業所有権法学会 年報 / 日本工業所有 権法学会 編 (40):2016 p.19-38	2016	0
797	類否判断における意匠の物品性が果たす役割 : 部分意匠及び画像意匠の類否判断の場面を含めて (年報発刊 40 周年記念)	五味 飛鳥	日本工業所有権法学会 年報 / 日本工業所有 権法学会 編 (40):2016 p.185-200	2016	0
798	中国の法改正・判例紹介(16)中国における意匠権失効後の権利保護の可能性に関する研究	魏 啓学, 陳 傑, 王 洪亮	知財研フォーラム / 知的 財産研究所 編 105:2016.春 p.53-60	2016	0
799	意匠法による画像デザインの保護の拡充について : 2016 年 4 月 1 日の意匠審査基準の改訂とそれを踏まえた現行意匠法の考え方	山田 繁和	知財研フォーラム / 知的 財産研究所 編 107:2016.秋 p.38-44	2016	0
800	登録意匠の価値を表す指標 : 意匠の被引用数についての探索的研究	吉岡(小林) 徹, 渡部 俊也	日本知財学会誌 12(3):2016 p.72-95	2016	0
801	インドの知財判決等紹介 (7) <海外情報>	Lakshmikumaran&S ridharan,、日本国際 知的財産保護協会 事務局/訳	A.I.P.P.I.	2016	1
802	意匠の類似 (平成 28.7.13 知財高判) <知財判例速報>	田中浩之	ジュリスト	2016	1
803	知っておきたい最新著作権判決例 (2) - 大阪市ピクトグラム等利用事件 ローカルピクトグラム及び地図デザインの著作物性が争われた事例 (平成 27.9.24 大阪地判) <解説> (特集 著作権)	榎田剛	パテント	2016	1
804	OHIM ニュース (91) <海外情報>	欧州共同体商標意 匠庁、日本国際知的 財産保護協会事務 局/訳	A.I.P.P.I.	2016	1
805	OHIM ニュース (90) <海外情報>	欧州共同体商標意 匠庁、日本国際知的 財産保護協会事務 局/訳	A.I.P.P.I.	2016	1
806	我が国における日本居住者及び外国居住者の意匠登録出願動向<寄稿>	平田哲也	特技懇	2016	1

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
807	知財権ミックスによるブランディング支援—新たな商標の意義 (シリーズデザイン)	鈴木公明	特技懇	2016	1
808	著作権を補強する意匠と商標 (ミニ講演) <平成27年度弁理士の日 日本弁理士会近畿支部記念講演会「キャラクタービジネスから学ぶ著作権と知財戦略」第2部パネルディスカッション>	松井宏記	パテント 69(1)=799:2016.1	2016	1
809	意匠の活用について—商標と比較しながら	奥野貴男	発明 113(1):2016.1 p.52-55	2016	1
810	イノベーションの軌跡 全国発明表彰受賞者にきく 平成27年度 経済産業大臣発明賞 高画質と高音質が融合した究極の一枚板「磁性流体スピーカーを搭載した4K液晶テレビ」の意匠(意匠登録第1486295号)	田幸 宏崇	発明 113(1):2016.1 p.22-25	2016	1
811	知っておきたい最新著作権判決例(1)—TRIPP TRAPP 事件 応用美術(幼児用椅子)の著作物性を肯定した事例(平成27.4.14知財高判)<解説>(特集 著作権)	石神恒太郎	パテント 69(1)=799:2016.1	2016	1
812	インドの知財判決等紹介(3)<海外情報>	Lakshmikumaran&Sridharan、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2016	2
813	最近の裁判例における「著作物性」(特集 知的財産権法の最前線)	早稲田祐美子	自由と正義	2016	2
814	応用美術の保護をめぐる著作権法のインターフェイスについて<講演録>	本山雅弘	コピーライト	2016	2
815	画像デザインの保護の拡充について—意匠審査基準の改訂とそれを踏まえた現行意匠法の考え方	山田正人・山田繁和	NBL(1070):2016.3.15 p.70-77	2016	3
816	ジェネリック家具と知的財産に関する考察	鈴木香織	日本大学知財ジャーナル	2016	3
817	中国の知財関連判決紹介(15)<海外情報>	北京魏啓学法律事務所・北京林達劉知識産権研究所	A.I.P.P.I.	2016	3
818	OHIM ニュース(92)<海外情報>	欧州共同体商標意匠庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2016	3
819	不正競争防止法2条1項3号による保護と意匠法による保護—デッド・コピー規制を非登録型デザイン保護制度としてみた場合の可能性と課題(研究報告 続 複数の知的財産法による保護の交錯—実務上の課題を中心として)	五味飛鳥	パテント 69(4)=802(別冊14):2016.3 p.6-14	2016	3
820	商標法、意匠法及び不正競争防止法における同一性と類似性(研究報告 続 複数の知的財産法による保護の交錯—実務上の課題を中心として)	宮脇正晴	パテント 69(4)=802(別冊14):2016.3 p.15-20	2016	3
821	企業内の創作活動と成果の帰属等に関する知的財産法の交錯—職務発明と工業デザイン創作に焦点をあわせて(研究報告 続 複数の知的財産法による保護の交錯—実務上の課題を中心として)	外川英明	パテント 69(4)=802(別冊14):2016.3	2016	3
822	商標法、意匠法及び不競法における混同(研究報告 続 複数の知的財産法による保護の交錯—実務上の課題を中心として)	末吉互	パテント 69(4)=802(別冊14):2016.3 p.36-46	2016	3
823	商標的使用と意匠的使用(研究報告 続 複数の知的財産法による保護の交錯—実務上の課題を中心として)	足立勝	パテント 69(4)=802(別冊14):2016.3 p.84-100	2016	3
824	イノベーションとデザイン・ブランドの関係	杉光一成	特許研究	2016	3

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
825	デザイン保護における意匠権の役割と、意匠制度の重要性<解説> (特集 食品・医薬と知的財産)	竹本一志	パテント	2016	3
826	意匠登録を受ける権利の本旨<考察>	秋山高	パテント 69(3)=801:2016.3 p.113-120	2016	3
827	実用品デザイン (応用美術) の保護範囲 (創作部分の抽出の有様と類否判断について) —TRIPP TRAPP 事件 (平成 27.4.14 知財高判)	三山峻司	知財管理	2016	3
828	応用美術についての一考察—知財高裁ファッションショー事件を契機として	設樂隆一	『知的財産・コンピュータと法—野村豊弘先生古稀記念論文集』所収	2016	3
829	応用美術の保護—TRIPP TRAPP 事件控訴審判決をふまえて (平成 27.4.14 知財高判) (研究報告 続 複数の知的財産法による保護の交錯—実務上の課題を中心として)	金子敏哉	パテント	2016	3
830	近時の応用美術の著作物性に関する裁判例についての一考察	中山岳洋	学習院大学大学院法学研究科法学論集	2016	3
831	商品形態の標識法上の保護 (研究報告 続 複数の知的財産法による保護の交錯—実務上の課題を中心として)	横山久芳	パテント	2016	3
832	応用美術としての椅子のデザインの著作物性 (平成 27.4.14 知財高判)	井上由里子	『平成 27 年度重要判例解説 (ジュリスト臨時増刊 1492)』所収	2016	4
833	デザインと「意匠」 (進化する知的財産法務 AtoZ4)	山口裕司	ビジネス法務 16(4):2016.4 p.152-156	2016	4
834	Ethicon Endo-Surgery v. Covidien 事件—事件のレビュー及び実務的考察	Mehta, MikuH.、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2016	4
835	中国の知財関連判決紹介 (16) <海外情報>	北京魏啓学法律事務所・北京林達劉知識産権研究所	A.I.P.P.I.	2016	4
836	EUIPO ニュース (93) <海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2016	4
837	意匠的使用の商標的使用該当性—SHIPS 事件 (平成 26.11.14 東京地判) <判例研究>	泉克幸	Law & Technology (71):2016.4 p.57-67	2016	4
838	幼児用椅子 TRIPP TRAPP の著作物性とその侵害関係の存否 (TRIPP TRAPP II 事件) (平成 27.4.14 知財高判)	本山雅弘	『速報判例解説 (18) (法学セミナー増刊)』所収	2016	4
839	不正競争防止法 2 条 1 項 3 号 (商品形態模倣) の「商品」該当性、応用美術の著作物性をいずれも否定した事例 (平成 28.1.14 東京地判) (知的財産権判例ニュース)	生田哲郎・森本晋	発明 113(4):2016.4	2016	4
840	画像意匠の保護拡充について有識者にインタビュー	林 真紀, 松井 宏記	発明 113(4):2016.4 p.32-35	2016	4
841	立体商標の侵害判断について (エルメス立体商標事件) (平成 26.5.21 東京地判)	泉克幸	『速報判例解説 (18) (法学セミナー増刊)』所収	2016	4
842	EUIPO ニュース (94) <海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2016	5

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
843	美術作品の特有性と「追及権」 (Copyright Essay)	梅憲男	コピライト	2016	5
844	幼児用椅子 TRIPP TRAPP は果たして著作物なのか—「美術の範囲」の解釈の深化を目指して (平成 27.4.14 知財高判) <考察>	木村剛大	パテント	2016	5
845	展示会への出品と商品形態模倣規制 (平成 28.1.14 東京地判) <知財判例速報>	小泉直樹	ジュリスト	2016	5
846	新判決例研究(第 238 回)本意匠及び関連意匠に係る意匠権の侵害並びにその損害の額の推定について[東京地裁平成 27.2.26 判決]	村林 隆一, 佐合 俊彦	知財ぶりずむ : 知的財産情報 14=164:2016.5 p.11-23	2016	5
847	EUIPO ニュース (95) <海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局 / 訳	A.I.P.P.I.61(6):2016.6	2016	6
848	議題(意匠) 意匠保護の要件 (国際会議資料 ミラノ AIPPI 国際総会(2016 年)の議題に対する日本部会の意見(1))	奥山 尚一, 青木 博通	A.I.P.P.I.61(6):2016.6	2016	6
849	部分意匠の類否判断について (平成 28.1.27 知財高判)	原田雅美	知財管理 66(6)=786:2016.6 p.686-696	2016	6
850	著作権活用の留意点—ビジネスとオープンデザイン	奥野貴男	発明	2016	6
851	画像デザインの保護拡充! 商標・意匠審査基準の改訂 <実務解説>	青木博通	ビジネス法務 16(7):2016.7 p.132-137	2016	7
852	EUIPO ニュース (96) <海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局 / 訳	A.I.P.P.I.	2016	7
853	[欧州] 意匠法上の“修理条項”の商標の使用への適用可能性について (欧州司法裁判所 (第3部) 2015 年 10 月 6 日決定) <海外注目判決 15>	Einsel, Felix-Reinhard	知財管理 66(7)=787:2016.7 p.845-856	2016	7
854	アクセサリーの著作権保護の検討—シリーズ・ネックレス事件からアクセサリー (装身具) の著作権法による保護の考察 (平成 28. 2. 25 東京地判) <寄稿・解説>	金井倫之	CIPIC ジャーナル	2016	7
855	応用美術に対する著作権による保護について—知財高裁平成 27 年 4 月 14 日判決「TRIPP TRAPP 事件」を中心として <講演録>	清水節	コピライト	2016	7
856	行政情報 特許庁 画像を含む意匠に適用される新しい意匠審査基準		Law & technology (72):2016.7 p.153-155	2016	7
857	イノベーションの軌跡 全国発明表彰受賞者にきく 平成 27 年度 朝日新聞発明賞 所作の検証から導き出した波型形状「生音再現技術を搭載した金管楽器用消音器」の意匠(意匠登録第 1499082 号)	辰巳 恵三	発明 = The invention 113(7):2016.7	2016	7
858	中国の知財関連判決紹介 (20) <海外情報>	北京魏啓学法律事務所・北京林達劉知識産権研究所	A.I.P.P.I.	2016	8
859	応用美術と著作権 (平成 27.4.14 知財高判) <特別寄稿>	中山信弘	論究ジュリスト	2016	8
860	特許, 意匠及び商標の公開情報に基づいた知財戦略の分析	日本知的財産協会 情報検索委員会第 2 小委員会	知財管理 66(8)=788:2016.8 p.979-990	2016	8
861	意匠から見た知的財産ミックスの研究	日本知的財産協会 意匠委員会第 2 小委員会	知財管理 66(8)=788:2016.8 p.991-1006	2016	8

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
862	応用美術 (Q&A 著作権相談から)	早稲田祐美子	コピーライト	2016	8
863	ハーグシステムによる国際意匠登録制度の活用方法及び留意点	副田圭介	A.I.P.P.I.61(9):2016.9	2016	9
864	第14回: AIPPI日中韓 Trilateral Meeting 2016の開催報告<国際会議報告>	大貫敏史・小栗久典・駒谷剛志・乾裕介・阿部正俊	A.I.P.P.I.61(9):2016.9	2016	9
865	中国の知財関連判決紹介(21)<海外情報>	北京魏啓学法律事務所・北京林達劉知識産権研究所	A.I.P.P.I.61(9):2016.9	2016	9
866	EUIPO ニュース(98)<海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.61(9):2016.9	2016	9
867	画像を含む意匠に関する意匠審査基準の改訂(特集 品質管理・審査基準等改訂)	木本直美	特技懇	2016	9
868	イギリスのEU離脱による欧州商標・意匠制度への影響について<考察>	下井功介	パテント 69(11)=809:2016.9 p.120-131	2016	9
869	ファッションショーにおける化粧、髪型のスタイリング、衣装やアクセサリーの選択とコーディネートにつき著作物性を否定した事例(2完)<判例研究>	橋谷俊	知的財産法政策学研究 (北海道大学大学院)	2016	9
870	知財判例速報 意匠の類似[知財高裁平成28.7.13判決]	田中 浩之	ジュリスト (1498):2016.10 p.8-9	2016	9
871	EUIPO ニュース(99)<海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2016	11
872	Expansion of Protection of the Design of a Graphic Image on a Screen under the Design Act — Amendment of the Examination Guidelines for Design on April 1, 2016 and Attitude to Current Design Act in View of the Amendment	山田繁和	A.I.P.P.I. International ed.	2016	11
873	Overview of IP-Related Judgments Handed Down by Japanese Courts in the First Half of 2016	城山康文	A.I.P.P.I. International ed.	2016	11
874	意匠審査基準・創作非容易性の検討(シリーズデザイン)	鈴木公明	特技懇	2016	11
875	意匠の活用について—意匠公報の内容と見たいところ	奥野貴男	発明 113(11):2016.11 p.56-59	2016	11
876	オークション用カタログへの美術作品画像の掲載(平成28.6.22知財高判)<知財判例速報>	小泉直樹	ジュリスト	2016	11
877	デザイン書体の著作物性[装飾文字「趣」事件](平成11.9.21大阪地判)	田上麻衣子	『著作権判例百選<第5版>(別冊ジュリスト231)』所収	2016	12
878	ロゴマークの著作物性[「Asahi」ロゴマーク事件:控訴審](平成8.1.25東京高判)	長塚真琴	『著作権判例百選<第5版>(別冊ジュリスト231)』所収	2016	12
879	欧州デザイン保護法制と日本法の展望<特集>		『年報知的財産法2016-2018』所収	2016	12
880	欧州におけるデザイン保護法制<講演>(特集 欧州デザイン保護法制と日本法の展望)	アネット・クア	『年報知的財産法2016-2017』所収	2016	12
881	欧州法と日本法の親和性<コメント>(特集 欧州デザイン保護法制と日本法の展望)	本山雅弘	『年報知的財産法2016-2017』所収	2016	12

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
882	デザインの重複保護<コメント> (特集 欧州デザイン保護法制と日本法の展望)	上野達弘	『年報知的財産法 2016 - 2017』所収	2016	12
883	不正競争, 商標, 意匠<2016年学説の動向>	志賀典之・末宗達行・五味飛鳥	『年報知的財産法 2016 - 2017』所収	2016	12
884	欧州における知財の動き<2016年諸外国の動向>	アインゼル・フェリックス = ラインハルト・バーナード正子・矢島裕之・眞峯伸哉	『年報知的財産法 2016 - 2017』所収	2016	12
885	インドの知財判決等紹介 (8) <海外情報>	Lakshmikumaran&Sridharan、国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.61(12):2016.12	2016	12
886	EUIPO ニュース (100) <海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.61(12):2016.12	2016	12
887	議題(意匠): 意匠保護の要件 (国際会議報告 2016年 AIPPI 総会: ミラノ(2))	青木 博通	A.I.P.P.I.61(12):2016.12	2016	12
888	意匠登録を受ける権利の事例研究—意匠登録を受ける権利の本旨 (2) <考察>	秋山高	パテント 69(15)=813:2016.12 p.90-97	2016	12
889	有体物と無体物〔顔真二自書建中告身帖事件: 上告審〕(昭和 59.1.20 最高二小判)	上野達弘	『著作権判例百選<第5版> (別冊ジュリスト 231)』所収	2016	12
890	応用美術 (1) — 一人形〔ファービー人形事件: 控訴審〕(【1】【2】平成 14.7.9 仙台高判)	水戸重之	『著作権判例百選<第5版> (別冊ジュリスト 231)』所収	2016	12
891	応用美術 (2) — 仏壇彫刻〔仏壇彫刻事件〕(昭和 54.7.9 神戸地姫路支判)	青木博通	『著作権判例百選<第5版> (別冊ジュリスト 231)』所収	2016	12
892	応用美術 (3) — フィギュア〔チョコエッグ事件: 控訴審〕(平成 17.7.28 大阪高判)	本山雅弘	『著作権判例百選<第5版> (別冊ジュリスト 231)』所収	2016	12
893	応用美術 (4) — 椅子〔トリップ・トラップ事件: 控訴審〕(平成 27. 4. 14 知財高判)	奥邨弘司	『著作権判例百選<第5版> (別冊ジュリスト 231)』所収	2016	12
894	類似性 (6) — 美術〔舞台装置 (赤穂浪士) 事件: 控訴審〕(平成 12.9.19 東京高判)	金井重彦	『著作権判例百選<第5版> (別冊ジュリスト 231)』所収	2016	12
895	引用 (2) — 美術全集への掲載〔藤田嗣治事件: 控訴審〕(昭和 60.10.17 東京高判)	高部眞規子	『著作権判例百選<第5版> (別冊ジュリスト 231)』所収	2016	12
896	公開美術著作物の利用〔バス車体絵画事件〕(平成 13.7.25 東京地判)	小島立	『著作権判例百選<第5版> (別冊ジュリスト 231)』所収	2016	12
897	販売差止め等請求事件 (平成 28.9.28 東京地判) <判例読解ナビゲーション>	笥圭	発明	2016	12
898	一意匠一出願について — 「容器付冷菓事件」に関連して	小林 徹	デザインプロテクト 2017 No.113 Vol.30-1	2017	0
899	「雪肌精」の容器が台湾において立体商標として登録—文字がなくても識別力があると認定	稲川 敬	デザインプロテクト 2017 No.113 Vol.30-1	2017	0
900	EU 意匠法におけるスペアパーツの保護を巡る最近の議論	茶園成樹	デザインプロテクト 2017 No.113 Vol.30-1	2017	0

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
901	意匠法の問題圏 第 15 回 - 保護対象 VI 視覚的美観③	梅澤 修	デザインプロテクト 2017 No.113 Vol.30-1	2017	0
902	ダイキン工業株式会社におけるデザインとその保護の取り組み	有本拓也	デザインプロテクト 2017 No.113 Vol.30-1	2017	0
903	中国意匠制度および出願の最新動向と無効審判、侵害訴訟の事例紹介 I	趙 嘉祥	デザインプロテクト 2017 No.114 Vol.30-2	2017	0
904	株式会社エンジニアにおけるデザインとその保護の取り組み	高崎充弘	デザインプロテクト 2017 No.114 Vol.30-2	2017	0
905	画像デザインの保護 - 改訂意匠審査基準と法律論の現状	古城春実	デザインプロテクト 2017 No.114 Vol.30-2	2017	0
906	中国意匠制度および出願の最新動向と無効審判、侵害訴訟の事例紹介 II	趙 嘉祥	デザインプロテクト 2017 No.115 Vol.30-3	2017	0
907	応用美術と意匠 - 美術工芸品とデザインの視点から	水谷直樹	デザインプロテクト 2017 No.115 Vol.30-3	2017	0
908	グローバルにみた機能性と意匠権の保護範囲 I	青木博通	デザインプロテクト 2017 No.115 Vol.30-3	2017	0
909	意匠法の問題圏 第 16 回 - 意匠の表現と認定	梅澤 修	デザインプロテクト 2017 No.115 Vol.30-3	2017	0
910	株式会社ホンダアクセスにおけるデザイン保護活動	脇田秀一	デザインプロテクト 2017 No.115 Vol.30-3	2017	0
911	美容用顔面カバーの意匠の類似性を否定した事例 - 大阪地方裁判所平成 29 年 2 月 7 日判決・意匠権侵害差止等請求事件	岩佐祐希	デザインプロテクト 2017 No.116 Vol.30-4	2017	0
912	3D データの流通と意匠法	五味飛鳥	デザインプロテクト 2017 No.116 Vol.30-4	2017	0
913	意匠法の問題圏 第 17 回 - 意匠の表現と認定 II	梅澤 修	デザインプロテクト 2017 No.116 Vol.30-4	2017	0
914	ニチバン株式会社におけるデザインとその保護の取り組み	木村洋一	デザインプロテクト 2017 No.116 Vol.30-4	2017	0
915	米国の意匠特許制度への標準的批判 (特集 各国におけるデザイン保護法制 ; 意匠保護へのアプローチ)	Sarah BURSTEIN, 木村 剛大 訳	デザイン学研究特集号 : 日本デザイン学会誌 25(2)=98:2017 p.84-99	2017	0
916	意匠に対する保護アプローチ : BURSTEIN 論文をうけて (特集 各国におけるデザイン保護法制 ; 意匠保護へのアプローチ)	麻生 典	デザイン学研究特集号 : 日本デザイン学会誌 25(2)=98:2017 p.100-103	2017	0
917	意匠制度と 3D プリンター : 欧州の 4 つの推奨策 (特集 各国におけるデザイン保護法制 ; 意匠制度と 3D プリンター)	麻生 典	デザイン学研究特集号 : 日本デザイン学会誌 25(2)=98:2017 p.106-108	2017	0
918	ASEAN 各国における意匠・商標調査 (特許情報の高度な活用)	伊藤 徹男	Japio year book 2017 p.176-185	2017	0
919	シンガポールにおける意匠制度のリフォームについて : プロ・イノベーションの意匠制度を目指して (特集 アセアン諸国の知財制度)	藤本 一	日本知財学会誌 / 日本知財学会 編 14(2):2017 p.5-15	2017	0
920	国際的デザイン賞受賞製品に対する知的財産権による保護の実態から見えるもの : デザイン・イノベーションの成果は意匠制度により保護されているのか? (特集 企業戦略とデザイン・ブランド・マーケティング)	吉岡(小林) 徹, 秋池 篤	日本知財学会誌 / 日本知財学会 編 13(3):2017 p.39-55	2017	0
921	韓国改正デザイン保護法の紹介 <海外情報>	任瑞英	A.I.P.P.I.	2017	1
922	韓国の判決紹介 (53) <海外情報>	宋ジノ	A.I.P.P.I.	2017	1
923	意匠法とデザインの無体的利用, 無体物のデザイン - 著作権法との比較において <時論>	青木大也	ジュリスト	2017	1
924	アセアン諸国における部分意匠及び機能的意匠の考察	関川裕・山口現	知財管理	2017	1

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
925	中国の知財関連判決紹介 (37) <海外情報>	北京魏啓学法律事務所・北京林達劉知識産権研究所	A.I.P.P.I.	2017	1
926	EUIPO ニュース (112) <海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局 / 訳	A.I.P.P.I.	2017	1
927	米国知的財産法によるファッション・デザイン保護の現状と課題 (1)	関真也	A.I.P.P.I.	2017	1
928	EUIPO ニュース (101) <海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局 / 訳	A.I.P.P.I.	2017	1
929	意匠審査基準・創作非容易性の検討 (2) (シリーズデザイン)	鈴木公明	特技懇	2017	1
930	部分意匠の類否と当該部分の機能の類否—包装用箱事件 (平成 28.1.27 知財高判) <判例研究>	本山雅弘	Law & Technology (74):2017.1 p.64-74	2017	1
931	中国における警告書の送付と不正競争防止法の関係について—CR—V 意匠権侵害警告事件 最高人民法院 (2014) 民終三字第 7 号 2015 年 12 月 8 日判決—Mindray 特許権侵害警告事件 最高人民法院 (2015) 民甲字第 191 号 2015 年 5 月 19 日裁定 <解説>	毛立群	パテント 70(1)=814:2017.1 p.68-76	2017	1
932	商標法第 4 条第 1 項第 18 号の改正と立体商標の登録について (研究報告 新商標制度の総合的検討)	五味飛鳥	パテント	2017	1
933	商標法における機能と特徴 (研究報告 新商標制度の総合的検討)	末吉亙	パテント	2017	1
934	活用しやすい立体商標制度への一考察	岡本智之	パテント	2017	1
935	3D プリント (付加製造) : 現代の製造業における知的財産権の問題—欧州の場合	Prock, Thomas · Jefferies, Matthew · Sizer, Daniel · Shaw, Mike Moore, Michael、日本国際知的財産保護協会事務局 / 訳	A.I.P.P.I.	2017	2
936	米国知的財産法によるファッション・デザイン保護の現状と課題 (2)	関真也	A.I.P.P.I.	2017	2
937	EUIPO ニュース (102) <海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局 / 訳	A.I.P.P.I.	2017	2
938	Honda の不正商品対策—特許・意匠侵害に対する水際取締を中心として <寄稿>	足立幹也	CIPIC ジャーナル	2017	2
939	意匠制度における画像意匠の保護範囲 (今更聞けないシリーズ 115)	大塚哲生	知財管理 67(2)=794:2017.2 p.260-265	2017	2
940	著作権制度における美的創作物 (応用美術) の保護とその限界 (1) —制度間調整に基づく著作物相応性画定に向けての多元的アプローチ <Point of View>	作花文雄	コピーライト	2017	2
941	イノベーションの軌跡 全国発明表彰受賞者にきく 平成 28 年度 発明協会会長賞 作業者の視点から考	山田 亙	発明 114(2):2017.2 p.16-19	2017	2

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
	えたミニマルなデザイン「コンパクトでシンプルなタービン発電機」の意匠(意匠登録第 1517372 号)				
942	応用美術と著作権—保護と限界<シンポジウム>		著作権研究	2017	3
943	はじめに(シンポジウム 応用美術と著作権—保護と限界)	奥邨弘司	著作権研究	2017	3
944	ドイツにおける段階理論の放棄と日本法解釈論への示唆(シンポジウム 応用美術と著作権—保護と限界)	本山雅弘	著作権研究	2017	3
945	応用美術—それはカテゴリーではなく、利用方法のことである(シンポジウム 応用美術と著作権—保護と限界)	駒田泰土	著作権研究	2017	3
946	日本著作権法における応用美術—区別説(典型的除外説)の立場から(シンポジウム 応用美術と著作権—保護と限界)	金子敏哉	著作権研究	2017	3
947	討論(シンポジウム 応用美術と著作権—保護と限界)		著作権研究	2017	3
948	イギリスにおける応用美術の保護について(シンポジウム 応用美術と著作権—保護と限界)	今村哲也	著作権研究	2017	3
949	アメリカ法—著作権法による応用美術の保護と限界(シンポジウム 応用美術と著作権—保護と限界)	奥邨弘司	著作権研究	2017	3
950	応用美術と著作権について(日本法の観点から)(シンポジウム 応用美術と著作権—保護と限界)	吉田和彦	著作権研究	2017	3
951	著作権保護期間終了後の美術作品の写真利用—錦絵写真事件(平成 27.9.24 大阪地判)<判例研究>	小川明子	著作権研究	2017	3
952	意匠認証制度から見た瀬戸輸出陶磁器の特徴(1)—1970年7月~1971年6月の実態分析	古池嘉和	名古屋学院大学論集(社会科学篇)	2017	3
953	3D データとしてのデザインの保護と意匠法—3D スキャナ・3D プリントを素材に	青木大也	特許研究 (63):2017.3 p.37-44	2017	3
954	応用美術の西欧史的考察—諸技術の統合あるいは「美の一体性理論」をめぐって	澤田悠紀	特許研究 (63):2017.3	2017	3
955	デザインを通じたイノベーション活動を基軸とするシンガポールの展開<海外情報>	KatherineKan、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2017	3
956	応用美術における意匠権の保護と著作権の保護との交錯—選択型実務修習「知的財産関係の実務」著作権法演習の紹介を兼ねて	上野達弘・川田篤	法律実務研究 (32):2017.3 p.167-220	2017	3
957	ファッションプロダクトの多面的な保護	小川徹	日本大学知財ジャーナル	2017	3
958	応用美術の著作権による法的保護に関する中日比較	林娜	A.I.P.P.I.	2017	3
959	著作権制度における美的創作物(応用美術)の保護とその限界(2)—制度間調整に基づく著作物相応性画定に向けての多元的アプローチ<Point of View>	作花文雄	コピライト	2017	3
960	立体商標の類似性判断と著名商標の保護—エルメス・バーキン事件(平成 26. 5. 21 東京地判)	茅根豪・須川恵子	甲南法務研究	2017	3
961	日本における高齢者関連特許・意匠出願トレンド(特集 高齢化社会と知的財産)	野崎 篤志	特許 70(3)=816:2017.3 p.13-24	2017	3
962	イノベーションと将来業績および企業価値の関係:特許・意匠引用情報を用いた分析	成岡 浩一	経営分析研究 (33):2017.3 p.115-131	2017	3

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
963	一意匠一出願の原則（平成 28.9.21 知財高判）	青木大也	『平成 28 年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊 1505）』所収	2017	4
964	英国の EU 離脱（BREXIT）— 欧州における知的財産に関する影響	高橋洋江	A.I.P.P.I.	2017	4
965	2019 年前半に行われるカナダ知的財産法の大幅な変更 < 海外情報 >	鈴木晃司・ダフニー・レイソン	A.I.P.P.I.	2017	4
966	EUIPO ニュース（104） < 海外情報 >	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局 / 訳	A.I.P.P.I.	2017	4
967	著作権制度における美的創作物（応用美術）の保護とその限界（3）— 制度間調整に基づく著作物相応性画定に向けての多元的アプローチ < Point of View > [アメリカ・日本]	作花文雄	コピライト	2017	4
968	ゴルフシャフトデザイン事件（平成 28.12.21 知財高判） < 判例読解ナビゲーション >	筧圭	発明	2017	4
969	著作権の基礎知識— 実務に直結！	高原千鶴子	発明	2017	4
970	展示会への出展と商品形態模倣 / 応用美術（平成 28.11.30 知財高判） < 知財判例速報 >	田中浩之	ジュリスト	2017	4
971	手芸作品及び手芸レシピの法的保護	引地麻由子	パテント	2017	4
972	展示会への出展品の形態模倣と不正競争防止法 2 条 1 項 3 号— スティック形状加湿器事件（平成 28.11.30 知財高判） < 判例研究 >	泉克幸	Law & Technology	2017	4
973	展示会に出展されたが販売されなかった製品について、不正競争防止法 2 条 1 項 3 号の「他人の商品」に当たるとされた事例（平成 28.11.30 知財高判）（知的財産権判例ニュース）	生田哲郎・中所昌司	発明	2017	4
974	意匠の類似と物品の類似— 知的財産権の範囲と物品等の意義 < 研究報告 >	青木大也	『特許にすべきものは何か（日本工業所有権法学会年報 40）』所収	2017	5
975	類否判断における意匠の物品性が果たす役割— 部分意匠及び画像意匠の類否判断の場面を含めて	五味飛鳥	『特許にすべきものは何か（日本工業所有権法学会年報 40）』所収	2017	5
976	韓国における最近のデザイン審査基準の主な改正内容 < 海外情報 >	白仁慶	A.I.P.P.I.62(5):2017.5	2017	5
977	EUIPO ニュース（105） < 海外情報 >	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局 / 訳	A.I.P.P.I.62(5):2017.5	2017	5
978	The Overview of IP-Related Judgments Handed Down by Japanese Courts in the Latter Half of 2016	Yasufumi Shiroyama [城山康文]	A.I.P.P.I. International ed.	2017	5
979	意匠審査基準・創作非容易性の検討（3）（シリーズデザイン）	鈴木公明	特技懇	2017	5
980	言語の著作物（1）— デザイン性のない言語の保護（コピライト・ビギナー— 著作権のボーダーラインを学ぶ判例入門 2）	小坂準記	コピライト	2017	5
981	知財ミックスの落とし穴— 中国における機能性意匠と特許の矛盾	河野英仁	知財管理 67(5)=797:2017.5 p.712-720	2017	5
982	不正競争防止法 2 条 1 項 3 号の保護の開始時期— スティック加湿器事件（平成 28.1.14 東京地判、平成 28.11.30 知財高判） < 判例研究 >	比良友佳理	知的財産法政策学研究（北海道大学大学院）	2017	5

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
983	知的財産関連の動向 商標・意匠・地理的表示の保護についての国際ルール作成の動向		A.I.P.P.I.62(5):2017.5	2017	5
984	スマートフォンの構成部分に係るデザイン特許の侵害に関し、スマートフォン製品全体の利益額を基準に 3 億 9900 万ドルの賠償を命じた原判決を破棄した米国連邦最高裁判決 <海外情報>	後藤未来	A.I.P.P.I.	2017	6
985	インドの知財判決等紹介 (11) <海外情報>	Lakshmikumaran&Sridharan、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2017	6
986	EUIPO ニュース (106) <海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2017	6
987	言語の著作物 (2) —デザイン性のある言語の保護 (コピーライト・ビギナー—著作権のボーダーラインを学ぶ判例入門 3)	小坂準記	コピーライト	2017	6
988	平成 28 年意匠・商標・不正競争関係事件の判決の概要 <報告>	原澤敦美・川見唯史	パテント 70(6)=819:2017.6 p.68-83	2017	6
989	中国の知財関連判決紹介 (31) <海外情報>	北京魏啓学法律事務所・北京林達劉知識産権研究所	A.I.P.P.I.	2017	7
990	著作権制度における美的創作物 (応用美術) の保護とその限界 (続編) —制度間調整に基づく著作物相応性画定に向けての多元的アプローチ <Point of View>	作花文雄	コピーライト	2017	7
991	[欧州] 欧州における立体商標の保護—ルービックキューブ判決を受けて <海外注目判決 27>	安原亜湖	知財管理	2017	7
992	中国の知財関連判決紹介 (32) <海外情報>	北京魏啓学法律事務所・北京林達劉知識産権研究所	A.I.P.P.I.	2017	8
993	EUIPO ニュース (108) <海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2017	8
994	2017 年 4 月 1 日施行商標・意匠審査基準の改訂—親会社類似の商標登録が可能に <実務解説>	青木博通	ビジネス法務 17(8):2017.8 p.88-93	2017	8
995	意匠法 7 条における「一意匠」の判断基準—容器付冷菓事件 (平成 28.9.21 知財高判) <判例と実務シリーズ 472>	松本尚子	知財管理 67(8)=800:2017.8 p.1244-1254	2017	8
996	意匠登録がない商品デザインの保護の可能性—著作権法・不正競争防止法の交錯 <講演録>	田村善之	コピーライト 57(676):2017.8	2017	8
997	2017 年における追及権制度の現状と将来 (Window2017)	小川明子	コピーライト 57(676):2017.8	2017	8
998	新規性喪失の例外の適用が否定された事例 (第 1 事件), 信用を害する虚偽事実の告知が認定された事例 (第 2 事件) (平成 29.4.20 大阪地判) (知的財産権判例ニュース)	生田哲郎・佐野辰巳	発明	2017	8
999	Star Athletica 事件合衆国最高裁判決: 実用品のデザインに用いられる美術的特徴が保護適格性を有するか否か (分離可能性) を判断する基準—日本の著作権法における応用美術の保護への示唆	関真也	A.I.P.P.I.	2017	9

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
1000	EUIPO ニュース (109) <海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局 / 訳	A.I.P.P.I.	2017	9
1001	書の権利 (Q&A 著作権相談から)	早稲田祐美子	コピーライト	2017	9
1002	意匠審査基準・創作非容易性の検討 (4) (シリーズデザイン)	鈴木公明	特技懇	2017	9
1003	実用品の著作物 (応用美術) (コピーライト・ビギナー—著作権のボーダーラインを学ぶ判例入門 6)	小坂準記	コピーライト	2017	9
1004	意匠法とデザインの無体的利用,無体物のデザイン : 著作権法との比較において	青木 大也	ジュリスト (1511):2017.10 p.76-81	2017	10
1005	アセアン諸国における部分意匠及び機能的意匠の考察 [Veresdale Ltd v Doerwyn Ltd [2014] 1 LNS 495, F&N Dairies (Malaysia) Sdn Bhd & Others v Tropicana Products, Inc. [2013] 1 LNS 380]	関川 裕, 山口 現	知財管理 67(10)=802:2017.10 p.1469-1478	2017	10
1006	中国の知財関連判決紹介 (35) <海外情報>	北京魏啓学法律事務所・北京林達劉知識産権研究所	A.I.P.P.I.	2017	11
1007	EUIPO ニュース (110) <海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局 / 訳	A.I.P.P.I.	2017	11
1008	3Dプリンタと知的財産法 (知的財産法とビジネスの種 2)	青木大也	ジュリスト	2017	11
1009	知っておきたい最新著作権判決例 (2) (平成 28.11.30 知財高判, 平成 28.10.13 知財高判, 平成 28.4.21 東京地判) <解説> (特集 著作権)	清水敬一	パテント	2017	11
1010	知っておきたい最新著作権判決例 (4) (平成 26.6.23 東京地判) <解説> (特集 著作権)	富井美希	パテント	2017	11
1011	外観の「著作者」は誰か 知財高裁で監修者敗訴 : ファサード意匠の提案に著作物性認めず		日経アーキテクチャ (1107):2017.11.9 p.7-10	2017	12
1012	部分意匠制度についての一考察	鷹取政信	比較法制研究 (国士館大学) (40):2017 p.1-34	2017	12
1013	中国の知財関連判決紹介 (36) <海外情報>	北京魏啓学法律事務所・北京林達劉知識産権研究所	A.I.P.P.I.	2017	12
1014	EUIPO ニュース (111) <海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局 / 訳	A.I.P.P.I.	2017	12
1015	ソフトウェア業界における意匠権の活用 <考察>	岡本智之	パテント 70(13)=826:2017.12 p.101-107	2017	12
1016	展示会に出展された物品の形態に対する不正競争防止法 2 条 1 項 3 号に基づく法的保護について—スティック形状加湿器事件 (平成 28.11.30 知財高判) <判例と実務シリーズ 476>	重富貴光	知財管理	2017	12
1017	ユニットシェルフの商品形態について不正競争防止法 2 条 1 項 1 号の不正競争行為を認めた事例 (平成 29.8.31 東京地判) (知的財産権判例ニュース)	生田哲郎・吉浦洋一	発明	2017	12
1018	画像意匠の最新判例の紹介と画像意匠の保護の検討	原田雅美	デザインプロテクト 2018 No.117 Vol.31-1	2018	0

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
1019	意匠の国際登録制度の近況および同制度利用時の注意点	久保田大輔	デザインプロテクト 2018 No.117 Vol.31-1	2018	0
1020	近畿圏の中小企業の製品デザイン・画像デザイン開発と保護状況、意匠権の活用について	山田繁和	デザインプロテクト 2018 No.117 Vol.31-1	2018	0
1021	中央化学株式会社におけるデザインとその保護の取り組み	八高俊昭、中曽根伸徳	デザインプロテクト 2018 No.117 Vol.31-1	2018	0
1022	図面の省略された意匠登録出願について一意匠審査基準の改訂を例に	青木大也	デザインプロテクト 2018 No.118 Vol.31-2	2018	0
1023	G マーク 60 年の変革——意匠を再考するために	森山明子	デザインプロテクト 2018 No.118 Vol.31-2	2018	0
1024	グローバルにみた機能性と意匠権の保護範囲 III	青木博通	デザインプロテクト 2018 No.118 Vol.31-2	2018	0
1025	意匠法の問題圏 第 18 回—意匠の表現と認定 III (出願意匠・登録意匠の認定)	梅澤 修	デザインプロテクト 2018 No.118 Vol.31-2	2018	0
1026	創作者とは誰か？	石田正泰	デザインプロテクト 2018 No.118 Vol.31-2	2018	0
1027	株式会社ワコールにおける知財ミックスの取り組み	船橋修一	デザインプロテクト 2018 No.118 Vol.31-2	2018	0
1028	三菱ケミカル株式会社における浄水器関連意匠の中国侵害訴訟	古川準一	デザインプロテクト 2018 No.119 Vol.31-3	2018	0
1029	すぐれたデザインを保護する取り組み——「しろうゆ卓上びん」の事案から	鈴木英之、福田裕史、荒井あゆみ、山田晃三	デザインプロテクト 2018 No.119 Vol.31-3	2018	0
1030	グローバルにみた機能性と意匠権の保護範囲 IV	青木博通	デザインプロテクト 2018 No.119 Vol.31-3	2018	0
1031	意匠法の問題圏 第 19 回—意匠の表現と認定 III (出願意匠・登録意匠の認定 2)	梅澤 修	デザインプロテクト 2018 No.119 Vol.31-3	2018	0
1032	アズビル株式会社が考える「人を中心としたオートメーション」のデザイン発想と知的財産	川越浩美	デザインプロテクト 2018 No.119 Vol.31-3	2018	0
1033	意匠権の保護対象と著作権の保護対象—「創作」はいかに画されているか	本山雅弘	デザインプロテクト 2018 No.120 Vol.31-4	2018	0
1034	意匠の類否判断における「物品の類似」と「対比対象」—知財高判平成 29 年 1 月 24 日〔箸の持ち方矯正具〕判決の射程	梅澤 修	デザインプロテクト 2018 No.120 Vol.31-4	2018	0
1035	グローバルにみた機能性と意匠権の保護範囲 V	青木博通	デザインプロテクト 2018 No.120 Vol.31-4	2018	0
1036	景観デザイン——第 1 回 景観デザインとは	藤本英子	デザインプロテクト 2018 No.120 Vol.31-4	2018	0
1037	意匠権・商標権 全体像：法制度の概要 (特集 意匠権・商標権)	青木 博通	情報の科学と技術 68(2):2018 p.50-54	2018	0
1038	ブランド戦略と知的財産 (特集 意匠権・商標権)	齊藤 良平	情報の科学と技術 68(2):2018 p.55-59	2018	0
1039	特許情報プラットフォーム及び画像意匠公報検索支援ツールによる意匠検索の方法 (特集 意匠権・商標権)	宗 裕一郎	情報の科学と技術 68(2):2018 p.60-64	2018	0
1040	知財教育：インフォプロが知財を学習するために (特集 意匠権・商標権)	石川 浩	情報の科学と技術 68(2):2018 p.71-76	2018	0
1041	不正競争・商標・意匠 (2018 年学説の動向)	志賀 典之、末宗 達行、五味 飛鳥	年報知的財産法 2018・ 19 p.122-140	2018	0
1042	インドの知財判決等紹介 (19) <海外情報>	Lakshmikumaran&Sridharan、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2018	1

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
1043	中国の知財関連判決紹介 (46) <海外情報>	北京魏啓学法律事務所・北京林達劉知識産権研究所	A.I.P.P.I.	2018	1
1044	日韓知的財産司法シンポジウム 2018 <特報>	清水節・星大介・早川尚志・大住洋、金元/協力	Law & Technology	2018	1
1045	店舗デザインの不正競争防止法 2 条 1 項 1 号による保護—コメダ珈琲事件 (平成 28.12.19 東京地決) <判例研究>	横山久芳	Law & Technology	2018	1
1046	ファッションデザインの保護と知的財産権 (Q&A 著作権相談から)	早稲田祐美子	コピーライト	2018	1
1047	意匠 <特集>		パテント	2018	1
1048	「デザイン」と「意匠法」—「デザイン経営」に資する「意匠法」を考える契機として (特集 意匠)	峯唯夫	パテント 71(1)=828:2018.1	2018	1
1049	3D データの流通と間接侵害規定の整備について <提言> (特集 意匠)	平成 29 年度日本弁理士会意匠委員会第 1 部会	パテント 71(1)=828:2018.1	2018	1
1050	意匠権侵害訴訟における実施料率についての検証 <報告> (特集 意匠)	布施哲也	パテント 71(1)=828:2018.1	2018	1
1051	優先権主張時における意匠の同一性 <報告> (特集 意匠)	齊藤良平	パテント 71(1)=828:2018.1	2018	1
1052	関連意匠制度に関する提言 <提言> (特集 意匠)	平成 29 年度日本弁理士会意匠委員会	パテント 71(1)=828:2018.1	2018	1
1053	意匠の国際登録制度における「国際出願日」と「国際登録日」 (WIPO 国際出願制度—実務アドバイス)	WIPO 日本事務所	発明	2018	1
1054	意匠分割出願の要件緩和 (7 条適法出願の分割) による意匠制度活性化 <提言>	高野 登志雄, 土井健二, 香原 修也, 帖佐 隆, 山本 典弘, 長賀部 雅子, 神蔵 初夏子, 松田美幸子	パテント 71(1)=828:2018.1 p.57-64	2018	1
1055	「商品デザイン」は著作権で保護されるのか—TRIPP TRAPP 判決の影響を考える	峯唯夫	知財管理	2018	1
1056	商品形態の商品等表示該当性 (平成 29.8.31 東京地判) <知財判例速報>	鈴木將文	ジュリスト	2018	1
1057	インドの知財判決等紹介 (15) <海外情報>	Lakshmikumaran&Sridharan、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2018	2
1058	EUIPO ニュース (113) <海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.	2018	2
1059	建築デザインの法的保護 <講演録>	三村量一	コピーライト	2018	2
1060	商品のデザインと知的財産法 (特集 エンターテインメントと知的財産法)	駒田泰士	月刊法学教室	2018	2
1061	バカラ電子シュー立体商標事件 (平成 29.9.27 知財高判) <知財判例速報>	小林利明	ジュリスト	2018	2
1062	立体商標の登録と「技術的成果を得るために必要な商品の形状」の認定 (EC 企業法判例研究 227)	今野裕之	国際商事法務	2018	2

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
1063	世界を見据えた意匠登録戦略：日本意匠出願を基礎とした米欧中 ASEAN でのデザイン保護戦略	松井 宏記	知財管理 68(2)=806:2018.2 p.155-169	2018	2
1064	店舗デザインの法的保護の現状と課題	横山久芳	学習院大学法学会雑誌	2018	3
1065	特許出願から意匠出願への出願変更の動向と問題点について	粕川敏夫	日本大学知財ジャーナル 11:2018.3 p.39-48	2018	3
1066	EUIPO ニュース (114) <海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2018	3
1067	Clarification of Application for Exception to Lack of Novelty of Design	Naomi Kimoto〔木本直美〕	A.I.P.P.I. International ed.	2018	3
1068	建築デザインにおける表現とアイデア（平成 29.10.13 知財高判） <知財判例速報>	小泉直樹	ジュリスト	2018	3
1069	秘密意匠の第三者への開示についての提案 <提言>	高野 登志雄, 土井健二, 香原 修也, 帖佐 隆, 山本 典弘, 長賀部 雅子, 神蔵 初夏子, 松田美幸子	パテント 71(3)=830:2018.3 p.79-82	2018	3
1070	日本版トレードドレスに関する一考察—店舗外観について不正競争防止法による保護を認めた仮処分決定について	中岡起代子	知財管理	2018	3
1071	白熱！著作権法ゼミ 形態模倣・応用美術を論ずる—「スティック型加湿器事件」を題材として（平成 28. 1. 14 東京地判, 平成 28. 11. 30 知財高判）	伊藤真・高田沙代子・丸田憲和	法律実務研究	2018	3
1072	最近の著作権裁判例について <講演録>	勝又来未子	コピライト	2018	3
1073	試験管型加湿器について, 不正競争防止法 2 条 1 項 3 号に定める不正競争行為の成立が認められ, 応用美術としての著作物性が認められなかった事例—試験管型加湿器事件（平成 28.11.30 知財高判） <判例評釈 179>	諏訪野大	発明	2018	3
1074	商品形態の不正競争防止法第 2 条 1 項 1 号（周知商品等表示混同惹起行為）による保護	鈴木香織	日本大学知財ジャーナル 11:2018.3	2018	3
1075	立体商標保護制度の課題	鷹取政信	最先端技術関連法研究（国土館大学）	2018	3
1076	ファッション・アパレル店舗に対する知的財産法による保護について	小川徹	日本大学知財ジャーナル 11:2018.3	2018	3
1077	中国における GUI 意匠の保護：幫助行為を主張することができるか否か 中国知的財産権訴訟判例解説(第 57 回)北京奇虎科技有限公司 原告 北京江民新技術有限公司 被告[北京知識産権法院 2017.12.25 判決]	河野 英仁	知財ぶりずむ：知的財産情報 16(186):2018.3 p.109-114	2018	3
1078	知的財産権を知る(3)知的財産権と臨床現場との関係性	米川 聡	理学療法ジャーナル 52(3):2018.3 p.246-252	2018	3
1079	中国の知財関連判決紹介 (40) <海外情報>	北京魏啓学法律事務所・北京林達劉知識産権研究所	A.I.P.P.I.63(4):2018.4	2018	4
1080	EUIPO ニュース (115) <海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.63(4):2018.4	2018	4

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
1081	欧州における知的財産法の最近の動向（特集 知財のターニングポイント—日本を取り巻く世界の動き）	松澤美恵子・ディルク・シュスター＝ランゲハイネ	知財管理 68(4)=808:2018.4	2018	4
1082	ターニングポイントを迎えている商標・意匠制度とその活用（特集 知財のターニングポイント—日本の知財業界のターニングポイント）	熊谷英夫	知財管理 68(4)=808:2018.4 p.525-538	2018	4
1083	インドの知財判決等紹介（16）＜海外情報＞	Lakshmikumaran&Sridharan、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.63(4):2018.4	2018	4
1084	著作権の制限規定＜講演録＞	伊藤真	コピライト	2018	4
1085	韓国における最近の商標審査基準及びデザイン審査基準の主要改正内容	白仁慶	A.I.P.P.I.63(5):2018.5	2018	4
1086	シンガポール経済の将来の担い手としてのデザイン（Design）：シンガポール登録意匠法の改正	YEE – SWANBOO・EUGENELAU、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.63(5):2018.5	2018	5
1087	中国の知財関連判決紹介（41）＜海外情報＞	北京魏啓学法律事務所・北京林達劉知識産権研究所	A.I.P.P.I.63(5):2018.5	2018	5
1088	EUIPO ニュース（116）＜海外情報＞	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.63(5):2018.5	2018	5
1089	Notes for Hague System Users to Designate Japan	Keisuke Soeda〔副田圭介〕	A.I.P.P.I. International ed.	2018	5
1090	駐在員から見た韓国の知財と社会（特集 国際業務）	笹野秀生	特技懇	2018	5
1091	日本における“Fashion Law”—服飾デザインの保護をどうはかる？＜トレンドアイ＞	高瀬亜富・山本真祐子	ビジネス法務	2018	5
1092	改正点を網羅的に理解したい人のための第3次改正中国商標法解説（22）—中国商標法10条1項8号、23条、26条、27条と日本語の漢字やデザイン化された文字の取り扱い	森智香子・権鮮枝	発明	2018	5
1093	The Overview of IP-Related Judgments Handed down by Japanese Courts in the Second Half of 2017	Yasufumi Shiroyama〔城山康文〕	A.I.P.P.I. International ed.	2018	5
1094	国内の税関による輸入差止めにおける意匠権活用の調査研究	意匠委員会第2小委員会	知財管理 68(5)=809:2018.5 p.625-637	2018	5
1095	今更聞けないシリーズ(No.131)意匠の調査と類否判断	笹野 拓馬	知財管理 68(5)=809:2018.5 p.696-701	2018	5
1096	ゴルフシャフト・デザイン事件（平成28.12.21知財高判）＜判例研究＞	平井佑希	著作権研究	2018	6
1097	「STELLA McCartney」店舗外観デザイン事件（平成29.4.27東京地判）＜判例研究＞	戸波美代	著作権研究	2018	6
1098	形状が保護されない場合—欧州連合法における保護対象からの除外	Julien SCICLUNA、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.63(6):2018.6	2018	6
1099	中国の知財関連判決紹介（42）＜海外情報＞	北京魏啓学法律事務所・北京林達劉知識産権研究所	A.I.P.P.I.63(6):2018.6	2018	6

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
1100	EUIPO ニュース (117) <海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.63(6):2018.6	2018	6
1101	知的財産関連の動向 WIPO での意匠・商標制度に関する議論		A.I.P.P.I.63(6):2018.6	2018	6
1102	平成 29 年意匠・商標・不正競争関係事件の判決の概観<報告>	磯田直也・西川喜裕	特許 71(7)=834:2018.6 p.103-119	2018	6
1103	商標法・意匠法・不正競争防止法の判例動向と実務家が注目すべきポイント—2017 年の裁判例を振り返る<実務解説>	佐藤力哉・茜ヶ久保公二・栗下清治	ビジネス法務 18(6):2018.6 p.130-137	2018	6
1104	イノベティブデザインの保護に向けたあるべき意匠制度の調査研究	日本知的財産協会意匠委員会第 1 小委員会	知財管理 68(6)=810:2018.6 p.747-757	2018	6
1105	意匠の活用について—登録意匠と公知意匠 (1)	奥野貴男	発明 115(6):2018.6 p.52-55	2018	6
1106	商標審査基準及び商標審査便覧改訂の解説 (商標法 3 条関連を中心に) <解説>	竹原懋・山田朋彦	特許	2018	6
1107	最新判例批評(19)一 意匠登録出願に係る物品が位置物品といえるか否かは、願書の記載等を考慮して、社会通念に照らして判断すべきものである 二 意匠法七条(一意匠一出願)の要件を満たしているとされた事例[知財高裁平 28.9.21 判決] (判例評論(第 713 号))	青木 大也	判例時報 (2368):2018.7.1 p.172-177	2018	7
1108	議題(意匠) 部分意匠 (国際会議資料 カンクン AIPPI 国際総会(2018 年)の議題に対する日本部会の意見(2))	岡部 譲, 中村 知公	A.I.P.P.I.63(7):2018.7 p.628-633	2018	7
1109	Study Reports of the Japanese Group of AIPPI on Questions to be Studied at the AIPPI World Congress in Cancun<Japanese Group Reports>	Hirohito Katsunuma ・ Sumiko Kobayashi 〔小林純子〕・ Kozo Yabe 〔矢部耕三〕・ Hiromichi Aoki 〔青木博通〕・ Yuzuru Okabe 〔岡部譲〕・ Tomohiro Nakamura 〔中村知公〕・ Eiichiro Kubota 〔窪田英一郎〕・ Tsuyoshi Sueyoshi 〔末吉剛〕	A.I.P.P.I. International ed.	2018	7
1110	意匠の活用について—登録意匠と公知意匠 (2)	奥野貴男	発明 115(7):2018.7 p.42-45	2018	7
1111	商品展示会に出展された試験管様の加湿器に関して、(1)「他人の商品」(不正競争防止法 2 条 1 項 3 号) 該当性および保護期間 (同法 19 条 1 項 5 号イ) の始期、並びに (2) 応用美術の著作物性について、それぞれ判断がなされた事例—スティック加湿器事件 (平成 28.11.30 知財高判) <最新判例批評 20>	泉克幸	判例評論	2018	7
1112	改正点を網羅的に理解したい人のための第 3 次改正中国商標法解説 (23) —中国商標法 12 条および 16 条と立体商標および地理的表示	森智香子・権鮮枝	発明	2018	7
1113	EU 商標及び共同体登録意匠—EU 離脱後の英国における保護 <海外情報>	Darren Smyth、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.63(8):2018.8	2018	8

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
1114	インドの知財判決等紹介 (18) <海外情報>	Lakshmikumaran&Sridharan、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.63(8):2018.8	2018	8
1115	EUIPO ニュース (119) <海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.63(8):2018.8	2018	8
1116	機能にのみ基づく意匠の保護除外の基準について(フランス・ヨーロッパ・日本)	麻生典	特許研究 (66):2018.9 p.32-45	2018	9
1117	特許・意匠データから見える「死の谷越え」の成否—日本のイノベーションに求められるものは?	澤井智毅・岡田吉美・道祖土新吾・竹村真一郎・吉田英生・津熊哲朗・最首祐樹・川瀬正巳・平田哲也・伊藤翔子	特許研究 (66):2018.9 p.46-59	2018	9
1118	産業競争力とデザインを考える研究会報告書『「デザイン経営」宣言』について<情報>	久保田大輔	特許研究	2018	9
1119	Acacia v. Audi & Porsche 判決—CJEU,共同体意匠規則第 110 条(1)の補修条項を明確化 C-397/16(Acacia Srl v. Pneusgarda Srl and Audi AG) C-435/16(Acacia Srl and Rolando D'Amato v. Dr. Ing. H.c.F. Porsche AG)併合審理	Kei Enomoto・David E.Musker、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.63(9):2018.9	2018	9
1120	EUIPO ニュース (120) <海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局/訳	A.I.P.P.I.63(9):2018.9	2018	9
1121	Kabushiki Kaisha Sakagami Tekkojo (Plaintiff) v. Commissioner of the Japan Patent Office (Defendant)(平成 30.4.18 知財高判)<IP Case Summaries>	Kunihiro YAMADA	A.I.P.P.I. International ed.	2018	9
1122	知的所有権法の近年の動向 (3) —不正競争防止法	森下梓	ICHIBEN Bulletin	2018	9
1123	商標・トレードドレス侵害における ITC の利用	横川聡子	知財管理	2018	9
1124	商品形態の出所識別力を否定するためのアンケート調査 (平成 30.3.29 知財高判) <知財判例速報>	宮脇正晴	ジュリスト	2018	9
1125	知財アレルギーへのレクイエム♪(Lesson20)意匠とは?	中川 浄宗	発明 115(9):2018.9 p.22-25	2018	9
1126	産業構造審議会知的財産分科会第 6 回意匠制度小委員会配布資料	特許庁	知財ふりずむ : 知的財産情報 16(192):2018.9 p.130-159	2018	9
1127	「デザイン」と「意匠法」: 「デザイン経営」に資する「意匠法」を考える契機として (特集 意匠)	峯 唯夫	パテント 71(12)=839:2018.10 p.5-14	2018	10
1128	3D データの流通と間接侵害規定の整備について (特集 意匠)	佐藤 英二, 谷口登, 五味 飛鳥, 梶並 順, 鈴木 学, 駒場 大視	パテント 71(12)=839:2018.10 p.15-19	2018	10
1129	意匠権侵害訴訟における実施料率についての検証 (特集 意匠)	布施 哲也	パテント 71(12)=839:2018.10 p.20-26	2018	10
1130	優先権主張時における意匠の同一性 (特集 意匠)	齊藤 良平	パテント 71(12)=839:2018.10 p.27-32	2018	10

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
1131	関連意匠制度に関する提言 (特集 意匠)	杉本 ゆみ子, 土井健二, 香原 修也, 谷口 登, 野村 慎一, 梅澤 修, 森 有希, 布施 哲也, 安立 卓司	パテント 71(12)=839:2018.10 p.33-39	2018	10
1132	産業構造審議会知的財産分科会 第 7 回意匠制度小委員会配布資料	特許庁	知財ぷりずむ : 知的財産情報 17(193):2018.10 p.117-145	2018	10
1133	産業構造審議会知的財産分科会 第 8 回意匠制度小委員会配布資料	特許庁	知財ぷりずむ : 知的財産情報 17(193):2018.10 p.84-116	2018	10
1134	EUIPO ニュース (121) <海外情報>	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局 / 訳	A.I.P.P.I.63(12):2018.12	2018	11
1135	Arpege Co., Ltd.(Plaintiff) v. Laisse Passe Co., Ltd.(Defendant)(平成 30.7.19 知財高判)<IP Case Summaries>	Kunihiro YAMADA	A.I.P.P.I. International ed.	2018	11
1136	意匠商標分野における弁理士の成長過程について <提言> (特集 弁理士の教育への道しるべ—教育の方法論の模索)	松井宏記	パテント 71(13)=840:2018.11	2018	11
1137	EU における意匠—保護する価値があるのか, それとも技術的機能によって定められるものなのか?	Christian Thomas 日本国際知的財産保護協会事務局 / 訳	A.I.P.P.I.63(12):2018.12	2018	12
1138	知的財産関連の動向		A.I.P.P.I.63(12):2018.12	2018	12
1139	ゴルフクラブシャフトデザイン事件—応用美術の著作物性の有無が争われた事例 (平成 28.12.21 知財高判) (知っておきたい最新著作権判決例) <紹介>	高畑聖朗	パテント	2018	12
1140	主要国の不正競争防止法 (前) <特集>		パテント	2018	12
1141	不正競争防止法による商品形態模倣防止の国際比較 <紹介> (特集 主要国の不正競争防止法 (前))	鷲健志	パテント	2018	12
1142	商品の形態および外観の模倣防止に適用可能な韓国の不正競争防止法 <紹介> (特集 主要国の不正競争防止法 (前))	金元・徐蓮珠	パテント	2018	12
1143	ドイツ不正競争防止法及びその模倣品からの保護 <紹介> (特集 主要国の不正競争防止法 (前))	AnjaBarabas	パテント	2018	12
1144	スイス不正競争防止法における商品の形態及び外観の模倣防止について <紹介> (特集 主要国の不正競争防止法 (前))	MarkusR.Frick・ManuelBigler	パテント	2018	12
1145	モノの形を保護する手段の法域の検討—著作権を中心として, 意匠法, 商標法, 不正競争防止法	川瀬幹夫・北岡弘章・城田晴栄・西山忠克・伊藤由里・松田真・本多伸介	パテント 71(14)=841:2018.12 p.94-98	2018	12
1146	2018 年 AIPPI 総会—カンクン (2) <国際会議報告>	小林純子・青木博通	A.I.P.P.I.63(12):2018.12	2018	12
1147	コマダ珈琲店訴訟 店舗内外装の模倣には不正競争防止法で対処 (稼げる 特許 商標 意匠 ; 注目事例)	渡辺 光	エコノミスト 96(47)=4578:2018.12.4 p.23-25	2018	12

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
1148	景観デザイン——第2回 屋外広告物と景観	藤本英子	デザインプロテクト 2019 No.121 Vol.32-1	2019	0
1149	意匠法の問題圏 第20回 – 意匠の表現と認定 V	梅澤 修	デザインプロテクト 2019 No.121 Vol.32-1	2019	0
1150	日清食品グループにおけるオープン&クローズ戦略と知財ミックスの取り組み	川瀬徹也	デザインプロテクト 2019 No.121 Vol.32-1	2019	0
1151	日米欧中韓の意匠制度の差異が意匠登録の動向に与える影響の実証分析	吉岡 (小林) 徹	デザインプロテクト 2019 No.122 Vol.32-2	2019	0
1152	意匠法の問題圏 第21回 – 意匠の表現と認定 VI	梅澤 修	デザインプロテクト 2019 No.122 Vol.32-2	2019	0
1153	株式会社マーナにおけるデザインの取り組み	佐野晶子	デザインプロテクト 2019 No.122 Vol.32-2	2019	0
1154	デザイン分野におけるオープンイノベーション	石田正泰	デザインプロテクト 2019 No.122 Vol.32-2	2019	0
1155	景観デザイン——第3回 土木と景観——シビックデザイン	藤本英子	デザインプロテクト 2019 No.122 Vol.32-2	2019	0
1156	EUIPO ニュース(123)<海外情報>(1)メキシコ, TMclass の協調データベースから用語リストを利用 p67,(2)TM5 年次会合, 11月1日~2日に開催 p67~68,(3)ID5 年次会合, 11月5日~6日に開催 p68,<商標編>(1)欧州一般裁判所(GC)の判決—Device of a Tyre Tread 事件 p68~70,(2)欧州一般裁判所(GC)の判決—Form Einer Flasche(3D)事件 p70~71,(3)EUIPO 審判部の審決—Lovebook 事件 p71~72	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.	2019	1
1157	国際出願制度 <特集>		特技懇	2019	1
1158	三菱電機グループにおける国際出願制度の利用について (特集 国際出願制度)	前川武之・村上加奈子	特技懇	2019	1
1159	我が国加入以降の意匠の国際登録に関するハーグ制度の動向について (特集 国際出願制度)	玉虫伸聡	特技懇	2019	1
1160	商品の形態及び外観の模倣防止に適用できるアメリカのランハム法及びコモンローに基づくトレードドレス <解説> (特集 主要国の不正競争防止法(後))	荒木源二・ジェニファ-テイラー	パテント	2019	1
1161	商品形態が商品等表示に該当するための要件と、それに関連する証拠 <論説・解説>	宮脇正晴	Law & Technology	2019	1
1162	主要国の不正競争防止法(後) <特集>		パテント	2019	1
1163	イタリアにおける民法の不正競争防止条項による商品の形態及び外観の模倣防止について <解説> (特集 主要国の不正競争防止法(後))	LuigiMansani・FedericoFusco	パテント	2019	1
1164	英国の詐称通用法による商品の形態及び外観の保護について <解説> (特集 主要国の不正競争防止法(後))	NevilleCordell・AlexWoolgar	パテント	2019	1
1165	EUIPO ニュース(124)<海外情報>(1)ガイドラインの迅速な改正 p79,(2)欧州一般裁判所, TMview の公的性格を確認 p80,(3)意匠保護に関するEU法制度の評価 p80,<商標編>(1)欧州一般裁判所(GC)の判決—SALOSPIR 事件 p80~82,(2)欧州一般裁判所(GC)の判決—Wild Pink 事件 p82~83,(3)欧州一般裁判所(GC)の判決—Device of Four Crossing Lines(図形)事件 p83~84,<意匠編>(1)欧州一般裁判所(GC)の判決—Electrically Operated Lifting Column 事件 p84~86	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I.64-2, p79~86	2019	2

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
1166	知財価値評価<特集>知的財産価値評価についての最新動向(小林 誠) p3~19,事業に活用される知的財産の価値評価—知財ビジネス評価書の作成を通じて(松本浩一郎) p20~30,知財のビジネス価値評価と経営デザインシート<紹介>(仁科雅弘) p31~40,中国の特許価値評価に関する研究及び応用現状(李 慧・劉 二) p41~48,特許権譲渡における価値評価—知財デューデリジェンスを通しての特許権の価値(齊藤尚男) p49~55,大学特許価値評価手法の提案<提言>(平成30年度知的財産経営センター価値評価第1事業部評価書活用グループ) p56~64	小林誠・松本浩一郎・仁科雅弘・李慧・劉二・齊藤尚男・平成30年度知的財産経営センター価値評価第1事業部評価書活用グループ	パテント 72-2, p3~64	2019	2
1167	服飾デザインと著作権法による保護—米国連邦最高裁判所 2017年3月22日判決 Star Athletica, L.L.C. v. Varsity Brands, Inc., et al., 580 U.S. (2017)<英米法研究 81>	田中豊	法律のひろば	2019	2
1168	「キッコーマン社製しょうゆびんデザイン」に係るロシアFASの決定をめぐって	後藤晴男・大塚一貴・原亮太・荒井あゆみ	A.I.P.P.I.64-2, p8~34	2019	2
1169	ハーグ制度の国際公表 (WIPO 国際出願制度—実務アドバイス)	WIPO 日本事務所	発明 116-3, p67	2019	3
1170	日本における意匠調査のプロセスと留意点—意匠調査の「縦軸」と「横軸」を意識して	恩田誠・森有希	知財管理 69-3, p330~341	2019	3
1171	米国意匠 3D 意匠のより広い権利取得の可能性—平面(2D) 図面による立体(3D) 意匠の開示・特定が認められた事例 In Re Ron Maatita CAFC 判決に基づく考察<考察>	金野豊彦	パテント 72-3, p108~113	2019	3
1172	改変への包括的な黙示の同意と同一性保持権—食品包装デザイン事件(平成29.11.30 東京地判)<判例研究>	比良友佳理	知的財産法政策学研究(北海道大学大学院) 53, p277~337	2019	3
1173	EUIPO ニュース(125)<海外情報>(1)意匠保護に関する EU 法制度の評価(意見公募) p61,(2)オーストリア特許庁,商標電子出願を施行 p61~62,(3)ラトビア特許庁,品質管理システムを実施 p62,(4)キプロス,過去ファイルの収録保存プロジェクトを実施 p62,(5)IP オーストラリア, TMclass に参加 p62~63,(6)ブルネイ, TMview 及び DesignView に参加 p63,(7)モナコ, TMview に参加 p63,(8)EUIPO 長官決定及び通達のアップデート p63,<商標編>(1)欧州一般裁判所(GC)の判決—SPINNING 事件 p63~65,(2)欧州一般裁判所(GC)の判決—ST ANDREWS 事件 p65~66,(3)欧州一般裁判所(GC)の判決—CAMOMILLA 事件 p66~67,<意匠編>(1)欧州一般裁判所(GC)の判決—SPU “LUNGEN FU” R W.C.(WASSER-)事件 p67~68,(2)EUIPO 審判部の審決—2018年11月30日,R1630/2017-3,Stiefel p68~69	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局 / 訳	A.I.P.P.I.64-3, p61~69	2019	3
1174	ファッションデザインの法的保護—不正競争防止法 2条1項3号	山本真祐子	発明 116-4, p55~57	2019	4
1175	欧州・ドイツにおけるデザイン保護の動向とわが国の意匠法への示唆—「物品」の位置づけをめぐって(特集つながりと知財—価値を見出す)	本山雅弘	知財管理 69-4, p584~600	2019	4
1176	外国企業に係る中国意匠権侵害紛争の上訴案件分析<考察>	張曉川	パテント 72-5, p97~101	2019	4
1177	ファッションデザインの法的保護 (知的財産法とビジネスの種 18)	高瀬亜富	ジュリスト 1530, p78~79	2019	4

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
1178	特許庁におけるデザイン経営と知財訴訟制度改革<コラム>	宗像直子	Law & Technology 83, p70~71	2019	4
1179	EUIPO ニュース(126)<海外情報>(1)偽造防止「ブロッカソン」フォーラム p64,(2)スウェーデン,商標及び意匠に関する新オンラインサービスを開始 p65,(3)ロカルノ分類第 12 版 p65,<商標編>(1)欧州一般裁判所(GC)の判決—fino Cyprus Halloumi 事件 p65~67,(2)欧州一般裁判所(GC)の判決—PAP PAPOUIS HALLOUMI 事件 p67~68,(3)欧州一般裁判所(GC)の判決—LV POWER ENERGY DRINK 事件 p69~70,(4)EUIPO 審判部の審決 p70,<意匠編>(1)欧州一般裁判所(GC)の判決—Spray Guns for Paint 事件 p71~72,(2)EUIPO 審判部の審決—Key rings 事件 p72	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I. 64-4, p64~72	2019	4
1180	インドの知財判決等紹介(22)<海外情報>(1)M/S Crocs Inc USA v. Bioworld Merchandising India Ltd. & Anr. 事件 p43~45,(2)Whatman International Limited v. P. Mehta & Ors. 事件 p45~47,(3)La Renon Health Care Pvt. Ltd. v. Union of India, Controller of Patents, IPAB & Kibow Biotech Inc. 事件 p47~50	Lakshmikumaran & Sridharan、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I. 64-4, p43~50	2019	4
1181	商標・意匠制度からみた著作権制度—制度間競争とその調整	青木博通	発明 116-5, p60~63	2019	5
1182	商品包装デザインの著作物性と著作者人格権に関する法律行為—商品包装デザイン事件(平成 29.11.30 東京地判)<判例評釈 183>	三浦正広	発明 116-5, p42~47	2019	5
1183	意匠権侵害訴訟における部分意匠の類否判断—公知意匠・機能・位置の参酌(平成 30.11.6 大阪地判,平成 29.11.9 大阪高判,平成 28.1.27 知財高判)<考察>	中所昌司	パテント 72-6, p91~103	2019	5
1184	感性と知的財産権 (シリーズデザイン)	鈴木公明	特技懇 293, p160~161	2019	5
1185	Overview of Intellectual Property Judgments by Japanese Courts in the Second Half of 2018	Yasufumi SHIROYAMA [城山康文]	A.I.P.P.I. International ed. 44-3, p163~183	2019	5
1186	知的財産関連の動向 (1) WIPO 商標・意匠常設委員会の議論 p66~68, (2) AIPPI p69~73		A.I.P.P.I. 64-5, p66~73	2019	5
1187	EUIPO ニュース(127)<海外情報>(1)新世代型ガイドライン p59,(2)CP10(インターネットでの意匠開示の評価基準)に対する意見公募 p59~60,(3)EUIPO と EAPO との協力関係強化 p60,(4)OEPM,過去ファイルのキャプチャ及び保存作業が完了 p60,<商標編>(1)欧州一般裁判所(GC)の判決—MONSTER DIP 事件 p60~61,(2)欧州一般裁判所(GC)の判決—EIN KREIS MIT ZWEI PFEILEN 事件 p62~63,(3)EUIPO 審判部の審決—Colour Purple 事件 p63~64,(4)EUIPO 審判部の審決—DEVICE OF A BLUE SQUARE 事件 p64,<意匠編>(1)欧州一般裁判所(GC)の判決—Support Pillows 事件 p65	欧州連合知的財産庁、日本国際知的財産保護協会事務局／訳	A.I.P.P.I. 64-5, p59~65	2019	5
1188	英国知的財産法による衣服のデザインの保護—Guild v Eskandar Ltd 判決を参考として	内田剛	発明 116-6, p56~59	2019	6

#	タイトル	著者	雑誌名	年	月
1189	中国における意匠権評価報告書の取得と活用について (知的財産 Q&A181)	日本知的財産協会 意匠委員会第1小委員会	知財管理 69-6, p857~861	2019	6
1190	平成 30 年意匠・商標関係事件の判決の概観<報告>	西川喜裕	パテント 72-7, p115~124	2019	6
1191	商業建築デザインの保護と利用のバランス (知的財産法とビジネスの種 20)	中川隆太郎	ジュリスト 1533, p90~ 91	2019	6
1192	意匠法改正の持つ実務上の意義, 影響 (HOT/COOL Player)	井口加奈子	NBL 1148, p1	2019	6

禁 無 断 転 載

令和元年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

新たなタイプの意匠及び部分意匠の審査に関する
調査研究報告書

令和2年2月

請負先 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1

郵政福祉琴平ビル 4階

電話 03-3591-5301

FAX 03-3591-1510

URL <http://www.aippi.or.jp/index.html>

E-mail japan@aippi.or.jp